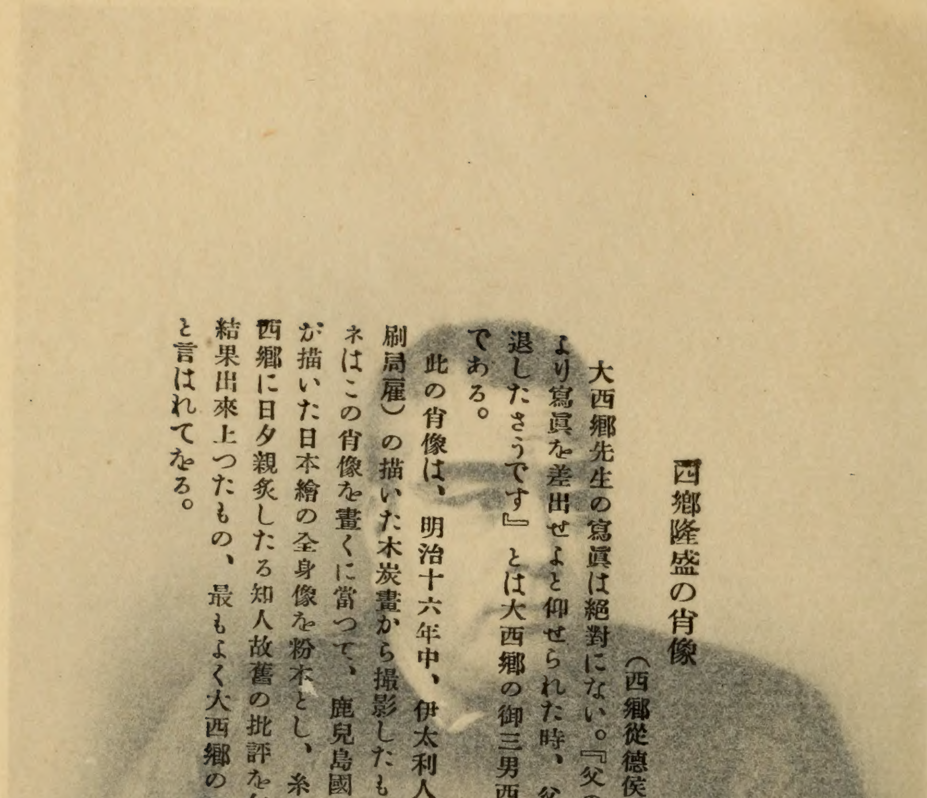


大西鄉全集

頭山滿書

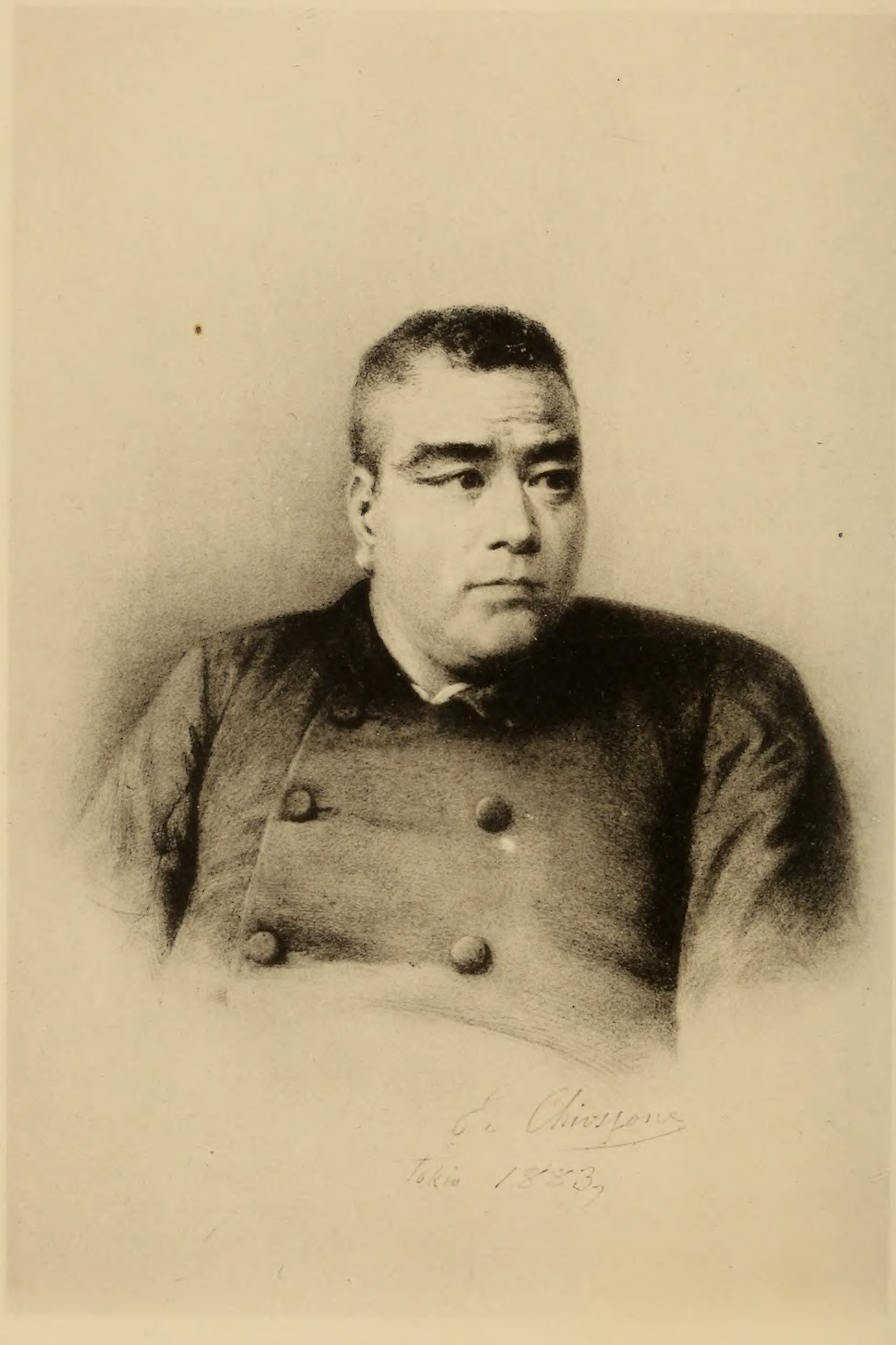


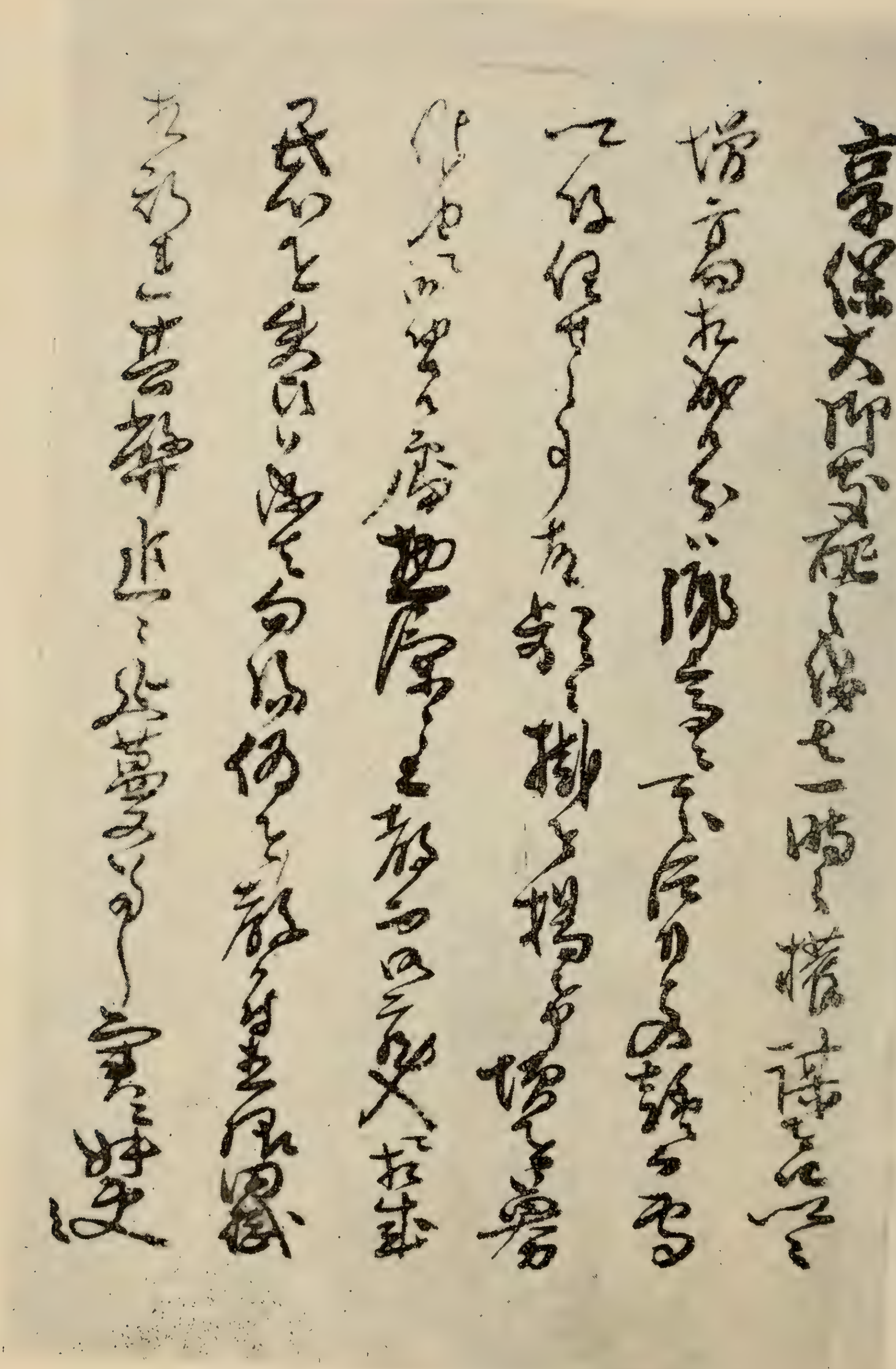
西郷隆盛の肖像

（西郷從德侯爵家所藏）

大西郷先生の寫眞は絶對にない。『父の存命中、明治天皇より寫眞を差出せよと仰せられた時、父は寫眞だけはと辭退したさうです』とは大西郷の御三男西郷午次郎氏の直話である。

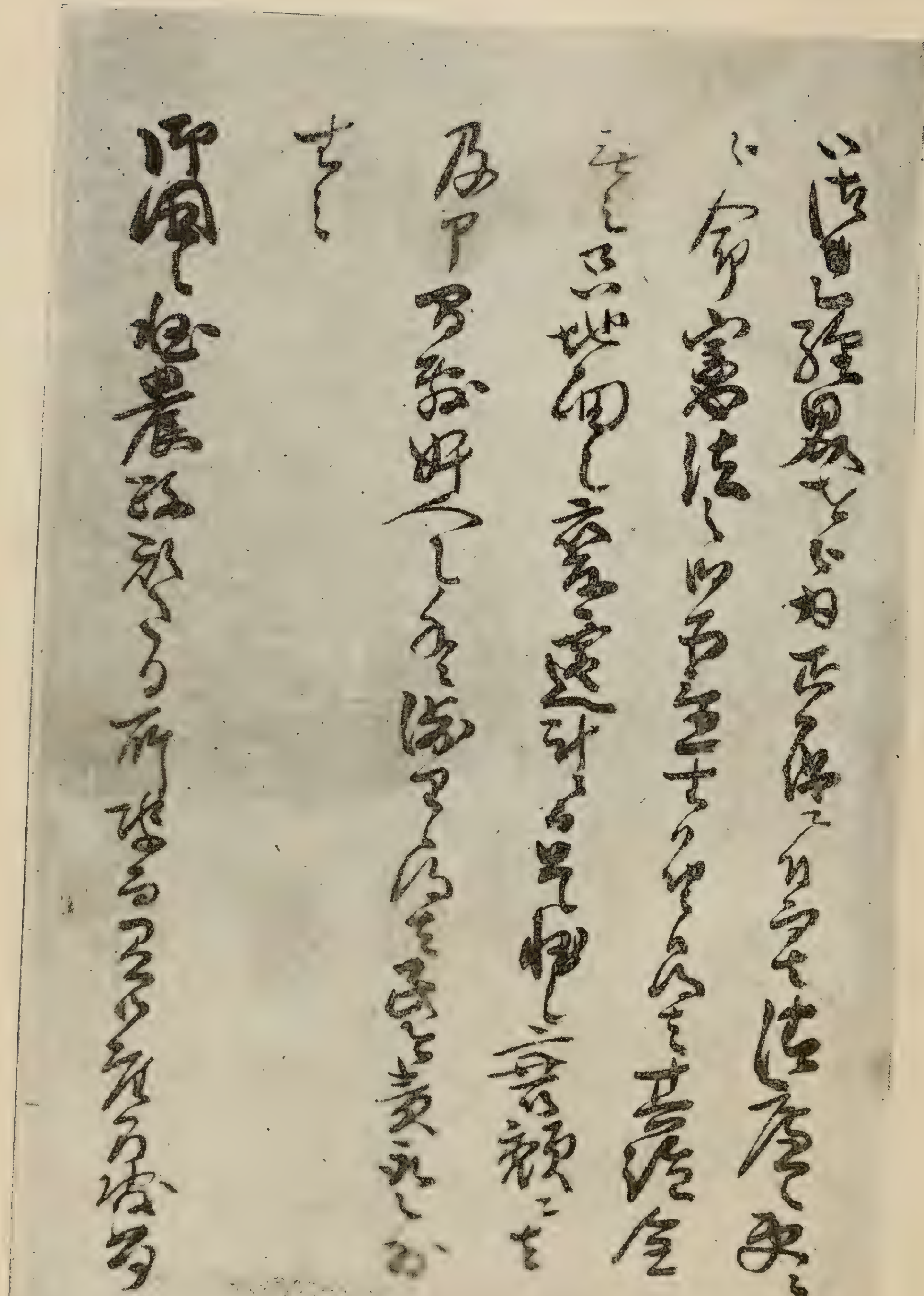
此の肖像は、明治十六年中、伊太利人キヨソネ（當時印刷局雇）の描いた木炭畫から撮影したものである。キヨソネはこの肖像を畫くに當つて、鹿兒島國分の畫家服部英龍が描いた日本繪の全身像を粉本とし、糸子未亡人を始め、西郷に日夕親炙したる知人故舊の批評を乞ひ、苦心訂正の結果出來上つたもの、最もよく大西郷の面影を傳ふるものと言はれてゐる。


E. Chiossone
Tokio 1883



農政に關する上書〔本文一一、一三、參照〕
（島津忠重公爵家所藏）

為ニ青血ヲ濺キ屍ヲ曝シ骸ヲ
丹心ヲ黄泉ニ留メ着キ下ル候得ハ御忠孝ヲ盡
積年ノ流弊ヲ一洗シテ満朝人心ヲ
清廉ノ風ヲ起シテ上下ヲシテハ格別ニ
御深慮ヲ守ルノ様ニ致
御功績前ノ事ヲ存テ深ク思召ス所ヲ奉存



して百姓ゝ伊豆ゝ駿河ゝ遠江の国ゝ[illegible]
[illegible]
[illegible]
牛馬[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

御同御触之趣承知仕候 一 [illegible]

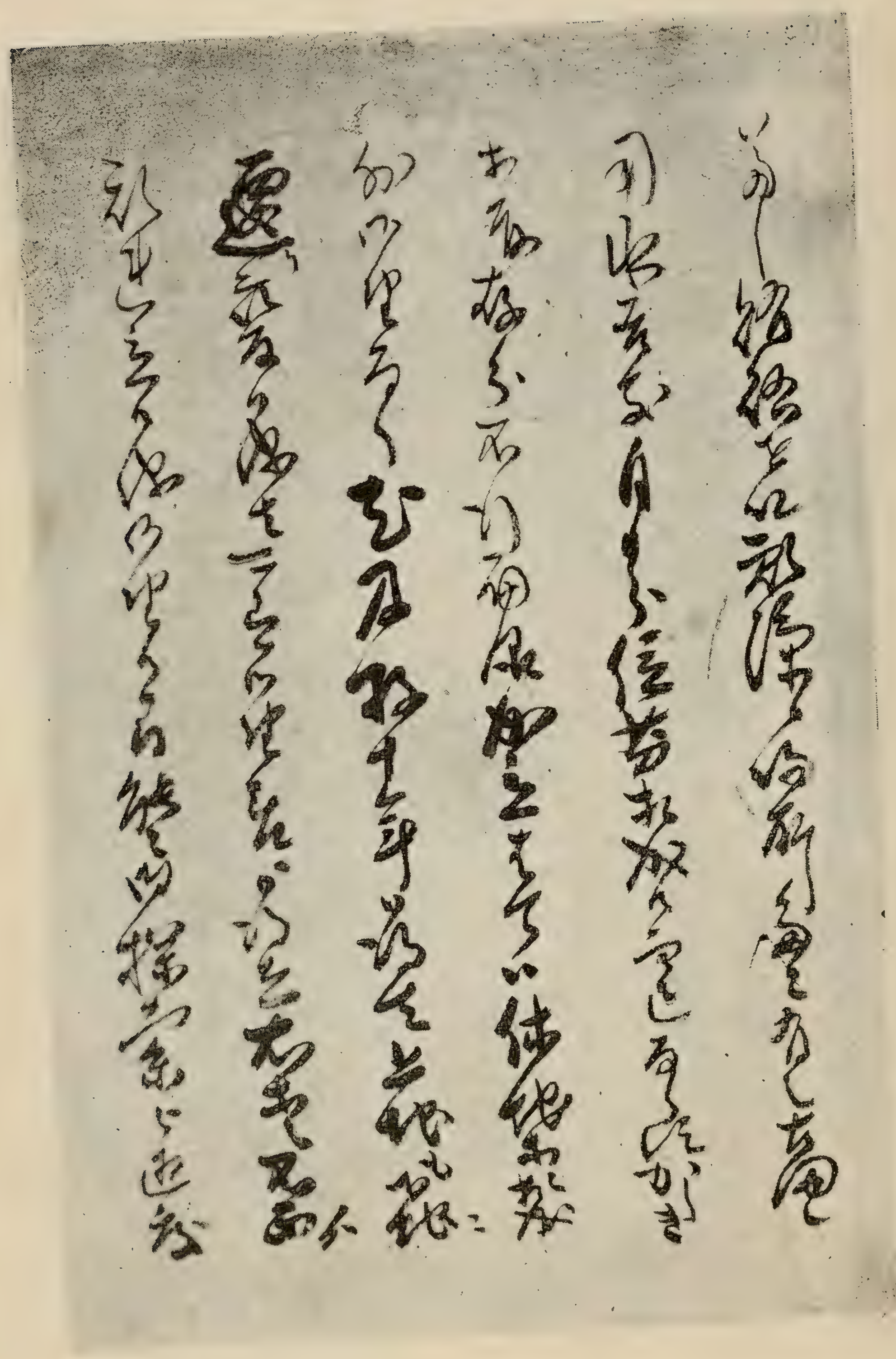
此後者[illegible]年[illegible]仕[illegible]何分御[illegible]

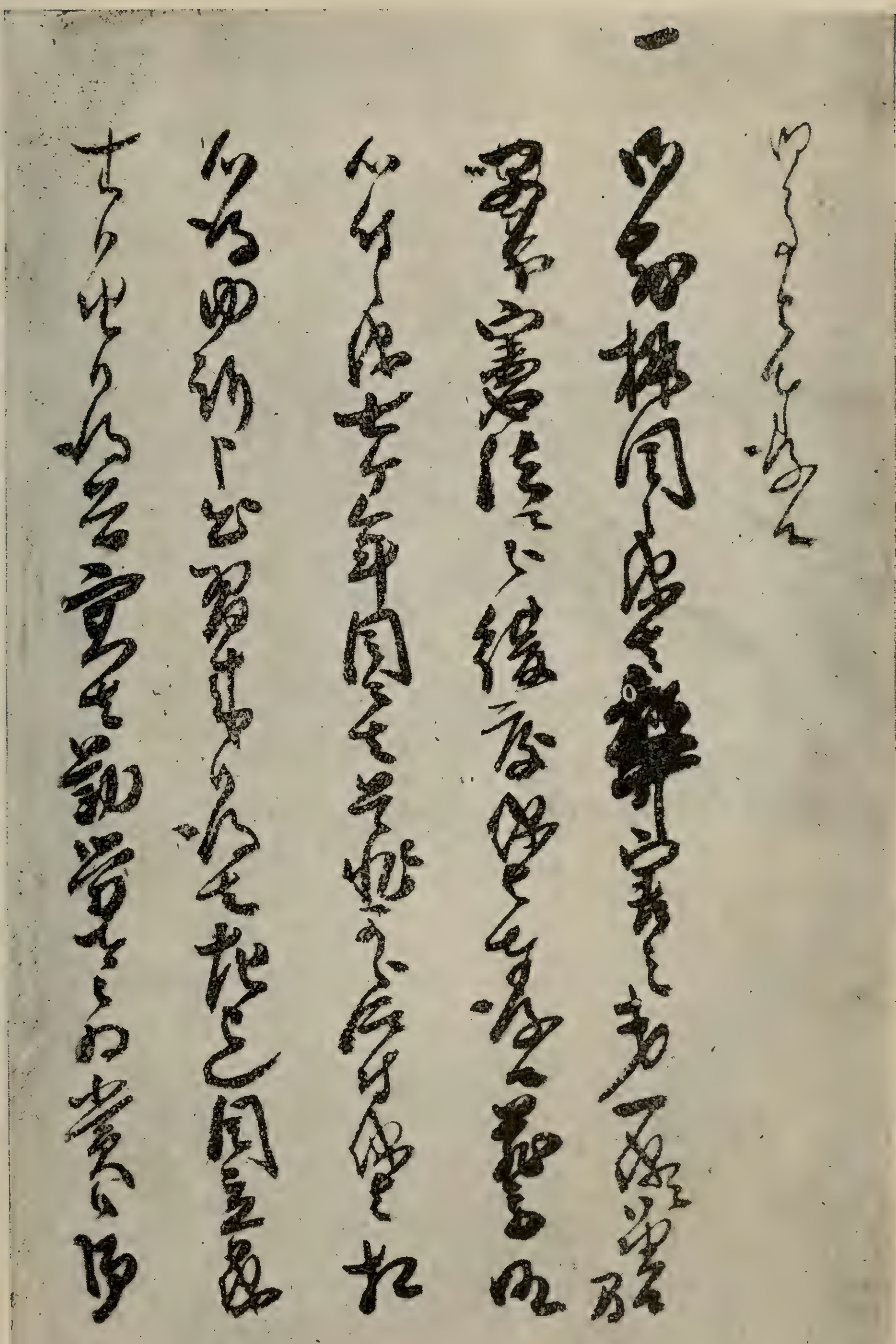
少年之田[illegible]之大小[illegible]

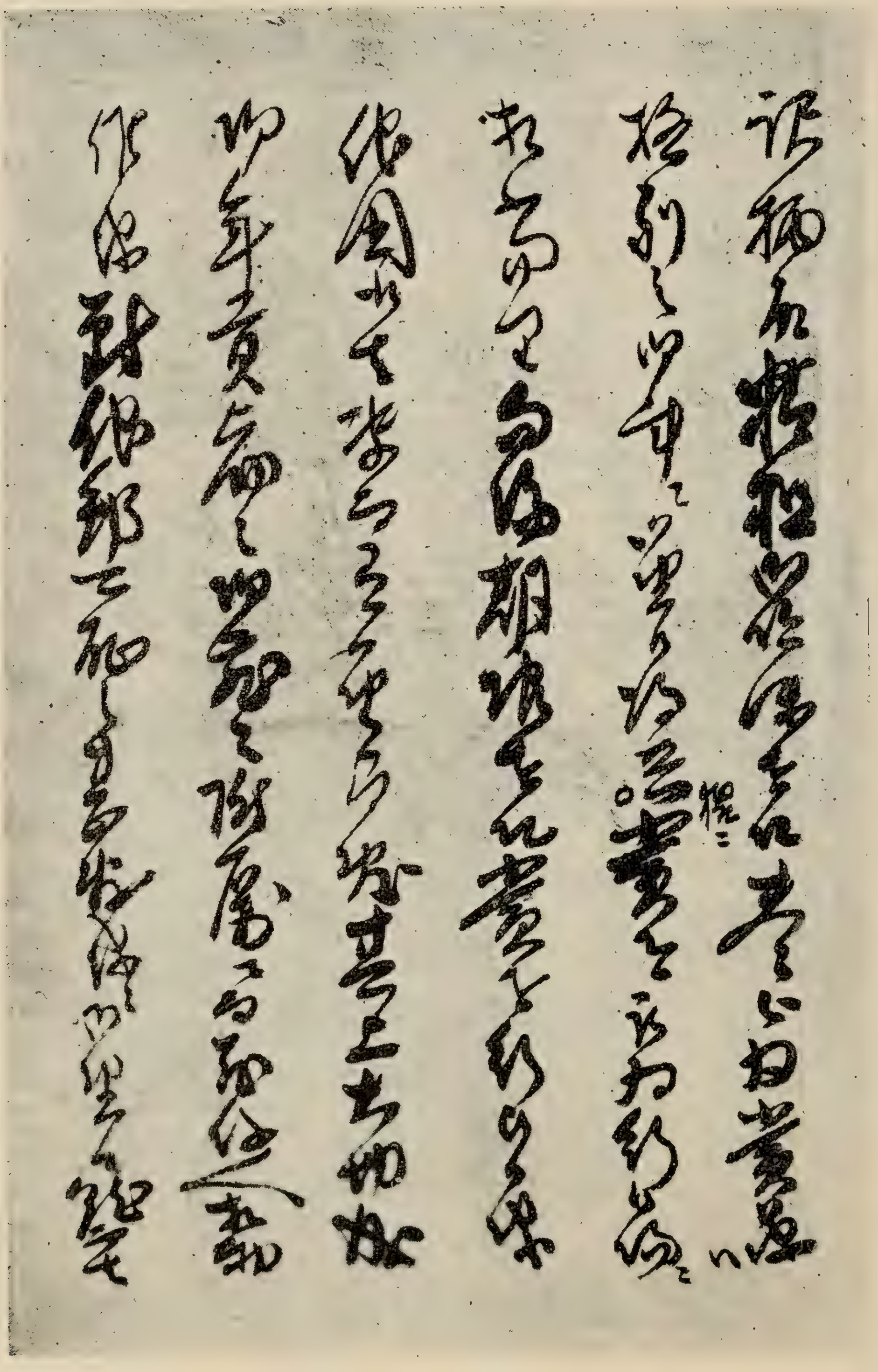
又家ニ[illegible]

一 [illegible]

地図[illegible]







紀州[illegible]人[illegible]候[illegible]

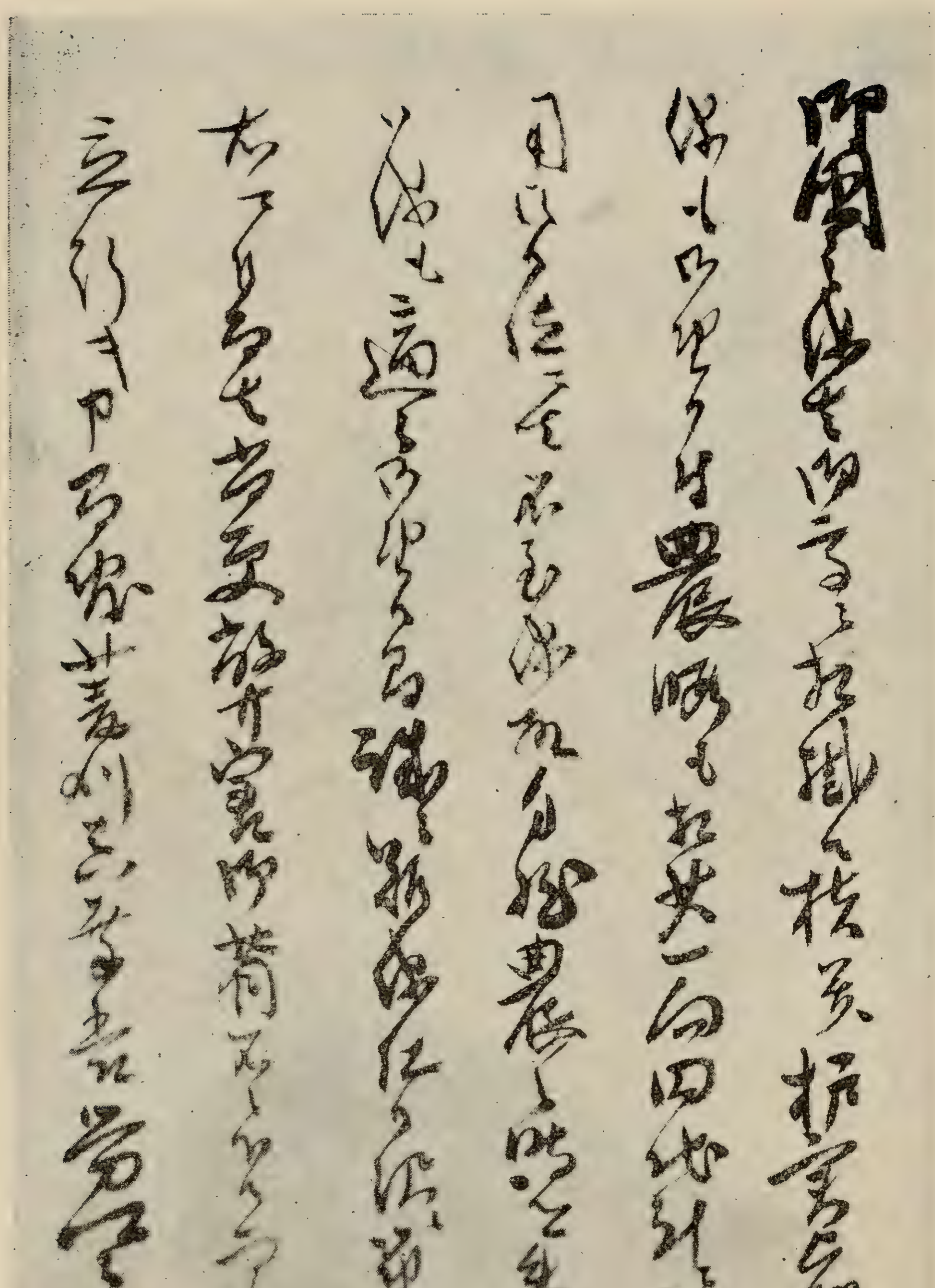
又去年[illegible]

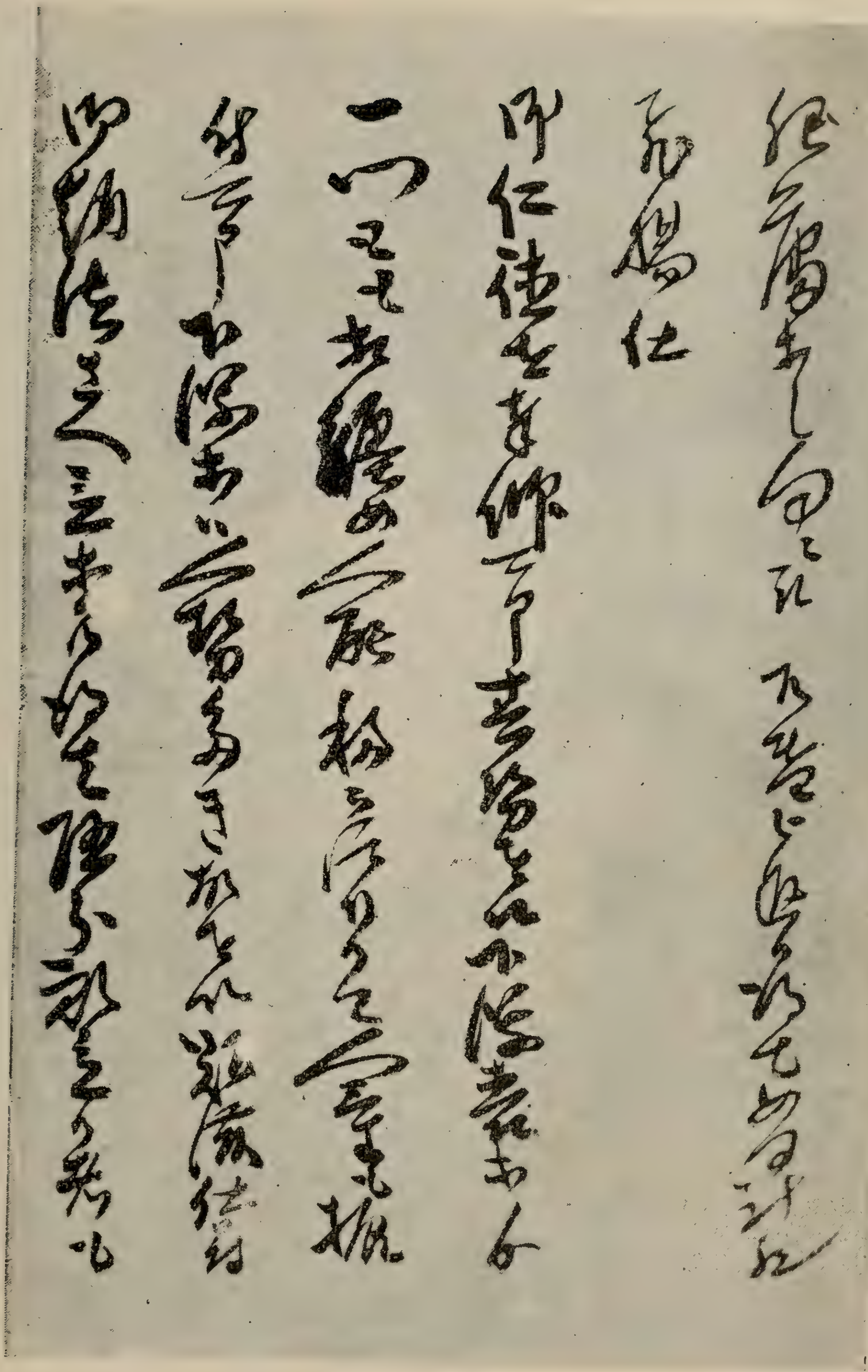
[illegible]

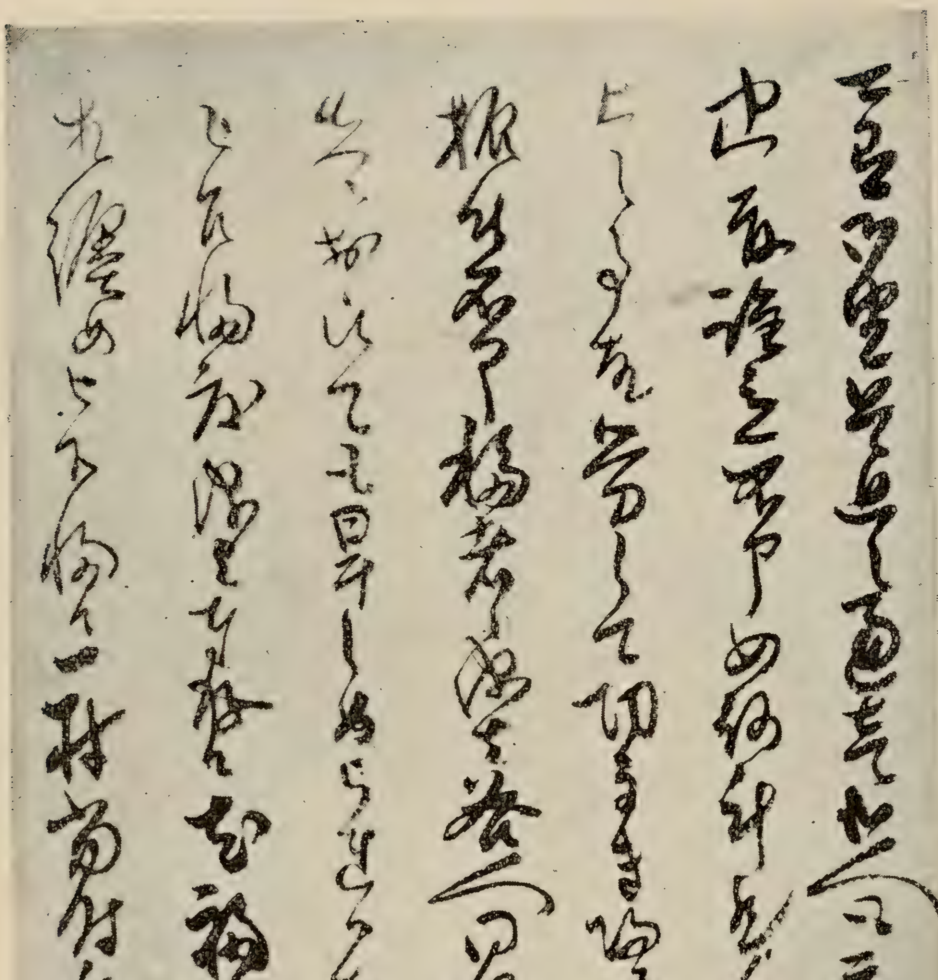
[illegible]

[illegible]一段[illegible]

[illegible]一[illegible]







猶又四郎兵衛ニ申上候由候大宮[illegible]

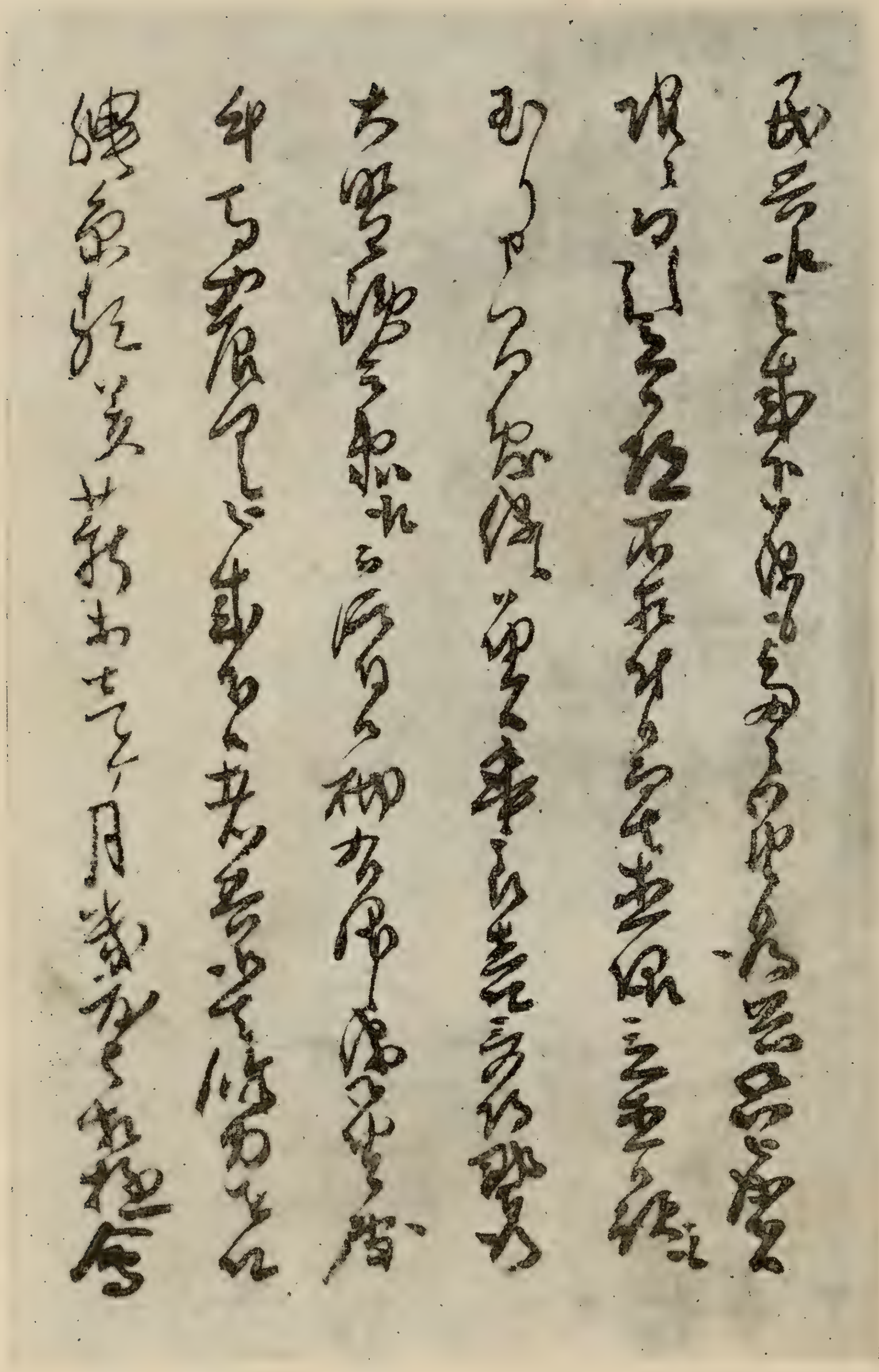
[illegible]の[illegible]御[illegible]

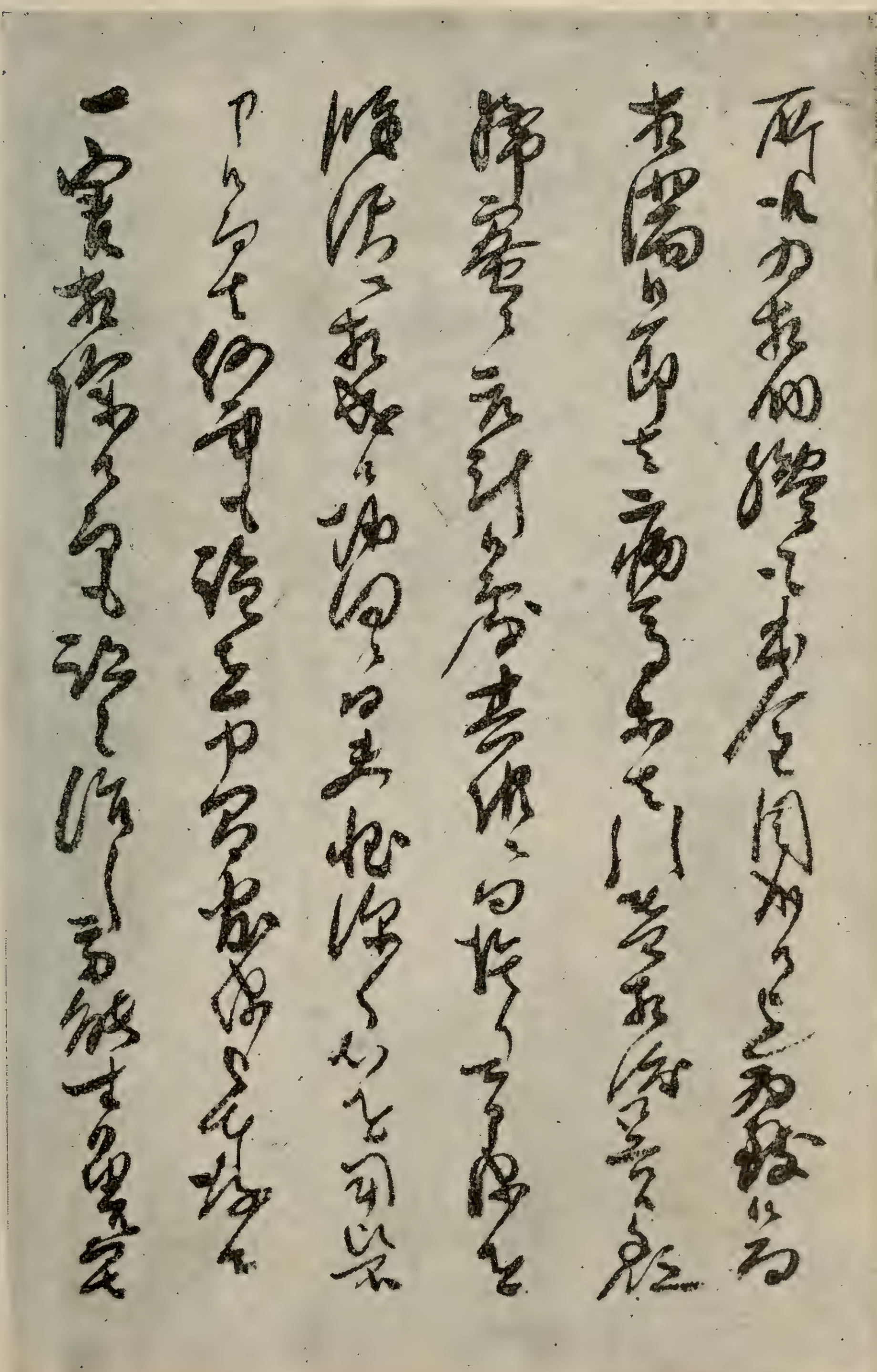
[illegible]

[illegible]

[illegible]

一 [illegible]





其利も存候ニ又一利ツゝ出シ可然義候ハ不

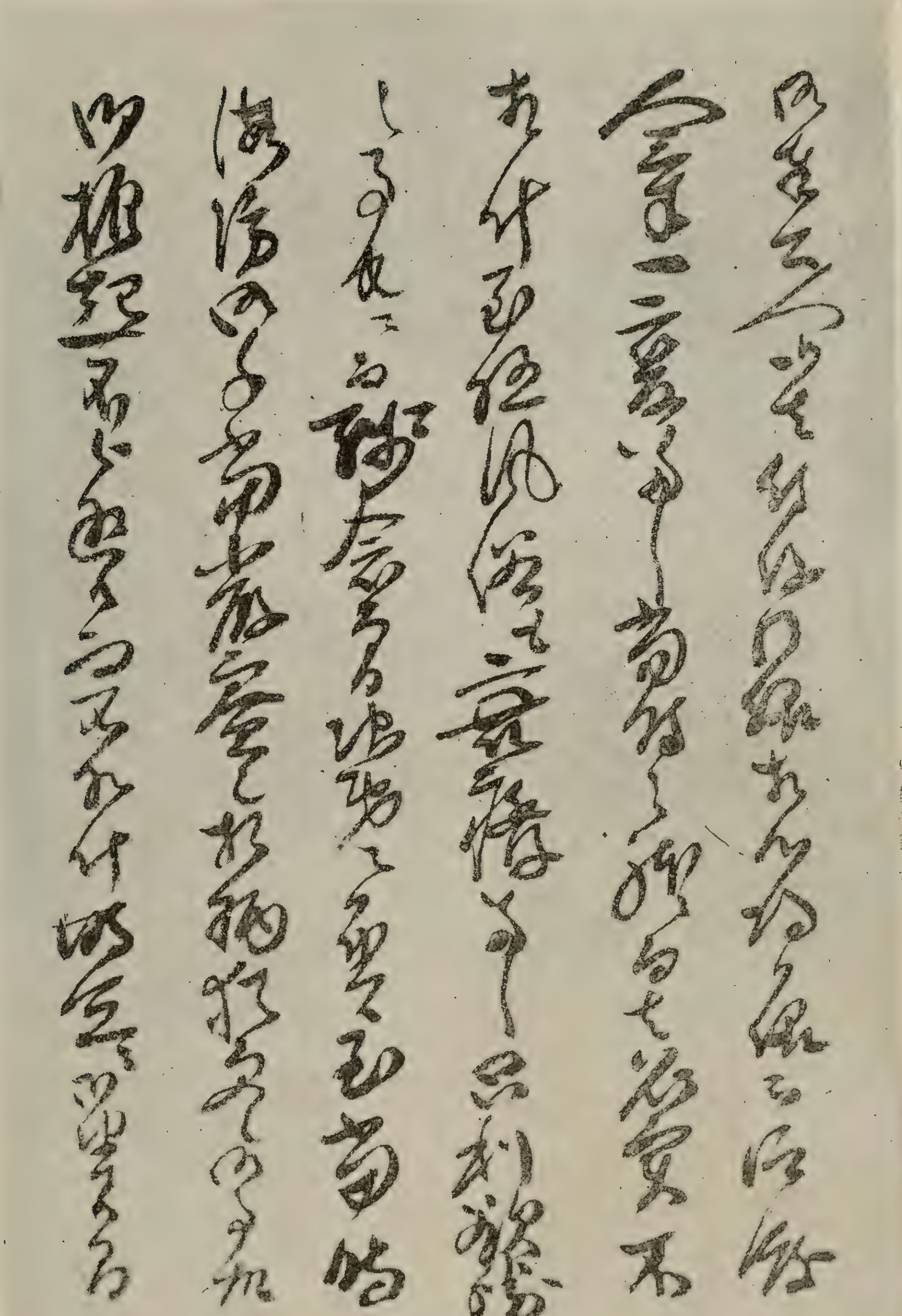
アうちも其段御分別可有御座候 御

事ニ候 [illegible]

一 御国之儀御師ニ付 [illegible] 御返事 [illegible]

去ル若土料ニ而 [illegible] ニ付ても [illegible]

御 [illegible] ニ而 [illegible] 谷田 [illegible]



去便ニ而結構[illegible]

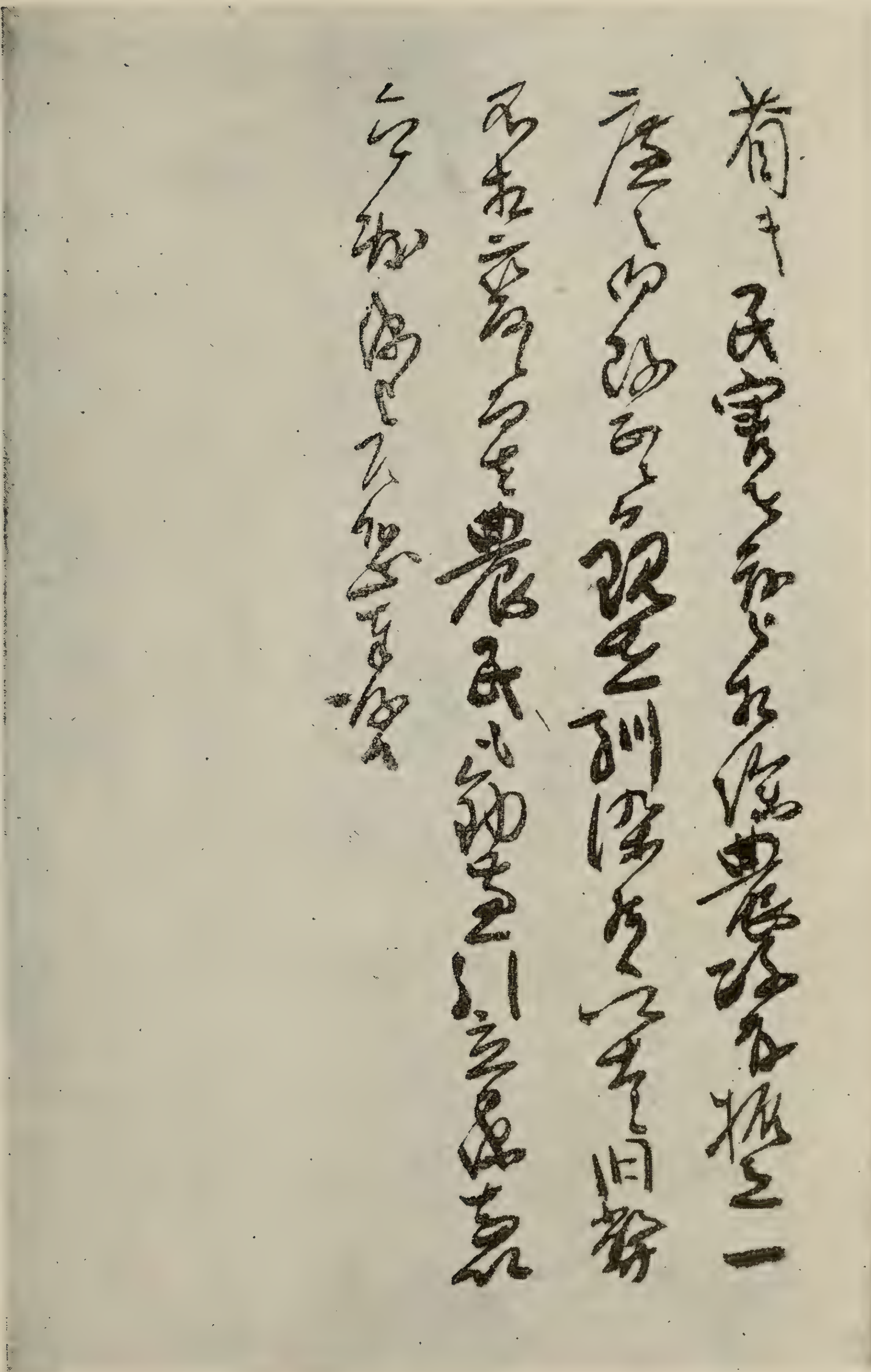
[illegible]人[illegible]

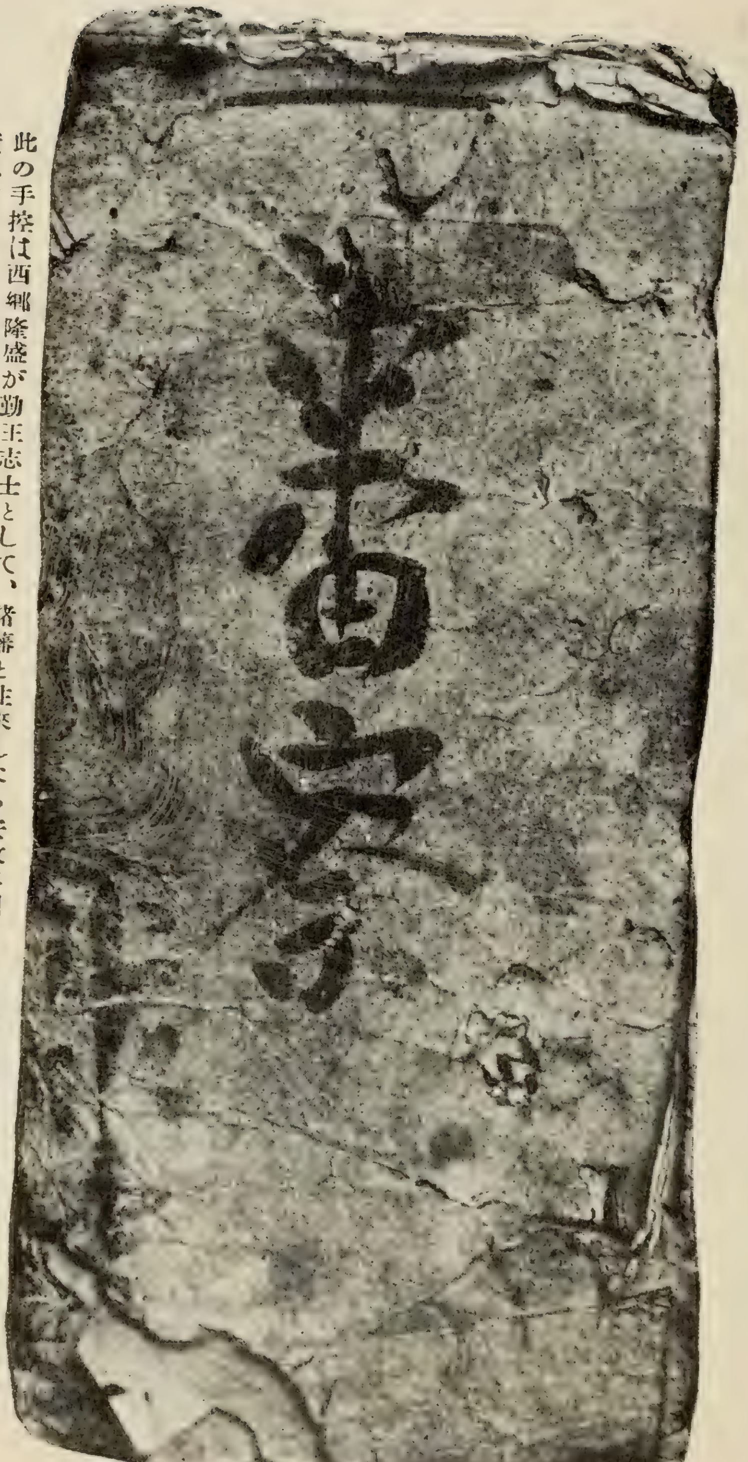
御機嫌[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

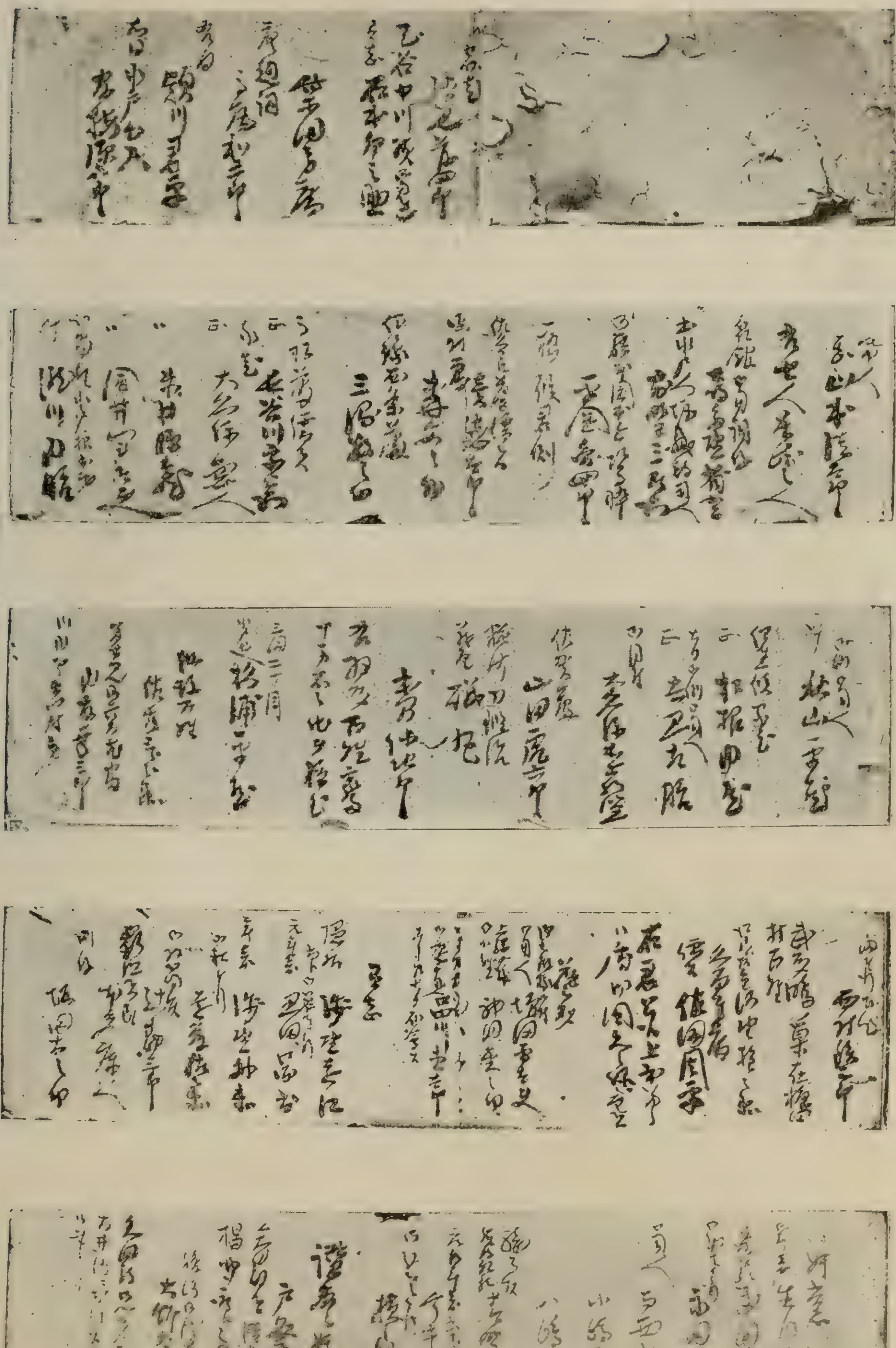

着キ民家之[illegible]農務[illegible]之一
層ニ相[illegible]之利潤[illegible]旧習
不[illegible]農民ノ[illegible]之[illegible]
[illegible]

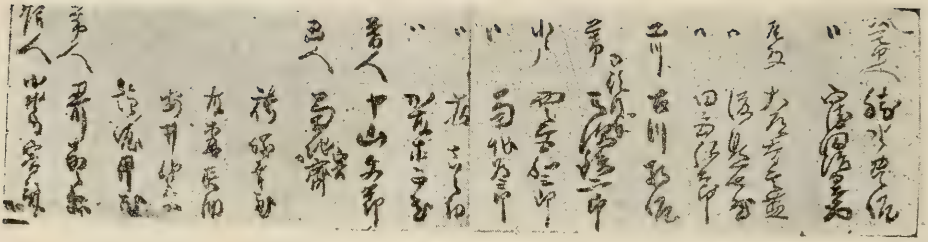


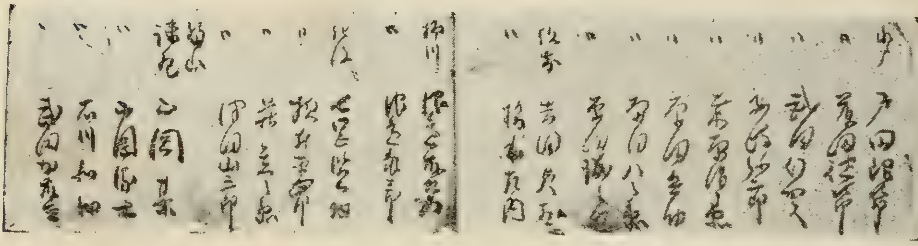
西郷隆盛手控『寐祭』の表紙

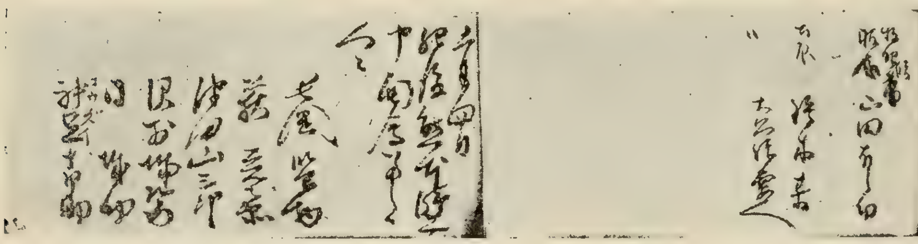
（西郷午次郎氏所藏）

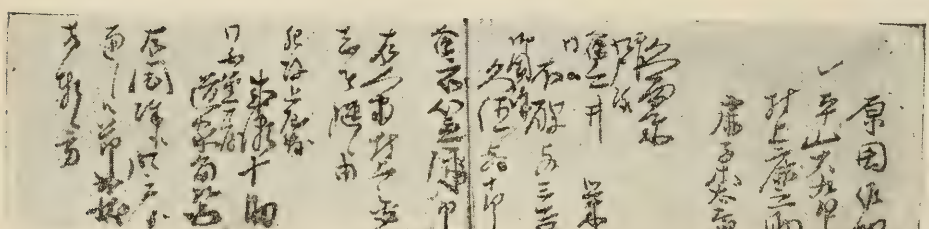
此の手控は西郷隆盛が勤王志士として、諸藩と往來したる安政年間の交友錄であるらしく縱三寸五分橫五寸ばかりの橫帖で表紙もボロ〳〵になつてゐて、中の文字も僅かに讀める程度になつてはゐるが、史料としては頗る貴重なものである。題して『寐祭』といふもおもしろく、『正水』とあるのはその頃の西郷隆盛の雅號である。以下數頁に縮寫してその原本寫眞を揭げることゝした。

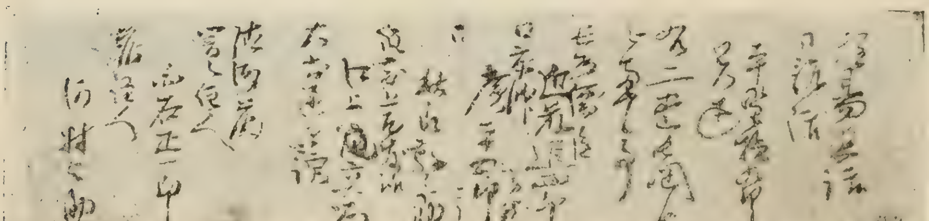


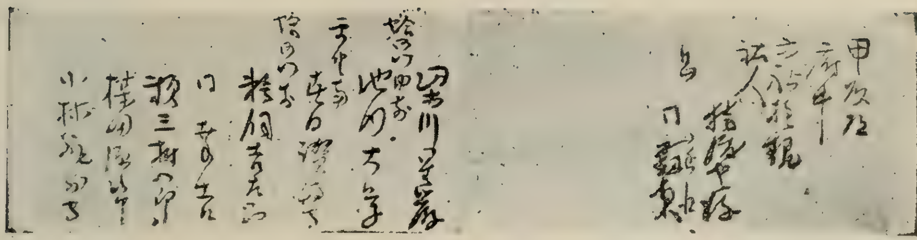


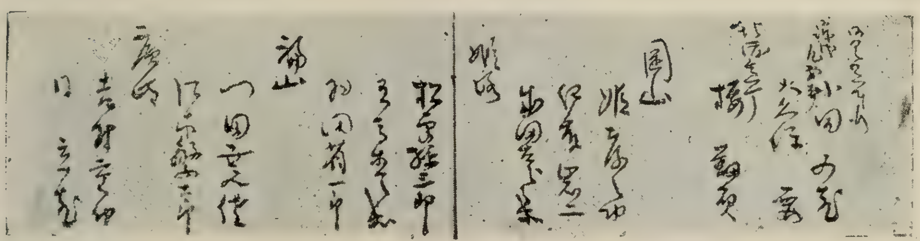


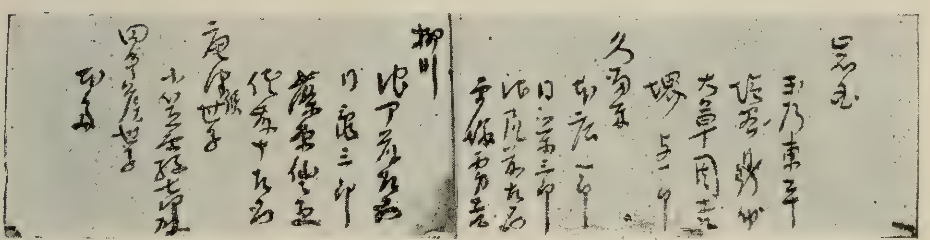


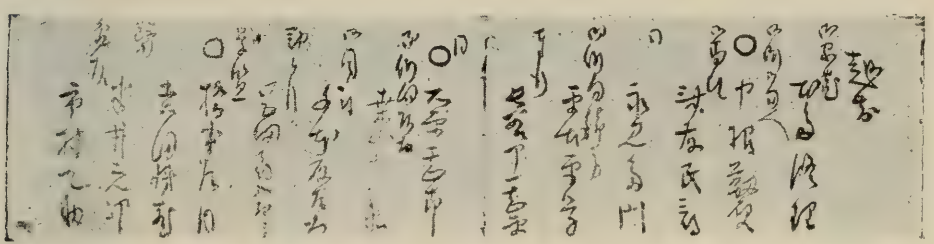


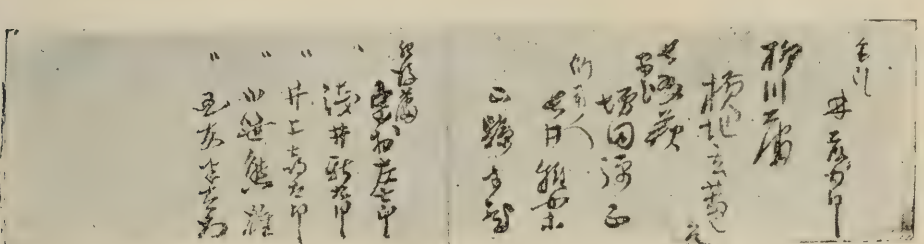






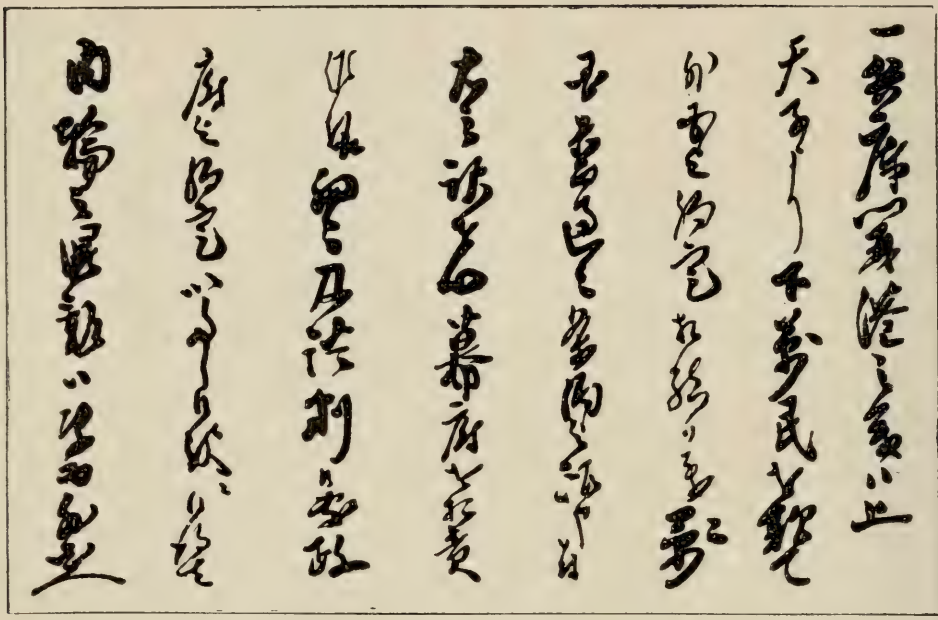


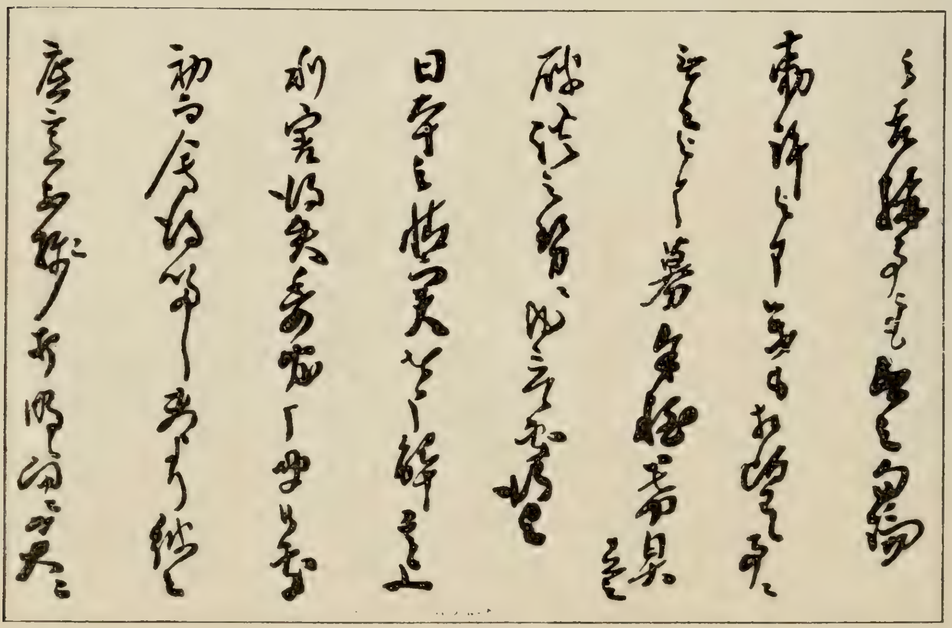


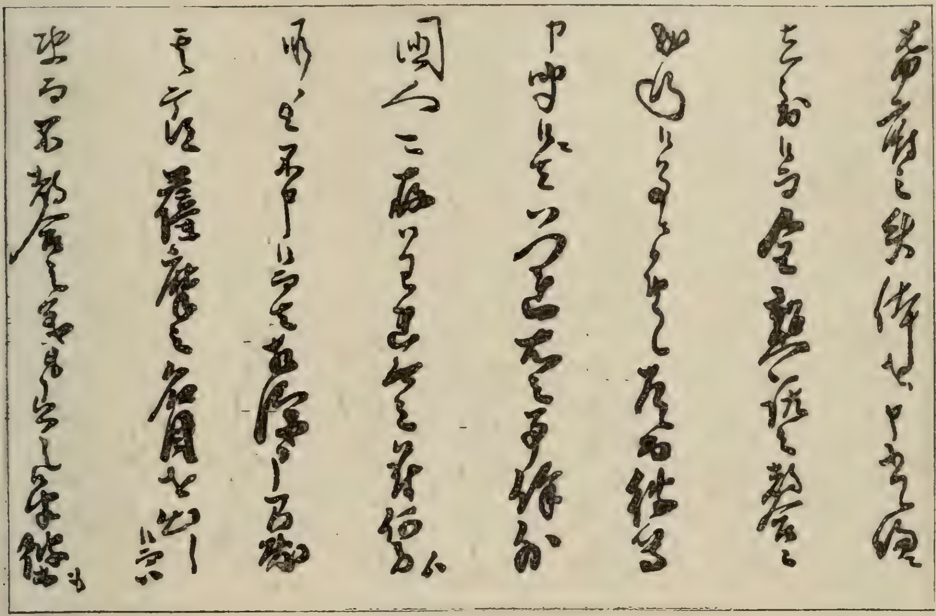


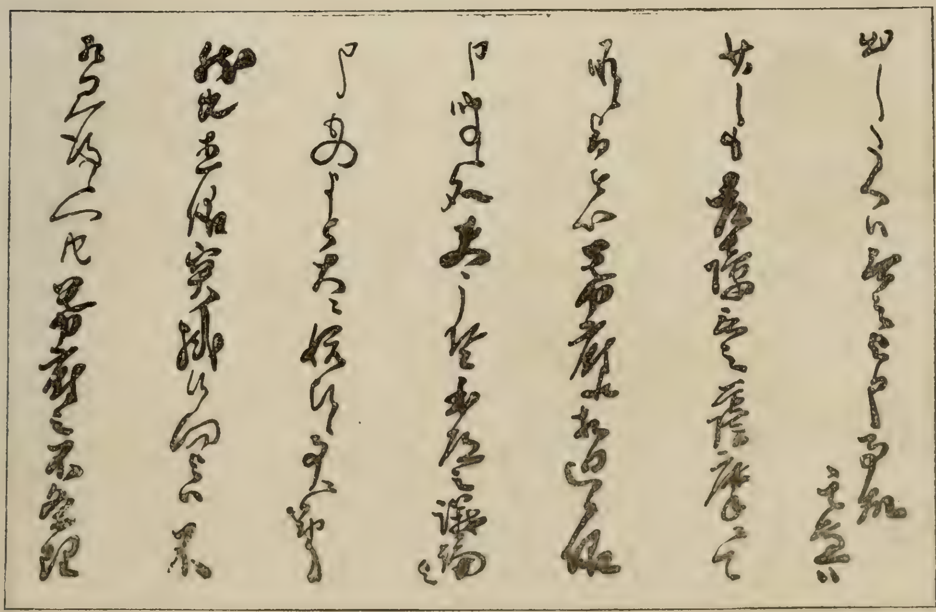
兵庫開港に關する建言（本文一三四、岩下佐次右衛門への書）

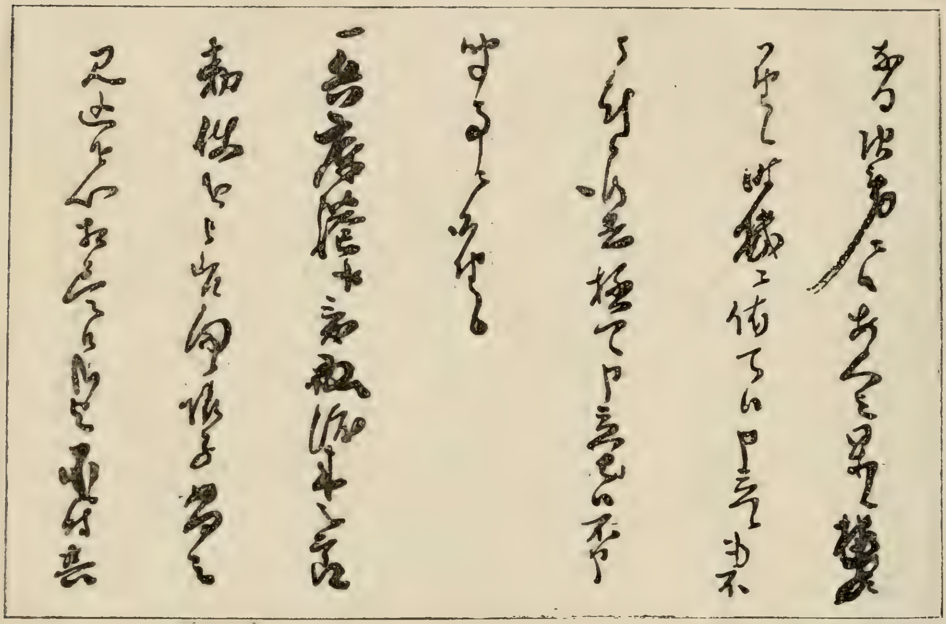
（川上直之助氏所藏）

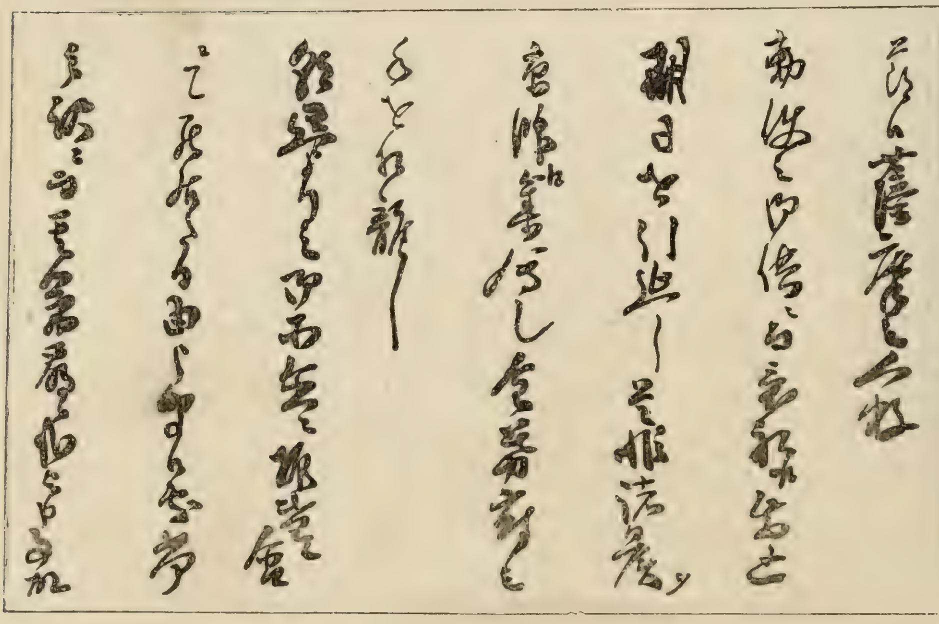


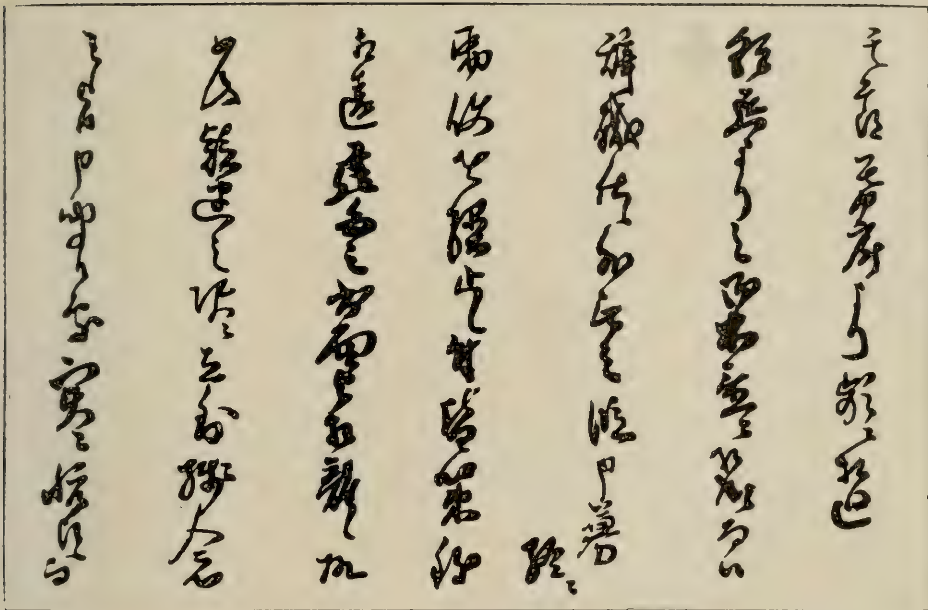


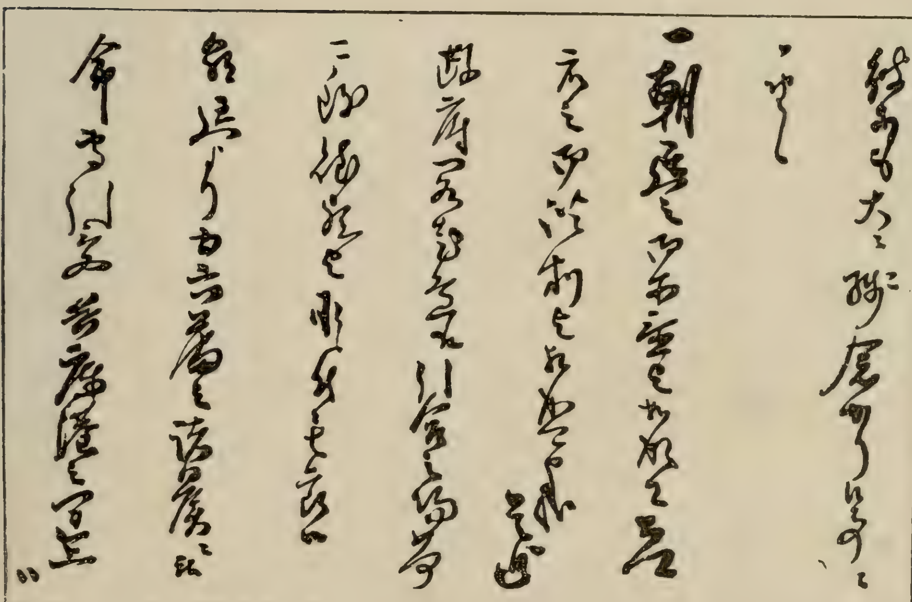


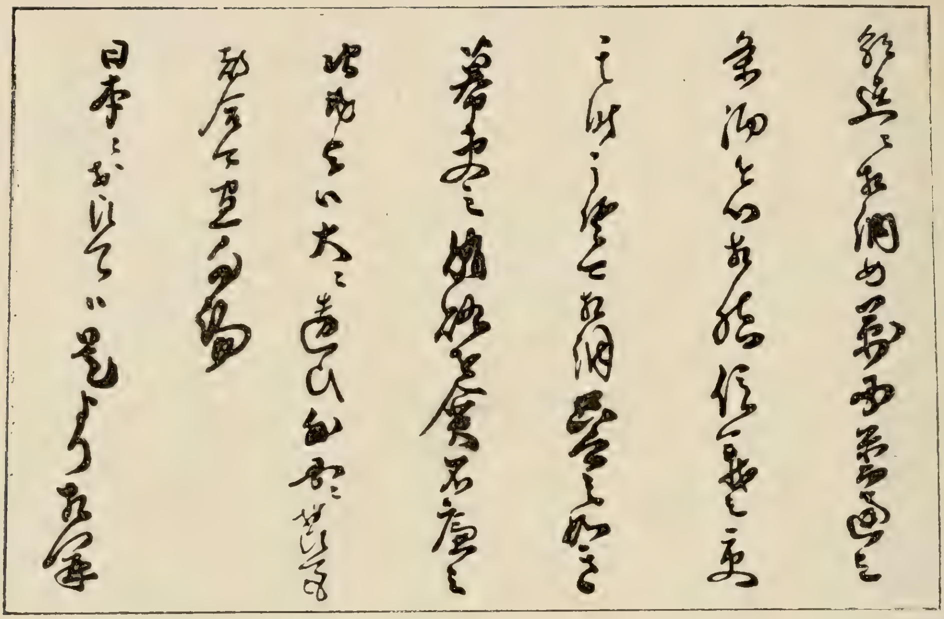


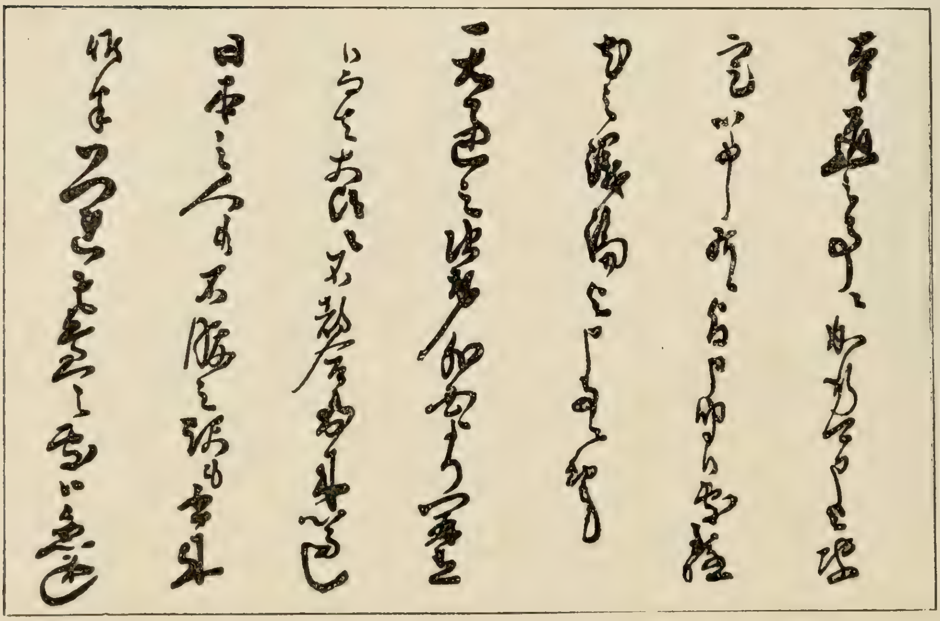


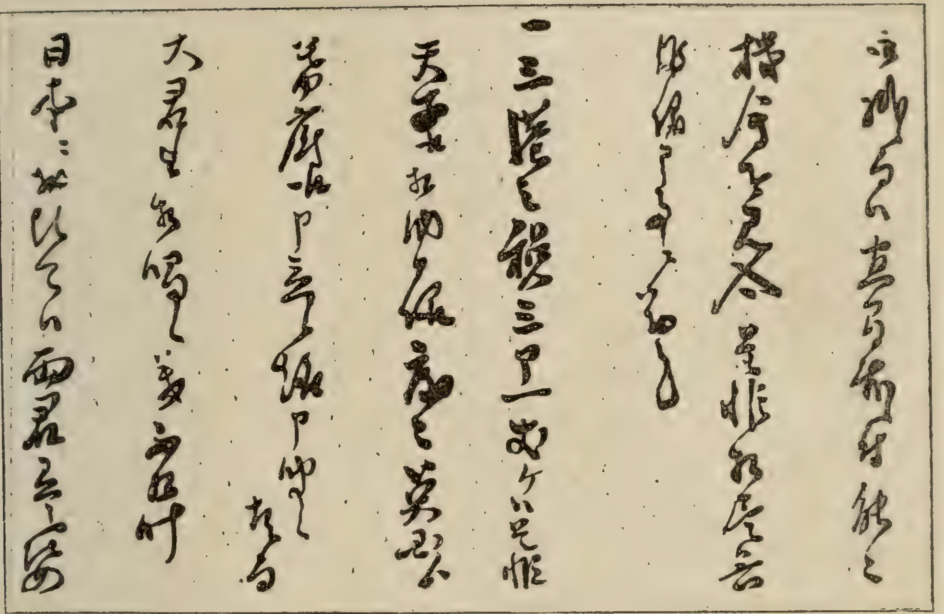




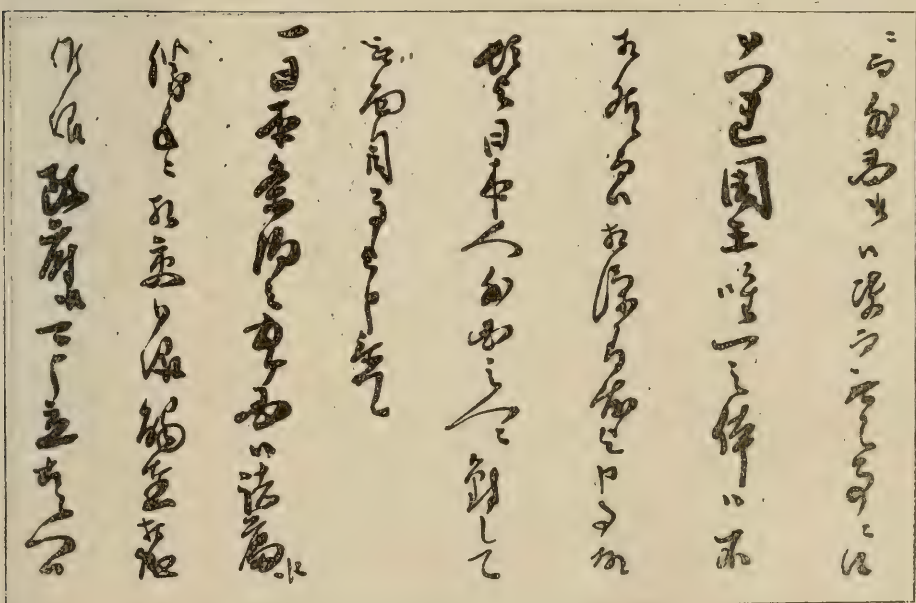




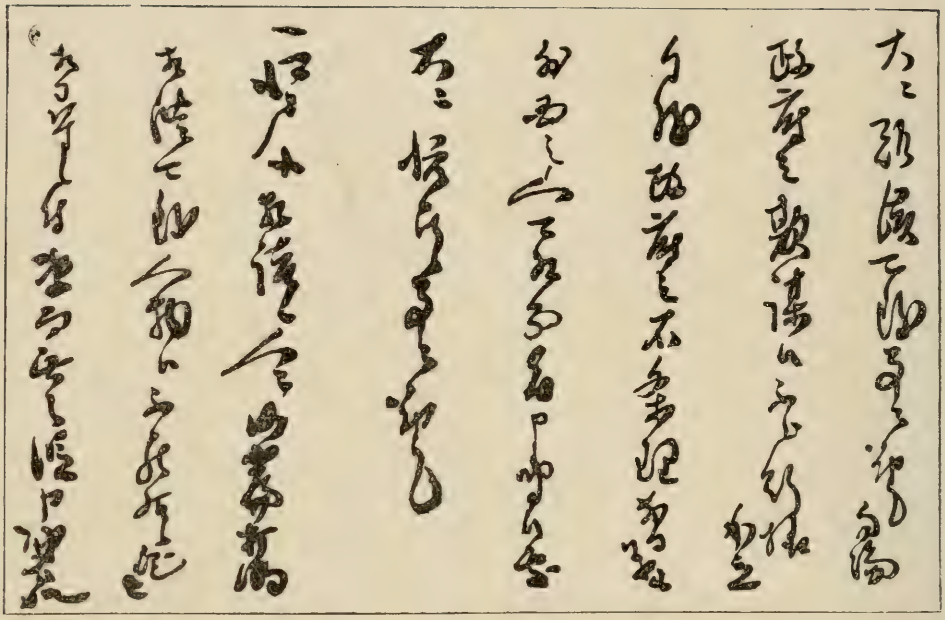


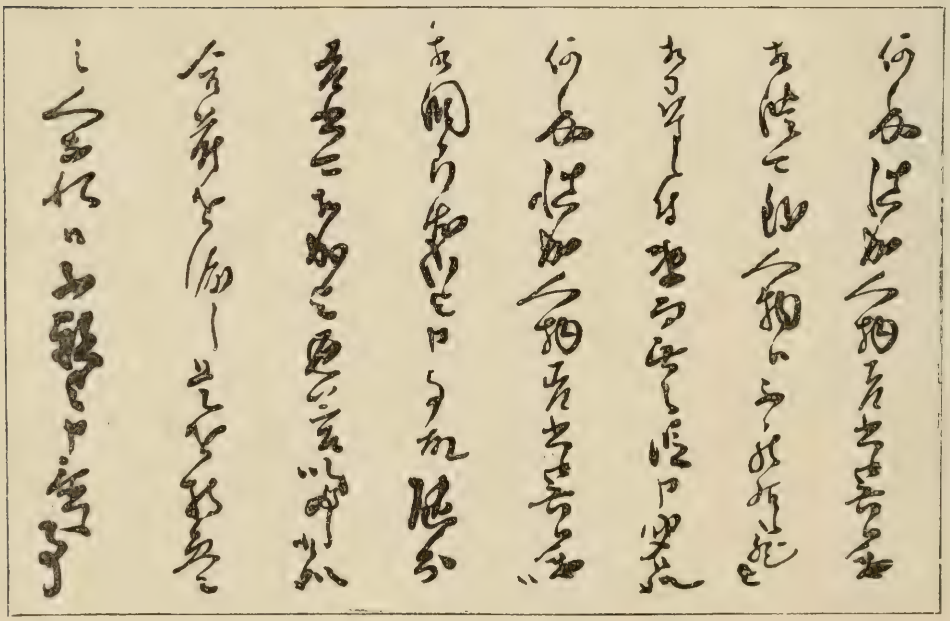


[illegible]
一 [illegible] 銀三貫目 [illegible]
天竜寺 [illegible]
[illegible]
大君 [illegible]
日本ニ於テ [illegible] 両君 [illegible]



[illegible]
呂宋国王 [illegible]
[illegible]
日本人 [illegible]
[illegible]
一 [illegible]
[illegible]





大西鄉全集

第一卷

卷頭言

野に耕し川に釣して道を樂み、世の富貴利達を顧みず、一朝事起つて天下の爲に鞠躬盡力し、生死を問はず、幸に事治まるや再び野に耕し川に釣することは、有史以前より人間の最高事として東西に語り傳へ、今に及んでゐる。伊尹太公の傳記の前半は此の傳說に基づく所が多く、惜いことには後半が傳說通りになつて居らぬ。諸葛亮は之を志して殆ど果さうとし、亮と關羽とを兼ねると言はれる岳飛は、之を念として悲慘の最期を遂げたが、身を全うしたならば傳說通りになつたらう。

羅馬のキンキナツスは貴族の身を以て自らチベル河畔に耕し、國難起つて代議委員に執政官たるを乞はれ、犂を投げ捨て腰に劍を帶び、奮戰健鬪十六日で禍亂を平げ、直に馳せ歸つて犂を手にすること元の如くし、後に齡八十歳になつて再び斯かる事があつたと傳へられる。史家ニイブールは其の史實でなく傳說に過ぎぬことを辯じ、實に史實を失ふものにせよ、永く理想的行動として傳はり、米國のワシントンが三たび大統領に當選するのを辭し、ヴアーノン山に歸つて耕したのも、有意識か無意識か、彼の理想を追ふ所あつたことは、ワシントンを會長に、獨立戰役に出た者がシンシナチ會を組織したのを以て察することが出來る。ルーズヴエルトは三たび大統領職に就かうとしたけれど、家庭にて田園生活を

送り、環堵蕭然たる風あつたこと、由來する所ないとしない。大西洋を隔てた新世界でもさうであり、舊羅馬の興つた伊太利にガリバルディの出たのに少しの不思議がない。

日本で楠木正成と諸葛亮とを比較することが行はれ、或は當るとし、或は當らぬとし、賴山陽は正成を以て優るとしたが、王棠仙の評に「借宋岳武穆公作賓、其論更爲切合」といひ、支那人の眼に正成と岳飛と相對して映じたことがある。その當否は別とし、岳飛を擧げる以上、西郷隆盛を聯想せずに居れず、西郷自ら意識し「秦檜多遺類、武侯難再生」と詠じた。世間で期せずして西岳二人を對照するに傾き、若し二人が時を同うしたならば、更に多く類似點を見出したらう。南宋の衰運と明治の興運と逆比例し、二人の背景が次第

に正反對を示し、一は敵味方共に勞して功なく、金軍に敗られ、元軍に滅ぼされ、一は敵味方共に功あり、淸軍に勝ち、露軍を斥けたけれど、成敗を問はず、二傑が一樣に燦然たる性格の光を放つを認めずに置けぬ。　一は不惑に達せず、一は知命に達した所もあり、前者は激して忙しく、拳を握つて泡だつ急流を橫ぎるが如く、後者は要を得て迫らず、笑を含んで底知れぬ深淵に泳ぐが如き趣がある。

東洋にて西鄕の以前に岳飛を追憶すること、時代が七百年を隔て、土地が海國と陸國とを異にするので、それよりも同時代の海國に於けるガリバルディと東西相ひ對照することが行はれた。　後にこそ日本が伊太利に優るの勢になつたれ、明治の始めに其れ程に認められず、日本でも其れ程に考へず、二人を比較する際、寧ろ西

郷を推賞するの意に於てした。ガリバルディは西郷より二十年前に生れ、五年後に歿し、老いて苦笑を招いても、伊太利統一の功を立て、之を君主に歸し、自らカプレラ島の巖窟に退いた時、一世の聖雄として世界に迎へられ、日本で西郷の行動が之に匹敵するとして誇りを感ずる位であつて、今でも世界で西郷を知ること少く、ガリバルディを知ることが遙かに多い。今後世界でガリバルディと同時代にガリバルディ以上の人物が日本に生存したことを知るやうにならう。

偉人傑士は霧が立ち霞が棚引く間に仄見えるのであつて、晴れ渡るを望遠鏡で眺めれば概ね醜怪見るに堪へず、ガリバルディの瑕疵多きは時代の近いが故と云ふが、西郷は霧や霞の消えて愈々

性格の優越を覺える所がある。大西鄕全集刊行に就き、最も關係多い島津家、西鄕家、大久保家を始め、全國百餘家より資料を提供され、書翰參百數十通、他に多くの遺文があり、編輯委員が仔細に檢討し、成るべく洩れぬやうにし、成るべく誤らぬやうにし、尙ほ有りと有らゆる信ずべき記錄直話等を網羅したので、成功失敗、順境逆境、長所短所、强點弱點、並び掩はず、生涯が有りの儘に現はれ、伊藤公が「西鄕は偉い人物だが、橫着な所もあつた」と言ひ、大隈侯が「西鄕も偉いは偉いが、やはり人間で、足らぬ所がある」と言つたのを打消さぬと同時、理想的と稱するほど器が大きくて情に厚く、世間で大西鄕といひ、西鄕先生といひ、南洲翁といひ、明治大正を通じ、位人臣を極めた若干の士に遠く優るとするのゝ偶然でないことを知る。英

傑は古代中世に限つて居らず、十九世紀に大ナポレオンが出で、明治年間に大西鄕が出で、現在及び將來の人の意を強くするに足る。

大正十五年十二月十日

文學博士　三宅雄二郎

凡例

一本全集第一卷には西郷隆盛文書（書翰、建言、遺訓の類）の中、安政元年八月二日より慶應三年八月四日まで十三年間の文書を載録し、間々原書の寫眞を挿入した。寫眞を挿入したのは、大西郷翰牘の風致と筆落とを廣く世に傳へ、併せて史料の實證を提供し、なほ又これによりて偉人の高風神韻を想望せしめんとする微意に他ならぬのである。

一文書の配列は、すべて時代年月順とし、時代の區別は、概ねその業績の段落によつて之を分ち、齊彬公勤仕時代、勤王志士時代、第一次謫居時代、第二次謫居時代、禁門事變前後、征長時代、王政復古運動第一期、同第二期、同第三期とした。最も第一次謫居時代と第二次謫居時代との中間に一時代の劃すべきものあれど、文書僅かに一種なるを以て便宜第一次謫居時代の終りに加へることにした。

一所載の文書はその資料の骨子を島津公爵家編輯所々藏の寫本にとり、なほ極力多方面に資料を蒐集して之を補ひ、萬遺漏なきを期した。しかも、傳寫によるものは、誤字脫字多きを以て、能ふ限り、諸家所藏の原書またはその寫眞について嚴密なる校訂を施した。さはれ、原書

の所在明かならぬものは成るべく異本につきて校合し、敢て編者の私意による改竄を避けた。但、原書に據らざるものは多少の誤脫なきを保し難い。本文の終に所藏者を明記したるものは概ね原書によりて校訂を經たものである。讀者諸賢の中、校合漏れの原書を所藏せらるゝあらば、願くは提示せられんことを切望する。

一　載錄せる文書は、本來特定の人に與へたる書翰、建言の類なるを以て、そのまゝにては一般讀者に讀解困難なるべきを思ひ、その意味を明かにするため、詳細なる解說を付し、脚註を加へ訓點をも施し、且つ、本文に密接なる關係を有する他の文書をも必要に應じ併せ掲げて本文の理解を一層容易ならしむべく力めた。

一　各時代の首に小引を加へて或は時勢の推移を略敍し、或は隆盛自身の境遇の變化を摘記し更に卷中重要なる文書には四圍の情狀をも詳述し、以て時代の背景と空氣とを紙上に髣髴たらしめんことを期した。

一　原本を活字體に植字するに當り、なるべく文書の原形を保たんことを期し、文字の配列、行がはり、闕字等、能ふ限り原書のまゝとし、書翰中、本文の前に尙々書を返りがきせるものゝ如きも活字組の場合、一字下りとして前部に組入れることにした。

一　原書に使用せる變體假名、例へば「與(と)、歟(か)、者(は)、者(は)、半(はん)、之(の)、而(ても)、ゟ(より)、江(え)」の類はすべて「と、か、は、ば、は

ん、の、ても、より、え」と改めて讀易きやうにした。

一送り假名用字等には、時代慣用のもの、又は薩摩特有のものあり、例へば「候に付」の「に」を略し「以て」の「て」を送らず、「何々へ」と書くべき處を「何々え」と書く類であるが、これ等はすべて其まゝにしておいた。乙名敷、等敷といふ風の奇拔な當字もあり、また「何々するつもり」といふ場合の「つもり」を賦と書き「申遣はす」といふべき處に「申越す」とあるの類は薩摩特有のものである。

一本卷載錄の文書はすべて百五十九篇であるが、諸家の深厚なる同情と援助とによつて、その中の約三分の二を原書について嚴密に校訂するを得たるは、編者の大なる感謝であり、歡喜であり、且つ本全集の大なる誇である。

一西郷隆盛文書として世に傳ふるものゝ中には、頗る多くの僞筆あり、僞筆の中には、文章をまで僞作したるものあり、これ等は嚴重に考訂し、その疑はしきは、既刊の書に載錄せるものをも之を省いた。

一本卷は、監修三宅博士指導の下に渡邊盛衛氏主としてこれが編纂を擔當し、校合、解說、註釋を加へ、必要に應じ、編輯顧問並に編輯委員之に協力した。資料の蒐集、寫眞の撮影、編輯、校正その他については、有馬純彥、吉國半五、下中彌三郎、大川信義、滿川龜太郎、原口統太郎、清藤幸七郎長谷川眞の諸氏之に參加した。

一本全集の裝幀は、田中良氏の手になつたもので、薩南に最も多き竹を以て、大西郷の淡泊豪壯なる氣性を象徴し、見返しの金刷は、かの平野國臣をして「我が胸の燃ゆる思ひに比ぶれば」と歌はしめた櫻島をあらはしたものである。

一本全集のために、兩島津公爵家、兩西郷侯爵家、大久保侯爵家を初め、全國諸名家所藏の貴重なる資料を提供せられ、維新史料編纂會、島津公爵家臨時編輯所等常に特別の便宜と援助とを與へられたことを茲に記して厚く感謝の意を表する。

大正十五年十二月十日

大西郷全集刊行會

西郷隆盛文書　其一

齊彬公勤仕時代

勤王志士時代

第一次謫居時代

第二次謫居時代

禁門事變前後

征長時代

王政復古運動第一期

王政復古運動第二期

王政復古運動第三期

大西鄉全集

文書

齊彬公勤仕時代

齊彬公勤仕時代

小引

時代は英雄を生む。西郷隆盛は素より天資英邁であつたが、生れながらの英雄でもない。隆盛自らの詩に「幾經辛酸志始堅」とあるやうに、幾多の辛酸を體驗し、四圍の感化を蒙つて彼の大人物が出來たのである。隆盛をあれほどの人物になした最も大きな力は、隆盛等の藩主であつた島津齊彬公である。隆盛がだんだん世に知られ、天下に重んぜられるやうになつたのも、齊彬公に信任されてからのことである。隆盛の始めて齊彬公に謁したのは、安政元年正月二十一日、齊彬公の江戸參覲の御供の中に加はつて鹿兒島を出發した日である。隆盛は此時二十八歲であつた。時恰も米國使節ペリーが二度目に江戸灣に渡來して、幕府に昨年の返事を迫つて談判を開始した折で、齊彬公の行列が江戸に着いた三月六日には、米國の艦隊はまだ江戸灣にゐた。神奈川で日本和親條約の締結されたのは、その三日前のことで、攘夷論が盛に沸騰して、天下愈々多事ならんとしてゐた。

それから隆盛はだん／＼齊彬公の知遇を受け、身分も役目も卑かつたが、特に機密の御用を命ぜられるやうになつて、安政五年七月十六日公の薨去の時に至つた。

實際、隆盛の書翰其他の文章が今日に遺つてゐるのも矢張此時代からで、其以前のものは、武藝の師範家に差出した誓書起請文と、今一つ職務上の届書のやうなものがあるだけである。

さて此の時代に於ける隆盛は多く外勤で、鹿兒島にゐた月日は極めて僅少である。其勤務の大略は、

一、安政元年正月二十一日、齊彬公に扈從して鹿兒島を發し、同じく三月六日江戸に着し、それより足掛四年江戸にゐた。

一、安政四年四月三日、齊彬公に扈從して江戸を發し、五月二十四日鹿兒島に歸着、約半年ほど家にゐた。

一、同年十一月朔日鹿兒島を發し、十二月初旬江戸に着し、齊彬公の內旨をうけて、密かに越前侯の將軍建儲運動を援けた。

一、安政五年三月上旬江戸より京都に至り、建儲內勅降下に盡力し、同二十日京都を發し江戸にかへる。

一、同年五月十七日江戸を發して歸藩、六月七日鹿兒島に着し、齊彬公に謁して越前侯の書を

呈し、關東の形勢を報告した。

一、同年六月十八日齊彬公の越前侯其他への書を携へて東上し、七月七日大阪に着し、京攝の事情を探りつゝあつたが、同月二十四日京都に於て齊彬公の訃に接した。

此間に於ける書翰で今日まで知り得たものは次に載する二十二通である。隆盛は時々姓名をかへて居るが、此の時代は吉兵衛といつた。(是迄善兵衛といつたことのあるやうに書いたものもあるが、西鄕家についてきいてみても、善兵衛といつたことはないといはれる。樺山三圓などの日記をみても皆吉兵衛と出てゐる。編者の是迄見た隆盛自筆の書翰にも善兵衛とあるものはない。但、御家流で書いた吉の字の草體が善の字の草體と似てゐるのはある。そのために誤つて世に傳へられたものであらう。)

一　福島矢三太への書

安政元年八月二日

秋冷相催候處愈以御壯剛奉慶賀候。　隨て小弟にも無異罷在、當分は宿替にて獨居いたし、間々夢中には貴丈に御逢申上候。　偖大變到來仕、誠に紅涙にまみれ、心氣絶々に罷成、悲憤の情御察可被下候。　もふは御聞及の筈と奉存候。　先々月晦日より太守樣(1)俄に御病氣、不一ご通(ひとかたならざる)御煩、大小用さへ御床の內にて、御寢も不被爲成、先年の御煩の樣に相成模樣にて、至極御世話被遊候儀に御座候。　若殿樣(2)には、去二十三日晝九ツ時より御瀉(くだ)しにて、晝の內十二度、夜二十五度位の儀にて、八ツ時分終に御卒去被遊候段、我(3)

(1) 島津齊彬公

(2) 虎壽丸といひ享年六歲であつた

(3) 我々の如きはの意

々式は翌朝承候位にて殘念如何とも申樣のあるものにて無御座候。思へば〳〵髮冠を突き候。太守樣にも至極に御氣張り被遊候御樣子と被伺申候。又此上御煩ひ重候ては誠に暗の世の中に罷成候儀と只身の置處を不知候。只今致方無御座目黑の不動へ參詣致、命に替て祈願をこらし、晝夜祈入事に御座候。熟（つらつら）思慮仕候處、いづれなり奸女をたをし候外無望時と伺居申候。御存の通り身命なき下拙に御座候へば、死する事は塵埃の如く明日を賴まぬ儀に御座候間、いづれなり死の妙所を得て天に飛揚致し、御國家の災難を除き申度儀と堪兼候處より相考居候儀に御座候。心中御察可被下候。實に紙上に向て、此若殿樣の御儀申述べ難く、筆より先に淚にくれ、細事に不能及候。眼前奉拜

候故尚更難レ忍、只今生きて在るうちの難儀さ、却て生を怨み候胸に相成、憤怒にこがされ申候。恐惶謹言。

尙々御賢父樣御元氣の筈宜しく御傳へ可レ被レ下候。

八月二日　西郷吉兵衛

福島矢三太樣

〔解說〕此書は安政元年八月二日、隆盛が在藩の親友福島矢三太に贈つたものである。その內容をかいつまんで云へば、三十日前から齊彬公が病氣に罹られ、皆々心配してゐたところに、世嗣虎壽丸が極々の急病で夭死された。齊彬公には前に四人の男子があつたが、皆夭死された。今又虎壽丸の死にあひ、公をはじめ君臣一同、非常な悲嘆であつた。その病狀は本文に見える通り、多分今でいふ疫痢であつたらうと思ふ。然るに隆盛等在府の臣子は、これは唯事ではない、先年來風說のある通り、後庭の某女が呪咀毒殺に因るものと固く信じてしまつた。そこで此上更に太守公の病氣が重くなるやうではそれこそ大

變だからと、目黒不動樣にお參りして、自己の身命にかへて祈願をこらし、尙某女を斬るのほか致方ないと決心して、その決心を矢三太に報じて同意を求めたのである。いづれなり、死の妙所を得て天に飛揚いたし、御國家の災難を除き申度」といひ「筆より先に淚にくれ細事に及ぶ能はず」といひ、生きて居る間がつらいといへるなど、忠憤義烈、怒りの炎に包まれた樣がみえてゐる。たとへ其前提が誤つてゐたにせよ、淚と愁と愛とそうして死を恐れぬ誠忠無二の南洲を此寸楮の中に見出すのである。尤も斬奸の計劃は、後、齊彬公の說諭で止んだ。

旣刊の南洲翁書翰集に西鄕善兵衞として此れを載せてあるが吉兵衞とあるべきものである。

二　樺山三圓への答書

安政二年六月朔日

芳翰忝拜誦仕候。向暑之砌御座候へ共、彌以御安康奉慶賀候。隨て少弟無異義相勤申候間乍憚御安意可被下候。扨四月十五日には御安着の由嘸々御懷さま(1)御悅之筈奉想像候。早速私家にも御尋被下候由誠に辱御厚禮申上候。何も相替候儀無御座砲聲盛成事にて去月十四日には老若(2)を初諸役も田町(3)え被差越大賑敷事共に御座候。近々之内老公(4)御出之筈に御座候。勝たる機會と相考へ樂居事に御座候。就ては水府之方又々談合可致含に御座候。二十七日には原田(5)え取逢之處、貴丈噂共いたし

(1) 御懷様はおふくろ　(2) 老若は老中若年寄　(3) 江戸芝浦の田町にある薩摩屋敷海に面したところで此處に砲臺が築いてあつた

(4) 老公は水戸老侯徳川齊昭　(5) 原田は水戸藩士原田八兵衛か

候。今日は越前藩(6)矢島錦助と申人之所え津(7)田、原田同道にて差越筈にて近々定日を定て毎月出會之賦に御座候。皆々水府與にて面白次第に御座候。貴丈抔御出府中に御座候はゞ御同伴可レ仕候へ共殘念の至御座候。越前の事共承申候處誠に羨敷次第、いづれ君臣合體不レ仕候ては何も行はれ不レ申候。頓と水戸老公の御初政の模樣に相伺はれ申候。

一金子一件些少之事に六ケ敷御申越被レ下却て込次第に御座候ごふぞ御登セ被レ下間敷私には中途迄御見送可二申上一之處四本一件に取紛れ間後に相成、其節暴飲の考にて御座候間、御考にて俊齋坊主抔燒酎會を御催被レ下度奉レ願候。右之通荒々奉二報答一候。尚追々可二申承一候。恐々謹言。

(6) 越前藩の儒者

(7) 肥後藩士津田山三郎　同原田作助か

六月朔日　　　　西郷吉兵衛

樺山三圓様

追て乍㆓末筆㆒御(8)賢兄様ゑ宜敷御申聞被㆑下度奉㆓合掌㆒候。

(8) 新納嘉納次

【解説】此書は樺山三圓が鹿兒島よりよこした書面に對し、安政二年六月朔日江戸から贈つた返事である。三圓は此春江戸より歸藩し、四月十五日に鹿兒島に着し、安着の通知旁々一書を隆盛に贈つたものとみえる。書中「砲聲盛なることに御座候云々」は是より先き幕府の命令で、芝浦に面した諸侯の屋敷に臺場を築き大砲を備へることになつてゐたが、それが出來上り、あちこちで大砲の試射がある。薩摩の田町の屋敷にも砲臺が出來て盛に打ちだめしをした。齊彬公はそれのみならず、當時大砲船（帆船で今より見れば小さなものであるが當時の軍艦）を鹿兒島で造つて居られ、その大砲艦に据付くる大砲を江戸でも鑄造され、その打ちだめしもあつた。それやこれやで砲聲殷々として江戸中にひゞき、中々盛んな事であつたといふ。「五月十四日には老若を初諸役も田町ゑ云々」

とあるは、此日阿部伊勢守、牧野備前守、久世大和守、内藤紀伊守の四老中を初めとし、若年寄側衆、大目付衆、目付、勘定奉行、右筆組頭以下幕閣の歴々が揃つて坂下門を下り、先づ會津の屋敷に立寄つて大砲の打ち方等を見、それから田町の薩邸に入り、大砲打方並に調練又は野戰筒早打、小銃早打などを見、後又齊彬公の案内にて、一同越通船（西洋型のボート）に乘り沖にかゝつてゐた昇平丸を見物した。（昇平丸は鹿兒島で造つた大砲船で、幕府に獻上することにきまつてゐたのであるが、着いたばかりで、まだ幕府に引渡してなかつた）一同昇平丸に乘込むと帆をかけて實地の操縱を行ひ、行々大砲の打方をも實驗して見せた。（堅山武兵衛の公用控に據る）○老公云々は水戸老侯のことである。實際は老侯ばかりでなかつた。水戸の當主も御揃で、六月七日に田町屋敷に入られ、昇平丸の操縱を親しく見物された。○熊本の津田、原田と隆盛と越中島の越前屋敷に居た矢島錦助の寓居に定日を設けて會合の事は此後の手紙にも見えてゐる。○金子一件云々は三圓が隆盛に金を借りてゐて、かへす暇なくして歸藩したのでその事に付三圓から何とか云つてきたのを、隆盛は此書に見える通り、その金は決して登せてくれるな、あの時は見送りして大に飮んで御別れするつもりのところ、四本一件（これは何事か分らぬ）で行かれなかつたのだから、そちらで有村俊齋など一緒に燒酎飮みをやつてくれとあるのである。

三　大山正圓への書

安政二年六月二十九日

酷暑例よりも凌兼候へ共、彌以て御壯剛珍重奉存候。隨て小弟無異延光、乍憚御安慮可被下候。扨君公益御機嫌能被遊御座候事恐悅御儀奉存候。先日は日下部伊三次御召抱相成誠に難有大に力を得、彼是敎示を受候儀に御座候。水戶に爲罷在日決死儀四度、幕府の捕れに付かんとする事五度、かく大難に處し居候人物にて、彼是事に練れ忠義の者に相違無御座當分は一向差はまり粉骨碎身可致この事にて、早速相働候次第、實に大幸御悅可被下候。將又豐(1)一條當暮迄之內には

(1) 豐は薩藩家老島津豐後

脈打落候儀と慥に見留御座候間、巨々細々御納意可被下候。其外何迄御報知偏に奉願候。右暑中御伺旁奉得御意候。恐々謹言。

六月二十九日　西郷吉兵衛

大山正圓様

【解說】此書は江戸より在藩の同志大山正圓に贈つたものである。正圓は後の格之助綱良の前名。此書、主として新に薩藩に召抱へられた日下部伊三次の事を報じてある。日下部の父海江田連（むらじ）は元薩藩士なりしが、故ありて亡命し、水戸高萩に潜居し、日下部と稱した。其子伊三次に至りて水戸藩に仕へたが、藩主德川齊昭の寃を雪がんとして江戸に出で奔走し、罪を水戸藩に得て處々に潜居し、後幕府の勘定奉行川路左衛門尉の知遇を得てゐた。安政二年に一旦水戸藩に再勤を命ぜられたが遂に復へらず、父連の遺言で薩藩に復歸せんと欲し、川路の盡力でその希望を達したのである。豊一條云々とあるは隆盛

等は豐後を以て內庭の某女と結託して島津家相續上に付恐るべき企をなすものと信じて某女と併せて豐後をも除かんとしてゐたものとみえる。此事は海江田信義子の實歷史傳にも詳しく出て居る。（但、その事柄は恐らく誤解に出たものであらう）

さて又海江田子の實歷史傳によれば、日下部が水藩の許を受けて正式に薩藩に復歸したのは、安政二年十月二日の大地震後のやうであるけれども、此書によれば既に薩藩に召抱へられてゐるから、正式に水戶の許を得たのが十月になつたのであらう。

四　樺山三圓への書

安政二年八月三日

殘暑甚敷御座候處御家中樣、無二御痛一愈以て御安康の筈奉二欣喜一候隨て小弟無異罷在申候間乍レ憚御安意可レ被レ下候。　扨(1)御幼君御一周忌迄生ながらへ、貴公抔切々顏前奉レ拜候人に無二御座一候ては其節の苦しさも不二相分一位、只無(2)暴の所行に見られ候半。　相咄候人さへ無レ之、中々忍兼候次第御想像可レ被レ下候。　盆前より暑邪に當られ、頓と痔(3)病樣にて五十度計も瀉(くだ)し候へ共、もふは本腹仕候。宿許抔えは申遣ス程の儀も無レ之出勤仕候間、左樣思召可レ被レ下候。二十三日には御靈前え參詣候處、頓と頭も上り不レ申、足も步まれ

(1) 虎壽丸安政元年七月廿四日死す
(2) 無謀のあて字，元年八月二日附福島矢三太宛書翰參照
(3) 痢の字の書き誤か
(4) 有村俊齊，後の海江田信義

不レ申病後押て參詣仕尚更の事に御座候。　いづれ當時の急務御子樣御出生の儀に御座候間何卒俊(4)齋抔被レ仰談日(5)新公大(6)中公え御至誠を以御誕生被レ遊候處、御誠願被レ成下レ度神靈もなごか忠心を無になし不レ申間敷ミ被二相考一申候間偏に奉レ合レ掌候。
一御存之通原(7)田八兵衛事革具足製造の賦にて受合居申候間、何卒御氣寄を以て被レ仰談、野牛之皮三枚計御見出し大廻船より御登せ被レ下度御願申上候。　いまだ飛脚も當着迄に日を急ぎ不レ申候。　此旨荒々奉レ得二御意一候。　恐々謹言。

八月三日　　西鄕吉兵衛

樺山三圓樣

（愛甲兼達氏所藏）

(5) 島津家中興の英主十五代貴久(忠良の子)廟は鹿兒島松原神社

(6) 島津忠良．其廟薩摩加世田にあり，足利の末薩隅日の治定に功あり又薩摩士風を建設した人　(7) 水戸藩士原田八兵衛。(旣出)

【解説】安政二年八月三日、江戸より鹿兒島に贈つた書翰である。嗣君虎壽丸の一週忌にあひ、感慨無量、此書をかいたのである。一週忌まで生きながらへとあるにて、其間死を決してゐたことを想ふべく、只無暴（無謀の誤か）の所行云々は奸人をたをす計畫をした事を、只無謀のやうに思はるゝであらうといつたのである。それから自己の病氣を押して、世嗣の墓參をした事を報じ、さて當時の急務は齊彬公世嗣の出世にありとし、有村俊齋等と共に日新公、大中公の神廟に祈願するやうに依賴してやつたのである。最後のいまだ飛脚以下意不明。

五　樺山三圓への答書

安政二年八月二十日

芳翰恭拜誦。　酷暑の候、無二御痛一御安康の由珍重此事に御座候。隨て小弟にも無二異儀一延光いたし居候間乍レ憚御安意可レ被レ下候。扨四方の大儒幕府より御召に相成、會(1)澤も出府被レ致候。いまだ面會不レ致候得共奇妙に望を達シ候。嬉敷次第に御座候。貴兄にも御聞被レ成候はゞ嘸々御殘念の筈と奉レ存候。越前の矢島錦助と中人靈嚴島の下屋敷學問所え被二罷居一至極閑所にて津(2)田企にて柳川池(3)邊藤左衛門原(4)田、月々兩度づゝ定日相定め、朝より終日の會にて、誠に面白、先度共は貴兄の噂共津田仕出申候。御遠察

(1) 會澤恒藏，安，字，伯民號正志　(2) 肥後藩士津田山三郎
(3) 柳川藩士池田藤左衛門
(4) 肥後藩士原田作助か

可ㇾ被ㇾ下候。皆々水府與にて至極深密の談話に相及び、雄會相催中候。恐々謹言。

八月二十日　西郷吉兵衛

樺山三圓樣

【解說】此書は安政二年八月二十日、江戸より在藩の樺山三圓に答へ、近況を報じたのである。水戸の會澤は新論の著者で、名聲嘖々たる學者であつた。當時諸藩志士に景仰されてゐた事は、隆盛の此書翰をよんでも知られる。矢島錦助の許に會合のことは前にも一度三圓に知らせてあつた。(既出參照)

六　市來正之丞への書

安政二年九月廿九日

尙々稅所喜三左衞門儀、霜月の飛脚相願含候由に候て、相賴呉候樣承申候間、何卒御世話被成下度御願申上候。

冷氣相募候得共、愈以御賢母樣を奉始御一統樣御安康の由奉敬賀候。　隨て私事無異儀相勤居申候間、乍憚御安意思召可被下候扨君公益御機嫌能被遊御座奉恐悅御儀に御座候。

扨幕府の事情先便細々申上越候付御汲取被下候半。　其後も追々賢索を被取用候向候て此節は先づ內より責掛候事と相見得宮中は都て　服に相成候由、武器類は差出、格別御式に相用候分

は被二相省一其外金銀を盡し候御品々は、都て取しらべ候樣御道具掛に被二仰渡一其外旗本中の馬持と申者組々にて數日調練共御座候由、夫は皆々鎧の由に御座候。畢竟旗本の儀御覽の通衰弱の事に御座候間、强く此處に責入候向と被二相察一申候。能々土台を居付候て外へも相掛可レ申、此度は本道の向に相成申候。(一)此廷中の事、論は無レ之候。何と無く儉約の向に相成候得共、是は定見なきの只習俗に引連候ものにて、今日、中の事は先づ論ぜぬ事に不レ致候間、見聞さへ腹を寸切にいたし申候。御遙察可レ被レ下候。是程一大事の時節天下の形勢を謀ひ見候人も無レ之變に片足の儀に御座候得共、不レ知不レ覺、世の中には果報の能者も有レ之者と餘所に見やり置申候。

(一) 薩藩邸中の事

一[2]蓑田歸帆の上、又々出府の由[3]田印一條、大姦は似忠候たとひにて能々姿を隱し候者に付、恐敷ものに御座候。　決て此人を再度御引上の儀は有之間敷相考申候

一[4]有川方え先日間飛脚便より申越候趣、甚以苦心仕、殘念千萬の趣の身振にて、私事申遣迷惑を懸候樣申とも無申譯儀に御座候得共、不顧汚顏此度も委敷申遣候間、宜敷御斷可被下候。

一[5]たか儀に付ては偏に御世話被成下無難に出產いたし、母子共息災の由、頓と安心仕申候。　誠に悅敷次第御察可被下候。　龍[6]助儀に付ても到て難有儀にて、何か御厚禮の印に進上可仕相考候得共不任心[7]豐田彥次郎の書一枚貰受申候間ざつと表粧いたし差上申候間、御慰可被下候。

(2) 蓑田傳兵衛（此頃御家老座書役）　(3) 田中源五右衛門か
(4) 有川七之助か　(5) 「たか」は隆盛の妹三原傳右衛門の室
(6) 龍助　(7) 水戸藩士豐田天功

右の通荒々如レ此御座候。恐々謹言。

九月二十九日　　西郷吉之助

市來正之亟樣

【解説】此書は安政二年九月二十九日江戸より鹿兒島へ發送せしものである。宛名の市來正之亟（後六左衞門）は隆盛の妹お琴の夫で、當時御家老座書役を勤め有志の士であつた。「幕府の事情先便細々申上」とあれど、その書今傳はらず。此頃、幕府は海防に意を用ひ、旗下の志氣を振起して海陸軍備の改革を謀らんとし、八月十四日には水戸老侯德川齊昭に隔日登城を命じ、海防及び軍政改革等の事に參與せしめたのである。本書亦當時の狀を想察せしむるに足る。

七　樺山三圓への書

安政二年十月四日

寒氣相募候處彌以御壯榮奉珍賀候。　隨て小弟にも無異罷在候間乍憚御安意可被下候。　扨去る二日の大地震には、誠に天下の大變にて水戶の兩田(1)もゆひ打に被逢、何とも無申譯次第に御座候。　頓と此限にて何も申口は無御座候。　御遙察可被下候。　此旨荒々如此御座候。　恐々謹言。

追啓　君公益御機嫌能、澁谷御屋敷に被為入、上(2)屋敷は迚も御住居出來させられ兼候次第に御座候。

十月四日　　　西郷吉兵衛

(1)　藤田誠之進彪（東湖）と戶田忠大夫忠敞を指す

(2)　三田の薩摩邸

樺山三圓樣

【解說】此書は安政二年十月二日、江戸大地震の翌々日認めたもので、水戸藩の藤田東湖、戸田忠敬（世人之を水戸の兩田と稱す）が地震のために死んだことを、在國の樺山に報じたのである。蓋三圓は隆盛より先に江戸に出で、隆盛より先に東湖等に接してゐた。隆盛を東湖に紹介したのは、三圓であつたと傳へられてゐる。それらの關係で取りあへず、此事を報知したものと見える。

八　樺山三圓への答書

安政三年五月十二日

御手紙忝拜誦、陳は御存之通、此方空室多く、何そ差支候譯御座候得共、餘り自由の儀に御座候間、追付參上可ᴸ承、此旨御報迄如ᴸ此御座候。草々。

五月十二日　　　　吉　兵　衞

三　圓　樣
　　貴　答

【解說】本書以下三翰何れも江戶に於ける往復にて、樺山三圓に宛てたものである。三圓は此頃、復、江戶詰となつてゐたのである。

九　樺山三圓への答書

安政三年六月六日

御手紙忝拜誦、明日は愈著之筈にて、大坂より書狀到來、貴丈にも御通上吳候樣との儀に御座候間、追付可申上含にて御坐候。澁(1)谷より只今罷歸候付、些遲成申候。晩七ツ時には打立川崎迄、權(2)兵衛同道にて差掛賦に御座候間、御考を以御出掛可被下候。何分遠方迄參吳候樣との儀に御座候間、是非彼所迄は參度含に御座候。以上。

六月六日　　西鄕吉兵衛

樺山三圓樣

(1) 澁谷，常磐松の島津家別邸，此頃齊彬公居住

(2) 推原權兵衛（隆盛の叔父）

一〇　樺山三圓への書

安政三年六月十三日

暫時は不得貴意候處彌以御安康珍重奉存候。然ば今日は本田藿山奥州え遊歴之賦にて、五ツ前より發足之筈、中途相送可申致約諾置候間、貴兄は如何に御座候哉、御隙共御座候はゞ御氣張被下度、此旨奉得御意候。以上。

六月十三日　　　　　　西郷吉兵衛

樺山三圓様

（以上三翰、樺山資夫氏所藏）

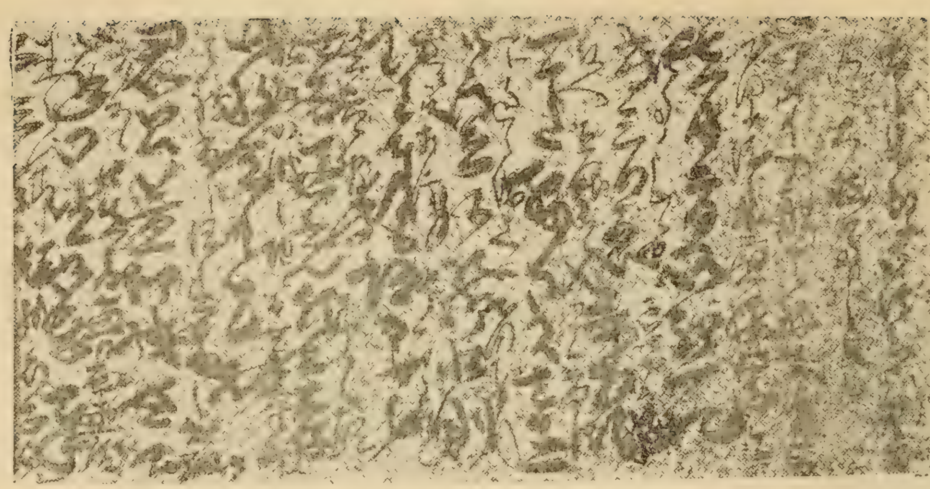
二 大山正圓への書

安政三年八月五日

尙々日下部え御傳言申聞候處大に大悅いたし候。

一アメイカ[1]船壹艘先月廿一二日下田え渡來應接、此度は難事申出候由にて、幕府の役人直樣差入申候。當分一ト通の儀迄は下田奉行邊にて相濟候由に御座候得共、些六ケ敷向に御座候。 類船數八艘の由にて蒸氣船壹艘當分渡來いたし書翰を差出候由。 先度魯西亞渡來の節堀織部正論じ詰候て、何事も難申出で引返候處、彼國におひて刑に被行候由に御座候。

(1) アメリカの訛音

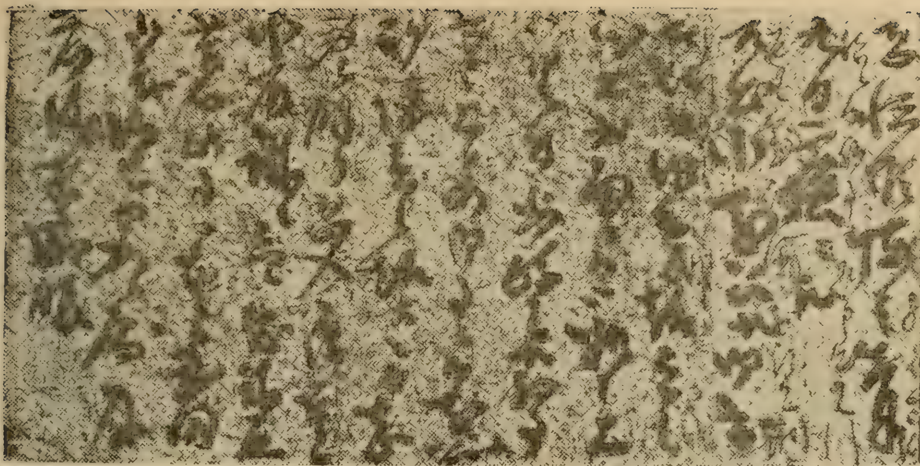


先月二日御懇札當三日着忝拜誦、いまだ殘暑去兼候得共、彌御壯剛珍重奉㆑存候。隨て小弟無異送光仕候間乍㆑憚御放慮可㆑被㆑下候。扨

(2)君公益御機嫌能被㆑遊㆓御座㆒御互奉㆓恐悦㆒候。陳は先月九日、(3)蜜に被㆓召出㆒(4)水老公え御書を以被㆓仰進㆒候趣有㆑之、然共書面にては難㆓申上㆒御座候付、(5)安島迄え細事可㆓申上㆒との御事にて、老公え

御諫言の趣共にて甚身に餘り恐入候

(2) 蜜は密の誤　(3) 齊彬公
(4) 齊昭公（烈公）
(5) 水藩士安島帶刀



儀に御座候。水府誠に六ケ敷成立苦心此事に御座候。武田(6)えも申入候處及落涙奉感服

君公ある限は水府も暗にはなるま敷と、忠心より切より相發し、勿論

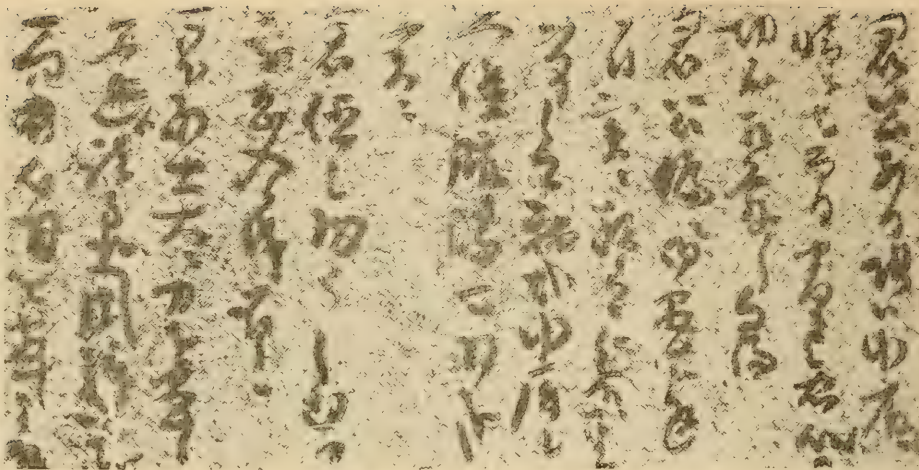
君公偏に御盡被遊候付實に難有仕合に御座候。如何(7)して我式水府の人傑腑腸可給哉。實に

君德の然らしむる處恐入候儀に御座候

一日(8)下部士大に力を盡し、早速より諸

(6) 武田伊賀　(7) どうして我々如き後輩に水戸の先輩たちが腹の底を打ちあけてくれやうぞくれはせぬの意

(8) 伊三次

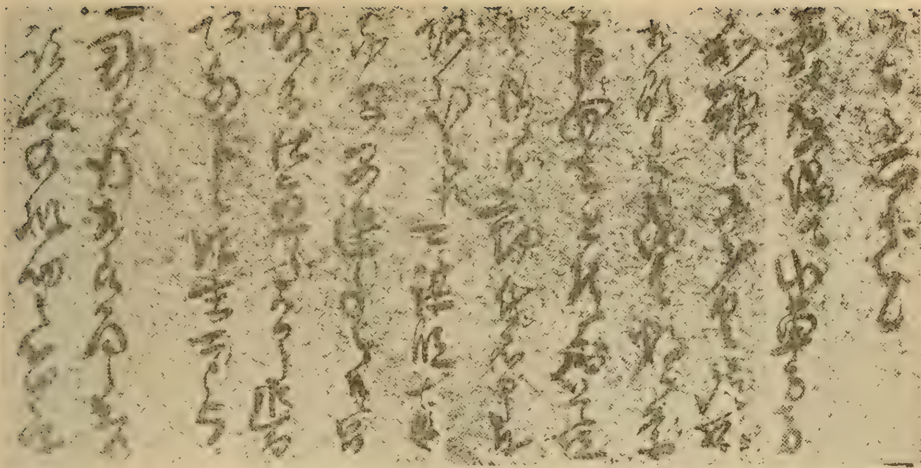


方ぇ周旋いたし一向心力を盡し申候間御安慮可レ被レ下候

一豊州(9)儀も水車方旁私欲之次第具に證據相顯れ候儀共數ケ條亘細言上仕候處、是位の儀にて動付不レ申候付、阿部方ぇ可レ謀段（蟲喰「左」か）承知、早速手を付候間決て仕應し可レ申、追て阿部方の始末可二申上一候。

一郡奉行相良角兵衛より諸鄕御救助の筋の儀取調候一册被二差下一、尚又調方いたし候樣被二仰出一候付、得と拜見の上、

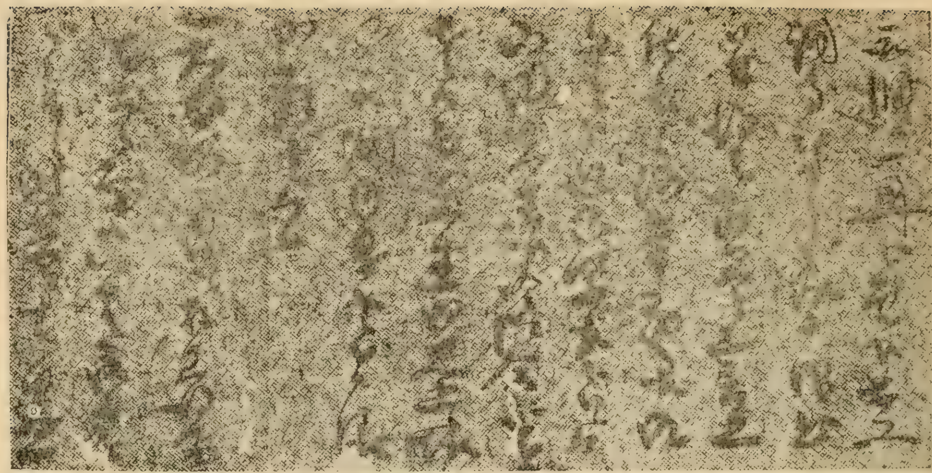
(9)　島津豐後



言上仕置候。　何卒郡方ゑ御手を被廻御寫取被下候て、(11)山内先生ゑ御談合可被下候。　左候て先生御見込の趣御取調御遣可被下候樣御賴申上候。

一　大支配の儀も相見得居候付右等の處はいまだ御手を被付候時宜に無御座第一吏に不廉の者無之、滿朝改り候上農政に御打掛被遊候樣言上仕置候。　左候て仁政を民家に被施、民心を被得候にて無御座候ては不相濟段申上候間、一緒

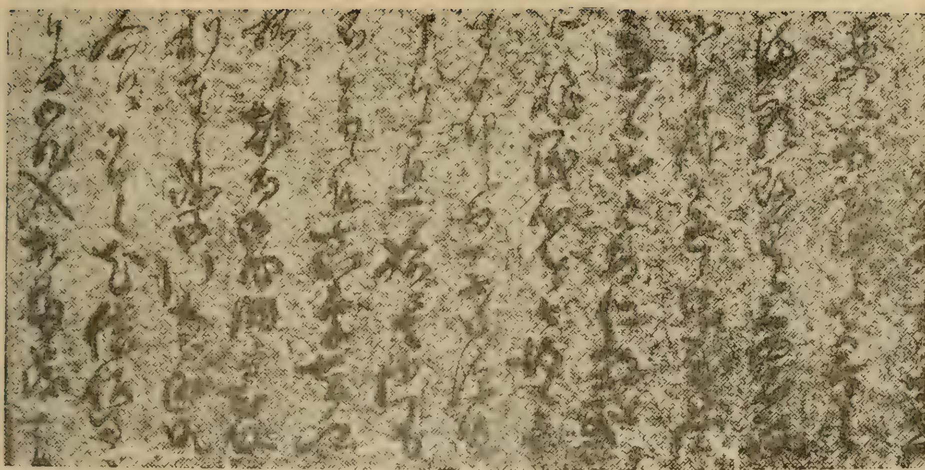
(10)　山之內作次郎嘗て郡見ゑ廻たり，鄕黨に重んぜられし人



には迚も不レ参候付、(11)眞幸七ヶ郷抔より都て御藏納にて、藏役利重の儀御引取被レ遊、御含に御座候。尤俵作いたし候て、御藏入相成候儀は如何いたし候て可レ然か。何分吟味を縮め來春迄の間取調候樣被二
仰出一候付、右等之處精御調可レ被レ下候。左候て追々諸郷一統右の振合に無二何こ被レ遊思召に御座候。實に難レ有御趣意に御座候間、細に御調可レ被レ下候。

右の通荒々御報迄如レ此御座候。實

(11)　眞幸（まさき）は日向國にて田地多き地方



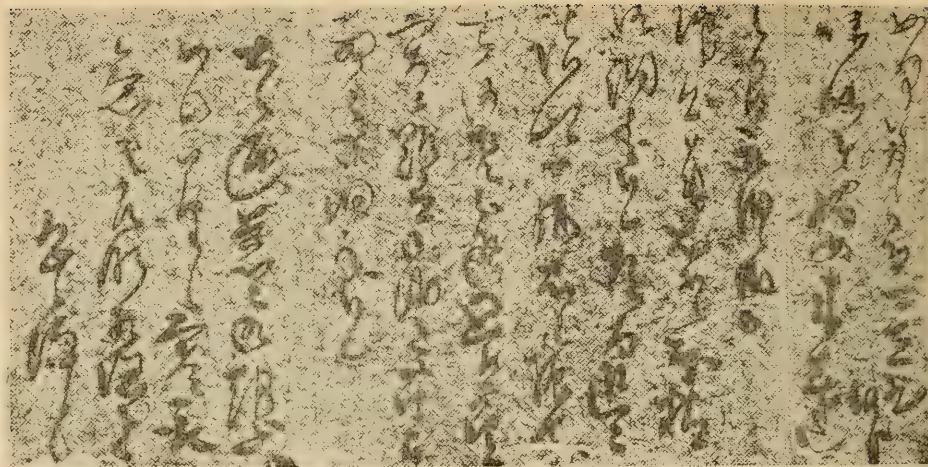
に取急ぎ乍漸相認申候。恐々謹言。

八月五日　西郷吉兵衛

大山正圓様

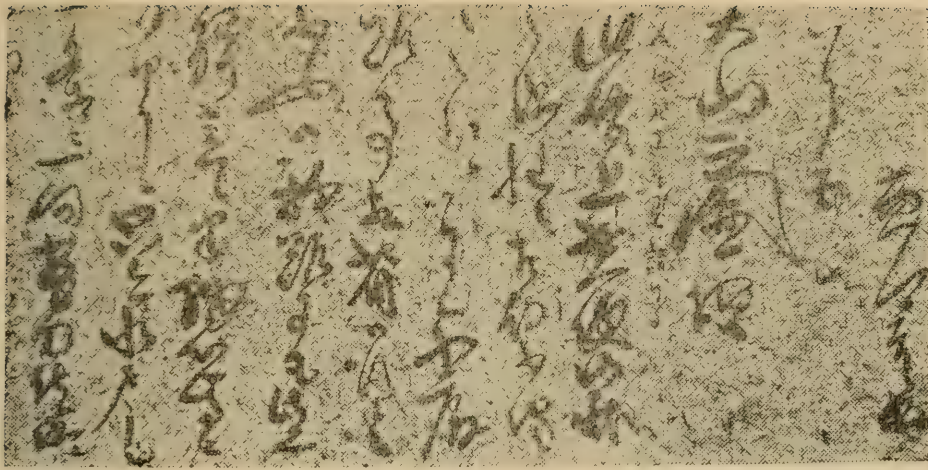
追啓上、先便御状の儀慥に相屆、不埒の至に御座候。水府難事相省(かへりみ)候得は、もふは我難事も些解立候半、殘心此事に御座候。只今水戸の一條に一向盡力仕候儀に御座候。

(川上直之助氏所藏)



【解說】本書は安政三年八月五日、隆盛が在藩の友人大山正圓（後、格之助綱良）の來書に答へ、江戸及び自己の近狀を報じたのである。

尙々書の中にて「アメイカ船壹艘云々」は米國領事ハリスの下田港に渡來せるを云ふ。「類船數八艘云々」は同艦隊の數は八艘の由なれども、當分蒸汽船壹艘渡來して云々といへるなり。「先度魯西亞渡來の節堀織部正云々」は當時の風評を揭げしものなるべきも、かゝる事實はないやうである。本書には水戸に關することが多い。水戸老侯は名聲隆々、一時、天下の人望を繫いだ方であつたが、藩內に於ける黨爭の禍や、寺院の梵鐘を大砲に改鑄せよといふ大政官符を申下されたといふことなどから、一部の人々に憎惡された。此頃即ち安政三年の夏秋の頃は、時の幕府首相堀田正睦と好からず、又前年來その擔當にて佃島にて製造した大



艦は七月竣工して旭日丸と名けられたが、その結果よろしからず、厄介丸と稱した位であり、なほその總裁せられた軍制改革のことも未だ適當の案を得ず、彼是にて公邊の評判がよろしくなく、藩內黨爭の餘燼もまだ息まず、內外の事情甚憂ふべきものがあつたやうである。此等の事にて齊彬公は天下のため烈公の身上を案じ、策を隆盛に授け、水戶の近臣に說かしめて間接に忠告し、且烈公のため運動せしめられたものとみえる。これにて齊彬公が漸く隆盛を機密な外藩との交渉に用ひらるゝに至つたことがわかる。又隆盛が此命を受けて非常に感謝したことは此書中に「甚身に餘り恐入候儀に御座候」とあるなど歷然たるものがある。是に於て隆盛も漸く天下の人になりかけたといはねばならぬ。思ふに隆盛が天下の政事運動に携はり初めたのは此頃からであらう。

豐州云々は隆盛が豐州の私曲を齊彬公に訴へたが、公はその位の事にては老臣を動かす譯にゆかぬ、阿部閣老に謀つてみよといはれ、早速手をつけたと云ふのである。薩藩では前々から琉球を經て幕府の禁制品であつた唐物の密輸入をしてゐた。其事があらはれると其關係の家老は職に安んじてゐる譯にゆかぬ。その點で豐後を退けることは閣老の手で出來るのであるから、其手段を用ひよと齊彬公が言はれたものと見える。齊彬公は孝心の厚い方であるから、父老侯齊興の寵臣豐後を自分の發意で退くることを避けようとされたのか、或は又他に深意があつたのか、此手紙文ではまだ十分にわからぬ。

郡奉行相良角兵衛云々。これは諸鄕救助方につき、相良の取調書が出てゐたのを一旦鹿兒島へ差下し、更に調査して出すやうに命ぜられたといふのである。中に隆盛進言の次第も見えて居る。隆盛は是迄郡奉行の書役として、諸鄕の事情に精通して居たことであるから、肯綮に中つた獻言をした。次に載する農政に關する上書が、その折のものである。此等の識見が齊彬公の思召に叶ひ、隆盛は益信任されるやうになつたことゝ思はれる。

「藏役利重の儀御引取云々」とあるは、藏方の役人が上納米收納につき、過分に利を取り居るを少くして、農民の實收を增すやうにされたき思召であるといふのである。

二　農政に關する上書

安政三年八月頃

【解說】安政三年夏、江戶參府中、齊彬公隆盛を召され、郡奉行相良角兵衛の農民救助に關する上書を示されしに、隆盛之を預り、熟讀の後自已の意見を附して返上したのが卽ち此書である。その次第は前掲八月五日附大山正圓宛の書中に見えて居る。右正圓宛の書は未だ世に知られてゐなかつたのであるが、此度本集の編纂につきて川上直之助氏より示されたのであつた。そこで今迄不明であつた此書の來歷が、また明かになつたのである。書中の內容は藩政時代の民政史を硏究するには非常に興味ある史料であるのみならず、隆盛の農政上の蘊蓄も分る。又、齊彬公が隆盛に斯かる內政上の事までも諮問されたといふことが窺はれる。此書の原本は隆盛の筆跡ではあるが、月日もなく、署名もない。たゞ相良の上書の後に綴り込んである。多分、齊彬公と隆盛との間に人手を經ず、直接授受されたからであらう。

「享保大御支配云々」大御支配とは檢地丈量して土地の位を定め高をきめることをいふので、此一節の意味は享保年間の檢地の際には、權謀を用ひて、最初、村々の檢地の結果、若

高が増加したら、村の所有高にすると令したので、村々では、例へば七掛に算出すべきところを八掛として成るべく増高があるやうに、測量したところが、愈出來上がると、それを悉く藩の支配にして、村々に與へられなかつたので、民心を失ふたことは勿論、民に僞を教へたので、租税の制度が急に亂だれ、其弊が次第に增して、農民は奸吏のために膏血を絞り取られるやうになつたといふのである。　手紙の解釋は此位にしておいて、隆盛献言の要旨を擧ぐれば、何はさておき、士風を匡正し、廉恥を勵まし、滿朝の人心改まりし上でなければ如何なる立派な制度を立てゝも、それを行ふ人が、賄賂など取るやうでは折角の御深慮も無になり、萬古に渉るやうな御功績も上りますまいといふ點にある。　其他桝目の事、鄕士の事、移民の事等適切な建言も少くない。（口繪原本參照）

享保大御支配の儀は、一時の權謀を以テ鄕々增高相成分は、鄕高に可レ被二仰付一との趣にて、專、鄕役任せの事故、頻に掛を揚げ增を募候由に御座候處、惣濟の上都て御藏入に相成、民心を失ひ候儀は勿論、僞を教候付、直樣田賦相亂れ、其弊追々延蔓いたし、實に奸吏の

爲に膏血を絞り取れ候譯に御座候。就ては早速民苦を御省き
可被下儀に御座候得共、積年の流弊御改正の上、滿朝人心相改、清
廉の風相立候上ならでは、格別成
御深慮も空敷罷成
御功績も萬古に渉り申間敷儀と乍恐奉存候。いづれ經界を被
爲正候儀に付ては、清廉の吏に被命、憲法の御所置無御座候得ば
其詮全無之、只地面の變遷計にて是程の衰頽には及申間敷、奸人
の手に渉り候得ば民を責取の外無之
御國の程、農政亂たる所決て有御座間敷、如何して百姓の伸立候
期可有御座哉、離散仕候外無御座候付、逃他領え在付居候者幾千
人、拾年計跡にも五百人餘無理に御引戻相成、牛馬農具等迄被成

下候得共、居止候者相少、悉く逃去候儀に御座候。　畢竟彼方にお
ひては荒野を打開候得ば、夫形作取に爲致候由、若哉不參に候て
は自然荒野の事故、上納不相掛候ても彌所務(1)此國のものに無相
違夫丈ヶは潤に相成との定見故、悉く歸從いたし候姿に相見得、
漸々人躰相減、當時現用夫纔七萬に相成居、歎ヶ敷次第にて現在
御高減少仕候場に相成、如何程か
御國躰の弱みとも不相知候付、人少の鄕々他領等より入來增殖
候儀、何より以御大慶の御事に御座候得共、大御支配の儀は先づ
御見合被遊候方可宜儀と乍恐奉存候。
一拘地高の儀現地割交不相成位劣の地面故、御免被仰付儀に御
座候得共、段々內訴いたし、賄賂を以願濟候場所多々有之、古田の

(1) ショムとは農作の實收をいふ（正味の意か）

用水差支、自から位劣相成候のみならず、かしき(2)等も存分不行屆樣成立、はては休地等に相成外御座なく、尤及數十年候得ば上地も下地に遷り變候儀は可有御座筈に候得共、右等の不正より亂れ立候儀御座候間能々御探索被遊度御事と奉存候。

一御藏桝目の儀は弊害の第一儀に御座候間、早く憲法に被復度儀と奉存候。　藏方御心付の儀七ヶ年目には是非可被仰付儀と相心得、內訴申出習來候得ば左迄目立候儀無御座候得共、實に勤勞を被爲賞候御譯柄故、精粗御吟味を以夫々被爲賞候儀は格別の御事に御座候得共、猥に賞を被爲行候場に相當り、勿論期限を以賞を行ひ候儀、他國には決て有御座間敷、其上大切成御年貢上納の御藏々附屬にて藏役人相勤候儀、對他邦可恥の甚敷儀に御

(2)　一種の肥料（草木の青葉を田植前に田の中に入れる）

座候。就ては肥後御年貢上納の儀は御定法に、夏分減米見込壹升相重、手計にて俵作いたし、御藏に相納候由、其節取納人銘々名前相記差札爲致候て若哉不正の手數有之候得ば、來秋上納分も一時に相納させ候法令の由に御座候間、決て犯候者も無御座向に被相聞申候。一躰御國の儀は御高に相掛候楮並櫨實等の儀も御座候付、農暇も相少、一向田地計に力を用ひ候位には不至儀故、自然農の時を失ひ候儀も適々御座候間、誠に難儀仕候譯に御座候。右に付ては尚更弊害御省不被下候ては立行き申間數、菱刈眞幸表勞鄕々丈も肥藩等の向に被召替被遊候得ば如何計か、飛揚仕、

御仁德を奉仰可申、其勢を以(1)下潟表等より一鄕づゝも相纏め、人

(1) 下潟（しもがた）は南薩地方の總稱

配移被仰付候はゞ人氣も振付可申下潟等は人勢多き故を以難澁仕候付、御趣法さへ立直候得ば隨分願立候者も可有御座是迄の通壹貳人づゝ方々より被召移候ては迚も詮立不申、如何計か手數を盡したる上の事故、勞して功なき場に相成、殊に人氣振付不申、移者の儀は咎人（とがにん）同樣に相心得居、移先におひても卑しめられ候故、いづれ成一郷づゝ被召移度儀と奉存候。尤福山郷の內、下潟方より相纏め被召移候一村、當時餘程榮居候儀に御座候。將又御藏米御改正被遊候はゞ入實薄、俗吏の面々御使役金拂等に難澁可仕抔と色々異說可有御座候得共、總計の違ひにも相及、勿論仁恕に被爲基候御事故迚も其害到來仕申間敷儀と乍恐奉存候。

一牛馬農具等の儀勞（つかれ）鄕々え爲御取救貧民共え被成下候儀も多々御座候得共、只被成下候限にて引立候道不相付候ては、直樣立直候儀にも至り申間敷儀に御座候。　串良（くしら）表受持郡奉行大野鐵兵衛え被仰付候砌、左樣の儀御座候處、牛馬農具被成下候者共えは餘力を以繩糸類並薪等一ヶ月幾度と相極、會所え爲相納纔づゝ本金目成候迄爲致候て、相濟候節は病馬等は引替相渡吳候手段綿蜜に取計候處、其限にて捨り可申儀を餘澤に相成候趣向にて、夫程深く心を用ひ不申候ては何事も詮立申間敷儀と奉存候。

一害相除候ても跡の治し方能無御座候ては其利も薄く、又一利御座候ても能取行ひ不申候ては其詮不相見得候付郡吏の御しらべ第一の御事と乍恐奉存候。

二三　樺山三圓への書

安政三年十一月朔日

暫は不ㇾ得二貴意一候處、彌以テ御安康珍重奉ㇾ存候。然ば別紙相屆居候處不埒の至御座候。津田(1)狀は昨日相屆申候。將又御庭方(2)茶家ちよかは引替差上申候間宜敷御取計被ㇾ下度奉二合掌一候。德利並ニ茶家申受(3)共相成儀も御座候はゞ是以何卒御取計被ㇾ下度櫻(4)並日下部(5)等へ相送り度此段こも御願申上候。尙拜眉可ㇾ奉二厚謝一候。以上。

十二月朔日　　西郷吉兵衛

樺山三圓樣

當用向

(1) 肥後の津田山三郎　(2) 茶家は土瓶の事，薩摩の方言
(3) 申受は拂下也　(4) 水戸藩，櫻任藏
(5) 日下部伊三次

一牛馬農具等の儀勞鄕々え爲御取救貧民共え被成下候儀も多々御座候得共、只被成下候限にて引立候道不相付候ては、直樣立直候儀にも至り申間敷儀に御座候。　串良表受持郡奉行大野鐵兵衛え被仰付候砌、左樣の儀御座候處、牛馬農具被成下候者共えは餘力を以繩糸類並薪等一ヶ月幾度と相極、會所え爲相納繰づゝ本金目成候迄爲致候て、相濟候節は病馬等は引替相渡吳候手段綿蜜に取計候處、其限にて捨り可申儀を餘澤に相成候趣向にて、夫程深く心を用ひ不申候ては何事も詮立申間敷儀と奉存候。

一害相除候ても跡の治し方能無御座候ては其利も薄く、又一利御座候ても能取行ひ不申候ては其詮不相見得候付郡吏の御しらべ第一の御事と乍恐奉存候。

一三　樺山三圓への書

安政三年十一月朔日

暫は不得貴意候處彌以テ御安康珍重奉存候。然ば別紙相屆居候處不埒の至御座候。津田(1)狀は昨日相屆申候。將又御庭方(2)茶家（ちょか）引替差上申候間宜敷御取計被下度奉合掌候。徳利並茶家申受(3)共相成儀も御座候はゞ是以何卒御取計被下度櫻(4)並日下(5)部等へ相送り度此段とも御願申上候。尚拜眉可奉厚謝候。以上。

十二月朔日　　西郷吉兵衛

樺山三圓様

當用向

(1) 肥後の津田山三郎
(2) 茶家は土瓶の事，薩摩の方言
(3) 申受は拂下也
(4) 水戸藩，櫻任藏
(5) 日下部伊三次

【解説】樺山の職務は御茶道であつたから、陶器などの出納にも關係してゐたと見える。隆盛は御庭方勤務であつたから、庭方茶家云々とあるのである「不埒の至云々」は隆盛と三圓とに連名の書面が來てゐたのを、暫くほつてあつたのを謝したのである。

御座候。蓑田儀容易の人物にては無二御座一談合仕候處一々附合いたし、實に力を得申候。此旨寒中御伺旁奉レ得二御意一候。恐々謹言。

十二月朔日　　西郷吉兵衛

市來正之丞様

追而叔父落命之段、申シ來リ悲歎に沈ミ申候。是程丈も我々不幸の者如何して天理に叶申間敷、凶變勝の身上、御苦察可レ被レ下候。

（西郷菊次郎氏所藏）

【解說】此書は安政三年十二月朔日、江戸より在藩の市來正之丞へ贈つたものである。正之丞は後六左衛門と改名す。諱を政清といひ、隆盛の妹婿で御家老座奥掛書役であつた。此書は大體齊彬公の男子出生を祈る一條と、それに連關したことを報じたものでで

【解說】 村山の職務は御茶道であつたから、陶器などの出納にも關係してゐたと見える。隆盛は御庭方勤務であつたから、庭方茶家云々とあるのである「不埒の至云々」は隆盛と三圓とに連名の書面が來てゐたのを、暫くほつてあつたのを謝したのである。

御座候。蓑田儀容易の人物にては無二御座一談合仕候處一々附合いたし、實に力を得申候。此旨寒中御伺旁奉レ得二御意一候。恐々謹言。

十二月朔日　西郷吉兵衛

市來正之丞様

追而叔父落命之段、申シ來リ悲歎に沈ミ申候。是程丈も我々不幸の者如何して天理に叶申間敷、凶變勝の身上、御苦察可レ被レ下候。

（西郷菊次郎氏所藏）

【解說】此書は安政三年十二月朔日、江戸より在藩の市來正之丞へ贈つたものである。正之丞は後六左衛門と改名す。諱を政淸といひ、隆盛の妹婿で御家老座奥掛書役であつた。此書は大體齊彬公の男子出生を祈る一條と、それに連關したことを報じたものであ

あるが、死を以てその神明様に祈願し、生涯不犯を誓言したことなど如何に眞劍で熱誠であつたかが窺はれる。書中「駕籠かきの義は云々」は誰かの渾名であらうが未詳。「枝葉に先ツ打掛り不申」は奸の根元を打斃し枝葉には先づ掛らぬといふなり。「先日懇と夜入時分」以下數行事情不明なるも隆盛等の計畫中なりし斬奸の事に關するものゝやうである。妻を滅後云々滅字は恐く誤記ならん。大體の意味は江戸に登つた後で妻を離別したが、たとへ此誓がなくとも、今になつて再び妻帶する考は毛頭ないと云ふのである。隆盛は江戸へ出る前に伊集院兼寛の妹と結婚してゐたのであるが、隆盛の家には弟妹も多かりしことゝて其主婦となりて、家事をきりもりすることも出來ぬからと云つて、留守中に伊集院家より離縁の相談があつて、止むを得ず之に應じたのであつた。末筆蓑田云々は蓑田の人物を凡物ではない、一日談合したところが意見が一致して力を得たといふのである。

一六　原田への書

安政四年七月二十九日

御一別以來不奉伺御安否候處、稍秋冷相催候。　御賢(1)父様御始御一統様彌以御安康可被成御座奉恐縮候。　其(2)御地滯在候時は何篇御丁寧被成下御厚志何とも難謝、殊出立の節は重寶の御品御惠投被成下深く御禮申上候。　隨て私事無異儀迭光仕候間乍憚外御放念可被成下候。　四ケ年目故鄉え罷歸候處、親戚朋友互に相喜候爲體(ていたら)御遙察可被下候。　陳ば御(3)兩殿樣益御機嫌能可被遊御座恐悅の御儀奉存候。　次に寡(4)君儀も着涯より不快にて先月迄は懸念いたし居候處、最早、快罷成此三日跡より用向も承候樣

(1)　原田兵助(成祐)　　(2)　江戸

(3)　水戸藩主德川慶篤と前藩主德川齊昭

(4)　薩藩主島津齊彬

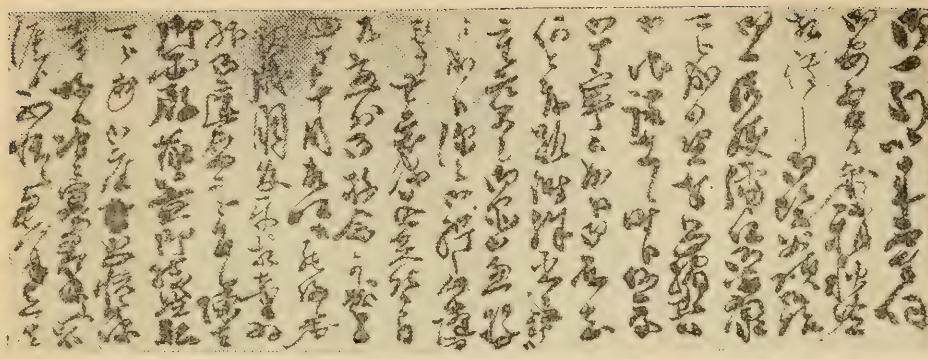
あるが、死を以てその神明様に祈願し、生涯不犯を誓言したことなど如何に眞劍で熱誠であつたかが窺はれる。書中「駕籠かきの義は云々」は誰かの渾名であらうが未詳。「枝葉に先ッ打掛り不中」は奸の根元を打斃し枝葉には先づ掛らぬといふなり。「先日慂と夜入時分」以下數行事情不明なるも隆盛等の計畫中なりし斬奸の事に關するものゝやうである。妻を滅後云々滅字は恐く誤記ならん。大體の意味は江戸に登つた後で妻を離別したが、たとへ此誓がなくとも、今になつて再び妻帶する考は毛頭ないと云ふのである。隆盛は江戸へ出る前に伊集院兼寛の妹と結婚してゐたのであるが、隆盛の家には弟妹も多かりしことゝて其主婦となりて、家事をきりもりすることも出來ぬからと云つて、留守中に伊集院家より離縁の相談があつて、止むを得ず之に應じたのであつた。末筆蓑田云々は蓑田の人物を凡物ではない、一日談合したところが意見が一致して力を得たといふのである。

一六　原田への書

安政四年七月二十九日

御一別以來不レ奉レ伺二御安否一候處、稍秋冷相催候。御賢(1)父樣御始御一統樣彌以御安康可レ被レ成二御座一奉二恐縮一候。其(2)御地滯在候時は何篇御丁寧被レ成下、御厚志何とも難レ謝、殊出立の節は重寶の御品御惠投被二成下一深く御禮申上候。隨て私事無二異儀一送光仕候間乍二慮外一御放念可レ被二成下一候。四ケ年目故鄕え罷歸候處、親戚朋友互に相喜候爲體(ていたらく)御遙察可レ被下候。陳ば御(3)兩殿樣益御機嫌能可レ被レ遊二御座一恐悅の御儀奉レ存候。次に寡(4)君儀も着涯より不快にて先月迄は懸念いたし居候處、最早、快罷成此三日跡より用向も承候樣

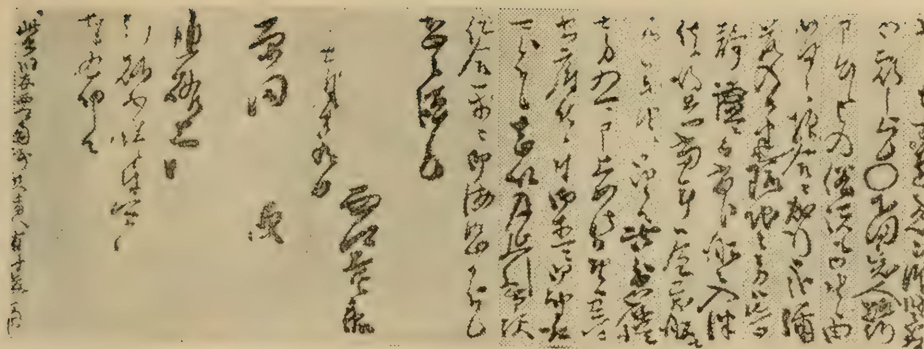
(1)　原田兵助(成祐)　(2)　江戶
(3)　水戶藩主德川慶篤と前藩主德川齊昭
(4)　薩藩主島津齊彬



相成安堵仕候。乍憚御安慮可被下候。扨承知仕居候大阪大(5)久保方え度々參候得共餘程繁多の由にて逢取不申、一封相殘置候處自然相廻候半。其後も大(5)久保方より書狀參候處差廻たるこの趣相見得候付、決て相屆候儀こ相考申候。熊本津(6)田方え一宿相調、彼社中も一統無事の由にて一夜を明し、談話相果不申、名殘惜敷相別れ、其節最早許(7)託の一條は御返事差上たる趣に御座候間、是以

(5) 土浦藩御用人大久保要，當時土浦公は大阪城代であつたから大阪に居た　6) 津田山三郎

(7) 前に依賴してあつた一條なり前年原田八兵衛より本妙寺所藏の史料のことに付取調方を長岡監物に依賴せし書翰がある其事かも知れぬ



齊彬公勤仕時代

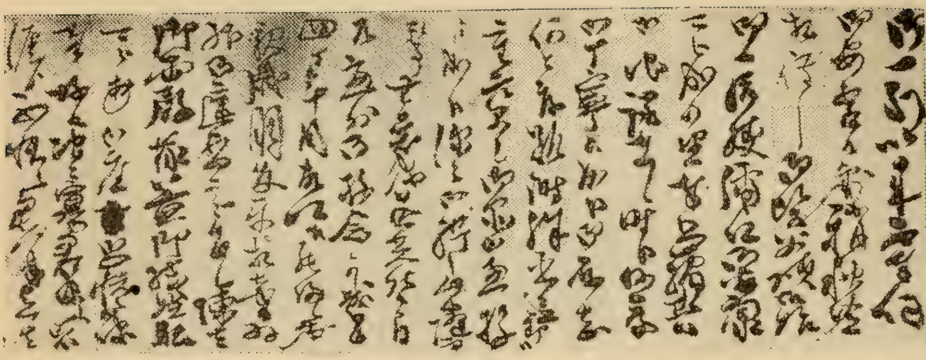
何の振合に成行候哉、彌落入候半か。琉地の方は先づ靜謐にて、、船々入津仕候得共當年は全異船も不レ參由に御座候。此旨御厚禮旁右爲レ可二申上一如レ斯御座候。有村出府仕候に付御直に御聞取可レ被レ下候。

右及二延引一無二申譯一仕合平に御海恕可レ被レ下候。恐々謹言。

七月二十九日　西郷吉兵衛

原田　樣

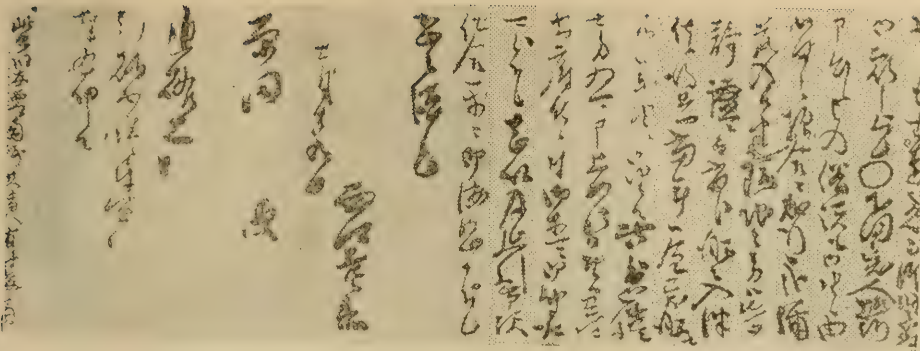
（山田直矢氏所藏）



相成安堵仕候。乍㆑憚御安慮可㆑被㆑下候。扨承知仕居候大阪大(5)久保方え度々參候得共餘程繁多の由にて逢取不㆑申、一封相殘置候處自然相廻候半。其後も大(5)久保方より書狀參候處差廻たるこの趣相見得候付、決て相屆候儀こ相考申候。熊本津(6)田方え一宿相調、彼社中も一統無事の由にて一夜を明し、談話相果不㆑申、名殘惜敷相別れ、其節最早許(7)託の一條は御返事差上たる趣に御座候間、是以

(5) 土浦藩御用人大久保要，當時土浦公は大阪城代であつたから大阪に居た　(6) 津田山三郎

(7) 前に依賴してあつた一條なり前年原田八兵衛より本妙寺所藏の史料のことに付取調方を長岡監物に依賴せし書翰がある其事かも知れぬ



齊彬へ勤仕時代

何の振合に成行候哉、彌落入候半か。琉地の方は先づ靜謐にて、、船々入津仕候得共當年は全異船も不レ參由に御座候。此旨御厚禮旁右爲レ可二申上一如レ斯御座候。有村出府仕候に付御直に御聞取可レ被レ下候。右及二延引一無二申譯一仕合平に御海恕可レ被レ下候。恐々謹言。

七月二十九日　西鄕吉兵衛

原田　樣

（山田直矢氏所藏）

【解說】此書は安政四年七月二十九日、鹿兒島で認め、有村俊齋の江戸參府に託して在江戸の友人水戸藩士原田に贈つたものである。今日現存する本書の宛名の名前の部分が破つてあるが、明治十七年に原田明善（誠之助）が本書の封紙に、二十八年前自分が受取つたものであると記入してゐる。明善は原田兵助（成祐）の次男で、兄は八兵衞（成德）といつた。兵助は老侯に近侍してゐた水藩の名士である。隆盛の知人名簿には父子三人共載つて居るが、隆盛や肥後の津田山三郎等と往來して友人關係の深かつたのは兄の八兵衞の方らしい。隆盛は此年の四月に主君齊彬公に隨從して鹿兒島に歸つたのであつた。さて、此手紙の內容は先づ在江戸中の御禮、それから原田の依賴の大久保要と津田山三郎とを訪問した報告があり、阿部閣老の逝去を悼む辭があり、又、時事問題を記したりしてあるが、その要點は、京都で齊彬公が所司代の脇坂侯に逢つて、水戸老侯について聞込んだことを通知した點、卽ち京都にて寡君脇坂侯に面會云々の一節であるやうだ。これは恐く齊彬公の內命によつて書いたものであらう。齊彬公が直接水戸老侯に通知しては事が改まつていけないから、隆盛をして老侯にの言上便宜を有してゐる友人まで知らさせ、おのづから老公の耳に入る樣にしたものであらうと思はれる。

一七　市來正之丞への書

安政四年十一月十二日

御離別以來大元氣にて肥後川尻より有志の人々え論談に及ビ熊本へ一日滯在中、細事は(1)大久保より御聞取被下度候。久留米えも相廻ル賦に御座候處中々道も此節は水增故墓取兼、筑の方え相急ぎ候處博多え(2)一縮、頻に(3)吉永を初メ被引留候得共、乍漸相斷リ(4)工藤、(5)北條の兩人面會、君命及ビ落涙ニ感戴仕候。　工藤は小倉まで道行いたし、何か談話仕候處實に先生にて頭を下ヶ申候。　身上の事共直話承候處

御國元より相考候よりは誠にあはれを催し、忍兼候事共御遙察

(1)　大久保正助(利通)此時隆盛の東上を送りて熊本まで同行した

(2)　一縮は一宿、わざと縮の字を用ひたのかも知れぬ　(3)　吉永助八郎(筑前藩士)　(4)　工藤左門(もと井上出雲、のち藤井良節と改名)

可レ被レ下候。　左候て書通も出來兼、歎息いたし居候ニ付、山家宿よりの名前か又は何屋の何某とか見立、月次の飛脚え相頼みて貴兄か蓑田宛にて差遣候はゞ何樣可レ有ニ御座一候哉。　旁御勘考の上御返事可レ被ニ成下一候。　愚考には何もふは御懸念も有ニ御座一間敷儀と相察申候。　乍レ然決て返答は出來兼候付御掛合の上、何とか相通じ可レ申段申置候。　○工藤親眼病御暇も相濟居、此度面會一日前吉永え相付、御國え參候者を迎に差出候由、就ては老人の儀にも有レ之、頻に懸念の體にて何卒して弟彌(6)八郎筑前迄醫師方え列屆迄付添參度願申出候て、差添參らせ度念願の由に御座候。願くは其道相付け申度ものと相考候付旁御考の上、御世話成し被下候儀は相叶申間敷哉。　工藤よりも御願申上吳候樣歎願の

(5)　北條右門（もと木村仲之丞後．村山松根と改名）
以上兩人は嘉永年中．國事によりて薩藩を脫し．筑前に走り黑田侯の庇護の下にかくれてゐたのである　(6)　井上石見

事に御座候。綱(7)殿え内願いたし候樣申遣たる由に御座候得共、其手は板鼻(8)方の由にて彼方にて打留候由、旁御勘辨の上御取計被下度、尤老體の親、眼病にて遠方え踏出候儀に候ては付添參度との表通は隨分相當の儀とも相考られ候付何分にも宜敷御計可被下候。若哉餘り自由ヶ間敷との評議も御座候はゞ無致方事に御座候得共、親子情儀相觀候處、甚以悲情を催し御相談申上候間、能々御深察可被下候。

一　熊本邊の論談等は江戸より細々申遣候樣可仕候。尾州の田宮彌太郎方えも參候樣、長岡相遣添書迄差出御時宜にて踏込賦に御座候。津田別(わけ)ての懇切寒中嘸哉難儀の筈とて胴着共こしらへ待居られ候て送呉られ候時宜、至て道中寒難を凌候事共

(7)(8)共に未詳

しみ〳〵と相響候儀に御座候。其段宿許え御通可被下候。漸く十五日目に小倉に出、諸方の滯在抔にて樂は樂に御座候得共、江戸方甚心せき候事にて難澁いたし居候事に御座候。願くは船中早かれかしと祈居候。別段宿元えは不差遣候付宜敷御傳可被下候。穴賢。

十一月十二日　　　　西郷吉兵衛

市來正之丞様

【解說】此書は安政四年十一月、隆盛が鹿兒島より江戸に赴く途中、下關より鹿兒島の市來正之丞（既註）へ贈つたのである。

此行大久保も密に熊本まで同行した。故に熊本滯在中の細事は大久保より御聞取被下度とある。〇福岡にて薩摩亡命の先輩工藤、北條と面會し、工藤は小倉まで同行して、何彼

と談話せしに、實に先生にて頭を下げたとある。それから工藤等の國元との通信も出來ざる境遇に同情してその道を開かんことを依賴し、又工藤の父眼病にて治療のため福岡へ呼びよせるにつき、弟の井上彌八郎（石見）を附添はしむることは出來ざるかと其盡力を依賴してある。○津田別ての懇切云々、山三郎が胴着をこしらへて送つた一條、隆盛非常に感じた樣がみえて居る。

備　考

長岡監物が田宮如雲へ隆盛を紹介せし書

安政四年十一月四日

【按】此書は前の隆盛の書中にある肥後の長岡監物が、尾張の田宮如雲に隆盛を紹介した手紙である。併、時日の都合で隆盛は名古屋に立寄らず、又翌年江戸にて會合の機會もなかつたと見え、遂に安政中には田宮を訪問することを得ず、自然この書が隆盛の手に殘つたのであるが、肥後の貴族長岡監物が薩藩の小官西鄕吉兵衞を如何に見てゐたかが略これでわかる。よつて此處に之を揭ぐることにした。

恭呈二小简一候。愈御安健可レ被レ成二御興居一奉二敬賀一候。先以先年於二江府一越藩鈴木殿を以拜

謁之義相願置候末御念翰の趣忝候。　併其節不レ得二拜眉一儀生涯の遺憾に御座候。　右尊答發足前公私の用向にも紛、國許より得二御意一候含にて罷下候處可レ然便宜を得ざるのみならず、牟は失念仕、是迄押移候次第實に薄情の至御仁恕可レ被レ下候。　扨此度薩洲の藩中に西郷某と申士江戸え罷出申候。　役は小官の由に候へ共君前にも罷出候由にて當春下國の節も拙宅を尋申候。　此度も得二寛話一申候。　有志の人にて御座候。　天下の事に付て君侯の愚意を受出府いたし候哉に御座候。　然處何卒賢兄え拜謁御示教を蒙り度至願の由にて、其儀は野拙よりもすゝめ置申候。　不レ苦候はゞ暫時にても御面話被レ下候樣奉レ希候。　決て無用の空論等仕候人にては無レ之、又淺露にして氣遣ある士にても無二御座一奉極忠實なる人物にて於二江府一は水藩を始、所々に有志の人にも交り候て、天下の形勢等能見渡し居申候樣に相見候間、彼是少しは御答可レ有レ之かと被レ存候。　誠に水府兩田の變死鈴木殿の落命、一藩の不幸に無レ之、天下の大不幸に御座候。　以後、世上の變態は兎角の辭も無レ之、殊に於二廟堂一は河閣の御遠行、愈天下一變の勢何とも奉二恐入一候事に御座候。　既に夷賊登城と申にも至候上は外夷の事は抑末にて、

徳川の御代萬世を謀候には、大木に力を盡し度ものに御座候。　薩君侯には深く天下の事を被レ爲レ憂候て種々に御心を被レ碎候間、此節西郷に得と御談合被レ下候て、尊藩よりも深

く御力を被レ添候樣爲二天下一に奉二禱上一候。外に異賊の禍如レ此相迫り、内には小人道長し君子道消するの患あり、此儘安然として月日を送り候はゞ末如何成行可レ申哉、尊藩越藩は申迄も無レ之御親藩と云、君上には御賢明天下有志の人奉二仰望一候處に候間、非常の御誠意を被レ爲レ包候て爲二廟堂一に御力を被レ爲レ盡度奉レ存候。固より嫌疑の筋等は樣々に可レ有レ之候へば至極被レ處がたき筋に候へ共、古人所レ謂陽氣發處金石亦透、精神一到何事不レ成、實に天地神明にも貫候大精神あらば、神明の御助けも可レ有レ之、難きと見しも亦易く、意外の變革も有レ之事に候へば、人力の及丈は盡し度事に御座候。右は事體をしらぬ諸生論と御于笑可レ被レ下候得共、深く御勘考被レ下候て、兎角天下の御爲に御盡力奉レ禱候。右に付ては彼是得二御面話一度儀のみに候得共、いたし方も無レ之、不學文盲、別て文筆に拙く、意を盡し不レ得西郷えは段々話合置候筋も有レ之候間、同人よりも御聞取可レ被レ下候。得二貴意一度儀多端に候へ共、西郷發足を待せ置相認候間、右要用迄如レ斯御座候。吳々も西郷御面會は相願申候。餘は猶得二便宜一得二貴慮一可レ申候。恐々不備。

十一月四　　長岡拜

田宮君　玉机下

二白追々と寒威相增候折柄折角御自愛奉レ禱候以上

一八　市來正之丞への書

安政四年十一月十三日

尙々御吟味相協候上は、御試に一艘向も御差向相成候て御勘考相成候樣奉レ願候。無レ左候ては事掛隔たる所、情實難二相計一もの故、何分にも宜敷模樣と相考ヘ申候。

昨日付の書面、小倉より近國飛脚御便より差出置候後、不二相異一下之關え滯船中、工藤士懇意の淸洲(1)人白石正一郎と申者、所え前夜より參ッ、段々及論儀候處、右正一郎は全躰溫和の質にて、和學を好ミ、至て淸直の者故、談話も面白く、一晝夜相話候處、中々風儀雅品にて、四天王の輩篤く精忠を感シ、叮嚀の者と相見得申候。

(1) 淸洲は不審，白石正一郎の家は竹崎に在つた

然ル處先年來薩國におひては由緣有る者と聞れ、如何にして隱然と御國の爲に盡力いたし度との素懷と相見得、素より豪家にて御國藍產御不益にも相成譯承屆、實に苦心をいたし、防長の間至極藍を用候所、阿州の產物藍玉甚以不快の儀共到來いたし、何卒して彼方を打挫き、外々より入込度との由にて工夫をも加へ候趣に御座候得共、三百軒程の紺屋大きに迷惑いたし、無詮方三軒程阿州產より不レ召入候て不レ叶時宜に相成リ爲レ持入候得共、事を過ち候故省(2)たるの心體と被レ伺申候。　就ては此機會に因て、手廣くはめ込申たり(3)との趣法と相聞れ申候。　ケ樣の事愚拙儀は不レ好事に御座候得共、別て人物も慥成者にて不レ可レ疑儀、且工藤抔見込にても有レ之、畢竟工藤等を隱然として、

(2) ざの誤寫か　(3) いの誤か

御國家の御爲盡たりと申所、忠誠よりして生出たる儀に御座候。
○豐後表の儀、金持の少き由にて決て不辨利の向に被二相聞一申候。能々御吟味を被レ遂、福崎抔にも御談合の上、利害得失の御辨別委敷御工夫をこらされ、何分の御返事、山家宿迄御差出被レ下候樣御賴申上候。　御宛書の上封は大庄屋高原善七郎と申者方へ御差向被レ下度、左候得ば直樣工藤方へ相通じ候付、御懸念なく御遣し可レ被レ下候。　右高原は有志を養ひ、是迄懇切を盡たる者の由に御座候間、御吟味相協候上は、御伺に相成候節は工藤と及談合私方よりかく申遣し候趣被二仰上一候樣奉レ願候。　自然江戸表より細事申上候樣可レ仕含に御座候。　何分防長の間機會宜敷時宜合故急敷呈飛札申候。　能々御深察可レ被二成下一候。　此旨態と得貴意候。

頓首。

十一月十三日　西郷吉兵衛

市來正之丞様

【解說】隆盛は前の書面を發した後に白石正一郎を訪ひ、その談話の結果白石が薩摩國產の藍玉を長州に輸入したいとの話ありしを以て此書面を認めたのである。〇白石への面會は工藤（後の藤井良節）の紹介によれること本文に見えた通である。彼等は初め國學を以て相知りしものであらう。さて隆盛の白石評面白し。〇「豊後表の義云々」事情明かならざるも隆盛出立の際豊後へ國產を輸出せんとするにつきて彼方の樣子聞合せを依賴されてゐたのではあるまいかと思はれる。

一九　橋本左内への書

安政四年十二月十四日

芳翰辱拜誦仕候。昨日は御來訪被成下候處、御かまひも不申上失禮仕候。御病氣も御快方の由御喜び申上候。扨て兼て御話の橋公御行狀記御出來の由にて、早速御屆被下慥かに落手いたし候。此旨乍略儀御請書如此御座候。頓首。

十二月十四日　　西鄕吉兵衛

橋本左内様

【解說】此書は江戸にての往復である。此頃德川家の建儲問題に付越前侯が非常に奔走して居られる。薩摩の齊彬公は此時在國中であつたが、越前侯の運動を援くるやうに、

隆盛を江戸にお遣はしになつた。といふのは時の將軍の夫人、當時の言葉では御臺所が薩摩の出であるから、大奥との間に、秘密の連絡を執るために、隆盛が居れば都合がよいと思はれたからである。隆盛は十二月六日に江戸に着いて、同八日に齊彬公の書を越前侯に呈したのであつた。そこで、越前侯等の將軍世嗣に推して居られた一橋慶喜の行狀を左內が書いて隆盛に贈つた。その受取の返事が即ち此書である。その時、橋本が行狀記に添へて贈つた手紙がある。即ち左の通である。

橋本左內より大西鄕への書

一小冊添

昨日は乍レ例失敬のみ相働キ、多罪奉二萬謝一候。小拙不快は追々宜方に御座候間乍レ憚御休情可レ被レ下候。偖、橋公御行狀記略認出來仕候間貴介へ附托仕候。餘は明夕迄呈上可レ申候。左樣御含置被レ下候　希度候。

臘月十四日　　橋本左內

西鄕吉兵衛樣

【按】此手紙によると最初隆盛から使をやつて、其使に持たせてやつたものと見える。さて又此手紙は不思議にも隆盛が死ぬる迄携帶してゐた。橋本左內全集に左の樣に見えてゐる。

「此書翰は、西鄕隆盛城山歿落の時迄、革文庫に入れ携帶の由。歿後吉井友實携歸り、卷軸となし天覽に入れたる後、借覽謄寫したるものである。」

二〇　市來正之丞への書

安政四年十二月卅日

餘寒甚敷御座候得共、彌以御全家樣御安康可レ被レ成ニ御座ニ珍重御儀奉レ存候。隨て私事無ニ異議ニ去る六日安着仕申候間、乍レ憚御放念可レ被レ下候。扨出立の砌は何かト御丁寧被ニ成下ニ辱御禮申上候。扨間便より申上越候通の儀にて、實に難儀千萬、君公御國許故、此度は致しにくき儀、夫迚も適出來候て、外方え對しぐづ〱いたしがたく、尚更込入仕合ニ御座候。御國許の儀追々正風吹立候由大慶の御事、只々想像仕候儀に御座候。新駿(1)の儀追々御承知相成候はん、誠に驚入仕合、何とも難ニ申上ニ切齒の至

(1) 新納駿河（家老）

に御座候。彼の御一條相達候ニ付ては、決て御計策の相變候はん。若哉被ㇾ成にくき儀も御座候はゞ、

幕府より御打下し相成候儀、如何樣共此方にて相計可ㇾ申爲ニ御心得ㇾ此段も申上候。如何相働候ても迚も長くは出來申間敷、一橋侯西上の儀相決候はゞ尙更致安(いたしやすく)安心仕居儀に御座候。誠に取急候儘荒增申上候。總(2)州家等へ御別啓不ㇾ仕候間、宜敷御取成置可ㇾ被ㇾ下候。此旨奉ㇾ得ニ御意ㇾ候。頓首。

十二月三十日　西郷吉兵衛

市來正之丞樣

(2) 島津下總（後，左衞門久徵）

【解說】此書は安政四年十二月三十日、江戸より、定日の飛脚便に託し、鹿兒島へ送りしものである。間便といふは臨時飛脚便のこと。隆盛此時の出府は齊彬公特別の思召に出て、江戸の外交內政視察をかね、將軍世嗣一件につきて、越前侯の運動を輔けしむるためであつた。齊彬公在國故、獨斷專行に出でなければ、外藩に對してすまぬ事もありて、困難であつたと見えて居る。「新駿云々」事情はよくわからぬ、此人は初め志士の間に、人望のあつた人であるが、此頃何か評判のよくないことがあつたものと見える。「一橋侯西上之儀云々」は一橋慶喜侯が、西城に上られる樣になつたら、即ち將軍世嗣が一橋にきまつたならば一層仕易くなりて安心のわけであるといふのである。

二　有村雄助への書

安政五年正月三日

改年の御吉慶不レ可二休(一)期一目出度被レ成二御超歲一奉二恐賀一候。隨て私事無異加年仕候間、乍レ憚御安慮可レ被レ下候。扨出立の砌は、御祝被下別て難レ有御厚禮申上候。右御祝迄可二申上一如レ此御座候。尙期二永日の時一候。恐々謹言。

正月三日　　　　西郷吉兵衛

有村雄助樣

參人々御中

（1）有の字脫乎

【解說】此書は安政五年正月三日、江戸から鹿兒島の有村雄助に贈つたものである。隆盛は既述の通りその前年十二月藩主の命を奉じて江戸に出たのである。有村雄助は治左衛門の兄で、兄弟ともに櫻田事件に關係し、治左衛門等が井伊大老襲撃の目的を達するや、金子孫二郎等と京師に向ふ途中、藩吏の爲に捕へられ、鹿兒島に護送せられたが、鹿兒島に歸るとすぐに自刄を命ぜられた。なほ此兄弟の實兄に海江田信義があり、弟に有村國彦があつた。（此書翰は、參人々御中など非常に敬意を表してある。雄助は隆盛より若輩なれば、かゝる筈はないとおもふ。此點より見れば宛名がちがつてゐるのではないかとも思はれるが、原書を發見せざるうちは何ともいへない。）

二三　市來正之丞への答書

安政五年正月二十九日

年頭飛脚、幷六日間(1)一緒に到着拜見仕候。彌以御一統樣、御安泰奉ㇾ恐賀ㇾ候。

君公(2)御狩等にて、御勇猛の御事、御互に奉ㇾ恐悅ㇾ御義に御座候。

若殿(3)樣御不快の處、彌御全快こ被ㇾ仰越ㇾ唯々奉ㇾ驚入ㇾ候仕合、誠に可ㇾ恐儀に御座候。御國元丈何事も宜敷被ㇾ遊ㇾ御座ㇾ候はん、身に比べ候儀、左こそ御心配被ㇾ成候はん、一向神明に盟ひ奉ㇾ祈居候事共に御座候。隨て小生無ㇾ異儀ㇾ罷在候間、乍ㇾ憚御省念被ㇾ下度候。

一下の關より一封差上置候處相屆候哉。何にも御返事不ㇾ申參ㇾ

(1) 六日に發した間飛脚（間さは定日外の飛脚をいふ）
(2) 此一節齊彬公鹿兒島にての行事を指す
(3) 在江戶の哲丸

候付、一先御尋申上候。　村上銀右衛門ぇ相託置候付、定て間違は無之筈と奉存候。　藍玉一件の儀にて、長防の間ぇ振向候手段委敷申上越候間、最早相達候儀と相考申候得ば御勘考可被下候。

一堀仲左衛門妹いまだ宿元ぇ罷居候由、何とか不所行かの由も承候得共、委敷儀は相分り不申、他藩案内申も甚以六ケ敷由、堀ぇ是非罷下吳候樣折々申越候由にて、若哉長延候はゞ可相果樣と申參、骨肉の事にて頻に苦心仕候向にて、實不可忍趣に御座候。　岸良氏抔ぇ御談合被成下候て、奉公ぇ出し候か、又は田舍にても緣付せ候樣の御計策は埒明申間敷哉、堀も切なき樣子と相伺申候。　御勘考可被成下候。　人柄慥成者に候はゞ如

何樣とも都合出來可申事に御座候得共、無致方譯か。　何分御周旋の處御願申上候。

一竹下宇右衛門儀は飛脚には六ケ敷御座候哉。　手先無之候てば探しがたき儀も有之、足輕の內取調候得共、一向用立候者も承得不申、何分早目に相運候樣、是又御願申上候。　兒玉等の者勢を得、彼是邪魔勝にて込入仕合に御座候。　豐賊退散候跡に相成候はゞ、鎌太夫より決て不召仕候樣御達し相成賦に御座候得共、無何と御國元え罷下候樣致度ものに御座候。

一有(4)七儀、豐賊より被惡候向にて、蓑(5)田出立を相待退候手段相計乍漸鎌(6)太夫穩便の策に御成し被下候由、若此人なかりせば彌相落候所に御座候。　實に驚入候仕合、如何にも言語同斷の者

(4) 有川七之助（御家老座書役）
(5) 蓑田傳兵衛（同）
(6) 鎌太夫．鎌田出雲の事（若年寄）

共に御座候。委事御申越に相成筈に御座候間省略仕候。もふは決て相濟可ㇾ申儀と相考申候。蓑田罷歸候はゞ、少しは存居候由に御座候間、尙又宜敷御計ひ奉ㇾ希候。

一大(7)正儀は難ㇾ有御禮申上候。至ㇾ私何にも祝敷次第御深察可ㇾ被ㇾ下候。

一返すく\も新(8)駿よりの内通故誠にいたし悪く、一刻も早く堅(9)山の出府相待申事に御座候。何(いづれ)本月中には着可ㇾ有ㇾ之と、是のみ一日三秋の思ひに御座候。

一御内使を立、又は後宮迄申上候儀、御逆鱗も難ㇾ計、乍ㇾ然不ㇾ顧の御時節、何も振捨一目散に相掛候處、難ㇾ有も御書取御漏し被ㇾ下頓と安堵仕、落涙及ビ數刻ニ候次第ニ候。服を改メ西を遙拜仕不ㇾ奉ㇾ蒙ㇾ命、

(7) 大山正圓か　(8) 新納駿河
(9) 堅山武兵衛

罪深念奉ㇾ謝候儀に御座候。　此度は實に難儀の事にて獨決の
事計、諸有志中よりは頻に打掛られ、苦心候事御察可ㇾ被ㇾ下候。
有志中にても、君公は御子樣御出生を御待被ㇾ遊抔との說も相
起居候處、
御建白にも被ㇾ仰ニ立明白ニ相分ッ誠に難ㇾ有諸有志に對し、天下中に
口をつぐミ不ㇾ申、正大明白の御建白、實に難ㇾ有尙々も諸方え聞(きこえ)
候儀、虎の勢こやらにて目を張立、腕を張て高論仕候儀御笑察
可ㇾ被ㇾ下候。　公要の儀別紙に相認候故省略仕候。　此段御報迄
如ㇾ此御座候。　恐々謹言。

正月二十九日　　西鄉吉之助

市來正之丞樣

【解說】本書は安政五年正月二十九日江戶より鹿兒島へ送つたものである。書中下之關より一封云々は前に揭げた、下之關よりの書翰、薩藩產出の藍玉を長州白石正一郎の手を經て彼藩へ輸出の件につき回答を促したのである。最後の一節、御內使を立云々は、隆盛の江戶に於ける將軍世嗣運動に關することである。「雖有も御書取御漏し被下云々」は隆盛よりの報告により齊彬公より親書を下され、それにて安心したといふのである。「君公は御極めて優渥な御手紙であつたと見え、隆盛の感泣の狀が紙上に溢れてゐる。「君公は御子樣御出生を御待被ㇾ遊抔との說云々」これは齊彬公は島津家より上られし將軍御臺所(後の天璋院)の御腹に世子の出生あらんことを待つて、將軍世子に推さんとして居らるゝのだといふ臆說が段々世間にあつて、どうも忌まはしくてたまらなかつたが、此度の御建白にて明白に思召が分つて、天下に對して肩身が廣いといふのである。右齊彬公の御建白といふのは、安政四年十二月二十五日付の建白書を指す。參考のため其全文を左に揭げる。

島津齊彬公幕府への建議

今度亞米利加官吏登城被ㇾ仰付ㇾ、追々應接等の次第、同席中爲ㇾ心得ㇾ御達に相成、存寄有ㇾ之候

者申上候樣被二仰出一候趣、陸奥守より委曲申越、難レ有奉二承知一候。應接の書面、一々不二容易一御國家の御事のみにて、卒忽の所存難二申上一事に御座候へ共、戰爭に及び御勝利被レ爲レ在候ても、御國家の御損亡莫大の御事と奉レ存候間、申立候箇條の內實に御差支の廉者格別、其外の儀者速に御差許相成候方、當時の御良策かと奉レ存候。左候て、異人都下へ被二差置一商道十分に御開に相成候上者、諸外國へも通船策被二仰付一五大州御隨意に御制御相成申候樣御所置當然の御事と奉レ存候。就テハ右外夷入込候樣成行候へば、人心を致二固結一候儀專要にて、第一には西丸建儲の御事と奉レ存候。乍レ恐是迄世子不レ被レ爲レ在、人心不安に奉レ存候折柄故、少も早く御養君御治定被二仰出一候者、上下一同人心安堵仕、皇國の御鎭護も彌根深に相成可レ申、勿論御血筋御近き御方當然の御事には御座候得共、斯る御時節に御座候得ば、少も御年增の御方、天下人心の固めにも可二相成一、然者一橋殿御事、御器量御年輩旁人望にも御叶可レ被レ成奉レ存候間、第一に此儀被二仰出一度、尤御台樣御入輿被レ爲レ在候御事故、偏に御出生可レ奉二待上一儀當然に御座候へ共、當時の形勢にては、一日も早く御養君不レ被二仰出一候ては、難二相濟一御時節と奉レ存候。且亦御軍制十分被二仰出一諸大名へも奢侈の習俗を一洗仕、武備十分に手當仕候樣嚴敷被二仰出一度、無レ左候ては、兎角人心弛み勝に相成、外夷の蔑如よりは、人心苟安姑息に墮り候儀、最可レ怖奉レ存候、此儀嚴密に被二仰付一且建儲の御事も被二仰出一

候者、上者被レ奉レ安二叡顯一、下者諸侯以下萬民の心を御固め被レ遊候御儀、征夷の御當務と奉レ存候。此等の趣、外様（とざま）の身分申上候儀幾重にも恐入奉レ存候へ共、御由緒柄旁御國家の御爲と奉レ存、日夜心痛罷在候折柄、存寄言上仕候樣被二仰出一候に付、不レ顧レ恐此段申上候。以上

十二月二十五日

松平薩摩守

勤王志士時代

勤王志士時代

小引

隆盛が齊彬公の薨去を知つたのは安政五年七月二十四日、京都滯在中であつた。隆盛は齊彬公の知遇を感じてゐたことが一通りでなかつたから、かねてより殉死の覺悟をしてゐた。そこで、鹿兒島に馳せ歸り殉死をしようと決心したといふことである。ところが月照の忠告により、齊彬公の遺志を繼いで皇國の爲に盡すと決心し、京都と江戸の間を往來し、天下の志士と共に國事に奔走してゐたが、此頃大老井伊直弼幕府の權勢の復舊を謀つて、朝廷を抑壓し勤王の志士を逮捕してゐたので、初は月照、後には自身にも危くなつてきた。それ故止を得ず、捲土重來を期して同年九月二十四日、月照や有村俊齋などゝ一緒に、大阪を遁れて鹿兒島に歸ることになり、隆盛は一足先に鹿兒島に着し、月照も後から來て、十一月十五日月照と投海するに至つたが、隆盛は蘇生し、同年十二月下旬に大島居住を命ぜられることになつた。此期間は僅に半歳であるけれども、隆盛が藩の命令を受けたといふでもなく、齊彬公の遺志を繼ぐといふ

意で、志士の行動を執つてゐた時代であるから、今、之を勤王志士時代と稱する。此時代の姓名は、初め西鄕吉兵衛、十月、鹿兒島に歸つてから、改名せよといふ藩命で西鄕三助と改め、大島へやられることになつて、又姓名を菊地源吾とかへたのである。此間の書翰で今日までに、吾々の見出したものは僅ではあるが、何れも國事に關係した重要な史料である。なほ詳しい事は解說の方に陳べることにする。

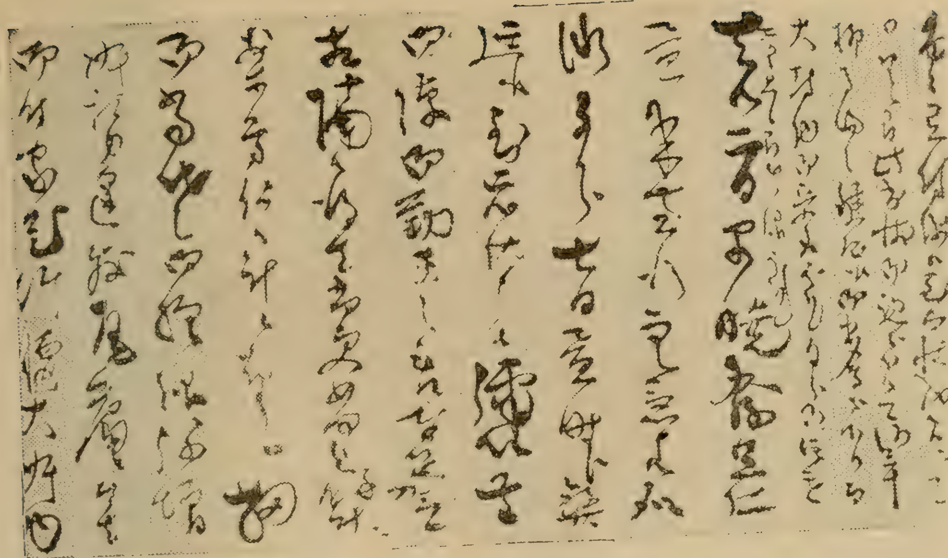
二三　月照への書

安政五年八月十一日

尙々有村[1]儀は至て慥成者にて御座候間、此書狀御覽被下候はゞ、何卒柳馬場の鍵屋へ御出會被下候て大封物御受取可被下候。　自ら御注進可申上候間左樣可被下候。

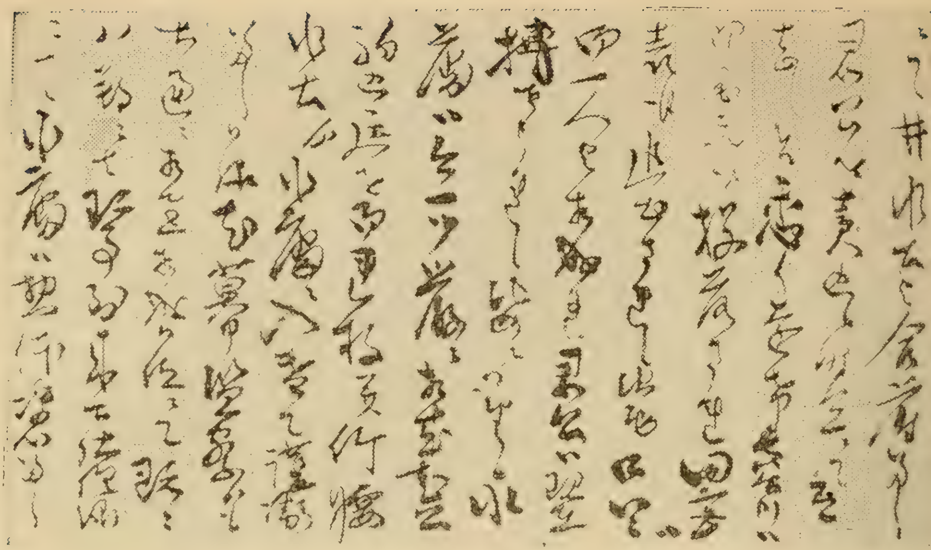
去る二日早曉發足仕、晝夜兼行差急申候處、漸なから七日晝時分弊廷え到着仕申候。　彌以無御障御勤王の筈奉恐賀候。　相隔候得ば尙更如何ゝ餘計に案勞仕候計に御座候。　扨御當地の御模樣彌增奸勢逞敷、尾藩にては御付家老竹腰大奸物にて井[2]水土[3]ゝ合符いたし、君公[4]を責込候時宜にて有志の者悉く遠け長谷川[5]は

(1) 有村俊齋（後の海江田信義）
(2) 大老井伊直弼　(3) 水土は紀州附家老水野土佐守忠央
(4) 紀州侯德川慶恕　(5) 長谷川惣藏　(9) 田宮如雲



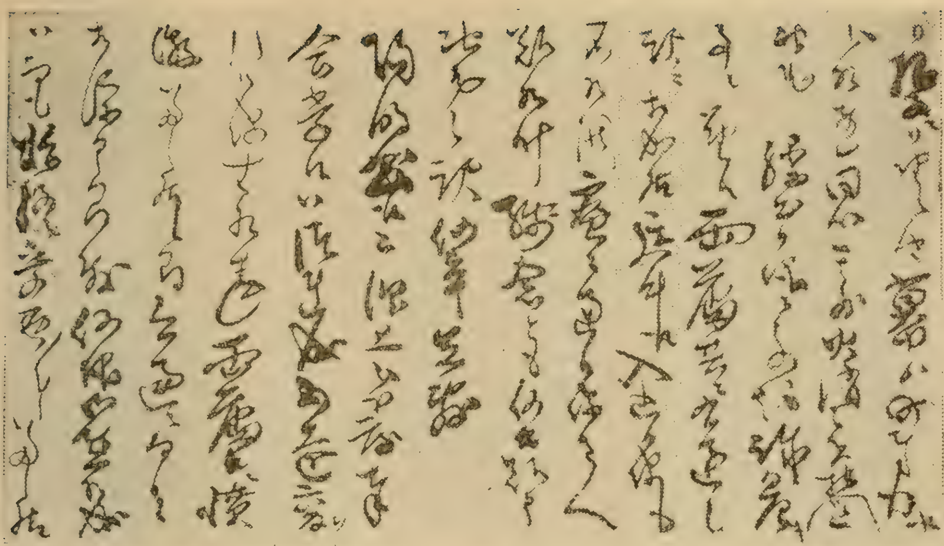
御國元え投落され、田宮(6)は表え追出
され候次第、只々御一人と相成られ
君公は現在搏(7)せられ候姿に御座候。
水藩は今一つ嚴に相成老公(8)駒込延
を御連枝(9)並竹腰(10)水土(3)より水藩に入
替て護衛いたし候様、尤幕監察より
も右通に相達相成候位にて既に八
朔には珍時到來可仕模樣にて、水藩
は惣體決心いたし候樣子に御座候
由、幕より町奉行に被相達同心其外
火消の者指圖次第繰出候樣にとの

(7) 搏は縛の誤か　(8) 水戸前藩主齊昭　(9) 連枝は水戸の分家即ち松平讃岐守（高松藩主）同大學頭（守山藩主）同播磨守（府中藩主）の三分家　(10) 尾張家附家老竹越兵部少輔正美



趣誠に危き事に御座候。兩藩共に右通の譯に相成居廷中へ入込候儀も不相調密に通候儀さへ難相叶殘念とも何共難申次第の譯何卒宜敷、(11)陽明公え被仰上被下度奉合掌候。いづれ成不遠變を引候儀無相違兩藩共に憤激いたし居候間、今通にては相濟申間敷、何樣御達相成候ても、始終受返〳〵いたし居、何事も延引仕候付、又々手强く相掛來には別條有御坐間敷、水藩は餘程人數も繰上

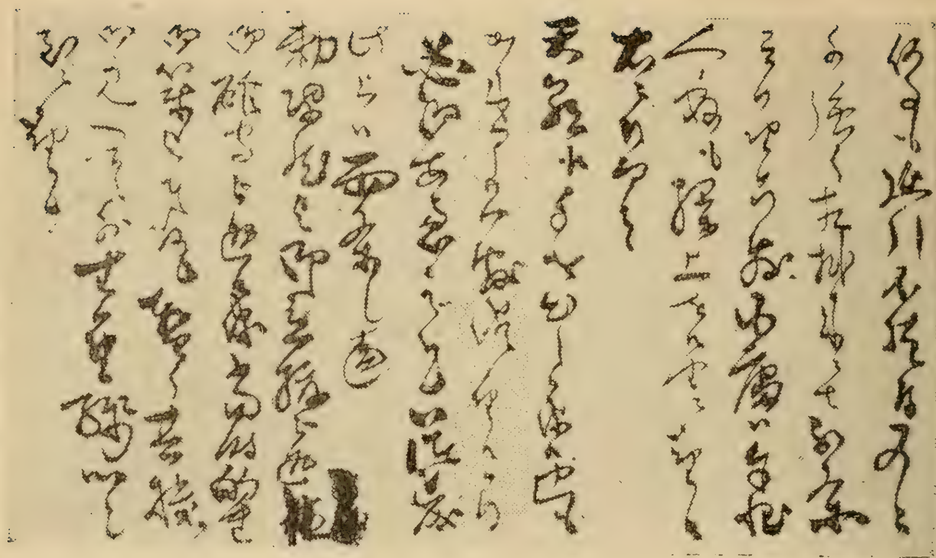
(11)　近衞忠熙公



せ候由に御座候。　右に付ては
天朝え手を出し候儀は迚も出來申
間敷儀に御座候間、必御安慮可ㇾ被ㇾ下
候。　いづれ成此上は兩條の違
勅決然と相立拔被ㇾ遊御確守被ㇾ遊候
儀當時的中の御策と奉ㇾ存候。　暫く
其機を御見合の外無ㇾ御座殘心の至
に御座候。

一　(12)內藤豐後守上
　京仕候由此人は伏見にては至極
民心を得、有志の樣に御座候得共

(12)　伏見奉行當時御所向取締兼掌



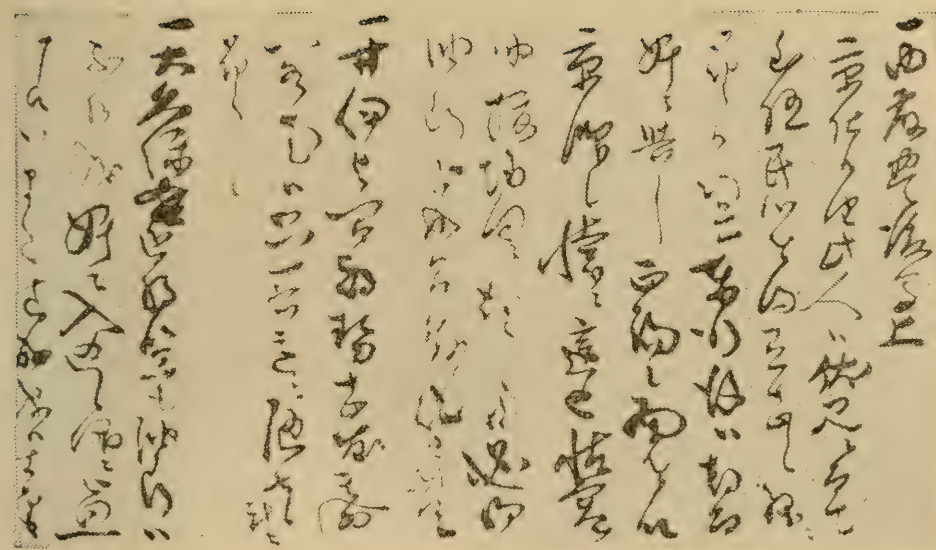
東行後は都て奸に與し、正論の面を以て京師の懷に這込情實を聞拔趣向に御座候由、必御油斷被成間敷儀と奉存候。

一　井伊と間部(13)勢甚敷、其外の閣老は只其意に隨居候計に御座候

一　大久保(14)右近將監も、油斷は不相成奸に入込候樣に被思申候。いまだ慥成儀は無御座候得共心を置べき者に御座候。

一　竹腰(10)並水(3)土の家來を上せ、事情探

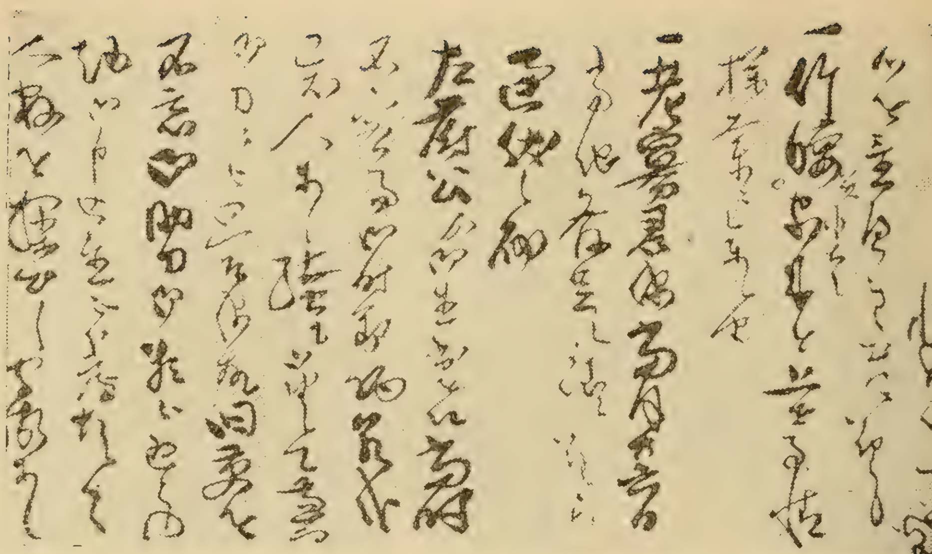
(13)　間部下總守詮勝
(14)　大久保忠寬（禁裏附）



索に參候由。

一 老(15)寡君儀、當月廿六日當地發途の賦に御座候間、通伏の砌左(16)府公より御直書を以當時不容易御時節柄、若哉異人等の騷も御座候はゞ、兼て御力に被思召儀故舊交を不忘、御助力御賴被遊この趣、御申込置被下度、左候はゞ人數を繰出し、守衛等の都合、至て致安く御座候間、何卒宜敷御賴申上置候。其儀におひては、決て

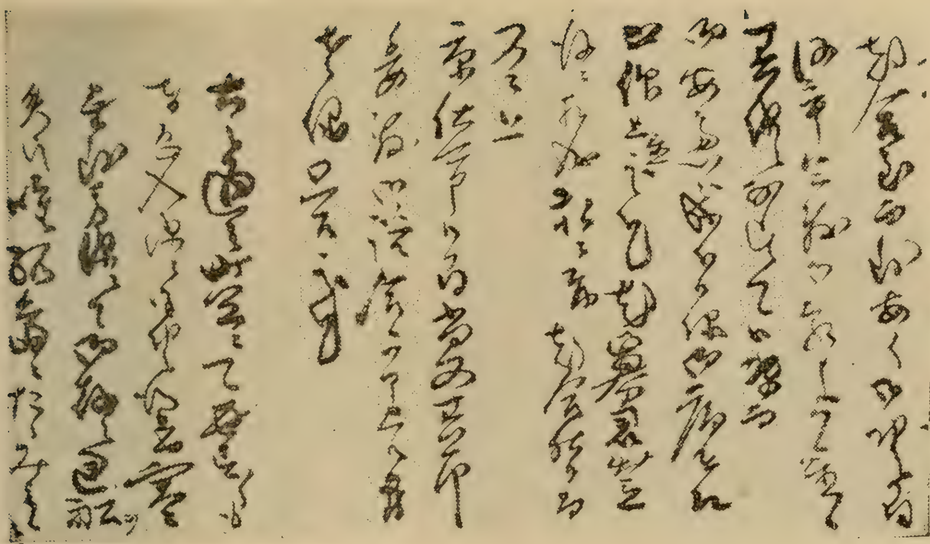
(15) 島津齊興（前藩主）
(16) 近衛忠熙



御安慮被成下候様、御序を以被仰上置可被下候。 老寡君出立後に相成私にも都合仕候て又々上京仕可申候間尚又其節委敷御談合可申上候に付左様思召可被下候。

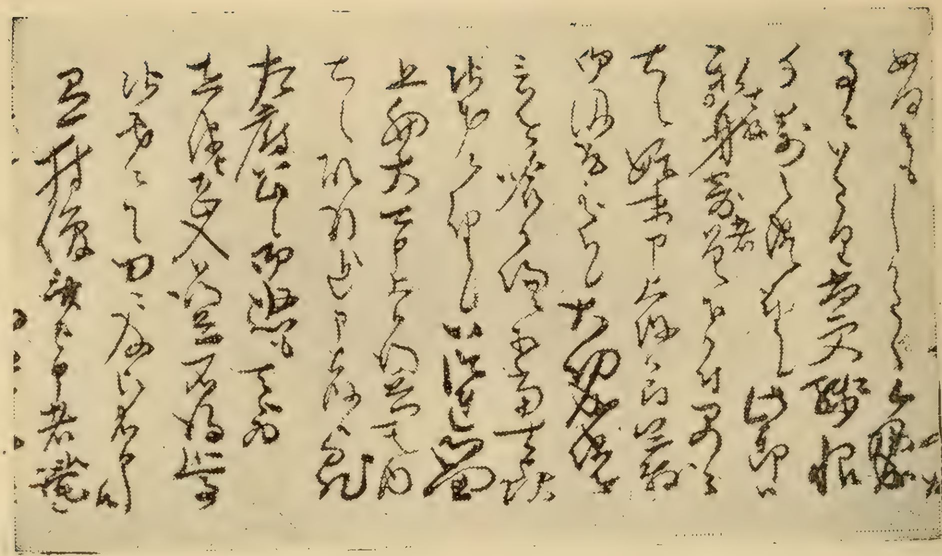
右之通の時宜にて返す〳〵も奉恐入儀に御座候得共、實に無致方儀にて、御存の通り船(17)を失ひ唯孤島にたゝずみ候故、如何ともしがたく、ケ様成事にいたり尚更殘恨千萬の儀に御

(17) 此一節は主君齊彬を失ひて途方にくれて居ることをいつたのである



座候。此節は私無據身寄者差下候付、早々右の始末[18]申上越候間宜敷御汲取可被下候。大切成儀を言を喰候場に相當、無申譯次第に御座候。いづれ御面上、細大可申上候得共其内右の形行迄申上越候。自然左府公の御怒も可被爲在儀と恐入候得共不得止事次第にて、力及び不申候。[19]有村俊齋と申者え託し差上申候間御受取被下度。右の者は何も委敷儀不相分候付、其

(18) 申上越は申上遣はすの意，薩藩特有の文語
(19) 後の海江田信義子



考にて御受取可被下候。此旨要事迄如此御座候。恐々謹言。

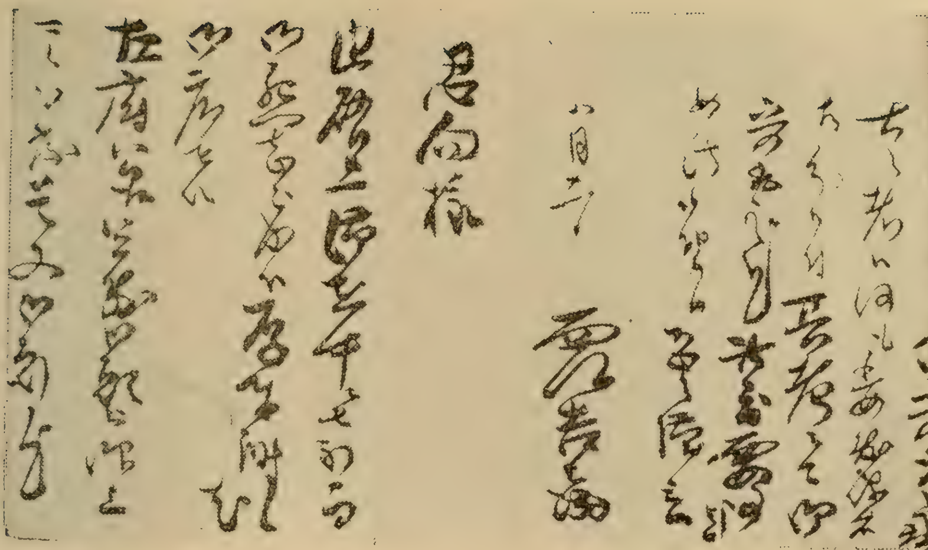
八月十一日　西郷吉兵衛

忍向様

追啓上、滞在中には別て御懇志被成下、厚奉謝候。尤御序を以て左府公へ宜敷御願被仰上被下度是又御願申上候。

編者曰く次の口上書は月照より近衛家の老女村岡への依頼状である。

口上



此壹封此まゝ
御上げ下され候様願上まゐらせ候
何も後刻参殿委曲可二申上一候

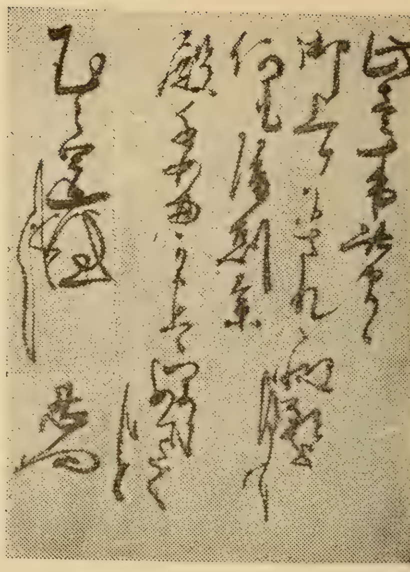
早々めでたくかしく

忍　向

むら岡様

（須田國雄氏所藏）

【解説】此書は隆盛が安政五年八月十一日江戸から、京都の月照に遣はしたのである。忍向卽ち月照が勤王の志厚く近衛家に出入してゐた事や、隆盛と刎頸の交を結んでゐたことは今更説明の要もあるまい。此書の大體の筋道は隆盛が月照を通じて近衛公から極めて重大な内密の御用を



命ぜられて京都から江戸へ下つた。その重大な御用といふのは、國事について密かに水戸、尾張兩侯へ朝廷から御依賴の書面を屆くるのであつたのである。（なほ口頭で命ぜられたこともあつたらう）ところが此書面にある通の有樣で、水戸、尾張兩侯とも幕府の壓迫が嚴しくて、兩藩邸内に入り込むことはいふまでもなく、密かに通ずることさへも出來なかつた。そこで隆盛右の趣を報じ、且つ使命を果たすことの出來なかつたことを謝し、又、預つて行つた大事な封書を返上するために、此手紙をつけてわざ〳〵有村俊齋を京都へつかはしたのである。大體の筋はこの通であるが、本書に見える通り、それについて細かな報知もあるし、意見もあり、注意もあり、願ひもある。さて此時は如何なる場合であつたかと云ふと、井伊大老が米國との通商條約調印を斷行して、それを宿次奉書を以て朝廷に報じたといふあの後であつた。その時孝明天皇がいたく逆鱗ましまして、譲位の意を御洩らしになつた。そこで朝廷から三家大老のうち誰か上京するやうにといふ御沙汰があつたが、幕府はそれにも何とか口

寶を設けて、すなほに遵奉しなかつた。それや、これやで近衞公、三條內府などが大心配の最中であつたのである。さて、又、此時隆盛の江戸に携へて行つた朝廷の大事な書類は、內勅であつたか、近衞公の手紙であつたか、海江田信義子の實歴史傳には、そのすぐあとで水戸へ下された密勅と同じものであつたと見えて居るけれど、水戸への密勅は八月七日の御前會議できまつたので、これとは別である。併本書の尙々書にある通り、非常に鄭重にして態々かへして居るところを見ると餘ほど大切なものに違ひない。又月照が此手紙に對して返書を江戸へ送つたものがある。それを見ても單に近衞公の書の樣にない。或は鵜飼や日下部が奉護して水戸侯へ届けた密勅とは、別の內勅であつたかも知れぬ。

備考

僧月照よりの書

安政五年八月十九日

有村氏態々御(1)わされ候且長巻御投與忝拜見先以御安靜の由奉賀候次に拙衲無異御放念可ㇾ被ㇾ下候。扨御地の事情委細御示(2)、被ㇾ下忝奉ㇾ存候。

一御賴申上候一件誠ニ存外の御次第にて思召通にも御運び難二出來一候に付御大切物も一ト先御返上被ㇾ成候段御尤千萬存候。有村氏より正に落手いたし

(1) 遣字脱か
(2) 一字不明

候。

一先達貴君京都御出立後の次第、定て鵜〔3〕氏より御聞取と存候。此比には定て

勅〔4〕諚も御地へ相達の事と存候。今度の勅諚今少し御手ぬるき様申方も有レ之候得共、何分當地にも大奸物有レ之

左〔5〕御方の思召通にも參兼候事多（おほく）困入候。しかし

勅諚御書取の面は御丁寧過候樣の御文言も有レ之樣なれど御趣意におゐては隨分御手つよき思食に御座候。被レ仰出一の肝要

大樹公御賢明なればこそ

朝廷御尊崇にて

叡慮にも相背候所、幕役心得如何と御咎也。又、御三家御咎の罪狀も御尋是又

御嚴重の御事也

勅諚は幕へ一通水へ一通是は

幕え不レ拘御直達之御事存候。

勅諚到着次第速に

(3) 不明　(4) 水戸へ降下の勅諚　(5) 近衛左大臣忠熙

勅命御遵奉にて天下安寧の御所置無ㇾ之候而は甚危存候。當時大樹公御喪中の事故、先其內は御さしひかへと申樣の御猶豫有ㇾ之候ては、其間に大奸より夫々手をまはし、終に外夷の爲に神洲を穢され可ㇾ申と存候。何分常例の沙汰にては事難ㇾ成、非常の御執計、偏に奉ㇾ祈候事也。今度の勅諚にても御憤發出來不ㇾ申時はもはや頓と京都にも被ㇾ遊意無ㇾ之樣に被ㇾ伺候。仍て此機を不ㇾ失、是非々々御發の御策專一祈候。只今一橋公を大樹公にと云ひ、又尾水の內を御後見、或は水を副將軍になどと、種々に彼是より內々願込有ㇾ之候得共、とても當時右の趣には被二仰出一がたき御樣子、何分今度の勅諚にて奸物を追拂候上にて、如何樣とも國家の御爲よろしき方に、御打合せも十分に出來候義と被ㇾ存候。今度の勅諚の外に、今一段手つよき被二仰出一方も願候間可二相叶一かなどと、彼是御思案有ㇾ之候ては、大ひに相違の事共出來、殘念の場に可ㇾ及も難斗と是のみ苦心至極の事に候間、何事も國家の御爲に御粉骨祈上候。

一今曉鎌(6)雲州御着伏にて則伏表へ行向御面談出來萬々都合宜

(6) 鎌田出雲（薩藩家老）

左御方にも定て御滿足の御事と存候。明日言上の覺悟候。

一近日

三位樣(7)御通伏の節は左御方より御直書を以今度の一條萬事御賴被㆓仰進㆒候思食に被㆑爲㆑在候間此段御安慮可㆑被㆑下候。是等も雲州君と能々御內談申置候。前條肝要のみ得㆓貴意㆒候。實は種々申伺度義も有㆑之候得共、一向に昨今は暇無㆑之漸く右のみ執筆仕候。市來氏よりも委曲御文通有㆑之積㆓候也。三位樣御出馬後は、早々貴君にも御上京の趣必々相違なく御登京、何も何も其節貴面上御面悟可㆓申承㆒と相樂しみ罷在候。繁忙中大亂筆無㆓正體㆒御推覽可㆑被下候

粗々布字

八月十九日夜　　月照

西鄉吉兵衞樣

貴下恭復

二白

(7) 薩藩老侯島津齊興

御返上の　御直物は
左御方の御手元に先御留め置、他には先披露なしに貴君御上京の上、何角御物語の上ともかくも執計可ㇾ仕心得に御座候間、此段も御含置可ㇾ被ㇾ下候。
以上。

右月照の書翰の上封には
止水雅君　貴兄　月照
とある。止水は其頃迄の隆盛の號である。南洲とかく樣になつたのは南島配流後のことである。

補考

僧月照よりの書

安政五年九月十六日

【按】次に掲ぐる一書は、安政五年九月十六日、月照大阪の潜居より吉井幸輔に託して、在京の隆盛に贈りしものである。隆盛は十一日、伏見で月照と別れ、有村俊齋をして大阪へ

護送せしめたのであつたが、十五日月照を大阪に訪ひ即日歸京したものと見える。當時有村歸藩の途中筑前、肥後等四藩に密勅の寫を傳達する計畫あり、月照も一緒に遊說するやう吉井から勸められ、それにつき隆盛に相談のため此書を贈つたのである。勿論此事は行はれざりしも、此間の消息を窺ふに足るものなれば、こゝに揭げて參考に資す。

昨日は折返し御上京御苦勞千萬、不二容易一御忠誠のほど難ㇾ有事と存候。扨昨夜(1)よし井氏被ㇾ參一條の義、種々談話仕候處、同氏被ㇾ申候には、今度西郷氏は在京に相成、九州筋の事は有村氏にても傳達致候樣に可ㇾ致など御申候に付ては、野衲義幸（さいはひ）貴國へ下向可ㇾ致樣相成候はゞ、道筋之事故、彼四侯へ御寫の御封物、有村氏持參の節、拙僧も同伴致、京都之事情等委々細々及二演說一是非共に今度は憤發有ㇾ之候て、國家の御爲に精忠を被ㇾ盡候樣、有村氏とも〴〵力を盡候はゞ、至極の都合にても有ㇾ之候哉の旨御申談故、能々愚考致候に(2)ヒ辯の野衲如何可ㇾ有哉と存候得共、忠誠を以彼是當時窮迫の次第及二演說一候はゞ、先方の心肝に萬が一徹し可ㇾ申も難ㇾ計歟。何分此義は貴君ぇ御內談致可ㇾ然との義に候得ば、如何樣とも粉掌可ㇾ致趣申答被ㇾ下度候。左候はゞ一日半日御早方可ㇾ然候間、吉井氏上

(1) よし井は吉井幸輔
(2) 非辯の意か

京にて篤と談合致、急に決定可レ仕方、專一とて同氏俄に上京被レ申候間、具に御聞取御賢考可レ被レ下候。余はよし井氏より御聞可レ被レ下候。右要用迄申上度。草々布字。

九月十六日　月照

止(3)水雅君

尙々有(4)村氏へ別段書狀さし出不レ申候間、宜御傳言可レ被レ下候。伊(5)地知氏へも同樣希上候。早々。

(3) 隆盛の號（既註）
(4) 有村俊齋（俊齋も大阪より復上京してゐた）
(5) 伊地知龍右衞門（正治）

二四　日下部、堀への書

安政五年九月十七日

任幸便啓上仕候。冷氣相募候得共彌以御安康可被御座奉恐賀候。隨て小弟無異儀滯留仕申居候間乍憚御安慮可被下候。陳ば有(1)馬君御着府にて御當地の事情委敷御聞取被下候はん。此後の處左の通に御座候

一月照一條より

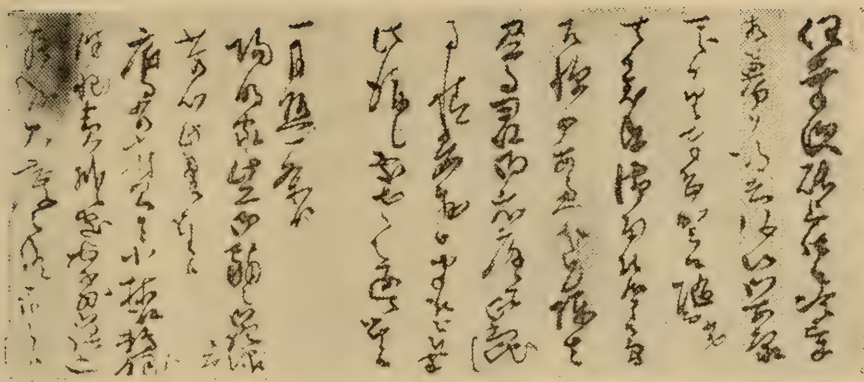
陽(2)明家些御弱の御模樣にて苦心此事に御座候。

鷹(3)右府公は小(4)林え鵜(5)飼より餘程責掛候處案外御張込罷成大慶の儀に御座候。就ては

(1)　薩藩士有馬新七　(2)　近衛家

(3)　右大臣鷹司輔熙　(4)　鷹司家諸大夫小林良典

(5)　水戸藩士鵜飼吉左衛門



(6)左府公御儀に付ては決て御案じ被㆑下間敷

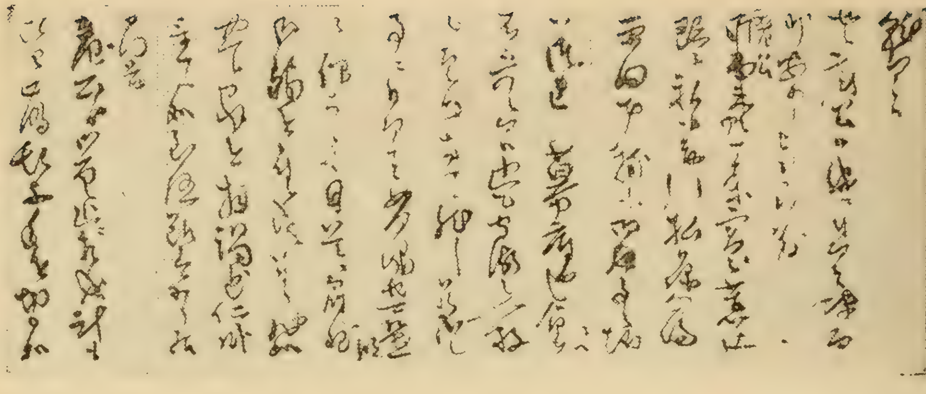
(7)老公御一條實に苦心仕既に私にも引拂候樣勿論原(8)田才輔え御返事の趣にはいづれ幕府よりの命を不㆑受候ては迚も守衛の人數被㆓差出㆒兼候。然し若哉の事に付ては如何樣共可㆓相盡㆒段被㆓仰上㆒候由是にて餘程御弱こ存候儀に御座候。然處(9)豐家を拜謁迄仕掛置候處至極難㆑有がり居候得共、

(7)老公より御差止に相成、計も皆崩（くづれ）頓こ手

(6) 近衛忠熙　(7) 前薩藩主島津齊興

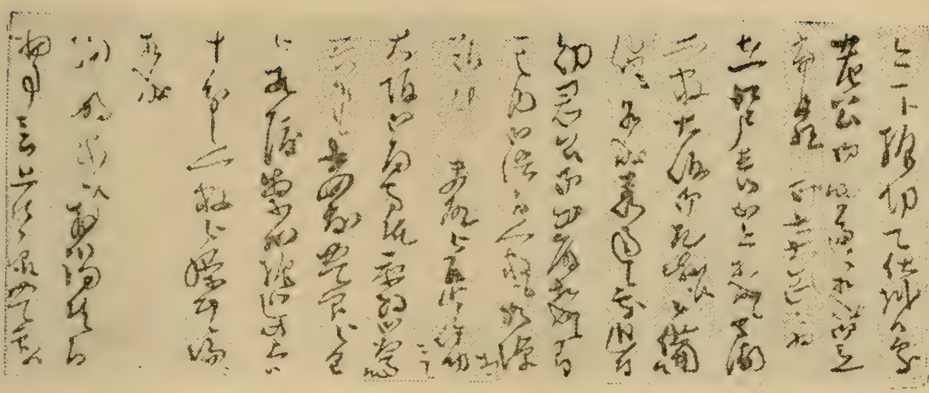
(8) 原田才輔は薩藩士にして近衛家に仕ふ

(9) 薩藩家老島津豐後

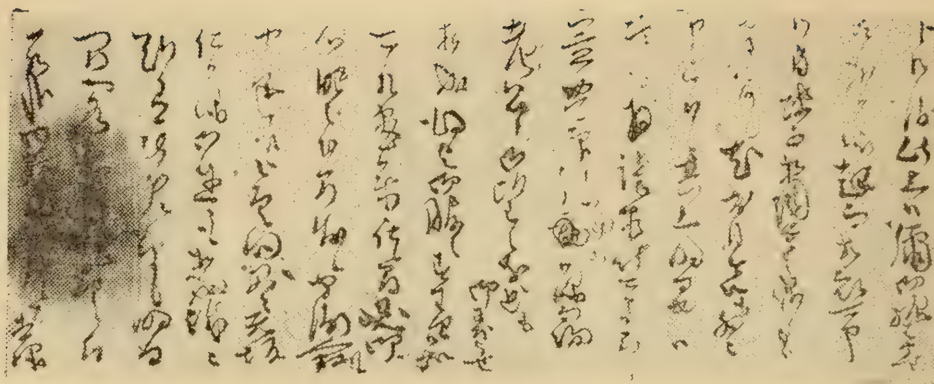


を切候處、今一ト振切て仕掛候處
老公御聞通に相成御意當然御英斷被ㇾ爲
ㇾ在江戸表出立相成候守衛人數大坂御屋
敷え被ㇾ備候儀ゝ相成、表通之處、追付幼君
公御出府相成候間、其內御供方人數も故
障等も難計夫故被ニ召止一候筋にて大坂御
留守居京都御留守居共えも委敷豊印よ
り被ニ相渡一案外振〇(10)此上は十分の人數被ニ
繰出一候場に相成、
陽明家え拜謁仕候て細事言上仕候樣豊
印より被ニ相渡一此上は彌御振はまり相成

（10）一字不明「はまり」と讀むべき字か



候樣、起て相願可レ申候間、決て相調可レ申儀と奉レ存候。尤書付を以て細々申上置候。其上明日共は決て拜謁相叶可レ申候間益豊印引勸め候樣、勿論老公の御望の處迄も御にほはせ相成得と御腹にすはり候處可二相盡一參仕候間、必御心配被レ下間敷候。守衛人數向も中途え被二差向一早々着坂仕候樣御達にも相成誠に難レ有次第に御座候。　明日間閣着の賦に御座候間、若哉暴發仕候はゞ直樣義兵を擧可レ申、左候はゞ土州土屋の兵は應じ可レ申、尾張も同樣と

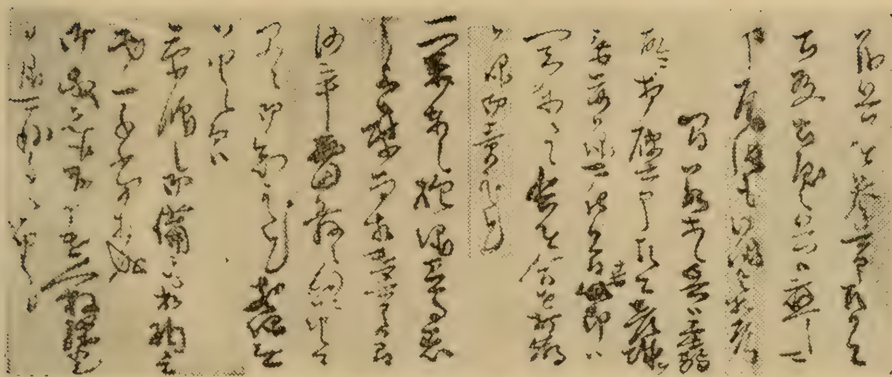


相考居申候。⑾間若等の兵は柔弱故に打破可レ申、左候て彦城を乗落候樣可レ仕候間、其節は關東にて兵を合せ打崩候樣、御責可レ被レ下候。

一關東の模樣、有馬着の上は、決て相替可レ申候間何卒雷發の向に御座候はゞ、早々御知（しらせ）可レ被レ下候。 左樣無二御座一候ては京師の御備にも拘り候て、第一手當相成御國元えも申遣シ人數繰登せ候樣可レ致事に御座候

一有川方御取替金の儀は、私方より直樣返

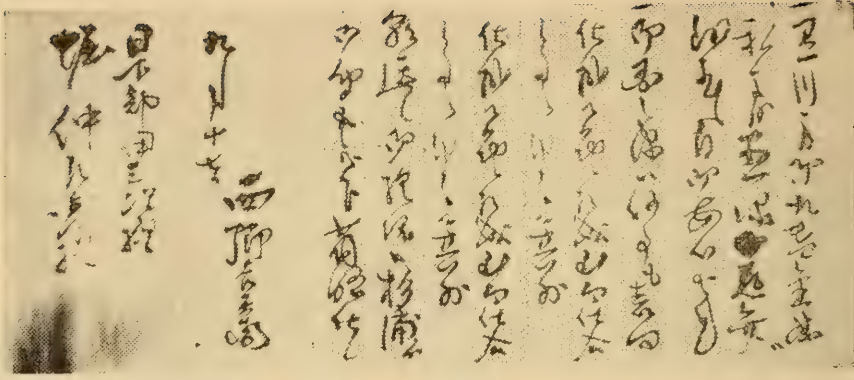
（11） 間部詮勝（老閣）と酒井若狹守（京都所司代）



辨致置候間、御安心可ㇾ被ㇾ下候
一御國の儀は、何事も表向仕掛候筋に相成
至て仕合の事に御座候。其外
朝廷の御模様は杉浦より御聞取可ㇾ被ㇾ下
省略仕候。

九月十七日　西郷吉兵衛

日下部伊三次様
堀仲左衛門様



【解説】本書は隆盛が安政五年九月十七日、京都から在江戸の日下部、堀の兩人に贈つたもので、勤王史上、重要な手紙の一である。有馬新七は同月十日の夜半過ぎに西郷、有村(俊齋)伊地知(正治)と別れて江戸へ向つた。水戸への密勅の寫及び三條公の直書を越前、土佐、宇和島三侯に傳ふるために。

此頃、所司代酒井若狹守が、志士の逮捕に着手し、此月七日には梅田源二郎(雲濱)を捕へた。月照の身邊が危くなつたので、京都を去つて難を避くることゝなり、途中の護衛を近衛家から西郷に託せられ、十一日の早曉に西郷は有村俊齋と共に月照を護衛して出立の筈であつたから、十日の夜には鍵屋で互に離杯を汲んで、今後の計畫など相談したのであつた。其計畫といふのは有馬の都日記に「西郷と有村は月照を送つて奈良に行く、途中で幕吏に襲はれたら斬り死にする。幸に奈良まで送り届けたら國に歸つて擧兵の策を講ずる。若も藩として出兵が出來なかつたら、同志五六百人を催して上京する。

有馬は江戸に行つて水、土、尾、越等の有志とも相談して、東西一時に擧兵の策を講じやう、伊地知は京都に居て、京の樣子を四方へ傳へる。」 大抵、斯樣なことが書いてある。 月照の奈良行は變更して途中から大阪に下ることになり、伏見までは西鄕、有村二人で送り、伏見から西鄕のみは京都に引きかへし、大阪へは川船で有村がついて行つたのである。 そこで此手紙に「有馬君御着府にて御當地の事情委敷御聞取下され候はん」とある。すなはち有馬新七、出發後の京都の事情を報じたのが此手紙である。 書中鷹右府公は云々とある一節は鵜飼より小林へ說き込み、小林から其主右大臣輔凞公に入說した結果、右府公が案外熱心に盡力せられる樣になつたことを報じたのである。 老公一條實に苦心云々は、薩摩前藩主齊興公が、齊彬公薨去について歸國される途中、京攝間に於て朝廷のために御盡しなさる樣に、京都御守衛のための兵士を差出さるゝやうに、近衛家から御依賴になつた。 それには薩藩士で近衛家の客臣となつてゐる原田才輔が使をしてゐる。 原田へ老侯の御返事は、今の所では幕命がなければ、守衛兵を差出すことは出來かねるが、非常の場合になつたら朝廷の御爲に盡しませうといふのであつた。 そこで隆盛は齊興公に隨從してゐる家老の島津豐後に賴らうと思つて、豐後を近衛公に拜謁させる策をめぐらした(これは是より少し前、家老鎌田出雲が近衛公に拜謁した先例もあつたからである)。

豐後はそれを感謝してゐたが、老公から差止られた。そこで今一つと押きつて策動したところが老侯が御聽になつて江戸から歸藩の途にある守衛人數を大阪の屋敷に備へておかれることになつた。勿論、京都守護の意味で大阪におかれるのであるが、幕府に對しては口實を設けた。それは本文にある通である。そうして遂に豐後が拜謁になる心取になつたから、此上豐後にもすゝめ、藩として薩藩の勤王が出來るやう盡力しやう。江戸からの歸途東海道を進行中の守衛兵へは迎ひの者を出して早く着阪する樣になつたといふやうな次第を大略報じたのである。「明日間閣云々」これは老中間部詮勝は明日着京のつもりである。萬一天朝にせまり奉る樣なことでもあつたら、直ちに義兵を擧げて京都では斯樣々々にするから、其地でも兵を擧げるやうにと隆盛が當時の決心を申しつかはしたのである。尤も此事は前に云つた通り有馬新七が京都出發の際約束してあるのである。

次に「關東の模樣有馬着の上は云々」これは有馬が江戸についたら定めて江戸に於ける同志の態度が替るであらう。愈々實行することになつたら直ちに知らせてくれ、そうでないと第一京都の御備も立てねばならず、國元にも兵士を登ぼせるやう言つてやらねばならぬからといふのである。

隆盛等が討幕の實行手段を講じたのは、蓋、此時がはじめてゞある。これからずつと後まで此精神が繼續するのである。そこで有馬新七の都日記に書いてあることゝ、此手紙とは共に、勤王討幕實行運動の初期の行動を語る頗る、重要なものである。

備　考

僧月照の鹿兒嶋に於ける書翰

安政五年十一月十三日

【按】此書は月照が鹿兒島にて隆盛へ贈つた手紙で、かの最後の日より二日前である。西郷三介といふのは隆盛が其頃京都より幕府の捕卒の手を脱して、鹿兒島に歸着してからの名である。それは藩の命令によつたのである。なほ次の長岡監物への書中に隆盛自ら其事を云つてゐる。

彌御安康奉ㇾ賀候。只今眞乘院(1)様御入来にて、粗様子承安心仕候。何分宜御賢計奉ㇾ希候。扨一昨夜拜見仕候陽明(2)家の御書并むら岡(3)殿文とも一應存龍院(4)殿へ内見に入度候。御同院御傳

(1) 同名寺院の住持
(2) 近衛家

達の事にて種々御配心候末にて、爲二御安心一右樣仕度候。則今日眞乘院樣へ其旨申入置候間、野衲へ御返しに不レ及、直樣存龍院樣へ御見せ可レ被レ下候。何も追て拜顏に萬々可二申縮一候。匆々頓首。

十一月十三日　　鑁水

西郷三介樣

(3) 近衞家老女村岡

(4) 同名寺院の住持月照の頼よりて行つた寺

(5) 月照の號

二五　長岡監物への書

安政五年十二月十九日

酷寒の砌御座得共彌以御壯健可被成御座恐悅の御儀奉存候。猶拜謁仕候節は旁々御懇志の段難有奉佩感厚御禮申上候。著涯より色々混雜に取紛書狀も差上不申、甚以不敬の至何卒御海恕可被成下候。隨て私事土中の死骨にて、不可忍儀を忍び罷在候次第、(1)早御聞屆被下候はん、天地に恥ヶ敷儀に御座候へ共、今更に罷成候ては皇國の爲に暫く生を貪居候事に御座候。御笑察可被成下候。扨同藩堀(2)仲左衛門と申者、此節罷歸候處關東の事情承り誠に越(3)候の御忠誠奉感服候。就ては弊國の義如何にも

(1) 此一節は月照と投海して蘇生した事を既に御聞き及びならんといふたのである

(2) 前出　(3) 越前藩主松平慶永

殘念の至に御座候得共、都て瓦解仕迄も人數など差出候儀不㆓相調㆒候間、同志の者共申合、突出仕る外無㆓御座㆒決心仕居候。仲左衞門には又々出足仕候間、何卒御逢被㆑下度奉㆓合㆒掌候。何も御直に御聞取被㆓成下㆒度省略仕候。越藩橋本(4)にも捕はれ候由に御座候得共、此度の儀に取りては決て相崩れ不㆑申段も申來候。いづれ此機會を失ひ候ては實に本朝は是限と相考居申候。仰ギ願クは天下の爲㆓御伏藏なく堀え被㆓仰付㆒被㆑下度、之のみ奉㆓祈居㆒候。此旨御厚禮旁奉㆑捧㆓愚札㆒候。恐惶謹言。

十二月十九日　　西郷三助

長岡監物様

御侍史

(4) 橋本左内

追啓此度罷下候處、直樣改名仕候樣被二申聞一變名仕候。又々幕より御用召申來候儀、無二相違一御座候はん、其節は死亡の筋に被二申切一賦の由に御座候、此段も內々申上ゲ置候。若哉御書共被二成下一候節は、椎原與三次と申者私叔父にて御座候間、其方に差向け被レ下度、是又奉レ願候。

【解說】此書は安政五年十二月十九日、鹿兒島から肥後の長岡監物に贈つたのである。此日は隆盛が月照と投海した三十五日目に當る。隆盛はあの時漸く蘇生はしたが、一時は生命危篤であつた。そして、今やつと輕快したところである。此手紙の初に、拜謁仕候節は云々と云つて御禮を述べてある。これは隆盛が此年の十月の初に監物を肥後に訪ねた折の禮である。監物を訪ねた時は、隆盛が月照と共に幕府の逮捕を免れて西下し、月照は一先づ筑前に潛匿させておくやうに、下關で同行の有村俊齋（後の海江田信義）に託し、隆盛一人歸國の途中であつたのである。勿論鹿兒島で月照を迎ふる準備をして

から迎に出る考であつたが、其後月照は捕吏の追跡が急であつたため、筑前にも潜居しかねて、平野次郎と薩摩に入國し、遂に隆盛と共に入水に及んだ。此書中に「私事土中の死骨にて忍ぶべからざる儀を忍び罷在候次第早御聞届云々」は即ち此際の隆盛の心情をあらはしたのである。○「同藩堀仲左衛門罷歸り………越前の忠誠云々」は此年九月十七日の書（既出）に出てゐた有馬新七江戸着の後、越前、土佐、長州等の志士と談合して、愈々井伊大老を斬る。同時に京都でもやる。つまり、東西併擧の策に出でようとしてゐたが、越前老侯が自ら京都に潜行して、天子を奉じて事を爲すといふ一大決心を示されたので、彼等は大老斬殺の計を擲ちて、有馬は西上して、大阪城代の土屋侯の重臣大久保要等と相談して越前老侯の上京を待つことにした、堀も亦歸藩した。堀の歸藩したのは、出來得べくば薩藩に義應させよう。それで出來なかつたら同志のもの脫藩して越前侯の義擧をたすける樣にしようとする爲であつた。此處に越侯の御忠誠とあるのはそれである。併越前も遂にその事は出來なかつた。本書に橋本は逮捕されたけれど、此度の儀は決して相崩れ申さずと申來りしとあれば、堀歸藩後にも情報があつたものと見える。「弊國の義如何とも殘念云々」は薩藩の當路者が、近衛家の信頼を受けて居る一勤王僧さへもかくまつておかうとはせず、ただ〳〵幕府の鼻息を窺つてゐる樣であつたのを憤慨した

のである。そこで到底致方がないから、同志の者突出（脫藩）の事に決心したといふのである。かやうな譯で堀が又々上國に出かけますからお逢ひ下さい、天下のため腹藏なく御意見を堀へお話下さいと依賴したのである。

なほ、追啓によると隆盛は鹿兒島着後、直ちに變名するやうにといふことで西鄕三助と名をかへた。そうして萬一幕府から西鄕を差出せといつて來たら死亡といふことで押通すつもりである樣子であるとの事である。此書は十二月十九日附であるが、此日迄は未だ大島へ遷さるゝことは分つてゐなかつたのか、其事は何とも見えてゐない。さて、隆盛の大島へ謫遷されたのはこれから一週間位後である。其時姓名を菊池源吾とかへたから、西鄕三助といつたのは極めて短時日のことであつた。

備考

新納駿河より島津豐後への書翰

【按】隆盛入水後蘇生したるに付、薩藩にては、幕府へ對しては、死亡の屆を爲し、隆盛を一時南島へ移居せしむることに決した。此書は其折の藩廳吟味の次第を家老新納駿河から、當時の新藩主に隨從して江戶參府の途中にあつた首座家老島津豐後へ極內密に送つ

たもので、薩藩評議の內情を赤裸々に表白したものである。

法姓院忍向

右者御當地え入來、西鄕三助と俱に一緒海中に飛入、相果候形行先便細に極內用を以申越通に候。右に付て京都表御屆向の儀及二吟味一候處、京都御尋者の段は、筑前盜賊方より申出候迄にて、未レ從二公邊一御尋方表向被二仰渡一候には不二相成一候へ共、忍向下男右盜賊方に引渡にも相成候に付、をのづから御取糺にも可二相成一勿論右成行に付ては、いづれ京都町奉行所に不レ及二御屆一候ては相濟間敷哉。就ては京都御留守え形行申遣、問合の上、御屆不レ被レ差出一候ては不二相濟一儀に候はゞ、別紙草案の趣にて被二差出一候方可レ然存候。松平美濃守様御方え及二掛合一候處別紙寫の通、返答申來候に付、今日便京都留守居より其段申越候。

御小姓組
西鄕三助

右者前條同斷に付、入水いたし候節、少々呼吸通居候に付親類え引渡爲レ致二養生一候處、追々快氣の向に相心得候に付、御取扱向大目付え相達置候處、當分にては忍向相手の場に相成、存命の儀公邊に響合候ては誠に不二容易一譯合、御難澁の儀にて何分當地え被二召置一者に

無ㇾ之候間、秘密の取計にて變名の上、此涯三島の內え被ㇾ遣、何れ共節表向は溺死の筋に可二仰付一哉。右にて萬一檢使等被二差越一死體見分等の儀も難ㇾ計候に付、近頃相果たる罪人の死體、見分に可ㇾ被二差出一哉。左候ば右の手當を以埋置候樣可ㇾ爲ㇾ仕、勿論終身端島へ被二遣置一候ては不便の至候間、以後靜謐罷成、何も掛念無ㇾ之都合相成候ば、其節の形行次第可ㇾ被二召歸一哉の旨被二申出一得と及二評儀一候處、西郷儀右通相手者の場に相成候ては、於二公邊一は不二一通一御取扱可二相成一候へ共、此御方樣には譯合も有ㇾ之候に付、重き御取扱も出來兼候付、大目付吟味通可ㇾ被二仰付一哉。左候て右通の譯合に付ては、於二島方一御給料等の儀は御物より可ㇾ被ㇾ下哉と申談、宰相樣御內慮奉ㇾ伺候處、其通被二仰出一候に付、大目付え相達近々七島の內へ極內被ㇾ遣筈に候。左候て給料等の儀は中村新助え極內爲ㇾ致二吟味一先年甲斐淸一屋久島被ㇾ遣候先例も有ㇾ之候に付、其振合を以て被二成下一筈に候。右旁極御內用を以申越候。尤も京都御留守居え申遣御問合書壹通爲二御心得一差上候。以上。

但三助儀菊地源吾と變名申付候。尤筑前返札には此方え前以掛合爲二相成一哉に相見候得共、未不二相屆一候。此段は爲二御心得一に候。

午十一月二十九日　　駿河

豐後殿

第一次謫居時代

第一次謫居時代

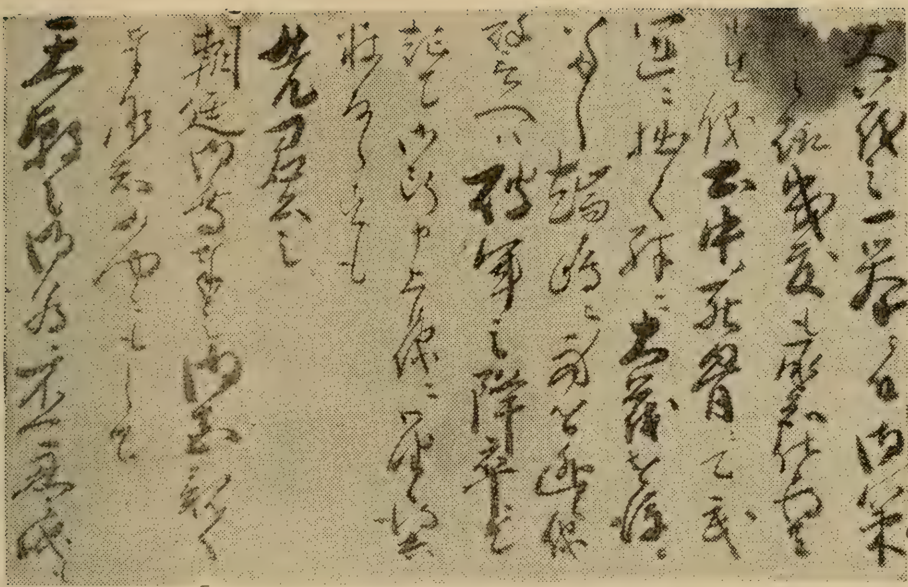
小引

安政五年十二月下旬、鹿兒島を發して大島流竄の途について から、文久二年正月召還の命を受け、二月十二日鹿兒島に着するまで、三年二ヶ月の間が第一次謫居時代である。第一次の謫居は罪人扱といふではなかつた。前に掲げた新納駿河の手紙に見えて居る通り、若干の扶持米まで給せられてゐたのである。善意に解釋すれば、幕府の捕手の屆かない安全地帶に隆盛をかくまつておいたやうなものである。しかし見方によれば、大島といふ可なり大きい島を一つの檻として隆盛を放つておいたやうなものでもあつた。とにかく薩藩の幕府に對する都合上から、南島に移されたのである。其間、隆盛は大島の龍郷といふところに住居してゐた。姓名は此一時代を通じて菊池源吾である。最後に赦免になつて大島を出づる時に、大島三右衞門と改名した。菊池源吾といふ名で發した書翰は今迄に見出したのが八通ある。その内最初の一通は配流の途中山川港からのものである。

二六　大久保正助への答書

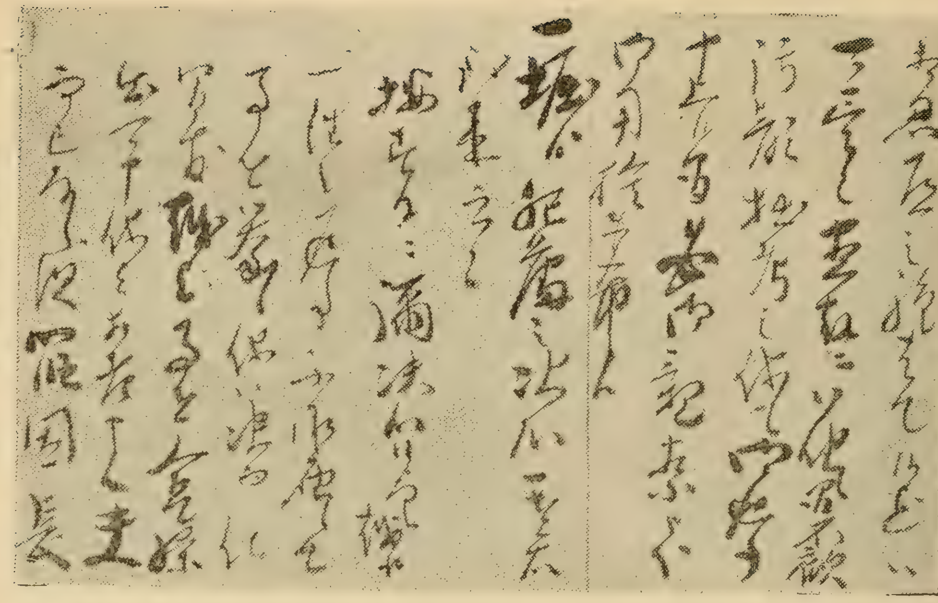
安政六年正月二日

大義の一擧に付御策問の趣幾度も承知仕候得共、小生儀土中の死骨にて武運に拙く、大義を後にいたし、端島に身を逃（のがれ）候儀、譬へば破軍の降卒にて、起（たつ）て御斷（ことわり）申上候儀に御座候得共數ならずも
先君公の
朝廷御尊奉の御志親く奉承知如何にもして
天朝の御爲めに不可忍の儀も相忍び、道の絶はて候迄は可盡の愚存に御座候間、不顧汚顏拙考の儀も御返事申上候間、必御親察被下御用捨奉希候。



一堀より肥藩の決心一左右到來云々

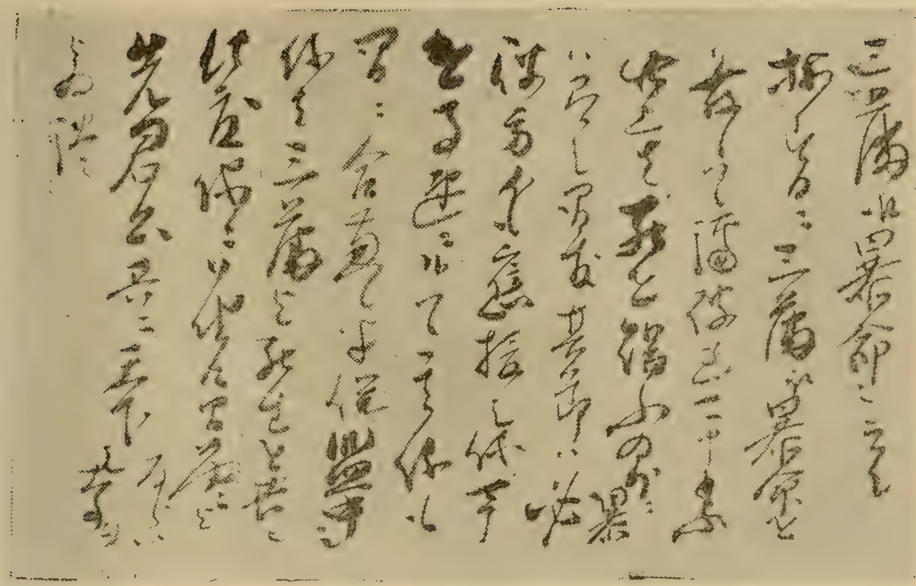
按ずるに彌々決心候ても、越え一往の返事不承屆候て事を擧候儀は決て仕間敷、越こ事を合て操出可申儀こ相考申候。夫のみならず、筑・因・長の一左右も必ず見合可申儀こ奉存候。就ては事を擧の機會十分相調候はゞ兼々格護の事、急に御突出奉願候。 其節遲疑仕候儀は忠



義の人に非候。併機會を不見合候て、只々死を遂さへいたし候得ば忠臣と心得候儀、甚以て悪敷御座候間、是非御潜居被下候處奉合掌候。

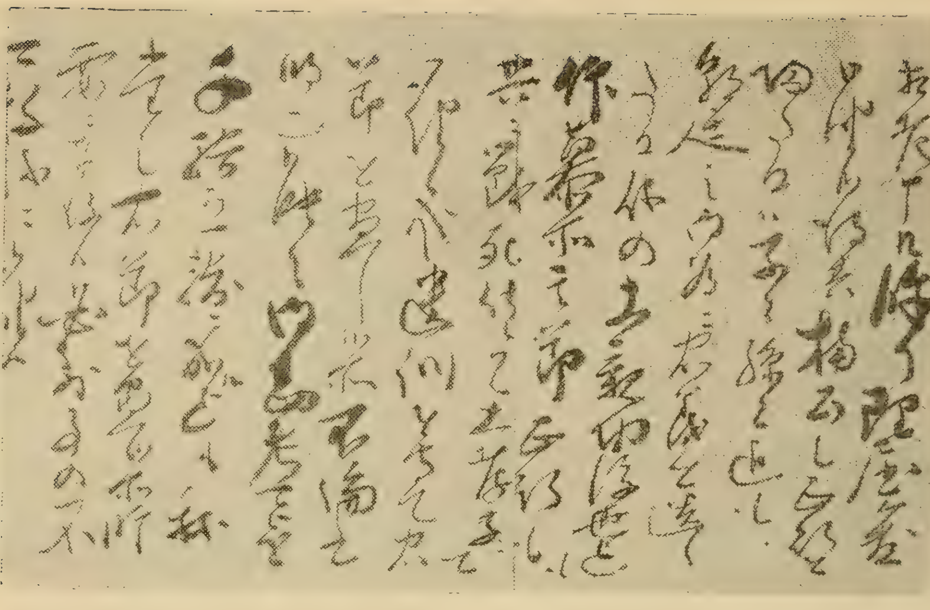
一堀若や幕手に相掛候節盟中の憤激云々

按ずるに盟中の人、難に相掛候迚、無謀の大難を引出し候儀、有志の可為儀に御座候哉。大小の辨別を不分事と相考申候。



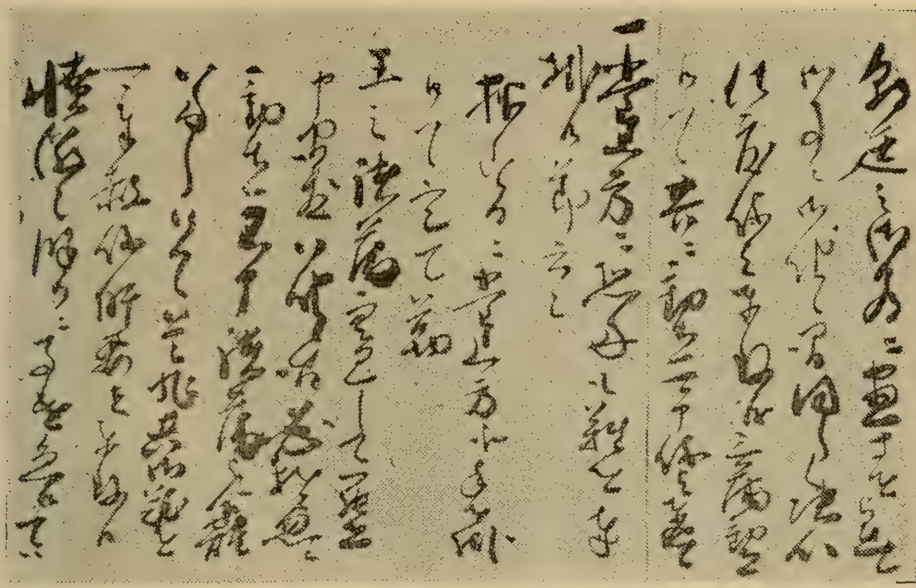
は必ず彼方よりも應援の儀可ㇾ申遣候。事速に候はゞ其儀も間に合兼候はんか。併盟中の儀は三藩と死生を共に仕度儀に御座候間、如何にとならば先君公共に天下の大事を被ㇾ爲ㇾ談朝廷の御爲に盡させられ候御事に御座候間、同じく決心仕度儀と奉ㇾ存候。三藩動立候はゞ共に動立可ㇾ申儀と奉ㇾ存候。

(2) 幕府曩に水戸老侯徳川齊昭公に永蟄居を, 水戸侯徳川慶篤公に差控を, 越前藩主松平慶永公及び尾州藩主徳川慶恕公に隱居を命じた此の上は死を賜ふの外なしといふのである



一堂上方に恐多も難を奉レ掛候節云々

按ずるに堂上方え手を掛け候はゞ定て勤王の諸藩空見して罷在申間敷候間、必ずそ忽に動立不レ申、諸藩と合體いたし候て、是非共御難を可レ奉レ救儀肝要と奉レ存候。憤激の餘りに事を急ぎ候ては、益御難を可レ奉レ重候間、能々御盡可レ被レ下儀と奉レ存候。

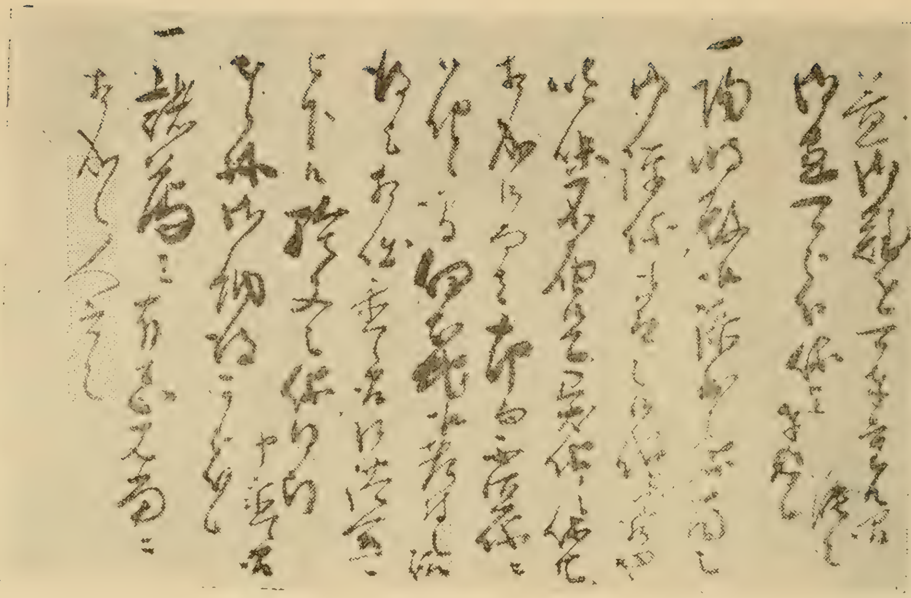


一 陽明殿え添書の儀一同の御評議も有之候儀にて若や吟味不届候て異議の儀共に相成候ては却て不宜儀に御座候間、伊地知え考付の趣、得と相咄置候間御談合可被下候。捨(3)文の儀同断申置候間、左様御納得可被下候。

一 諸藩の有志見當に相成候人云々

水戸

(3) 捨文とは脱藩の際藩廳への投書を指すものゝやうである



武田修理

安島彌次郎

越前

橋本左内

中根靫負

肥後

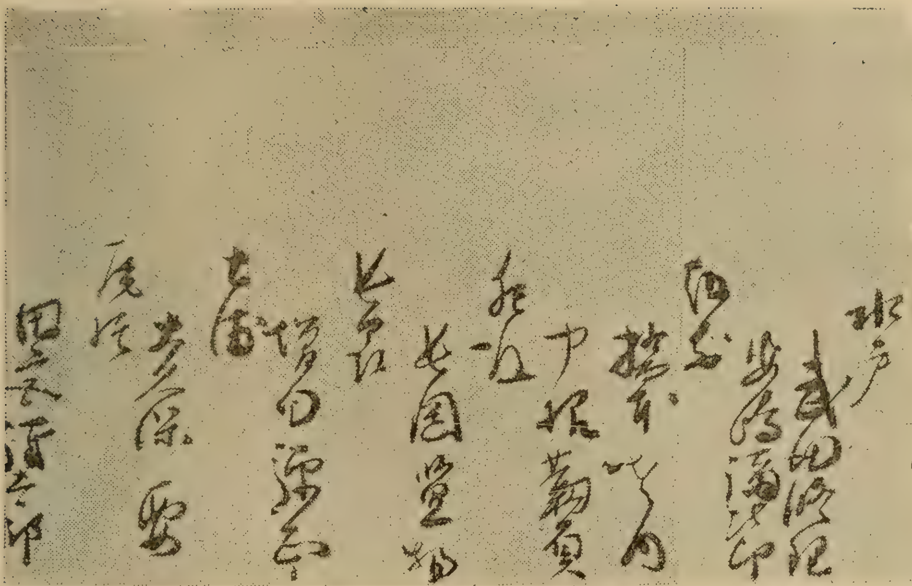
長岡監物

長州

増田彈正

土浦

大久保要



尾張

田宮彌太郎

右の外御異見の趣等難ㇾ有感服仕候。必頓案被ㇾ下間敷奉ㇾ願候。

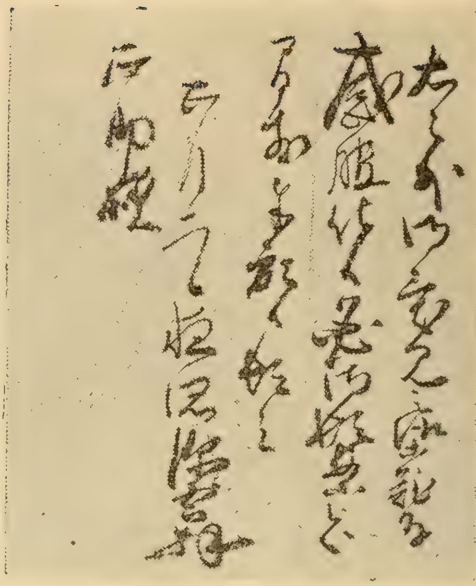
頓首。

正月二日夜認　源吾拜

正助樣

（大久保侯爵家所藏）

【解說】　安政六年正月二日、隆盛が大島へ配流せられる途中、船が山川港に汐掛をしてゐたところに、伊知地龍右衞門（後の正治）がやつてきた。伊地



知は大久保からの手紙を携へてゐた。其返事を船中で認めて、また伊地知に託してやつたのが即ち此書である。其際隆盛は鹿兒島から船に乘せられて出立したのであるが、外海に出て遠方へ航海する船は、大抵山川港で風波を見定めて出帆するので、此度も同港に前後二週間位滯在してゐたらしい。

　其時、隆盛の鹿兒島出立の日は未だはつきりは分らぬ。此時大久保の贈つた手紙の日附が十二月二十九日附であるから、それより二、三日前のことだらうと思ふ。

　さて、伊地知は何故に山川港まで隆盛を逐うて行つたか、大久保は何の爲に書面をやつたかといふに、前の長岡監物への手紙にある通り、既に有志脫藩突出の事に決し、隆盛の出發前に同盟が出來たのであるが、さて愈々實行しやうとなると、色々疑問が起つて、西郷の意見も聞いておく方がよいと云ふことになり、大久保は此書面を以て、伊地知は、わざ／＼

山川港まで出かけて相談したのである。幸に隆盛の船が未だ滯留してゐたので、伊地知は船中に乘込んで懇談したのであつた。此書は隆盛の眞の精神と識見とがよくあらはれて居るのみならず、文章もよく出來てゐる。實に尊重すべき手紙である。書中隆盛等が齊彬公を尊崇し、追慕し、その遺志を繼ぐを以て第一のつとめとしてゐたことが隨處にあらはれてゐるのは、薩藩の勤王が齊彬公の指導と遺德とにもとづくものなることを語る有力なる證左である。次に大久保の贈つた書面の控が大久保家に存してゐる。同家火災の際半燒になつたものであるが、幸に大部分推讀が出來る。參照のため次に之を揭げる。

大久保利濟(4)よりの書

安政五年十二月二十九日

此節兄御渡海に付て盟中の人心望を失ひ候儀不二一方一候得共、何れ時處位の定見無レ之候ては大事難二成就一、殊に兄機先の遠慮云々拜問致居候に付ては、不レ得レ已時節を待不レ忍候て不二相叶一義と致二決定一居候。併御開帆後の處是非廟算盡し置度愚考いたし候間遣策承度條々左の通に候間一々御答置被レ下度致二御願一

(4) 利濟は後の利通

候。

一堀より肥藩の都合無二他事一決定の義一左右到來においては合體の人數(不レ顧ノ前後一突出の事。

一筑、因、長斷然の左右相知候においては不レ及レ申事。

一突出の節(拾文)の認樣の事。
連名の處か銘々遺置候か途中より差出候か否の事。

一發口も忌々數事ながら筭の第一に付無據(?)譯合(?)萬一も堀え難事相掛候付ては盟中の人心を憤激するの一事此においては可レ忍や否の事。

一三藩え再度暴(命)相成すにおひては是非不レ顧二前後一合體の人數可二突出一や否の事。

一此節護送の縛人極刑に處(しよせ)られ、恐多も堂上方にも不思議を懸奉るにおひて人心を動かすの第三事此におひて合體の人數不レ顧二前後一可二突出一や否の事。

一肥後長岡並に　陽明家え賢慮を以添書の事。

( ) は燒損の箇所中に文字を入れたのは、編者の推測を以て補入れたものであたらずともたいした違はあるまい

一諸藩御面接の有志談合（に付）見當に相成候人々悉く御記置可ㇾ被ㇾ下事。

右の外御存（寄）の事は成（丈）御記置被下度奉ㇾ願候

午臘廿九　　　　利濟

百拜

菊池尊兄

追て私に（?）

一御帯島中御一身の愛護

天朝國家の爲造（次）顚沛無㆓御忘㆒（別て）暴飯（暴食御愼有ㇾ之度奉ㇾ願候）事。

一餘り異事に御過（ぎ）被ㇾ成間敷事。

一時々御考付次第心得に相成候（事共）御書（送被ㇾ下度奉ㇾ願候）

二七　税所、大久保への書

安政六年二月十三日

尙々着島より三十日も相成候得共、一日晴天と申なるは無御座雨勝に御座候。一體雨はげしき所の由に候得共誠にひごひものに御座候。島の(1)よめじょたちうつくしき事、京、大阪抔がかなふ丈に無御座候。垢のけしよ一寸計、手の甲より先は(2)ぐみをつきあらよふ。

一正助樣へ申上候。矢(3)三太如何の鹽梅に御座候哉。手紙にても殘置含に御座候得共、却て氣掛と相考態と殘し不レ申候。今に考候得若夜にても卒度參逢置筈ぢやったと殘懷の至に御

(1) 「ヨメジョ」は薩摩の方言嫁入前後の女子をいふ
(2) ぐみをつきは「入墨なし」と云ふこと
(3) 福島矢三太，前に同人宛の手紙がある

座候。益衰候はん。能き模様も御座候はゞ宜敷御傳置可被下候。餘り無情の事に御座候得共、私にも逢事は實は出來不申候儀に御座候

芳翰辱拜誦仕候。彌以御兩兄御安康被成御座候段奉恐賀候。隨て小弟無異儀勝たる順風にて一夜込に翌日晝時分には大島龍郷村と申所え（假屋元(4)より五里位）安着仕、當分も右場所に罷在申候。島役よりこゝえ罷居如何可有之哉、却て可然との吟味にて有之候段申來候故、決て望は無之邊鄙の處別て大幸安樂に過候。誠にけしふ人には込入申候。矢張はゞ性にて食取ふと申念計、乍然至極御丁寧成儀にてとふからしの下なる鹽梅にて痛入次第に御座候。乍憚御休意可被下候。扨出帆の節は旁御懇情喜(5)兄には何か御

(4)「假屋元」は假屋所在地假屋は代官の詰所又は宿所となる建物

(5) 税所喜三左衛門

世話成上別て難有御厚禮申上候。誰も咄相手も無之、種子島城助兩度參り、寛々罷在候。(6)重野兩三日參居候位にて、島人の子三人程是非と申事にて相受取居申候。皆十計にて何も約には立不申朝暮の飯は自分にいたし候得共何も苦も無之、心配するやうな事も無之、何方におひても苛政の行れ候儀、苦心の至に御座候。當島の體誠に不忍次第に御座候。松前の蝦夷人捌よりはまた甚敷御座候次第、苦中の苦、實に是程丈けは有之間敷と相考居候處驚入次第に御座候。

一肥藩の議論、誠偏固の事と被相考申候。横井に嫌ひ候さて可笑な事にては有之間敷哉。何分天下の時體一二年はゆれ申候か。殘心の至に御座候。決て我藩より事を擧候儀は出來

(6) 重野安繹此頃謫せられて大島に居た

不レ申、時運を相待外無二御座一候。只々京師の方伏拜尙更忘成り不レ申候。

一正助樣より鉛御惠投別て難レ有、欝々として罷在候間、只獨にて鐵砲打方共いたし、間には小鳥鵥（ねらい）等にて、狩など被レ誘參候處、誠に難場、雲を見申候。纔計鉛持參仕居候處、頓と引切居候付旁て難レ有御厚禮申上候、頓と島中米拂底にて大の凶年、砂糖は出來不レ申、百姓共難儀の樣子に御座候。夫故飛船被二差立一候由承り候間只早々ながら荒々如レ此御座候。尙追便御厚禮可二申上一候。恐々謹言。

二月十三日　　菊池源吾

稅所喜三左衞門樣

大久保正助様

追啓上吉井(7)有村(8)へは別紙認兼候間宜敷御傳可被下候。　後便細事可申遣候。

（荒井初太郎氏所藏）

(7) 吉井友實

(8) 有村は後の海江田信義

【解説】此書は安政六年二月十三日、大島の龍郷より出した手紙で、稅所、大久保兩友の書に答へたものである。蓋大島より友人に宛てた最初の手紙である。「島のよめじょたち云々」これは隆盛が友人に對して發した諧謔である。言換ふれば島のよめじょ等（たち）、京大阪などの女の及ぶ所ぢやない。垢の化粧一寸許、手の甲から先は入墨をしてアラヨウとある。友人福島矢三太が病氣で死にかゝつてゐたのを逢はずに大島に來たことをくやんだのである。此人は西郷、大久保などの親友で有望の人であつたと云ふことであるが不幸にして早死した。

本文には着島後の境遇、民情等を叙し、藩吏の苛政に言及し、不用意の間に人を愛し、衆を憐む翁の本領をあらはしてゐる。肥藩の議論以下は來書に對する返事である。中に「決

して我藩より事を擧候儀は出來申さず云々」は當分薩藩が中央の政界に乘り出して勤王することは叶ふまじと嘆聲をもらしたのであるが、併し絶望はしてゐない。時運を待つより外なしとある。京都の方伏拜云々は尊皇の至情を察すべし。正助郎ち大久保より鉛を送りし禮を云うてゐる。鉛は鳥打のため銃丸製造の原料である。當時銃丸は極簡單な銃丸製造器で自ら製作したのである。

二八　吉田七郎への書

安政六年四月二十一日

霖雨難凌御座候得共、彌以御安康可被成御座珍重の至に奉存候然ば先達て參樓仕候砌は、多人數にて別て難有御厚禮申上候。誠に土產迄頂戴仕、重々御禮申上候。　偖卑生潛居の始末御願申上置候處、御達の趣承申候處、家米被成下候一條は相定候向にて御座候得共、些と相違の譯も有之かに奉存候間、乍不成合左の通御尋申上候。

一是迄龍鄕に守衛方抔被罷在候節は、家米被成下候へば鍋釜等の類は家の亭主より入付候仕來の由にて、其振合を以て相

達候向にて、鍋半釜等は御物御下米の內より家の亭主に申受候節に吟味仕候由に御座候。　如何樣相成候ても卑生におひては、事缺き不ㇾ申候へば相濟儀に御座候得共、家の亭主に餘計の迷惑相掛候儀、不本意の至に御座候間、其儀は先以て見合置吳候樣申置候。　左候へば鹿兒島へ申遣置候付、其內は今成にて相濟せ可ㇾ申考に御座候間、左樣御思召可ㇾ被ㇾ下候。

一薪の儀何樣共承知不ㇾ仕との事に御座候間、是又御達相成候處奉ㇾ願候。　是迄取入居候儀にも御座候間、早速より入付の事にいたし度候に付御願申上候。

一油鹽類の儀は決て申出候事は不ㇾ仕候間左樣御思召可ㇾ被ㇾ下候。

一丹荷(1)一荷は役所に不用のもの有ㇾ之由にて入付相成申候。　夫

(1) 水桶のこと

許りにて御座候。
右の件々何卒御吟味次第、卑生より何樣成共申上候譯は無御座候間、御書付を以當方役所に御達被成下度御願申上候。 左候て餘り申上兼候へ共、先日御口先にも承知仕居候間、遠島人同樣にはいたし間敷と一口御達被成下度、同樣にいたされ、たまり兼候儀多々候故、漸く腹を据へ候事に御座候。 右樣の事迄申上候儀恐入候譯に御座候へ共、何卒御高察可被成下候。
一龍郷には迚も居られざる所に御座候。 只物數奇計にても無之、傍の(2)のし不申候儀のみ有之込入候存念如何共止不申候間、何卒追て場所替御願申上候樣可仕候間、左樣御納得可被成下候。
乍末筆先日蠟燭御願申上候處、過分に御惠投被成下別て難有

(2) 「のし申さず」はたまらぬ，忍びかねるの方言

御厚禮申上候。是以て少々餘計も有レ之候處、諸方より被二申越一候て無レ據差遣候。自由の儀早速申上候て難レ有御厚禮申上候右の通御自由の儀以参御願可二申上一筈に御座候得共、濕氣にて鹽物相絶ち候て、キケンボウ服用仕候處、頓と元氣相衰へ臥居候位に御座候間、乍二略儀一以二書中一奉二願上一候。追て拜面の上御厚禮可二申上一候。恐惶謹言。

四月二十一日　　菊池源吾

吉田七郎樣

【解說】此書は謫居中の待遇、給與品の事について、島役の吉田七郎に照會、且依賴したのである。書中に遠島人同樣にされて困ることがあるから、遠島人同樣にはいたしまじく

と一言御達し下さいとある通り、此時即ち初度の大島在住は遠島と云ふ譯でなく、大島に遷居させるといふ位の程度のものであつたことが明かである。なほ、此前後の書信に見える日常生活の有様、給米等によりても、その事情がうかゞはれる。此書中に、龍郷に居るのは不快にたえぬことであるから、追て他に場所をかへていたゞくやうに出願いたしたいとあるが、遂に變更されなかつた。

二九　大久保正助外三人への書

安政六年二月七日

暑氣甚敷御座候得共御揃御安康可レ被レ成二御座一珍重奉レ存候。　隨て豚生無異罷在申候間乍レ憚御安慮可レ被二成下一候。　陳ば御銘々樣より御品々御惠投被二成下一別て難レ有奉二厚謝一候。　扨時勢如何に御座候哉、唯案勞此事に御座候。　反行の者一左右如何に御座候哉此一策實に難レ有志の實情も相通し、至極の上計と奉レ存候。　異儀に拘居候ては大要を失ひ候儀案中の事に御座候間、必御異論不レ被レ成處、たつて奉レ願候。　御存の通五六ケ年(1)有志の膝下に罷在候處、此けこふ人の交如何にも難儀至極、氣持も惡敷、唯殘生可レ恨儀に

(1) 江戸に於て天下の有志と交つて居たことを指す

御座候。何卒天定候期仰居候。水、餘程責付られ候樣子必潜龍の伸あらんかと、却て樂居候事に御座候。いらざるくり事に御座候得共、折角忠節の相立候處御願申上候。此旨荒々御禮迄如レ此御座候。恐々謹言。

六月七日　　菊池源吾

大久保正助樣

税所喜三左衛門樣

吉井仁左衛門樣

有村俊齋樣

追て御連名御仁免可レ被レ下候將又當地にては如何樣の儀も難レ計御座候間、御書面の儀は三日程拜誦仕り早速燒方仕候間、必御

懸念被成下間敷候。其外同社中へ宜敷御傳可被下候。

（島津忠承公爵家所藏）

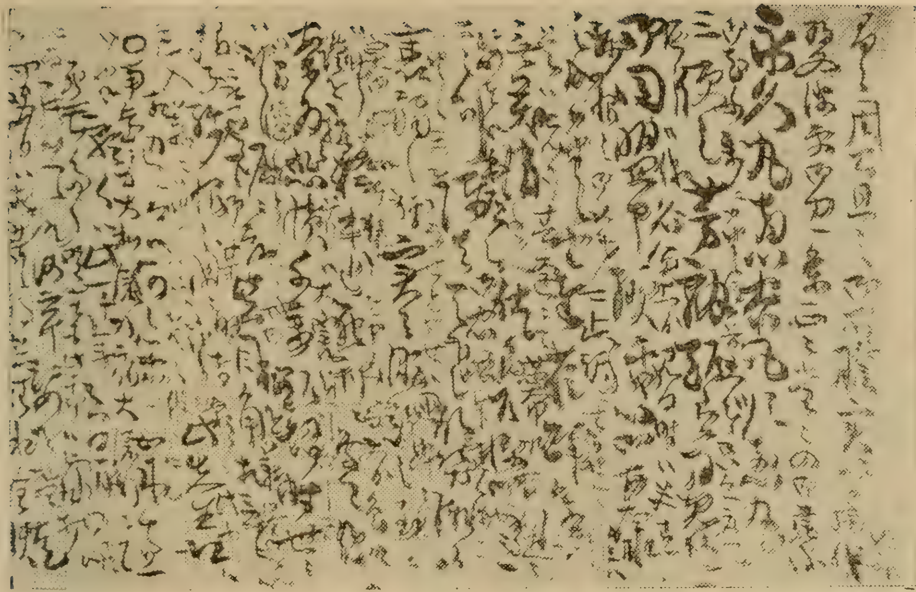
【解說】此書は安政六年六月七日、大島より鹿兒島の友人大久保(利通)稅所(篤)吉井(友實)有村(海江田信義)の四人に贈つたものである。反行の意味まだ詳ならず「異議に揭居候ては大要を失ひ候に付云々」は、小異を捨てゝ目的を果たすやうにとすゝめたもの。〇けとふ(毛唐)人は異鄕の島人をさしたもの、南島の謫居にたへず「殘生恨むべく、天定り候時を仰ぎ居る」とあり、召還の希望を陳ぶ。〇水云々は幕府の水戶に對する壓迫甚しき由なるが、却て他日潛龍の大に伸ぶる時あらんかと樂しみにしてゐるといつてをる。〇追て書きを以て見れば、四人より機密にわたる國事を常に通知してゐたことがうかがはれる。それを三日程見て燒くから安心せよとある。なほ知らせよと云ふ意が言外に見える。

三〇 大久保正助外三人への書

萬延元年六月二十八日

尙々周公旦の御忠膽實に奉感佩候。　將又波平(一)御刀一條、正々堂々の御建議御尤千萬に御座候得共、夫を只今取て返し候儀名分上より見る時は必ず殘恨の御次第可止譯に無御座候得共、是は先づ其通にて幕え阿從の姿を以本道の御忠略奉願候儀に御座候。　夫をなぜと申せば國奸より幕へケ樣〳〵と申込候て夫より色々讒を構候節は大害を引出し可申候間隱然として御耻を義擧を以被取返候御謀略奉願候。　此ぶた不入儀に御座候得共考の儘申上候○南島にも大和流行病大流行

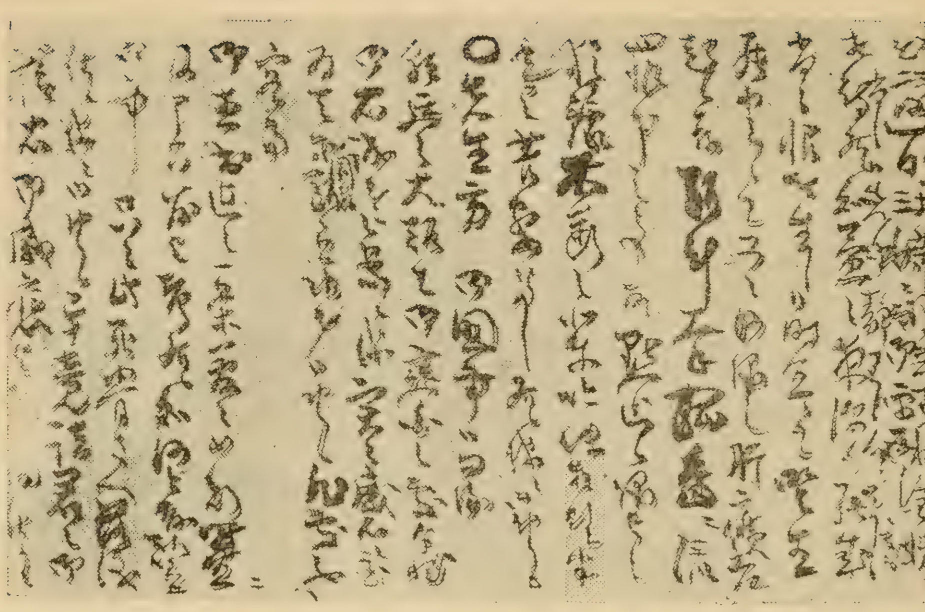
（1）　薩摩の刀鍛冶



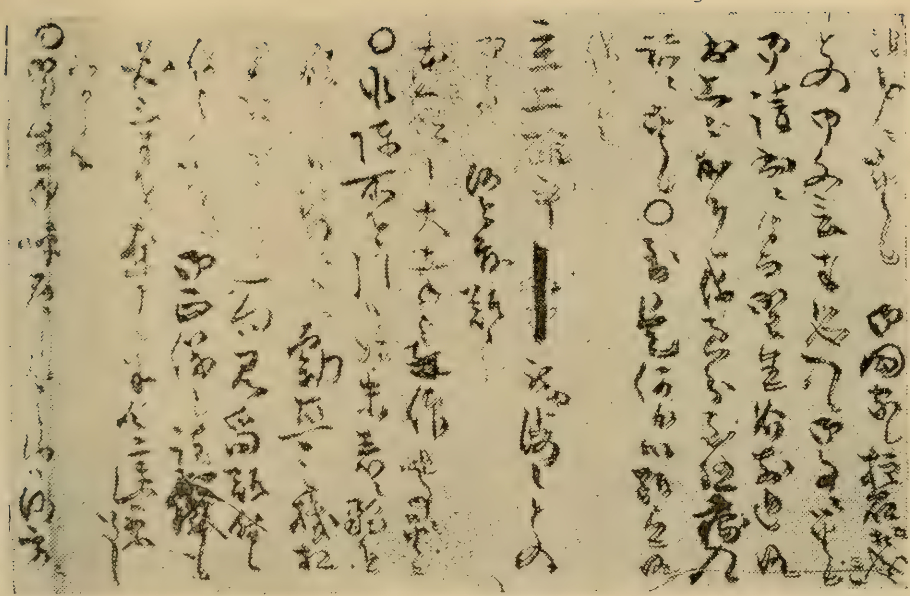
にて死亡多く野生も此節は被二相打一四五日は相苦候得共無レ程全快當分は先づ靜り候向に御座候。永久丸惠泰丸順惠丸三便の芳翰難レ有拜見仕候。御同盟中樣彌以御安康被レ成二御座一候由奉二雀躍一候。隨て野生無異消光仕候間乍レ憚御安意可レ被レ下候。陳者天下の形勢漸々衰弱の體實に慨歎の至に御座候。橋本(2)迄死刑に逢候儀案外、悲憤千萬難レ堪時世に御座候。堀(3)にも些目角相立候

(2) 橋本左内

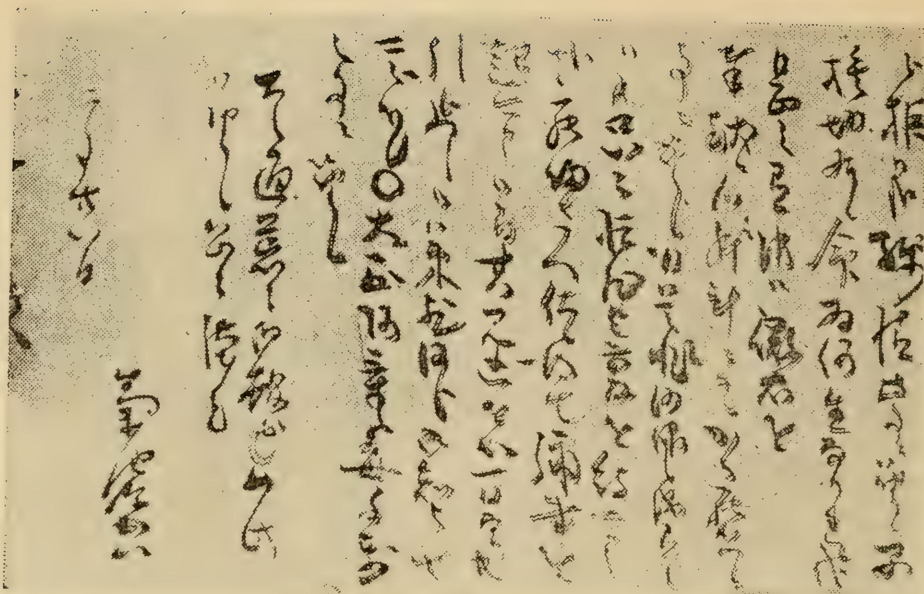
(3) 堀忠左衛門（後の伊地知貞馨）



樣子殘恨の儀に御座候。　此先生江戸相逃候ては何の策も出來兼候半願くは此一ケ年の間豚同樣にて罷在候故、何卒姿を替走出度一日三秋にて御呼返の期相待居候處、益報深く罷成尙々恨を生じ候時宜にて、野生罷登候て又々何樣の肝癪差起候も難計、幸孤島に流罪中の事故默止候樣との猶豫不斷の輩吟味相付候はんかと苦察いたし居候儀に御座候〇先生方御國事は勿論

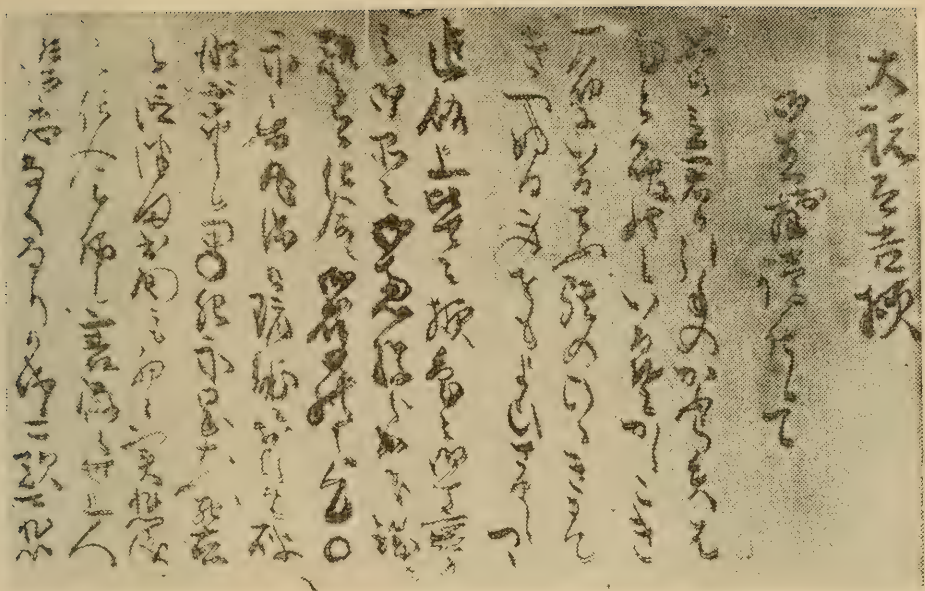


朝廷の大難も御建白の處餘程御忠誠を被察候儀實に感心の至爲天下國家難有次第に御座候。然處不容易御直書迄の一條夢々如斯時宜に及申間敷と考居候處何とも難有御事只々此死骨さへ落涙仕候儀に御座候。畢竟諸君の御精忠感應と飛揚仕候次第に御座候。御國家の柱石に相成れとの御文言奉恐入候御事に御座候。御請書に付て野生名前



迄御書上被レ成下候儀過分至極痛入
候譯に御座候○到レ是何分より以レ難レ
有御儀には
主上確乎被レ爲レ渉候との御事何とも
難レ申
本朝の大幸と奉レ仰候御事に御座候
○水(4)陳所を引候始末表に弱を顯し
候姿にて勃興の機相見得候事か一
向見留難レ付候儀と奉レ存候。御正義
の諸侯も必氣を奪候半と遙察いた
し居申候○野生御呼返し無レ之儀は

(4) 水は水戸藩陣所は長岡に於ける水戸藩士の屯所



何方に被ㇾ拒候哉殘情此事に御座候早捨切居候命、爲ㇾ何生ながれ候哉、息の有限は微忠を奉ㇾ献候心掛計にてかく罷在候事に御座候間、是非何樣の儀有ㇾ之候共只々忙然と變を待可ㇾ申哉、罷歸さへ仕候得ば彌事を起可ㇾ申候間、其見込を以一日なり共引延し候策か、何分御知らせ可ㇾ被ㇾ下候。六正阿氣の毒千萬の事に御座候。右の通荒々御報迄如ㇾ此御座候。

恐々謹言。

(5) 大山正圓(綱良)

二月二十八日　　　　菊池源吾

大(6)税有吉様

御直書拜讀仕候て

思ひ立君が引手のかふら矢は

ひと筋にのみいるぞかしこき

一筋にいるてふ弦のひびきにて

きへぬる身をもよひさましつゝ

追啓上皆々様色々御丁寧の御品々御惠投被成下誠に難有仕合御厚禮申上候。永樂丸儀は琉球におひて破船にて御座候由。肥(7)永岡大人死去の段津(8)田書面にも細々、實悲涙の仕合、個様の衰微の世上、人傑悉なくなり候儀可歎可悲。

(6) 大は大久保，税は税所，有は有村（後の海江田）吉は吉井四人を一人の名の様にしたのは奇抜な趣向

(7) 長岡監物　(8) 津田山三郎

【解說】　此書翰は萬延元年二月二十八日、大島より例の鹿兒島の親友大久保、稅所、有村、吉井の來書に答へたものである。此書を解するには豫め少なくとも次の事情を知らねばならぬ。大久保等鹿兒島の勤王志士が突出（脫藩の事）して王事に盡さうとする計畫は安政五年の冬、隆盛が南遷の前既にこれありしこと、前に揭げた長岡監物へ贈る書、外一二通の書に見えてゐた通りであるが、その機會が容易に來なかつた。然るに安政六年の秋頃から突出の時機が切迫し、十一月初めに至つては既に突出せんとする形勢に至つた。水戸藩士との約束もあつたのである。然るに此事が藩主忠義公の耳に達したので、忠義公（當時、茂久）は早速實父久光公に相談されて、自筆の諭告書を大久保等一派のものへ下された。その文は

方今世上一統動搖不二容易一時節にて萬一時變到來の節は順聖院樣御深意を貫き以二國家一可レ抽二忠勤一心得に候各有志の面々深く相心得國家の柱石に相立我等の不肖を輔不レ汚二國名一誠忠を盡吳候樣偏に賴存候仍て如レ件

安政六年己未十一月五日　茂久　花押

誠忠士面々へ

斯樣に、順聖院（齊彬公）公の遺志を繼ぎ、その深意を貫くやうに薩藩を提げて天朝に忠

勤を抽んづる考であるから、各其意を體し、國家の柱石に立ちて我等の不肖を輔けてくれといふ親切な諭告書であつた。藩主がその臣下の志士一派に對して、かゝる親切な諭告書は破格の事で例のないことである。そこで志士一同感涙して脱藩を思ひ止まり時を待つことになつた。其際同志四十幾人連名の請書を上つた。その筆頭に隆盛即ち菊池源吾の名をも加へて差出したのである。その報知に接して報答した手紙が即ち此書である。尙々書の中　○周公旦之御忠膽とあるは、久光公が忠義公を輔佐し、齊彬公の遺志をつぎて立たれたのを周公旦に比して大久保等より通知があつたのであらう。久光公が忠義公を補佐されるやうになつたのは安政六年九月に老侯齊興公薨去後のことである。即ち齊彬公薨去後一年餘にして、はじめて忠義公の後見となられ、そこで家老島津左衛門久徴が退き、久光公指揮の下に政事が行はるゝやうになつた。波平御刀一條とあるは齊彬公在世中、薩藩の刀鍛冶波平に刀を鍛へさせて、孝明天皇に獻上するやうに近衛家と約束して居られたのを、幕府の嫌疑を恐れて折角京都へ上ほせてあつた右の刀を持ち歸らしめたその事をさすのである。

本文には先づ橋本まで死刑にあひしことを悲憤し、堀にも嫌疑がかゝりし由をいひ、雄心勃々、召還を希ふの意をもらし、次に前述の藩侯直書のことを叙し、喜悦の情が漂うて居る。

次に「水、陣所」は安政六年十二月以來水戸藩の激徒が勅書返納を拒みて長岡に屯集して居た。それを指す。此書中その陣所を引いたのは弱を顯はして勃興する意かと推測してあるが、水戸の激派が長岡の陣所を引上げたのは此書の日附（二月二十八日）の前數日の事であるから、其通知は鹿兒島へも達してゐない。況んや、大島をやだ。されば誤傳にて水戸の激派が長岡を引拂つたといふ通知を得て斯樣にいつたものであらう。大山正阿彌（正圓即ち後の大山綱良を指す）が戊午の獄で、國許永押込に處せられたのを氣の毒千萬なりといふたのである。

「御直書を拜讀仕候て」とありて二首の和歌をのせたのは隆盛が如何に感激せしかを見るべきである。追啓の中に長岡監物の死を痛嘆して居る。又津田の書面のことが見えて居る。親戚などの手を經て大島まで送つたものと見える。

三一　堀、大久保への答書

萬延元年十一月七日

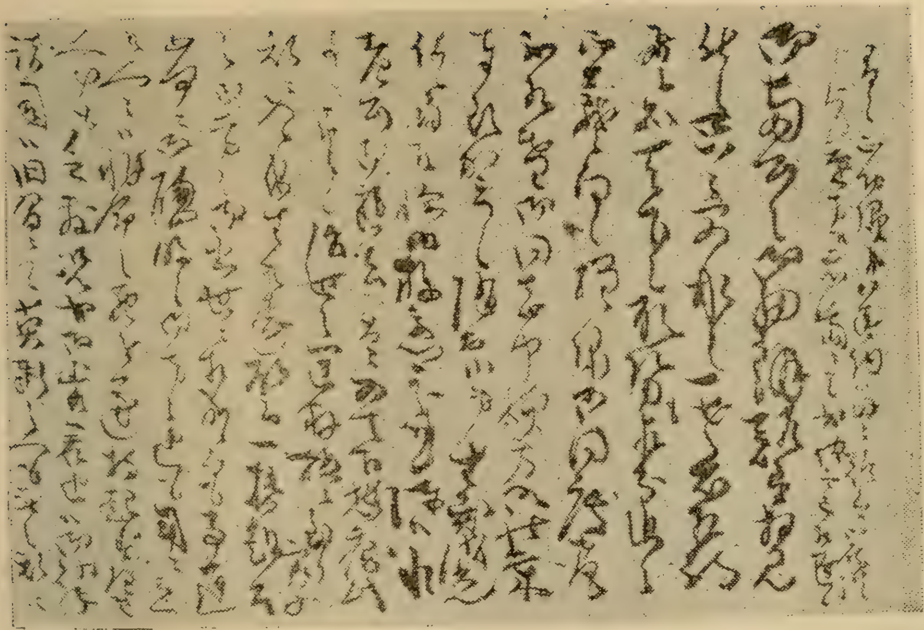
尙々正助樣より御送物每々難有御厚禮申上候遠方に着島にて書狀のみ相達候。

御兩公の御細翰難有拜見仕候。只々早船の一左右相待居候處天下の形勢も相分追々正義に向候模樣御同慶奉存候。不相替御同志中樣方御壯榮奉欣賀候。隨て小弟無異消光仕候間乍憚御放慮可被下候。陳ば(1)水老公御逝去實爲天下悲痛此事に御座候。治世の運數極に至り最早亂に入候儀無相違譬(2)一橋(3)越公の御方々御出世に相成候ても事遲如何に御聰明の御方々迚も用

(1)　水老公徳川齊昭萬延元年八月十五日薨去

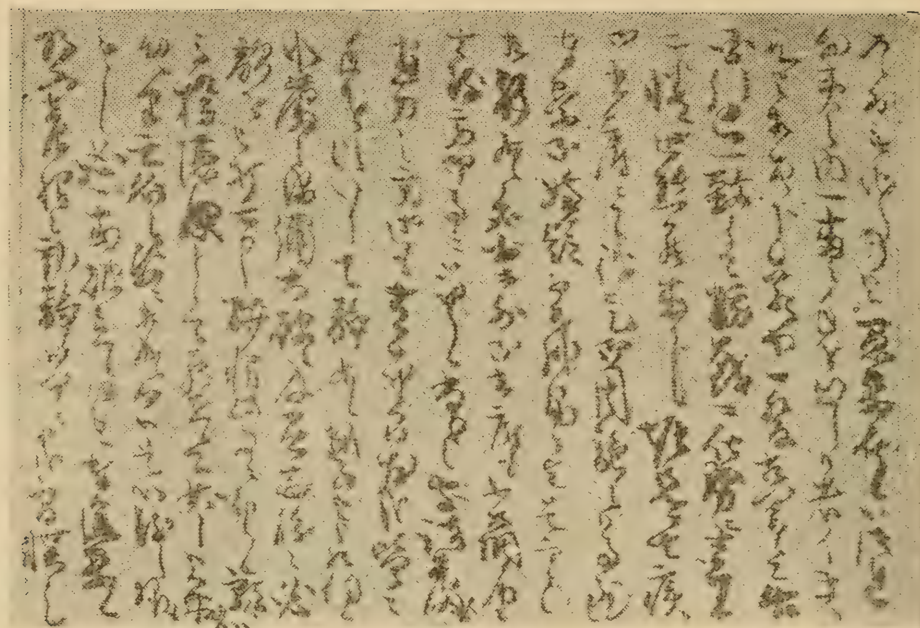
(2)　一橋慶喜

(3)　松平慶永（春嶽）



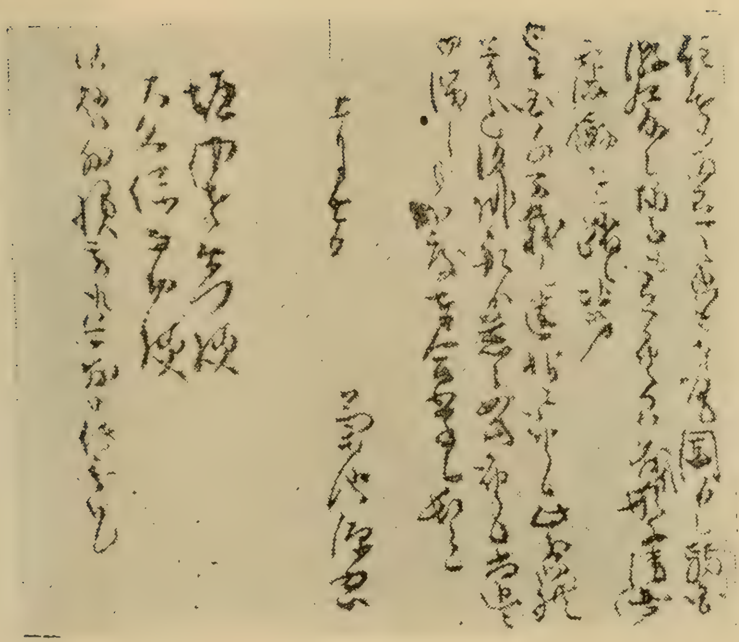
に立候人々は非命の死を遂ケ持起すべき人才も乏敷、況や御養君迚は御幼年、諸司は舊習にて英斷の人も無之亂に入候外無他事ニと愚察仕候。　いづれ外夷の内一番に手を出し候者[4]イキスかと相考申候。　若や一發相響候はゞ各國引込ニ一致して防戰可仕勢に無御座可隣世態罷成申候。　堀兄には疾御出府にて彼是御周旋の御事かと奉

(4)　イキス　(英國)



察御嫌疑不ニ相掛一様にと是レのみ相祈居候處、案外御出府も不ニ相調一由無ニ致方一御事に御座候。當分の處諸藩より盡力の方迚も有ニ御座一間敷哉、皆々手をひいて靜居候様子と被ニ相伺一候。水藩の儀彌大破に及ビ有志紛々必敵（かたき）を被レ打可レ申殘恨此事に御座候。願くは高橋(5)隱然として罷在候はば少しは策も出候はん。亡命の姿に相成候ては是以致様

(5)　高橋多一郎



も無之必一番破立候儀と奉遙
察候將又彥根の動靜如何に候
や間牒の注進も可有之儀と奉
存候固よりの弱國激變の樣子
も有御座間敷哉、頓と淸國の覆
轍を踏候次弟
皇國千萬載の遺恨に御座候。
此旨御禮答迄汐掛船より荒々
如此御座候。尙追々御洩し被
下度奉合掌候。　頓首

十一月七日　　菊池源吾

堀仲左衛門様

大久保正助様

追啓外様方に宜敷御傳可被下候。

（島津忠承公爵家所藏）

【解說】此書は萬延元年十一月七日、大島謫居中、鹿兒島城下の盟友堀仲左衛門（後の伊地知貞馨）大久保正助（後、一藏利通）の來書に答へたものである。

先づ水戶老侯齊昭の死を悼み、次に南島から眺めた時勢觀を述べて、最早、天下は治世の運數が窮まつて、亂に入るの外は無いと論斷し、又、外國中、最も先に手を出すものは英國だらう。萬一の場合、擧國一致の防禦が出來さうにもない、さて〳〵つまらぬ世態ぞとある。それから堀は疾くに江戶に出て彼是奔走中と思ひ居りしに、案外出府も叶はぬ樣子致方ない事である。と言外に藩政府の消極的政策をあきたらず思つてゐる樣子が見える。又、當分のところ諸藩何れも手を引いて形勢傍觀の體かといひ、又、水戶藩のことについては、彌內情大混雜とうかゞはれる。これでは櫻田の仕かへしをされはすまいか殘念なこ

とである。若も高橋が後ろ立になつて居たら、策もあるだらうが、これも亡命の姿では仕様がない。(高橋多一郎は既に此年三月二十二日に大阪で自刄してゐたのであるが、隆盛は此時まで、未だそれを知られなかつたと見える) きつと收拾すべからざる勢になるだらうと遙察する。時に彥根の樣子は如何と問ひ、さて、我が國昨今の勢、淸國の覆轍を踏まむとする次第で、眞に千秋の恨事である。又々追々樣子を知らしてよ、とあるなど、身は南島に蟄居するも、志、常に天下に存し、巨眼を開いて宇宙の形勢を察してゐたことがうかゞはれる。

三二　税所喜三左衛門への書

萬延元年十一月七日

芳翰難有拜承仕候。　愈以御壯榮御上坂迄被爲在候由、嘸哉御大儀千萬御(1)秘人樣にも御快方奉賀候。　隨て小生無異儀罷在候間乍憚御安意可被下候。　陳は天下の形勢追々正論の模樣恐悅の至りに御座候。　只々一左右待兼候處、快事共御同慶奉存候。　兩三奸

神罰の次第、左も可有譯ながら、神州地に落不申難有儀に御座候。琉球登汐掛にて荒々如此御座候。　尙來陽早船より可奉得貴意候。　頓首。

(1) 夫人を指したるものか

十一月七日　　　　菊池源吾

税所喜三左衛門樣

追啓上當分は獵方にて晝夜差はまり居候處、消閑欝を凌候事にて、大元氣罷在候間少しも御案被下間敷候。

（島津忠承公爵家所藏）

【解說】此書は前書と同時に税所喜三右衛門篤に遣はした返書である。「兩三奸、神罰」事情未だ詳ならず。「琉球登汐掛」とは琉球より薩摩へ登る船の大島に滯泊して居るものをいふ。その船を訪問して、船上にて此書を認めたものと見える。

三三　税所、大久保兩氏への書

文久元年二月四日

御尙々野生には不埒の次第にて正月二日男子を設け申候。御笑可レ被レ下候。

春暖罷成候處彌々以御安康御起居の段奉二欣賀一候。隨て小弟無異罷在申候間、乍レ憚御安慮可レ被レ下候。陳ば天下の形勢益衰弱に成立候由實に歎息の至に御座候。

京師の御樣子難レ有次第感涙袖をひたし候儀に御座候。昨日は斬姦の一回忌にて、早天より燒酎呑方にて、終日醉居申候。扨野生一條に付ては始終御配慮被二成下一何共難レ有御厚禮申上候。迚

も當年中には被二召歸一候儀も六ケ敷明め居申候。一崩（ひとくづれ）、崩立候はゞ如何可レ有二御座一候哉、無二此上一御手を被レ爲レ懸候儀身に餘り候事に御座候。少しも御手の延不レ申處、色々考候儀無二御座一候間左樣御納得可レ被レ下候。當分は余程有志の方々出來候由、大慶の事に御座候。私には頓と島人に成切り、心を苦め候事計に御座候。

一喜三左衛門樣え申上候。順惠丸船頭方より大ヅ(1)壹俵寄替相賴候處、受合候て相究候間證文は貴兄え宛差遣候付、愚弟え申付、右代金早々相渡候樣御願申上候。愚弟方えも委敷申遣候間、尙又御達可レ被レ下候。豚肉少々差遣候間、御寄合御開キ可レ被レ下候。

一正助樣御方より煙草過分御送被レ下別て難レ有頓と引切居候處、誠に珍味仕、御厚禮申上候。

(1) 大豆

一〔2〕武二樣、〔3〕金之進樣、田邊行こ申人え細々御賴被下候儀、別て難有御厚禮申上候。恐々謹言。

二月三日　　菊池源吾

税所喜三左衛門樣

大久保正助樣

（島津忠承侯爵家所藏）

(2) 有村武二（俊齋の改名後の海江田）

(3) 山口金之進か

【解説】此書は文久元年三月四日、大島より在鹿兒島の税所、大久保兩氏へ贈つたものである。京師云々は聖上の思召について何か報知に接して答へたのであらう。「昨日は斬姦の一回忌云々」櫻田の事を、如何に喜んだかゞ見える。「野生一條」の一節は大久保等が隆盛召還の運動を頻りに行つてゐた事がうかゞはれる。「喜三左衛樣へ申上候云々」大豆壹俵を鹿兒島の私宅へ送るについて依賴したのである。特に税所へ依賴したのは

氏が、三島方の役人で船の方に便宜があつたからであらう。○武二様、金之進様云々の事情はよく分らぬ。

尙々書に野生には不埒の次第にて男子出生云々とあるは菊次郎氏の誕生を報じたのである。

三四　木藤市助への書翰

文久二年三月廿九日

只今御沙汰の趣篤と談合仕候處、田中先生方御同居の方可レ宜若哉御差合の儀も御座候はゞ又外え見立可レ申か。無レ左候はゞ却て御仕合の事かと奉レ存候。就ては宿屋方明日晩方より關東え御發足とか、何か名を被レ付、暮時々分より田中方え御差向御出被レ下候樣御願申上候間、右の趣委敷御申入可レ被レ下候。此旨荒々如レ斯御座候。已上。

三月廿九日　　大島三右衛門

木藤市助樣

【解說】此書は文久二年三月廿九日、大阪で木藤市助に贈つたものである。木藤も寺田屋騷動に出て居る。此時代如何にして大阪にゐたか未だよく分らぬが、とに角隆盛に一身の進退を相談する所があつたと見える。そこで隆盛は關係者と談合の上、田中先生(河内介ならん)方と同居の方がよからうと、本文の如くすすめてやつたものと見える。元來、寺田屋事變前後に於ける隆盛の書翰は別に一時代を設けて揭載すべきであるが、此一通しか見出さないので、假に第一謫居時代の後に附けて置く。さて、此に至りて初めて大島三右衛門といふ名が現はれて來た。

これは此年正月なほ南島謫居中の隆盛の召還の命が下つた時、姓名を改めて鹿兒島に歸來するやうにといふことであつた。そこで、改名の事を大島見聞役の木場傳內に相談したところが、大島に三年居たから大島三右衛門と名乘つたら如何と言つたので、それに決したといふことである。世間には大島に三度流されたから大島三右衛門といつたといふ說が行はれてゐるが、隆盛は二度しか流されてゐない。而かも第一次謫居から召還された時、旣に此名になつて居るのであるから、其說の謬れることは明かである。

第二次謫居時代

第二次謫居時代

小引

隆盛が文久二年二月大島から鹿兒島に歸着した時は、久光公が、表向藩主忠義公の名代といふところで一千人許の兵を率ゐて江戸にのぼるといふ議が定つて、其準備中であつた。而して右東上の眞の目的は朝廷と幕府との間柄を調停して、皇國の基礎を固くしやうといふにあつて、先君齊彬公の遺志を繼紹する考であつたのである。ところが隆盛はそれに反對して、別に獻策をした。其ために上京の期日は延びたけれども、彼の策は遂に用ひられなかつた。併し天下の風雲如何にも急な模樣であるから是非奮起するやうに、と勸められたので、彼は止むを得ず、村田新八を伴ひ、久光公に先立ちて上京の途につき、京攝の間に志士と接觸してゐたが、忽ち久光公の怒に觸れ、再び南島へ謫せられることになつた。その理由について隆盛自身の感じたところは、後文久二年六月末隆盛が木場傳内に遣はした書面に詳しい。

さて、此時代は文久二年四月、大阪より西下を命ぜられた時に始まり、元治元年二月召還を命

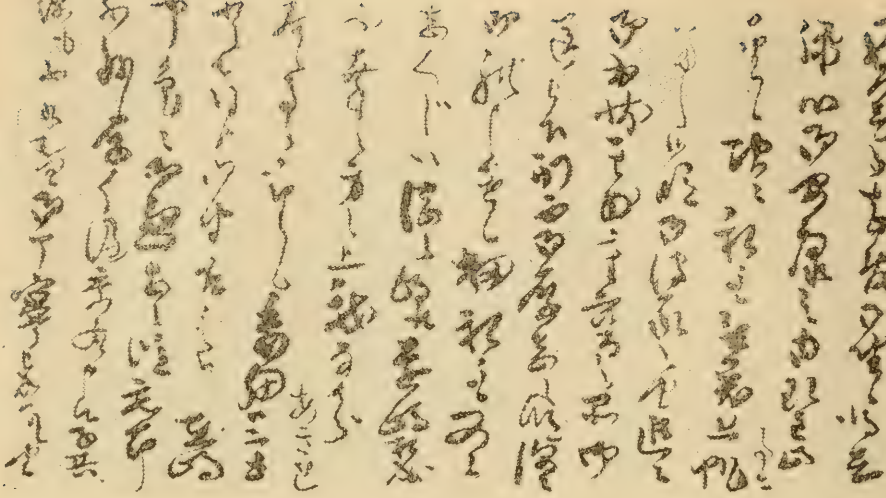
ぜられて同月末歸麗の時まで一ヶ年十一ヶ月にわたるのであるが、其間に居所にも、罪名にも變動がある。卽ち最初文久二年六月、山川港で受取つた藩命には別に理由はなく、たゞ德之島に遣はさるゝといふことであつた。それから六月十八日に德之島へ着いて、岡前村に居て謹愼してゐると、八月になつて改めて沖永良部島に遠島入牢の藩命をうけた。隆盛が本當に罪人扱にされたのは此時からである。閏八月中旬沖永良部島和泊村に一小牢舍を新築して其處に入れられ、牢中では讀書と習字と作詩に日を送り、又子弟に書を教へてゐた。そのために隆盛は非常な學問をした。修養を積んだ。翌年七月英艦が鹿兒島に來襲した風聞が達すると、隆盛は大に緊張し、村吏土持政照等に大義を說きて造船の計畫をなし、萬一の場合には出陣しやうとしてゐた。それら詳細の事は皆、後に記載する文書に見えてゐる。

隆盛が入牢の命を受取ると其瞬間から最も神妙な囚人となつた。もとよりいかめしい監獄があるではなし、獄吏も居なければ獄則も無かつたが、隆盛を最も能く監視したのは、唯、彼自身の心であつた。村吏で監視の責任者であつた土持政照等が、隆盛の健康を氣遣つて、少しは牢外に出て散步でもしたら如何かと屢すゝめたけれども、隆盛は決してそれに耳を傾けず、狹苦しく、蒸あつい、しかも糞尿の臭氣紛々たる中に安然として座してゐた。政照遂にそれを見かねて藩吏の許可を得、座牢を幾分か廣く且つ衞生的に改築してやつた。隆盛が牢外に出た

ことは、右座牢の改築中大島在番附役横山清藏の預りとなつて、その家に謹愼してゐた間だけであつた。

此間の姓名は最初は大島三右衞門であつた。大島三右衞門と姓名をかへてから一旦、上方まで行つて、再び南島にかへり、德之島に居る間は其名を用ひた。德之島から沖永良部島に移される時に、大島吉之助と改名した。それも後の書翰で明かである。此時代の書翰は大島三右衞門と署名したものが四通、大島吉之助又は單に吉之助とあるものが十一通、他に土持政照の名を借りて認めたものが二通、總計十七通ある。

なほ又與人橫目役大體及び社倉趣意書は、書翰ではないけれども書翰文體で書いてあるし、第二次謫居中のものであるから是又便宜上此に編入した。

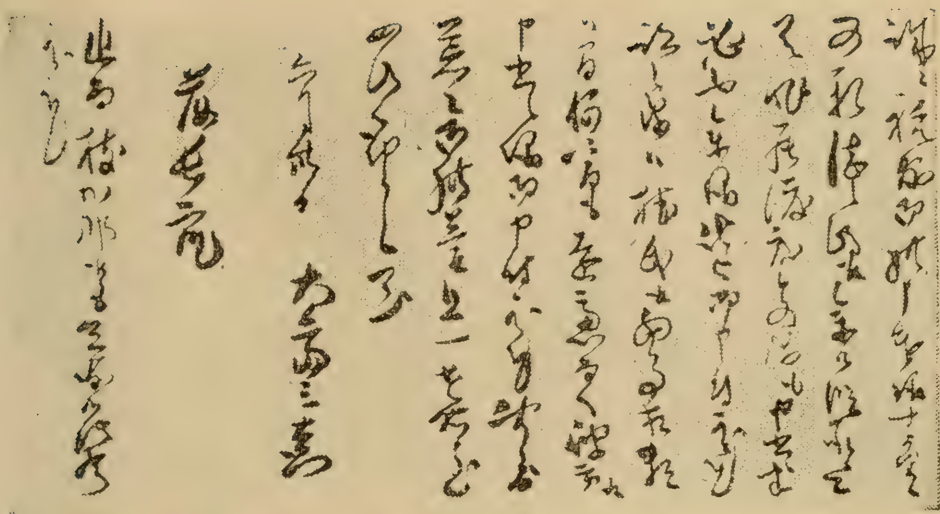


三五　藤長への書

文久二年六月三十日

暑氣甚敷御座候得共彌以御安康の由珍重此事に御座候。次に私にも無異上帆いたし候段御傳承の由追々御書狀其外重寶の品御送被下、別て御厚志の段深く御禮申進候。扨私にも又々しくじい(1)德之島え遠島相

(1) しくじい は しくじり の訛，失敗してさ云ふ意



成不幸の身の上我ながらあきれ居候事に御座候。　委細は(2)宮登喜より御聞取可ㇾ被ㇾ下候。　在島中色々御懇志の段忘却不ㇾ致、厚く汲受居申候。子供儀も不二相替一御丁寧被二成下一候由誠に悦敷御禮申進様無二御座一候。　又、私、徳之島え參候段承候はゞ是非罷渡度との儀も申出候はん、必不ㇾ參様乾と御申付可ㇾ被ㇾ下候。　跡の儀は桂(3)氏え細事相頼候間、何にても遠慮なく彼方え申出候様、御申付可ㇾ被ㇾ下候。

(2) 宮登喜は龍郷の住人にて隆盛に隨從して內地に渡りしもの

(3) 大島在番役桂右衛門（久武）

此旨荒々御禮答、且一左右迄如ㇾ此御座候。以上。

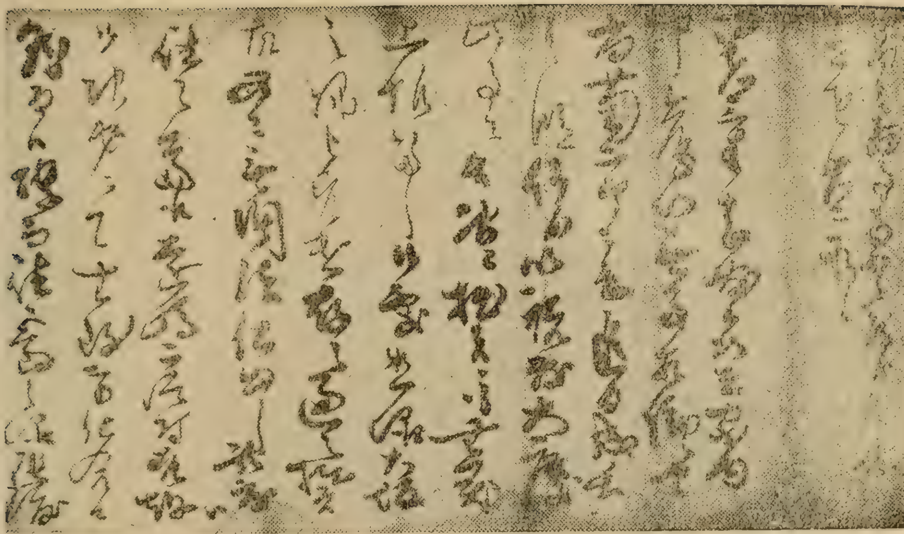
六月卅日　　大島三右衛門

藤長衆

追て枝か那にも宜敷御傳聲可ㇾ被ㇾ下候。

（西郷従徳侯爵家所藏）

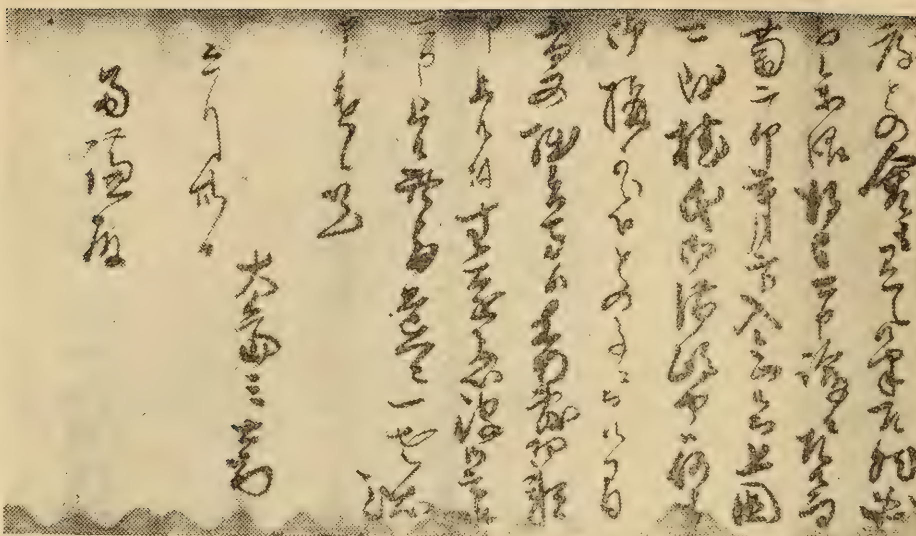
【解說】　此書は文久二年六月三十日、德之島岡前村から大島龍郷の藤長に贈つたものである。又失敗して德之島に配流された事を報じ、且妾や子供の事を依頼し、德之島へ自分が參りし事を聞かば、彼女は是非參りたいといふであらうが、來ぬやうに屹と申しつけてもらひたい。復、跡の世話は桂氏に賴んであるから、遠慮なく彼方へ申出づる樣に言つて貰ひたいとある。隆盛は此年四月に大阪から薩藩へ護送され、山川港で久しく命を待ち六月に德之島へやられて、此時は岡前村といふ所に落ちついてゐたのである。追書の枝がな　は隆盛の妾の母宛名の藤長は父であるといふ說もあるが未だ判然せぬ。前後の文面によれば、岡前村の村夫子らしくも見える。衆は彼地にて敬意を表する語。



三六　兩謙への書

文久二年六月三十日

暑氣甚敷候得共家内中愈以無事相働候由、尙菊二郎にも追日成長の段何より以悅敷、大慶此事に候。　次に拙者にも無異上帆いたし候處、直樣大坂の樣被差遣存の通の拙者故、又々無調法仕出し、此度は德之島え遠島被仰付差越候次第にて無致方仕合候。　就ては決て德之島の樣罷渡度との含も有之候



はん、乍然必不参様得と可申諭候。左候て菊二郎育方入念候て上國可致、桂氏御滯島中は何も御構可被下との事にて候間、尙又拙者方より委敷御頼申上候付、無遠慮彼御方ゑ可申上候。此旨荒々一左右迄申進候。以上。

六月卅日　　大島三右衛門

兩謙殿

【解說】此書は前書と同日、同處へ向けて發送したもので、宛名の兩謙は隆盛の妾と親近のものに相違なきも、其關係未だ明かでない。用向も殆ど前書と同じであるがたゞ本書には少しも敬語を用ひてない。

三七　木場傳内への答書

文久二年六月（三十日か）

【解說】此書は德之島の岡前村から、大島にゐた木場傳內への返書である。恐くは前の藤長への書面と一緒に大島へ發送されたのでその日附は矢張六月三十日頃であつたらうと思ふ。本書の冒頭に當月十一日付の御懇札同二十三日朝相屆と見えて居るから、それから三十日迄のうちに認めたものには違ひないのである。木場傳內は隆盛が大島に居た時からの、大島の見聞役で大島在島中非常に世話になつてゐたのである。大島より召還されてから幾くもなく再び德之島に流されたについて、木場より懇切な慰問の手紙をよこして事情を尋ねて來た。それに對して、大島出發後今日に至るまでの事情を詳しく認めて送つたのが卽ち此書である。勿論、藩廳に對しての辯明でもなければ抗告書でも無い。隆盛が一友人に告げて、天地間に殘した唯一の辯明書である。とに角、今日吾々が當時の事情を隆盛自身から聞くことを得るのは此手紙があるからである。長文であるから特に說明を要する箇所は文中に挿むことにする。

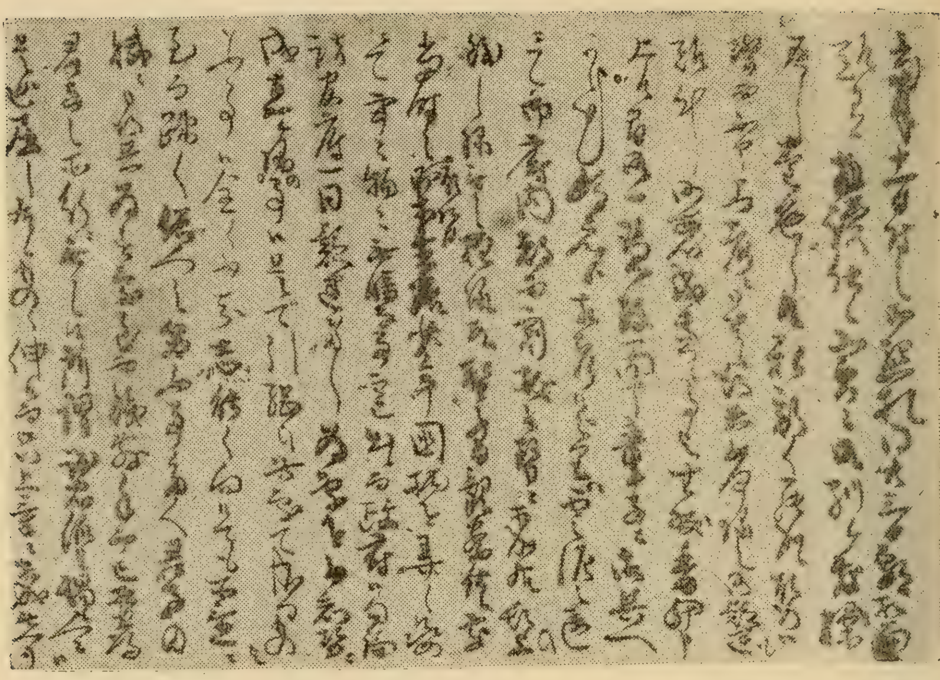
當月十一日付の御懇札、同廿三日朝相屆難有拜讀仕候。　實に御馴ケ敷繰返し卷返し候。　私斯く罷成候形行は決て不申上考に御座候得共、如何樣の御疑迷も難計、御安心成兼候事と無據委細申上候間、御一讀後丙丁(1)童子に御與へ可被下候。　島元より相考候よりは雲泥の違ひにて御府(2)內都て割據の勢に相成居、頓と致し樣無之模樣故暫くの間觀察仕候處、當時の形勢少年國柄を弄し候姿にて、事々物々無暗な事のみ出候て政府は勿論諸官府一同疑迷いたし、爲處を不知勢に成立ケ樣の事は是で引結び、此處で成るものといふ事は全く不知、志は能く向候ても所置に至て疎く俗人の笑ふ事多く、君子の賦に候得共爲す處至て賤敷手のみ相見得、君子の所行に無之候。　所謂誠忠派(3)と唱候人々は、是迄

(1)「火中して下さい」といふこと　(2) 鹿兒嶋の城下をいふ

(3) 鹿兒嶋に於ける勤王黨にて此派の人は西鄉を首領と考へ居つたのである此頃の藩政府は誠忠派の內閣であつた

屈し居候ものゝ、伸候て只上氣に相成、先づ一口に申さば世の中に醉ひ候鹽梅、逆上いたし候模樣にて、口に勤　王とさへ唱へ候へば忠良のものと心得、さらば勤王は當時如何の處に手を付候はゞ勤王に罷成候哉、其道筋を問ヒ詰メ候得ば譯も分らぬ事にて國家の大體さへ、ケ樣のものと明めも不レ出來、日本の大體はこゝといふ事も全ク存知無レ之、幕の形勢も不レ存、諸國の事情も更に辨へ無レ之、そふして天下の事を盡そふとは、實に目暗蛇をぢずにて、仕方もない儀に御座候。　然ル處小弟儀順聖公の被レ召仕候との趣世間に相響居リ、此ものが歸りたら、決して事柄も變ろふと、あてに相成候鹽梅にて、もふは博奕も打[4]られ候向に無レ之、是が幸中の不幸に御座候。　餘り高く直段を付られ

(4)　たの字書損ひ



込り切たる事に成立候。
一泉(5)公御參府に付御大策こ申儀有之、是は三四輩の處にて極秘蜜の事にして有之候由、然ル處着涯小(6)松家え會し候樣承り大(7)久保同伴參候處中(8)山尙之介參會有之、四人會席にて御大策の趣承候處、此節は
京師迄にて、一橋越前御後見御政事御相談役こ中

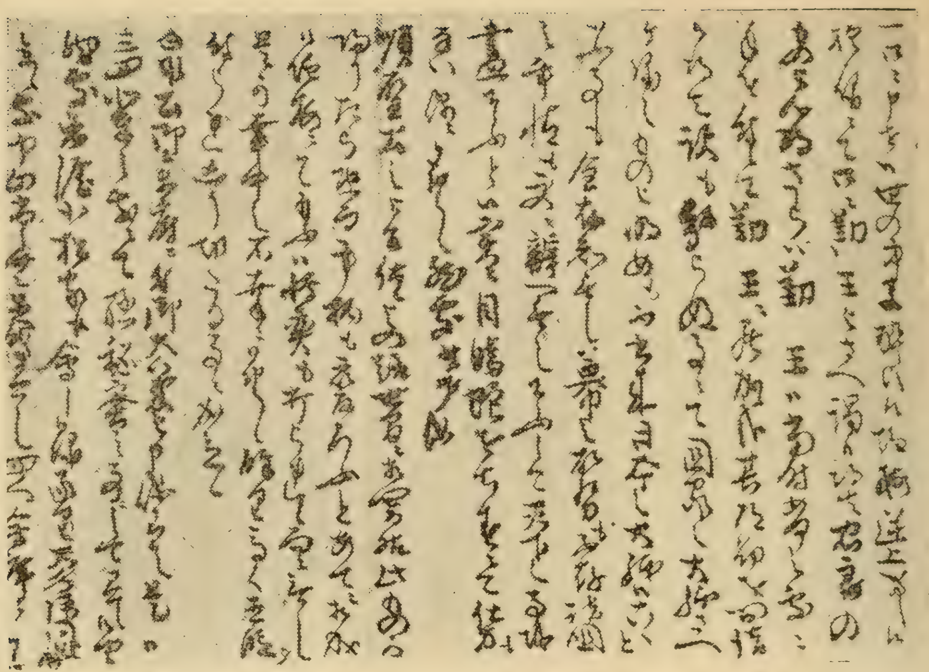
(5) 久光公（當時島津和泉）　(6) 小松帶刀（御側役）邸
(7) 大久保利通（御小納戸）　(8) 中山尙之介（久光の信任を得て、此頃最も權力があつた）（御小納戸）

勅御申下しの御事と承候付、委敷承候處、頓と返答さへ出來兼隨分の御大策も取處無之鹽梅に罷成候。　私より問掛候は右の

勅を御下し相成候には手づると申もの無之ては迚も出來不申夫は閣老の處え委敷申込候て、ケ樣に成され候はゞ請合て盡すと申事、能々地盤を居へ不申候ては出來申間敷、夫は如何に候哉と承候得ば、全く手は付居不申、左樣なら幕府にて甘く御返答申上候て、始終

勅に不應候はゞ如何の御策相立据哉承候得ば、其時はいつまでも　京師御滯の賦

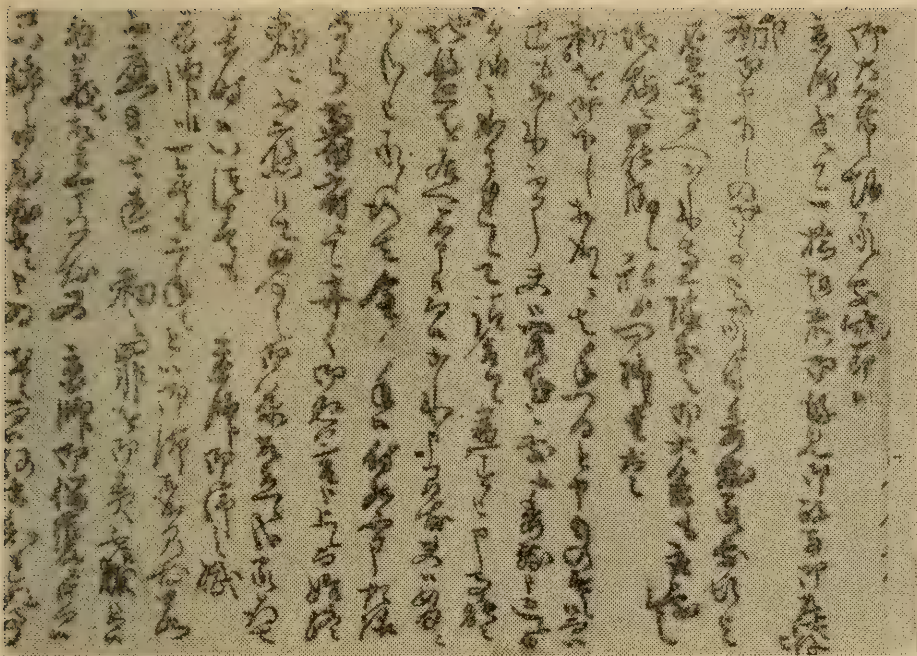
京師へ一年も二年もとは御滯相成間敷、若不應日には遠



勅の罪を御責、不」被」成候て
は、名義も相立申間敷、又
京師御保護に付ては、只錦(9)
の御屋敷共に被」爲」 在候
ては何共知れぬ事、所司代
を追退、井伊(10)の固めを除不」
申候ては相成間敷、違 勅
の罪如何御正し可」被」成哉、
相尋候處、一言の返答も出
來不」申、時日ヲ移す内、異人
と相結ヒ大坂口より軍船を

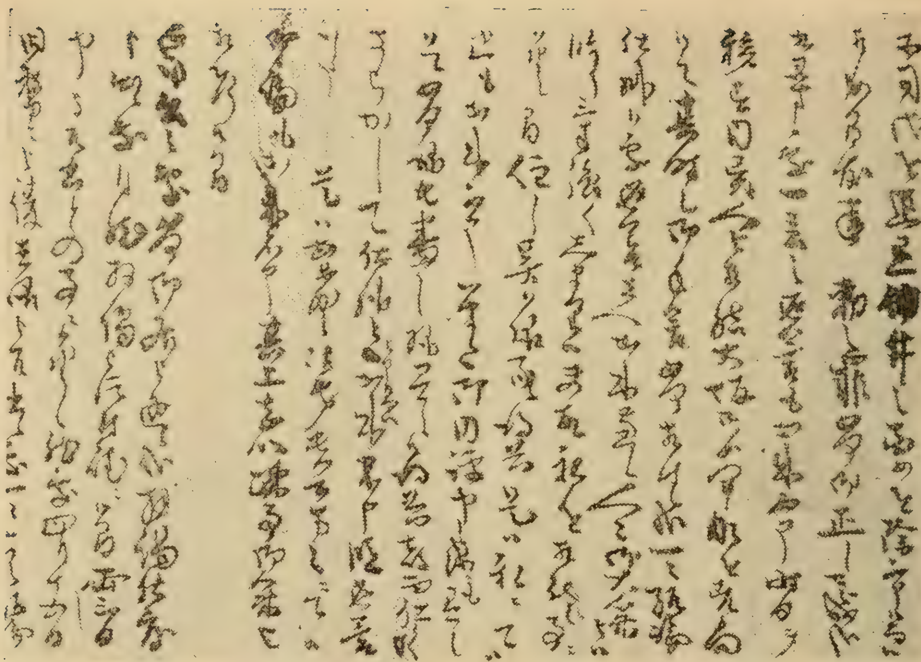
(9) 京都に於ける薩摩屋敷

(10) 彦根藩



差向候はゞ、其時の御手筈如何相付ヶ候哉一々難論仕掛候處、返答さへ出來兼候人々、御大策とは餘り氣強く(一一)しまりは夫故、私を相待候事に御座候間、任じ吳候樣承候得共、是は私にては迚も出來不ㇾ申、いまだ御內評中の儀にも有ㇾ之候はゞ如何樣共盡し樣有ㇾ之候得共都(すべ)て仕くさらかして仕

(一一)「しまり」は しまひ「終には」の意



樣こ被レ申候ては出來不レ申
段返答いたし、是は案外の
次第、貴公方々にては御論
も出來不レ申其上甚以テ疎事
の御策こ相考候間、
泉公の處如何御居被レ遊候
哉拜謁仕度申出候處、自然
拜謁被二仰付一賦に候間、兩三
日中被二召出一この事に御座
候。　然處四月(12)十五日舊務
に被レ復、直樣被二召出一候處、一

(12)　四月は二月の誤記であらう　舊務に云々は御目附鳥預庭方兼役（配流前の役名）に復せられたこと

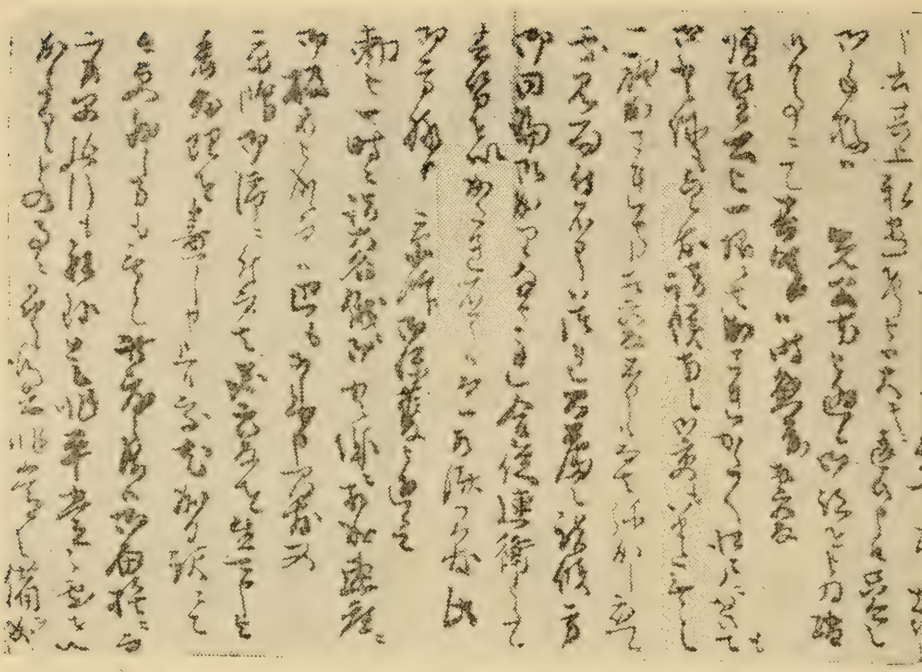
々右の難論申出テ其上私愚考とは大きに違ひ申候。只今の御手數は　先公方被レ遊候御跡を被レ爲レ踏候御事にて、其時よりは時態も相變、

順聖公と一様には成されがたく、江戸においても御登城も六ケ敷、諸侯方の御交もいまだ無レ之、一體成され方相變不レ申候ては彌成し應シ候處、見留付不レ申、いづれ大藩の諸侯方御同論御成りなされ合從連衡して其勢を以テ成され不レ申候ては相濟間敷

此　御方様より　京師御保護被レ遊候はゞ

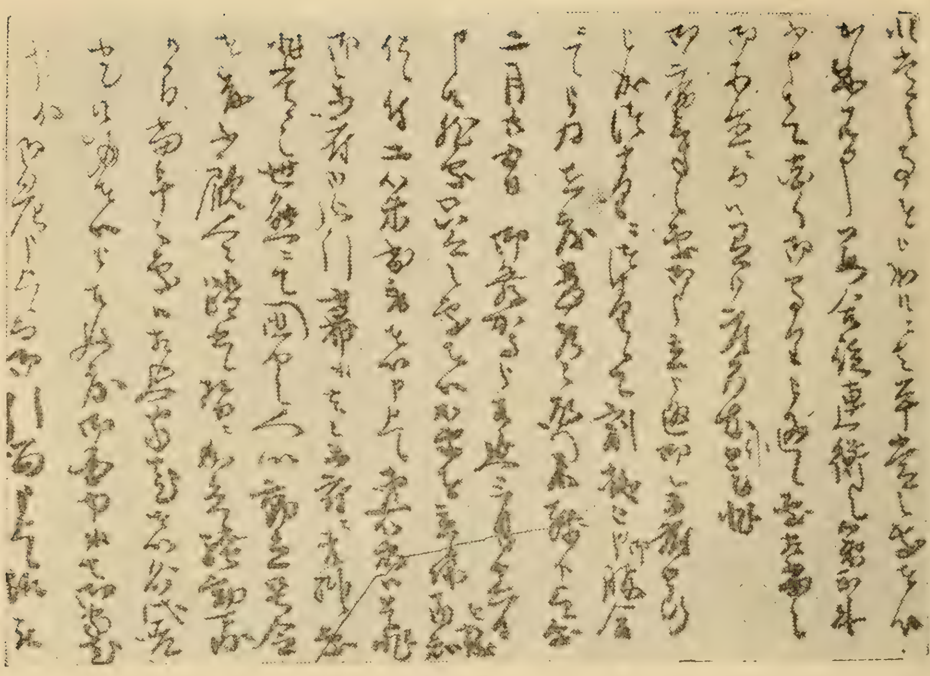
勅と一時に諸大名俄に御登城に相成速座に御扱不レ被レ成候ては迚も出來申間敷又

京師御滯に付ては必變を生シ可レ申と委敷理を盡し申上候處、尤



成譯にて今更致し方も無之、此度の儀は御屆捨にて最早延引も難致是非平常の處を以成さるゝこの事に御座候得共、非常の備を成し、非常の事を被成候には、平常の處を以テ出來不申若、合從連衡の策出來不申候はゞ固く御守り被遊候處、相當の御處置にては有御座間敷哉、是非

御病氣の處御申立被㆑遊、御參府御斷被㆑成つまりにつまり候はゞ割據と申御腹合にて被㆑爲㆑在度愚考の形行不㆑殘申上候處、二月廿五日　御發駕被㆓召延㆒三月十六日と相成申候。　然處只の處を以テ策を立候樣承知仕候付、二策書取を以申上候。　第一策は是非御參府御延引幕えは參府に差掛候處、非常の世態にて國中の人心動立、號令をも不㆑顧、人々踏出候勢に成立騷動可㆑致候間、當年の處は相延べ家老を以テ名代差登候趣を以て被㆓召延㆒度、御國中えは御家老中より御危(おんあやぶみ)申上候て御引留申上候趣、被㆓仰達㆒度との所置も相付申上候。　第二策は是非御延引の處不㆑爲㆓出來㆒候はゞ、天祐丸より關東迄御乘船にて御參府被㆑爲㆑在度左候得ば違變輕重相計候得ば

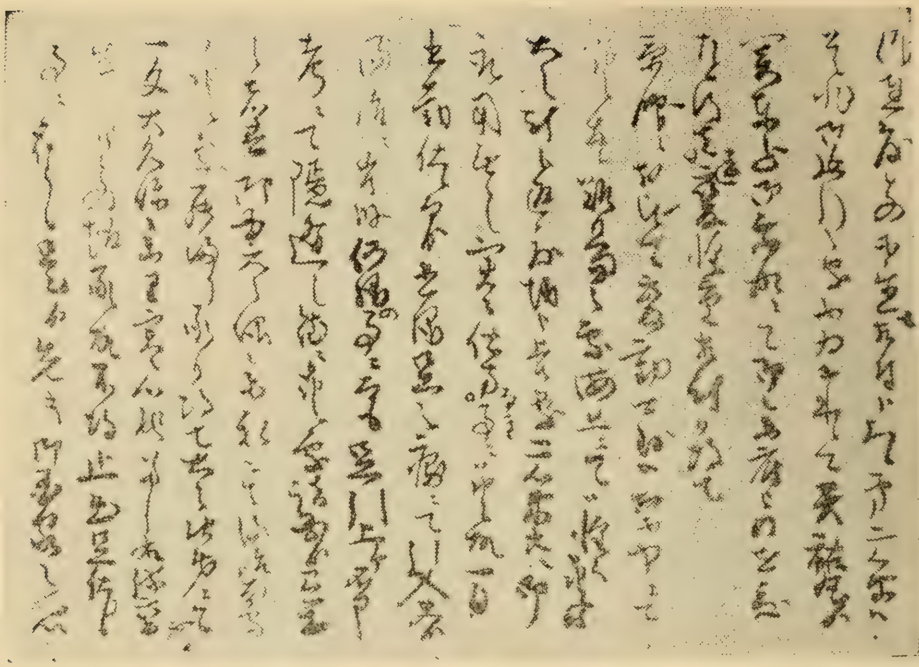


京師におひて變動可」致は案中にて御座候故、難易の處海上にては輕く御座候付、右の計被」遊度趣申上候處、二策共御取用無」之實に仕方なき事に御座候故、一日出勤仕候てより直樣足の痛にて引入夫より湯治に差越、何樣の事にても足引上げ不」申考にて隱遁の賦に御座候處、(13)諸國より有

(13) 長州の來原良藏堀眞五郎肥後の宮部鼎藏松田重助 豐後岡藩の小河一敏 高野直右衞門等薩摩に來て久光公上京の事情を知らんとせし事をさす 此頃眞木和泉一行も鹿兒島に來てゐた

志の者共御國元の様參り私には湯治留守御座候處、罷歸り承候得ば右の次第にて一夕大久保參り實に心配いたし居、彌變を生じ候との趣承候故、不レ得レ止出足仕候事に御座候。　是より先き御國家の人心不平にては治も變も出來不レ申、尤君子の爭大幸にては無レ之是非兩全の策相立、久留米においても君子の爭よりして混亂に及候前車の覆轍も有レ之(14)候間是非一致して御國中勤　王に相成候樣被レ成度頻に切論に及候處、是が畢竟一惡黨事と相成申候。(15)　又豐州の一黨においても起つてはならぬと二度押、甚以テ君子の爲べき業に無レ之、小人の黨は利を以テ相結候故、黨中の内頭立たるもの一兩人も不レ差障處え被レ爲レ出候はゞ一黨致レ疑迷レ悉く崩立可レ申、頓と先無し小路え追込候はゞ、

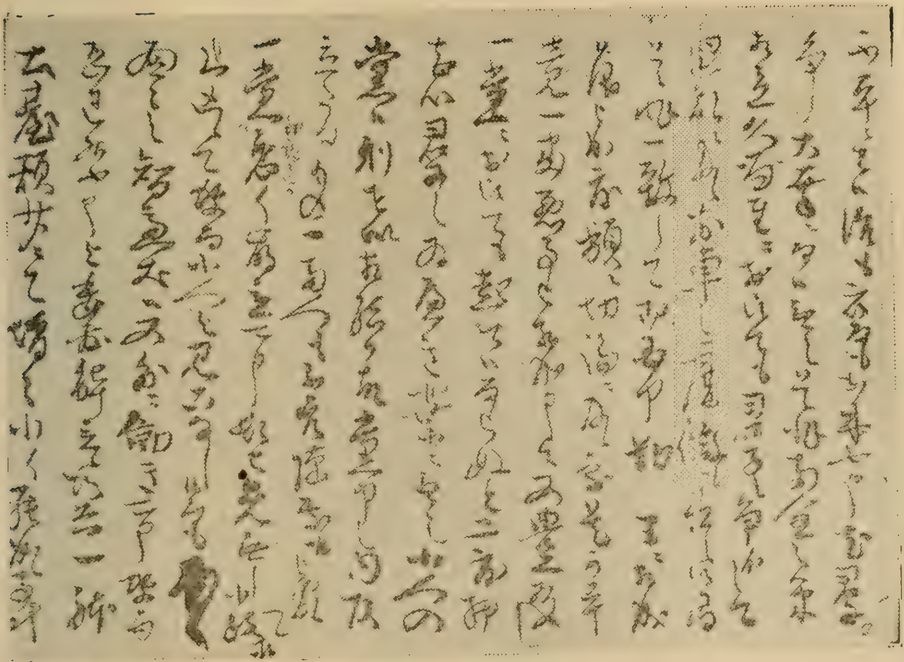
(14) 前の首席家老島津左衛門(日置領主)の一派と誠忠組一派との軋轢を憂ひてその一致を計らうとしたのが最も當路の意にさはつたとの意　(15) 島津豐州(左衛門より前の首席家老)



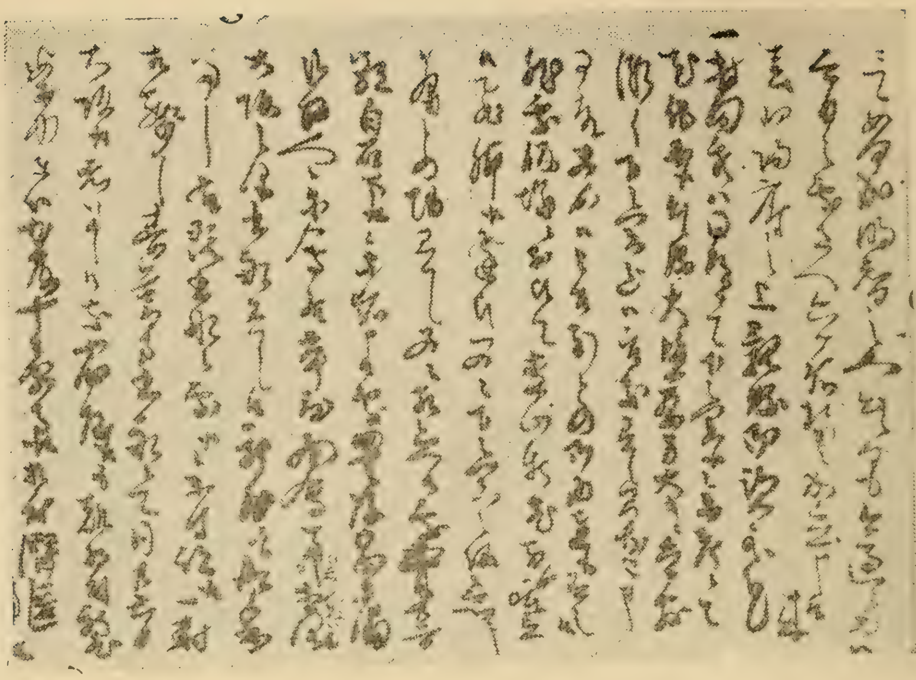
決して小人と見こなし候ても面々の知惠丈は又外に働き可申、決て恐れ居不申と委數解立候得共、一體土臺頼少にて増々小く罷成候事計にて、如何成明智の人出候ても今通にては今日の處さへ六ケ敷勢に成立申候。來春御歸府の(16)上親敷御覽可被下候。

一村田新八同道にて下之關

(16) 木場傳內へ向つていふのである，來春鹿兒嶋へ御歸府の節樣子を御らんあれといふのである



え参考にて尤他國へ出候儀、大監察方大きに六ヶ敷漸く下之關迄は差支有レ之間敷と申事故、夫よりは被レ召列レ之御内達も有レ之候。然處飯塚において森山新藏方より差立候飛脚え逢ひ、早々下之關の樣急キ候樣との趣有レ之、又々相急候處三月廿二日朝白石方え參着申候處、豐後岡藩二十八

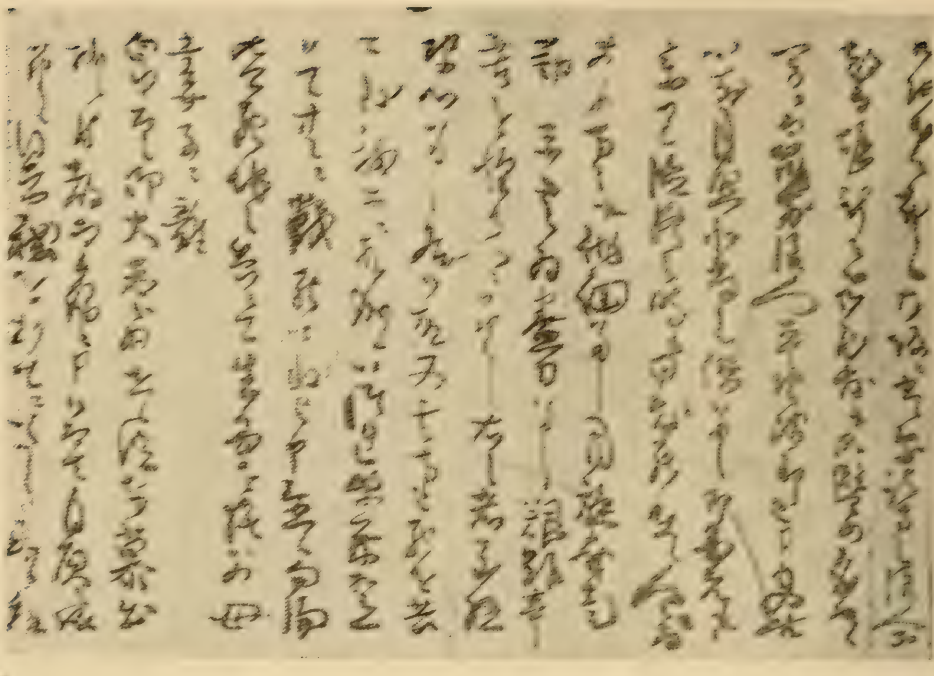


参會居、卒度面會いたし、右の人數は直樣大坂の樣出船有之候。　新藏にも船手當いたし居、既ニ出船の處え参付、跡え一封相殘し、其幕方出船にて同廿六日大坂へ着いたし候處、宿屋えも難ニ相付新藏案内を以て、加藤十兵衛方え相付、潜匿いたし居候次第に御座候。

大坂に出候處、諸方の浪人

等都て謀計を以御屋敷え御潜め相成居候。關にて筑前浪人平野次郎と申もの此以前月照和尚の供いたし御國元え參り臨終の時も同數罷在候人にて夫より方々え經囘いたし周旋奔走罷　王の爲盡力いたし艱難辛苦を經候人に御座候。右の者至極決心いたし居候故、又其方と死を共可致我等に相成候。いづれ決策相立候はゞ共に戰死可致と申置候。勿論皆死地の兵にて、生國を捨父母妻子に離。

泉公の御大志被爲在候段奉慕出候得、都て々樣に申候ては自負の儀御座候得共、私をあてにいたし來候故、私死地に不入候ては死地の兵を救ふ事出來申間敷何篇諸方の有志は大坂にても、都て私より引しめ置候處、有村俊齋阿久根より極々急

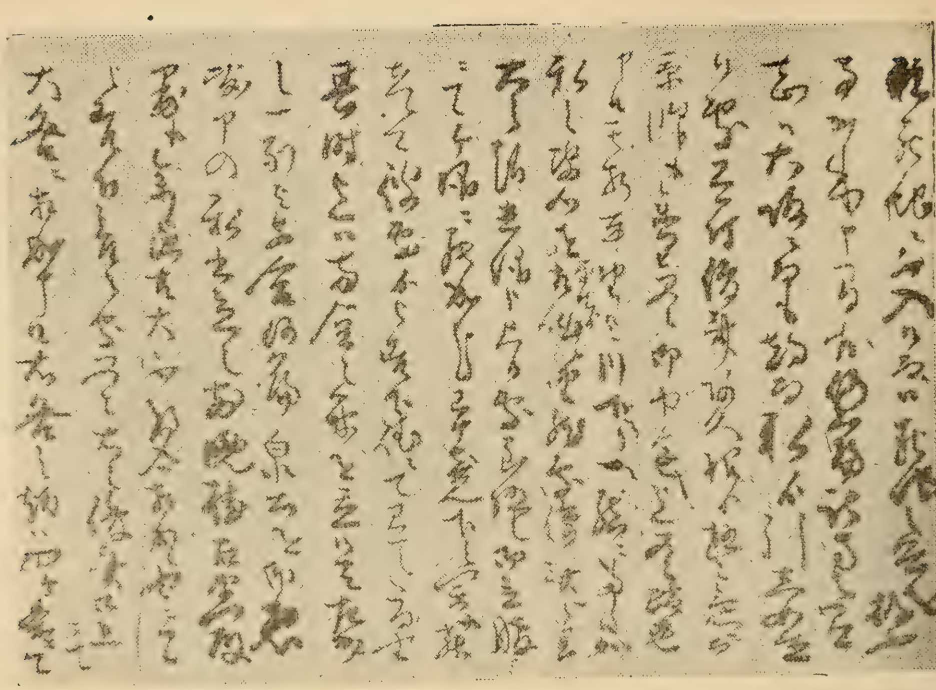


にて京師え參り早々御申趣迄又々踏返申候、其折平野と川下り一緒にいたし候處私の決心を平野より相咄候由然處俊齋より右の趣直樣申上候處至極の御立腹にてケ樣に罷成申候、畢竟下之關え罷在候はゞ彼處より被差下譯にて有之たる由(17)其時迄は兩全の策を立候ば左州の

(17) 其時まで中山等當路の意圖は自分(隆盛)が兩全の策を立てたのには左衞門殿一派とグルになつて久光公を惡しく申入れたことであつたと思つてゐたとの意

一列と與合何篇・泉公を御惡敷申入、(18)私出立の前晩桂右衛門殿宅え參候儀共大不都合相成候由にて被差下筈の處、又々右の俊齋口上にて大咎に相成申候。　右咎の趣は四ケ條にて○浪人共と與合決策相立候一條○年若の者共え尻押いたし候二條○御滯京相計候三條○關より大阪え飛出候四條にて、一向胸に落不申大坂にては加藤所え潛匿、伏見にては御假屋え潛居候事にて、京師えも出掛不申、其上大坂に於て面會の人々は纔の者にて、右樣の儀相計候人え取逢ひ不申、堀次郎咄に、いづれ此節京都御滯にて御盡不被遊候ては不相濟關東え御下り相成候て何にも不相成との咄は承り申候。　全御滯京を計り候覺無之候○浪人共は始終私方にて押付居候て動かし不申

(18)　二三七頁を見よ

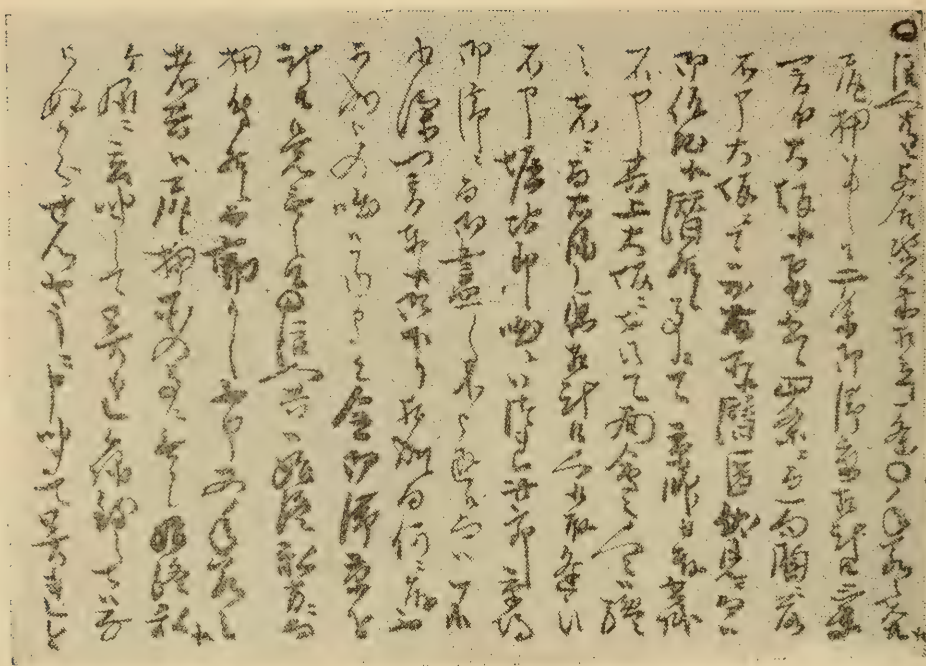


又年若の者共は屁押所の事に無レ之始終私ぇケ様言聞して呉れ、ケ様致してはならぬからせんやうに申聞て呉れと被レ頼、始終叱付置申候。(19)先生方の人々は十分に二才衆にさへ言兼只我身構のみにて僞謀を以て致し居られ候事共にて御座候。乍レ然堀(20)え久々振於二伏見一面會いたし候處、

(19)　薩藩の當路堀其他を指す
(20)　堀次郎（伊地知貞馨）

昔日に變只智術を以仕事いたし居候間、ひごく面責いたし申候。自分の身がをそろしく成ると術を不レ用候ては致方無レ之候間、都て取止め候樣大事に懸候ては、只誠心を以不レ盡候ては決て不レ相成、譬ヘ仕損候ても誠心さへ相立候はゞ感慨して起る人も出來候間、術にては決して不二相濟一尤長州永井雅樂と申ス大奸物と腹を合せ、與(くみ)合(あひ)居候間、ひごく其儀を責メ若、永井と同論いたすにおひては、永井儀は長州の有志共え可レ刺申置候間、同論いたさば、此方におひても汝を亭主振(21)に可レ致、其時は二才衆共其脇え居合候故、右の人々え可レ打とは申候事に御座候。是も今更相考候得ば大邪魔に相成候筈に御座候。永井を打の策は實に手荒ひ樣に御座候得共天下の奸物にて御座候。京師

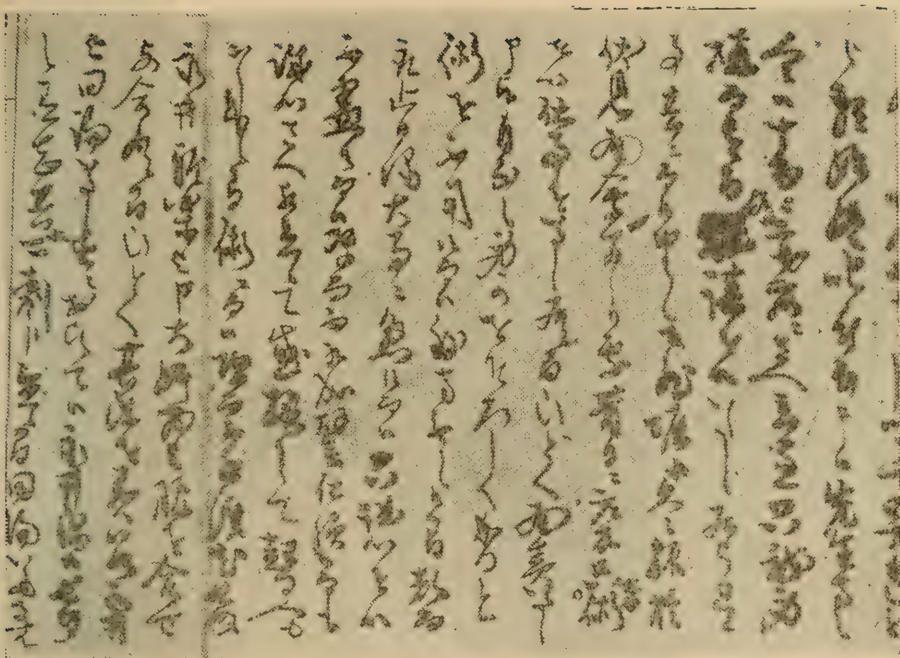
(21) 亭主振は主人公(刺される方の)にするの意



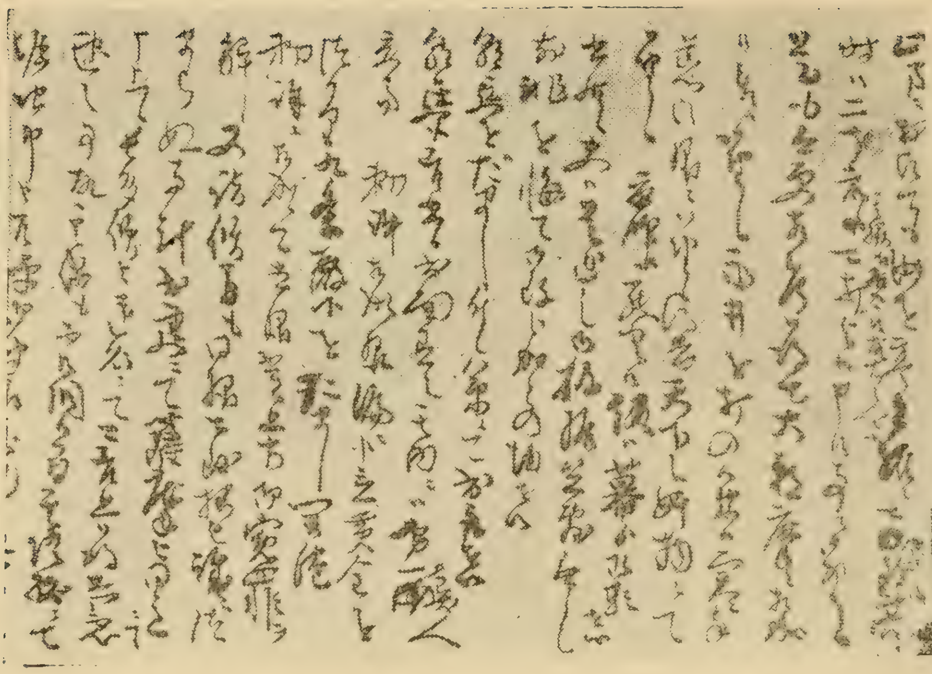
え罷登候譯は、幕より御頼を以出居候。夫は是迄の御扱振宜敷無之、前非を悔て御改被成との趣を以、朝廷をだまし付候策にて書取を以テ

朝廷え差出候書面有之、其内には第一異人交易　勅許相成候樣偏に中立、黃金をつかり(22)、九條殿下をだまし、開港　勅許に相成候は

(22)「ひ」の誤



ず、直樣堂上方御寃罪を解、又諸侯方も同樣可致杯と誠につまらぬ事計、書建にて薩摩と同意にて申上候。長州侯と連名にて可差上候得共、急速の事故、其儀も不相調候間、其證據には堀次郎被召呼御聞取可被下と申上、御聞取相成申候。堂上方有志の御方々御論は正敷、和宮樣御下向に付



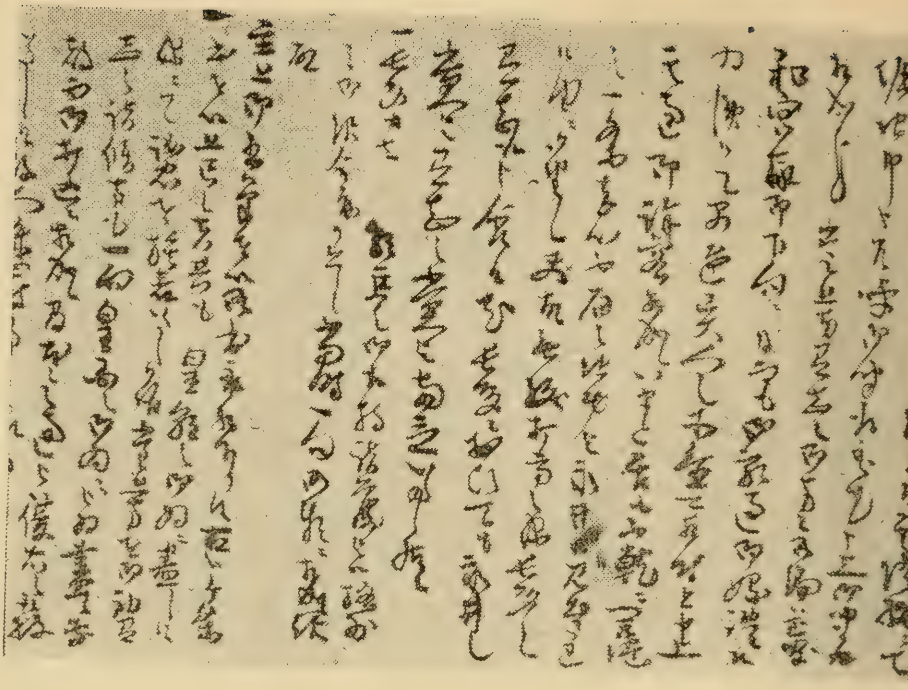
ても御願通御縁談被レ爲レ濟候はゞ、早速異人の所置可二相付一こ申上、其通御許容相成候、いまだ舌も不レ乾に開港の一條甚以不屆の次第こ、永井は見出され候由に御座候。　夫故無レ據打方の儀、長州の有志え申含候。尤長州におひても、永井の黨こ有志の黨こ兩立いたし居候。

一長州えは　朝廷の御取持、諸藩とは格別の御譯合も有レ之、當時一向御頼に相成候譯故、

主上御直筆を以テ御書取相下り候。　右はケ條書を以上記の者共も　皇朝の御爲に盡し候儀にて、誠忠を旌表いたし候樣堂上方を御初、有志の諸侯方も、一向皇國の御爲に被レ爲レ盡候處、都て御打込に相成候間、本々の通被レ復、右の取扱いたし候役人誅罰いたし候樣、又右の

勅令通不レ應候はゞ有志の諸侯を

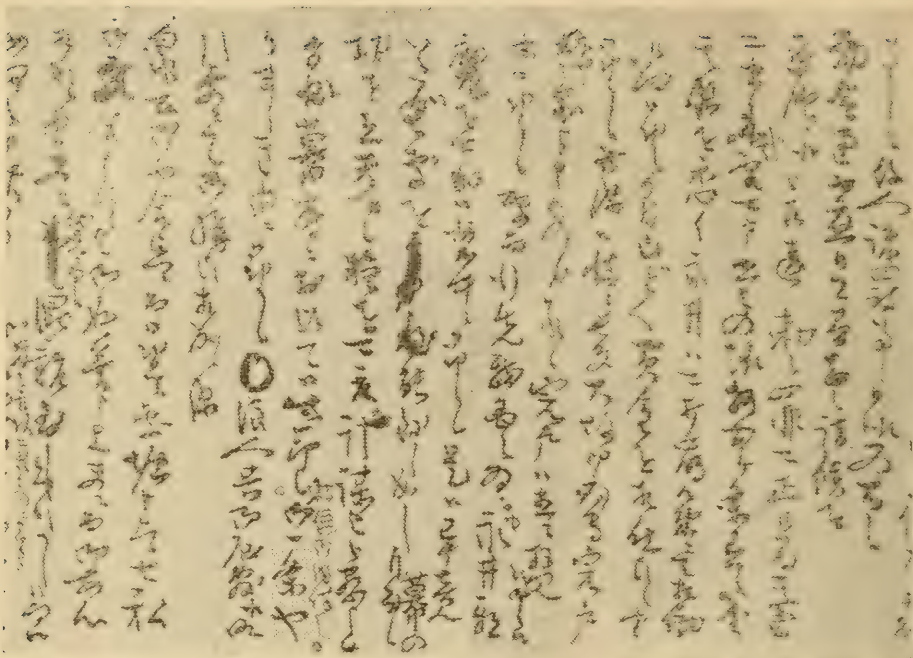
京師え被レ召違　勅の罪可レ正候間、其通可レ出來哉否可レ申出との趣十五ケ條有レ之候由、其儀を悉く永井は可レ打崩レ策にて相働候向御座候間、ひごく黄金を相仕ひ候由御座候。　此儀は慥に長



州大坂御留守居宍戸九郎兵衛と申すものより承候。宍戸は直々拜見いたし候由御座候。　決て行先我國の爲にも、永井邪魔を可レ成は案中に御座候。　是は畢竟幕のいたい處を程能致し成し、自分の功を立、天下の權を可レ取計謀と被レ察申候。　餘程幕府におひては、此節の勅使御同件の御一

條やかましき由に御座候○浪人共御屋敷え御引受にて御構ひ相成候儀、

泉公御不合點にて御座候處、堀申上候は、私御受合申上候と御返答申上、夫にて御安心相成候由、夫に伏見にての混雜到來いたし候ては、如何の申譯いたし候哉、奸人の舌頭可畏ものに御座候。又決て此儀も私え打かぶせ候はんと察申候。私四月十日罷下候樣承知仕、早速船え乘付申候。至極穩蜜に被致、人氣混雜可致とは相考候由、然ながら私を置候ては實にせはらしく故、落し候向と相見得申候。落され候期は、堀は大坂にては宿屋え臥候儀も不出來、若哉被打候はんかと臆心にて、御屋敷內御納戸え潛臥いたし候由、可笑の甚にては有之間敷哉、大



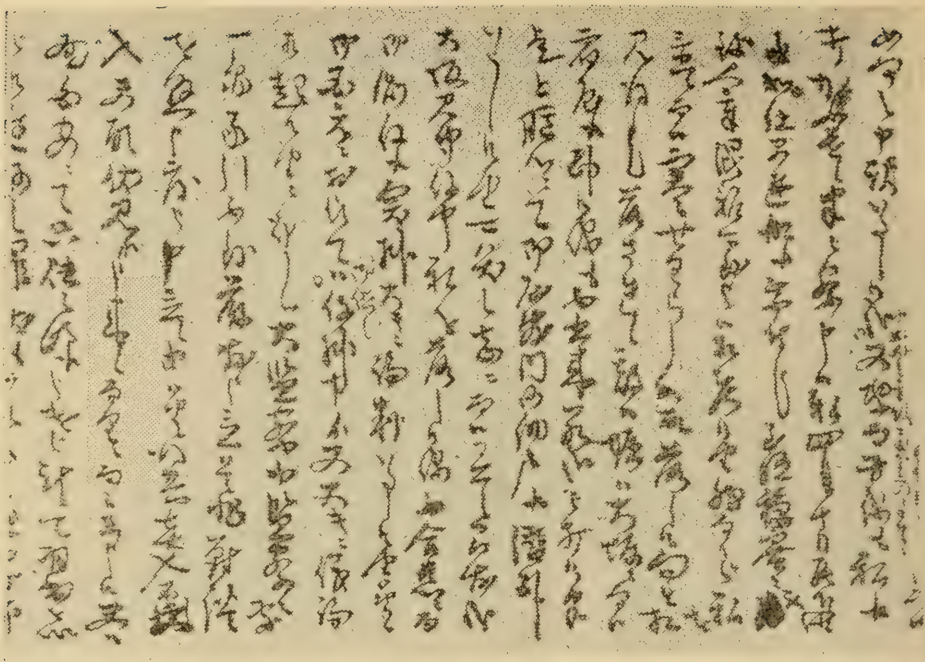
坂見聞役中私を落し候儀、不合點にて御側役え突掛、大きに論判いたし候由御御候。御國元におひては座供の役掛中より又大きに議論相起候由に御座候。大監察小監察の處一圓承引不レ致、嚴敷申立、是非對談を懸申度と申立候由御座候得共喜入(23)不レ受入、大形伏見より申來候なりにて

(23) 喜入攝津久高。當時の首席家老にて久光公上京後は忠義公を補佐して藩政を統べてゐた

參申候。夫は面白きものにて只德之島え被㆑遣と計にて羽書(はがき)を以被㆓相達㆒何の罪狀も不㆓相分㆒候。決て此節は御助米共被㆑下候向には無㆑之、島元におひても相愼候樣、島代官より可㆓申達㆒との趣にて御座候故、假屋本より五里隔候岡前と申所へ潜居仕候。頓と世事を忘却仕候處何の苦も無㆑之、尤御助米不㆑被㆑下儀難㆑有次第に御座候。先ッ右等の形行にて、細大書盡しがたく、又(24)自心申にて能きやうに相見得候間、其處は御推讀可㆑被㆑下候。御存の通暴言を吐候儀は多く有㆑之候。其罪は難㆑逃候間、安然として罷在申候間、御安堵可㆑被㆑下候。

一森山儀、私には眼病相煩ひ、養生方に上陸いたし居候處、及㆓自尽㆒候段承り驚き候次第に御座候。私と村田儀は島方相分候得

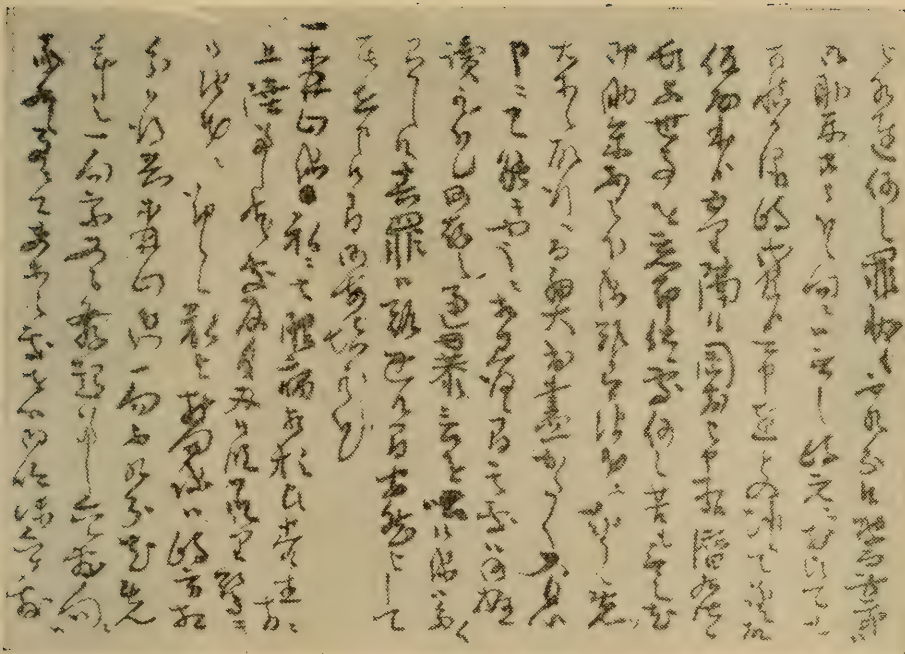
（24）自家辯護で自分のいふことが皆宜しい樣に見えるから其邊は御推讀を乞ふといふのである



共、森山儀一向不ニ相分ニ尤先年の(25)一向宗又々發起いたし六ヶ敷向に承り居候事にて夫等の處を以御吟味六ヶ敷相片付兼候はんか、委敷不ニ相分ニ候。勿論三人共大島へは不ニ差遣ニ樣伏見より申來候由、是は畢竟桂(26)氏え聞かせぬ賦と相見得申候。婦女子の所行と片腹痛く御座候。私儀は愚

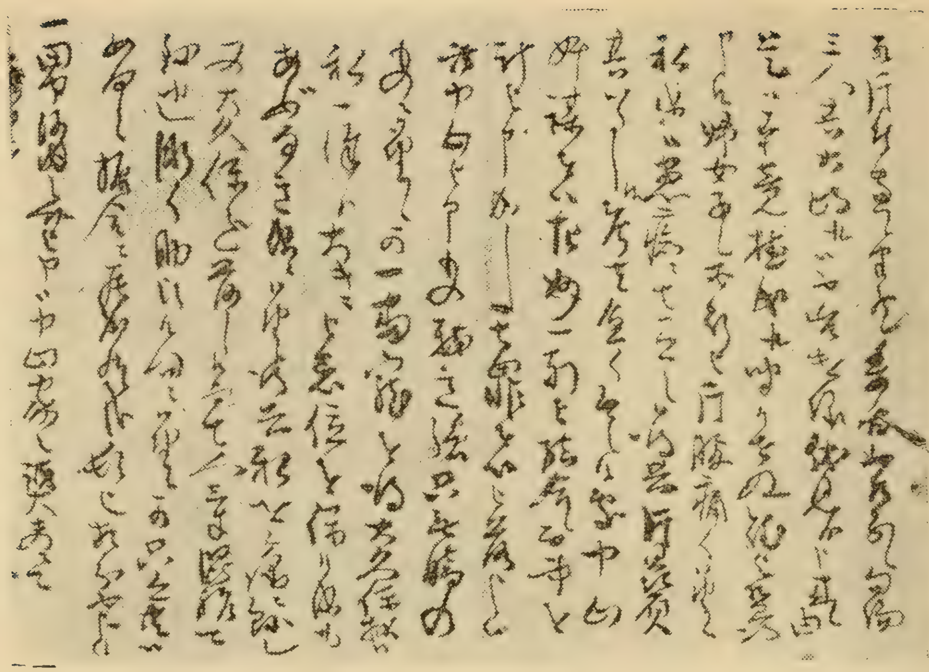
(25)　二三七頁を見よ

(26)　桂氏(久武)は當時大島在番役で大島にゐた隆盛との間柄濃厚なりし故，中山等は隆盛を同じ島におくるを欲せざりしものと見える



痴には有之候得共片贔屓共いたし候考は全く無之候処、中山好謀を以(27)左州一列と結合候て事を計と申成し其罪を以被落申候。此中山と申もの我意強く只無暗のものに御座候が一番寵を得、大久保杯は私一件より大きに被忌、位を保候儀もあぶなき儀に御座候得共、私をケ様に致し

(27) 島津左衛門（既註）



又大久保迄落し候ては、人氣混雑可致迚漸く助ひ(28)候向に御座候が、只今共は如何の振合に罷成候哉、頓と相分不申候。

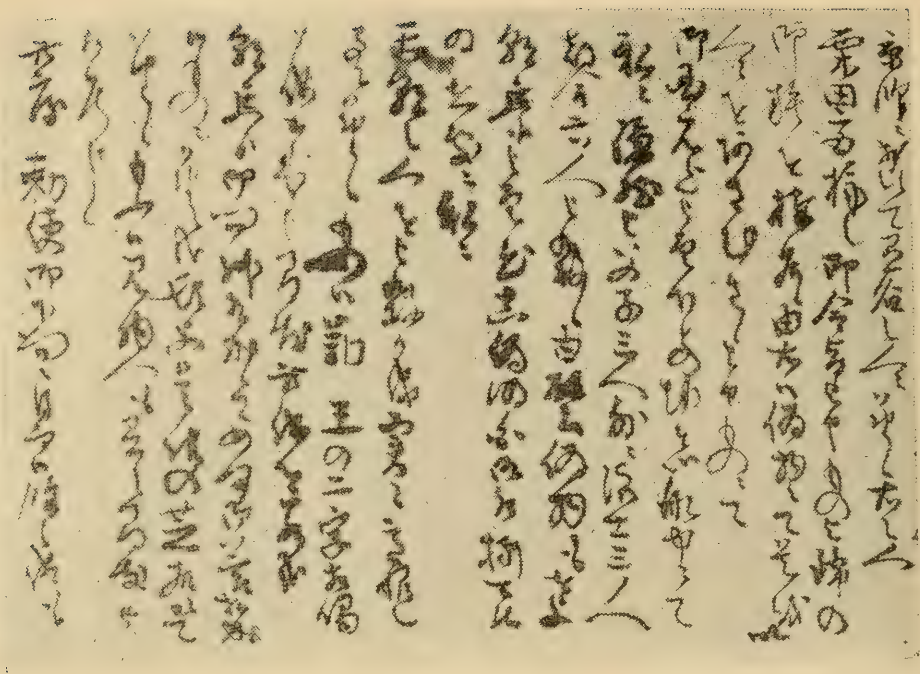
一田中河内介と申すは、中山家の諸大夫にて京師においひて有名の人に御座候。右の人粟田宮様の御令旨と申ものと錦の御旗を捧居候由、右は僞物にて是を

(28)「ひ」は「り」の訛音

以人々をあざむき候と申ものにて
御國元迄被差下との趣を以船中にて私に隱然と(29)父子三人外
に浪士三人都合六人被殺候由、譬僞物にもせよ朝廷え被差出
眞僞明白御取捌き可被爲在處に、私に
天朝の人を被殺候儀、實に意恨の事に御座候。　もふは勤　王
の二字相唱候儀出來申間敷、此儀を若哉
朝廷より御問掛相成候はゞ、　如何御答相成候ものに御座候
哉、頓と是限の芝居にて御座候。　もふは見物人も有之間敷と
相考申候。

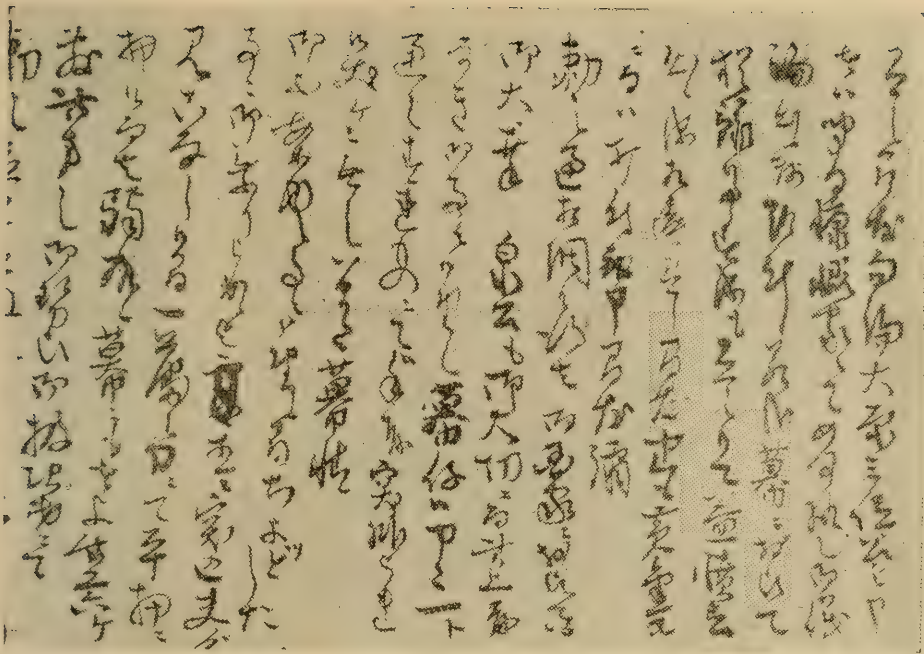
一　此度勅使御下向に付ては、餘の儀にも有之間敷、勿論大原三位
公と申せば聞る慷慨家にて、如何樣の御議論出候も難計、若哉

(29)　父子三人あるとあるは二人の誤なるべし

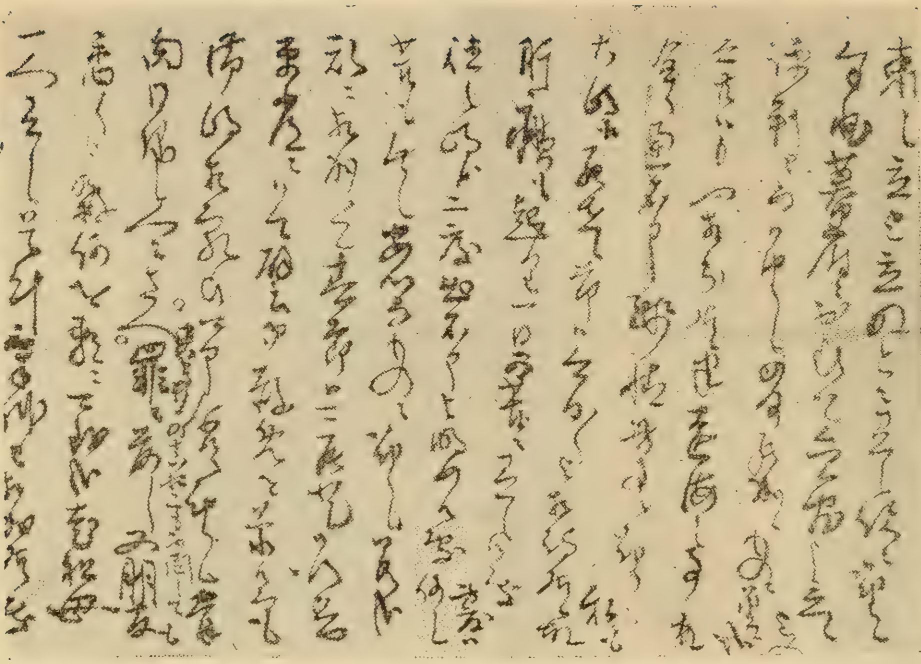


幕において猶豫いたす儀も有ㇾ之候はゞ、益憤言出候儀相違有ㇾ之間敷、迚も黄金共にては打付被ㇾ申間敷、彌勅の通、相調候得ば御國家においても御大幸　泉公(30)も御大功にて、此上もなき御事に御座候。　幕役は中々一ト通のすれものにては手も突掛られ候丈けに無ㇾ之、いまだ幕情

(30)　久光公



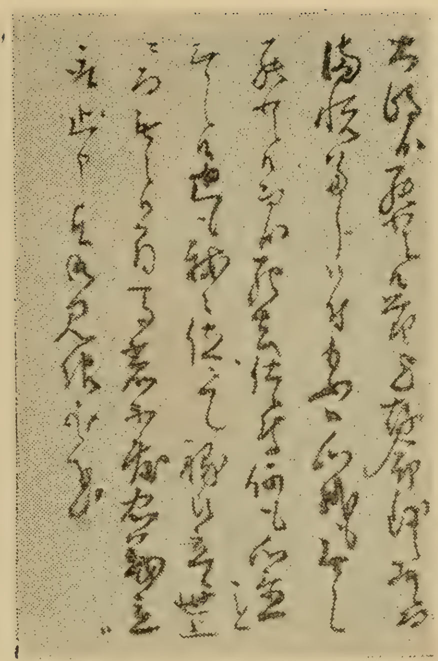
御不案内の事に御座候間ちよっとした事に御乗り被」成候と、直に突込、夫より見こなし候間、一藩の力にて平押に押候ては弱（よわり）居候。幕にもせよ些六ケ敷、此方の御勢ひ御扱次第にて勅の立と立ぬとに有」之譯に御座候。　餘程幕府におひて六ケ敷申立候との評判に御座候。　如何罷成候



ものに御座候哉、今共はもふ相分居候はん、遠海の事故、全く通不ㇾ申殘情此事に御座候。私にも大島え罷在候節は、(31)今日〳〵と相待居候故、肝癪も起り、一日か苦に有ㇾ之候處、此度は德之島より二度出不ㇾ申と明め候處、何の苦も無ㇾ之、安心なものに御座候。若哉亂に相成候はゞ其節は可ㇾ罷登

（31）赦免を待つて居たのである

候得共、平常に候はゞ譬へ御赦免を蒙候ても、滯島相願ひ可ㇾ申含に御座候。骨肉同樣の人々さへ、只事の眞意も不ㇾ問して罪に落し、又朋友も悉く被ㇾ殺、何を賴に可ㇾ致哉。老祖母一人有ㇾ之是計氣掛ゝ相成居候處、大島より罷登候節迄存命致居候て滿悅いたし候付、もふは心掛も無ㇾ之罷登候て



此の場所に宛名及び追て書があつた筈。

より死去仕候付、何も心置こと無之候。迚も我々位にて補ひ立候世上にて無之候間馬鹿等敷忠義立は取止〆申候。御見限可被下候。

(西鄕從德侯爵家所藏)

【補註】此書は署名が大島三右衛門で宛名が木内傳內、それに追て書があり、月日が書いてあつた筈である。然るに今日西鄕從德侯の家に現存してゐる本書は本文の終るところから切取られて、それ等の部分がない。西鄕家の所有となるまでの間に切取られたらしい。なほ、此手紙を本にして宛名をかへた僞書が多く世に存在してゐる。其數は編者が是迄見たものだけでも十通ばかりある。

(18) 二一八頁「私出立云々」出立の前夜左衛門の弟にあたる桂右衛門を訪問したことも旁々大不都合になつて、下之關から歸國させる筈であつたところに、前述の如き次第で俊齋の口上で益々大罪になつたといふのである。

(25) 二三一頁「一向宗云々」薩藩は一向宗を嚴禁してゐたのであるが、往々密かに信仰す

るものがあつて、罪になつたものが多い。さて先年の一向宗又々發起さあるは先年一向宗信者の疑獄があつたが、此節又々起り森山も其嫌疑を受けて其ために處分がきまらぬものかといふのである。一體一向宗を信じたものは町民又は田舍の農家に多かつた。森山の家は、もさ町人から、士に取立られた家であるから、左樣の事もありしならん。

三八　木場傳內への答書

文久二年八月廿日

尙々當島代官三ヶ條の仁政相發し申候。　一ヶ條は大島同樣書役の姦計にて、御注文品宜物は御渡し不足と相唱、當人には不二相渡一自儘に申受候處、其弊を改〆人々注文品の通帳を以御渡の節引合候樣罷成候由、二ヶ條は寒中砂糖煎方頓と取實も無レ之、實に作人共込入候由ニ御座候處、十分熟し候上、春正月にても宜敷候間、作人の心次第、煎方取付候樣との趣に御座候處、一同雀躍いたし候由に御座候。　三ヶ條は當島は大島とは引違正餘計砂糖は過返しと申て、三合代米被レ下候由、然處惣勘定不二相

濟二內は右の過返米不レ被二成下一候處、手短の作人共にて、右の正餘計は羽書を以て取引いたし、惣て一斤も不レ作姦商に謀取られ候處、此度は內斤を以テ正餘計の者えは、速に代米被二成下一全不二作入一者えは不二相渡一、直に自分正餘計の者え配當相成筋に相決し、是以大に勢立候向に御座候。　當島は小島にて、一躰弊も薄く、豪族無レ之、其權全無レ之、申通を以テなし候鹽梅にて、至て仕安由に御座候。　勤方內意に付ても、前以テ進物等いたし候儀は決て無レ之、內願は申出候由に御座候得共、其弊無レ之由に御座候。
○假屋本えは一度も出懸不レ申、度々申來候得共、却て面働くさく掛り合不レ申候。　五里計も相隔居候故、頓と物音も聞え不レ申至ての田舎にて仕合の事に御座候。　大島よりは餘程夷の風

盛に御座候。 此度は遠島人同樣掟抔えも樣付にて罷り居申候。 乍ㇾ然島役迚も大島の樣には無ㇾ之、遠島人と申ても餘り卑劣には取扱不ㇾ申向に御座候。 頓と夷の風は取馴居候故不馴不ㇾ遠、始終始ての振合にいたし居候故、さ(1)せが取りにくり樣子に御座候○當島は米國にて茶少々持參候處惣て米に相成、二石計も相成候付、飯料等は全く差支不ㇾ申乍二殘念一品替等不ㇾ致候ては、此度は出來不ㇾ申候故、俗人と相成、雅風は出來不ㇾ申、御一笑可ㇾ被ㇾ下候。

七月十八日付の貴札、八月十九日相屆御懇札難ㇾ有拜見仕候。 殘暑無二御痛一御勤仕の段大慶奉ㇾ存候。 隨て野生無二異儀一岡前と申ス邊鄙に罷在候間、乍ㇾ憚御降意可ㇾ被ㇾ下候。 陳ば一(2)橋尾(3)の二公御出世

(1) さすが(流石 取りにくい(不思議に思つてゐる)の訛ならんか

(2) 一橋慶喜

(3) 尾州侯德川慶勝但越前侯とあるべきところならん

の段雀踊此事に御座候。　先便長文差上候付相屆候はん。　若哉間違難計當所詰役方より上封いたし貴候間、相違は有之間敷奉存候。　其節申上候一件の趣にては無之哉。　又相變(かはり)(4)登城にても相成御政事向御相談にても御聞被爲成との趣相成候哉、夫迄には至り申間敷、

(5)粟田宮參殿相成候樣罷成候よし、(6)左樣の向には些六ケ敷、當分相國寺の房中廢庵に御住居にて、三度の御食事さへ伏見宮樣より御續にて、御付一人罷在候由、長歎息の至に御座候

○先便長き不綴(ふつり)の夢物語差上候通の時勢に御座候間、來春御着府の上は決して私儀一言も御咄被下間敷、尤平常の譯にて御召返共御座候ても、再上國は仕不申了簡に御座候。　此世の中如何

(4)　久光公の行動を想像していへるなり

(5)　(6)　事實四月[illegible]日に宮の蟄居を解かれたのであるが隆盛は知らずにゐたと見える

様保薬を當候ても內症外邪不レ可レ治の極に至り候間、三五年を不レ出して變亂に入候儀相違無レ之、其內は決して當島を出不レ申考に御座候。　又、當時餘程奇虛の取扱のみ有レ之候間、何れ二度押の御手數も難レ計、其からきこと酒鹽などにて追付丈の事には無レ之候御遙察可レ被レ下候。　中々島元よりは

御府內の事書面共にては察する所合不レ申候。　ケ様の躰に罷成り三十日も我家に不レ在して、又遠島と申は、誠に稀成ものに御座候。　此場に相成、憤激して變死共いたし候ては、殘恨の次第にて決してもふは行迫らず、命を奉じて、死を賜とも如何共從容として畏（かしこき）る考に御座候。　御安心可レ被レ下候。　變事に當り、色々了簡も變るものに御座候。　また命もおしかるかと申人も有レ之筈御座

候得共惜むは何ヶ度でも惜しむ考に御座候。御一笑可レ被レ下候。○膝素立の御扱誠に驚候次第に御座候。夫迄は迚も出來不レ申候儀と相考居候處、案外の譯に御座候。先生故決して冠を振り可レ申と明め居候處實に御蔭を以て、先生も先生になり、後世に殘り可レ申候。此度は昔日に打變り何も聞不レ申、當島の事などは丸で夢にも見不レ申候。乍レ然此度の代官は餘程最初よりかゆき處に手が付模樣にて一同悦び居申候○宮登喜一條色々御世話成し被レ下難レ有御厚禮申上候。女子出生の由、是は考に相違ひ申候。先便には決て男子と推計申上候處、女子の由、何にても乍レ幽囚も祝敷御座候。召使置候女の儀決して渡海不レ致樣、尙又御賴申上候。杜氏滞島中は少しも懸念無レ之候間、安心致し居候樣、御申付

可被下候。尤桂氏若哉上國共相成候はゞ、大島迄は島替被仰付候筋、御周旋相願申候。桂氏大島へ罷在られ候ては六ケ敷由承り申候。是は奇妙の事に御座候。此旨御禮答如此御座候。恐々謹言。

八月二十日認　大島三右衛門

木場傳內樣

【解說】此書は大島に在りし木場傳內より二度目の來書に答へたもので、前の長文のものと同じく德之島より發したものである。大島と德之島とは近い所の樣なれど、風波に妨げられて交通不便、二度目の木場よりの第二回書翰は到着まで一ケ月もかゝつてゐる。尙々書のところに、三ケ條の仁政を列擧してゐる。着眼點がどこまでも爲政者である。そうして常に民害を察してゐる。且つ砂糖買上げ方について細かなところまで注意し

てゐる。持參の茶を米にかへた始末を報じた文辭もおもしろい。此手紙で色々隆盛が當時の心狀が察せられる。第一隆盛は三、五年の間には必ず變亂が生ずる。其際には出かけよう。平時には假令どんなことがあつても島を出ないと決心してゐるとある。最後にある桂氏若や上國共相成候はゞ大島まで島替云々は前書の解說に記載した樣に、桂右衞門は當時薩摩政府の當路者と反目してゐた日置派の重鎭で、隆盛は元來日置派と親しみがあるから、時の藩政府は桂氏の大島に在る間は隆盛を同じ島におかぬといふ方針であつたといふことである。それ故斯樣の事が書いてあるのである。

三九　琉仲爲への答書

文久二年閏八月十一日

度々御懇札辱拜誦いたし、いまだ御全快も無之候由時分柄御愛養可被成候。隨て野生にも無異滯舟にて消光いたし居候間、乍憚御安慮可被下候。陳者子供等歸島に付ては、色々御心配被成下御厚禮申上候。仲祐にも召歸度山々相考候得共、在番より止置候樣承事にて、夫故召置、是迄御心配被成下候御禮儀さへも出來不申位、殘情此事に御座候。いづれ沖永良部島へ罷在候共、御書狀迚も相調申間敷候間、何卒右等の處は御海容可被下候。此度任幸便荒々御厚禮迄如此御座候。以上。

又八月十一日　吉之助

仲為様

追啓態々五郎御遣御厚志の段深く御禮申上候。御令閨様へも宜御鶴聲御願申上候。

【解説】隆盛の徳之島に配流せられし折は、別に罪狀も記せず、徳之島へ差遣はさるとの藩命であつたが、徳之島岡前村に謹愼中文久二年八月二十六日に、更に沖永良部島に遠島の命令書を受取つた。其命令書には、尚又聞召通ぜらるゝ旨があつて、沖永良部島に遠島申付くる、着島の上は入牢晝夜番人兩名付添ふべし、なほ護送の際は必ず入牢たるべしといふ嚴命であつた。是に於て重罪人の取扱になつたわけである。此命令をもたらして來た船から、大島に在りし隆盛の妾は二子を伴ひて徳之島にやつて來た。相見るの喜を陳ぶる間もなく、忽ち又離袂の悲にしづまねばならぬことゝなつたのである。そこで隆

盛は翌日岡前村から井川村に移り、妾と子供とは大島へ歸ることになつた。隆盛は井川村に移り、間もなく船牢に入れられたと見え、此書に無異滯舟とある。此處で風波の都合により、滯在七十八日に及び沖永良部島へ護送せられ、同島伊延港に着いたのが閏八月十四日であつた。

此書は右沖永良部へ護送せられる前三日の日付である。岡前村の間切横目であつた琉仲爲に贈り、妾子歸島につき世話になりし禮と在島中の厚意を謝したのである。仲祐は岡前村から井川村に付添ひ來りしものである。さて吉之助といふ名が書翰に見えたのは此書が初めてある。改名の時は明かでないが、多分沖永良部島遠島の命を受けてからであらう。（八月二十日までは大島三右衛門とあるから）

四〇　桂右衛門への答書

文久三年四月十二日

尊翰先月廿七日木藤(1)氏着島にて、直落手仕難有拜誦仕候。先以御勇健被為御座候段奉恭賀候。隨て私事無異儀消光仕候間乍憚御安慮可被成下候。陳ば德之島より當島え引移候處、直樣牢中に被召入却て身の爲には難有、無餘念一筋に志操を研候事にて、、、を困候は餘程拙策に御座候。益、志は堅固に突立申事にて、御一笑可被成下候。福(2)山高(3)田の兩士、至極の親切にて痛入仕合に御座候。此度代(4)合の川(5)口と申者、早速より懇切の事にて、御存の通木藤は同鄕旁仕合の事御座候付、其處は御安心可被成下

(1) 木藤源左衛門　(2) 福山清藏　(3) 高田平次郎

(4) 代合は代官の誤か　(5) 川口萬次郎

候。此內より餘り殿、、より丁寧に逢候處やぶれ竈人より
は嫉まれ候位、獄人にさへ其樣の譯、、おかしなものに御座候。
此旨御禮答迄如此御座候。恐惶謹言。

四月十二日　　大島吉之助

桂右衛門樣

追啓上豚の兒至極御丁寧被成下候段重疊難有次第奉謝候に
言葉を不知候。

【解說】此書は在大島の桂右衛門(久武)よりの來書に對して、沖永良部島の囚居より答へたのである。牢中に入れられて却て志操堅固に突立て中事にて御一笑下さいとある。追書は大島に在る子供の禮を述べたのである。惜むらくは此書誤寫多く、解しかぬるところ(、、、印)がある。

（備考）隆盛の沖永良部島伊延港に着いたのは文久二年閏八月十四日であつた。同十六日には特に隆盛一人の爲に造つた一棟の牢舍が出來上つて其處に籠居した。南洲翁謫所逸話に「翁の牢獄は漸く二坪餘に過ぎず、且咄嗟の建設なるを以て構造極めて粗にして東西戸なく、南北壁なく繞らすに粗大の格子を以てし、牢内の一半は居所にして、一半は厠圊、僅に板屛風を以て之を覆ふのみ、疾風劇雨防ぐに由なし」と見ゆ。

四一　操坦勁への書

文久三年四月二十九日

四五日は書物讀方御斷申上度御座候間外々へも御通じ被下度御賴申上候。以上。

四月二十九日　吉之助

坦勁様

當用上置

（操坦水氏所藏）

【解說】此書は文久三年四月二十九日操坦勁に與へたものである。當時隆盛は和泊村役場構内の牢舍に籠りながら數名の少年に書物を敎へてゐたのである。

四二　琉仲爲への書

文久三年六月二日

暑氣甚敷御座候得共、彌以御壯健可レ被レ成御勤務珍重奉レ存候。隨て野生にも無異獄中に消光仕申候間乍レ憚御放念可レ被レ下候。然れば其元へ罷在候時分は、御一同樣別て御叮寧被二成下一、別て忝キ次第一筆御禮答可二申上一、山々相考居候得共、御案内の通、外出不二相成一事にて便宜不レ得、空敷罷在候處、此度禎(1)用喜衆より御狀被レ下、幸の事にて是迄の御禮乍二延引一荒々申上候事に御座候。將又大島よりも書狀參候處、豚子抔歸島の節は、御土產等過分被二成下一候由、細々申來、重疊御親切の次第御厚禮申上候。此旨荒々如レ此御座候

(1) 禎用喜は人名，衆は樣の字にあたる敬稱

恐々謹言。

六月二日　大島吉之助

仲爲様

追啓御賢息様へ今度別啓不仕候間、宜敷御鶴聲奉希候。滯島の節は御芳志不淺次第、忘却不仕段宜敷御傳聞可被下候。

【解說】沖永良部島の幽囚中より德之島の琉仲爲に贈つたもので在島中の厚意を謝したのである。

四三　操坦勁への書

文久三年七月五日

今日も御嘉祥奉賀候。然ば古文二册共卒度拜借御願申上候。些見合度儀御座候間此段奉得貴意候。頓首。

七月五日　吉之助

坦勁様

當用向

（操坦水氏所藏）

【解說】文久三年七月五日古文眞寶の借用を依賴したのである。幽囚中讀書の樣を想見すべし。

四四　米良助右衛門への書

文久三年九月廿六日

尚々其元には彌々英人手を付候はんか、御手當向共申來候事か、又は守衛人數被差下譯にても可有御座候哉、自然琉人共は一防戰仕候考は決て有御座間敷、何分貴丈の御戰死可早かと相考申候。

積年不接風眉適昨春大島より罷登候節は、度々御來訪之處、折惡敷御面會不仕殘志此事に御座候。　夫より貴丈には御渡海之處私には大坂之樣出足仕候て、南北相隔候次第に御座候。　其後御音信承知不仕候得共、彌御壯剛之筈珍重奉存候。　隨而小弟には

如何の災難にて御座候哉、不ㇾ圖も譴責に逢、最初德之島に被ㇾ遣 こ
の事にて大坂より船にて山川迄罷越候處、宿許へも不ㇾ罷歸ㇾ候て
直樣船移替、德之島え七月初旬相着候て罷在候處、八月下旬飛舟
來着にて沖の永良部島へ遠島に被ㇾ處、船張(1)にて差越、島着の上圍
入こ申事にて、今に安然こして坐牢に罷在候間、乍ㇾ憚御放慮可ㇾ被ㇾ
下候。扨當七月初、鹿府前之濱において、英船數艘來着いたし、亂
妨有ㇾ之候段粗承候事共に御座候。誠に大變之世上こ相成、始終
歎息の事共に御座候。定て其御元には追々飛船等も往來いたた
し候この風評も有ㇾ之候付、委敷相分候はん、細々御洩說被ㇾ成下ㇾ候
處起て奉ㇾ歎願ㇾ候。獄中に罷在候て不ㇾ入事こ思召も難ㇾ計御座候
得共、御存の通　順聖公御鴻恩奉ㇾ戴居候得ば、　御國家之御災難

(1) 船張は船中の板圍，即ち舶牢の事

只々傍観仕候いはれ無㆑之、憤怒胸を焦し候事に御座候。　彌危急の場合罷成候はゞ如何にもいたし、小宮山の跡を追て赤心を顯し可㆑申と、是のみ相考候事に御座候。　何分にも虛實無㆑構、御聞取丈は詳悉御知らせ可㆑被㆑下候。　御存の通、世上變態にて、大島より登涯には驚居候事にて、西の別府に引籠る考に御座候處、無㆑據出足仕、かくの如き目に逢ひ候得共、却て宜敷、讀書一篇にて餘念無㆓御座㆒安氣の事に御座候間、夫丈けは御安意可㆑被㆑下候。　責に逢へば逢ふ程益志は堅固に罷成申候。　小人の拙策と一笑仕居申候。　當島詰役中よりは至極丁寧の譯にて、仕合の事に御座候。　勿論御返事被㆓成下㆒候付ては、與論島には始終便宜有通しの由承候付川口萬次郎殿在番にて被㆑參候間、委敷相願置申候間、與論島の方

へ被レ相屆候得ば直樣相屆候事に御座候間左樣御取計被レ下度御願申上候。左候て御嫌疑の廉々可レ有二御座一候、其上間違も無レ之候間當島付役木藤源左衞門宛にて御遣可レ被レ下候。源左衞門には舊同鄕にて、其譯相通置候間、左樣御納心可レ被レ下候。尤川口氏は來三月迄は、與論詰にて御座候故、何卒近便より御返事被二成下一度御願申上候。心事態と申殘候。恐々謹言。

九月廿六日

沖永良部島より

大島　吉之助

米良助右衞門様

追啓上、相成儀に御座候はゞ、唐紙少々唐筆二三本御惠投被二成下一度奉レ願候。只讀書と手習の外餘事無二御座一候。當分は詩作

共打立、隨分獄中にても、樂も出來候ものに御座候

【解説】文久三年九月隆盛孤島幽囚中に、此夏英艦鹿兒島へ來襲の噂をきゝて憂情禁する能はず、場合によりては小宮山大膳が武田勝頼に於ける故事にならひ、國難に赴かんと思ひ、先づその情報の細を得んと欲して大島在役の米良助右衛門に依頼したのである。米良は日置派中錚々の聞えありし有數の人物なりしと云ふ。此書によれば隆盛文久二年鹿兒島に歸りし際は鹿兒島に居り、それより大島へ下りしとみゆ。蓋、木場傳內に代り、見聞役として下島したのであらう。

書中順聖公鴻恩云々、夢寐にも齊彬公の知遇を忘れなかつた樣が見える。「御存之通世上變態」以下は隆盛の境遇を報じたるもの、「貴にあへば逢ふ程志は益堅固に云々」隆盛の詩に「幾經辛酸志始堅」とあるは即ち此境涯より得來れるものである。

末尾の唐紙、唐筆を請ひ詩作を始めたことを報じてをる。隆盛の詩中世に傳はるものは沖永良部幽囚以後のものである。讀書、習字、詩作を慰として牢居の苦を忘れしものゝやうである。

四五 土持政照の名を以て德之島與人役に贈れる書

文久三年

いまだ寛々(ゆるゆる)不レ得二鳳眉一候得共、彌以て御揃御勤務の筈珍重奉レ存候。然れば御城下前の濱に於て英夷亂妨の樣子爲レ有哉の風聞有レ之畢(1)何某急速御下島の處より右等の說相發候との事にて、表通御問越相成候譯に(2)御座候、自然巨細虛實分明御返事可レ被レ爲レ在候には御座候得共、其間には表通は御嫌疑の廉も難レ計推考致候間、私共よりも內輪を以て別段及二御賴談一候譯に御座候。 其處厚く御汲取被レ下候て、餘計の儀と思召の事迄も無二御腹藏一御洩說被二成下一

(1) 「竟」の字脫か

(2) 「無」の字脫か

候處、起て御賴申上候儀に御座候。　輕き者共の申事にて、虛實不㆓相分㆒候得共、痛心の餘り及㆓御尋問㆒候始末に御座候。　就ては其御許より御米御積登可㆓相成㆒哉抔とも申事に御座候。　實事に候へば、大和船積入方として早々罷下候御振合に御座候哉、又は島次を以て御仕登可㆓相成㆒か、右樣の手數相成候ては一同の御難儀と奉㆑存候。　右は如何の策を以て御補ひ被㆑成候向に御座候哉。　若當冬下船も相成向共成立候はゞ、砂糖御仕登の處も不㆑被㆑爲㆓出來㆒筈と奉㆑存候。　如何御運相付候哉、御懷合の處、詳委爲㆓御知㆒被㆑下度御賴申上候。　尤も當所にて、粗風聞仕候形行は、箇條を以て虛實無㆑構、一々左條の通御尋申上越候間、委敷御返事被㆓成下㆒度、御願申上候。

一山川口にては防戰如何の間にて御座候哉、火急の事にて、牟ぐ仕應せざるものに候哉。

一英艦何十艘乘込候哉、何月何日の戰にて候哉。

一御臺場諸所破損の向に申來候間、何方何ヶ所及破損候哉。

一英艦櫻島の御臺場より一艘は御打留め相成たることの向に御座候。　何艘御打留相成候哉。

一英艦速に引取候哉、又は江戶表杯え乘廻候か、本國の方へ引拂候哉。

一上下町は御燒拂に相成、其餘煙御城迄相及候との趣申觸れ候。　實事に御座候哉。

一琉球船二艘、大和船四五艘相損候向に御座候。　何方へ繫居

候て及破損候哉。　且、小船は數十艘破損との向に御座候。
波止場內へ有之候船にて御座候哉。

一上下町人何方へ相遯候哉、又は武家の童女方如何の御處置相成候哉。

一戰死の御方々大人數被爲燒死候御樣子に御座候。　幾人許に御座候哉。

一近國並長崎御奉行抔、早々御援兵として被差出候向に御座候哉

一當島への御用封も有之、右は當所より飛船にて被差渡候者え御渡相成居との事に御座候。　又上國與人眞粹憲等の書狀、都て同樣の由承り居候。　彌其通の事に御座候はゞ都て

御取揚被成下候て、此度差遣候飛船へ御渡被下度御手都合被成下度、分けて御願申上候。

右は忌諱に觸れ候言も可有御座候得共、御存の通端島の事にて詳に相分り候譯無之、勿論非常の世態に御座候へば、御互に形勢相知候處、急務の事に御座候へば、承候儀も悉御尋越申上候に付何卒細大爲御知下(3)候樣分て御願申上候。自然箇條に洩れ候處多分の事に可有御座候間、無殘處爲御知被下度、態と飛船を以て御尋越申上候。

(3) 被の字脱か

【解說】此書は英艦鹿兒島來襲に關する風說並に同事件に付德之島より米を登せる等の風評あり、隆盛其詳細を知らんと欲して、沖永良部島土持政照の名義を借りて、德之島の與人役に問合せたものが即ちこれである。なほ同じころ、前記米良宛の書を大島に送つたものである。その焦心苦慮、千思萬想の狀、紙上に溢るゝを見よ。

四六　謫居中土持政照に代りて船材の拂下を願ふ書

文久三年

乍恐手控書を以て奉内訴候。

私事不容易一島の頭役をも被仰付大に面目を施し罷在候上、家内も難有扶助仕居候仕合に御座候。就ては當時倩熟考仕申候處、不穩の形勢と被相伺全體狡猾の異人共に御座候へば、如何樣の憂到來可致も難計、若哉島抔へも亂暴の振舞候ては、殘念千萬の到り、莫大の御鴻恩忘却の姿に罷成候次第、日夜苦心百計手段を盡し居候ても、此島人を以て、十分に防禦の策有御座間敷、いづ

れなり機に應じ奉レ願候て、御手元の御援衛奉レ仰候外、無二他事一且御城下抔へ異變の事共到來仕候ても、我々式如何程志は有レ之候とも御用に相立候儀も無二覺束一去迚唯々默止居候筋も無二御座一譯にて萬慮仕候處、當島へ變事有レ之候か、又近き島地へ同樣の向も御座候はゞ、何分早く飛船を以て事の急を御府內へ爲レ奉レ告候儀も可レ有二御座一かと奉レ存候。　夫のみならず、山川邊へ砲發の機會も御座候て、自然飛船等の御手數にも可レ被レ爲レ及哉と奉二思察一候に付、何卒纔なりとも微力を盡し度、山々相考申候處、急速飛船等の御仕出罷成候はゞ、全く右等の御用に相立候舟迚は、差當相備不レ申候に付、是なりとも御事闕き不二相成一樣相備置度、痛患の餘り、存當り候に付、島中へ雜費相掛候ては勞シ二百姓共ヲ一乍レ纔も難澁仕候事に御

座候間、何卒御免被二仰付一度奉二念願一候儀に御座候。 然候へば出來の上、自分稼等の運搬決して不レ仕、伊延港へ圍ひ置、非常の御備に相備置申度含罷在候間、左樣思召被レ下度奉レ願候。 右造方に付ては、材木無き場所故、互の賣買迚も無二御座一次第にて、必死と込入候仕合に御座候間、至極恐入候へども、御建山の內より相當の代米を以て申受被二仰付一被レ下候へば、早速造方取掛可レ申、若哉御用事とも相成候はゞ微志の素願も相遂げ難レ有儀と奉レ存候。 左樣御座候て不レ被レ爲二召遣一儀に罷成候はゞ、無二此上一御大幸の譯に御座候間、其節は自分利得共相計候所存にては毛頭無二御座一候間、望の者へ沽却仕申度御座候付、是又被二聞召一被レ下度奉レ存候。 此等の趣き奉レ願候間、御內意を以成合候樣被二仰上一可レ被レ下儀奉レ願候。 以上。

【解説】此書は沖永良部島間切横目土持政照より藩有の材木拂下げを在番所へ出願したもので、隆盛の起草に係るものである。表面の理由は本文に見える通り大體「此度異國船襲來に付、もしや當島又は近き島々にやつて來たなら、せめては急を本藩に告げたいものである。それにはかねて早船の用意が必要であるから、相應の船を新造いたしたいが、元來材木に乏しい島故、藩の造林中より材木を拂下げさせていたゞきたい。」といふにあるが、內實は若鹿兒島が危急に迫つたら、それこそ非常の場合であるから、隆盛も牢を脱して內地に渡り、畢生の策略をめぐらしたいといふ考であつたから、其爲に造船の必要を感じて、政照等の義氣を鼓舞した結果、事此に及んだものらしい。隆盛が政照に代りて漢文で作つた造船の記がある。それによると政照は造船の費用が足らず、下婢を賣つて之を辨じたとある。又政照が死を決して君國の難に赴かんとするについて老母を案じてゐたが、母氏、狀を案し、政照を激勵して造船を急がしたといふことも見えてゐる。蓋、政照をはじめ、島の有志輩、隆盛より忠孝の大義をきかされて、僅かな人數ながら隆盛を奉じて主將とし、國難に赴かんと決心し、造船の企をしたものであらう。

本文出願の月日は、大抵文久三年の八、九月頃と思はれる。なほ、此事について隆盛の詩がある。

精神不滅昔人情　專顧君恩壯氣橫　開眼營船眞意顯
揮涙斷僕俗緣輕　北堂貞訓能應奉　先祖忠勤當力行
畢生勉乎酬國事　無私純志擬群英

四七　村田新八への書

文久三年十一月二十日

尙々、島方氣候不順の事に御座候間、御保養專要と奉存候。何も日暮無之候て詩作に打立、是共樂にいたし候事に御座候。愚詩入御覽申候間、御一笑可被下候。

御書翰辱拜誦仕候。彌以御安康の由、雀躍此事に御座候。爾來御疎情の至、眞平御海恕可被成下候。隨て小弟無異儀獄中に消光仕候間、乍憚御案慮可被下候。陳ば貴兄如何の御所置相成候哉、案勞仕居候處、先づ輕目の御扱にて至野生御悅申上候。何は扱置於前之濱(1)炮戰の噂承り、髮冠を突候仕合に御座候。此已來

(1) 鹿兒島の海岸，城下の住民が海岸をさして「前の濱」と呼びしまでの事にて地名では無い

如何の時態に相成候哉、一戰迄の說のみにて、頓と不相分案勞此事に御座候。天下の所論如何に成行候か、一度戰聲響候て、決(2)て內亂相始候はん。割據の姿に可相成は案中の事と相考居申候。幕威日々相衰候模樣と被伺申候間、決(2)て覇業を起す邪心の諸候も出來候はんか。いづれ夷人え相結强國は彼を以內を痛め、鋒を挫候て衰を待候はゞ、事を被計候て、如何計の國衰にも可及事に御座候はん。可畏世上に相成申候。○京師の模樣も紛々の樣子と被伺、慨歎此事に御座候。御互に折角正氣を養ひ可申時節に御座候。乍末筆美墨御惠投被成下候て難有御厚禮申上候。此旨御禮答迄、荒々如此御座候。恐々謹言。

十一月二十日

大島吉之助

(2)「さだめて」といふ意に用ひてある

村田新八様

【解說】此書は文久三年十一月二十日、村田新八よりの來書に答へたものである。當時村田は鬼界島に、隆盛は沖永良部島に謫居中で、隨分距離もある通信の便も惡い。山川で別れてから一年餘にして村田のたよりに接したものとみえる。此書面には種々耳を傾くべき文字が多い。先づ鹿兒島に於ける英艦との砲戰よりして、天下の形勢を想像して、(一)內亂勃發强藩割據とならん。(二)幕威日に衰ふる有樣故德川に代つて覇業をたてんとする邪心の諸侯もあらん。(三)左樣の諸侯にありては定めて外國と結びて內敵を挫く策に出でよう。然る時は遂に外人に計られて國衰にも及ぶべしとある。右第三の外國關係については、隆盛に此考があつたので、此後慶應より戊辰の戰爭にかけて、幕府と對抗したあの混雜の中にも、常に外交に注意して、對外處置を誤らなかつた。彼は政略上藩英の親交を謀つたが、內政干涉の端を開くやうなまづいことは決してしでかさなかつた。末段に「御互に折角正氣を養ひ申すべき時節に御座候」とある。身幽囚の中にありて他日の雄飛を約す。南洲の面目紙上に躍如たりといふべきか。尙々書に「何も日暮(ひぐらし)これなく詩作をはじめた」とある。若、圍に禁錮せられずば大島に在りし時と同じく、大部

分獵を以て日を送りしならんも、此度の禁錮は隆盛をして、讀書、習字、詩作を專にせしめた。其人の心掛如何によりては何が幸になるかわからぬ。

かの名高い、

朝蒙ニ恩遇一夕焚坑　人世浮沈似ニ晦明一　縦不レ回レ光葵向レ日

若無レ開レ運意推レ誠　洛陽知己皆爲レ鬼　南嶼俘囚獨竊レ生

一死何疑天付與　願留ニ魂魄一護ニ皇城一

といふ詩の如きも、此頃の作であり、又此境に遭つてはじめて斯る語句が生れたのである。

四八　操坦裁への書（鐵砲下附願の草案）

文久三年十一月廿八日

私事此節飛船上宰領として罷登候て、御當地外夷御嚴備の御次第親敷拜聞仕候處、島許よりの存志尙又振起り、殊に於島元は大砲打役小頭をも被仰付置候に付、私丈の御奉公精々相勤申度奉念願居事に御座候。若哉夷變到來の節は十分の防禦不相叶迚も、一島の汚名不相掛處存詰、罷在候儀に御座候。就ては御軍備最中の折柄、島方までも御手被爲屆候譯も有御座間敷候得共、全躰島人の儀は兼て帶刀不仕候故、右等の場合、差はまり薄き譯も御座候て、苦心仕居候間、何卒此處拾匁筒拾丁

位も被差渡候て、防禦の嚴令屹度被仰渡被下候はゞ一同の人氣競立候儀此機會と奉存候付、誠奉恐入候得共右等の御手數被成下候處奉歎願候。　若又拾丁の内なり共(1)イ此涯御都合不被爲調儀に御座候はゞ、素より手短の者(2)にて、只今相對を以て買入の手段相調不申候付ロ壹丁丈けは此涯申受被仰付被下候はゞ、來春砂糖を以て難有上納可仕候間、何卒御免被仰付被下樣奉願候。

右の通先刻の御咄綴立候。　大躰に御座候間若其都合相成候はゞ御取直し被下度、個樣の願文は第一受取人の腹中に相叶ふ樣に書立候方濟み易きものゝ由承居候。　當時事を執行候人々些强く申立候方御口に合候はんかと愚考致居申候。　いづれ御當

(1) 此文（イ）（ロ）の間を來春砂糖を以て代償するといふ後の文句の註と見「拾丁の内なり共」より直ちに「壹丁丈は云々」につゞけて見る方分りやすし　(2) 資力乏しき者といふ意

地の形勢次第、御賢慮御尤奉存候。以上。

十一月二十八日　（操坦水氏所藏）

【解說】英艦の來寇した文久三年の冬、沖永良部島の役人操坦栽（ミサヲタンサイ）が島人より選ばれて、藩廳へ慰問することになつた。出發に際し隆盛を訪ひて、種々意見をきゝ、島へ備付の鐵砲の拂下を出願するにつき、その文案を依賴したと見える。坦栽歸宅の後隆盛は此書を贈つたのである。なほ坦栽出發につき隆盛送別の歌がある。

大人のおもきおほやけ事のつかひに選まれて船出し侍るを送とて

君がためふかき海原ゆく船を
あらくなふきそしなとへの神

諸人の誠のつもる船なれば
ゆくもかへるも神やまもらん

ひとや麿(3)

とある。（この歌は坦栽の孫にて現に九州大學助教授操坦道氏の許に秘藏されて居る。なほ坦家へ傳はりし隆盛の書翰は坦勁の男にて現時岐阜縣立病院小兒科部長たる操坦水氏より精寫して材料を寄贈せられたのである。）

(3) 此雅名幽囚中なればなり

四九　操坦勁への書

元治元年正月十五日

卒度御尋申上候。文(一)選の內九成醴泉銘と申可ㇾ有ㇾ之候はんか。御見合被ㇾ下度、若相見候はゞ其部一册御借し被ㇾ下度御願申上候。以上。

正月十五日　　吉之助

坦勁樣
當用

(操坦水氏所藏)

【解說】是は隆盛の幽囚中に於ける讀書の狀を想見せしむる。(坦勁の事既註)

(1) 文選は支那の周秦以來梁に至るまでの詩文章を類聚したもので六十卷ある。編者は梁の武帝の太子蕭統(昭明と諡す)といふ人

五〇　椎原家兩叔父への書

元治元年正月二十日

尚々御煙草御惠投被成下難有御厚禮申候。

改年の御吉慶御超歳被遊御座恐悦の御儀奉存候。隨て私事無異議獄中に銷光仕申候間乍恐御安慮可被成下度奉合掌候。陳ば去年七月炮戰の騷動御座候由扨て〳〵大騷ぎの事に御座候はん、想像仕に尙餘有る事に御座候。

御祖母様如何計の御驚かと是のみ案勞仕候儀に御座候。京師邊にも一揆相起候由、いづれ天下の大亂近きに候はん、可恐世上罷成候事に御座候。當島におひても、若哉異國船共參申候はゞ、

(1)　可の字，贅

(2)　大和に於ける天忠組但馬に於ける澤定嘉等の擧兵を指す

君臣の節不相失處迄は相盡賦にて、政照抔至極の決心にて、外兩人義民相募、二人は必至に罷成居申候間、是等の事ども樂みにて相暮し居候事に御座候。　書物讀の弟子二十人計に相成、至極の繁榮にて鳥なき里の蝙蝠と申義にて、朝から晝迄素讀、夜は講釋共仕候て、學者の鹽梅にて獨笑しく御座候。　乍然學問は獄中の御蔭にて上り申候。　御笑可被成下候。　手拭年頭の祝儀に、段々貰申候間、

御祖母樣へ進上仕候間、御笑納可被成下候。　此旨荒々御祝儀迄如此御座候。　恐惶謹言。

正月廿日

大島吉之助

椎原與三次様
椎原權兵衛様

【解説】椎原與三次、同權兵衛は何れも隆盛の母の弟である。此書翰は元治元年正月隆盛沖良部島謫居中年賀をかねて自己の近況を報じたもので、英艦來襲に付土持故照等奮起の狀況、隆盛獄中の讀書及び子弟に書を授けてゐた有様がありありと見える。祖母思ひの隆盛は、此等の事を以て、祖母を慰めんとしたのみならず、末段にある通り書物讀の弟子共より年頭の祝儀として貰つたからといつて、手拭を態々南海の端島から城下に送り、祖母に進上してゐる。

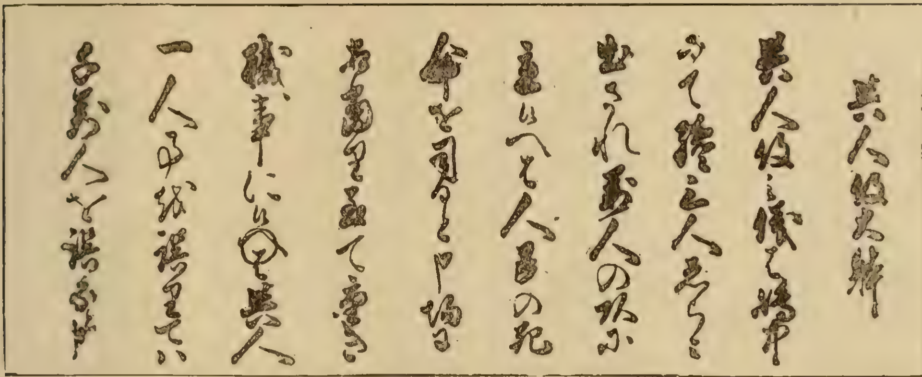
五一 與人間切横目大躰

【解說】 隆盛沖永良部島間切横目役土持政照のために島吏の心得となるべき「與人役大體」及び「間切横目役大體」二書を作つて之を授けた。是れ實に南洲自身の筆に成れる遺訓にして、義理透徹、文章暢達、まことに得易からざる文字である。案ずるに與人役は村長にあたり、横目役は警察官に相當す。

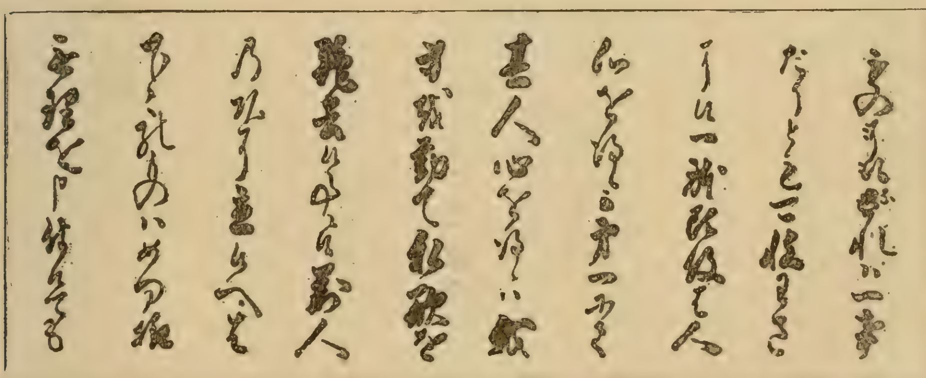
若よくその精神を味はひ、之を時代に適應するに於ては往時南海の孤島に於ける島吏の心得たりしに止まらず、永久に行政官の箴規とするに足る。特に民衆に直面して之を指導すべき地位にある者の座右の銘として遵奉して然るべきものである。其文即ち次の如し。

與人役大躰

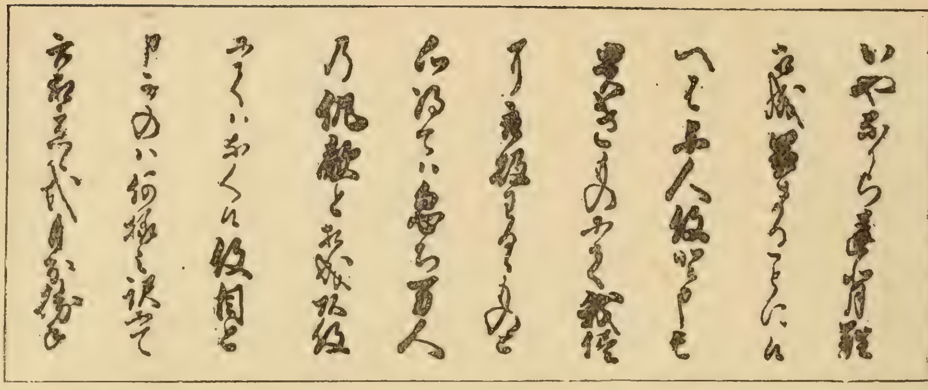
一與人役の儀は、島中にて纔三人ゑらみ出され、萬人の頭に立候へば、人



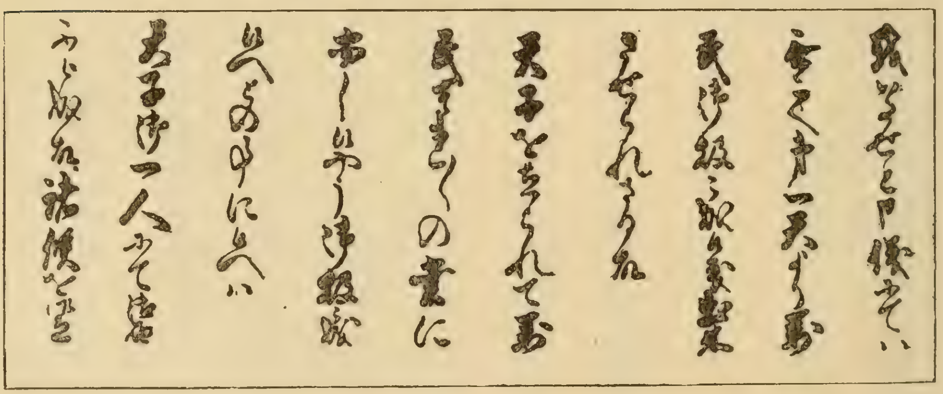
民の死命を司ると申す場に相當り、至て重き職事に候。與人一人事を誤りては、千萬人を誤ると申すものなれば、一事たりとも可愼わざに候。一躰頭役は人



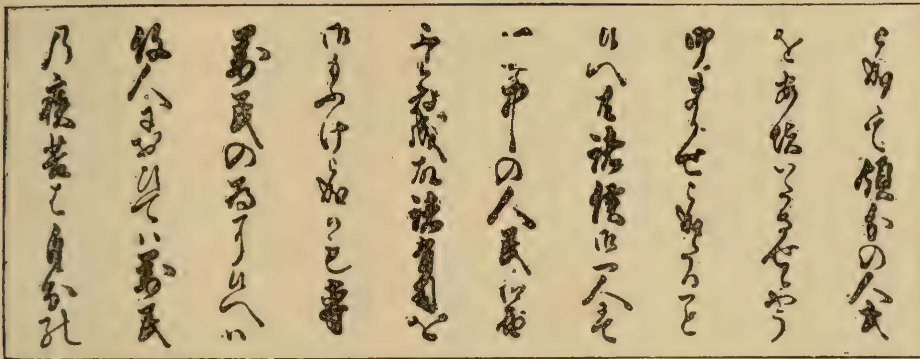
心を得候が第一にて、其人心を得候は、我身を勤て私慾を絶去候事に候。萬人の頭に立候へば、下々のものは如何樣無理を申付候ても、いやながら違背難相成



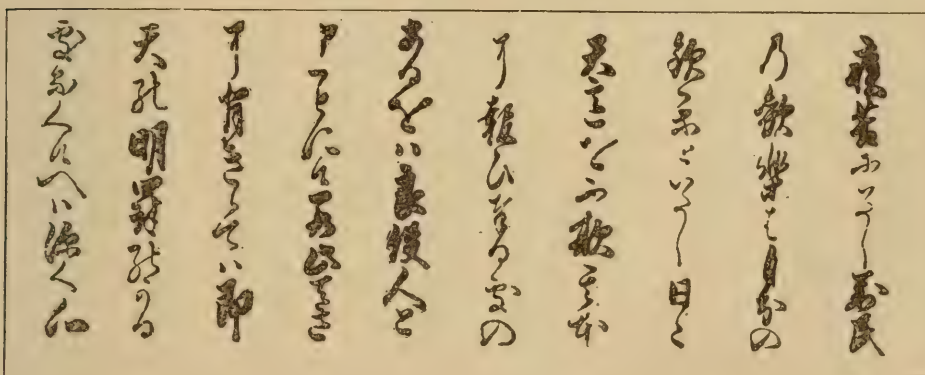
畏まることに候へば、與人役と申は貴きものにて、我儘に取扱はるゝものと心得ては、忽ち萬人の仇敵と相成、頭役にてはなく候。役目と申ものは、何樣の譯に



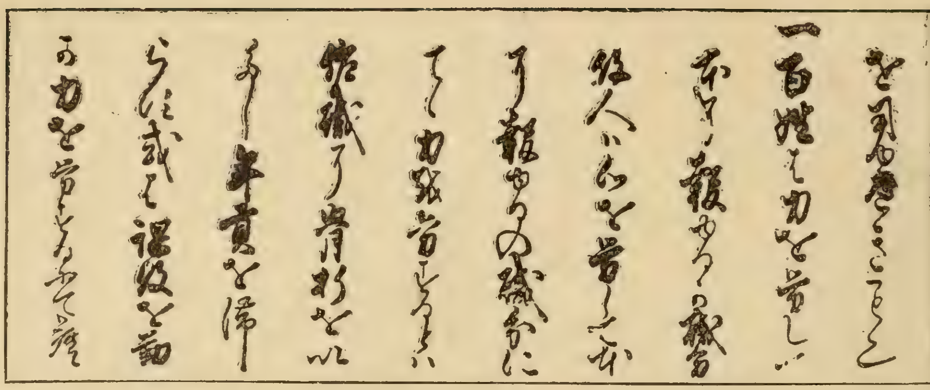
て被二相立一候哉、自分勝手を致せと申す儀には無レ之、第一天より萬民御扱被レ成候儀出來させられざる故天子を立られて萬民それぞれの業に安ん



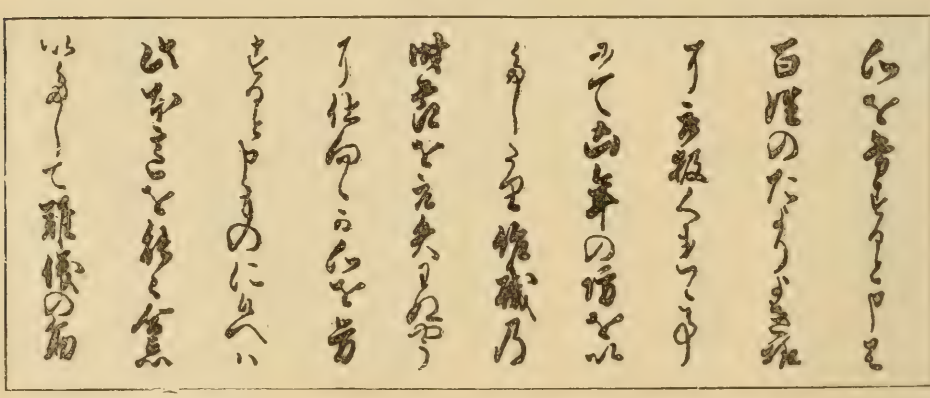
じ候やう御扱被成候へこの事に候へば天子御一人にて御屆き不被成故諸侯を御立被成候て領分の人民を安堵致させ候やう御まかせ被成たること候



へ共、諸侯御一人にて國中の人民御屆不被爲成故、諸有司を御もふけ被成候も、專、萬民の爲に候へば、役人におひては萬民の疾苦は自分の疾苦にいたし、萬民

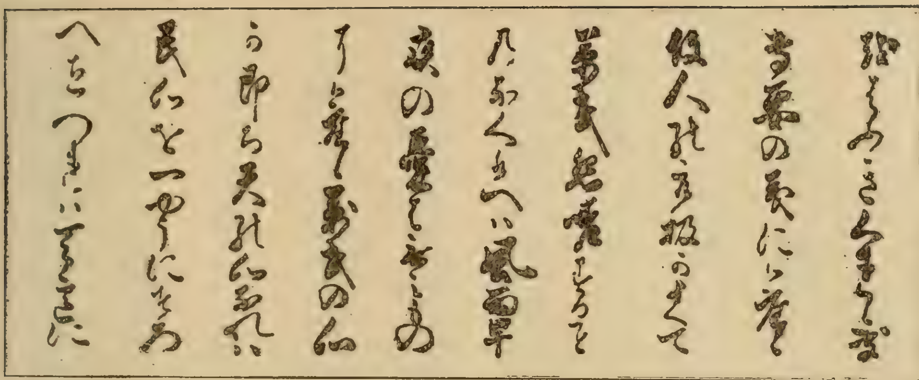


の歡樂は自分の歡樂といたし、日々天意を不欺、其本に報ひ奉る處のあるをば良役人と申すことに候。若此天意に背き候ては即天の明罰のがるゝ處なく

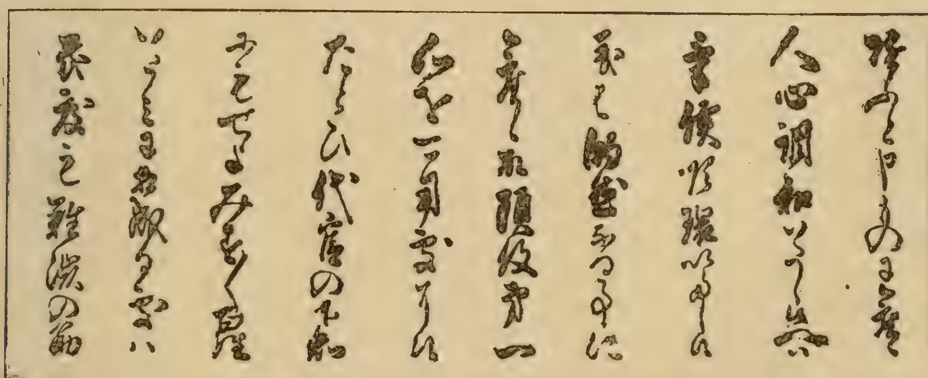


候へば、深く心を用ゆべきこと也。

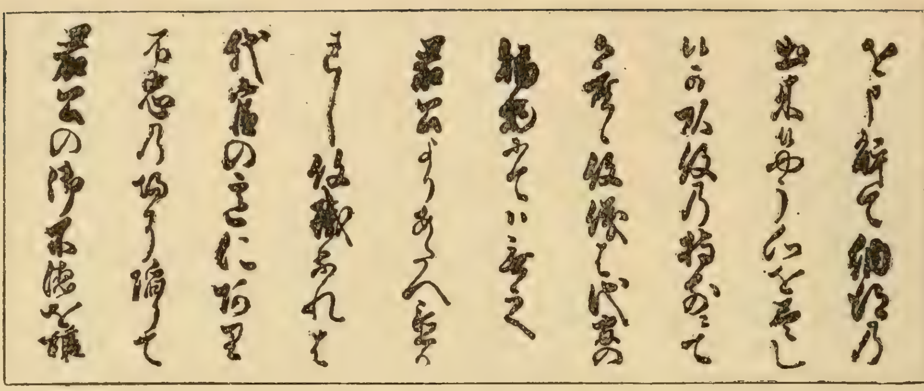
一百姓は力を勞して本に報ゆるが職分、役人は心を勞して本に報ゆるの職分にて候。力を勞するこは作職に骨折



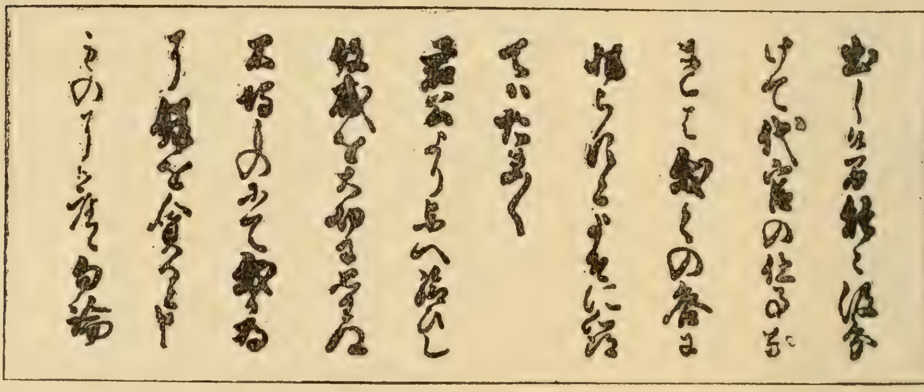
をいたし、年貢を滞らず、或は課役を勤（つとむる）か、力を勞するにて御座候。心を勞すること申は百姓のたよりよき樣に取扱ひくれ候事にて、凶年の防をいたしたり、作



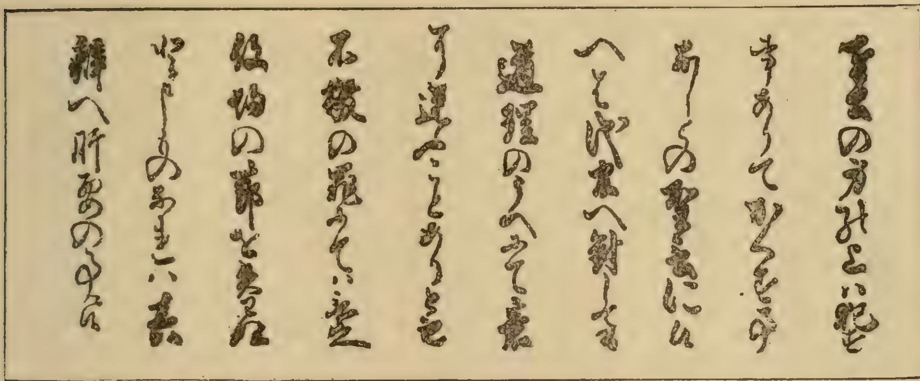
職の時節を取失はぬやうに仕向け候が心を勞すること申ものに候へば此本意を能々合點いたして難儀の筋をはぶきくれ候處専要の儀に御座候。役人の



取扱ひがよくて、萬民怨嗟する事のなく候へば、風雨旱疾の憂は無レ之ものに御座候。萬民の心が即ち天の心なれば、民心を一やうにそろへ立つれば天意に

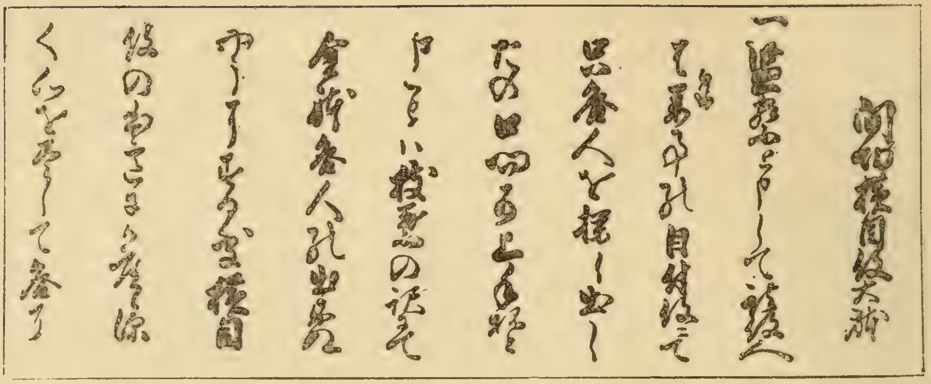


隨ふと申すものに御座候。人心調和いたし候へば氣候循環いたし候儀は的然なる事に御座候故頭役第一心を可レ用所に候。たとひ代官の下知にもせよ



見す〳〵百姓いたみに相成る處は、幾度も難澁の筋を申解て、納得の出來候やう心を盡し候が頭役の持前にて御座候。　役儀は代官の賜物にては無之、君公よりあたへ置かれし役職なれば、代官の意に阿り、不忠の場に陷りて、君公の御不德を釀出し候間、能々汲分けて、代官の仕事なれば我々の咎にあらずとよそに心得ては、たま〳〵

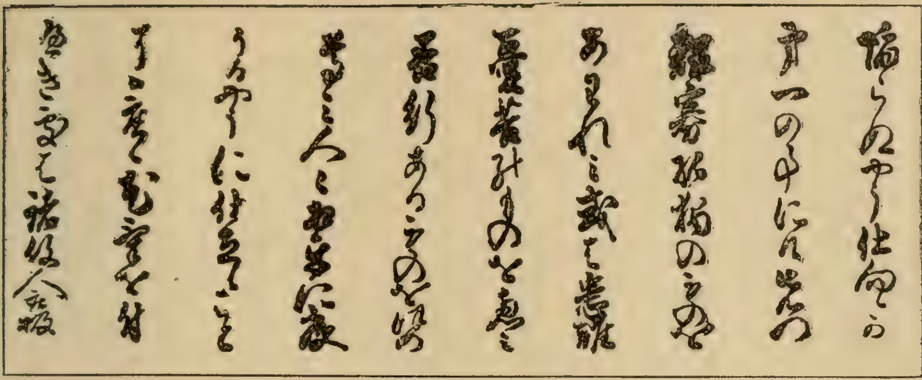
君公より與へ給ひし役職を大切に思はぬ不埒ものにて、我爲に祿を貪ること申すものに御座候。勿論奉公の身の上は、犯す事ありて、かくす事な



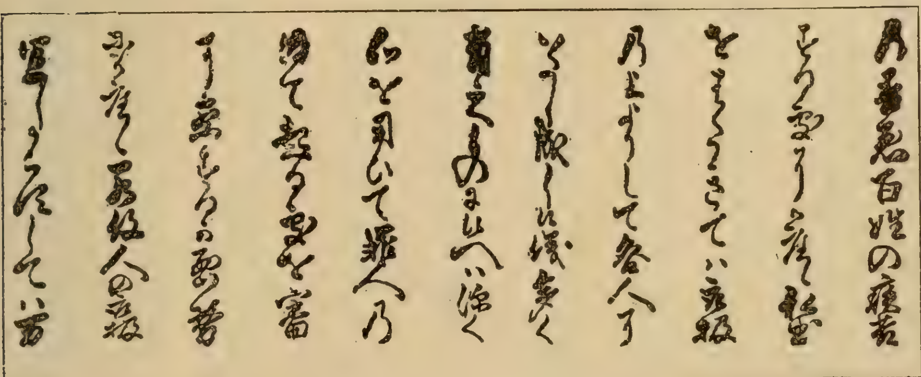
しとの聖言に候へば、代官へ對しても道理の上にて、意に逆ふ事ありとも、不敬の罪にては無之、役場の節を失はぬと申ものなれば、其辯へ肝要の事に候。

間切横目役大躰

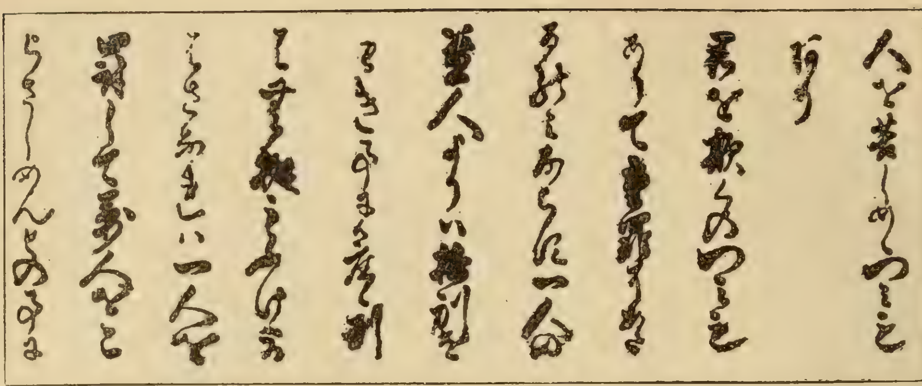
一監察と申して、諸役人は勿論、萬事の目付役にて唯咎人を探し出したの、口問が上手抔と申ことは、枝葉の譯にて、全躰咎人の出來ぬやうにする處、横目役の本意に御座候。　深く心を盡して咎に陥らぬやう仕向け候が第一の事に候。　先



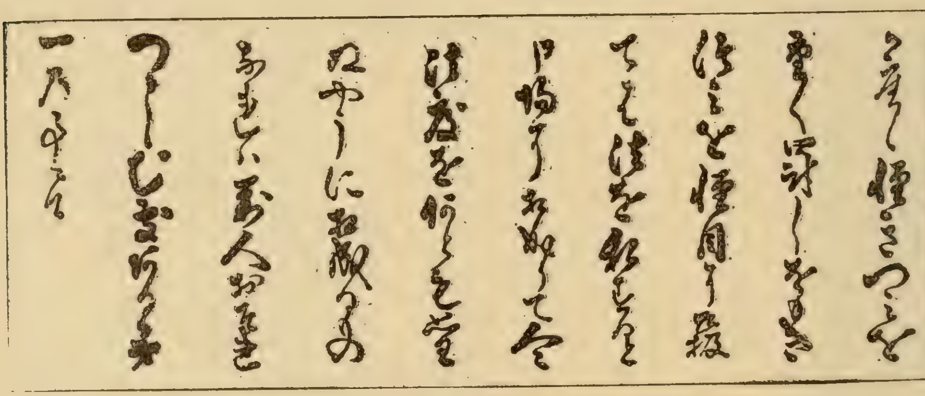
づ鰥寡孤獨のものをあはれみ、或は患難憂苦のものを惠み、善行ある者をほめ尊み、人々相互に不便がるやうに仕立候事に御座候。尤氣を付べき處は、御役人



取扱の善惡、百姓の疾苦する所に御座候。私曲をはたらきては、取扱の上よりして咎人にいたし成し候儀多く有之ものに候へば、深く心を用ひて、罪人の因

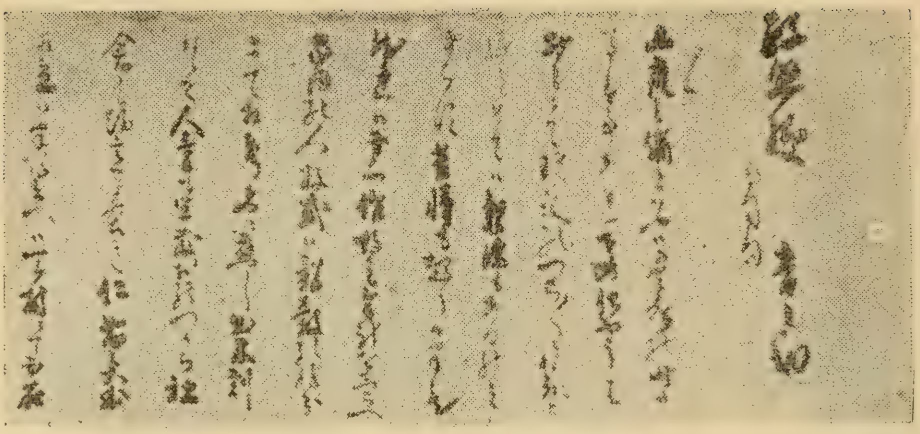


つて起る所を審に察するが要務に御座候。若役人の取扱宜しからずしては、萬人を苦しめ候つみもあり、君を欺くのつみもありて、重罪にあたるの



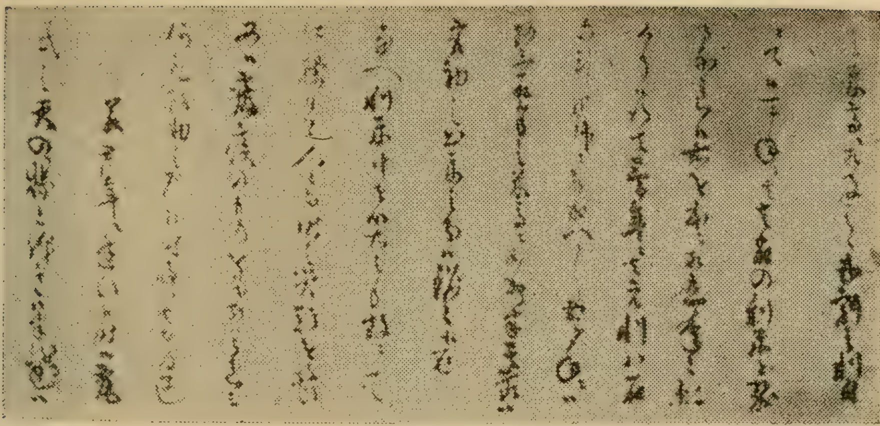
みならず、一人の盗人よりは格別をもき事に御座候。刑は無據もふけたるわざなれば、一人を罰して萬人をこらさしめんこの事に御座候。輕きつみを重

く罰し、をもきつみを輕目に取扱ては法を私すると申場に相成りて、人々法度を何とも思はぬやうに相成るものなれば、萬人おそれつゝしむ處あるが第一の事に候。

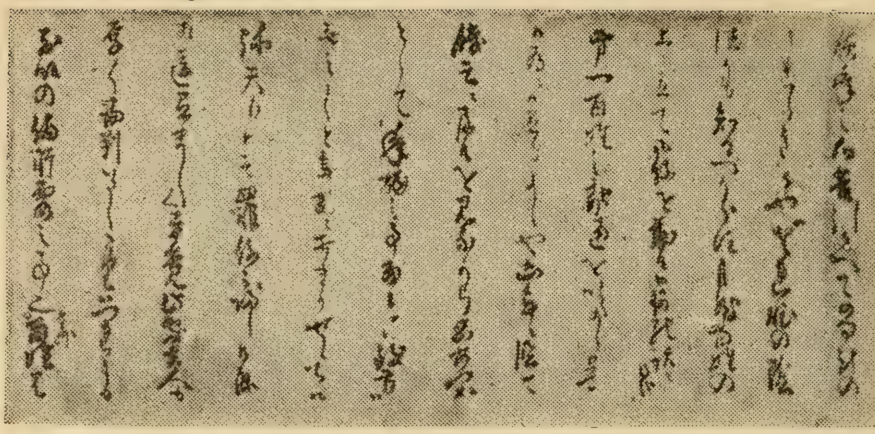


五二　社倉趣旨書

凶荒に備ふると云ふは、豊年の時に致す事あり、其仕様は村々にて現夫のつら〳〵に賦りつけては親疎もあるのみならず苦情も起り候はんか。然れば第一作得の餘計を調べ、家内の人數或は雜穀の餘分まで相考へ、夫に應じて出米割附け候はゞ人氣も宜敷、自ら社倉の趣旨に基き、仁恕の大本相

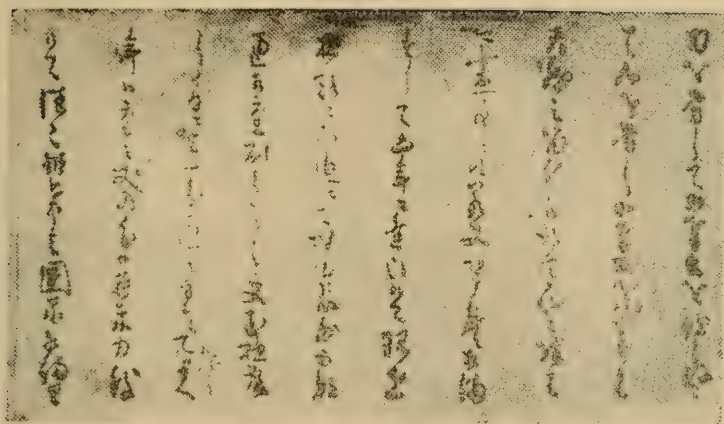


立候はん。譬へば一箇村にて五石の米高に相及はゞ、二割の利付にては一箇年には一石の利米と相成るなれば、右を本に相立て年々仕繰候へば、三箇年には元利八石六斗四升に相成るべし。五箇年には十三石餘の米高に相成候はん。其節は最初出米の分は銘々へ返し與へ、利米斗(ばかり)を以て右の手數にて仕繰候はゞ、人々不時の災難を救ひ、又は廢疾の者をもあ



はれみ、何か救助の道相就く事にはあるまじきか。若し荒年に逢ひ候時は、窮民は天の賜物と仰ぎ候はん。然る時は積年の辛苦に引かへて、如何計り嬉しきぞや。どれ程の陰徳かも知るべからず。自然百姓の上に立ち、御役を勤め候は何の譯に候哉、第一百姓の融通をいたし呉れ候爲めには(1)間敷哉、凶年に臨て饑亡に及び候を「乍」見、唯あんかんとして年柄の事な

(1)「有之」の二字脱か



れば致方は無レ之〳〵ゝ年柄に打まかせ候ては、彌天より其罪役々に歸し候儀相違あるまじく、畢竟此處古人も厚く論判いたしたり。いづれにも前以ての備へ肝要の事也。 其外百姓は力を勞して御奉公を致し、役々は心を勞して御奉公致すは、天然の賦付に候へば、心の限りは可レ盡事に候。 若し又五箇年に相滿たずして、凶年に逢ひ候はゞ現在極難に不レ迫には、頭

出米外五部通り相重み分配致し、又至極窮したるには、一部通相重候て相渡し、翌年は重み丈の分は返米致候はゞ、往々は非常の囘米相備はり、（以下腐蝕）

【解説】島津齊彬公嘗て常平法を施行し、自ら筆を執つて、其制法の大意及び取扱の法を諭示されたことがある。隆盛其趣旨にもとづき、更に自己の意見を加へて、沖永良部島に社倉の法をはじめ、永久に島民の困苦を救はんと欲し、此趣旨書を作り、土持政照に與へた。右の書即ち是である。勿論隆盛は囚人で之を實行せしむべき權力は有してゐなかつた。先づ其趣旨を十分に説き聞かせた上更に此文を草して彼等に勸告したものであらう。惜しいことには後段腐蝕して、今其全豹を見ることが出來ない。

右、社倉は、今日では個人有に歸してはゐるが、數年前までは、創設の主旨に基づき、共有の形で續いてをり、この積立金の如きも數万圓の多きに上つてゐたといふ。

禁門事變前後

禁門事變前後

小引

薩藩が藩を擧げて王事に盡瘁したのは、文久二年三月、島津久光上京以來の事である。隆盛はその爲に一旦南島から召還されたのであつたが、久光の怒に觸れて、再び南島の俘囚となつたのである。其後國事愈多端、天下の風雲漸く急にして、薩藩士中、偉人隆盛を想ふもの漸く多く、死を決してその召還を久光公に歎願する者あるに至り、遂に元治元年正月隆盛召還の命が下り、吉井幸輔を召還使として態々南島に派遣せられた。幸輔は隆盛の弟西鄉信吾(從道)と福山淸藏(健偉)とを從へ、藩の汽船胡蝶丸で迎に行き、沖永良部島から隆盛を連れ出して、鹿兒島に着いたのが、元治元年二月二十八日であつた。それから直ぐに上京を命ぜられ、三月十四日京都に着き、同十八日薩藩軍賦役といふ重職を授けられ、爾來一藩を指導して王事に勤勞するに至つた。されば薩藩の勤王は文久二年の春に初まつてゐるが、隆盛がその指導者となつて天下に重きを爲すに至つたのは、それから二年後の此時を以て初めとするのである。薩藩の對

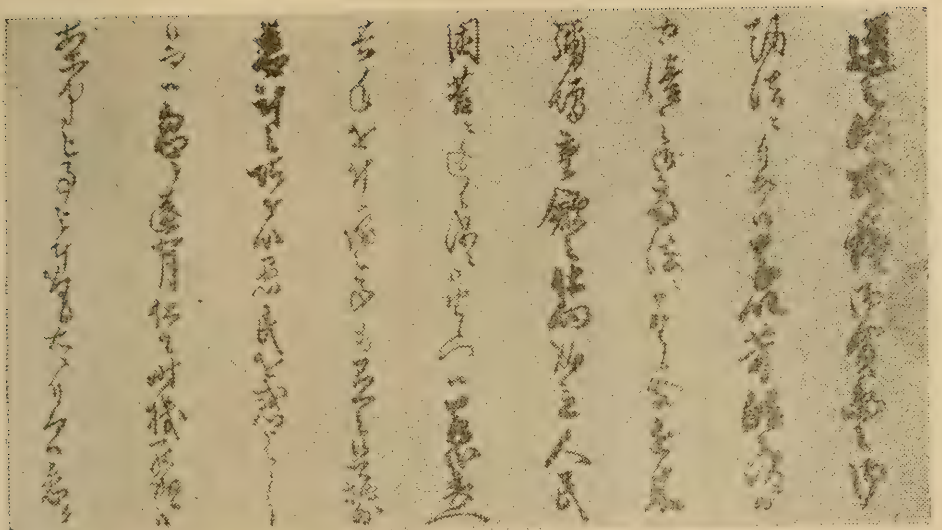
幕府、對諸藩の態度が此に至つて一變する。後未だ幾くもなくして長州兵の上京となり、禁門の變となり、長州敗兵の追討となつた。隆盛此間に處し、薩藩をして徒に幕府の走狗たらしめず、徹頭徹尾禁闕奉護といふ名目の下に行動し、幕府も朝臣であり、薩藩も朝臣であると云ふ態度で幕府を殆ど友藩扱にしてゐる。それらの經緯は、段々、下に揭ぐる隆盛自らの書翰が無窮に之を語るであらう。今こゝに元治元年三月から同年八月八日までの隆盛の遺文二十七篇を「禁門事變前後」といふ表題の下に揭載することにした。姓名は此期間を通じて大島吉之助であつた。

五三　大島外二島砂糖買上方につき藩廳への上申書

元治元年三月初

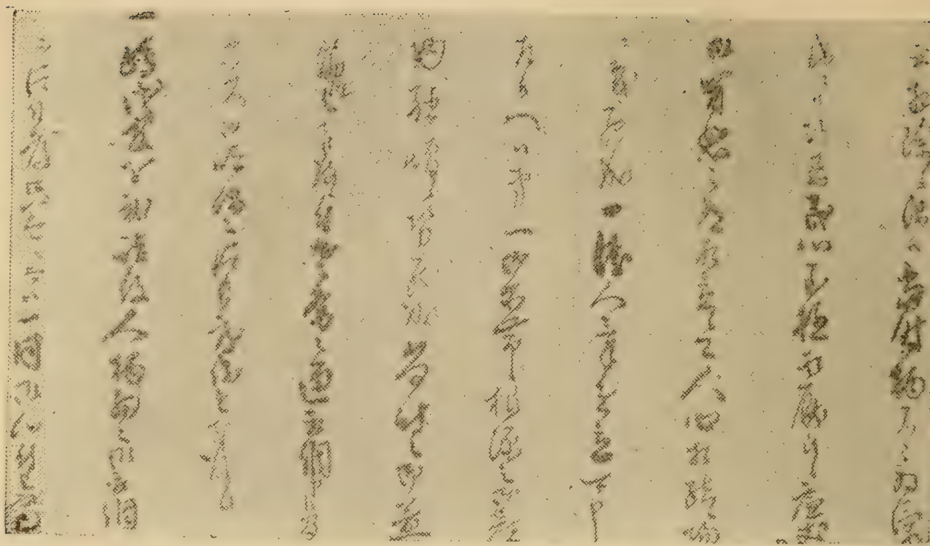
【解說】此書は隆盛が南島謫居中に見聞した藩の砂糖買上方の惡弊を列擧し、その改良策を藩廳に建言したもので、國を思ひ民を愛する至誠があらはれて居る。隆盛が二度目の遠島より召還されて鹿兒島に着いたのは元治元年の二月二十八日で、それから上京の途に就いたのが三月四日であるから歸ると早々之を認めて、四日出立前に差出したものと見える。此書を讀む前に承知しておかねばならぬことは、薩藩では古くから大島、德之島、沖永良部島以上三島に砂糖專賣法を敷き、三島方といふ一局を設けて、其事を管掌せしめてあつたことである。それから、藩で砂糖を買上げる方法は、金で買取るのではなく、島民必須の物品と交換したのである。尤も物品の定價は豫め島民に布告してあつた。又、所要の物品と數量は大約前以て書上げさせてあつたのである。道之島といふのは右に擧げた三島の總稱で道之島といふ島があるのでは無い。道之島の語原につきては、琉球

へ通ずる途中の島といふ意であるといふ說も聞いたが、編者の考へでは三島の訓讀ミツノシマに誰かゞ道之島(ミチノシマ)の三字をあてたのが、原になつたのではあるまいかとおもふ。



道之島砂糖御買圓(おかひまるめ)の御趣法に付ては甚以苛酷の譯にて、五倍の御商法に御座候處、近來彌增重歛の仕向成立、人民困苦に迫候儀に御座候へば、若哉(1)異人共手を付候樣の事も有之候はゞ、格別慈計の巧を以愚民を惑はし候ては、忽ち違背仕候時機罷成

(1) 萬一外人が島に手をつけて，詐謀を以て仁慈を施し愚民をなづけたら忽ち御國に背く樣な時が來ることは明であるといふ意

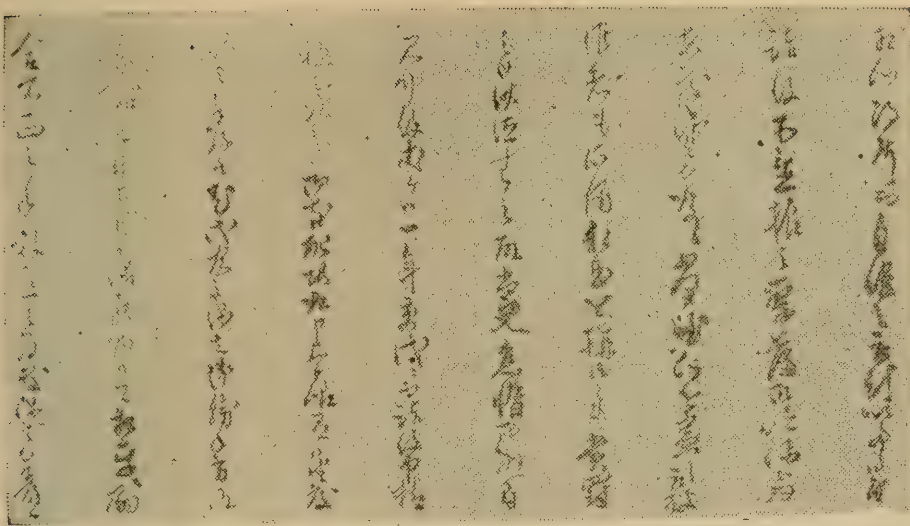


候は案中の事と奉レ存候。　右に付ては悉く被二相除一候儀は當時柄不レ被レ爲濟儀に候得共、民心至極相厭ひ候廉丈は御宥恕の道相立候はゞ、人心相結候場にも罷成、一涯人氣進立可レ申、左候へば第一御(2)所帶根源の御産物殖增候勢に罷成如何計の御益筋かと奉レ存候付、左條の通取調申候間尙又御吟味被二仰付一度儀と奉レ存候。

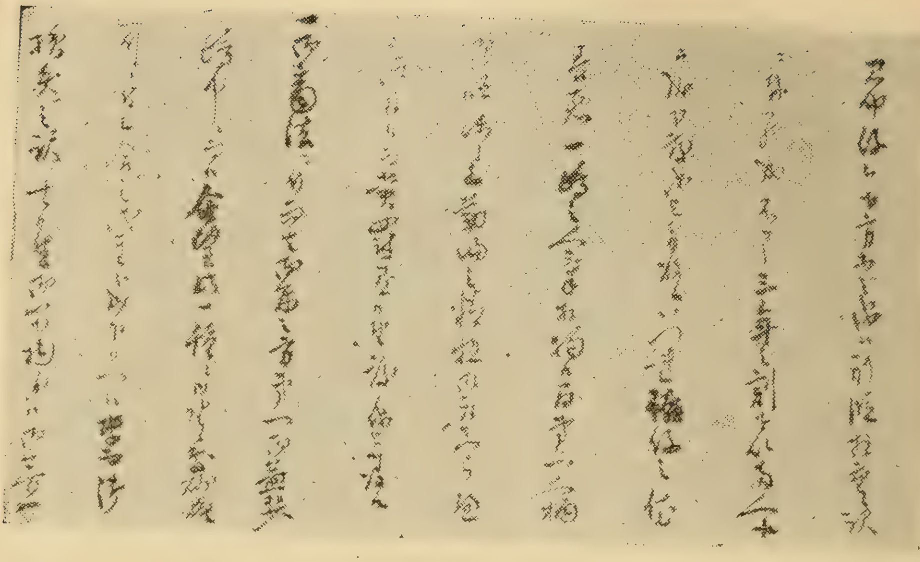
一島代官を初、詰役人柄細々御取調被二仰付一度、只今にては一同(3)御心付

(2)　薩藩財政の根本たる產物

(3)　島々の勤務は內地の役目に比し特別の收入があつたから鄕士救助のため往々，上の御心付で任命されるものと心得て居た

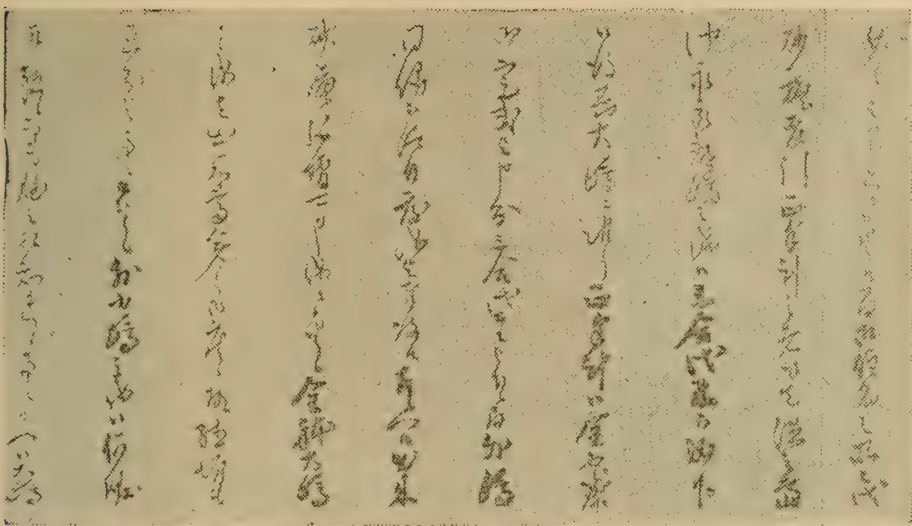


このみ相心得居候て、自儘の取計いたし候付、詰役所置振の厚薄御吟味被レ爲レ在度儀と奉レ存候。　如何程心を盡し取扱候者も、何樣私曲を搆候とも、賞罰の御沙汰無レ之故尙更怠惰罷成候間、見聞役丈は一年交代にて詰役中精粗の次第御支配頭取申上候樣有二御座一度儀と奉レ存候。　尤代官の儀は御勝手方御用人へ相付申出候樣罷成候はゞ、相互に勵合、不正の手數有レ之間



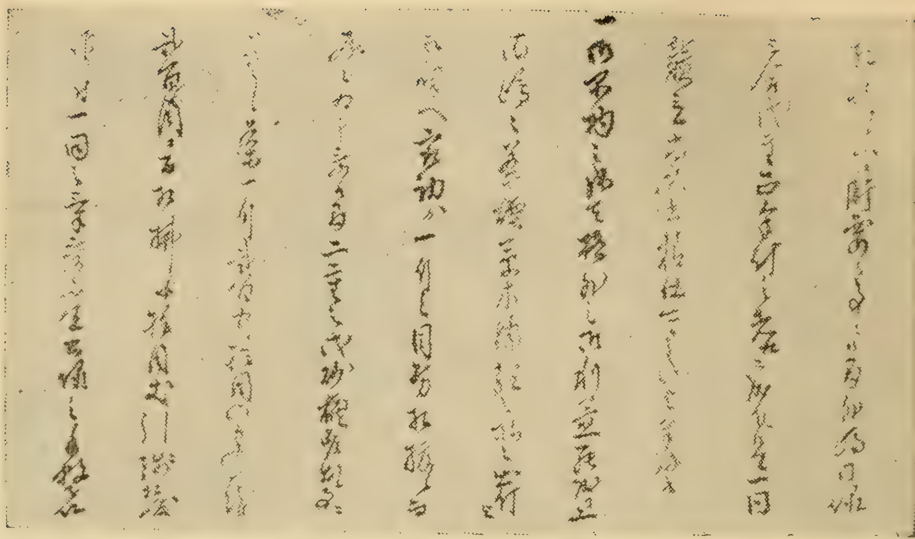
敷儀と奉レ存候。　見聞役被レ下方等の儀は、別段相重候譯にも罷成不レ申、三年の割を以兩人へ被レ成下度儀と奉レ存候。　いづれ詰役の依善惡二一島の人氣相拘候間、第一人柄御吟味の上、勤場の精粗御取しらべ被二仰付一候て賞罰有二御座一度儀と奉レ存候。

一　御商法に付ては、御米の方第一御益相少、島中にては希望此一種に御座候處、砂糖一斤に付三合の代



米被成下候へば、決て御損失の譯に無御座、御品物よりは御益少しと申迄に御座候間、御注文の品々代、砂糖差引正餘計(4)の者えは德之島沖永良部島の儀は、三合代米被成下候得共、大島に限り正餘計は全不被成下御定式と申分三合代金被下候間、外島同樣被仰付度儀と奉存候。左候へば出來砂糖彌增可申儀に御座候。全躰大島の儀は出來高多く御座候故殖增も

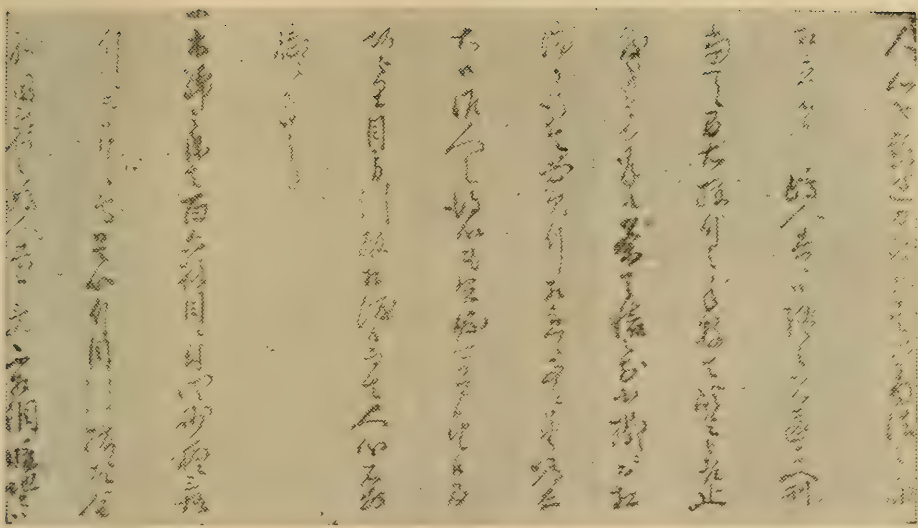
(4) 品物と砂糖と交易勘定のすんだあとに，なほ餘つた砂糖を正餘計といふなり



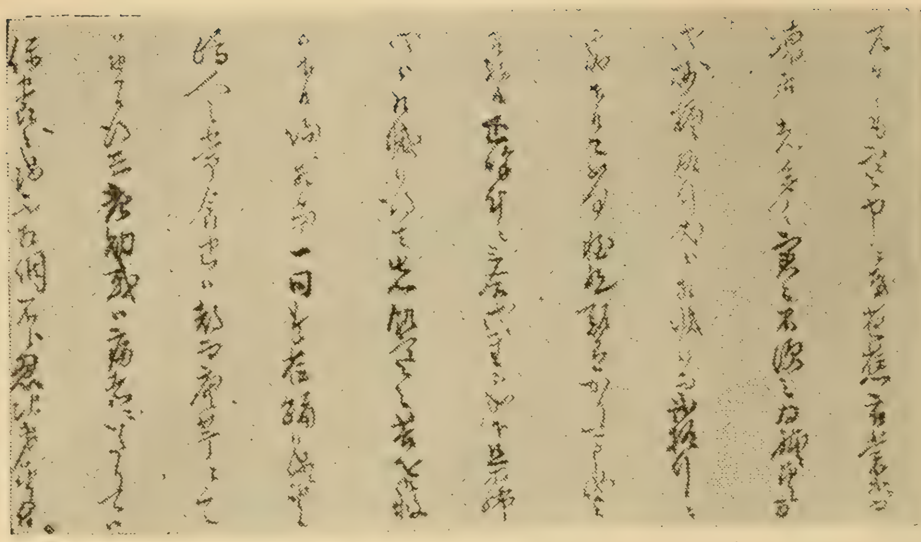
過分の事に御座候。　外小島の儀は何様相殖候ても程の相知れ候事に候へば大島殖増候處肝要の事に候間、外島同様三合代金正餘計の者え被成下候はゞ一同競立尚又出精仕可申儀と奉存候。

一御品物の儀は格外の御利益罷成候上依島に茶、煙草、木綿類の品々出斤と相唱へ、最初より一斤の目方相拔候て又々爲申受(5)候間、二重の代砂糖差出候事に御座候。　茶

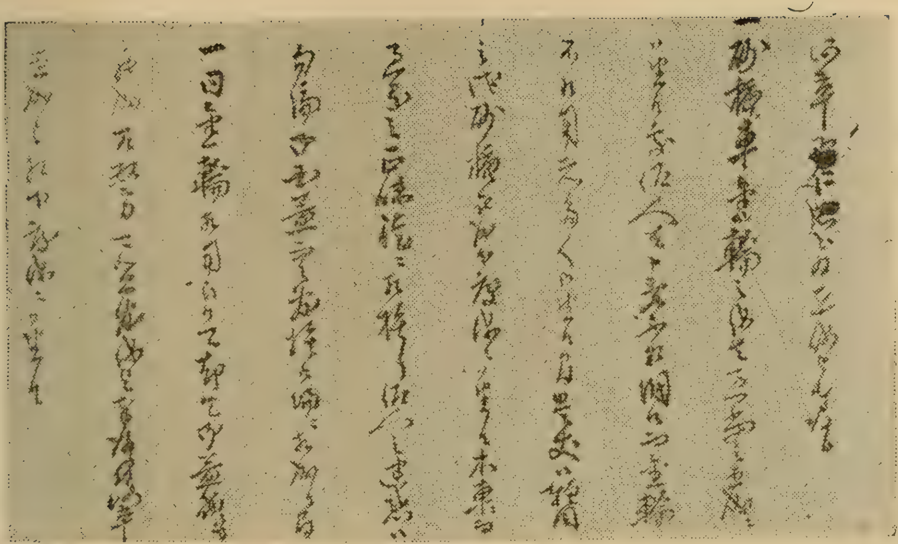
（5）　申受は拂下といふ意



一斤二百五十目のものを貳百目にて相拂、五十目丈引殘相渡候付一同の氣受不宜、右樣の手數を以人心を疑迷爲致候ては御商法の筋相立不申、島人共には纔の間違さへ刑を當て候間、右拔斤の手數は屹と被差止度儀と奉存候。　茶一俵の前小掛にて相渡候得ば必欠斤相立候事に御座候得共、右は作人の得心も宜敷可有御座候間頭より目方引拔相渡候ては人心

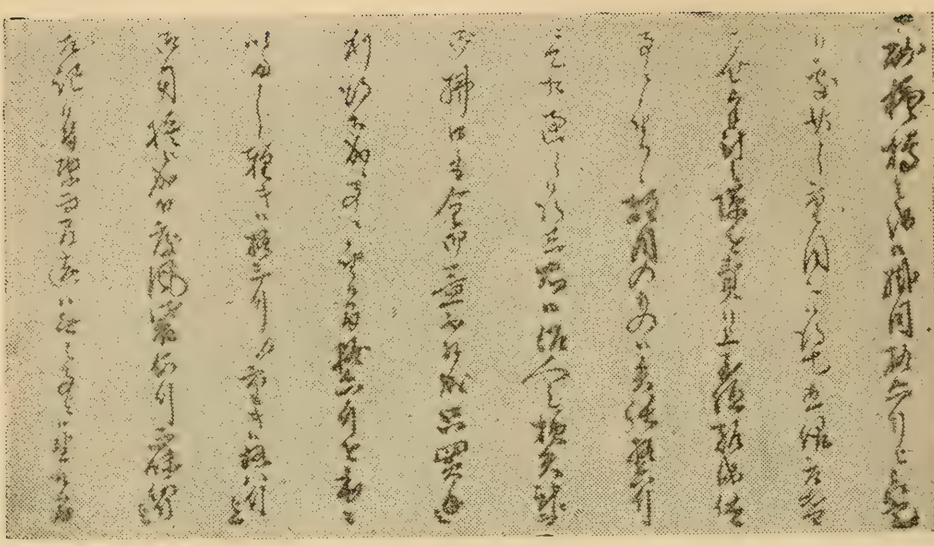


不レ安賦に御座候。
一木綿の儀は百六十目に付代砂糖三十斤にて御座候處、是以斤目引拔候故全躰困窮の島人共申受不二相調一、暖地とは乍レ申も寒中にも芭蕉衣裳等にて凍居候者多く、實に不便の爲レ躰（ていたらく）に御座候間、代砂糖十斤丈被二相減一候て二十斤に被二成下一候はゞ如何程か難レ有がり可レ申儀と奉レ存候。　正餘計に三合代金被二成下一、且木綿代被二相減一候得は先飢



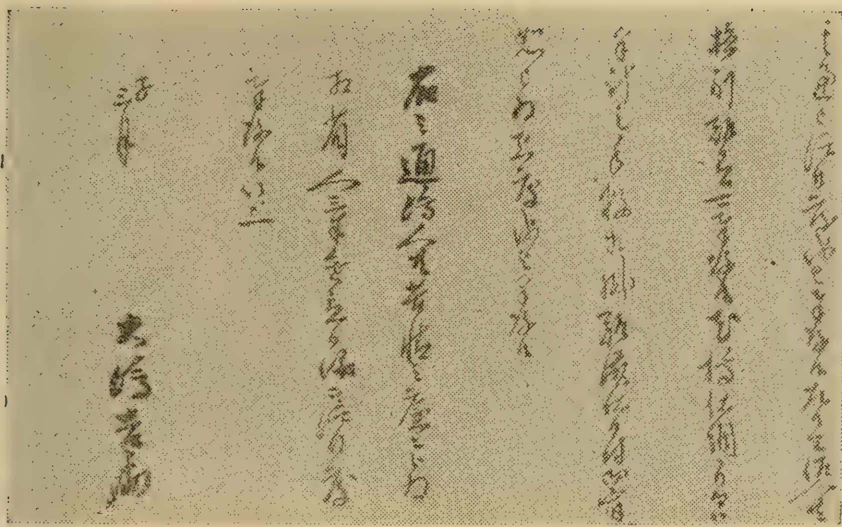
寒の苦を御救被㆑下候場に相當一同奉㆓雀躍㆒候儀に御座候。島人の常食迚は都て唐芋にて御座候得共、老幼或は病者にいたりては保養の儀不㆓相調㆒不㆑被㆑忍次第ニ御座候ニ付、何卒御仁恕被㆑爲㆑在候儀と奉㆑存候。

一砂糖車、金輪(かなわ)の儀は過當の直成(ねなり)に御座候處、作人共申受不㆓相調㆒候て金輪不㆓相用㆒者多く御座候間、是丈は輕目の代砂糖被㆓成下㆒度儀に御



座候。　木車にて過分の正味徒に相捨り、作人の迷惑は勿論、御國益空敷相捨候場に相成候間、一同金輪相用ひ候はゞ却て御益筋にも罷成、乍双方可宜儀と奉存候付、何卒直成被相下度儀に御座候。

一砂糖樽の儀は掛目十六斤と被相定候處、少し重目に候得ば直樣取替させ、餘計の隙を費候上、至極難儀仕候事に御座候。　輕目のものは矢張十六斤にて相通じ候得共



右は作人の損失計にて御拂口にも、全御益不㆓相成㆒只買手の利得相成候事に御座候間、十六斤を本にいたし、輕きは十三斤より重きは十八斤迄御用捨被㆓成下㆒度風袋何斤正味何斤と相記候付、決て間違は無㆑之事に御座候間、其通被㆓仰付㆒度儀と奉㆑存候。　左候はゞ作人共格別難㆑有可㆑奉㆑存候。　尤樽仕調に付ては餘計の手數相掛難澁仕候付御宥恕被㆑爲㆑在度儀と奉㆑存候。

右の通島人共苦情の廉々被ㇾ爲ㇾ相省ㇾ人氣進立候樣被ㇾ仰付ㇾ度奉ㇾ存候。以上。

子三月

大島吉之助

（大久保侯爵家所藏）

五四　土持政照への書

元治元年三月四日

一筆啓上致候。彌以御安康御勤務の筈珍重存上候。隨て野生にも無異儀先月二十八日歸着いたし候に付、左樣御放念可被給候。扨て其許に罷在候時分は、何篇御丁寧被成下別て難有御禮申上候。其許の次第、家內の者共へも細大申聞候處、皆々大悅此事に御座候。家內共よりも厚く御禮申上候樣承候事に御座候。其元出帆候處大島龍郷翌九ツ時分安着致、皆々大悅の事共にて蘇生の思ひをなし候仕合、御遠察可被下候。四日の滯在にて御座候處、愚妾の悅び情義において是又御憐察可被下候。左候て

二十六日朝出帆いたし、喜界島へ寄船にて、二十八日安着致候。親類の悅御察可ㇾ被ㇾ下候。今日出帆にて上京候處雨天にて山川港へ滯船いたし候故、荒々御禮迄如ㇾ此御座候。草々。

三月四日　大島吉之助

政照様

『解說』此書は隆盛が上京の途次、山川港より政照に贈り、在島中の厚意を謝し、別後の狀況を報じたものである。（政照の事旣註）

五五　大久保一藏への書

元治元年五月十二日

(1)中將樣益御機嫌克細島御光著被レ遊候段被二仰越一御互恐悦此御事に御座候。陳ば御當地の形勢日に月に衰へ立候次第に御座候。堂上方に於て例の驚怖の御病症が相起り、暴客の畏れ甚しく、稍暴論行はれ候はんかと申勢に御座候。(2)陽明家に於て御(3)父子樣共守衞人數の內より御番相勤呉候樣にとの御事にて、兩御殿每晩御人數被二差遣一候事に御座候。(4)武田一條に付ては先便にも申越候通り、(5)伊丹大きに被レ惡候鹽梅にて、中さば小兒の老婆を失ひ候と申御心持にて、其怨は皆々伊丹に參り、迚も仕樣無二御座一處よ

(1) 久光公　(2) 近衞家
(3) 忠熙忠房　(4) 武田相模守
(5) 伊丹藏人

り頻りに相惡み、刺客にても行候はんかと申程の危に迫り候樣子と申評判も有レ之、彼も些と弱り立候鹽梅に御座候。　武田逊去候より行衞不二相分一坊主に相成りたるとの趣に御座候處、近來承候へば會津屋敷に潜居やに世評致す事に御座候。　會藩薄情の次第には右等の手數致居候て、此御方樣御屋敷へは是非行末御結合致し置度との事にて、出會致し吳候樣との儀故、小松太夫を初め、私共五六人出張候處、有志會にては全く無レ之、俗會の上通りと申鹽梅に御座候間御笑察可レ被レ下候。

一土州の儀此擧に乘じ、大發可レ致との世評有レ之候處、迚も大擧出來候樣子に無レ之、今で持張候處さへ六ケ敷勢に御座候由、長州は勿論暴客(6)輩も近來一橋を頻りに疑ひ出し、異說紛々の樣子に被

(6) 暴客は浪士の徒を指す

相聞申候。段々策略の次第も相顯れ、水人抔は籠絡致され候姿にて決して攘夷の腹に無之、別に一物有之候はん。其趣にて探索に打掛候由に被相聞申候。

一大樹(7)公にも去る七日御坂下に相成、三十日位は浪華城に御滯在と申評判に御座候。夫より關東に御歸城相成候はゞ、必ず夷船長州へ參り可申と勝麟太郎も相咄候由、長州破立候上は決て浪華へ突掛、開港の說を起候はんとの咄同人申居候由御座候。(8)麟太郎にも近來の處尚更幕吏に被忌候由に御座候。

一水野(9)へ是非滯京致候樣、朝廷より被仰出候處、水野には是非大樹公へ付添不參候ては不相濟候間稻葉(10)被殘置との事にて淀滯京の賦に御座候由。水野と一橋は余程合居候樣子に御座候。

(7) 將軍家茂　(8) 勝麟太郎（安房）
(9) 老中水野和泉守（山形藩主）
(10) 老中稻葉長門守正邦（淀藩主）

一近比〔11〕御屋敷悪評甚敷起り、畢竟幕府より出候事多有ㇾ之向に被ㇾ相聞ㇾ申候。 上海に於て茶等の品を以て、盛に交易相始候抔との說を申觸れ候由、是等皆々幕奸の隱策と相見へ申候。 當分に相成候ては御遺策の通、頓と手を引き、岡崎の調練等追々有ㇾ之、色々探索に心を用ひ候計に御座候處、暴輩も至極疑を生じ、擧動不ㇾ相分、深く吟味致す樣子に御座候。 當時態にては迚も一家中一體致し居候譯無ㇾ之、議論紛々に可ㇾ有ㇾ之候處、頓と異議無ㇾ之、不思議な事と、且恐れ且疑迷の由と被ㇾ相聞ㇾ申候。 長州より頻りに合せ度との腹と相見得申候へども、手の付樣無ㇾ之鹽梅に御座候。 暴客も參候へ共、最初より因循說を出しに致し、何も是で出來不ㇾ申との返答にて押通し居候故、議論迫りかけて參り兼候次第に御座

〔11〕 薩邸

候。只今の暴客と申ものをかしなものに御座候。來月とも相成候はゞ異船長州へ參候はんか、餘りに威張居候て面の惡き者どもに御座候故、雲行を見候て暴威衰へ候はんと相考居申候。筑後の應援も勢弱候との風評に御座候。始終根の居はらぬ事計に御座候故、持張に通らぬ樣子に被相聞申候。此旨風說の儘申上候間、御推考可被下候。恐々謹言。

五月十二日

大島吉之助

大久保一藏樣

【解說】隆盛京都より在藩の大久保に贈つた書面である。「中將樣細島御光著遊ばされ候段仰せ越され云々」とあるは、大久保が久光に隨從して京都より歸藩の途中、日州細島邊より久光公の細島到着を報じたるに挨拶したのである。久光は四月十八日京都を發

して歸途に就き、大阪より船にて二十六日細島に着し、佐土原を經て五月八日鹿兒島に歸着したのである。是より先、文久三年九月、久光は朝命によりて上京し、松平慶永、山內容堂、伊達宗城等と共に公武の間に周旋してゐたのであつたが、幕府の有司は時勢の推移を察せず、依然實行不可能の横濱鎖港を標榜して攘夷論者の御機嫌をとり、一方には幕威挽回の策を運らしてゐた。久光はかゝる姑息の手段を大に不可とし、横濱鎖港不可の建言書を朝廷及幕府に上り、極力之を主張した。然るに久光の議納れられず、二月遂に横濱鎖港の朝命下る。久光不平に堪へず、乃ち朝議參預を辭して歸藩したのであつた。薩藩の態度が公武合體より討幕に傾いたのは實に此頃からの事である。書中叙する所、久光出發後の京都の風評で、隆盛は之を久光を初め要路に報告する意味で大久保に贈つたのである。「陽明家云々」此頃京都に浪士の入込むもの多く暴客の恐ありしを以て、公卿一統恐れを生じ、陽門家にも父子兩殿へ薩藩より護衛兵をおきし旨を報じたのである。

「武田一條云々」の武田は武田相模守、伊丹は伊丹藏人にて共に中川宮(朝彥親王、後彈正尹になられたので世に尹宮と稱す)の家人である。當時中川宮について色々惡評を云ひ觸らしたものがあり、武田は浪士に斬られんとして逃亡したのである。

「土州の儀」以下土州藩、一橋慶喜等の行動を主とし、中央政界の現狀を報告したのであ

る。○御屋敷とあるは薩藩を指す。薩藩を誹謗するもの攘夷熱の盛なるを利用し、薩藩は上海邊にて茶等を外人に賣り込み居ると云ひふらして、惡聲を放つたものと見ゆ。隆盛は之を幕府側の奸策ならんかとの風聞なりと報じたのである。○「御遺策云々」久光歸藩に當り遺しおける策に從ひて、鳴りをしづめて居るといふのである。當時京都の薩邸には公子島津圖書、家老小松帶刀、西鄕、伊地知、吉井等が居て實權は隆盛に歸し、禁闕守衞と兵士の訓練とに力を盡して敢て動かなかつた。故に幕府側では大に薩藩の擧動を疑ひ、無根の風說を傳へて頻に惡評を加へるものがあつたが、一方長藩及會藩は薩藩に好を通ぜんとしてゐた樣である。

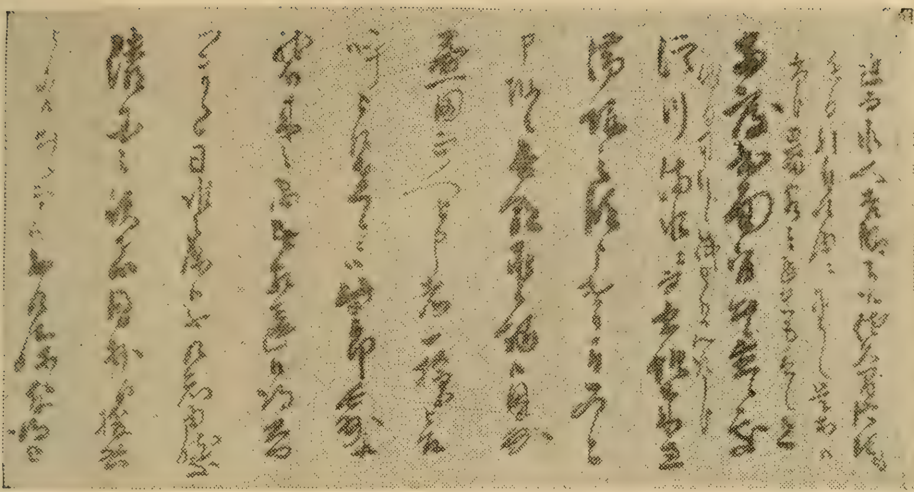
五六 大久保一藏への書

元治元年六月朔日

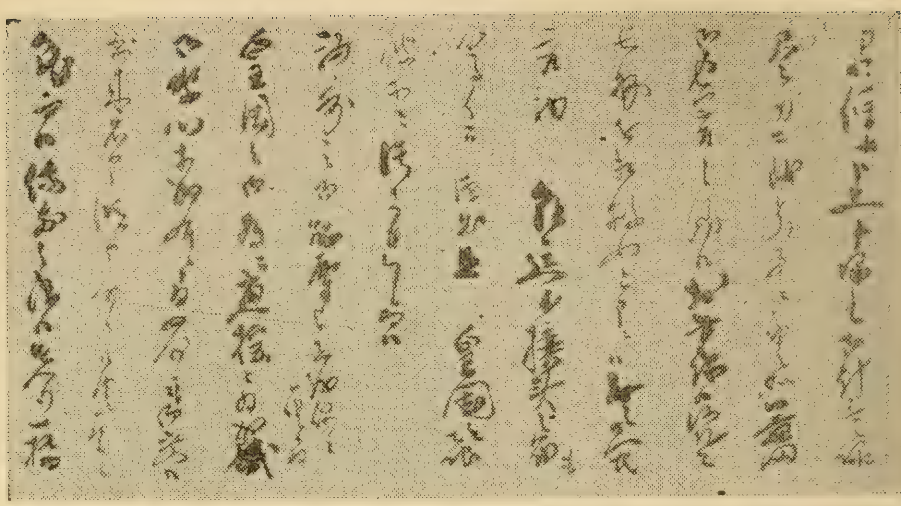
追て水人吉成方へ佐久間修理も近日引付候由に御座候。是等は當分暴客の恐れも有レ之且他日用ひ候賦と相見得申候。

兩度書面差出置候處、淀川滿水にて出帆出來兼滯坂の段申來候間、又々申越候。今朝承候趣は因州益田正人と申者一橋より被二召呼一被二相達一候には、此節長州え異船襲來の儀無二相違一候得共、いまだ日限の儀は不二相知一由。然ル處隣國の譯を以テ因州より援兵被二差出一候ては不二相濟一候付、得と君侯え申上、ケ樣の御計無レ之樣盡力可レ致との事に御座候處、益田御返答の趣は於二此儀一は何も長州を相

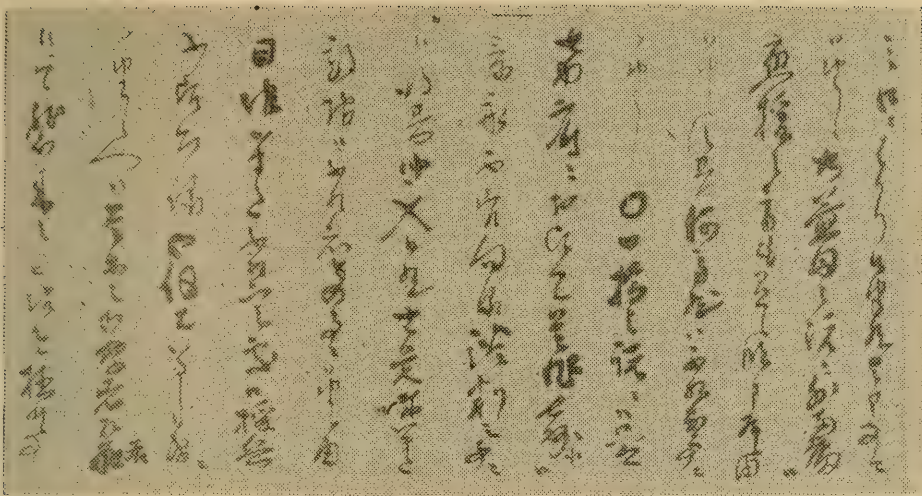
(1) 佐久間修理(象山)は京都に召され四月三日海陸御備向掛手附御雇を命ぜられてゐた



救ふと申には無レ之候へ共、最初　朝廷より攘夷の筋も篤く被二仰出一且　皇國の土地彼等に汚され候ては
神州の御耻辱と相成儀に御座候間、皇國の御爲に應援被レ爲レ成（なさせらる、）賦（つもりニ）御決心相成居候間、如何にも御受は出來不レ申段申切り候由に御座候。　就ては備前の儀は先づ、一橋の口にはかり候はんかと申事に御座候。　右益田の說に外兩藩は應援の方も有レ之段申居候由御座候得共、何方かは不二相分一事に御座候〇一



橋の說には只今幕府において是非長州へは異船不差向樣談判の事に候得共聞入候か無覺束、いまだ期限は不相知との事に御座候由、日限いまだ不相定處は援兵不差出樣御伺共いたし候儀に御座候へば、是等の御決着相居候はゞ襲來の日限を極め候事かと申說に御座候由、援兵不差出樣御達相成との御願申上位にて襲來を止候談判央とはおかしな咄に御座候。何か其邊の處に見合候廉有之ての事と被察申



候も只今に到りては各藩一橋を惡み候勢に成立候次第に御座候。是非一橋には長州を挫て其上攘夷の筋を相初め候存慮こ被相伺候得共、夷人の手を借り、長を押候始末、可惡の業に御座候。此旨今朝迄の形行早々申上候。尙追々形勢に依申上候樣可仕候。恐々謹言。

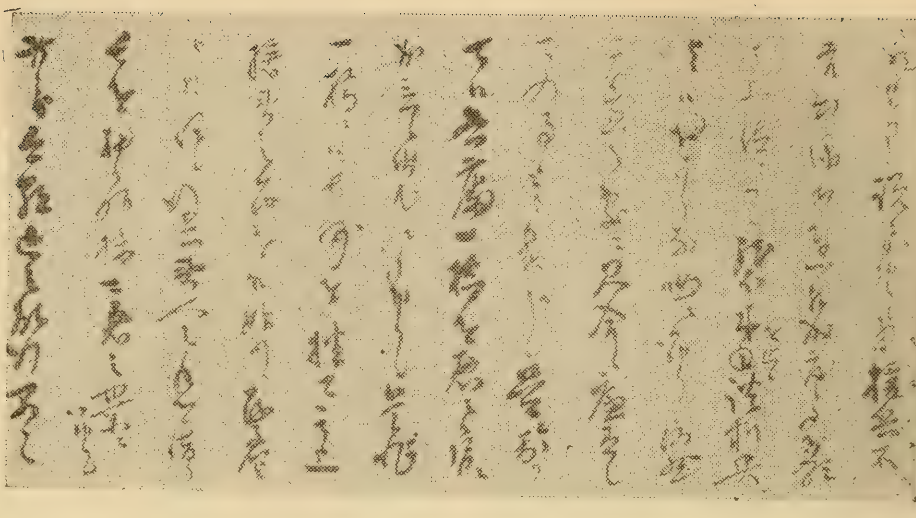
六月朔日　大島吉之助

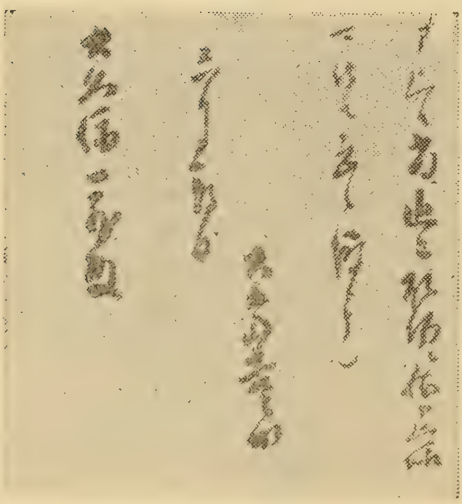
大久保一藏樣

（大久保侯爵家所藏）

【解說】此書も京都より鹿兒島にある御側役大久保へ時局を報じたのである。なほあはせて久光以下の要路へ傳達を期したのは勿論の事で、此前後の書翰は大抵それである。

此書によれば當時、幕府が外人と結託して、長州を襲擊させるのであるとの臆說が專ら行はれ、隆盛等もやゝそれを信じてゐたらしい。





五七　大久保一藏への書

元治元年六月二日

尙々兩高崎(1)の儀今に暴客の徒惡み甚敷事に御座候間暫時は御引止相成候樣御計被下度是又御願申上候。

暑氣相催候得共

御兩殿樣益御機嫌克被遊御座恐悅の御儀御互大慶の御事に奉存候。次に御賢母樣御持病差起御配慮の段御着涯嘸哉御苦心の筈と案勞此事に御座候。乍然御快方の段大慶の御事我々共にも嬉敷次第に御座候。時分柄折角御加養奉祈候。陳ば尹宮の一條追々申上候通御悔悟の御姿無御座伊丹(2)にも已に退

(1) 高崎五六と高崎正風

(2) 伊丹藏人（尹宮家の家人）

隱の賦にて引込候位の御事にて迚も御用ひ相成模樣にも無ㇾ之、朝廷におひて堂上の御受も不ㇾ宜、何篇幕府へ御媚被ㇾ爲ㇾ成との事にて、一同惡敷申上候御事殘念の次第に御座候。　貴兄あれ程堅を御碎き被ㇾ爲ㇾ成候詮も不二相見得一込入（こみいり）候次第に御座候。　非藏人の者手寄出來候間、朝廷向段々相探候處、何篇幕府へ御委任と被二仰出一候儀、諸藩より色々と難じたる建白共有ㇾ之、畢竟尹宮の御策と申事にて、尙又御評判近來惡敷御事に御座候處、只御恐怖のみにて御改心と申廉も不二相見得一、少し御助りに相成候處は主上の御親み不ㇾ被ㇾ離計に御座候。　此處些違ひ候如何成行候も難ㇾ計儀にて御危き御事に御座候間、今暫時は御見合被ㇾ下候ては何樣可ㇾ有二御座一候哉

尹宮えも小松氏(3)より宜敷御申上相成居、御不都合の儀も無御座候間、當年中位は御引延被遊候方御宜敷は御座ある間敷哉と奉存候。御依賴被遊との御事は、表通は今に相替不申候。

一獻錢の御一條暫時御見合相成御方宜敷は有御座間敷哉。當分は朝廷におひては幕意相塞、此御(4)方樣御受も不宜筋に被伺申候間、無益の場に相成のみならず、却て何とか御不都合の事も到來も難計御座候間、少し御見合の方可宜かと奉存候。此變動に依り、自然と如何にか機會を持起候事も御座候はんかと奉存候。

一帶刀殿御儀に付ては、別紙御問合申上候通、今に御下り相成候

(3) 小松帶刀

(4) 薩藩をさす

ては、頓と此方におひては込入次第に御座候。然しそふ計も申居候ては不二相濟一儀と奉レ存候得共、此機會は御見合相成候て、御歸國の儀起(たつ)て御願に御座候間、左樣御含可レ被レ下候。いづれ御下り相成候に付ては、御跡に備り候御方御周旋被二成下一度、其御人躰迄申上候ては余り恐入候得共、岩下佐州上京相成候御手數は相調申間敷哉、旁御熟考奉レ願候。

一中原儀、木脇着次第には早々罷下候樣取計可レ申候。折田儀は幕府向都合は如何樣共致可レ申候間先不二罷登一候樣御計可レ被レ下候。

一長州襲來の儀、別便に細々申上越候間此、便よりは何も可二申上一廉も無二御座一候間、左樣御納得可レ被レ下候。

右の通御返答旁如ㇾ此御座候。恐々謹言。

六月二日　大島吉之助

大久保一藏樣

（大久保侯爵家所藏）

【解說】此書は元治元年五月末より六月初の京都の狀態を鹿兒島へ報じたのである。書中尹宮（中川宮朝彥親王）の惡評に關することが多く見えてゐるが、これは文久三年八月十八日の政變に、七卿の都落となり、長州藩の勢力を根柢より覆へしたのは、宮の御はたらきによるのであつた爲に、長州一派から餘程怨まれてゐられたから、色々造言を放つものがあつたと見える。尤も公武合體につきて宮の御盡力あつたこともかくれなき事實で、そのため勤王志士より彼是非難のあつたことは此書に見える通りである。「献錢の御一條云々」暫く見合せて時機を待たうといふのである。其中に御方樣御受も宜しからざる筋に伺はれ、とあるは、當時薩藩は矢張文久三年八月の政變によりて、長州藩から頻に惡まれて彼一派の公卿に受けがよくなかつたのである。尙々書にある「兩

高崎の儀今に暴客の徒惡み甚しく」も全く右文久三年八月の一件に基くのである。當時薩藩では英艦鹿兒島襲來の事があつて、京都の薩邸へは僅かに高崎猪太郎（五六）同佐太郎（正風）等がゐたのであるが、近衛家に下された內勅によりて、兩高崎が大活動をはじめ、尹宮を動かし會藩に結びて、彼の政變を見るに至つたのであつた。そこで兩高崎は彼の政變の主謀者と見られて、長州一派の志士から非常に惡まれてゐたのである。

五八　大久保一藏への書

元治元年六月二日

【解說】本書は前書と同封の別紙である。鹿兒島から小松帶刀へ歸藩するやう云々と、內々沙汰があつたにつき、長州の襲來、一橋の劃策等大切の場合故、今暫時滯京あるやうにいたしたしと願ひ出たのである。

小松帶刀殿

右御內用の儀有ㇾ之、仕廻次第早々被ㇾ罷下ㇾ候樣、乍ㇾ然暫時滯京無ㇾ之候て不ㇾ相濟ㇾ機會も候はゞ、時宜次第可ㇾ取計ㇾ旨御內沙汰被ㇾ爲ㇾ在候段、御問合の趣致ㇾ承知ㇾ候。於ㇾ御當地ㇾは御留守の御譯にも候得ば事柄輕き御事に候得共、只今京地の形

勢に付ては至極差迫、長州襲來の一條は勿論、一橋侯の隱策旁不
容易時態罷成、如何變動可致哉も難計、且攝海開鎖の決議も無之
紛々の勢にて差當りの禍難相見得申候間、當月中も機會御見合
相成候樣有御座度、私共よりも御願に御座候。少々靜穩の向成
立候はゞ決て油斷は不仕候付、其邊の處宜敷御汲取給候て都合
能被仰上置被下候樣御願申進候。以上。

六月二日

大島吉之助

大久保一藏殿

(大久保侯爵家所藏)

五九 同上別書

元治元年六月二日

【解說】此書も前書と同じく六月二日付の別紙である。當時の私費學生七人を藩費にしてやりたい、又英學は江戶の方が長崎よりもよろしくはないかといふ照會である。此中鮫島誠藏とあるは後の全權公使鮫島尙信のこと、村田勇右衞門は村田銃で有名な村田經芳のことである。

草道市郞右衞門

肥後十郞

高島壯之丞

右蒸氣機械方或は運用方

右英學

原田岩次郎

小山田仲次郎

村田勇右衛門

右砲術

加世田鄉士

鮫島誠藏

右當分長崎え御差出相成居候得共、英學の儀は却て江戶表の方宜敷筋に御座候付、江戶え稽古方として、被差遣候樣被仰付度事に御座候。

右は是迄數人稽古方として被差出專自分願の者共計に御座候

へば、右の人數は下地宜數者に御座候由、就ては御人選を以、此節は被仰付候はゞ何樣可有御座候哉。　追々軍艦等御取入相成候付ては功者の者不出來候ては不相濟、いづれ下地好きものは早く物に成り候場も御座候間、此段申上候間、御勘考被下候て可宜思食も候はゞ御取計被下度、是又御相談申上候。　以上。

六月二日

（大久保侯爵家所藏）

六〇 大久保一藏への書

元治元年六月六日

兩三度長州へ異船襲來の事件申上越候間、一々御聞取被ㇾ下候はん。其後の處も彌襲來いたし候儀は慥に不㆓相分㆒候得共、長州の說にては朔日二日兩日の間に參賦（まゐるつもり）の由に申居候由に御座候得共、慥成一左右は不ㇾ承事に御座候。然處長州援兵の國々拾貳藩は有ㇾ之段申居候由御座候得共、一國を以應援の處は決て相少く御座候はん。有志とか申人數脫藩等にて行向候事かと相考居申候。藝州より最早六百騎の人數を押出候由にて因州に相知れ、在京の者は皆々引拂、援兵の爲に歸國の筋に相見得申候。是

は定て一國を以應援の事と被ㇾ伺申候。筑州よりも小倉邊へ援兵被㆓差出㆒候賦と被㆓相伺㆒申候。右等の次第に御座候得共、長人在京人數二百計は一段伏見迄引取候處又々繰登候筋に被㆓相聞㆒申候。是は何樣國元の方及㆓大破㆒候共不ㇾ動筋に決定いたし居候向に御座候。此處は一物有るものと相見得、若哉自分國大破いたし候はゞ此怨を何方にか可ㇾ報賦にては有ㇾ之間敷哉、長州におひては何樣の事ありとも幕命は不ㇾ奉決心と相聞候間、長州及ㇾ破とも勝になりてもどうとか變動の事到來可ㇾ致かと相考居申候。當分にては段々　御國の處も暴客邊よりも宜敷説を申立模樣にて一橋侯の惡られ方一ト通ならざる事に御座候。御察可ㇾ被ㇾ下候。今日は公子御迎として大坂迄參居候付、荒々大坂より申

上候間左樣御汲取可被下候。恐々謹言。

六月六日

大島吉之助

大久保一藏樣

（大久保侯爵家所藏）

【解說】本書は隆盛が大阪より在藩の大久保へ時局を報じたるものである。長州へ異船襲來事件は當時の風說を揭げたので事實は次の通である。英、佛、米、蘭の聯合艦隊は、昨年馬關海峽を通過せる四國の艦船を長州が砲擊したことに對して、抗議を申込んであつたが、その談判がはかばかしくないので、近々下關砲擊の豫定であつた。此時恰も井上馨、伊藤博文が故國の急を聞いて英國より歸朝し（六月十日）橫濱に於て英國公使に面會して、長藩の攘夷を止め開國の方針に一變せしむべしとて、聯合艦隊進擊の猶豫を請ひしため、各國公使も之を認容して、一時延期となつた。

井上、伊藤は英國軍艦で長州近海まで送られて歸藩したが、兩人の言、長藩に容れられずして調停成らず、遂に聯合艦隊の砲擊を受くるやうになつたのである。但襲來の時日は

此から二ヶ月後の八月五日である。

「公子」とあるは薩藩主忠義の弟にて一門島津珍彦（周防）を指す。西鄕は其上京を迎へんが爲め、六月四日伊地知正治、吉井友實等と大阪に下り、六日此書を認めたのである。

「當分にては御國の處も暴客邊よりも宜敷說を云々」とあるは、薩摩の評判が浪人等の間によくなつたといふのである。尤もそれは隆盛の上京後、薩藩の方針を改めた結果が事實の上にあらはれて來たものと思はれる。

六二　大久保一藏への書

元治元年六月八日

暑氣相募候得共　御兩殿樣益御機嫌能被レ遊二御座一恐悦の御儀奉レ存候。　次に貴兄御無異の筈と珍重奉レ存候。　陳者當月初方には公子(1)御着坂の御模樣と承居候故御迎として去る四日出立にて五日着坂いたし、直樣兵庫の樣參る賦、是は楠公社の一條に付地面沙汰、幕より大坂御留守方へ申立候儀御座候間、伊地知正治、吉井幸輔三人一緒に參居候處いまだ御着も不二相分一候付、兵庫え差越賦にて、(3)大坂御留守居同道いたし、伊丹迄差越申候。　伊丹の儀は薩摩定宿と申儀を

(1)　島津珍彥（宮之城邑領主）

(2)　是より先兵庫に楠公社設立の事を薩藩より出願してあつた

(3)　木場傳內

陽明殿え願出、定宿の札相掛置候得ば、浮浪士の暴を免候由にて、然御方より被仰遣候付、定宿の札相記し候場に罷成候處、一度は薩摩人一宿いたし呉候得ば別て宜敷段申事故、兵庫へ參掛一宿いたし居候處、五日夜の會藩等浪人捕方の一件、內田仲之助方より申來、鷄鳴相達、披見の央、京地の方火烟相見得候付實に驚駭いたし、早々罷歸候次第に御座候。　然る處委敷相尋申候處、出火の儀は着火（つけび）等の向に無之、長州人探索は今に不怠、昨夜も兩三人は召捕候向に被相聞申候。　畢竟何等の處より如此始末に相及候哉、委敷不相分候得共、先日も長州援兵各國より不差出樣との御沙汰被成下候樣朝廷に相願候儀も有之、又は浪人取締の爲守衛の者嚴重に相迫、手に餘り候はゞ切捨不苦人間違にても不苦樣

御達相成候間、一橋より頻に草稿迄相認申出候處、無御據御沙汰被出候由に御座候。是等の儀前以相發し候次第に御座候へば、決て長州の本國を異人を以相破らせ、

京地は悉く相除の含にて御座候哉、又は暴令相發候付、長州より忍兼候て暴發可致の謀相洩候てヶ樣の始末に及候哉、突留候廉もいまだ不相知候得共、長州人を相探候儀晝夜甚敷ものに御座候由、長人は是にて氣を被挫候か、又は激候哉は不相分候得共、昨日迄に三度程國元え飛脚を差立候由、いまだ長の廷中には攻掛不申、途中又は宿屋等の者許に手を掛候由に御座候。水野和泉守昨朝御當地出立、伏見に參り直樣乘船の由、是は大坂より早々關東に歸國の向に被相聞申候。家中の者旅宿いたし居候亭主の

物語に、此度は危きめに逢ふ筈の處、からき命を助り歸國いたす譯と相咄候由承申候。左すれば何か相企居候はんかとも被相察申候。ともあれかくもあれ、此末如何形行可申哉、長州も只々止居候事にも無之、大破に相成か、又は大擧して發り立申かに可有御座候。只今は薩州の處双方より望を被掛候模樣に御座候得共、確乎として動き不申、

禁裏御守衛を一筋に相守居候事に御座候處、各國の心配は露程も不存安氣なものに御座候。御遙察可被下候。御當地戰場と罷成模樣も御座候はゞ直樣早打を以御注進可申上候間左樣御得心可被下候。今朝歸京仕荒々形行申上越候。恐々謹言。

六月八日

大島吉之助

大久保一藏樣

（島津忠承公爵家所藏）

【解說】本書も亦隆盛が大久保宛にて藩へ京都の樣子を報じたのである。「伊丹旅館云々」は當時京畿に於ける薩人の勢力が想見される。〇五日夜の會藩等浪人捕方の一件とあるは池田屋事件を指したのである。池田屋事件とは六月五日幕府の新撰組をして浪士の池田屋に聚合するを圍ましめ、肥後藩士宮部鼎藏、長藩士吉田稔麿等七人を斬り二十餘人を捕へたことを指すのである。池田屋にゐた志士中には現に長州の桂小五郎（後の木戸孝允）吉田稔麿以下の人々が加はつてゐたし、其他の人々も長州派の尊攘志士であつた。抑も昨文久三年八月十八日の政變後、長州藩士は七卿を奉じて歸國し、藩主父子は入京を禁ぜられ、多數の藩士は京都を追はれ、表向には僅に二三の留主が藩邸に殘りしのみであつたが、桂小五郎、久坂義助をはじめ長州藩士の京都に潜居して形勢を窺つて居るものは少くなかつた。諸藩尊攘の志士も多くは長州に加擔し、頻に會津藩及び薩藩を攻擊し、薩賊會奸と言ひふらされしてゐた。隆盛は此間に立ちて嚴正中立の態度を執り、薩藩の聲望恢復に留意してゐた。而して近來長州本國に於ては、大學、兵を率ゐて上京の計を

めぐらし、在京都の長州藩士及尊攘浪士と策應してゐたのである。それ故京都守護職たる會藩にては長州藩士及浪士の取締を嚴にし、その捕縛を始め、遂にその配下にあつた新撰組をして池田屋を襲はしむるに至つたのである。此時、桂小五郎は、屋上より遁れて對州藩邸の潜居に歸つた。○長州人探索云々以下幕府の長州に對する措置並に之に對する隆盛の觀察を交へたもので、中には未だ事實の眞相を究め得ない事もある樣であるが、長人暴發前京都の形勢は之によりて大體察せられる。○「唯今は薩州の處双方より望を掛けられ云々」は、幕府よりも長州よりも薩摩を味方に引入れようとしてゐるが、禁裏守衛といふ一筋を固く守つて、何れへも關係せぬと京都薩邸の方針を報じたのである。

六二　木場傳內への書

元治元年六月十一日

御國元より上坂致居候商人の內、宇治六角堂邊茶屋におひて過分の茶買入候段相聞得、自然長崎え相廻シ異人交易の方に振向候ものと相聞れ候。就ては右買本の茶屋、是迄異人交易取結、世間の聞得も不宜者の由に候得ば、尙更御名目に相拘色々難說相起候儀に御座候。定て姦商共利慾に迷ひ、右等取企候儀不屆の次第に御座候。如何樣辨無之ものとは乍申、先度綿(1)一條に付惡評申觸し、今以切齒の事御座候處、其邊の儀は疾く存ながら商人勝手は不構、又は賣買向御禁止の事にも無之故、不苦抔との所存に

(1) 此歲二月薩商上方にて綿を買入れ，長崎へ輸送の途中防州に碇泊せしに上關義勇隊士貨物を燒き船頭を殺し，隊士二人其首を携へ大阪に到り梟首外夷と易する薩の姦吏として罪狀を榜掲し二人亦自殺す

て御惡評は不レ顧所業可レ惡者共ニ御座候。何分名前等慥に不ニ相知一候間、亘細に被ニ相糺一買入置候品は都て本々え差返、右の商人直樣罷(まかりくだし)下候樣御取計可レ被レ成候。當分不ニ容易一御時節、少々惡しき御評判も相消候模樣の處、又々相重候ては如何にも無ニ致方一仕合に御座候間、嚴重御取調被（此間破損）歎息の至に御座候。此段分て申越候。以上。

六月十一日　大島吉之助

木場傳內殿

（木場貞長氏所藏）

【解說】本書は隆盛が京都より薩藩大阪留守居木場傳內へ遣はしたものである。當時攘夷論の盛な折柄薩人が外人と商賣をするといふ惡評を云ひふらし、薩の人氣を挫かん

とする者があつた。此事は五月十一日付大久保宛の書翰にも出て居る。そこで此書を以て貿易用の茶買入のため上阪中の薩摩商人の處分方を命じたのである。これにつき木場傳內よりの返書がある。參照のため左に揭げる。これによると薩藩では商人許でなく、藩でも長崎交易方といふ一局を設けて、既に外國貿易をやつてゐたのであるが、本文に見える綿一條から、世評に上らぬ樣餘程警戒してゐたやうに見える。

木場傳內よりの書

元治元年六月二十一日

長崎御交易方にて買入置候茶千三百箱の內百七十箱一昨日伏見へ積登せ、跡殘りは追々伏見へ受取に船差下候筈に御座候段申出申候。爲ニ御見合一申上候。茶其外長崎交易品々買入候者は無レ之哉。猶又聞合致爲レ置候處、濱崎太平次(1)手先の者共、五月中旬茶積下候風說有レ之、同人手先入來(2)(いりき)利平次相糺候處、最初は僞り居申候得共、嚴敷詰申候處、去る五月十二日自船保壽丸船頭德右衛門船より自物茶五百箱調保丸船頭喜三郎船より自物茶三百七十箱壹入八十七本、拔積(わけづみ)

(1) 濱崎太平次は鹿兒島の豪商

(2) 入來(いりき)といふ姓

致候段誤り出、兼て交易品積下候儀不ニ相成一段者嚴敷申達置事御座候處、別て不屆の至御座候。 就て者下之關筋通船の筈候哉相糺候處、東目筋通船いたし候樣申付置候段申出候得共、大膽不敵の奸商共實否承知難レ成、中途掛念の事に御座候。 且買入方の儀於ニ何方一何日頃買付候哉相糺申候處、去冬時々於ニ伏見一買入候段申出申候間、手先三橋休八儀何篇頭取扱いたすものゝ由御座候間、今夜早々乘船下國いたし候樣申付入來利平次儀者御商法綿茶當所並兵庫へ有レ之由申出下國爲レ致候て者首尾相成不レ申候間、右片付迄の間御屋敷長屋へ召置、右茶綿賣片付候上歸國申付置申候。 且亦柿元彥左衞門悴並手傳貞右衞門儀、茶綿商賣いたし候聞得は無レ之候得共、何分藝州交易に付音高く、長崎交易相混じ申候間、兩人共歸國申付、其外往來持參不レ致商人共、都て歸國申付候。 依レ之先達考申上候通蒸氣船より便船にて罷登候もの、是迄無往來にて上阪の者のみ有レ之由御座候間、屹と取締向被ニ仰渡一且長崎へ一往にても差越候大商人は、勿論手先たり共此涯上坂不レ致樣被ニ仰渡一度奉レ存候。 此等の儀於ニ國元一屹と御取締向無レ之候ては商人共內々の咄合には御物樣より茶後交易被レ成候間、差支は有レ之間敷位に申居候由御座候由此段申上候。 以上。

子六月二十一日

木場傳内

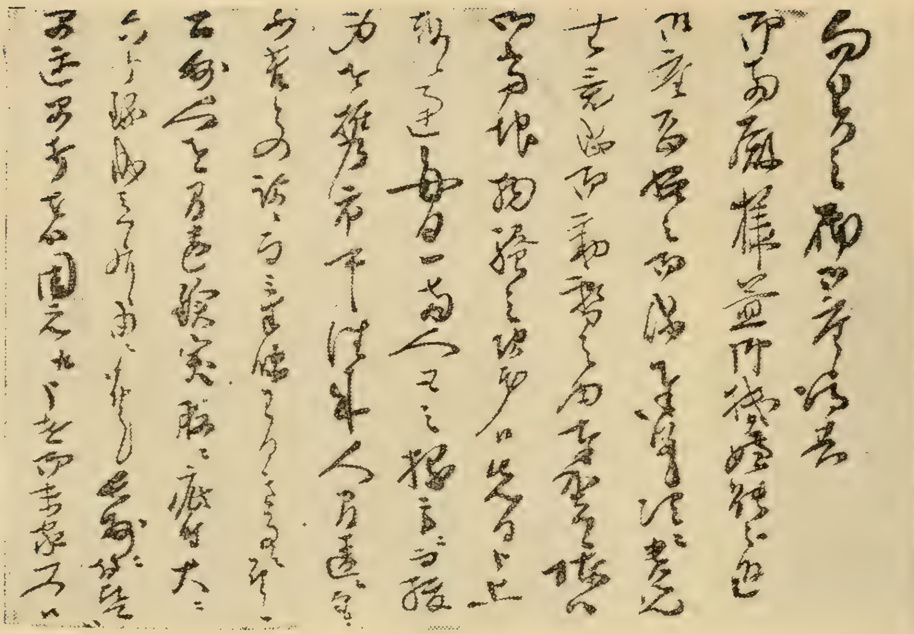
大島吉之助殿

六三　大久保一藏への書

元治元年六月十四日

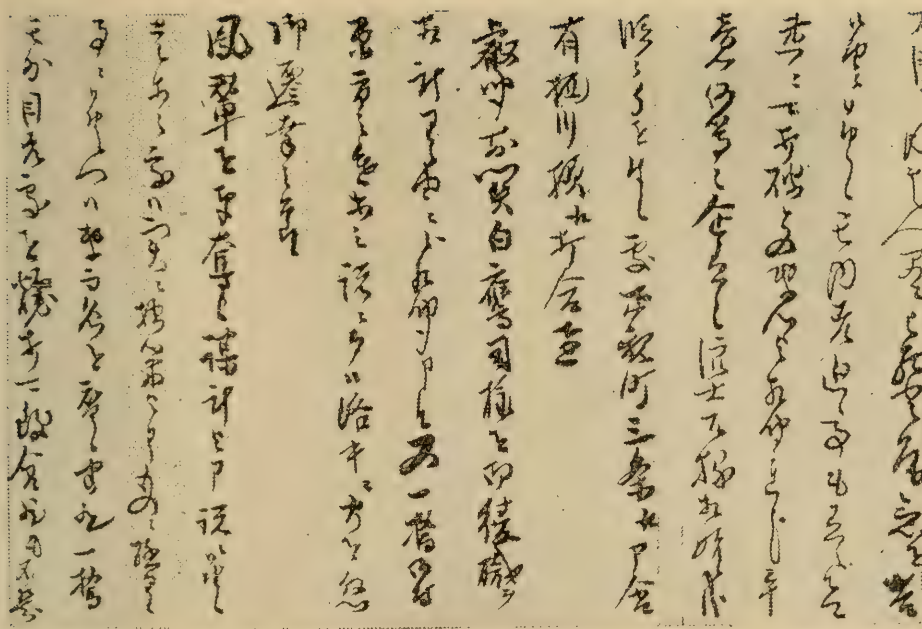
向暑の砌御座候得共、御兩殿樣益御機嫌能被レ遊二御座一恐悅の御儀奉レ存候。次に貴兄無二異儀一御勤務の由奉レ賀候。陳ば御[1]當地物騷の次第は先日申上越候通、毎日一兩人づゝの捕方にて拔身を携、市中往來、人間違にても不レ苦との譯にて、氣味わるき事に御座候。土州人を間違、鎗突、股に疵付け、大に六ケ敷成立候由に御座候。長州においては早速早打を以、國元へ申遣、御末家又は大臣の内一人早々被二罷登一候樣急を告候由に御座候。其内差迫り候事も有レ之候はゞ速に可レ

(1) 此一節は六月五日の池田屋騷動以後新撰組（或は壬生浪士といふ）の暴狀をいへるなり

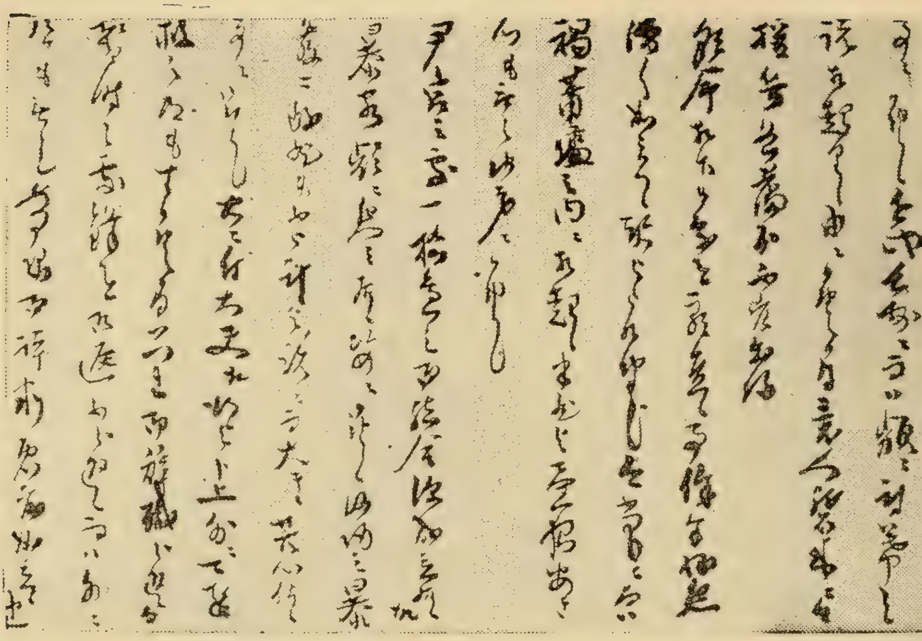


打破」との決心と被二相聞一申候。
畢竟何等の企有レ之、浪士召捕相
始候哉、段々手を付候處、正(2)親町
三條へ申含
有(3)栖川様へ打合達二
叡聞一前關白鷹(4)司様を御復職を
相計り候由に被二相聞一申候。又
一橋御付原市之進等の説にて
は、洛中に火を懸、
御遷幸の節
鳳輦を奉レ奪候謀計と申説に御

(2) 正親町三條實愛（後の嵯峨實愛）
(3) 此頃中務卿有栖川宮幟仁親王，太宰帥同熾仁親王共に國事御用掛てあつた　(4) 鷹司輔熙



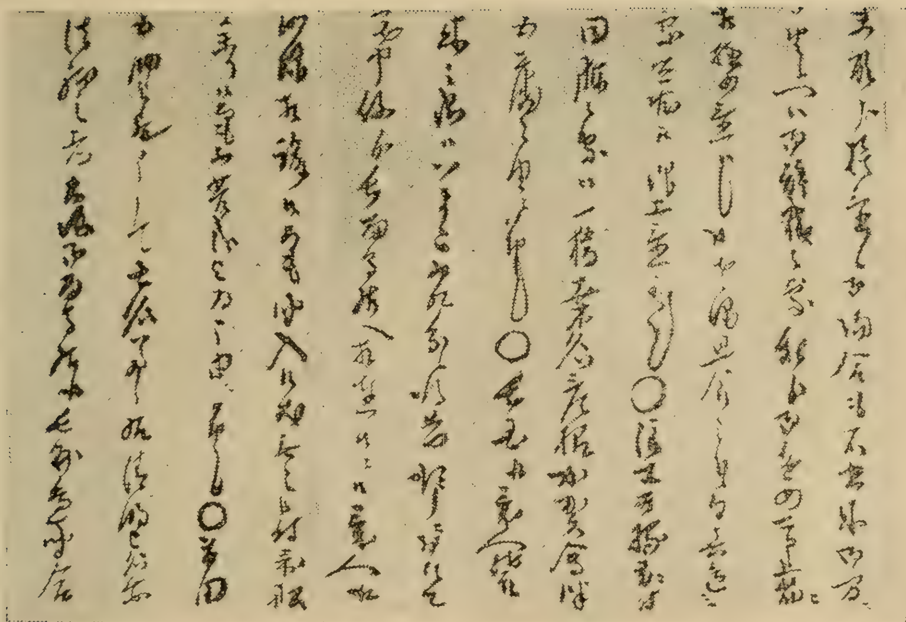
座候。是等の處は實に拙策と申ものに極り候事に御座候へば、決て名を替候はんか。一橋其外目差處を焼打可致含かも不相知事に御座候。近來長州にては頻に討幕の説相起り候由に御座候間、異人襲來に付、援兵各藩より不差出樣朝命相下候處を願置候事件、余程怨深く成立候譯と被相聞申候。今當分にては禍蕭墻の内



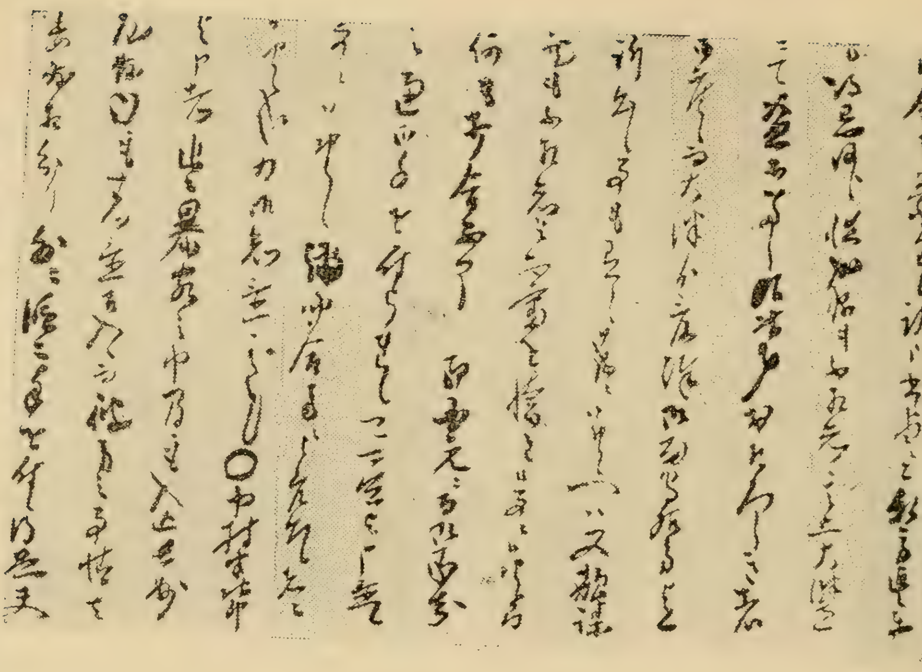
に相起候はんかと晝夜安き心も無之次第に御座候。尹[5]宮の處、一橋邊の御結合深成立居候故、暴客頻に怨み居候姿に御座候。　何樣の暴發可致かも不被計との說にて大に苦心仕候事に御座候。　右に付太夫[6]へ得と申上、外に可奉救の道も無御座候間、いづれ御辭職被遊候て、暫時の處鋒を御避不被遊候ては、外に道も無之候。　如何

(5)　朝彥親王（文久三年八月二品彈正尹に任ぜられしによりて世に尹家と申す）もと中川宮，靑蓮院宮，尊融親王など申した

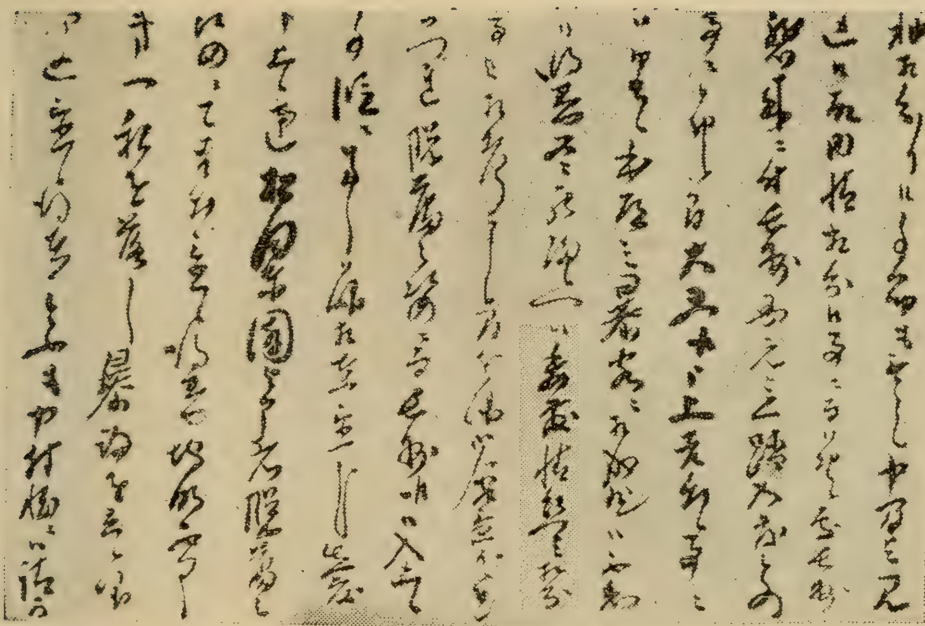
(6)　小松帶刀（淸康）



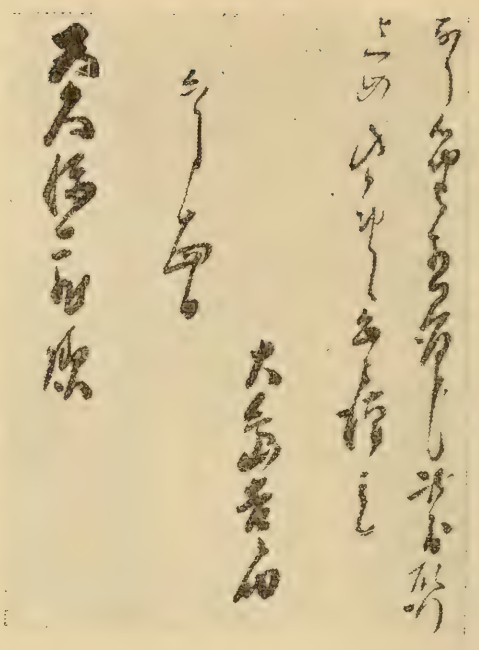
樣御評判惡敷成立候迚、夫形（それなり）被二捨置一候御場合も不レ出來（できざる）御間柄に御座候へば、御辭職の處私より御進め可二申上一筋に相極め置申候間、左樣思食被レ下候て、其邊の處宜敷被二　仰上一置可レ被レ下候
○浪士召捕方に付同腹の處は一橋・桑名・彥根・加賀・會津五藩の由に御座候○長國へ異人襲來の儀はいまだ不二相分一候得共、江戸におひて幕役より長留守居



へ相達候には異人ゑ何樣相諭候ても聞入候丈無レ之候付、異船參り候ても不レ苦やと爲レ申由に御座候〇園田五助とか申して亡名いたし居、清明と名乘法躰の者大坂御留守居ゑ長州邊聞合、内命を蒙り候譯申出候由にて、私方迄參候得共、何分慥成儀も不二相知一、其上大津邊にて盜等いたし候次第おそろしき者に御座候て、大津より爰許御留守居



方迄訴出候事も有レ之儀に御座候へば、又欺謀かも不二相知一と不審を懷き候事に御座候間、何も打合不レ申、　御國元にて御承知の通、御手を付られ候て可レ宜と申置候事に御座候。　彌聞合方に被二差出一候者に御座候哉、爲二御知置一可レ被レ下候○中村半次郎と申者追々暴客の中間にも入込、長州屋敷內にも無二心置一召入候て、彼方の事情は委敷相分り、外



に段々手を付候得共夫程相分り候手筋も無レ之候。　中間ヿ見込候故、内情相分候事にて御座候處、長州襲來に付長州國元迄踏入度との事に御座候間、太夫へ申上差出候事に御座候。　本道の暴客に相成かは不レ知候得共、又々罷歸候へば委敷情態の相分事ヿ相考申候間、左樣御含置可レ被レ下候。　いづれ脫藩の姿にて長州えは入込候手段にいたし候樣相達置申候。　先度申上候通松田東園ヿ申者脫藩の姿にて差出置候え共、埒明不レ申、第一私を落し、暴論を立候樣申込置候へ共、ごふも中村程には請がなり(7)筋

(7) なりは「ない」の誤

と相見得申候。此旨形行迄如此御座候。恐々謹言。

六月十四日　大島吉之助

大久保一藏様

（大久保侯爵家所藏）

【解說】此書は先づ前書に見えた池田屋事件後の京都の模樣及何故に守護職が浪士の逮捕を企てたかといふにつきて偵察せしところを報じてゐる。それが悉く眞相であつたとも云へないやうであるが、畢竟長州の暗中飛躍の結果であることは明かである。次に尹宮の一條がある。尹宮は薩藩より常に藩士を附けて種々御便宜を計つてゐた位で薩藩との關係は淺くなかつた。昨年八月十八日の政變で長州藩が退けられたのは、此宮の英斷によるといつてもよいのである。それに近來一橋慶喜との御談合も深くなつたと云ふので、益暴客の怨を受けられたのであつた。

それにつきて一時鋒先を避けられた方がよろしからうとて、本文の如く薩摩側では決議したと見える。〇中村半次郎云々、是は後の桐野利秋である。後隆盛が死生を共にした桐野は此頃初めて隆盛に知られ、長州の探偵に使用せられたものであつた。當時彼が暴客（尊攘志士）の仲間入をして、相當に勢力のあつたことが此書面にあらはれてゐる。

六四　同上別書

元治元年六月十四日

晒御買下の一條太夫(1)へ御(2)取越相成候處、公子御迎として大坂迄罷越候樣被仰付下坂の節、御留守居へ引合御買入一條可取計旨承知いたし候付、大坂にて得と吟味仕候處、商人手にて買入爲致候ては、いづれ成手術は差見得候間、詰見聞役呉服所へ踏込、直樣買入候へば法外の事も無之、御買入可相成候付、反布差出候樣相達候得ば直に正札を繰替候事も有之由に候間、踏入買入候へば右等の手術不相調候付、左樣の計可宜と吟味いたし、縞白晒千五百反丈御買入、近便より御方え振向被差

(1) 家老小松帶刀

(2) 御間越の音通

廻候樣、大坂御留守方えも談置候間、左樣御納心可被下候。自然太夫より御申越相成賦には御座候得共、今日病氣にて御出勤も無之候付、爲念此段も申上越置候。以上。

六月十四日　大島吉之助

大久保一藏樣

追て時節取後不相成樣早便より差廻候樣委敷相達置申候。

（大久保侯爵家所藏）

【解說】本書は前の書面と同日のもので、別箇になつてゐる。隆盛が經濟上について僅かなことでも決して忽にせなかつたことが窺はれる。

六五　浮浪取締其他の朝幕達案等を鹿兒島へ報ずる書

元治元年六月

【解說】關白二條齊敬より筑波屯集浪士一件につきて、備前少將池田茂政よりの建白に對する指令案並に浮浪取締其他の達文案を近衞內府に廻達して、其意見を徵した事を、內府より隆盛に通報ありし故、隆盛自ら之を寫取り事情を書加へて鹿兒島の大久保の許へ送りしものが即ち此書である。

霖雨難晴候處愈以御安福令欣賀候。抑過日一往御評議にも相成候備前(1)建白御返答一件、議奏の方にては別紙書取草稿も出來候得共、今一應不十分存候間、乍不都合別紙草紙の方兩樣無きと認試候間、先々御內談申入度、何卒無御腹藏殿方にも御深考の上御添削希入候。過日來一橋より達て申出居候別紙書面認直し申來候間、先々令入覽候。併文面の替り候丈にて何も趣意は替り不申

(1) 備前藩主池田茂政

候間、其邊精々申聞候得共、何分右樣の達し書不二相成一では幕府の爲にては無レ之
朝廷の御爲に不二相成一旨達て申出居候付、尙又御勘考希入候。何れ兩三日中、再
應御評議物哉と存候。先は荒々用要のみ如此候也。謹言。

六月朔日　　齊(2)敬

右(3)府公御始

當節浮浪の輩當地徘徊致し候哉に相聞候間兼て被二
仰付一置候巡邏致候者共へ、尙又嚴重相心得、聊にても怪敷もの有レ之候節無二用捨一
速に召捕町奉行所へ可二差出一候。尤手餘り候者切捨候ても不レ苦、且捕逵候分も
不レ苦候間、夫々可二相達一旨、年寄共申聞候付、爲二御心得一申進候事。

五月

御所向爲二御警衛一上
京罷在候兩番頭四組共、非常の節は
東山院御舊地前へ相詰
御警衛相勤候樣申渡置候間、其段御三卿え御達可レ申旨年寄共申聞候事。

(2) 關白二條齊敬
(3) 右大臣德大寺公純

五　月

大樹上　洛、列藩建議の趣も有レ之、國是論御治定に付先達て被二仰出一候通一切幕府え
御委任の通、政令一途に出候樣にとの
御趣意候間、列藩より直に建言等致候ては御差圖不レ被レ遊候間、關東え可二申立一尤關東往復の時日を難レ待事柄は所司代へ申出、都て先前の如く幕府の指揮に隨ひ可レ申旨御沙汰に候事。

(4)野州大平山に屯居候者より歎願候書取を以、備前少將より歎訴有レ之、則　言上に相成候處、水戸贈大納言遺志を續報國の趣神妙に被二
思召一候。是非共鎖港の成功可レ有　奏上折柄、盡忠の志士可レ令レ爲二先鋒一者か。尙人心居合候樣取計可レ有レ之御沙汰の事。

或は

野州太平山に屯居の者より歎願の書取を以備前少將より歎訴有レ之、則
言上に相成候處、(5)水戸贈大納言遺志を繼、願出候段神妙に被二

(4) 田丸稻之右衛門，藤田小四郎等太平山より書を岡山藩主池田茂政に呈し勅を奉して攘夷の先鋒たらんことを乞ふ，其書五月十四日を以て發す　(5) 故德川齊昭（烈公）

思召一候。幸、方御孝養の儀にも有ㇾ之、且は水備(6)共親籍の間、旁一橋中納言へ御任に相成、早々人心居合候樣可ニ取計一尙又幕府にも可ニ傳達一被ニ
仰出一候事。

備前少將

野州太平山屯居の徒愁訴に付、歎願の趣神妙の儀故ニ
聞召一候得共、先達て幕府へ
御委任迄度可ㇾ有ニ掃攘成功一儀と　思召候。若於ニ幕府不ㇾ能ニ成功一候共
叡慮の御旨も被ㇾ爲
ㇾ在候間、其節奉ニ
叡旨一爲ニ　皇國一可ㇾ致ニ忠節一當分の處暫猶豫幕府の處置可ニ相見合一樣被ニ
思召一候に付右
御趣意篤と相心得可ニ示諭一
御沙汰候事。

右の通被ニ　仰越一候付、御廻被ㇾ成との趣にて　內府樣より太夫え

(6) 備前侯は水戸の出で，水戸中納言及び一橋慶喜の弟にあたる

參、いまだ御內評か、相考居候處、浪士御取締向の御書付は早出候由、

內府樣にも跡以御聞被遊候御事に御座候由、余程御立腹の御樣子こ被相伺申候。就ては諸侯方の建議も御差留の儀、頻に御不同意の段被仰置候由、然共御引留被爲出來候丈けに無御座候由にて御座候故、是等の廉を以御辭職の　思召に御座候由、只今にて、野宮、幕吏に被欺、　二條公え申上、國事掛の御方々え御談じ有之候へば、必異論も出來候間、直樣御達相成候樣申上一々跡以爲御知相成筋こ被伺申候。　左候て野州の浪士輩には左の通り面相直り出候由に御座候。

野州太平山に屯居の者より歎願の書取を以備前少將より歎訴有レ之候。則言上に相成候處、右建白中、去年八月一擧の文意は甚御不審候得共、其余、水戸贈大納言遺志を繼、報國盡忠の志神妙被レ思召一候間、尙早々人心居合候樣、取計可レ有二御沙汰一候事。

（大久保侯爵家所藏）

六六　大久保一藏への書

元治元年六月二十一日

暑氣相募候得共、
御兩殿樣益御機嫌能ク御座被ㇾ遊恐悅の御儀奉ㇾ存候。　陳者去十五日より打立、伏見一泊にて十六日着坂いたし、御待申上居候處、十七日晝過　(1)御着被ㇾ爲ㇾ在兩日御滯坂にて十九日川御登にて伏見御一宿、二十日二本松御屋敷に御着被ㇾ爲ㇾ在、御着掛御花園御屋敷に被ㇾ爲ㇾ入、首尾能ク御着被ㇾ爲ㇾ成候御儀、御互恐悅の御事に御座候。(2)中將樣御儀指宿御湯治被ㇾ爲ㇾ入候段承知仕、御相應被ㇾ遊候御事大慶の御儀と奉ㇾ存候。　扨御當地の形勢においひて日々變亂に傾候

(1) 公子島津珍彥着坂をいふ
(2) 島津久光公

次第にて致方もなき世態とは罷成申候。

一橋(3)廷にも內亂到來いたし候向にて、平岡(4)、並原(5)市之進逢切害候由、廷中の事に候得ば何様の譯にて如斯場に相及候哉、委敷始末不相分事に御座候。　獨木(6)にては皆烏合の兵にて御座候處內亂到來にては定て暴威を振候も六ケ敷可有御座か。　天下の人心は相離、迚も意氣込通暴權を握られ候儀も相調申間敷か。　此末の處如何形行候かと相考居申候。　會津の儀も獨木(6)の助と相成一向暴を助居候處、土佐人間違にて槍突候より、土人類に憤り、兩三日跡にも會人を五六人切捨候由、右等大混雜と罷成候付、今にては會人もあぐみ果たる由に被相聞申候。

○い東萬次郎長州邊聞合方として被差出候處罷歸候處、唐物

(3)　一橋邸　　(4)　一橋家臣平岡圓四郎六月十六日志士に殺さる
(5)　同上原市之進の殺されたのは此時にあらず虛傳なり
(6)　一橋家をさす

締土持方より御國元え御屆相成候向之格別相變候儀も無之、中村半次郎と申者も先度申上越候通、是非長州へ入込候樣申付候て差出候處、境目におひて決て不入込由にて是以立歸申候第一賣船に手を付候て大坂に相廻候船には、決て不洩由に御座候、右に付御國元より上坂(7)の商人共、茶買圓候聞得有之、大坂え聞合方問越置候處、別紙の通申出候間、無往來の商人は都て差下候樣相達、蒸汽船には茶等の品物積入不致候樣、蒸氣船方役々え相達置申候。　商人手本にて取扱候儀も、悉く御名目に相拘、實に込入候次第に御座候付、屹と御取締向御達相成候樣御計可被下候。　勿論御物の御船に無往來の者便船被仰付候儀甚以不相濟儀に御座候間、深取調候樣蒸氣船方掛御役々

(7) 此一節は六月十一日附木場傳內書翰を參照すべし

えも御達置可ㇾ被ㇾ下候。　いづれ此形勢迚も暴論通鎖國いたし候儀は、相調申間敷候間、自然開國の勢に相成可ㇾ申と相考居申候。　其節は茶、生蠟等の品は餘程御益相成可ㇾ申事にて、商人共え被ㇾ任（まかせ）置候品にては有ㇾ之間敷候付、只今の處嚴敷取締置、公然と相成候節、御國產御賣出相成候樣思召被ㇾ下候て、此涯（きは）の處深く御締向被ㇾ下候樣御願に御座候。　異人交易一條に付ては色々惡評共有ㇾ之候得共、委敷は不㆓申上越㆒候間、御察可ㇾ被ㇾ下候。只今外に何も御評判申上事も無ㇾ之候得共、交易一條のみ惡評申觸候事に御座候間、暫御取締向有㆓御座㆒度儀と奉ㇾ存候。　○(8)太夫御歸國の一條も來月二十日より內には御出立の含に御座候間、左樣御納得可ㇾ被ㇾ下候。　左候て蒸氣船御遣の處被㆓申越㆒候

(8)　家老小松帶刀

由相聞れ申候付、夫等の御都合被成下度小倉邊え御着共相成候ては懸念の譯も有之候。其內汐掛の場所も悉不宜事に御座候間宜敷御計可被下候。右に付先便申上越置候岩下[9]氏跡に被相居候處、御願申上置候間、何卒相運候樣御都合被成下度私一人にては實に氣細く、

[10]公子も被爲在候付ては、旁案勞仕居候付、何分早々御申遣可被下候。若御返答不相達內京着相成候はゞ引止置御返答相待候樣可致候間、左樣御納得可被下候。此旨公子御着の御祝儀迄如此御座候。恐々謹言。

六月廿一日　　大島吉之助

大久保一藏樣

（島津忠承公爵家所藏）

（9）岩下佐次右衞門（方平）
（10）公子は島津珍彥

【解說】　此書は京都より在藩の大久保へ贈つたもので、初に公子島津備後（珍彥）の着阪より着京までの次第を報じ、次に京都の形勢を叙述してある。○橋廷にても云々。平岡並に原市之進殺害せられたとあるが、原の方は間違である。彼は此時は無事であつた。それより一橋慶喜の前途を推測したのである。○伊藤萬次郎云々。これは長州偵察の報告である。○「御國元より上阪の商人共茶買圓候聞え有之云々」これは薩藩を中傷するために、薩人が茶を買締めて、外人と交易してゐることに付惡聲を放ち居るのだから、今後は止めさせて呉れと依賴したのである。（前揭木場傳內との往復參照）○「いづれ此形勢云々」は、世界の大勢から見て鎖國は到底出來ぬ、自然開國の勢になるから其節に至らば、茶生蠟等は餘程利益になるから、藩營にしたいといつて注意したのである。經國の注意至り盡せりといはねばならぬ。隆盛は決して武勇一方の人ではなかつた。

六七　大久保一藏への書

元治元年六月二十五日

去る二十日より追々長州人着坂いたし候段相聞得候付、方々探索方いたし置候處、相分候次第柄、全五日晩長人召捕一件より相起候儀にて、多人數出張の趣に御座候。大躰千人と申事惣宰は福原越後と申者の由に御座候。左候て二十三日出坂にて枚方(ひらかた)一泊、二十四日着伏相成申候。暫は滯在に候はん。大坂にては町奉行方へ屆申出候趣は江戸表え罷通候筋に御座候へ共、決て左樣の含にては無レ之由に御座候。然處二十四日晝過御留守居御呼出有レ之、淀邊へ人數差出し警衛いたし候樣御達相成候處、

印刻御書付を以て御斷相成候儀に御座候。此度の戰爭は全長會の私鬪に御座候間、無名の軍を動候場合に無之、誠に御遺策の通、禁闕御守護一筋に相守候外無餘念事に御座候間、左樣御含可被下候。いづれ長人の儀、内には外夷の襲來を待外は出軍の次第、實に死地に陷り候窮鬪と申ものに御座候へば、定て破立候儀かと相考候。舊怨を懷き候事は素よりの儀に御座候得共、差迫り候處を幸にいたし、兵を動し候儀誠に無名の軍と相成候ては從來迄の汚名と相成儀に御座候間、斷然御斷切に相成候筋に申上、其通屆相成候事に御座候。一度長州挫候はゞ幕命を不奉處を以難論相成候儀は差見得候得共、夫等の煩を顧て無名の兵を擧ヶ後來の耻辱と相成候儀共にては、却て其罪も可重と相考居申

候。此上は朝廷如何様の御災難到來いたし候ても、御安慮に相成候處丈けは相盡賦に御座候間左様御納得可レ被レ下候。いづれの筋長州より若や朝廷に奉レ對御怨申上候様の儀も御座候はゞ其節は不レ戰して相濟申間敷と相決し罷在申候。右等の趣意は御賢慮を以宜敷御執奏被二成下一候様奉レ願候。尤も幕府よりの御達書幷御斷の御書付は表通(おもてどほり)の御問合可二相成一候に付文略仕候。然處宮(1)之城公子の御儀、二十八日御出立の筋に御極り相成居候得共、劍鎗或は切火繩等にて陸地又は船上より罷登候に付、御下坂の處御見合不二相成一候ては相濟申間敷儀と吟味仕置候處、公子思召も此變動御見捨御立歸被レ爲レ成がたくとの御趣意の事御座候へば、却て幸の事と奉レ存、暫時御扣相成候方可レ宜、少し居合相付

（1）　島津圖書（久治）宮之城邑領主，忠義公の弟，珍彦の兄

候はゞ、早々御歸國相成候樣御都合可ㇾ仕儀と吟味仕申候。此一擧に付御國許より早々御人數被ㇾ差出ㇾ候時機にも有ㇾ御座ㇾ間敷候間左樣御含可ㇾ被ㇾ下候。若御人數不ㇾ被ㇾ差出ㇾ候て不ㇾ叶機會も御座候はゞ其節は蒸氣船も罷居候に付、急に申上候樣可ㇾ仕と差圖致置候間、是又同樣御含可ㇾ被ㇾ下候。此旨要事迄如ㇾ此御座候。恐々謹言。

六月二十五日　　大島吉之助

大久保一藏樣

追て若又長州勢を得候事も御座候はゞ、朝廷に相迫候儀は差見得候付、是でも又難題は到來可ㇾ仕儀と相考居申候。しかし死ものくるひと申鹽梅に御座候間、迚も尾(2)をとり候考とは

(2)「びをとる」とは物の結末をつけるといふ薩摩の方言

相見得不レ申候。

（大久保侯爵家所藏）

【解說】 此書は主として長州兵伏見着のこと及び之に對する京都藩邸の方針を鹿兒島に告げたのである。「全く五日晚、長人召捕一件より相起候儀にて云々」は長州兵が上京の名目を、主として京都五日の變を聞いて狼籍者の取締の爲め上京するのであると唱へたから、隆盛等は自然本文の如く傳聞したであらうが、その實は池田屋事變の前から、上京の計畫は略出來てゐた。そこに池田屋事變の通知が六月十四日山口に達すると悲憤慷慨の氣が上下に漲つて、長藩政府は急に出發の命を傳へたのであつた。隆盛は池田屋事變は會津が長藩を迫害したので、長州は今度それに應じて復讎戰を企つるのである。全く會、長の私闘であるといふ見解を下した。或は故らに左樣聲名したのかも知れぬ。我薩藩の兵士は朝廷守衛の爲に上京してゐるのだから、他藩の私闘などに關係することは御免を蒙るといつた調子である。幕府から薩藩へ長州兵防備の爲に出兵の命令があつても、右の理由を以て直ちに斷はる。長には舊怨があるけれども、かゝる場合を幸として無名の軍を出しては歷史を汚すことになるから、きつぱり斷つたとある。なほ長州が

敗北したら、幕府から命令を奉じなかつたといふ廉を以て薩藩を詰責するであらうが、無名の兵を動かす恥辱にはかへられぬと論じてゐる。而して若も長州が朝廷に向つて彼是いふ場合には一戰を辭せぬと評決したとある。次に宮之城公子云々は島津圖書が二十八日出發歸國の筈なりしも、此度の騷動の決着するまでは滯京する旨を報じたのである。○追て書には長州、若勝たば復朝廷に迫ることは見えて厄介ではあるが、死物狂と申す風であるから、とても結末をつける考とは見られないと評してゐる。

六八　側用人及側役への書

元治元年六月二十五日

於二其御許一大守樣(1)中將樣(2)暐姬樣(3)益御機嫌能被レ遊二御座一其外御惣容樣彌御安康被レ爲レ成二御座一恐悅御儀奉レ存候。於二爰許一貞君樣(4)益御機嫌能被レ遊二御座一重疊恐悅御同慶奉レ存候。今日表より御用候付足輕兩人極々急飛脚被二差立一候付御左右申越候條宜敷被二申上一可レ被下候。以上。

六月二十五日　　大島吉之助

御國許

御側御用人衆

(1)　忠義公　　(2)　久光公

(3)　齊彬公女にて後，忠義公の夫人となりし方

(4)　近衞忠房公夫人（島津家より入嫁）

御側役衆

【解說】此書は京都より在藩君側に贈りし御機嫌伺にすぎず、時局に關する報知は別翰を以て報じたのである。

六九　大久保一藏への書

元治元年六月二十七日

先便申上越候通禁闕御守護丈の處一筋に可相勤賦に申上置候處、今日に到り候處長州暴横相顯れ、有栖川宮(1)並正親町(2)等を相かたらひ、朝廷を八月十八日已前に打替、我意を働くの趣意と相見得申候次第に御座候得共、いづれ勅命を以征討の旨相下り候得者、長と不相戰候て不相叶時機も可有之決心致居候に付、蒸氣船の儀は大坂へ相滯候ては懸念は勿論の事に御座候間、早々御差返し相成候方可然事と吟味いたし居候處、既に今日は九門御差固相成、長州勢伏見より押來候段相聞得、大騷動の事に御座候間

(1)　幟仁親王，熾仁親王父子

(2)　正親町實德(大納言)

早速援兵御差出相成候處、蒸氣船を以表通御問越相成候に付荒增大意迄申上候間左樣御心得可ㇾ被ㇾ下候。　成丈相忍び可ㇾ申含にて罷在候處、暴威を以朝廷を取崩候仕方におひては、もふは、だまり兼候次第に御座候。　八月十八日已前を眞の叡慮、其後の處は都て僞謀のものにいたし成し候事にて、堂上方も過半長州同意の向〻相見得申候。　此上は何樣相こらへ候ても、必ず我國打崩され候儀無ㇾ疑、いづれ朝命を奉じ、相戰より外は無㆓致方㆒事に御座候間、能々御合點可ㇾ被㆓成下㆒候。　恐々謹言。

六月二十七日夜認　　大島吉之助

大久保一藏樣

【解說】元治元年長州幕兵京都打入に付、京都なる薩摩藩邸に於ては、會津と長州との私鬪と見なして局外中立の態度を持し、專ら禁闕守護の一筋にて進まうと決議してゐたことは既出の隆盛書翰にあるが如し。然るに此書にては長州の目的が單に會津をどうかするといふのでなく、兵力を以て朝廷の要路を代へ、文久三年八月十八日以前の狀態に復せんとすることが明かになつたから、いづれ勅命を以て征討の命を下さるであらうから、長州と戰はねばならぬといふ決心をしてゐると見えてゐる。幕府の命で動くのではない。朝廷の命で出兵する。長州が暴威を以て朝廷を破壞せんとするを最早默止する能はずとある。薩藩出兵に關する隆盛等の意見は大體これにて察せられる。どこまでも名分によつて進退するのである。○書中早速援兵云々とあるは、在京の家老小松帶刀より今度の汽船便から公文を以て援兵を送らるるやうに申つかはされたから、大意を私よりも申ぐるといふ意味である。

七〇 大久保一藏への書

元治元年六月二十八日

近比長崎より御取寄の本込小銃、其許御格護相成居候由、内田、吉井一挺づつ拜借仕度願出候間、此節蒸氣舟便より御差登可レ給候。此旨御頼申進候已上。

六月二十八日　大島吉之助

大久保一藏様

追て稅所にも一挺拜借願出候間可レ然御頼申越候。

（大久保侯爵家所藏）

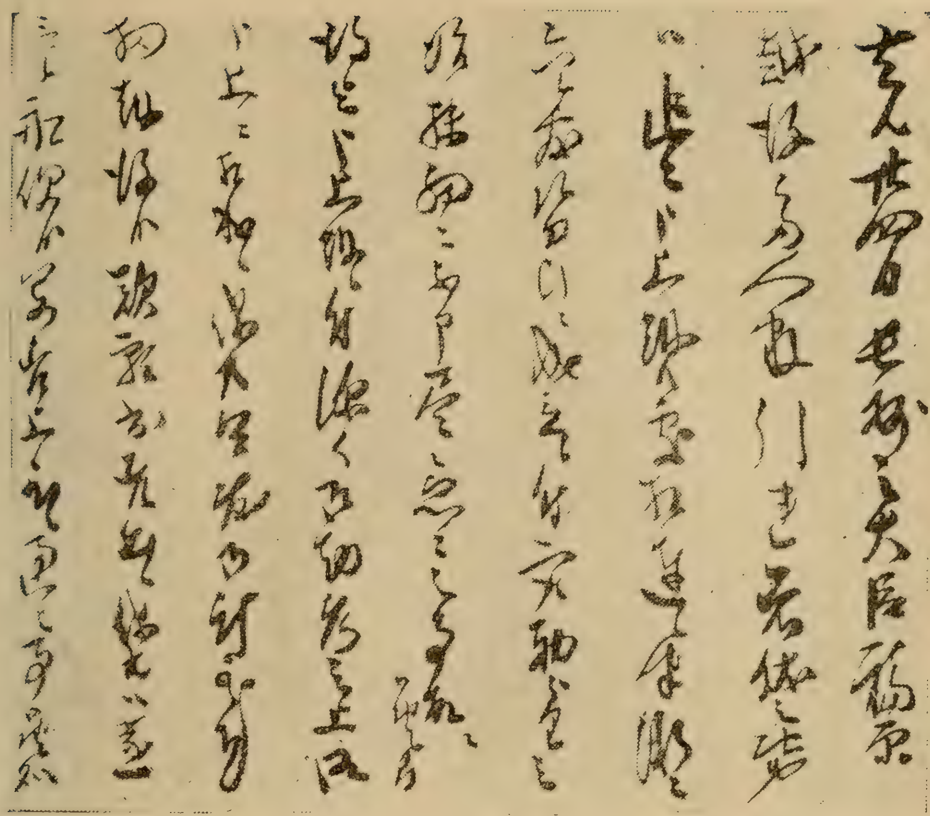
【解説】內田は正風、吉井は友實、稅所は篤をさす。

七一　大久保一藏への書

元治元年七月四日

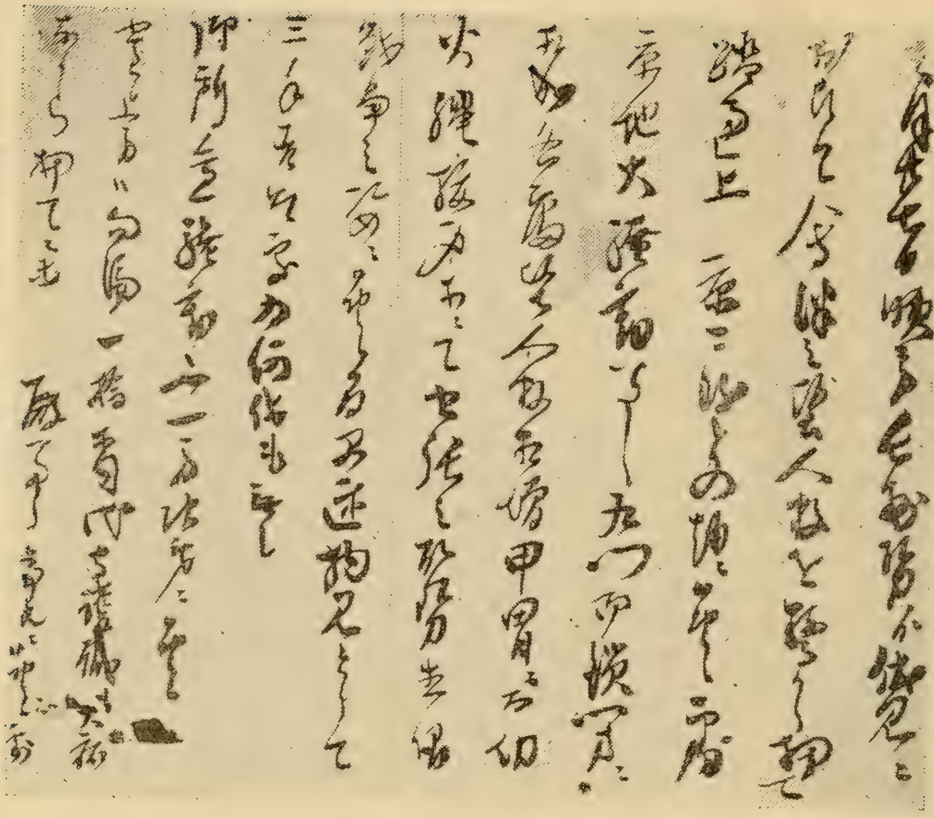
去る二十四日長州の大臣福原越後多人數引連れ、着伏の次第は追々申上越候處相達候はん。　漸々六ヶ敷勢ひに成立候付、最初よりの始末細々不ㇾ申盡、急々の事故に御座候間、得と申上越候付深く御勘考の上御申上に相成候儀共宜敷御計可ㇾ被ㇾ下候。　扨越後(1)より歎願書差出候儀共は、蒸氣船便より寫差上置候通の事御座候處、去月二十七日晩方、長州勢より伏見におひて會津の堅人數を驚かし、押て踏通上　京可ㇾ致との趣に御座候處、京地大騷動いたし、九門御鎖閉に相成、各藩堅人數を相增、甲冑にて切火繩拔

(1) 長藩家老福原越後



身等にて出張の形勢直樣戰爭の姿に御座候間、早速物見さして三手差出候處、爲何儀も無之、御所邊騷動不一方、次第に御座候。 堂上方は勿論一橋所司代守護職も大病ながら押て參殿いたし候事共に御座候處(2)正親町三

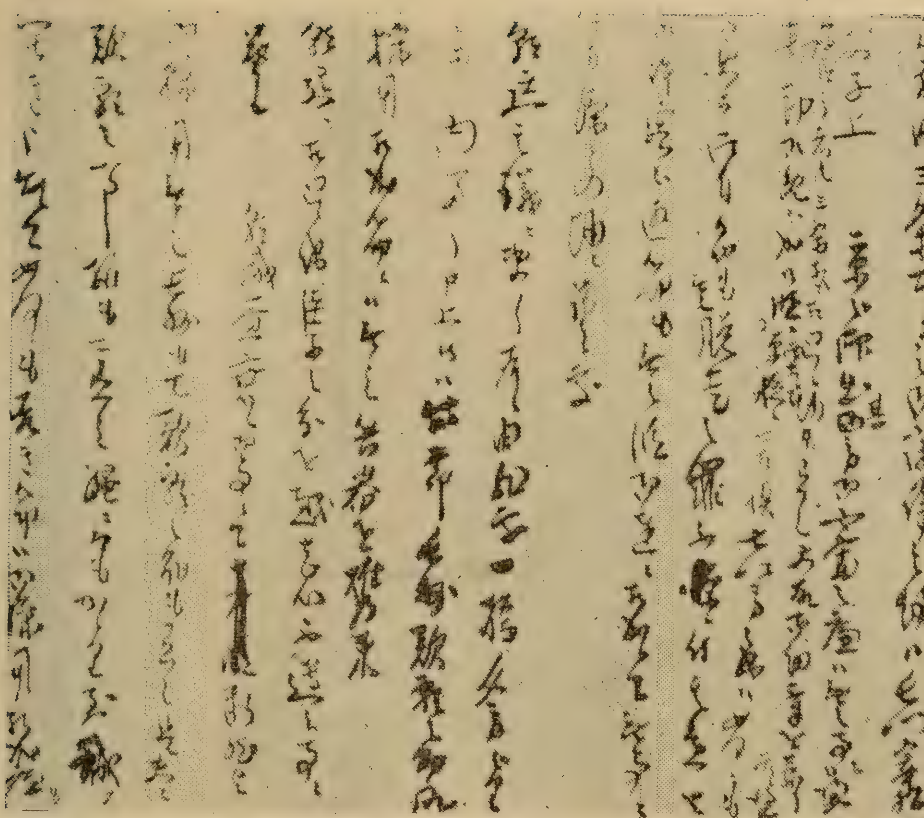
(2) 正親町三條（後に嵯峨と改姓）實愛公



條公よりの御議論の趣は長(3)門宰相父子上京被仰出共方御不審の廉は無之事に候得共家臣の者共三(4)條等へ相迫り候趣も有之夫故御勘氣を蒙り居候得共、勅勘御免被成候段被仰出候はゞ平穩に可相愼七卿方の儀は如何にも御免被

(3)　毛利

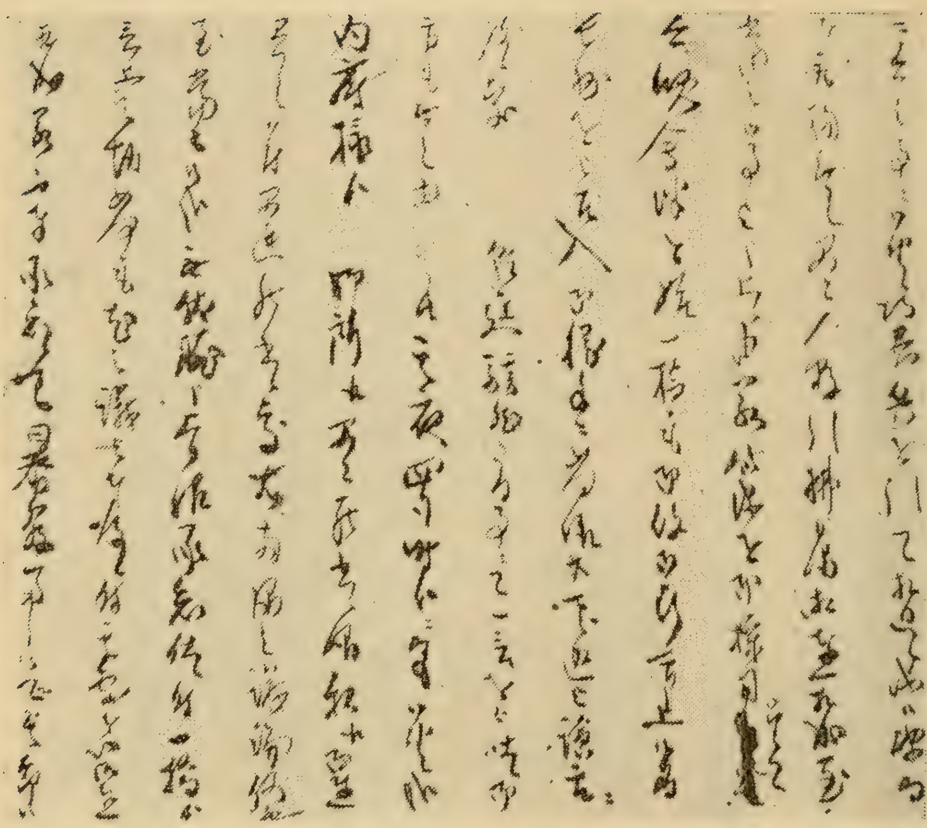
(4)　三條實美卿



仰付筋も無レ之、脱走の罪不レ輕候付、其邊は御許容被レ遊筋も無レ之段御達に相成候はゞ無事に可二相濟一との趣に御座候處、

朝廷其儀に決し居候由、然處一(5)橋夕方より參　內いたし申上候は、此節長州歎願の筋御採用相成筋には無レ

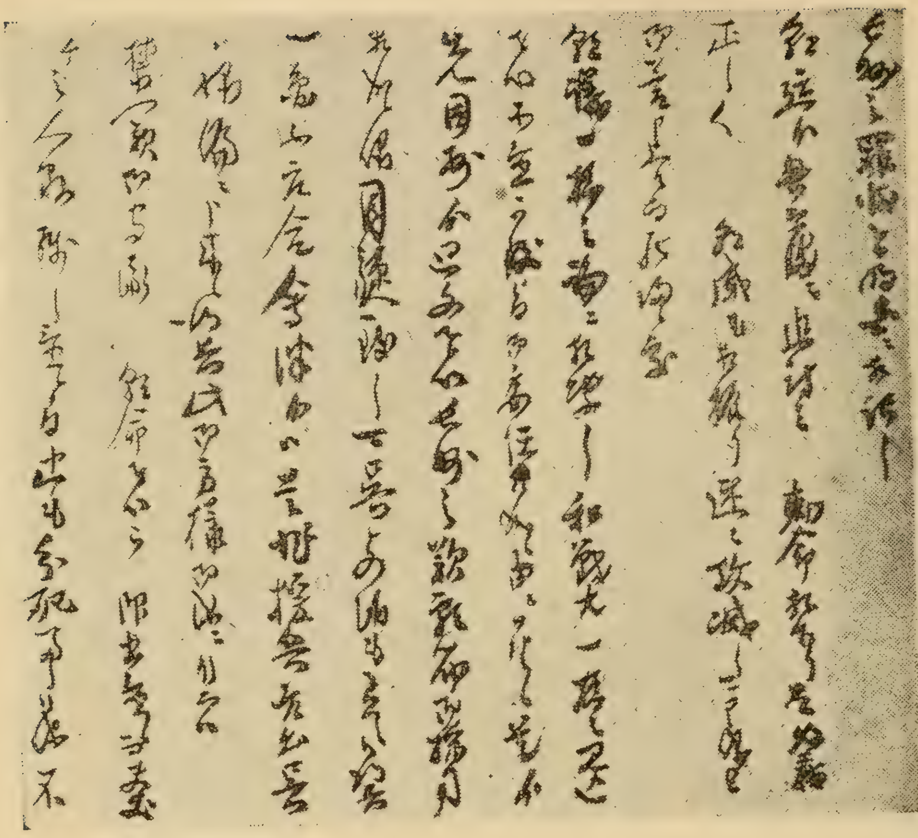
(5)　一橋慶喜公



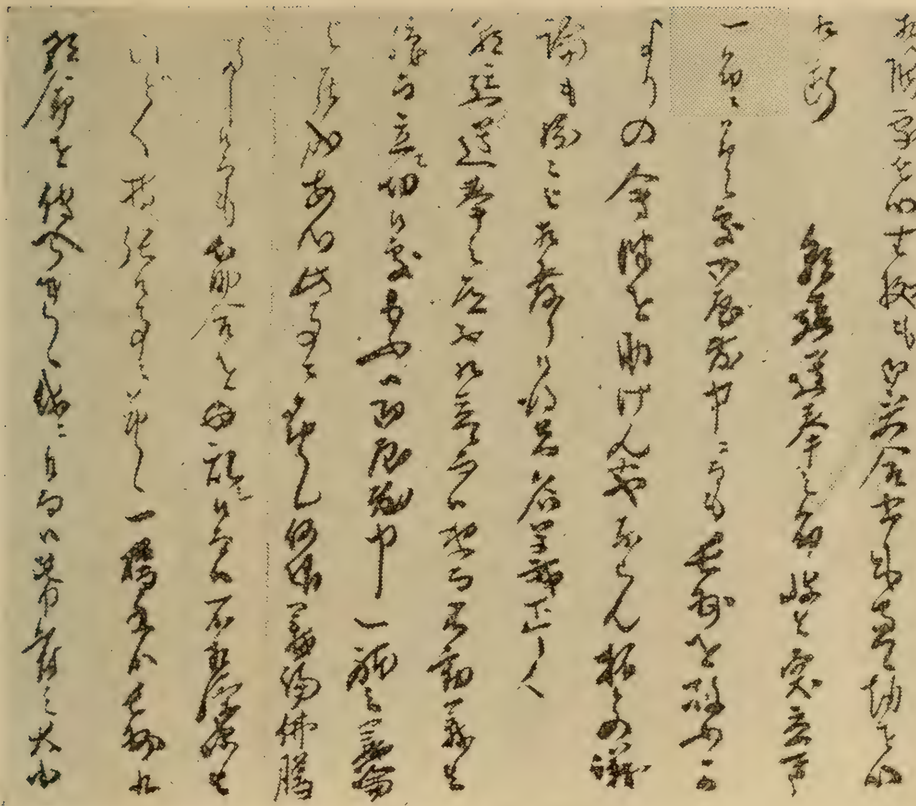
之、兵器を携へ來り、朝廷に相迫候儀、臣子の分を越、甚以不遵の事に御座候。 朝威益衰候御事にて、斷然こ御採用無レ之、長州ゑは歎願の筋も有レ之候はゞ夫々歎願のいたし樣も可レ有レ之、縄にてもかゝり至誠を開き申出候はゞ、如何にも善

き筋は御採用相成廉も可レ有レ之事に御座候得共、兵を引て相迫候儀は決て御取揚無レ之早々人數引拂候樣御達相成至當の御事と申上候由、若此儀を御採用御座候はゞ、今晩會津を始一橋にも御役御斷可二申上一候間、長州を被二召入一御勝手に、如何樣共可レ被レ遊と演舌に及候處、由朝廷駭然たる事にて、一言を被レ吐候御方も無レ之由御座候由、其夜四ツ時分にても御座候や內府樣より(6)　御所へ早々罷出候樣、私へ御達有レ之候付、早速罷出候處、右兩樣の議論、何れが至當に候や無二伏臟一申上候樣承知仕候付、一橋より言上の趣如何にも尤の議と奉レ存候付、其處を以御達相成、若不レ奉二承知一候て暴發いたし候はゞ、其節は長州の罪狀を明白に相記し、
朝廷より各藩に追討の　勅命相下り候はゞ、名義正しく　朝威

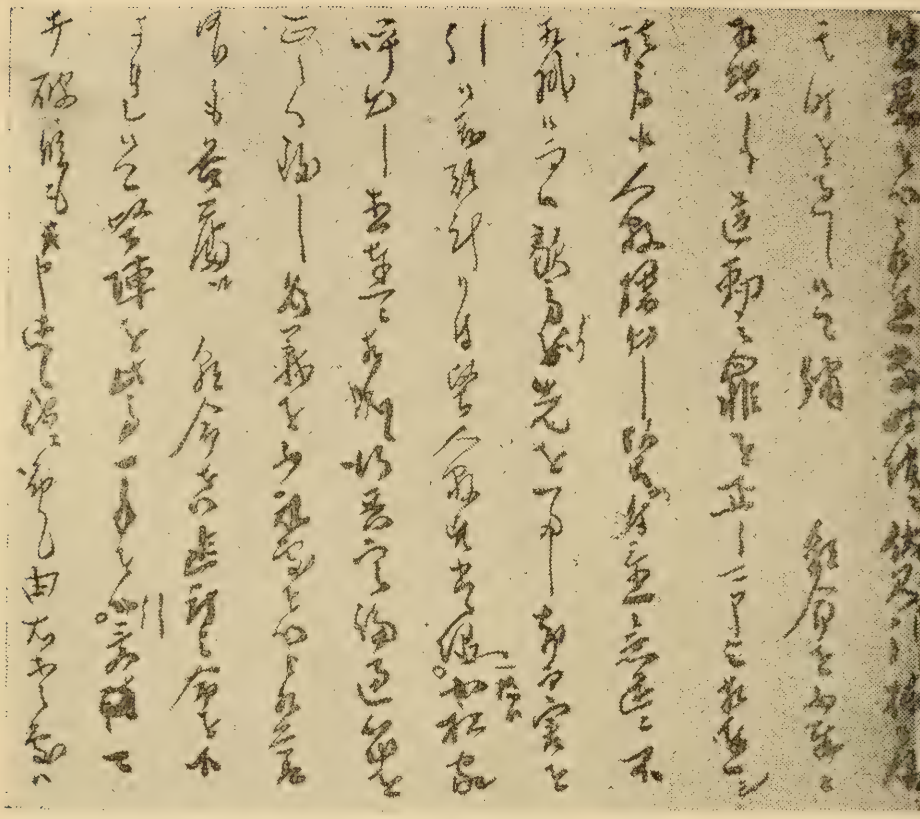
(6)　近衛內大臣忠房公



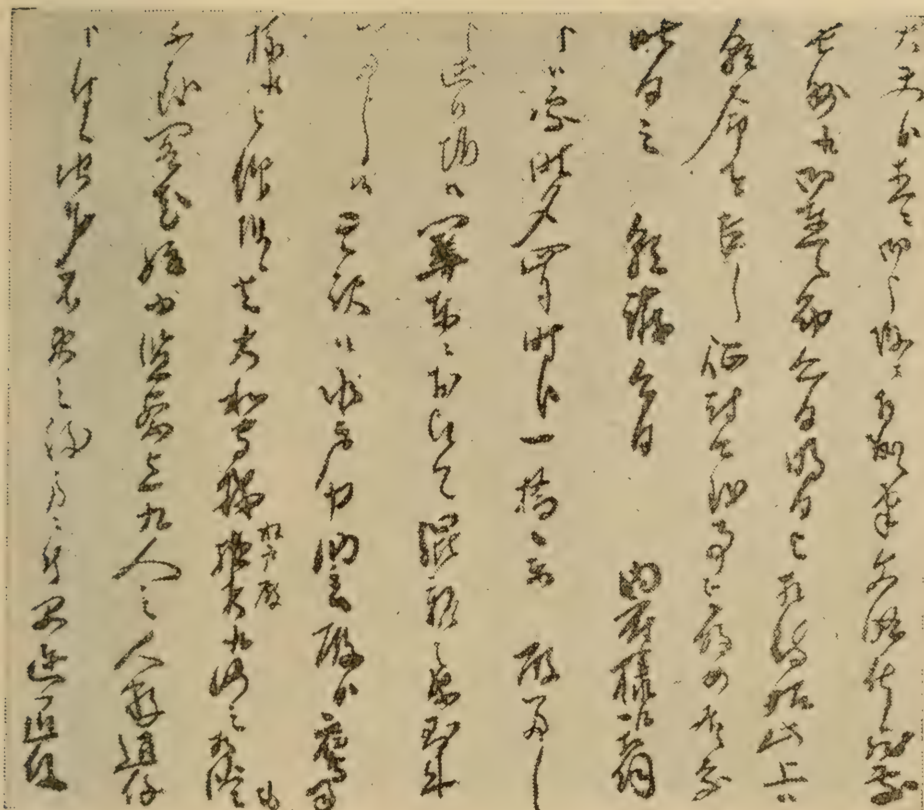
も相振い、速に攻滅し可ㇾ申議こ御答申上候て罷歸候處、朝議一橋の論に相決し、和戰共一橋の見込を以所置可ㇾ致旨御委任相成候由に御座候。是より先因州より廻文を以、長州の歎願筋御採用相成候樣周旋致し可ㇾ吳との趣も有



之候得共一圓不㆓取合㆒
會津よりは是非援兵
差出呉候樣偏に申來
候得共、此御方樣御儀
に付ては
禁闕御守衞朝命を以
て被㆓　仰出㆒置候て、夫
丈ケの人數殘し置候
間、迚も分配いたし候
儀不㆓相調㆒處を以、無㆓據㆒
も御受合出來兼候趣



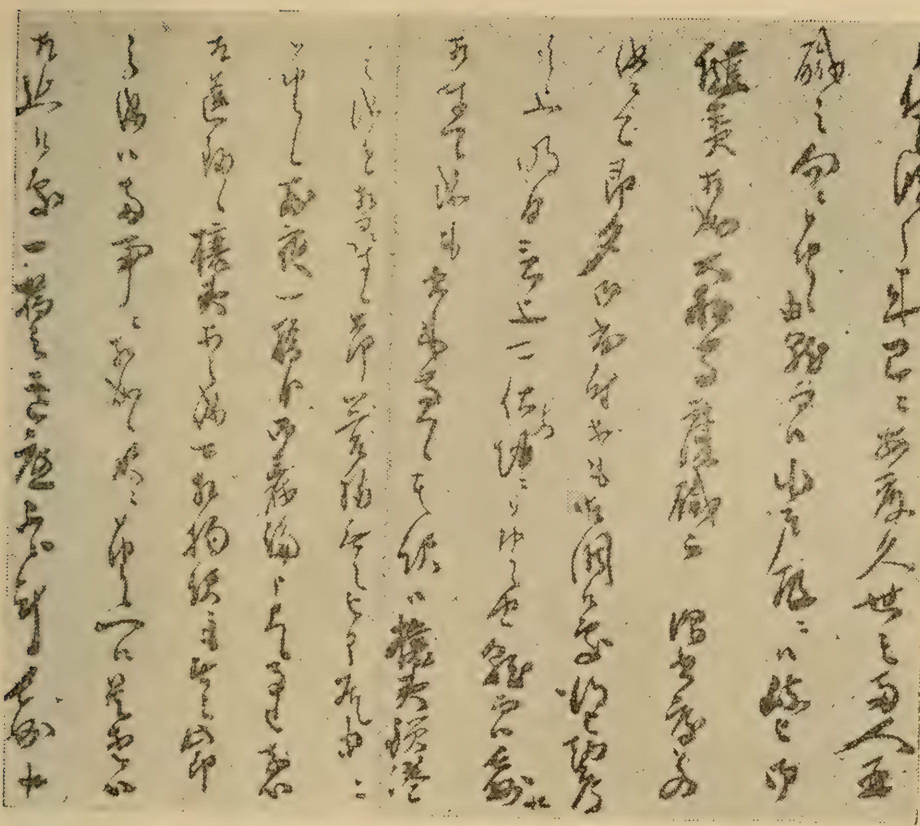
を以相斷、朝廷遵奉の筋屹と突立可ㇾ申一筋に御座候處、御屋敷中にても長州を救ふがよいの會津を助けんにやならん抔との議論も、紛々と相發り候得共、名義正しく朝廷遵奉の道不ㇾ相立候ては、決て不ㇾ動義、絶て立て切候處、もふは



御屋敷中一躰の議論こ罷成安心此事に御座候。何様議論沸騰いたし候ても筋合を亂し候ては不㆓相濟㆒儀こひごく持張候事に御座候。一橋手より長州え朝命を傳へられ候儀に付ては、幕府の大小監察を以、被㆓相達㆒幾時限に伏見引拂

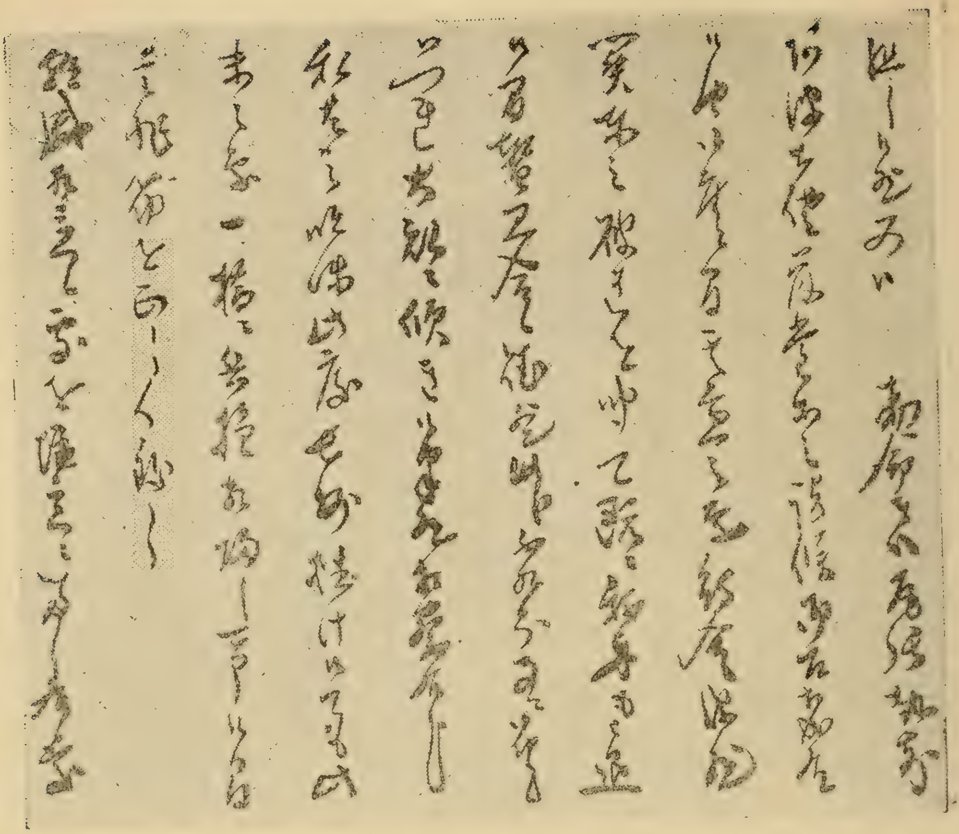
候樣、其時を過し候はゞ彌　朝命を不ㇾ奉に相決し、違勅の罪を正し可ㇾ申と相達し、諸方へ人數繰出し堅め付置、急速に不二相掛一候ては、敵方より先をいたし、却て害を引候も難ㇾ計候付、堅（かため）人數差出候樣一橋より小松家呼出し、直達に相成候得共、定論通筋を正しく致し名義を不ㇾ亂處を以被二相答一、何分にも各藩へ　朝命を以追討の命を下され候はゞ、堅陣を此方一手を以引受可二打破一段も被二申述一候儀に御座候由、右等の處は太夫より直に御申越に相成候はん、文略仕候。　然處長州へ御達の筋今日明日と相待ち居、此上は朝命を奉じ征討可ㇾ致事と明め居候處、昨日の　朝議、今日　內府樣へ相伺申候處、昨夕四ツ時分一橋參　殿いたし申述候趣は、關東におひて混雜の儀到來いたし候、　其譯は水(ｲ)戸中納言殿より

（7）一橋慶喜公

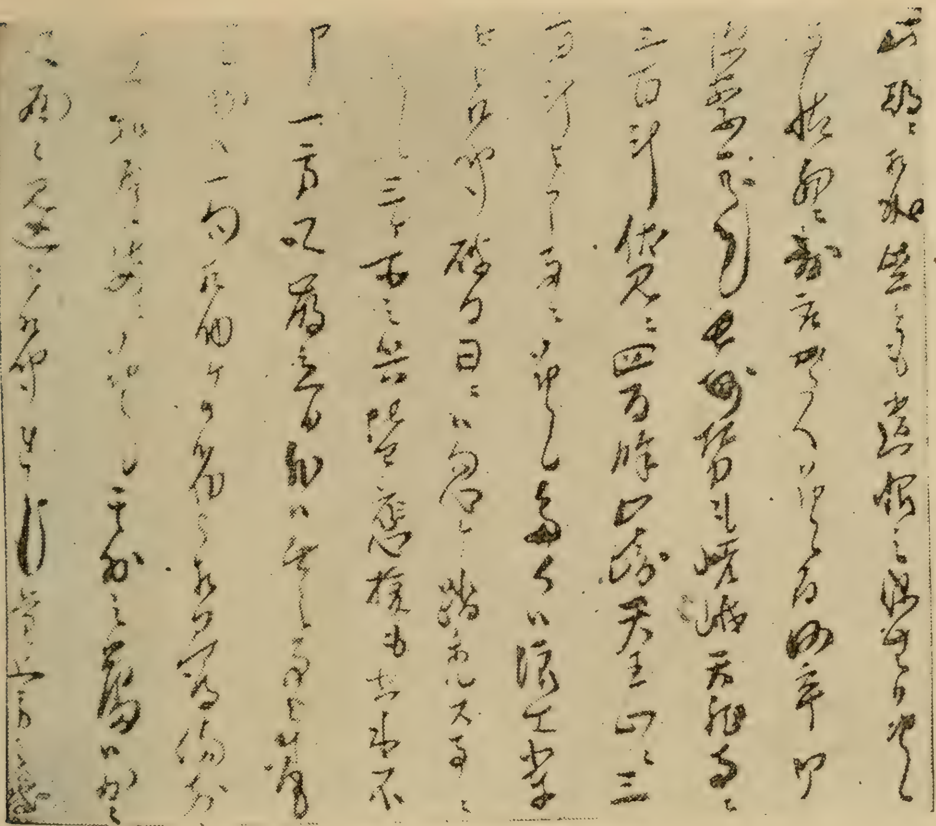


(8)鷹司様ゑ被二仰越一候は、大和守水戸殿ゑ何の相談も不致、閣老始小監察迄九人の人數退役申付候次第、不束の致方に付、(9)早速退役申付候段申來、已に安藤、久世(10)の兩人再職の向に御座候由、就ては水戸殿には屹と御譴責相成、大和守復職被二

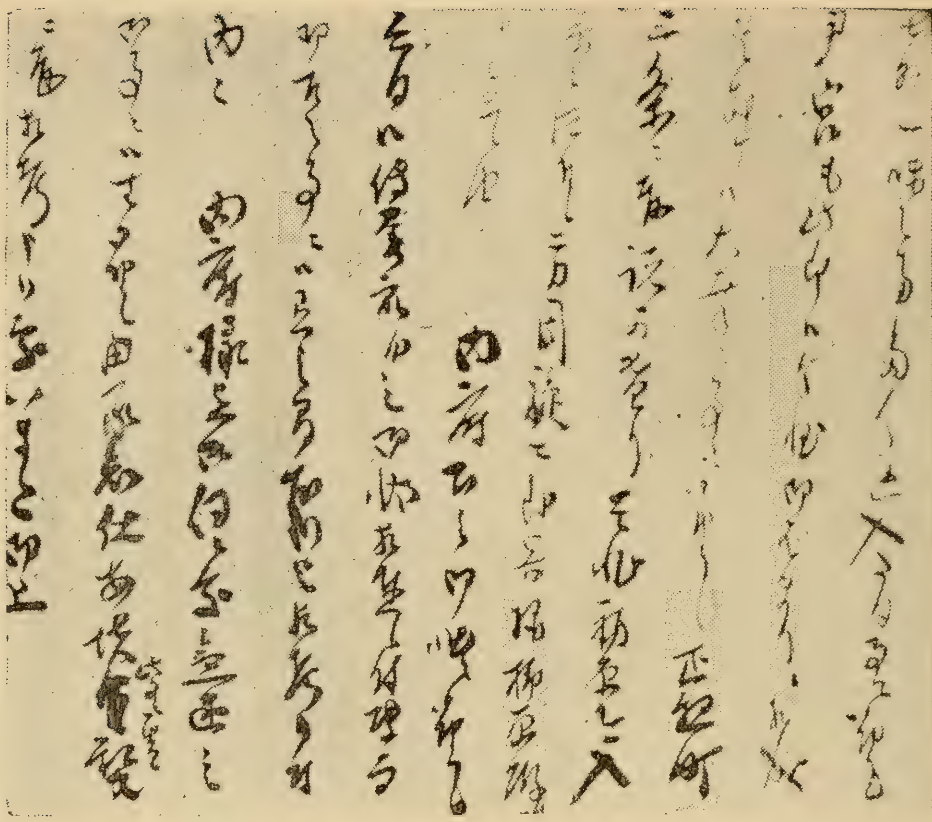
（8） 松平大和守直克（幕府總裁職）
（9） 大和守は六月二十二日罷めらる
（10） 安藤正睦
久世廣周この兩人の復職は事實とならず



仰出度との儀にて、御夕御書付等も相調候處、得と勘考の上、明日言上可仕との趣に御座候由、就ては長州へ相違候儀も出來兼候、其譯は攘夷鎖港の儀を相尋候節、答様無之と申居候由に御座候。前夜一橋より御議論申上候事と、甚以相違



致候。攘夷等の儀可二相拘一譯にも無レ之此節の議は兩事に相成候譯に御座候得ば、是等を以相延候處、一橋の意底不レ被レ計、長州へ組し候か、又は勅命を以尾張、越前、阿波、土佐、藤堂等の諸侯御召相成居候由御座候間、其邊の處待合候儀か、關東

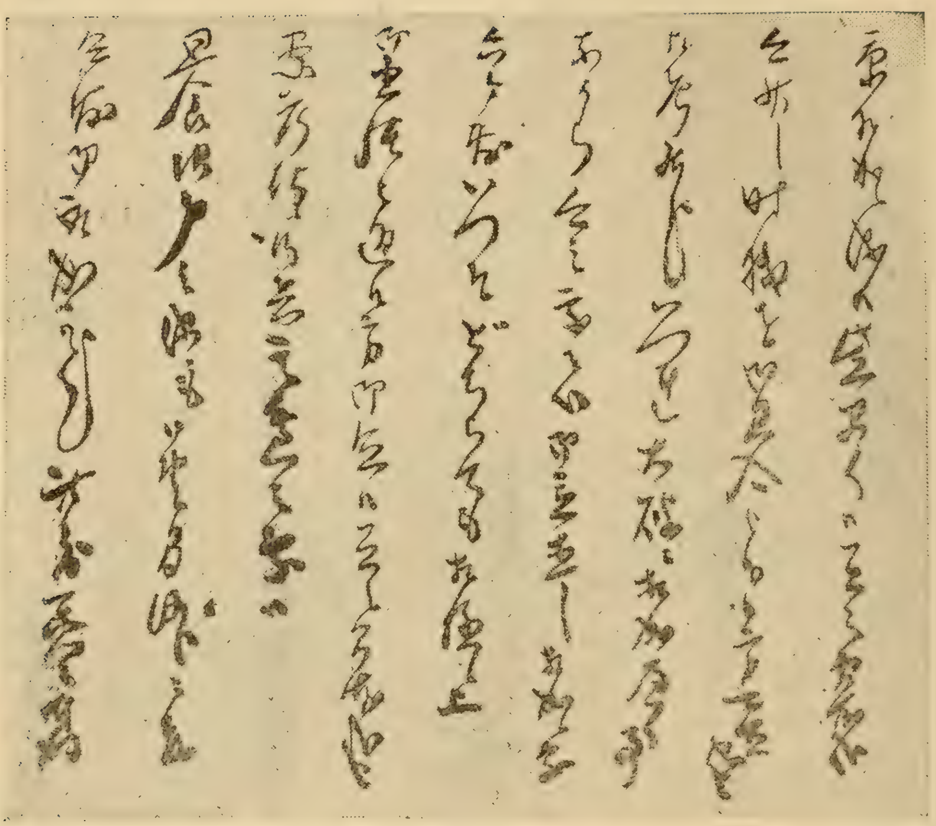


の破れを聞て、既に我身も被レ退候間、暫見合候賦か、何分不二相分一事に御座候。

いづれ大亂に傾き候はんか、相察居申候。

私共の吟味此度長州挫け候ても、此末の處一橋に兵權相歸し可レ申候間、是非筋を正しく致し、

朝威相立候處を趣意にいたし居候處、此期に相成、些ㇾとも遺恨の儀無ㇾ御座ㇾ候。事情細々書取かたく御座候間、何卒御深察可ㇾ被ㇾ下候。長州勢も嵯峨天龍寺に三百計、伏見に四百餘、山崎天王山に三百計と申事に御座候。多くは浪士輩と被ㇾ相聞ㇾ破る日には忽ち踏禿す事に御座候。三ケ所の兵皆應援も出來不ㇾ申、一方づゝ崩立より外は無ㇾ之事と奉ㇾ存候。因州は一向相助け候筋と相見得、備前は些扣居候姿に御座候。其外の藩は少々づゝ面々見込と被ㇾ相聞ㇾ申候。堂上方の處、長州一味の方多く込り入たる事に御座候。尹宮も此節は餘程御はまりに相成、是丈けは大幸の事に御座候。正親町三條にも說が替り是非福原を入京被ㇾ仰付ㇾ候方、周旋可ㇾ致呉ㇾ樣柳原殿え申參候由、內府公の御咄に御座候。



(13)今日は傳奏衆よりの御狀相達候付、決て御召の事には有之間敷やと相考へ候付、内々内府樣迄御伺候處、急速の御事には無御座候由承知仕安堵此事に御座候。私共にも相考申候處いまだ御

上

京相成候儀は些早く

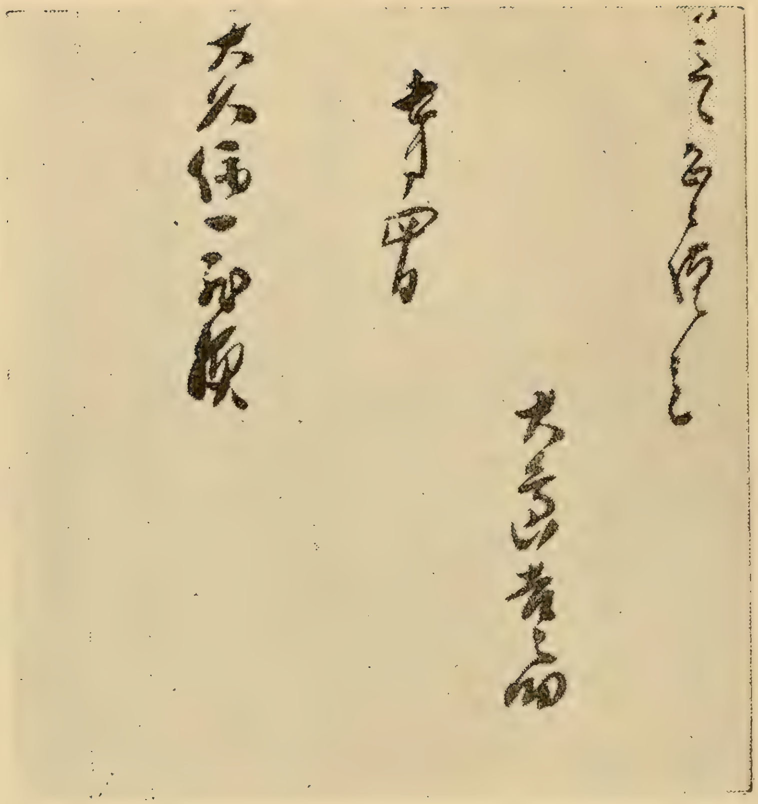
(13) 今日は云々，朝廷より久光公宛の御狀達した故，其内容を近衞内府に伺ひしに　御召狀なれども急にといふことではない樣子なれば安心なりといへるなり

候には有ㇾ之間敷や、今少し時機を御見合被ㇾ下候方可ㇾ宜儀と相考居申候。いづれ大破に相成べく事ながら、今の處を以御立直し相成候處六ケ敷、いつそ、どちらでも相極り候上、御出張被ㇾ遊候方御宜敷は有ㇾ之間敷やと愚考仕候得共、其邊の處は思食次第の儀にも御座候間、何分にも宜敷御取成可ㇾ被ㇾ下候。此旨荒々奉ㇾ得ㇾ御意ㇾ候。恐々謹言。

七月四日　大島吉之助

大久保一藏樣

尙々動も不動も信義名分上におひて間違は不ㇾ仕ㇾ出ㇾ候間是丈けは御安心可ㇾ被ㇾ下候。



別紙伏見に於て服部政次郎より探索いたし候書付差出候。與力方よりの書面かさ相察申候。長州へ御達相成候儀無二相違一一橋より一昨日　朝廷にて申上候口振とは相違ひ候付、如何の譯かと聞糺候得共、其邊の處委敷不二相知一候へ

共、御達相成儀は間違は有ㇾ之間敷やと相考居申候。　就ては返答振りに依り、御所置の品も可ㇾ有ㇾ之、不遵の儀申立候はゞ速に征討の命相下り可ㇾ申事と相待居申候。　直様人數を引拂ひ候はゞ、此節迄は戰に不二相成一儀かと相考候得共、つまり戰に不二相成一候ては不ㇾ濟勢と相考居申候。　今明日の擧動只相待計に御座候。　恐々謹言。

七月四日　大島吉之助

大久保一藏樣

追啓上段々一橋の處、疑念起り勝に御座候得共、長州へ組し候譯とも不ㇾ被ㇾ思候。　乍ㇾ然心躰不ㇾ被ㇾ計候。

（大久保侯爵家所藏）

別紙（探索書）

貴墨拜承仕候。如レ命暑氣凌兼候得共、益御壯榮御勤務奉二拜賀一候。御申越の通今日は大目付永井主水正御目付戸川鉡三郎同小出五郎左衞門其外御徒目付等當役所へ被二差越一長藩福原越後御役所へ被二召寄一候處、同人儀不快の趣にて明早朝迄延し呉樣申出候に付、其段役々も承知にて孰れ、明朝には御役所へ越後罷越可レ申儀と奉レ存候。罷越候はゞ應接の模樣相分次第御洩し可二申上一候。將又即今の動靜等其外模樣御洩し可レ申旨、差て相變る儀も無レ之、實は過刻より暑邪に當り、在宿罷在、孰れ明朝早天より出勤可レ仕候間、猶相變候儀は從レ是可レ得二貴意一候。右御受匆々。以上。

七月三日

政次郎樣　　常助

【解說】長州藩福原越後等大兵を率ゐて京都に迫らんとするにつき、京都薩藩邸の態度（即ち、小松、西鄕等の意見）を最も詳細に最も明かに發表したものは此書である。此時は事件が段々切迫して、既に京都騷擾の樣が見える。正親町三條實愛卿の長門宰相父子

の入京を許さうといふ議論が出て、滿朝之に傾き居りしに、一橋慶喜の猛烈なる反對があり、遂に近衛内大臣忠房、隆盛を召して意見を問ひ、隆盛慶喜の論に賛成し、答ふる所ありしに、朝議その議に決したる事、亦因州より長州の歎願採用の事に周旋するやうに依頼ありしも顧みなかつた事、又會津よりも援兵を依頼せしも我藩は朝命を以て禁闕を守護するものなれば兵を分配しがたしとて斷り、一橋慶喜より小松帶刀に直接薩藩の出兵を促したるも、それをも斷はり、何處迄も朝命を奉じて行動するといひ、又關東の形勢に變動ありて、慶喜の行動遲疑決せざる樣子なれども、遂に大亂に傾かんとする形勢なりと報じて居る。されば此書の如きは薩藩の態度は勿論當時の事情を察するに頗る有力なる資料である。

尙々書に「動も不動も信義名分上において、まちがひは――いださず候間云々」とある本文にも往々朝命によりて動き、名分によりて進退する趣が見えて居る、それをまたくりかへして言つたのである。隆盛が名分を重じて確乎たる主義をつき立て、且つ之を嚴守する大磐石の決心が窺はれる。

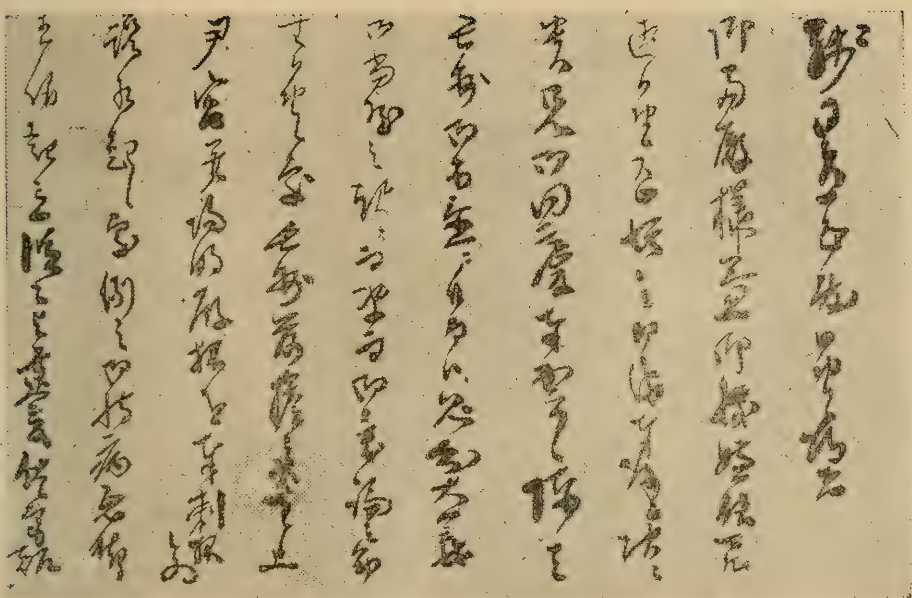
七二 大久保一藏への書

元治元年七月九日

殘暑甚敷御座候得共
御兩殿樣益御機嫌能可レ被レ遊二御座一恐悅の御儀奉レ存候。 次に貴兄
御同慶奉レ賀候。 陳者長州御處置に付ては名分大義御當然の譯
にて、決して御異論の筋無二御座一候處、長州荷擔の堂上、
尹(1)宮幷陽(2)明殿抔を奉レ刺抔との說相起候處、例の御持病恐怖直樣
起り立、段々と建言仕候ても難レ被レ行勢に成立、殘念の至に御座候。
此機會不レ可レ失時にて
朝威可レ振二立一の處、如何んとも難レ致血淚を呑候事共に御座候。 一

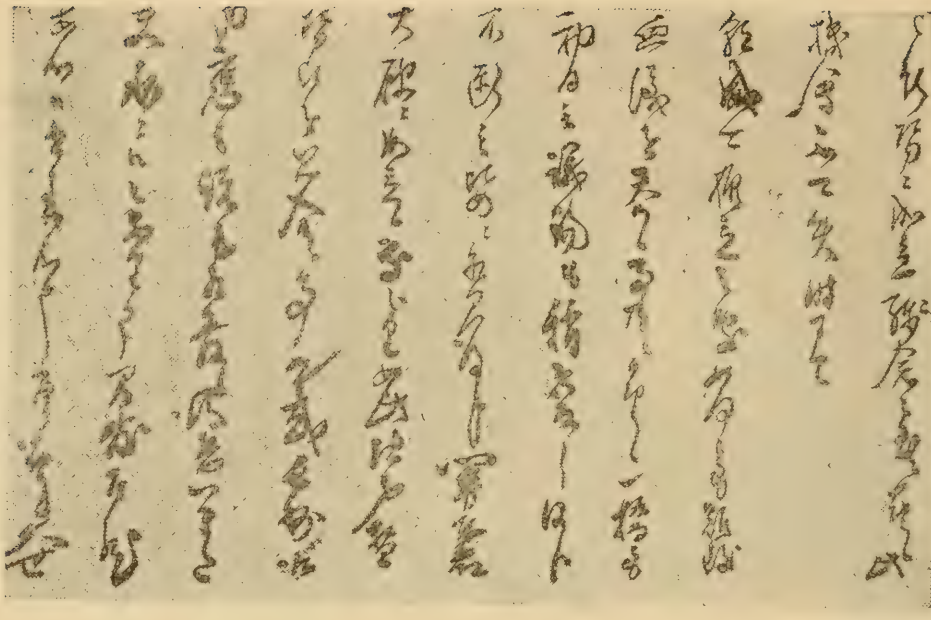
(1) 尹宮は朝彥親王

(2) 陽明殿は近衞忠房公父子



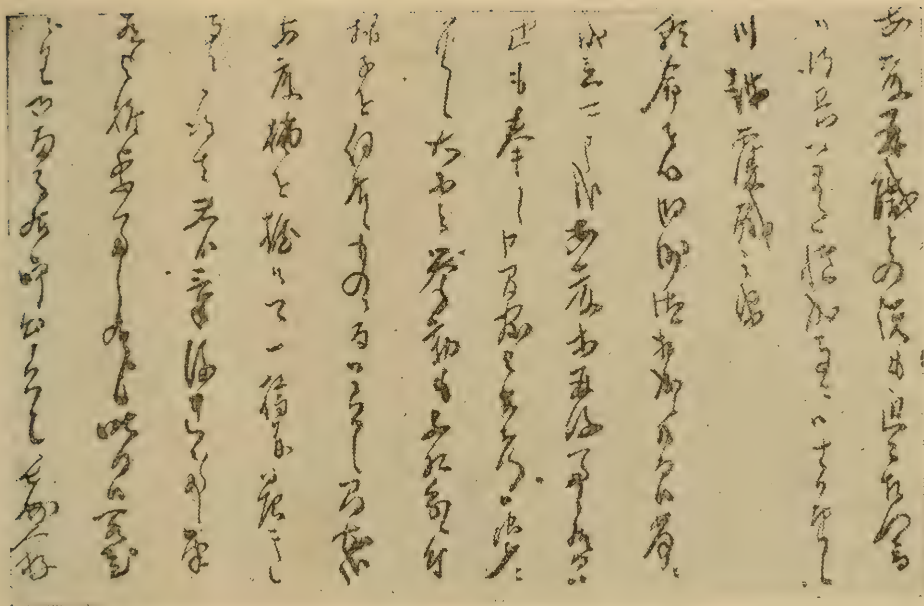
橋にも初日の議論も稍變じ、何分不斷の姿に相見得申候。關東表大破に成立候處より如レ此次第、暫く勢を見合候事か、或長州へ内應の説も相發候得共、いまだ夫程には參り申間敷、乍レ然安心は出來不レ申事に御座候。久世(3)安藤(4)再職との説も追々相響候得共、いまだ慥成事には無レ御座レ候。川越(5)復職の儀朝命を以御沙汰相成候ては如

(3) 久世廣周
(4) 安藤正睦
(5) 松平大和守直克

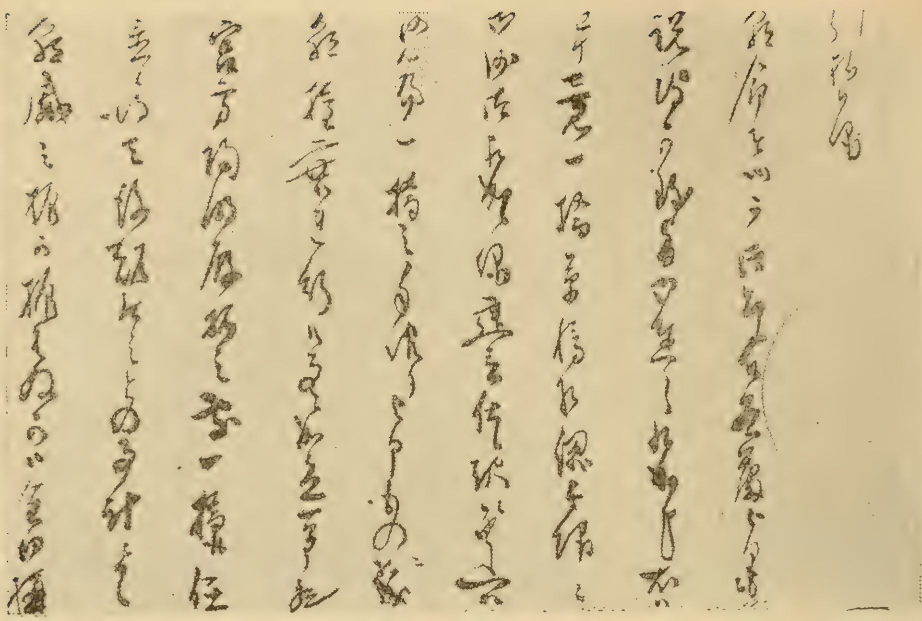


何に成立可㆑申哉、安藤等再役いたし居候ては、迚も奉じ申間敷ゝ相考候次第に御座候。右等の擧動も不㆓相分㆒候付樣子を伺居候ものにては有㆑之間敷哉、安藤權を握候はゞ、一橋も危き事に候へば夫より氣後れいたし候はんかゝ推察いたし居申候。昨日は閣老より御留守居呼出有㆑之長州人數引拂候樣

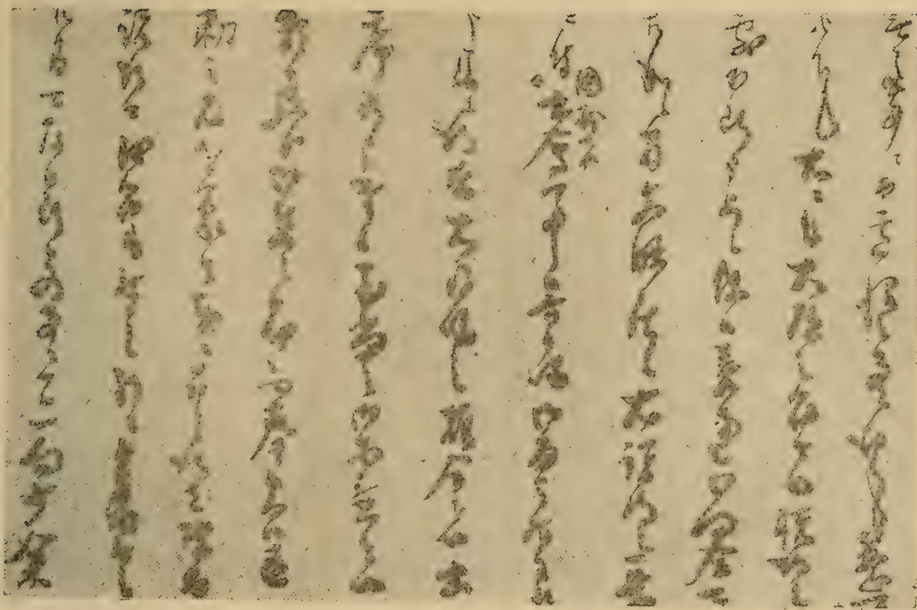
朝命を以て被㆑仰出㆒候付、各藩よ



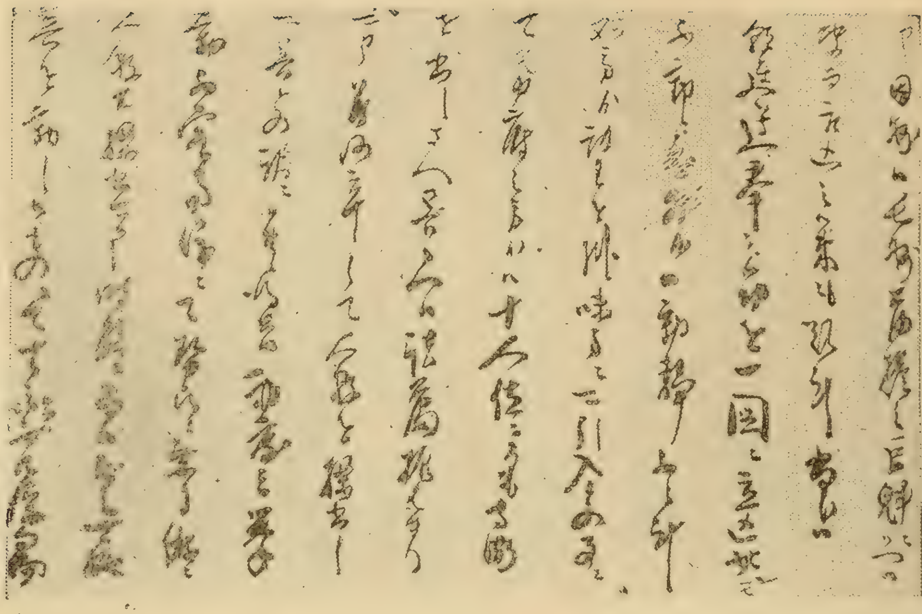
りも説得可レ致旨御達し相レ成申候。右は畢竟一橋草稿相認、ケ樣に御沙汰相成候樣建言仕候譯に御座候へば、何篇一橋の手限りと申ものに相成、朝權衰れ行候事に成立可レ申か。宮方陽明殿抔の處、一橋之任置候得ば後難無レ之との事計にて、朝威の振ふか振はぬかは、全御搆無レ之御事にて意恨の事に御座候。御察可レ被レ下候。右に付、大道の



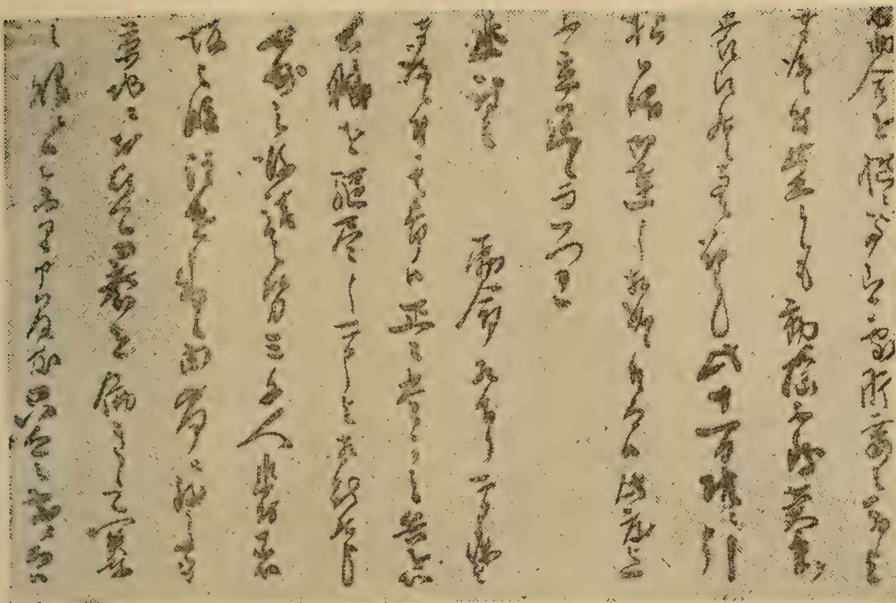
筋を以て說得の處御斷申上候儀は、表通御問合可㆓相成㆒候間文略仕候。 右說得の一條に付因州より出會いたし吳候樣、御留守居方へ申來候得共、右同樣の振合を以出席斷申遣候。 至當の御處置を以、朝廷より御達の筋不㆑奉候ては、違勅の名を蒙候儀に御座候得ば、決して說得可㆑致筋も無㆑之別に餘論無㆑之候間、可㆑及㆓御斷㆒との



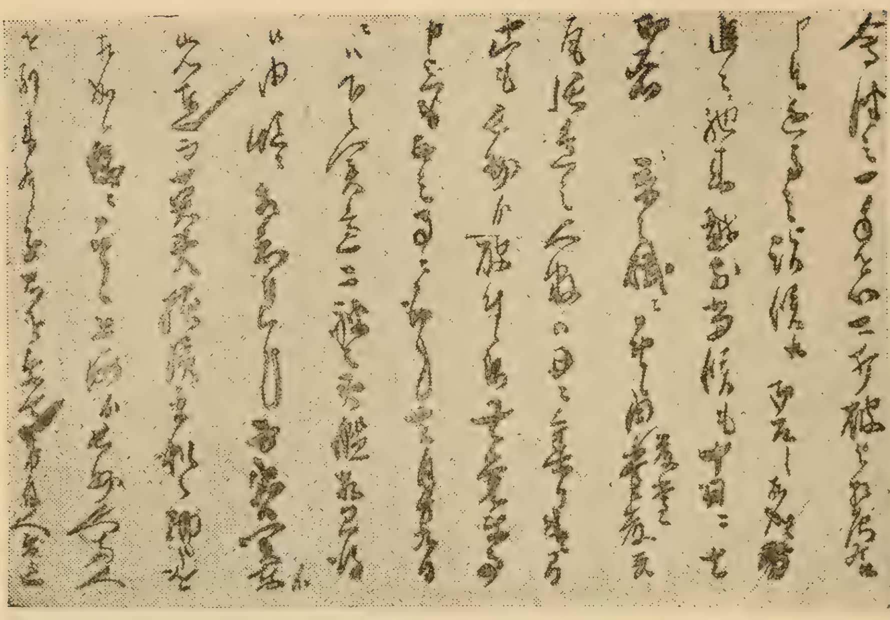
事にて、一向打合不ㇾ申、因州は長州荷擔の巨魁に候得ば、決して取込の策も難ㇾ計、當分は
朝廷遵奉の筋を一圖に立込、少しも不ㇾ動候處、外よりは動靜不ㇾ被ㇾ計、双方より望を掛、味方に可ㇾ引入」との事にて、幕府の方よりは十人位にても守衛を出しさへ呉候へば、諸藩振はまり可ㇾ申候付何卒して人數を繰出し可ㇾ與との譯に御座候得共、初度の



擧動不ニ容易ㇾ儀にて勢に乘り俄に人數共繰出可ㇾ申時態にては無ㇾ之、無ㇾ據兵を動し候ものにて無ㇾ之候ては不ニ相濟ㇾ勿論筋合を慥にいたす處肝要の儀と奉ㇾ存候付、些とも動搖不ㇾ致、英氣を養ひ居候事に御座候。　此十一日限に引拂候樣御達し相成候付ては、此度迄不ニ立退ㇾ候ていづれ追討の　勅命相下り可ㇾ申儀と奉ㇾ存候付、其節は正々堂々の兵

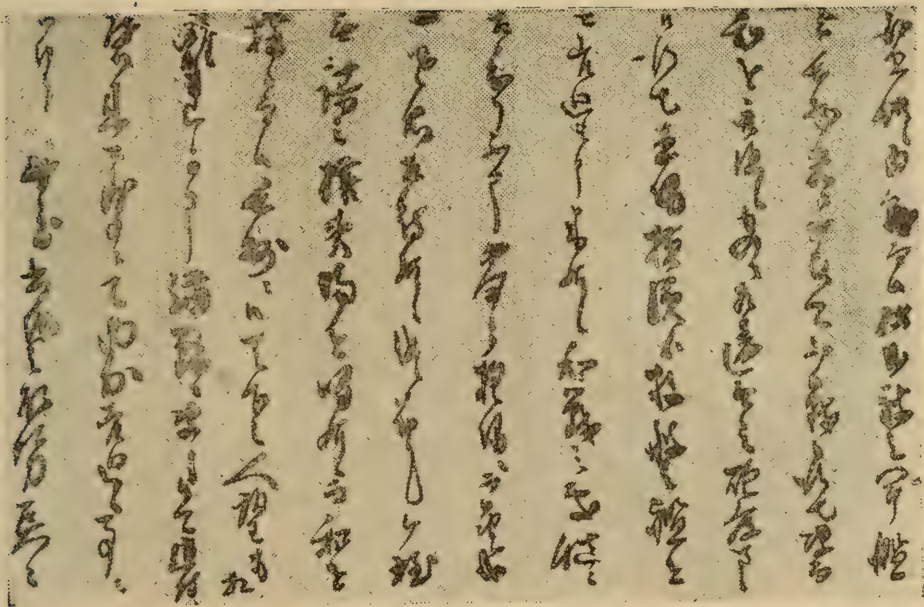


を以、長賊を驅盡し可ㇾ申と相待居申候。長州の後詰の勢三千人追付着坂の段注進來候由、如何に致しても京地において、暴を働き候て關東の樣には參り申間敷、只今の處にては會津の一手を以、可ニ打破一と相考居申候。近方の諸侯へ御召し相成候勢追々馳來、越前當侯も、十日には御着京の賦に御座候由、藤堂並尾張邊の人數は日々集來候間、

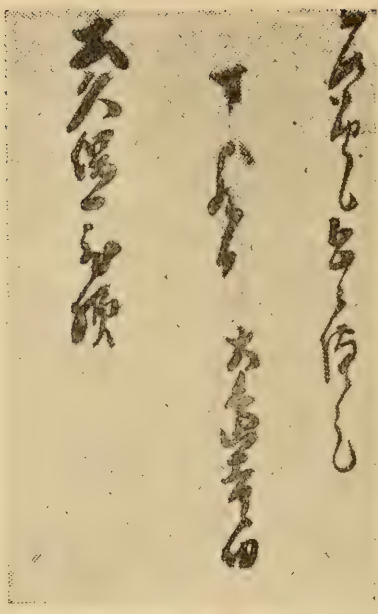


迚も長州より破付候儀無覺束こゝ申迄も無之事に御座候。去月二十九日には下の關邊二艘の夷艦相見得候由、慥に相知れ申候。　此儀は關東より先達て英夷橫濱出帆の砌申遣相成候儀に御座候。

上海より長州人兩人を列來居候處、右を乘せ幕役人乘込致出帆候由、就ては此貳艘の軍艦ゝ長州表に於て不戰候得ば、決し



て和を取り組候ものに相違無レ之、砲發いたし候得ば、直樣橫濱より數艘の艦を可二差廻一と申來居候。和戰の處慥に相分不レ申、如何の模樣にて御座候哉、一左右相待居候儀に御座候。か程無謀の攘夷論を唱居候て和を搆候ては長州には天下の人望も相離れ可レ申、彌戰に決し候はば追付襲來可レ致事にて、內外差迫候事に御座候。此皆當地の



形勢荒々如此御座候。
恐々謹言。

七月九日

大島吉之助

大久保一藏樣

【解說】此書も亦長州京都打入前京都の事情を在藩の大久保まで通知したのである。長州派の公卿中より薩州に親しみある尹宮と近衞公を刺すなどと云ふ風說起りしため建白の次第も行はれず、宮も近衞公も一橋に任せて後難の無き樣にといふ風なりとて、朝威を振起すべき絕好の機會を失はんことを嘆き、又一橋最初の勢も稍變じて優柔不斷の樣なるは關東政變のためかなど推測してゐる。○書中右に付大道の筋を以て說得のところ御斷申上候云々は、幕府より御留守居へ長州兵の退去を說得するやう達せられし

も、大道の筋を以て斷はつた。その事は小松大夫より表向御通知になるから文略すといふのである。其他長州派の因州、それに反對の幕府、双方よりの申込に對して何れへも應ぜず、英氣を養ひて追討の勅命を待ちて、正々堂々長賊を驅り盡すべしといひ、なほ長州兵續發の模樣及び幕府の近國諸侯の兵を徵したるさまなどを報じてある。○去月二十九日には下之關邊に二艘の夷艦云々は長州に外國軍艦來襲に就て風說を報じたのである。その中に上海より長州人兩人を列來り云々といへるは、井上馨、伊藤博文兩人歸朝し、英國公使へ和解を申入れたる事を誤り傳へたるものにて、未だ正確なる報知を得ざりしものと見ゆ。（井上、伊藤の事は既に六月六日付大久保宛の書翰解說中に述べた）

七三　木場傳內への書

元治元年七月九日

楠公社御建立に付石類見合候樣被申越候趣相達候。　宮城公子御下坂無間も事候間、其節は兵庫邊迄差越賦にて扣居候處、此度騷動紛れに失念いたし居、始末不申越御斷申上候。　右石の儀は其許御藏御修補方に御仕ひ相成候て可宜、迚も急に一社御取掛難相成事に御座候間、差當の御用途に罷成御當然と吟味いたし、太夫へ申出候處、其通可取計旨御差圖有之候付、宜敷御取計可給候。　以上。

七月九日　　　大島吉之助

木場傳內樣

【解說】本書は京都より大阪留主居木場傳內に贈つたのである。これより先、楠公社建立用の石材を集め居りしに、急に工事にかゝりかね居たる際、大阪藩邸倉庫の修繕工事に流用いたしたしと、京都藩邸の上役に問合せありしに對する返事である。楠公社建設の事は此年二月薩藩の建言により許可せられてゐたのである。

七四　大久保一藏への書

元治元年七月二十日

先度より申上越置候長州の一條に付、堂上方荷擔の御方々多く色々と議論紛々の事にて追討の
勅命相下り候處六ケ敷、殊に長州違　勅の事に付ては罪狀明白の譯にて、色々と手をつくし、已に
勅命相下る一段に罷成候處、もふは致方無之迚相起り候哉、一昨夜より人數繰出し、中立賣より攻登、未明より戰爭相始り候處、諸藩の御固場所も打破、公卿御門迄攻入候處、此御方樣(1)一手を以て打破追退、烏丸通より一手押出し、大砲を以て互に打合、室町よりも

(1) 薩藩

一手繰出し攻打候處、無程退散いたし、鷹司家内に逃込、砲戰有之又々崩がたく、此御方より砲隊並二組の人數を以て打挫、火攻に及候處、たまり兼早々退去候由、國司信濃、益田右衛門介等の面々罷居たる由御座候得共、打洩したる事殘念の至りに御座候。乍然國司儀者旗、並具足等打捨迯去候に付ては、首級同樣の譯に御座候。　伏見の儀は福原越後主宰にて御座候處、大垣の手勢を以て打破り候由御座候。　今日は又々天龍山へ攻懸候樣御達相成御人數被差向候處、不殘退散跡にて、一人の生捕有之候計にて御座候處、巢穴を破置賦にて火を懸燒崩申候。　山崎の方も皆崩立迯去候故、今日の合戰は何事も無之引返し候事共にて御座候。

此度の薩勢の鋒、衆人の耳目を驚し候事共にて、大慶の儀に御座

候。

備(2)後様には　日の御門内、

圖(3)書様には　乾御門御固御出張、相成、勝れたる御都合にて難レ有

事共に御座候。此旨荒々申上候間、畠山方より細事御聞取可レ被

下候。後便委細可二申上一候。恐々謹言。

七月二十日　　　大島吉之助

大久保一藏様

追啓、烏丸通の大砲攻合に、長方より散彈をつるべて打込候處

怪我人も段々有レ之、長(4)藏儀足に少々疵を受候得共、決して御念

遣の儀に者無二御座一候。疵を蒙りながら少しもひるまず、矢種

の盡るまで打込候次第、恐る計に御座候。

(2) 島津珍彥　(3) 島津圖書

(4) 税所長藏（篤）

尙々鳳輦を奉奪候謀計にて、實に薩兵あらずんば危き次第にて御座候。此度は御所え向ひ砲發いたし候付ては、天下の人望を失ひ候のみならず、大逆の罪を得、其上(5)異人と和議を結び旁是迄の詐謀一時に相顯れ、天罰を蒙り候事共に御座候。

（島津忠承公爵家所藏）

(5) これは前書の風聞を以て言へるなり，長藩の外人と和議を結びしは八月中旬のことである

【解說】此書は禁門戰爭の狀況を在藩の大久保に報じたるものである。六月長州兵の伏見着の動靜は、前數回の書に見えし通なるが、何分長州派必死の運動によつて堂上にも同情する者多く、長州兵撃退の勅命降下も六ヶしき有樣なりしが、薩、土、久留米諸藩重臣の建言があり、朝廷は遂に之を容れ、七月十八日長藩老臣の哀訴を斥け、長兵に今日限り退去すべく、若し拒むに於ては追討仰出さるゝとの令を發せられたのであつた。書中、色々と手を盡しとあるは、各藩建言等の事情をいつたのである。さて又長兵は十八日の夜より進發し、十九日未明より戰爭になつた。此戰に於ける薩兵のはたらきは本文に見える通りである。追啓に稅所長藏の足に怪我せしことを報じてゐる。隆盛自身にも足に負傷

したのであるが、その事は何とも言つてゐない。尙々書に、鳳輦を奪ひ奉り候謀計といへるは因州、加州の兩藩は長州兵に內應し、鳳輦を奪ふ計畫の風說のあつたことを指す。其說に曰く、因州は有栖川宮を奉じて鳳輦を叡山に移し、加州は鳳輦の移遷を守護して援助せんことを約し居りしも、因州藩は計畫が齟齬して約を果すことが出來なかつたが、加州世子は其約を履んで長兵の入京した十九日の曉に若干の兵を率ゐて大津に赴いたのであると。又、一說には幕府の方にて鳳輦を彥根に遷すとの說ありしため、加州世子は之を途中てに奪ふつもりにて大津にゆきしといふも其眞相未だ明かならず。但、隆盛の此書によれば當時長州派の間に此計畫ありしとの說ありしことは明かである。なほ、當日十津川鄕士三百人ばかり常御殿の內庭に屯して板輿を舁き据えてゐた。（十津川鄕士は內侍所前警備の任にあつたのである。それが如何なる手段で內庭に入り込んだかまだ慥かには分らぬ）これには宮中に於ける長州派の公卿と、因州其他の同志との間に連絡もあつたのであると見られてゐる。其際一橋慶喜之を見つけて退散せしめた。その事は段々慥な記錄もあるやうである。

七五　木場傳内への書

元治元年七月二十四日

長藩藏屋敷の儀無レ難引拂候て、賊の巢穴を取毀候由仕合の事に御座候。北條(1)と申ものも去る者と承居候處餘り拙き仕業、一城を暗々と明渡候儀、人臣の義を誤つものに御座候。此度に付ては義死の者相少く、一國の風推計られ候。藏屋敷も破れ、落武者迚も一人か二人の事に可レ有レ之候間、奈良原(2)一隊は歸京いたし候樣御通し可レ給候。此旨荒々如レ此御座候。以上。

七月廿四日　大島吉之助

木場傳内殿

(1) 北條瀬兵衛　(2) 奈良原喜左衛門

追て先度より申越相成居候御米品々御差登成候樣御取計可レ給候。 大津米御買入の儀も段々故障有レ之纔計にて出來兼、殊に此災火に付及二拂底一候間、御留守居方よりも可二申越一賦ながら此段も申越候。

【解說】 禁門事變に長州兵を破るや、薩藩は奈良原喜左衛門の率ゐる一隊を以て大阪まで追擊せしめた。 大阪も事平ぎしにより、奈良原に歸京を命ずべく此書を贈つたのである。「長藩藏屋敷の儀無レ難引拂」 これは二十三日の事であつた。 此條は藏屋敷を預りゐながら何等の抵抗もせず、又長州の落武者が川口番所に於て柳生家の藩士に帶刀を奪はれたなどの報知が京都に傳はつたので、隆盛は人臣の義を誤るとか、一國の風推計らるとか評したのであらう。

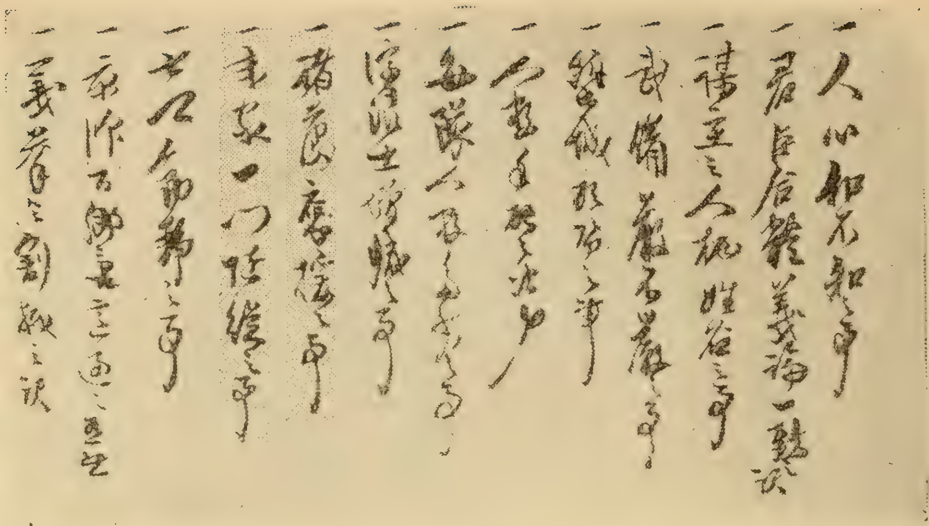
七六　長州探偵事項內命書

元治元年七月

【解說】此箇條書は長州の內情探偵の要項を密偵へ授けたものであらう。多分京都薩邸に於ける軍事當局の隆盛及伊地知正治等が協議の上に出來たものであらうが、今日公爵家に傳はつてゐるものは隆盛の筆蹟である。とにかく當時隆盛の周到なる籌略を窺ふに足るものなれば此處に掲載する。時日はよく分らないが、禁門戰爭が終ると直ちに竹內半右衞門、岩崎仙吉をして長藩の動靜を探らせたことがある、その折のものらしい。

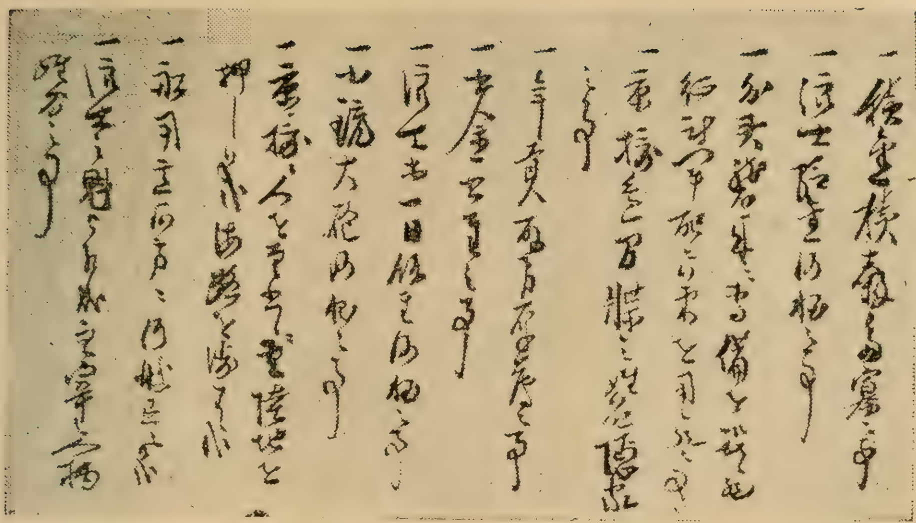
（八月朔日大久保宛書翰參照）

一人心和不和の事
一君臣合體義論一致の譯
一謀主の人柄姓名の事
一武備嚴不嚴の事



一人心和不和之事
一君臣合體義擧一致之訣
一諸生之人氣強弱之事
一武備嚴不嚴之事
一[illegible]攻防之事
一[illegible]
一每隊人數[illegible]
一浮浪士[illegible]之事
一諸藩應援之事
一末家一門随従之事
一七卿動静之事
一京師公卿方え意通之有無
一義擧之割據之訣

一築城形勢の事
一人數手配の次第
一每隊人數多少の事
一浮浪士增減の事
一諸藩應援の事
一末家一門隨從の事
一七卿動靜の事
一京師公卿方え意通の有無
一義擧こ割據の譯
一積金積穀多寡の事
一浪士給金何程の事



一外夷襲來に專備を設候か征討軍配に策を用候かの事

一京攝邊間牒の姓名隱居の事

一年貢取方厚薄の事

一出金出米の事

一浪士等一日飯米何程の事

一小銃大砲何程の事

一京攝に人を差出候には陸地を押し候哉海路を渉り候哉

一船用意何方に何艘有之候哉

一浪士の魁こ相成主宰の人柄姓名の事

（島津忠承公爵家所藏）

七七 中根、酒井への書 (小松帶刀と連名)

元治元年七月廿八日

爾來御疎情相過候得共、酷敷秋暑無ㇾ御厭ㇾ御勤仕の筈奉ㇾ恐賀ㇾ候。陳ば去十九日御當地大變の始末、疾く御聞取相成候はん。九門内の戰爭未曾有の形勢殊に砲彈を以玉座を奉ㇾ驚候事共、可ㇾ惡の甚敷者に御座候。其節に臨ては朝廷の御危き事何共難ㇾ申盡ㇾ畢竟彼等の底意相探候へば、御所中を騷し其紛れに乘じ、終鳳輦を西に促奉の奸謀と相見へ、不ㇾ容易ㇾ企絕ㇾ言語ㇾ候次第に御座候。就ては尊藩堺町御門御固の御人數、天晴の御忠戰、各藩の耳目を驚かし候事共、天下の爲御祝詞申上候。右等の反謀相巧候付ては、

本國追討の勅命相發、不日御征討の場に相成候處、老公樣には御所勞のやに傳承、焦心苦慮此事に御座候。乍然非常の節は禁闕御守護の尊命も被爲蒙たる御事に御座候得共、朝廷の御威權被爲振候の堺に至り、御盡力不被成下候ては不相濟場合と奉存候。勿論、天下人心の希望する處、弊藩に於ては尙更の事にて一向御上京の處奉懇願居候事に御座候。御國費の儀は深く御察申上居候事ながら、人心の居合、且、朝威不相立この時機に於ては、深く心痛致居候間、追討の處迄御向ひ不被遊共、急に御上京被遊、朝威を御援助被成下候儀、小生等の赤心に付、直樣罷出奉願度御座候へ共、繁忙に任せ、不得止事海江田武次を以テ右等の事件奉願候間、細大御聞取被下、小生等至誠の眞情宜敷御汲取被下御盡力

被レ成二下度一、偏奉レ合レ掌候。恐惶謹言。

七月廿八日

大島吉之助

小松帯刀

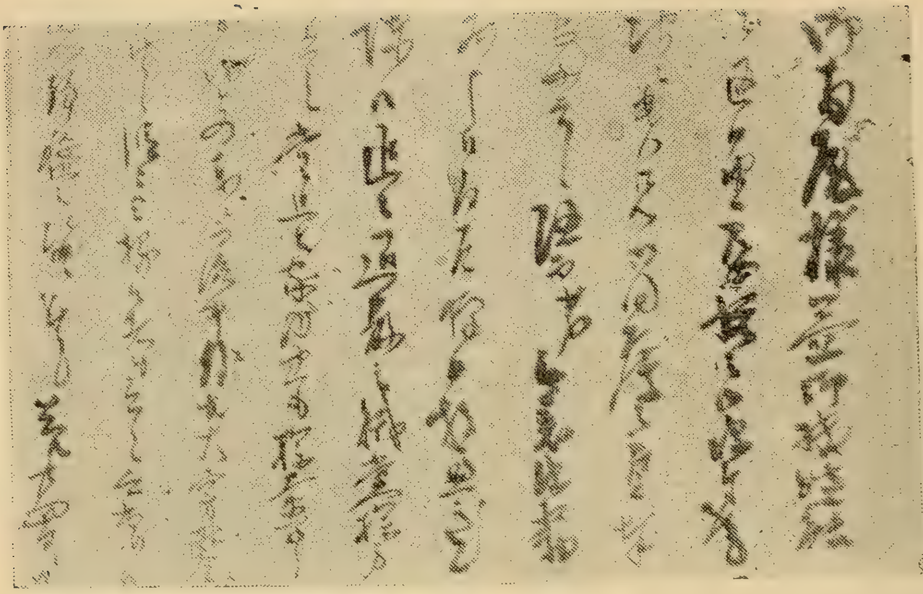
中根靱負殿

酒井十之亟殿

【解説】此書は禁門事變後、越前老侯春嶽公の奮起上京を其近臣へ勸誘したるものにて、特に海江田武次(信義)を使者とし、之を携帯せしめ越前へ遣はした。署名の家老小松帯刀と連名なるは京都出張先に於ける薩藩重役を代表しての書翰なることを知るべきである。

案ずるに朝廷より長藩征討の命を幕府に下されしは七月二十三日で、幕府は諸藩に出兵を命じ越前老侯へは副將を命ずる内定で、目付戸川鉡三郎を福井に遣はし、又會藩よりも使者を遣はして、その出京を促してゐた。なほ薩藩よりも使者を出すやうにといふ幕府

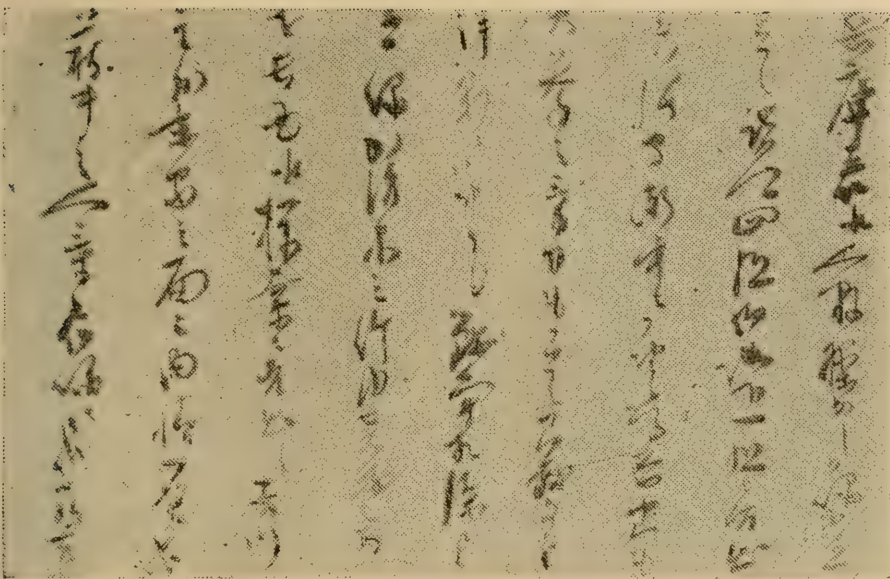
からの依頼があつた。そこでこの書面をつけて海江田を福井にやつたのであつた。書中「朝廷の御威權振はせらるゝの堺に至り、御盡力成し下されず候ては相濟まざる場合と存じ奉り候」といひ「急に御上京遊ばされ、朝威を御援助成下され候儀云々」といへるなど、すべて朝威伸長のために奮起するやうに促して、幕府のためといふことは一語も言及してないところは、最も心を用ひたところであらうと思ふ。併、春嶽公は自分はその器ではない。且、當主を措いて隱居の自分が出る場合ではない。といつて遂に應じなかつた。



七八　大久保一藏への書

元治元年八月朔日

御兩殿様益御機嫌能被レ遊二御座一恐悦の御儀奉レ存候。次に貴兄御同慶の筈と奉二恐賀一候。隨て小弟無二異儀一相勤居申候間乍レ憚御放慮可レ被レ下候。陳ば追々退散の賊黨探方有レ之、堂上の家内迄も探索致候様との儀にて、洛中外共大穿鑿に御座候。段々

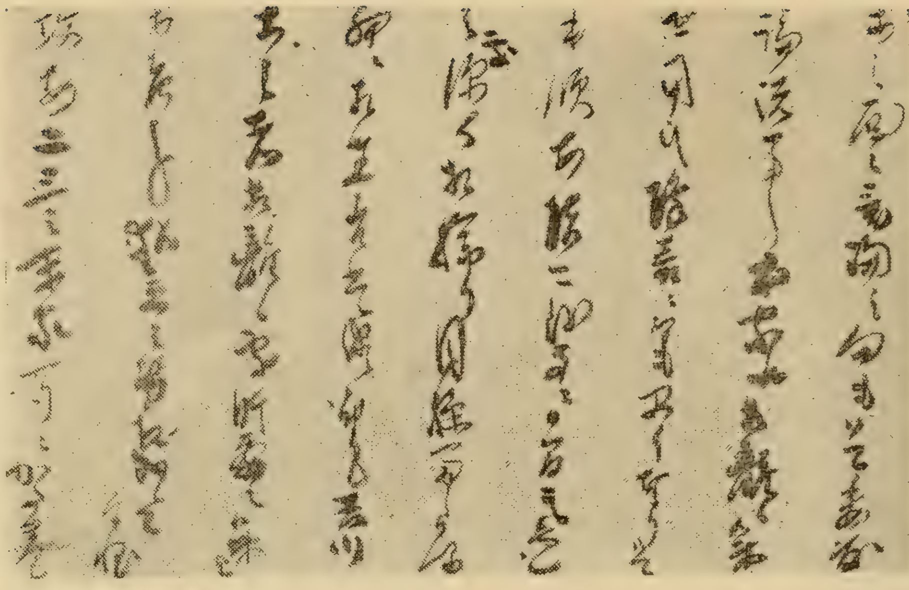


と捕候者も有レ之、今當分は先づ靜謐の姿に御座候。 去る廿四日には兵庫表へ人數操出候樣御達有レ之、諸(1)鄕四組御(2)城下一組被二差出一矢張守衛中に御座候へ共、迚も(3)大擧の氣力も有レ之間敷事との評判に御座候。 戰爭相濟と直樣加治木の竹内、岩崎の兩人を長國え探索に差出し、吉川其外末家の面々内情如何に候や、萩中の人氣何樣に候や、若

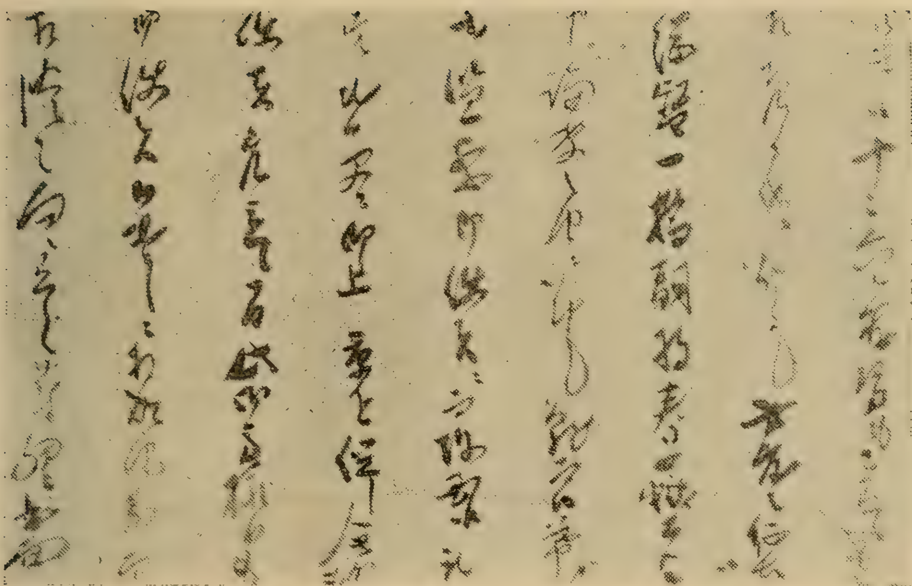
(1) 諸鄕は薩藩の城下以外の各地から出た兵士を指す

(2) 御城下は鹿兒島城下の兵

(3) 長州側が大擧して更に攻上る氣はあるまいとの意

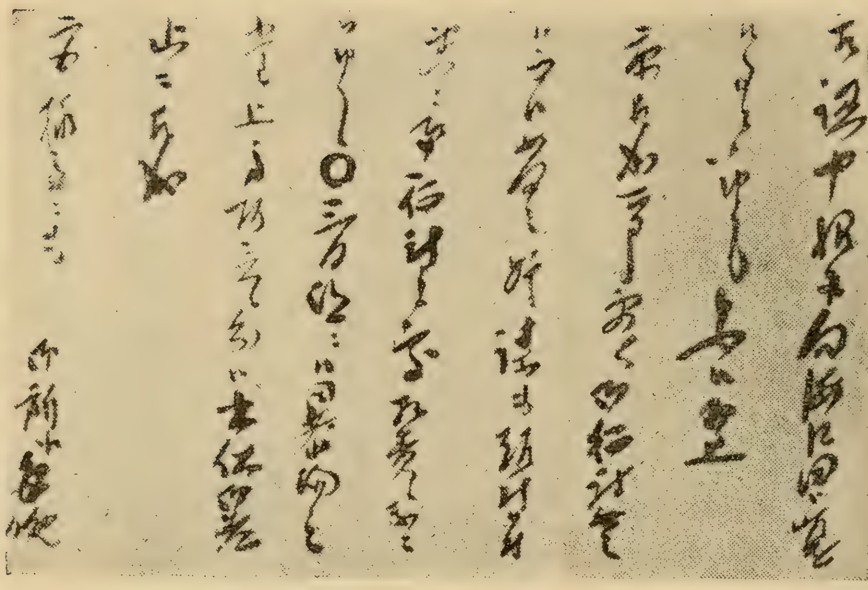


し吉川等の面々異論の向も候はゞ、委敷論說いたし、本家え相離れ候策を用ひ、降表にても早く奉り候はゞ本領安堵可致事に候間、其邊の處深く相探り周旋いたし候樣細に相達差出候儀に御座候。　吉川等の者相離れ候處肝要の策と相考申候。孤立の勢相成候はゞ余程攻め安く、二三の末家一つにかたまり候ては、中々六ケ敷勢も可有

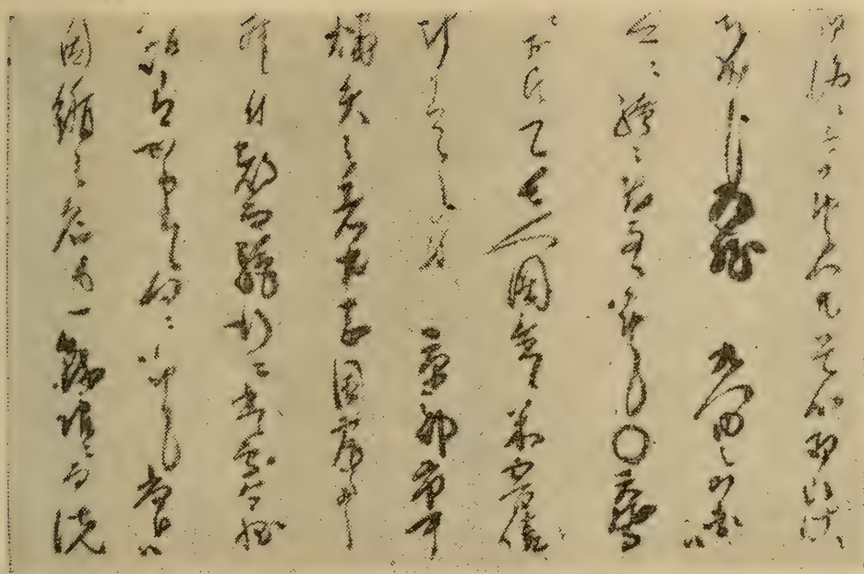


之事と相考候儀に御座候。此度の征長は總督一橋副將春嶽公と申論決の由に御座候。就ては幕より[4]小監察御使者にて越國え被差遣、早々御上京を促し、會よりも使者差立候間此[5]御方様よりも御使者御遣しに相成候様分て相談の向に有之候付、細々書面相認、中根え向海[6]江田被差遣候事に御座候。もふは御上　京相成可申、早く御征

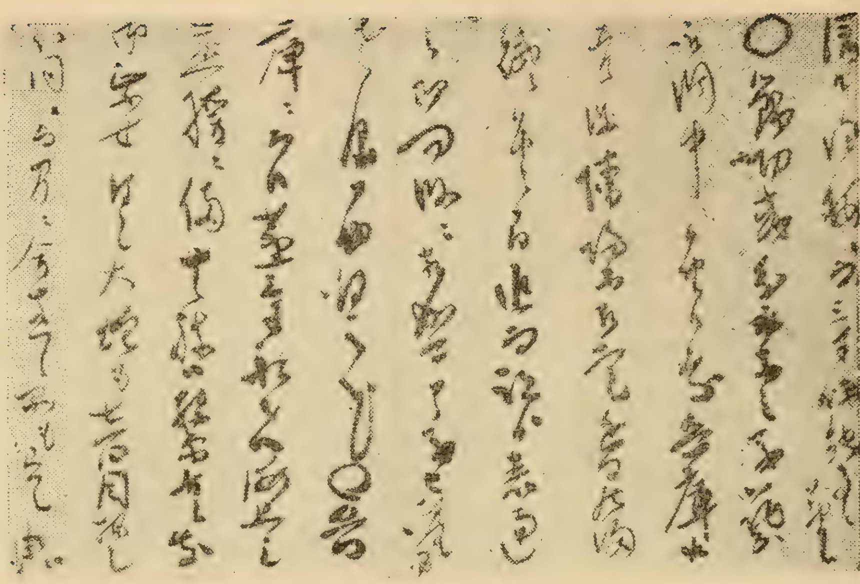
(4) 目付戸川鉡三郎　(5) 薩藩を指す
(6) 海江田信義



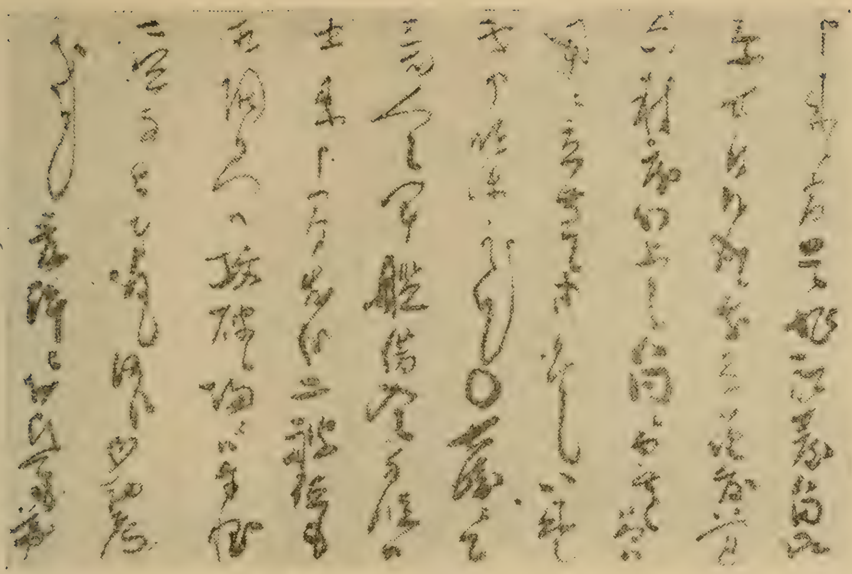
討無レ之候ては如何の奸謀も難レ
計候付、速に御征討の處相責候
儀に御座候付三日後には、暴論
の堂上方頭立候分は出仕御差
止に相成、
宮様方にも　御所え毎晩御泊
にて御座候へ共、是以御ひけに
相成申候。乍レ然　九門内の御
固は今以騷々敷事に御座候○
天龍寺におひて長人圍置候米
五百俵計有レ之候付、京都市中燒



失の者共甚困窮いたし居候付、都て施行に出候處、餘程難有がり候向に御座候。　當分は因循の名も一戰限にて洗流候鹽梅にて氣味能事に御座候。　○戰功或ゝ分取等の儀は、い地知取調中に御座候處、兵庫え差越陣場等相定め、近日罷歸賦（つもり）に御座候間、追て跡より表通の御問越に相成可申儀と奉存候間、左樣御納得可被下候。　○兵庫にては

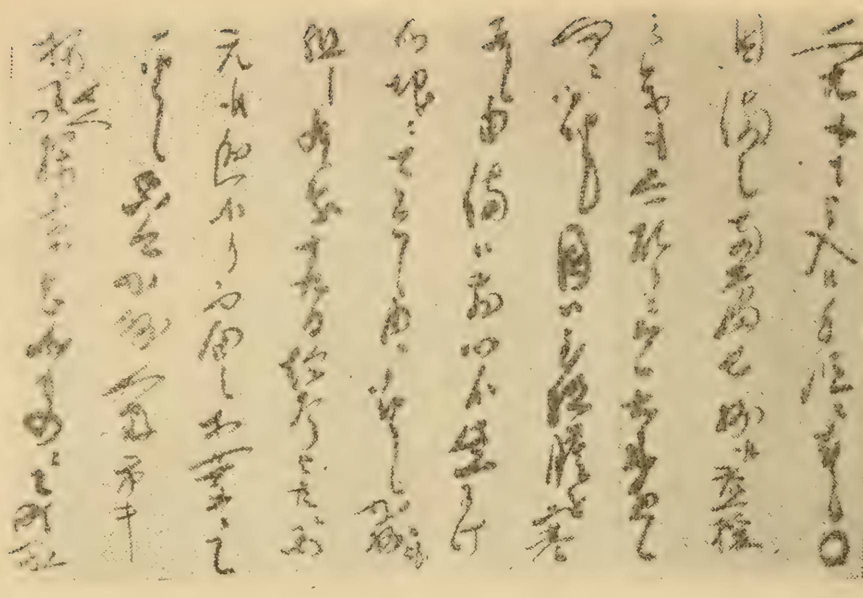


蒸氣船を以海上の應援に備、一艘は繫居候處、御乘せ付の大砲も七百目抔の筒にて間に合兼候品も有之候由に申來候間、是非船臺筒御乘せ付相成候處有御座度、いづれ六封度以上の筒にて無之候ては用に立兼候由に御座候。　以來の處御吟味可被下候○長崎にて異人の軍艦借入の手段は出來申間敷哉、二艘位も相調候えば攻破候場に

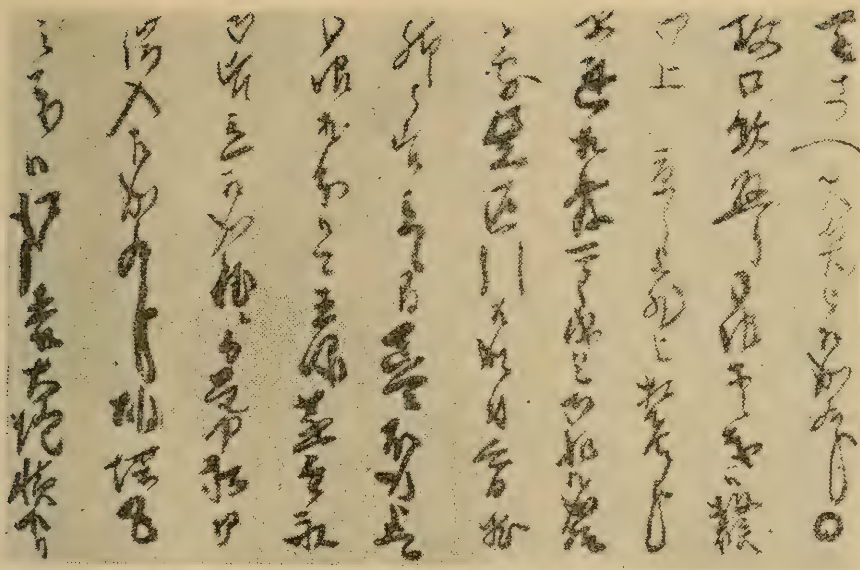


は余程可宜事と奉存候。何分御勘考可被下候。爰許におひても幕人ごもえも申入候手段に御座候○因備の兩藩(7)長州へ應援の儀も、今形にては出來兼候向に御座候。因は至極膽を寒居候由、備は前以より些にげ心地にて有之候由に御座候。加州も組し居候處、十九日砲聲ごこもに國元え迯下不屆の所業にて御座候。只今加州人數

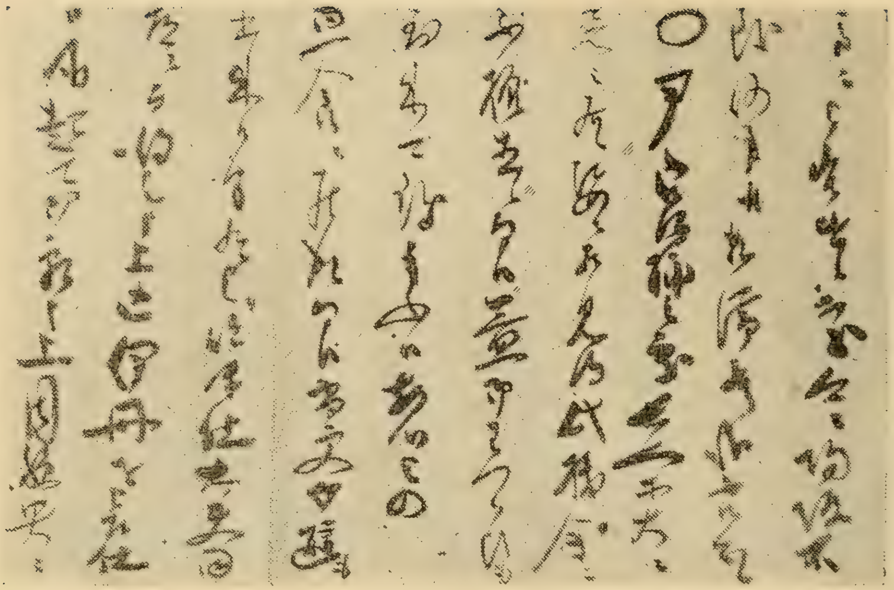
(7) 因州と備前



市中抔にて長人の探索甚敷ものにて、町家でさへ大笑と相成居申候〇攻口攻懸り日限等の儀は、越侯御上　京の上かと相考申候。早速相發可ㇾ申儀と御扣相成居候處、些延引相成候付今日飛脚被ㇾ差立ㇾ候間、荒々形行申上候。日限相分り候はゞ直樣蒸氣船御差立相成賦にて、幕船御借入相成居申候。胡蝶丸の儀は江戸表大砲積下り方に



被差遣候處、今に歸坂不致何方へ相滯居候や不相分候。　○尹宮樣の處、長人等大に忌み居候姿に相見得、此機會に不振直候ては、益々御わづらひも到來可致もふは安心との思召に罷成候ては、尙更御疑も出來候はんかと吟味仕、太夫同道にて得と申上込、伊丹を被召仕候樣、絕て御願申上、周旋央に御座候間、左樣御納得可被下候

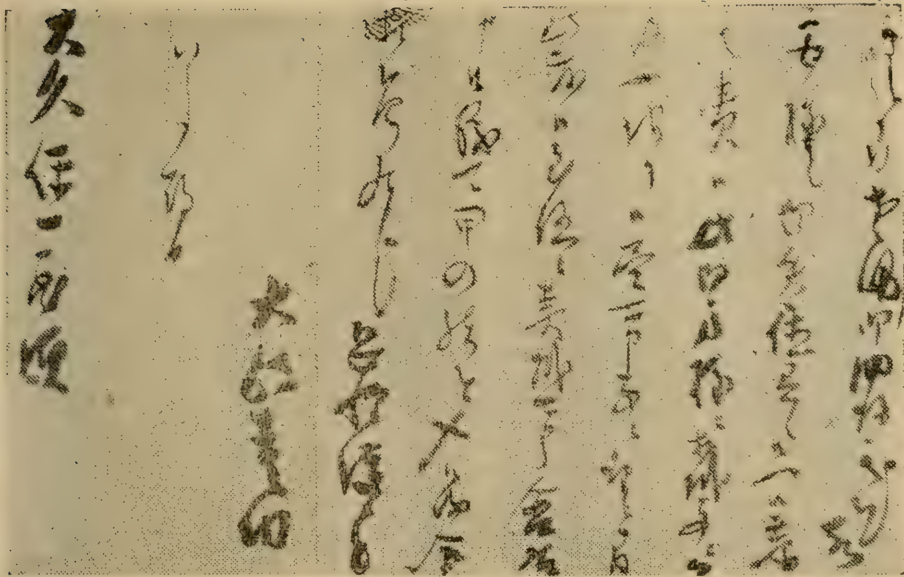


若、
宮様の御失徳有之候へば直樣其責は此御方樣に相掛事にて及ぶ限りは盡し可申事に御座候間、此度は至極に責掛可申含居申候。勝て甲の緒を締候場合と相考居申候。恐惶謹言。

八月朔日　大島吉之助

大久保一藏樣

（大久保侯爵家所藏）



【解説】此書は禁門變後の狀況を鹿兒島へ報じたのである。書中「三日後には暴論の堂上方頭立候分は云々」とあるは七月二十七日朝廷より、有栖川宮以下親王、公卿十餘人に對し參朝を停められた事實を指すのである。その中には鷹司輔熙、同輔政、烏丸光德、勸修寺經理、正親町實德、中山忠能、橋本實麗等もあつた。〇加州云々、加州世子十九日大津に引上げ、それより歸國せしを云ふ。加州世子大津引上げのことは、前に註したやうに鳳輦奉奪の謀に關係せるものゝ如くなれど、一說には世子は長州に加擔し居たるに、國元より幕府の命を奉ずるやう申來りしを以て、京都に居ては長州兵と戰はねばならぬ故、大津へ引上げたのであるともいふ。〇尹宮樣云々、

是迄屢々見えてゐる通り薩藩との關係濃厚にて、萬一此宮樣に御失德があつては、其責直ちに薩藩に相掛る事情にありしと見ゆ。

七九　木場傳內への書

元治元年八月八日

(1)宮之城公子來る十三日御發足の筋相決申候間、御借入の幕船、仕廻方等の義共御談じ置被下度、天保山沖え相廻候はゞ、積荷等の都合も可宜哉、六ヶ敷模樣に候はゞ兵庫にても格別混雜致間敷候へ共、其邊の都合前以能相調候樣御計可被下候。　いづれ、川御下りに付ては、(2)御船差登せ不相成候ては不濟義に御座候處、當分は餘程淺瀨に有之哉にも承居候付、其等の處深く御吟味被成下候て御召船通行不相成候はゞ、町屋形船にても相調候樣、御取計被下候て早々御申越可被下候。　○長州表へ異船差向可申とて

(1) 島津圖書

(2) 淀川上り下りに付島津家の用船があつたのである

横濱去月廿九日出帆いたし候由申來候。就ては見掛次第異船へ幕人乘組長州へ差向候儀は御差止相成候義に相運、小監察被差出候由に御座候。就ては大坂邊へ異船相見得候義も不被計候付、右等の節は早々御申越被下度態々前廣申越置候。此段御問合申遣候。以上。

八月八日　　大島吉之助

木場傳內殿

追て濱(3)村儀は是非此度は御伺通相運候筋に御決相成、先日御差止の處迄御申越相成居候御運、新番格迄被仰下置候者に候へば、御國元へ一往御伺不相成候ては不濟事故、早々御下坂相成居候付、追て御返答相分候はん。左樣御納得可被下(4)候○先

(3) 解說を見よ

(4) 下坂は間越の誤記か

日御賴申上越候朱粉御遣合御座候はゞ早々御世話被成下度御賴申上候。

【解説】京都より大阪留守居役木場傳內に贈つた書翰で、本文の前半は島津圖書(久治)歸國に付、海路の汽船及び淀川下りの乘船の用意を依賴し、後半は長州へ外國軍艦向ひし由なれば、大阪近海に見えたら直ちに報知するやうにといつてある。但右外國軍艦即ち英、佛、米、蘭四國軍艦の下之關砲擊は五日より始まり、長藩散々に砲臺を破壞せられ、遂に八日即ち此手紙を書いた日に、和を講ずるに至つたのであるが、電信のない時代であるからまだ其報知が京都に達してゐなかつたのである。追て書の濱村儀云々。天保の初頃薩藩の財政整理につき非常に功勞のあつた濱村孫兵衛といふ大阪の銀主があつて、薩藩士の待遇を與へられてあつた。此處にある濱村は其子孫であらう。事柄はよく分らぬが何か不都合の事があつて大阪留守居より出入差止の伺が出てゐたものらしい。此一節はそれに對する返事である。

征長時代

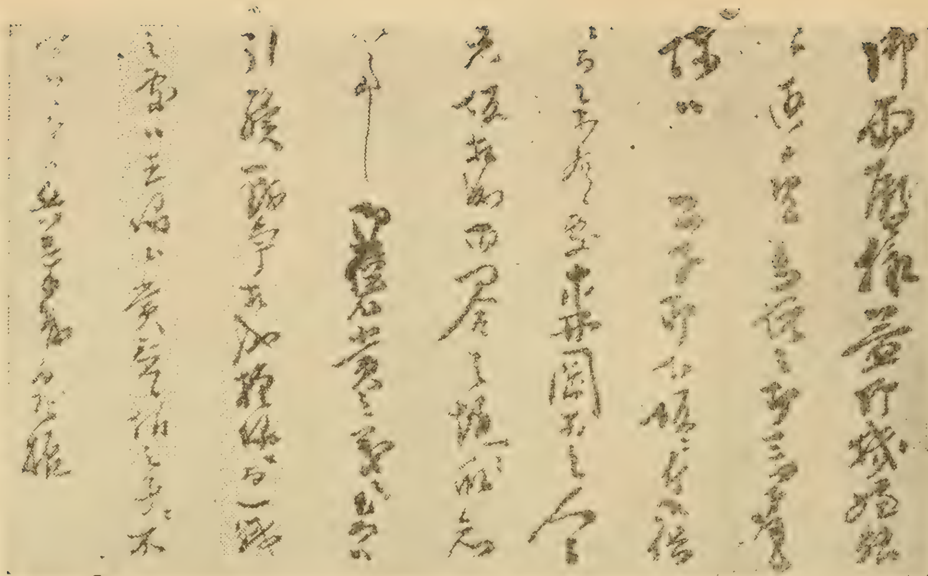
征長時代

小引

隆盛が一世の智勇を推到して、其大勢力を天下に認めらるゝに至つたのは、長州征伐以來のことである。彼はもとより薩藩の謀臣であつたが、其事蹟から見ると、征長總督の軍師であつた。彼の言は一として總督に容れられざるはなく、彼の力は能く群雄を御するに足るものがあつた。犯闕の事にあづかつた長州の三家老、四謀臣の誅戮によりて毛利氏の恭順謝罪の意を認めて、撤兵するに至るまで、悉く隆盛の策に出でざるなしと云ふ有樣で、一橋慶喜をして、「總督の英氣至て薄く、芋に醉ひ候は泥よりも甚敷との說、芋の銘は大島とか申す由實事に候や。」と皮肉を云はしむるに至つた。隆盛は此時既に幕府の到底支持すべからざるを洞見してゐた。又、皇國未曾有の危機に際し、內亂によりて國力の疲弊することを憂へてゐた。征長の事は名分大義の上から、一たび之を膺懲することは必要であるが、徒にその社稷を覆し、精英を殲すことはその欲する所ではなかつた。とに角宇內の大局から着眼して、征長の事は成る

べく早く片付け、一日も早く有力なる賢諸侯の會合を催し、其決議により、朝裁を仰ぎて外交の處分を決定し、皇國の基礎を固めるやうにするのが當時の急務と感じてゐたやうである。此意見はもと勝安房から出てゐる。隆盛は元治元年八月十一日勝安房との會見によりて大に啓發せられ、爾來專心その實行に取りかかつたやうである。此等の事も、一切隆盛の書翰中に見えてゐる。靜に之を玩味すれば、興味津々としてつきざるものがある。今元治元年八月中旬より慶應元年正月第一征長の結末に至るまで、第一征長中に於ける隆盛の遺文二十五篇を左に列記する。

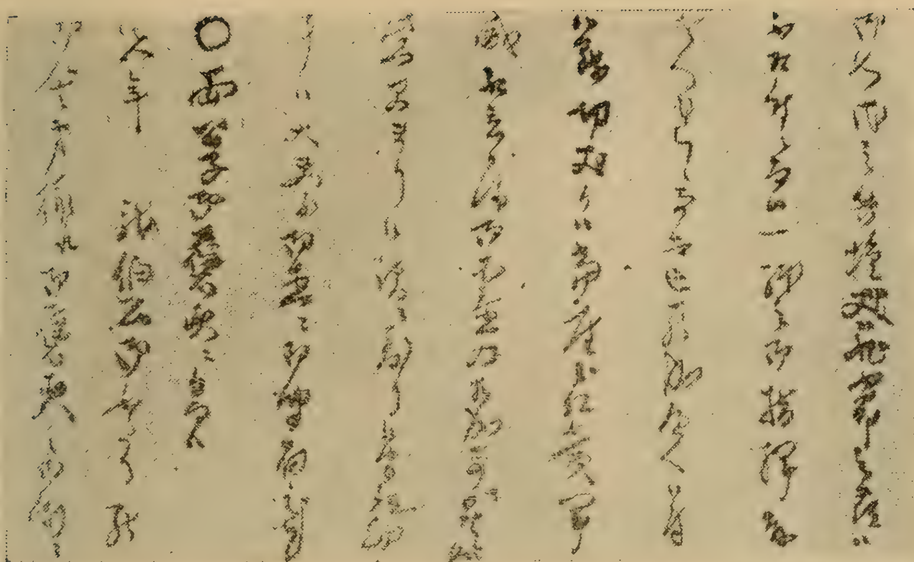
此期間中、元治元年十月二日に、隆盛は、薩藩の側役に榮進したが、その頃より西郷に復姓し爾來西郷吉之助と稱した。



八〇　大久保一藏への答書

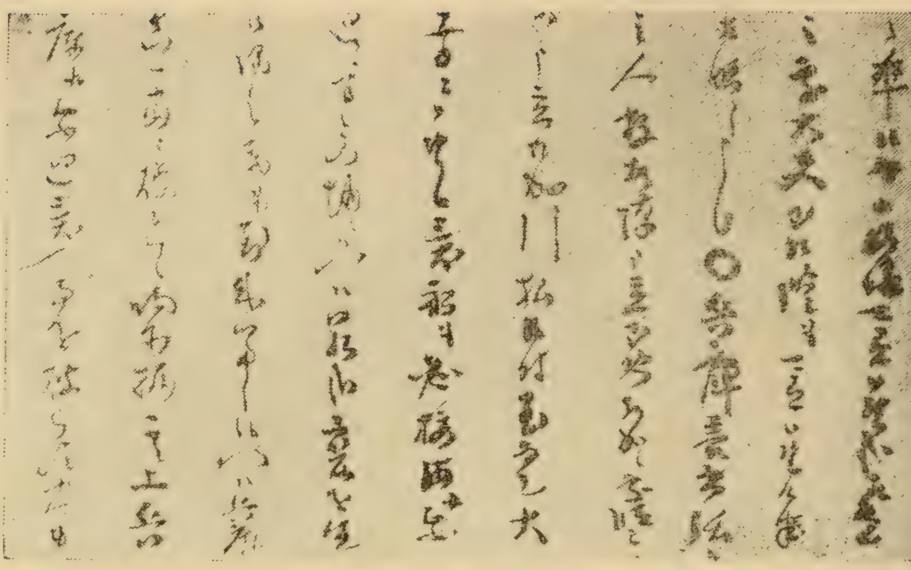
元治元年八月十七日

御兩殿樣益々御機嫌能被遊御座恐悅の御儀奉存候。陳ば　公子御下坂に付御供にて參居候處、森岡等の人々着坂相成、御問合の趣一々承知いたし候。　御褒賞の儀に付ては、引續戰爭相成模樣にて、一戰の處は直樣被賞置候樣の事に不運候ては、兵氣も不相振



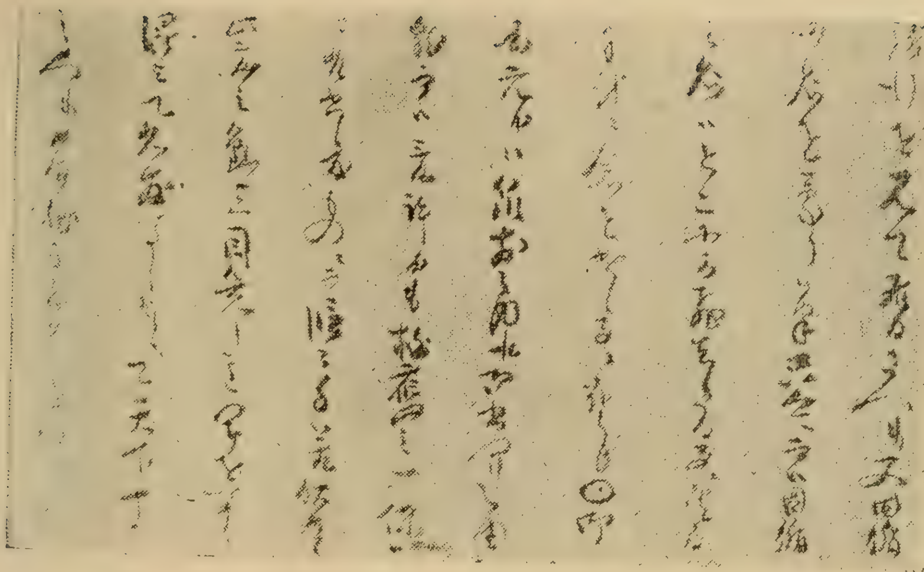
〔1〕御名代の兵權丈は非常の節は不二相付一候ては、一躰の御指揮もをくれ候事のみ罷成べく候付、戰功丈けは當座被二相賞一軍威相立候樣、御所置爲二相成一事に御座候處、些早まり候譯に到り候はんか。細事は〔2〕太夫より御直に御聞屆可レ被レ下候。○兩公子御褒美に付ては、先年　〔3〕龍伯公御ふたりの御舍弟樣へ御褒美の御例に被レ準候ては、何樣可レ有二御座一哉。其邊の處太夫御相談も可レ有二御座一候はん、相略

（1）公子の京都滯在は太守公名代にして，大抵の事は即決指令せしめたのである　（2）家老小松帶刀，此時公子圖書につき歸藩
（3）島津義久公



申候。○兵庫表出張の人數故障申立御免相成候處、段々御申立相成引拂候付、至ての大幸に御座候。異船も必攝海え乘廻候はんとの趣に候へば、若哉變を生(しやうじ)候儀到來いたし候へば兵庫眞一番に破れ候場所柄、其上兵庫え乘廻異人事を破らず迚も横行を見て居るさへも、又因循(4)の名を蒙り候はん。只今にては因循の名はごこにか飛(と)び去(さり)たる事に御座候間、餘計に念を遣候事に御座候。

（4）因循は當時，尊攘志士が溫和派な誹謗せし言葉

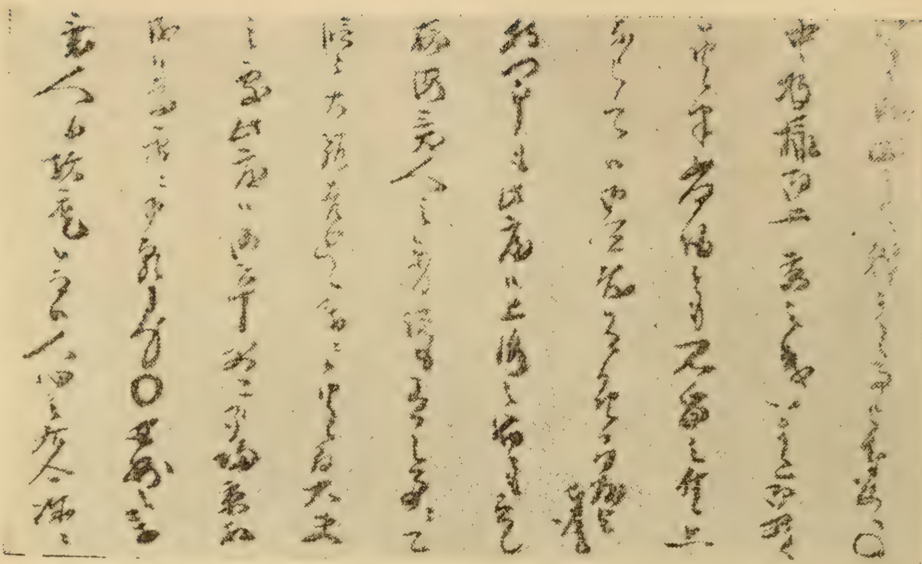


○御國元よりは筑前の內へ御出軍の由、就ては爰許よりも救應の一陣は被差出度ものにて、段々手筈仕居候。此度の戰迄目覺しき軍をいたし混(5)ど乙名敷(をとなしく)いたし居候はゞ、天下中の人も如何程か恐れを成し候はん。軍威四方に輝き候事と奉存候。

○中(6)將樣御上京の儀いまだ御早く御座候はん。如何樣とも見留の付候上ならでは、御宜敷有御座間敷と奉存候。將軍も此度は上洛の筋に

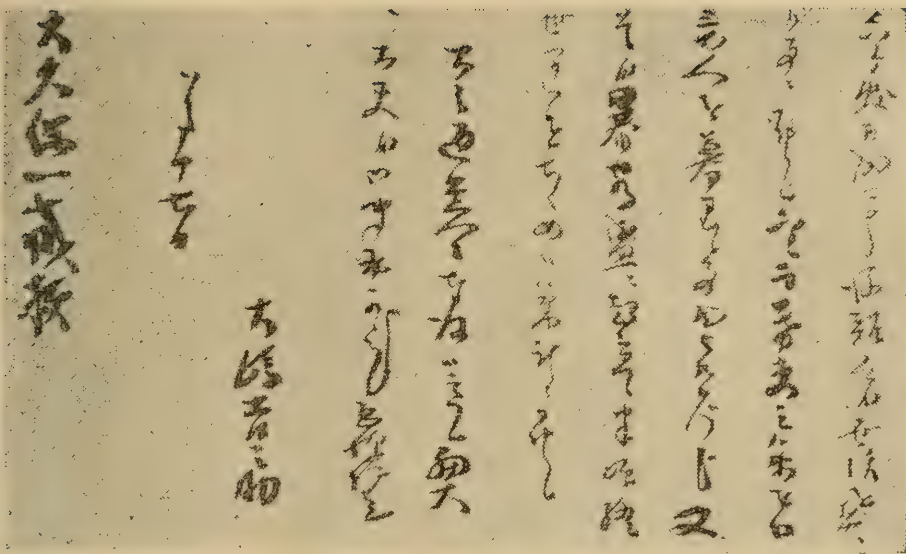
(5) 混は沌（トン）か

(6) 島津久光公



も有之、攝海異人の參る說も有之事にて、段々大難差迫候儀に御座候間、大夫の處、此度は何卒早々御歸京相成候處平に御願申上候。○長州の儀、異人より攻禿(せめくづされ)候ては人心の居合誠に六ケ敷相成可申、後難今より世話を煎候事に御座候。　定て幕吏の策を以異人を募り候事かと被相考申候。　又是より暴客盛に起立候はん、始終世運をちゞめ候策計に御座候。

右の通荒々奉得御意候。　細大事



大夫より御聞取可被下候。恐惶謹言。

八月十七日　　大島吉之助

大久保一藏様

（大久保侯爵家所藏）

【解說】本書は隆盛が公子島津圖書（久治）の歸國を送りて、大阪滯在中、在藩の大久保よりの書信に答へたのである。書中「御褒賞の儀云々」は禁門事變の際に於ける戰爭につき、京都薩邸にては直ちに褒賞の沙汰があつたが、それにつき鹿兒島より何か申來りしと見え、褒賞即行の理由を申たてたので

ある。御名代といふは太守の代理として公子の滯京ありしをいふ。それには初めに圖書(久治)それと交代に弟備後(珍彦 の上京があつた。長州兵上京に付圖書歸藩を見合せたので、禁門事變の時は兩公子共在京にて出陣された。名代として上京なればせめて非常の際の兵權だけは與へてないと一たいの指揮が後れて急場の用が辨せぬ。そこで軍威が立ち、將來兵氣の振ふやうに急速に御褒賞を行はれたことであつたが、少々早まつた譯になりましたか、とある。○「先年龍伯公御ふたり御舍弟樣へ云々」龍伯公と云ふのは秀吉と同時代の方で、三州を平定し武威を九州に輝かした島津家第十六代義久のことである。其弟には義弘、家久等非常にすぐれた武將を有し、將に將たる人であつた。その二人の弟たちの戰功の褒賞の舊例に準じて、今度兩公子京都のはたらきを賞せられたら如何といふのである。

八一　大久保一藏への書

元治元年九月七日

【解說】此書は日附もなければ宛名も無いが、宛名は內容から推しても、此書が大久保家に遺つてゐることから見ても大久保一藏宛であることは明である。又本書を認めた日は此書中に「越前は昨日京着相成」とあるので、元治元年九月七日であることが確定される。最初の一節は藩主から朝廷へ差出すべき建白書を送つて來たが、中央政局の形勢が變化して、時機に後れたから提出を見合はすことにする、宜しく執りなしてくれといふのである。本書の內容で最も注目すべきは隆盛が此頃まで征長に對して如何なる考を持てゐたかといふことが窺はれることである。卽ち隆盛は是非共兵力を以て迫り、長藩の降を乞ふに及んで東國邊に國替を命ずるところまで行かなくては本當でない。然らずば薩藩のためにも將來邪魔をするに違ひないと述べてゐる。

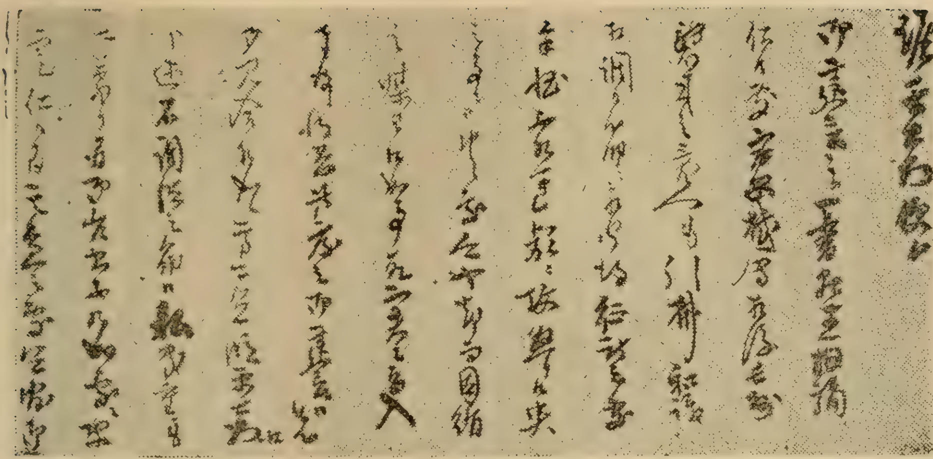
次に征長總督問題で幕府の內部に暗鬪があつて、隆盛等が如何に征長を迫つても埒があかぬ、幕府は尾張老侯（慶勝公）に總督の命を下したけれども、老侯は之を固辭して、會

桑と一緒に一橋公を推薦してゐるが、幕府は許すまい。それ故總督の決定を待たず、副總督の越前侯のところで征長の事を速に執行する樣に周旋するとある。按ずるに、當時在京の一橋公と江戸の幕閣との間に調和が出來ず、征長について最も大切なる時機を逸して諸藩の望を失ひ、日に日に幕府のために不利なる情勢が展開してゆく。

堀(1)平左衛門便より

御建言の一書相達、拜誦仕候處、最早機會相後(おくれ)、長州襲來の異人も引拂、和議相調候筋に相聞得、征討の處余程不㆓相運㆒頗に攻懸り候央の事に御座候處、今や都て因循の媒ゝ相成事故、實に恐入奉ㇾ存候得共、此度の御建言は先御見合相成候方可ㇾ宜段、平左衛門え申述、不(2)調法の筋は私幾重にも可ㇾ蒙候間、御差出不㆓相成㆒處に決定仕候間、其邊の處宜敷御取成可ㇾ被ㇾ下候。只今にてさへ薩勢の不(3)操

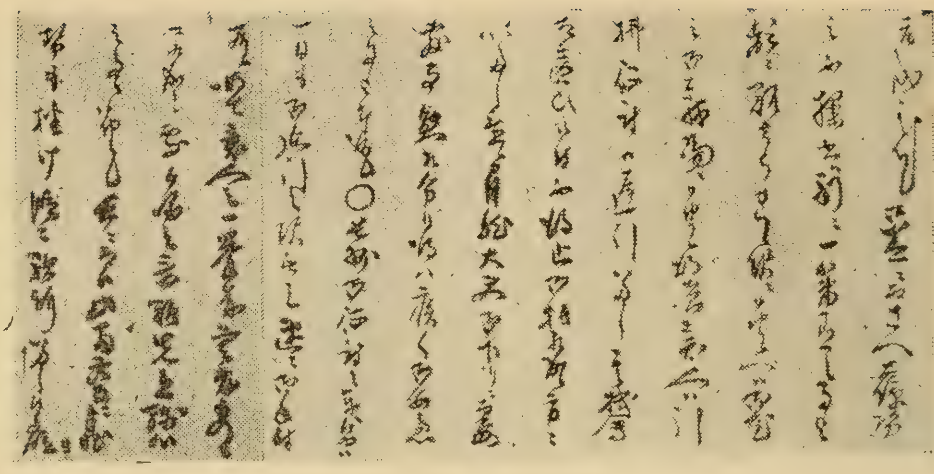
(1) 薩藩士　(2) 御咎があつたら自分が責任を負ふといふのである
(3) 操は繰の誤



出は別に一策有之事と、頻に難ぜられ候譯に御座候へば、御尤の御義論に御座候得共、異人は引拂、征討は遲引いたし、其機會相違ひ候付、不得止御扣相成候方にいたし置候。　自然大夫(4)御下りにて委敷事態相分候得ば、疾く御安慮の事と奉存候。　○長州御征討の義に付ては、一日も御延引の譯無之、速に御手付居候得ば、異人の一擧も空敷ものに可相成候處、ケ樣の異難先立、殘心の事に御座候。　長にては此兩變(5)に余程

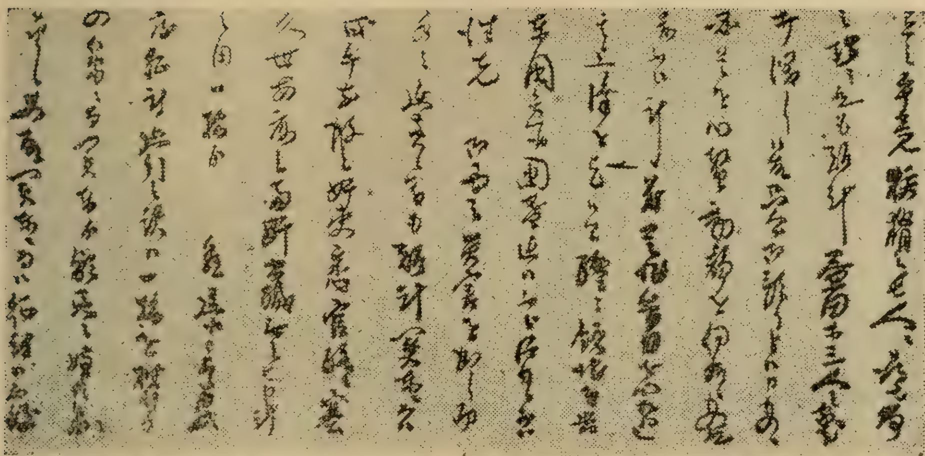
(4)　薩藩家老小松帶刀

(5)　禁門戰爭と外艦の下之關砲擊を指す



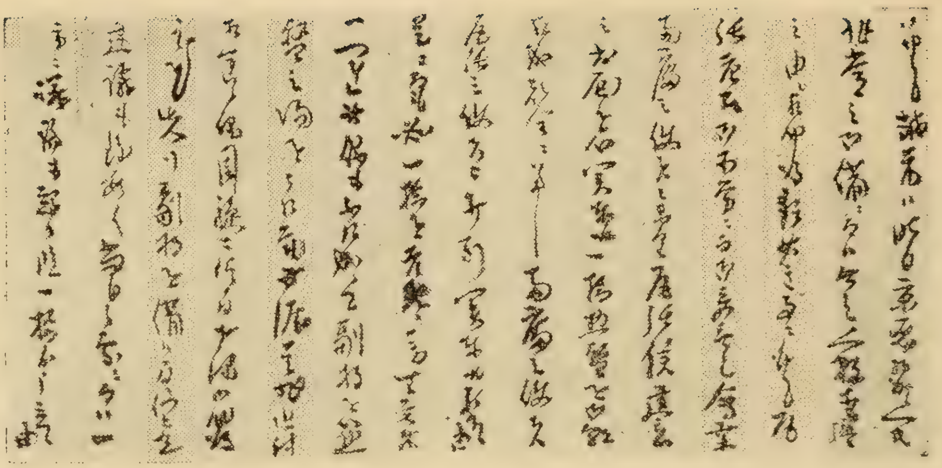
勢も挫け、段々歎訴いたし候手段も有レ之、畢竟狡猾の長人に候得ば如何の巧みかも難レ計、(6)益田等三人の家老打洩し候故、只今御預りとは申もの丶必是を以暫動靜を伺ひ居候ものかも不レ被レ計候付、是非兵力を以相迫、其上降を乞候はヾ纔に領地を與、東國邊え國替迄は不レ被二仰付一候ては、往先　御國の災害を成し、御手の延兼候義も難レ計、關東にては戊午前後の奸吏悉官路に塞、久世、安藤の兩奸出職無レ之と申計の由一橋よ

(6) 益田，福原，國司の三家老



り　朝廷え申上候由、此度征討延引の譯は、一橋を挫付るの策にて、關東より頻ニ忌み嫌ひ候由に御座候。　夫故關東にては征討は不レ致方に議論も起候段一橋より申立候由ニ御座候。　越前は昨日京着相成候へ共、非常の御備にては無レ之、人數も纔の由に相聞得、頼少き事に御座候。　尾（7）張老公御所勞にて御受無レ之、會桑兩藩の使者參り尾張侯建言の書面を以テ關東え、一橋惣督を御願相成都合にいたし、兩藩の使者、尾張の使

（7）徳川慶勝公

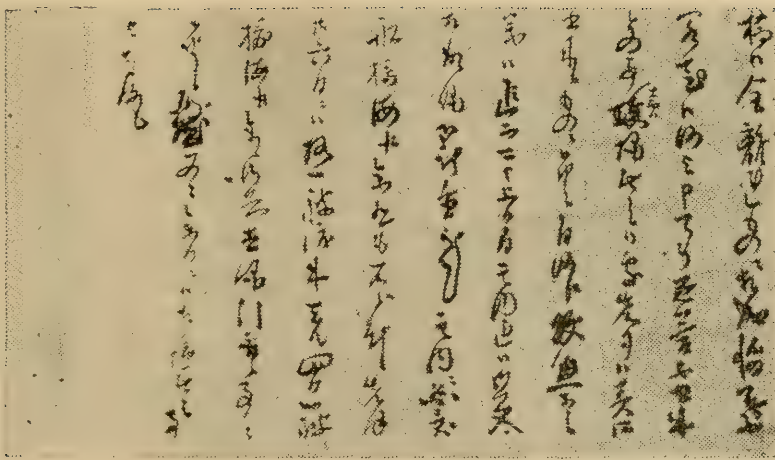


者被打列闕束え罷下候由、是にても必(8)一橋を差免候義無覚束、いづれ此儀も不相成候はゞ、副将を以て惣督の場を被相勤、此涯是非追討相運候様周旋可仕候間、左様御納得可被下候。　先づ副将を備候間、何とか建議も致安く、當日の處にては一橋は全く離れものに相成、稲葉閣老は何と申ても返答不出來、この事、責様無之候處、先づは(9)責口出來候ものに御座候間、何分(10)攻懸等の義は追て可申上候間、其内迄は御見合相成候様

(8)　一橋を惣督にといふ願を許すことはあるまい

(9)　献言の場所

(10)　征長軍の手配



御計置可レ被レ下候。其内に必異船攝海え參かも不レ被レ計、先月廿六日には拾一艘渡來、去る四日一艘攝海え參候得共、直様引取候事に御座候。乍レ然又々參るには相違無レ之事と奉レ存候。

（大久保侯爵家所藏）

八二　大久保一藏への書

元治元年九月八日

尚々一橋幕府の嫌疑を避、御戴物も總督より被二相渡一候筋に申上候はんか。　誠に拙策を行ひ申候。

御兩殿樣益御機嫌能被レ遊二御座一恐悦の御義奉レ存候。　陳者長州征討の義延引の事殘志無二申計一候。　(1)尾張老公え關東より御目付兩人被レ差二遣一金の御采配御戴相成、是非惣督の御受相成候樣申參候由に御座候。　迚も御受相成丈けに無レ之模樣に被レ伺申候。　尾州は土民(2)一向の徒、東本願寺燒失に付徒黨を組、混雜の向に被二相聞一申候。　會藩故に燒亡いたし候故、佛敵と相唱、是非通行不レ被レ致と

(1)　徳川慶勝公

(2)　一向宗

の説も有レ之候由ニ御座候。　西本願寺を燒拂候樣戰爭際も　山階宮樣より御沙汰有レ之候得共、決て不ニ取合、尤西(3)は長州え組し居落人も相圍居候由相聞得候付、會え相通探索いたし候樣申置候處又々此頃は乃見(4)織衞等潜伏の由相聞得、是非此御方より火を掛候樣　宮樣より御達有レ之候得共、今更ヶ樣の事を謀り候ては佛敵と唱れ、却て手の延兼候基に御座候間、此儀は不レ宜段御斷申上置候。　段々壯士の者燒度申立候得共、引留置候處、尾張の說共承り、よふこそ火攻を取止候と相考居申候。　後難の處を打返し勸考仕候事共御座候。　一時の愉快を欲し候ては、跡の難儀にて被ニ取返候事に御座候間、折角念を入れ候事共御座候。　○天朝よりの御褒賞、最初は御所え御家老御呼出有レ之御品等直樣御渡相成

(3) 西本願寺

(4) 乃見は長藩士，もと留守居

賦に御座候處、一橋より是非惣督(5)え御渡被下、右より諸藩えは可相渡との段申上、俄に其御運に相成候由、實に朝廷に御人無之、諸藩の人氣をも被失候事共可嘆事共に御座候。委細表通御問越可有之、森岡才領にて被差下申候。○小蝶丸の儀攻懸等の儀、惣督の指揮を受、慥に相定候上差下賦に御座候處、何分延引の譯に相成候付、一篇は足輕兩人被差立候處、淀川にて難船に逢ひ、御用封等都て流失相成、當分は飛脚等も遲着勝の事に御座候間、小蝶丸差下候間、翔鳳丸にても小蝶丸にても、速に御差返相成義は相調間敷哉、いづれ大夫御歸京に付ては、決て蒸氣船よりと相考候得共爲念御願申上置候。　いづれ軍勢被差出候に付ては、蒸氣船より被差出筈御座候得共、引船等の御手數相成候はゞ隨分御都合出

(5) 禁裡御守衛總督一橋慶喜

來させられ候はんか。　幕船借入も當分にては出來申間敷、海軍方の船迄も取揚候由御座候間、相成義に御座候はゞ一艘は御遣に相成候樣御働可レ被レ下候。　此度も守衞方人數流行病にて、多人數臥居、渴氣(6)又は疫病相流行死亡多、看々難儀の者は不ニ差返一候て不ニ相濟一譯にて守衞方は、專、戰場を守といたし、病難に差迫候者は御愛士の廉も不ニ相立一候ては不レ被レ爲レ濟との譯にて、幸御國船參候付、御雇入にて引船の都合にいたし、小船丸に爲レ引難澁申立候分は御下し相成候間、左樣御汲取可レ被レ下候。〇攝海え異船相見得候付、早々木脇方へ手を付させ候處、別紙の通申立候付、夷情探索不レ致候ては不ニ相濟一、外國奉行談判に依、事柄も相分候義に候へば速に手を不レ付候ては間後れ相成、攝海え參候義も有レ之候付、有馬新

(6) 脚氣

助江戸より參居候處、東鄕罷下候付、跡え被殘置候得共、畠山等被差越候付少しも支無之故、海江田武次差添、横濱探索は勿論幕情承合候樣被差遣候。　明日出立と申場合の處、(7)內府樣より會、肥後、久留米等申談、將軍上洛を早々催候樣周旋可致旨御達御座候付、明日人を關東え差下賦に御座候間、其邊の處申付可差遣候間、外藩えは內府公より御達相成候樣御願申上置、當月朔日爰許出立致申候。

○南部彌八郞等昨日着いたし承候處、四國灘にて難船に逢、余程難義いたし、乍漸助來候由に御座候。夫故遲着相成申候付、御問合の趣承知仕、南部え相尋候處年符(8)の處も無口能(9)相談出來そうな模樣に候得共、異人は余程利にかしこひもの故、中々太躰の事に

(7) 近衛忠房公　(8) 年符は年賦の音通
(9) 無口能（クノンノウ）は「ざうさなく」「容易に」などに同じ。薩摩の方言「苦も無く」の轉訛か

ては受合六ヶ敷可レ有二御座一候付、若相談出來兼候はゞ別に策を承來候哉、相尋候得共、左樣の義は一圓無レ之。軍艦の義は誠に當時態要用の第一に候へば、御買入不二相調一候ては屹と不二相濟一候付、六ヶ年符(10)にいたし、年々御產物の品を以テ琉地におひて可二相償一との約束を內々にて取究候はゞ、異人の好む所いづれ破レ言ツ候はゞ島々迄も可レ救道も無レ之候付、早く此方より先をいたし候て、爰に來れと呼掛候はゞ跡の處もいたし安、幕府の嫌疑は可二相掛一事ながらも、隨分しのぎ方も可レ有レ之候間、若、談判不二相調一候はゞ右の一條を申込候樣相達置候間、宜敷御勘考可レ被レ下候。又手付金一萬兩にては承知不レ致候はゞ、平運丸を差遣置、是にて質物ト相成ものにては無レ之哉、其邊の處迄は相働候樣相達置候ニ付宜敷御汲取可レ被レ

(10) 年賦

下候。琉地にて産物を以軍艦の代品引結相調候はゞ不及ながら、私被差遣候はゞ随分弊害のなき様に取組可致賦（つもり）にて、振切て相達候付、宜敷御汲取可被下候。拾七八萬の現金を被差出候ては、迚も補ふ道も無御座候付、是非品を以取組候手段に無之候ては、不相濟義に御座候。恐惶謹言。

九月八日　　大島吉之助

大久保一藏様

（島津忠承公爵家所藏）

【解說】此書は元治元年九月上旬種々上國の形勢を京都より薩摩へ報告し、且最後に薩藩の軍艦買入、代金支拂方につきて提案し、自ら交渉の任に當らんことを請うたものである。初に幕府が尾州老侯慶勝を起して征長總督たらしめんとしたが、容易に承諾があり

そうにもないとある。初め京都に於ける幕府側の意向にては、一橋慶喜を以て總督にしようといふことであつたが、江戸幕閣に於て之に反對し慶勝を推したのであつた。慶勝は此後、隆盛の勸告もあり、九月下旬には總督の命を受くることを決心し、十月五日に請書を上つた。○尾州は土民一向の徒云々。これは東本願寺が會津藩のために燒かれたから、尾州の一向宗信者が徒黨をくみ、會藩を佛敵として騷いでゐるといふのである。それを以て思ひ合すると禁門事變の際から西本願寺を燒くやうに、山階宮樣からも屡々御沙汰があり、壯士輩も燒きたしと申し出たけれども制止しておいたから先づよろしかつた。一時の快を以て後難を引き起してはならぬから、折角念を入れて居ることであると通知したのである。○天朝よりの御褒賞云々。これは禁門事變に於ける諸藩の行賞を最初御所より御授けになる筈なりしを、一橋より、それは禁裡御守衛總督たる自分の方より渡すと申出てゝ其通になつた。朝廷に人があつたら、斷然朝廷より御授けになり、かゝる機會に朝權を回復し、諸藩に恩威を示さるべきであらうが、その事なく却つて諸藩の期待に反し、人氣を失はせらるゝことと、さて〳〵殘念であると憤慨の意をもらしてる。○小蝶丸（胡蝶丸）翔鳳丸は薩藩所有の汽船である。此等の汽船ありしため薩藩が當時機敏のはたらきが出來たのである。○南部彌八郎等云々。南部は軍艦買入方に付、藩の命を受

けて來たのである。さて此一節の大體の意味は、南部の話では、軍艦代金支拂方年賦にても容易に應じさうであるといふことである。若しそれが出來なかつたら如何にするか、別に策を承はつてきたかと問へば、全く承つて來なかつたといふことである。因つて自分（隆盛）は萬一、年賦（無擔保）の相談が出來なかつたら、六ケ年賦にして年々物產の品を以て、琉球で支拂ふことに約束する樣に策を授けておいた。又手付金一萬兩にて承知しなかつたら、平運丸を擔保に差出しておくといふことで是非買入方を取まとむる樣に南部へ達しておいた。若し產物を以て軍艦代價にあて琉球に於て支拂ふことを許さるゝなら及ばずながら自分をして交涉の任に當らしてくれ、隨分弊害のないやうに契約をするからといふのである。當時隆盛等が軍艦の必要を感じてゐたことは勿論であるがその代金支拂方法まで案出し、種々苦心してゐたことが此書で知られる。

八三　勝安房への書

元治元年九月十一日

彌御安康被レ成二御座一珍重奉レ存候。然者分て御談合申上度儀有レ之今朝下坂仕候。御都合に依何れの御旅亭に參上仕候て宜候哉。刻限何比御手透の譯何卒乍二御面倒一御示諭被二成下一度奉レ願候。此旨奉レ得二貴意一候。以上。

九月十一日

薩藩
大島吉之助

勝安房樣

【解說】是は大阪に於て勝安房へ會見を申込んだ書である。會見の用向は、勝東歸の由につき江戸着の上將軍上洛を計らんことを依賴するつもりであつたらしい。此議は初め越前藩の提議によりしものにて、薩藩よりは隆盛と吉井幸輔、越前藩よりは堤五市郎、青山小三郎、以上四人同行して大阪に下り、即日會見を申込んだのである。なほ會見の模樣は後に揭ぐる九月十六日付大久保一藏宛の書に見えてゐる。

八四　大久保一藏への書

元治元年九月十五日

八月二日發の飛脚相達候處、貴兄の御書面不相見得案煩居方々爲相尋候處一向不相見得、翌朝長藏より承候處、御賢母さま御養生不被爲叶段驚入仕合に御座候。追々承候處御難症の由は承居候得共、例の御持病强き方にて(1)肌持も能罷成候付、追日御快方と相考居候處、存外の次第嘸御愁傷の筈と想像やる方なき事共に御座候。每年の御不幸打續御悲心の處、私共さへ難堪事に御座候。貴兄御旅中共にて無御座候がよろ(2)しかつたと是のみ申居候位に御座候。一箱御悔爲可申上進上仕候間御靈前え御揃

(1) 時候といふに同じ，薩摩の方言

(2) 「し」は本書にないが誤脫と見て補入した

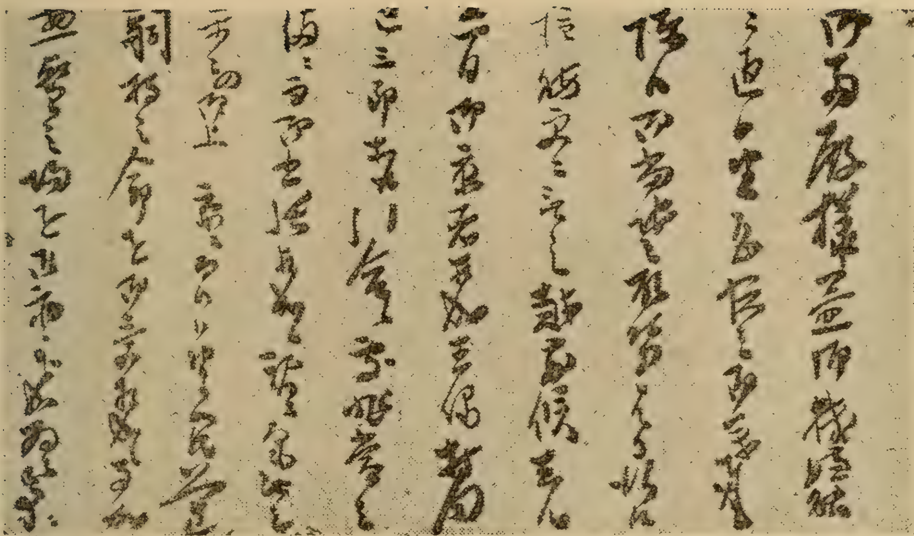
被レ下度奉ニ合掌一候。頓首。

九月十五日　　　　大島吉之助

大久保一藏樣

（大久保侯爵家所藏）

【解說】是は大久保の母の死去に付、京都より差出した悔狀である。

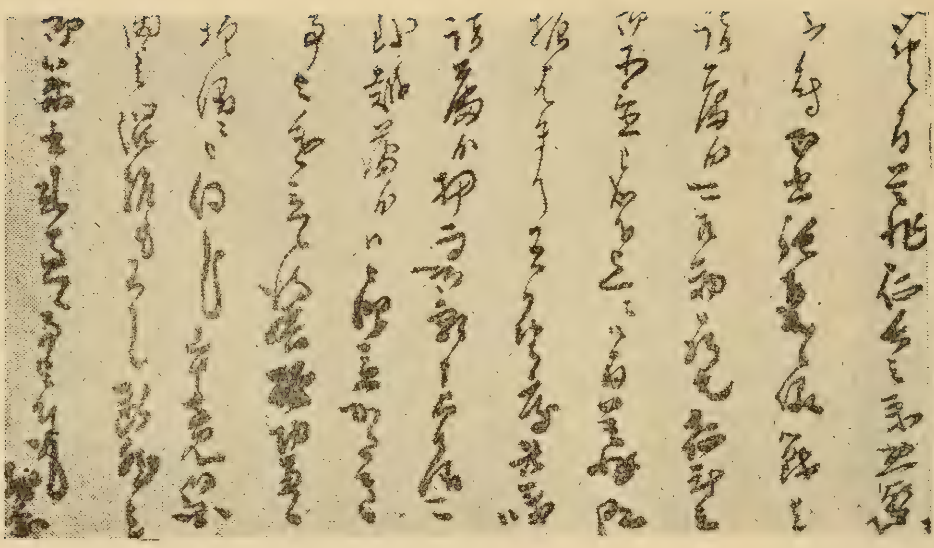


八五　大久保一藏への書

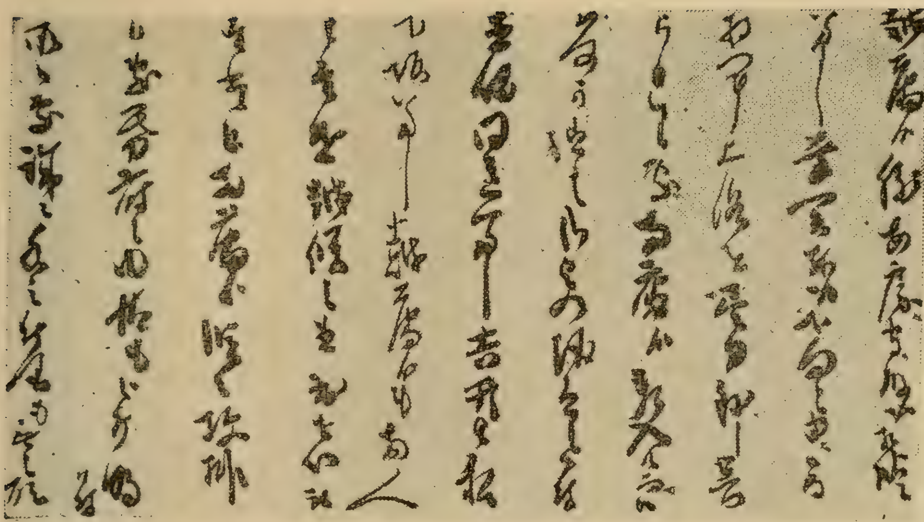
元治元年九月十六日

御兩殿様益御機嫌能被㆑遊㆓御座㆒恐悦の御儀奉㆑存候。陳者御當地の形勢はか行候鹽梅更に無㆑之、越[1]前侯去る六日御着京相成、直様村田已三郎等へ引合候處、非常の備にて御出張相成候譯にても無㆑之、平々の御上　京にては御座候え共、何れ嗣將の命を御受被㆑成候事故、總督の場を御勤可㆑

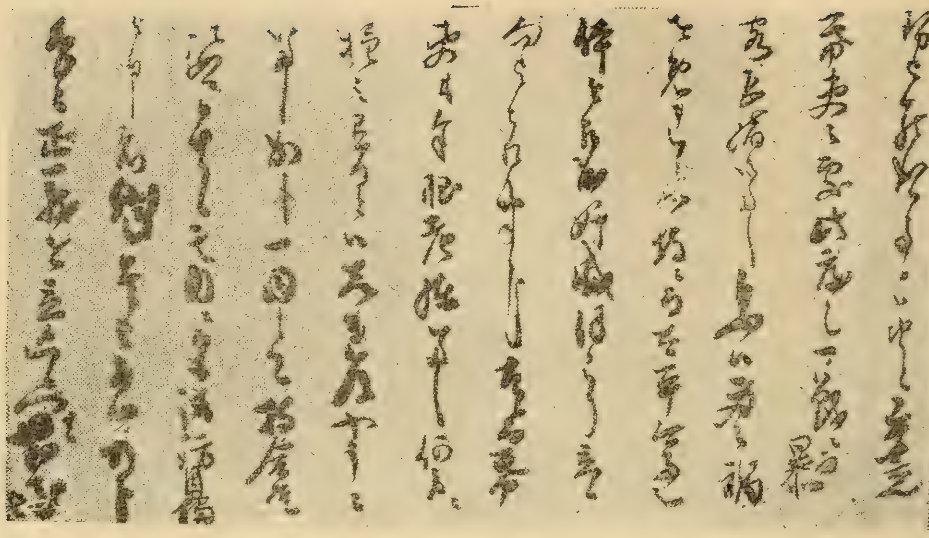
(1) 越前侯松平茂昭



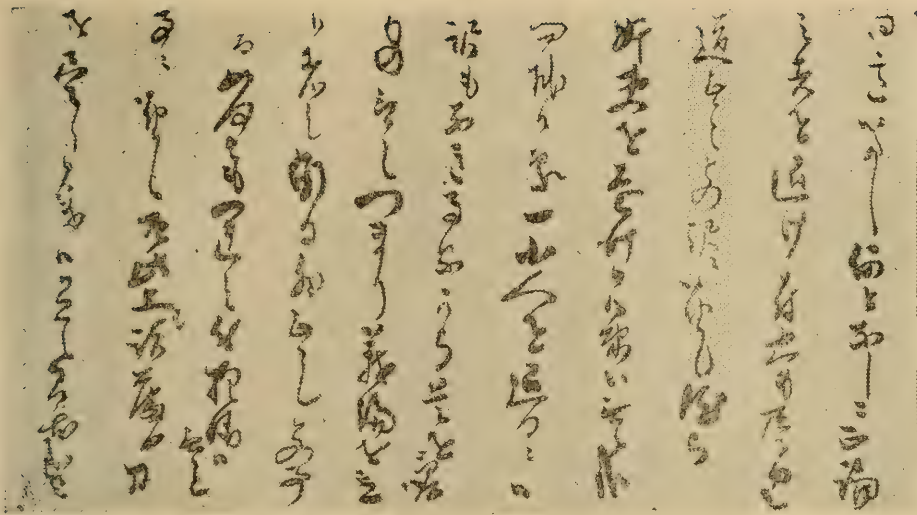
被レ成爲の御事に御座候間、是非征長の儀總督を不レ俟、御出張相成候樣、戰は諸藩より可二相勤一候得共、征討の御處置被二成下一迄に候間、是非御振はまり有二御座一度、此儀は諸藩より押て御願申上候樣可レ致、越藩よりは被二仰立一難き事ゝ進言候得共、振切兼候模樣に被レ伺申候。　畢竟御國內の混雜も有レ之斷然の御策出來兼候事ゝ奉レ存候。　然處越藩より勝安房守殿ゑ相談致し、幸、關東へ下向の由に候間、將



軍上洛を盡力致し吳られ候處を、兩藩より願入候ては如何可ㇾ有ㇾ之哉との趣有ㇾ之候付直樣同意いたし、吉井と私下坂いたし、越藩よりも兩人被㆓差遣㆒越候の直書を以被㆓差出㆒候付、兩藩より段々攻懸候處幕府の内情も被㆓打明㆒候付承候處、誠に手の附樣も無ㇾ之形勢と罷成候事に御座候。畢竟幕吏の處、此度の一戰にて暴客恐縮いたし、もふは身の禍を免れ候心持にて、太平無事の躰と相成、奸威ほ

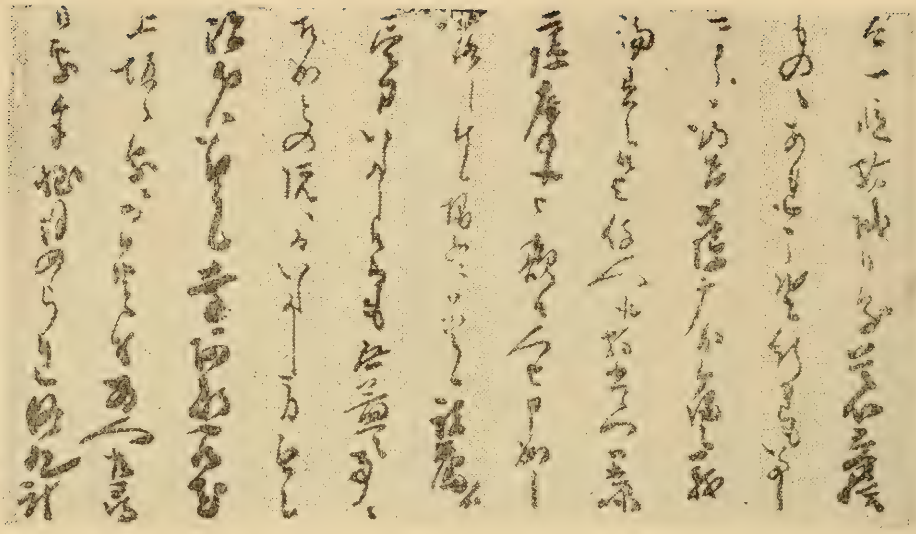


こり立候向と被相聞申候。左候て幕吏も餘程老練いたし、何方に權の有るとは知れぬやうにいたし成し一同して持合居候姿に御座候。其内にても諏訪因幡と申者魁首と相聞得申候。色々正義を立込候へば御尤と同意致し、何となしに正論の者を退候付、迚も盡力の道無之との譯に御座候。然らば奸吏を遠け候策は無之哉問掛候處、一小人を退くるには譯もなき事ながら、是を受取



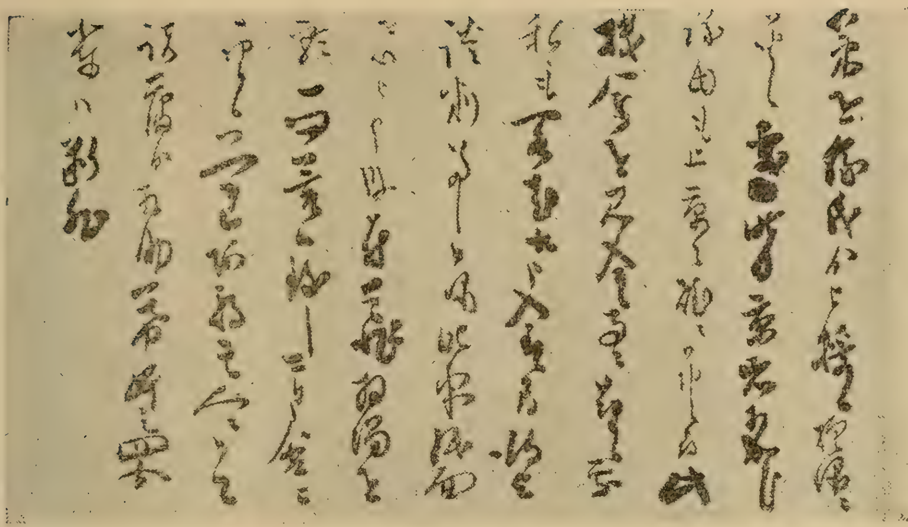
もの無レ之、つまり議論を立候者の倒るゝ外無レ之との事にて、如何とも運(ハコブ)の付模様は無レ之事に御座候。　乍二此上一も諸藩より力を盡し候儀は有レ之間敷哉と今一段攻掛候處、是以て受續ものゝあれ(2)こそ行はれもいたし可レ申候得共、薩摩より個様の議論有レ之候と役人へ持出候へば、直樣薩摩より被レ欺候人と申成し、落し付候樣子に御座候。　諸藩より盡力いたし候ても無益の事に相成との説にて

(2)「ば」脫か



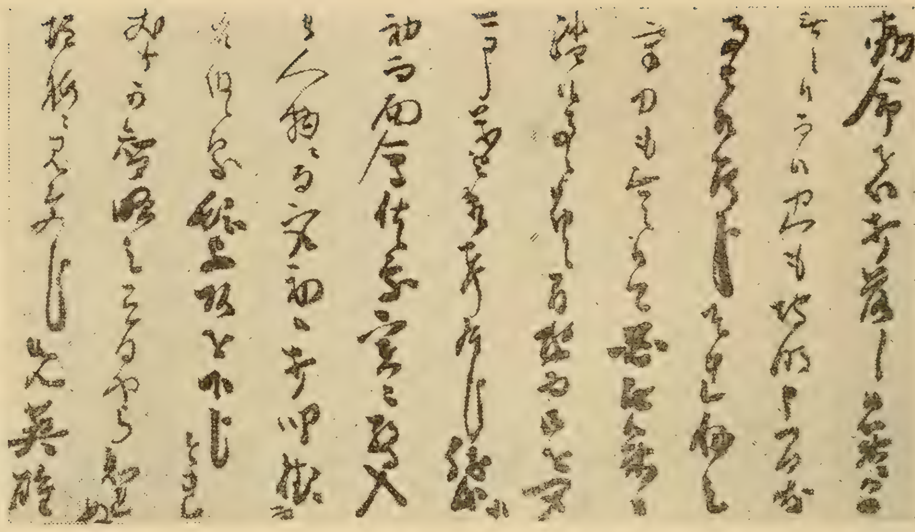
いたし方無レ之次第に御座候。　幸、阿(3)部閣老上坂の處にて御座候付、爲レ人相尋候處餘程ほめられ、何か計策を勝氏より被レ授候模樣に御座候處、一昨日京着相成候。　勝氏も上京の賦に御座候間、此機會を見合候事に御座候處、私にも閣老へ申入置候間、篤と談判いたし候樣、昨夜書面を以て被二申越一候付、是非拜謁を願、一問答はいたし可レ申含に御座候。　いつれ阿部其人に候はゞ諸藩より相助、幕奸

(3) 阿部豐後守正外

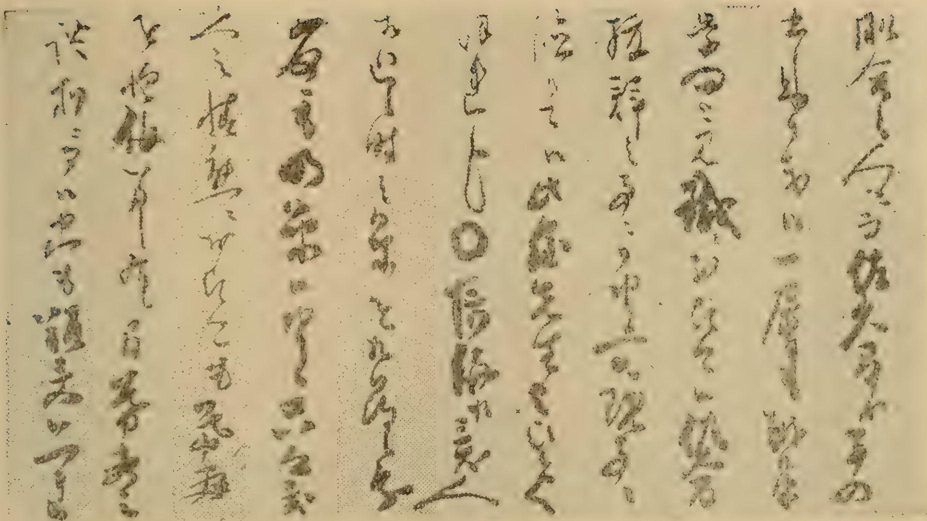


の四五輩は斷然勅命を以打落し候策にて無之候ては、迚も埒明申間敷事と相考申候。それ程の氣力も無之候はゞ必無策に踏候事に御座候。決て口を閉可申儀と相考申候。

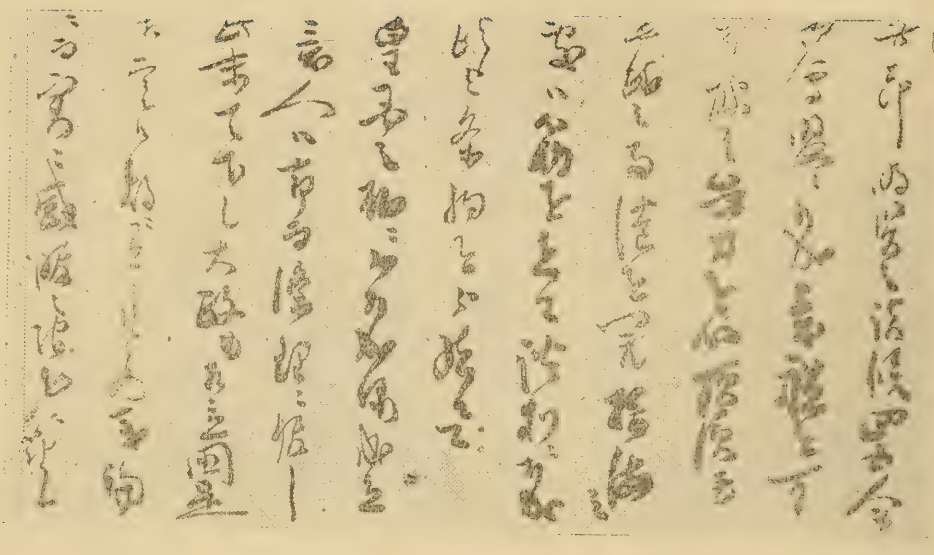
一勝氏へ初て面會仕候處、實に驚入候人物にて、最初は打叩賦にて差越候處、頓と頭を下申候。どれ丈けか智略の有やら知れぬ鹽梅に見受申候。先英雄肌合の人にて、佐久間よ



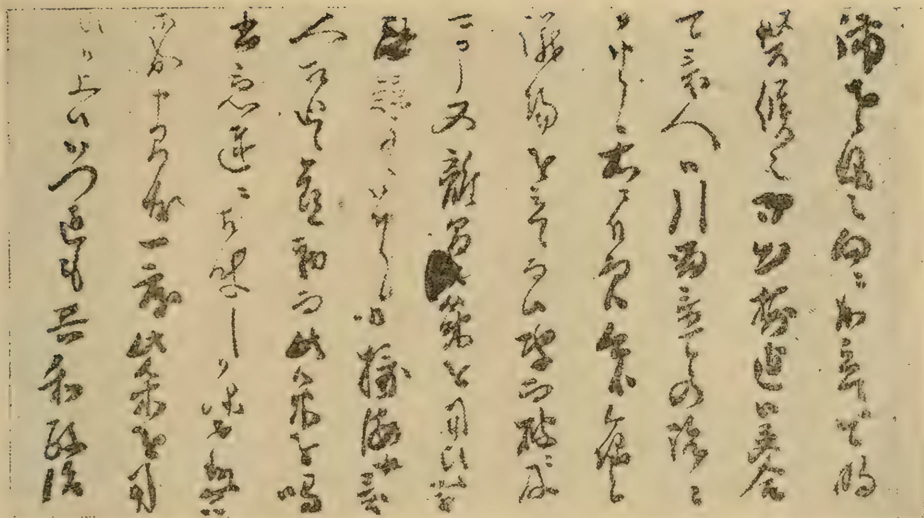
り事の出來候儀は一層も越候はん、學問と見識におひては佐久間拔群の事に御座候得共、現時に臨候ては此勝先生と、ひどくほれ申候。○攝海へ異人相廻候時の策を相尋候處如何にも明策御座候。只今異人の情態におひても、幕吏を輕侮いたし居候間、幕吏の談判にては迚も難レ受、いづれ、此の節、明賢の諸侯四五人も御會盟に相成、異艦を可二打破一の兵力を以て横濱並長崎の兩港を開、攝海



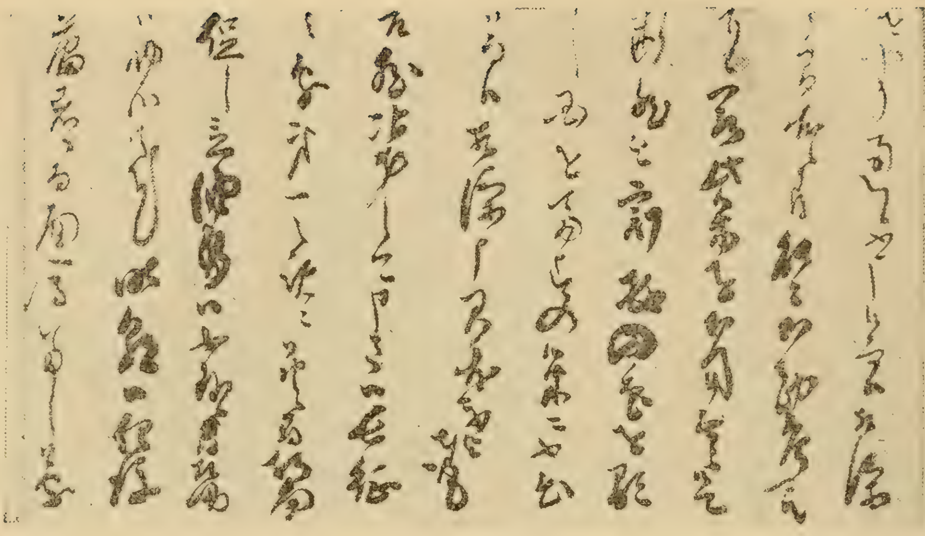
の處は筋を立て談判に相成、屹と條約をも結候ばれ候はゞ
皇國の耻に不相成樣成立、異人は却て條理に服し、此末天下の大政も相立、國是相定候期可有御座との議論にて、實に感服の次第に御座候。　彌左樣の向に成立候はゞ、明賢候の御出揃までは、受合て異人は引留置との説に御座候。　右に付ては今よりケ樣の議論を立候ては決して破に及可申、又離間の策を用ひ候儀無疑



事に御座候間、攝海え異人相迫候節初て此策を唱出、急速に相決し候樣不レ致候ては相成申間敷、一度此策を用ひ候上は、いつ迄も共和政治をやり通不レ申候ては、相濟申間敷候間、態々御勘考可レ被レ下候。 若此策を御用無レ之候はゞ斷然と割據の色を顯はし、國を富すの策に不レ出候ては相濟申間敷儀と奉レ存候。 乍レ然、次第して申さば、長征の處第一の譯に御座候間、折角促し立、油斷は不レ致候間、左樣



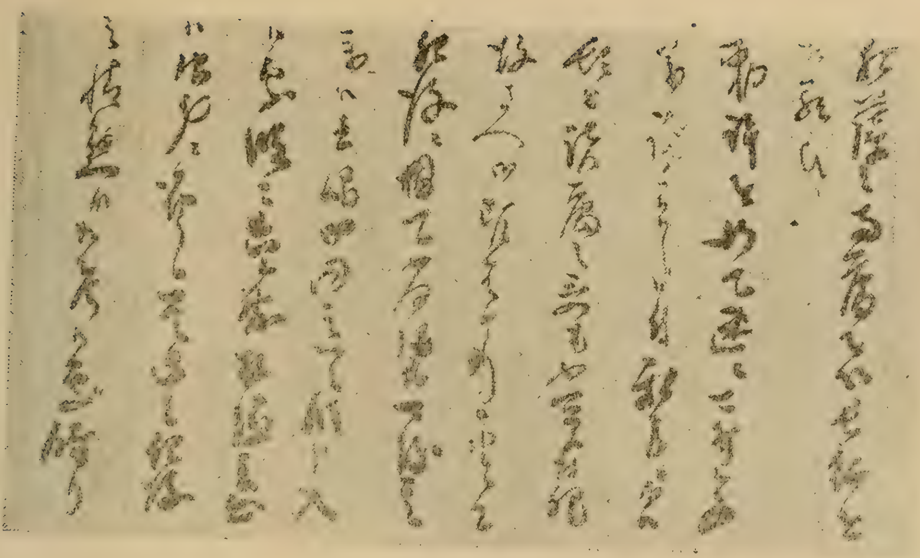
御納心可㆑被㆑下候。　昨朝は肥後藩着にて面會いたし候處、肥薩の兩藩を以長征を相願ひ、
勅許を得て速に可㆑打との議論有㆑之候。○私方にては頓と諸藩の受も不㆑宜候付、肥後さへ御差はまり御座候はゞ、肥後に因て如何樣共可㆑致、其儀は直樣御同意の段申入候處、段々六ケ敷故障言出候次第に御座候。　是迄の肥後の情態より相考候處、餘りよふ過候間、却て不安心の事に御座



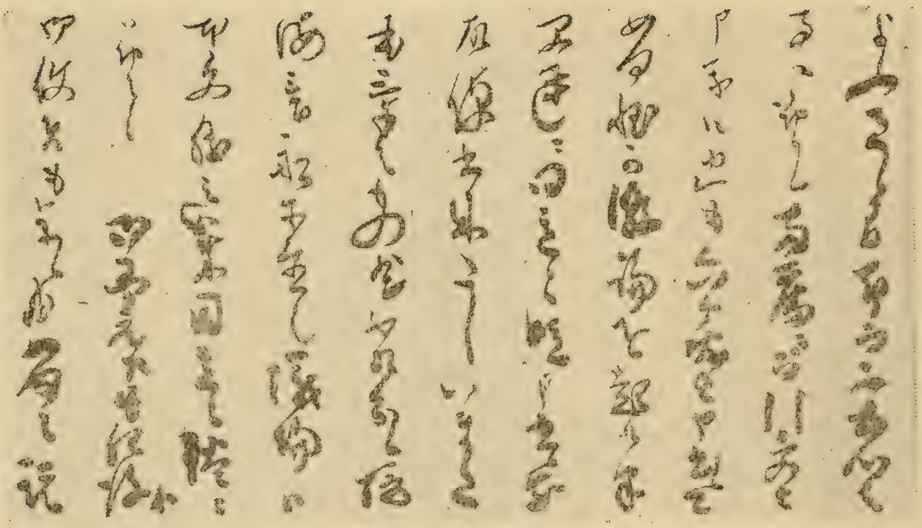
候。兩藩にて引受こ申儀は、迚も六ケ敷こ申出候はゞ、如何程か激論を起候はん、早速に同意の段申出候處故障出來いたし、いまだ本氣のものか不相分候。攝海異船處置の議論は、本文勝の策、同意の談に御座候。御國元えも肥後より御使者も參候由、如何の說にて御座候哉、長征の事共烈敷申たる哉、爲御知可被下候。

一御金操の一條、實に難澁の御時節にて、莫大の費用は相重候付、南部(4)へ

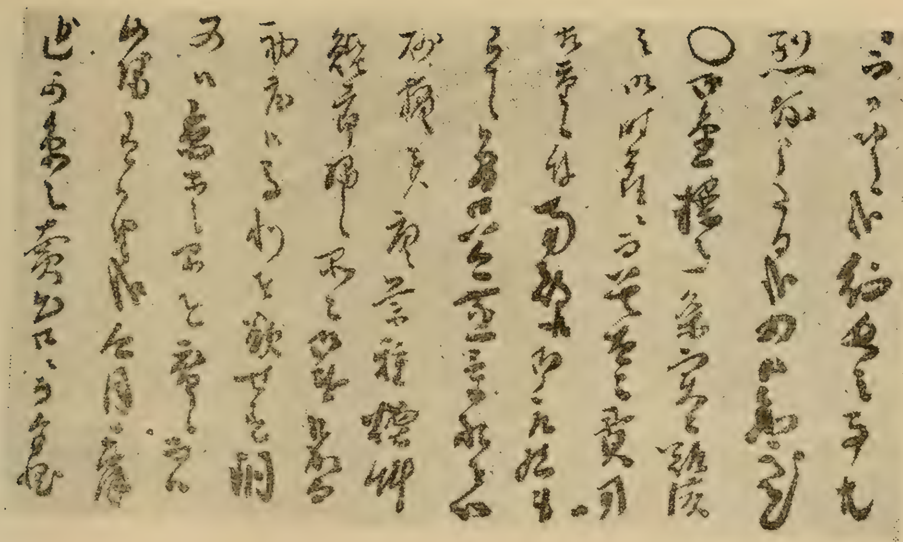
(4) 南部彌八郎



御取結も有之候間、只今蒸氣船を以砂糖並唐藥種、煙草、鰹節樣の品々御遣し相成候て、初度は高利を不欲銅又は糸等の品を替候ては何樣有御座哉。　今月來月迄が絲の賣出にて餘程値段も引下り候次第にて、一箱に付百兩の違ひさ相成候付、　御國元織屋方御用も年々三百貫目は御買下相成由御座候間、爰許にて只今買入の手段いたし居申候。　もふは嫌疑所の事に無御座候間、振切て澤



山買占、兩度とさせぬやうに大ごといたし度ものに御座候。　御內用金二萬兩は御座候付、夫丈ケは如何にもして買入可レ申、十萬兩計買占度ものに御座候へ共、手の廻り候はゞ現在私面を突出し、商法をやり度ものと相考申候。　暴客の天誅を蒙るか、又は幕吏の刺客を蒙るか、何にしてもしれた敵に御座候間、此儀は是非相企度、折角手を付置申候間、左樣御納心可レ被レ下候。　御用金も來年砂糖代



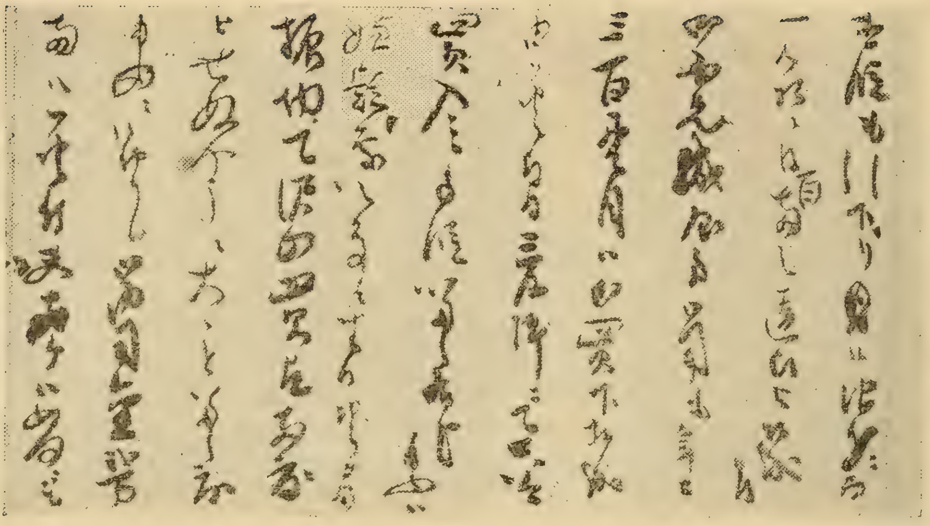
に取續間は何も見當無レ之由御座候間、のるかそるかの仕事をいたし度相含居申候。此旨荒々大略迄、如レ此御座候。恐々謹言。

九月十六日　大島吉之助

大久保一藏樣

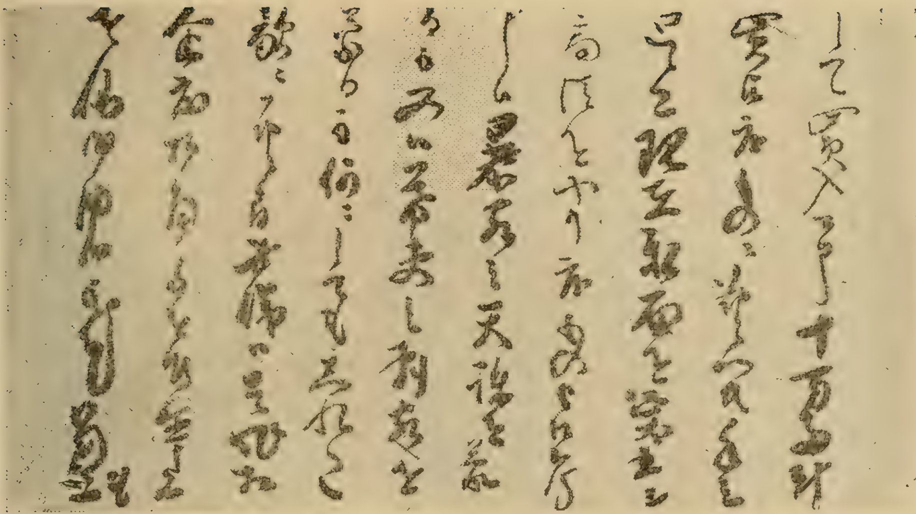
（大久保侯爵家所藏）

【解說】此書は元治元年九月十六日京都より鹿兒島へ贈りしもので、貴重な史料である。第一節には越前侯出京につき、征長總督の決定を俟たず、副總督たるべき越侯に於て直ちに御出張ありたき旨進言



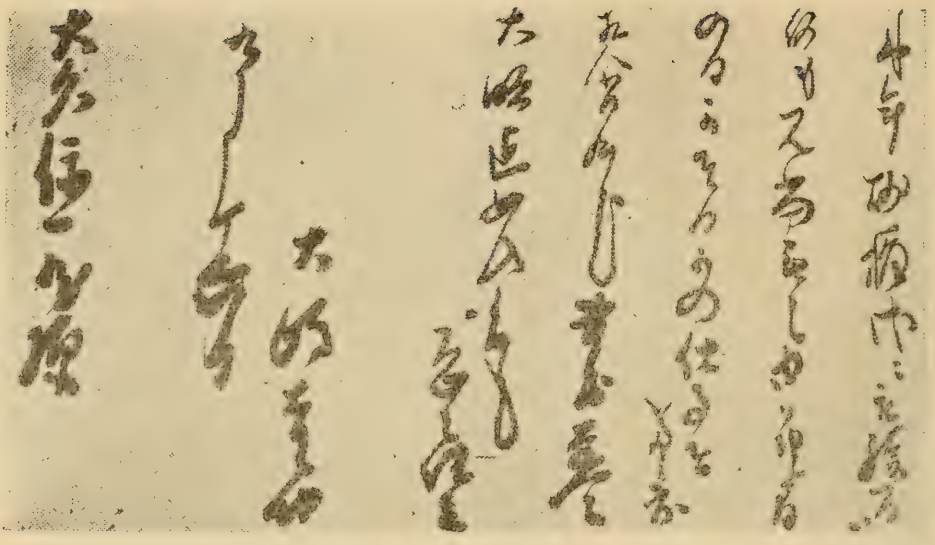
せしも、それまでの奮發は出來られそうにないとあり、第二節に越前藩士と同伴大阪に下り(前書參照)勝安房訪問の事並に勝の談話、幕閣の內情と阿部閣老に望を屬したる事等を報じ、阿部閣老に近々面談のつもりなることを述べ、阿部果たして人物ならば勅命により四、五の幕吏を免職し有力なる强藩の助を借る策に出づるならん。それ程の氣力なくば無策に終るならんと附け加へてゐる。

第三節、勝氏へ初て面會仕り候處云々。には勝の人物を推賞して止まず、外交に關する勝の意見は有力なる諸侯四、五人會盟し、外國軍艦を打破る丈の兵力を備へて、橫濱、長崎兩港を開き、兵庫、大阪開港の件は條理をたてゝ談判せば、皇國の恥辱にならざる條約も出來、天下の大政も立ちて國是も定まる期もあらうといふにあつた。 隆盛は此識見に對し、頗る推服

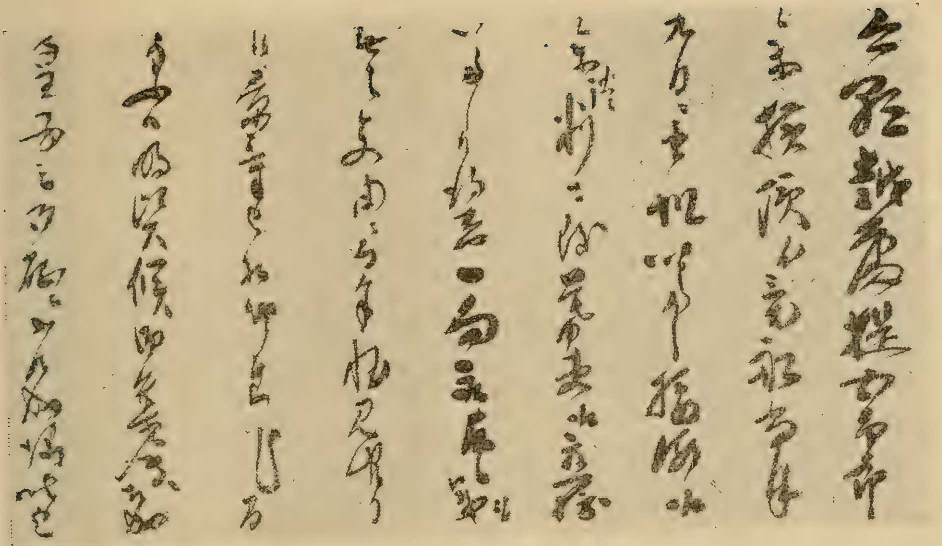


したらしい。併、此策は今發表する時期では無い。攝海へ外國軍艦の來るを俟ちて、初めて之を唱へ急速に決せざるべからずといつて居る。尤も此策を用ひる上は何處までも共和政治をやり通さねばなるまいから御熟考を願ふとある。此處に共和政治といふ語が出てゐるが、これは四、五の諸侯共和して政治を行ふといふ意義にて、今日いふ共和政體とは全く異つた意義に用ひられてゐるのである。若し此策を御用これなく(島津侯に於て)ば、斷然割據の旗色を見せて、幕府や外藩の事情に頓着なく、薩藩を富ます策に出でなくてはなるまいとある。

第四節には、だが順序は征長の方が先であるから、其方の事も油斷なく劃策してゐるといひ、それより肥後藩より申入れたことに對し報告や意見を述べてゐる。



第五節御金繰一條云々。此一節には國產を汽船にて大阪に送り、金に代へては如何といひ、又絹絲買入は今日其時期で高價の時とは一箱につき百兩の下落であるから、今、買入の最中である。最早嫌疑など顧慮する時ではない。思ひ切つて澤山買占めたい。二度と買占めなどせぬやうに大した事をやつてみたい。只今御內用金二萬兩はあるから、それ丈は買入れる。十萬兩ばかり買占めたいものである。のるかそるか命がけに、若、ひまが出來たら自分に面を出して商法をやつてみたい、とある。幕府、諸藩、外國を相手に國家の大經倫を行はんとしてみると、先だつものは金であることを如何に痛切に感じたかゞ窺はれる。大西鄉が商法をやらうとしたとは、世人のあまり思はぬ事であらう。併し私腹をこやすためでなく、藩の入費を生出さうとしたのである。

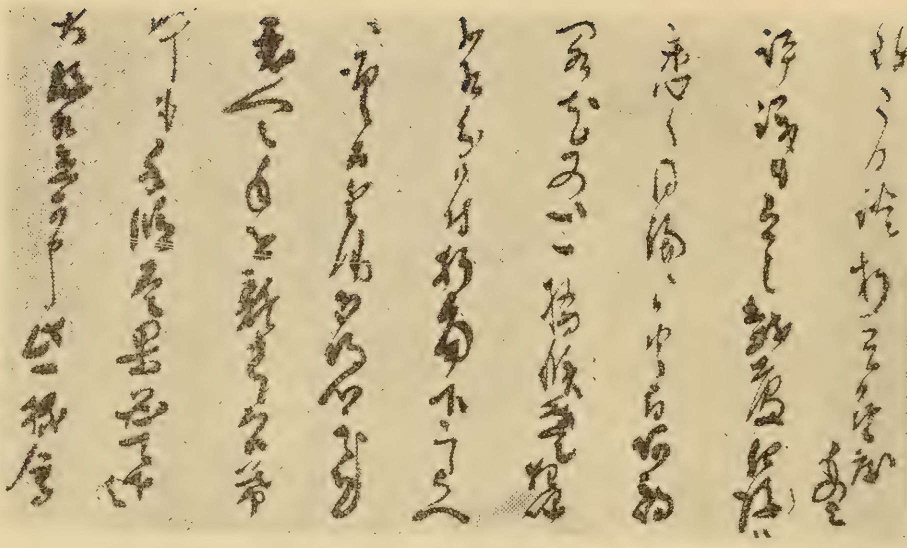


八六　大久保一藏への書

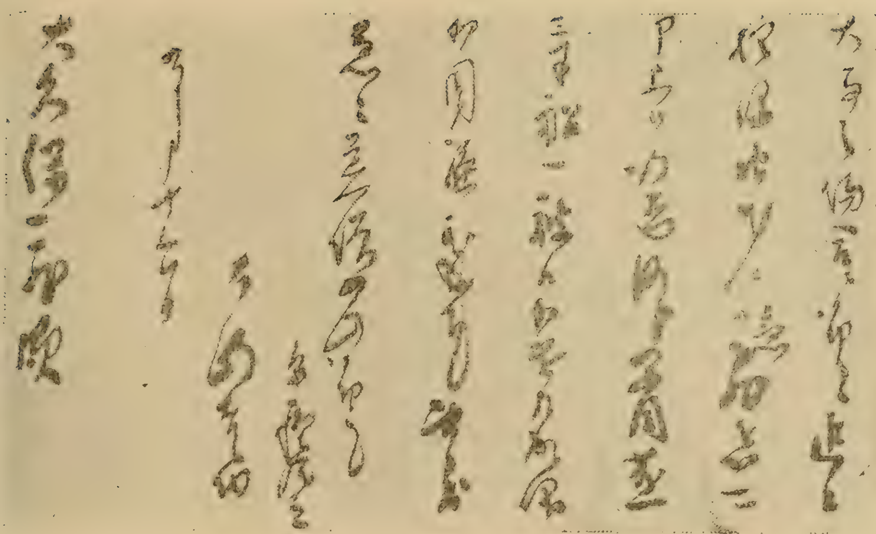
元治元年九月十六日

今朝越藩堤(1)五市郎參、横濱より異船當月九日に出帆いたし、攝海へ參談判可ㇾ致、幕吏へ應接いたし候得共、一向取占候儀も無ㇾ之との由にて、餘程見限り候景氣と相聞れ申候間、もふは明賢候御集會に相成、
皇國の御耻に不二相成一樣屹と致たる談判有二御座一度ものと評議も有ㇾ之、越

(1) 堤正誼



藩、肥後は悉く同論に御座候間、阿部閣老又は一橋侯邊の模樣不㆓相分㆒候付、折角下ごしらへに御座候間、左樣御得心可㆑被㆑下候。　異人の手を離れ候ては、幕奸も手段盡果、必、天下の大政相立可㆑申、此一機會大事の場合に御座候。　追々模樣次第には、急飛を以可㆓申上㆒候得共、何分早日蒸氣船一艘は御遣相成候樣、御周旋可㆑被㆓成下㆒候。　此旨急々荒增如㆑此御座候。　恐惶謹言。



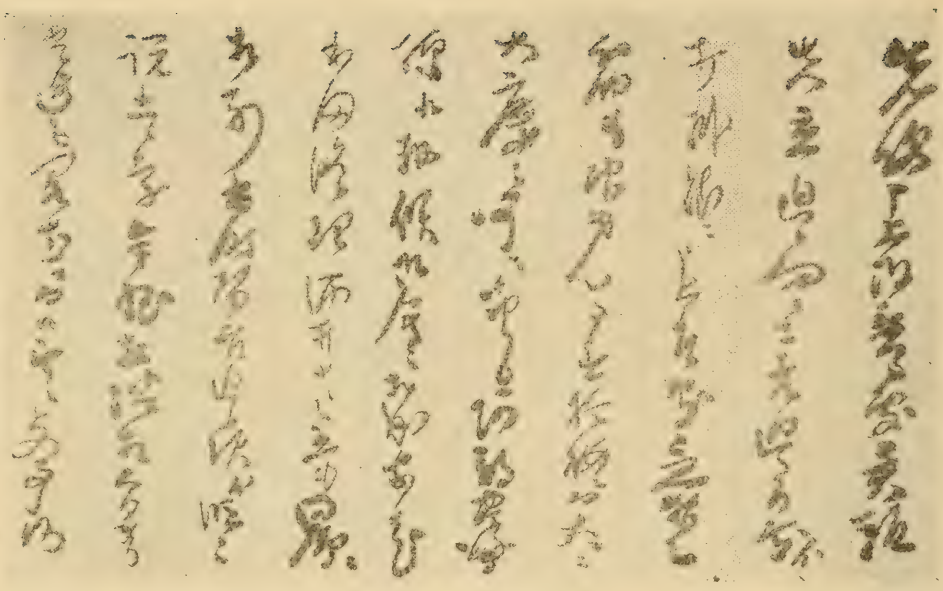
大島吉之助

九月十六日

大久保一藏様

（大久保侯爵家所藏）

【解說】此書は前書と同封にて送つたものである。前書を認めし後に越前藩の堤五市郎(正誼)が外船攝海へ廻航の報をもたらしたにより、早速前書に見えた勝安房の說、卽ち四、五强藩團結し、皇國の體面を汚さざる談判をしたいといふ說を實行しやうと取りかゝつたことが窺はれる。此機會大事の場合とある如く、天下の大勢將に一轉せんとする模樣を見せてゐる。

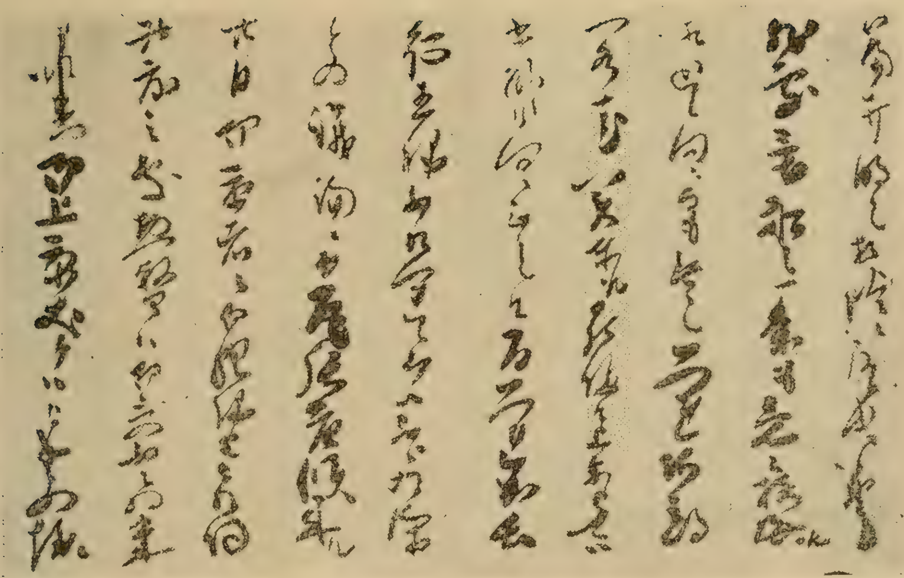


八七　大久保一藏への書

元治元年九月十九日

【解說】本書の內容は大體長州征伐に關したことで、先便(九月十六日付)以後僅かに三日間の出來事と考察とであるけれども、重要な事柄が多い。その中で最も見るべきは、隆盛が長州征伐につきて胸中の秘策を告白してゐることである。「暴人の處置を長人に付させ候道も御座あるべく候」といふ一節が卽ちそれである。

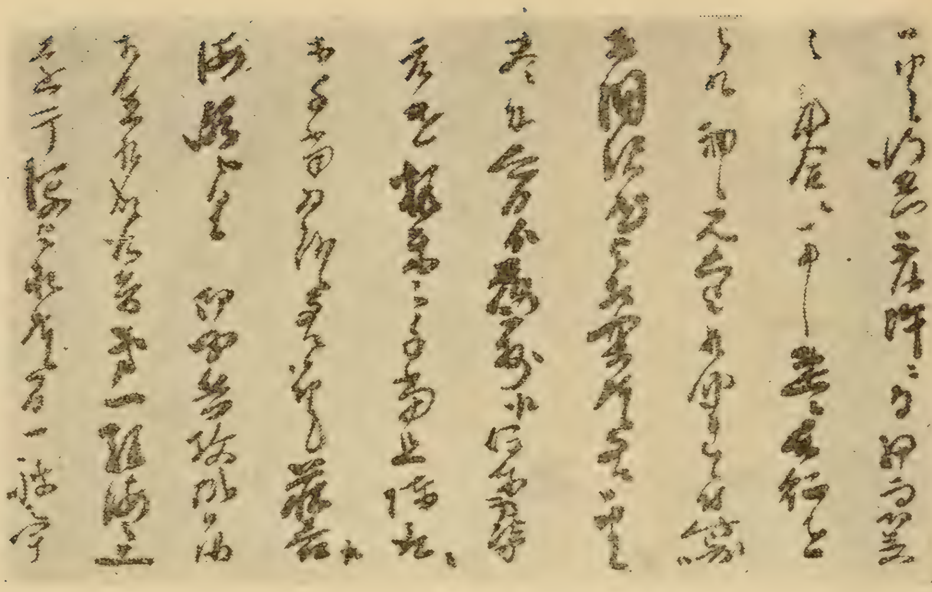
書中「別冊二部云々」は越前藩士一人密かに外艦に乘込み、長州砲擊を見學した日記一冊と、外に聞合したもの一冊とを寫して送る顚末である。「軍目付



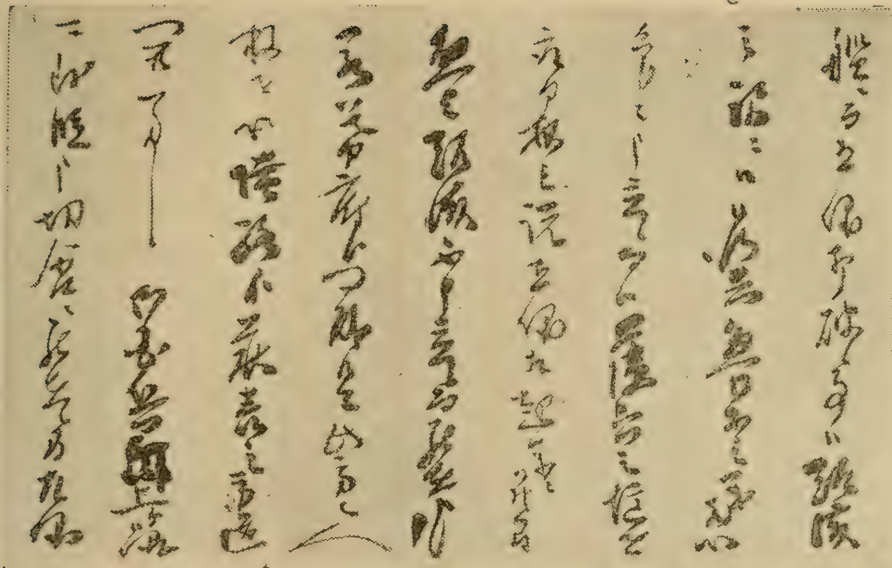
三人云々」これは薩藩攻擊口の軍目付を仰せつかつた旗本士三人が薩藩留守居を呼んで、軍をせぬ船に乘せてくれと依賴したといふのである。今日から考へて嘘のやうなことであるが、本文にも「嘆きも腹立も出來ぬ次第笑より外に致方は無し」と見えて居る。江戸の文華の餘弊は旗本の士氣を斯くまでに敗頽せしめたのであつた。

先便申上越置候處、異難先立迫候向にて、差迫たる處より打掛賦に申上置候處、急務の筋も次第いたす鹽梅にて、大きに大慶の事に御座候。(一)阿部豊後守様え越侯御會に相成、家老

(1) 閣老阿部正外

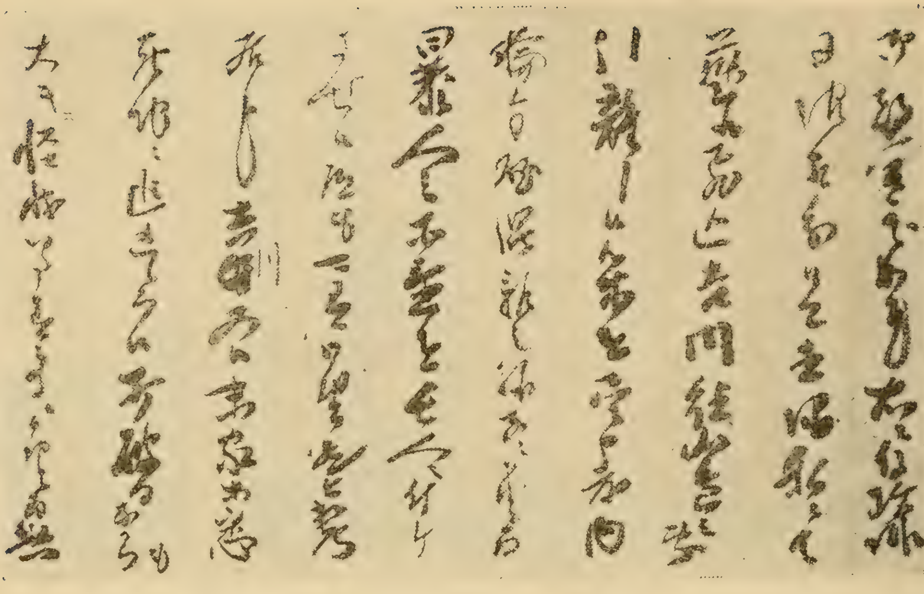


本田修理、酒井十之丞も同席に相列、當時勢差迫候譯より段々說込候處、餘程相談相くるまり、是迄の閣老にては無之との事、何篇打明し相談に及候由に御座候。　然る處異船の一條も急に攝海え相廻候向にても無之、いづれ阿部閣老關東え罷歸候上ならでは出掛候向に無之候間、いづれ成、長征直様不相運候ては不被爲濟との議論にて、尾張老侯來る廿日御京着の御模様と被相伺、此度の處



總督は御受不ㇾ被ㇾ爲ㇾ出來ㇾ御上京丈ケは被ㇾ成との趣に御座候得共爰許にて押て御受の都合にいたし、速に長征を被ㇾ相ㇾ初ㇾ候見込と相聞れ候付、此度は相調譯かと相樂居候事に御座候。　夫に付今日より藝州へ伊東萬次郎(2)差遣し、料米の手當且陣取等手當爲ㇾ致候事に御座候。　萩表え海路より　御國兵攻掛候樣相達相成候得共、第一難海の上、遠干潟と承居候間一艘の軍艦にて直樣打破候事は

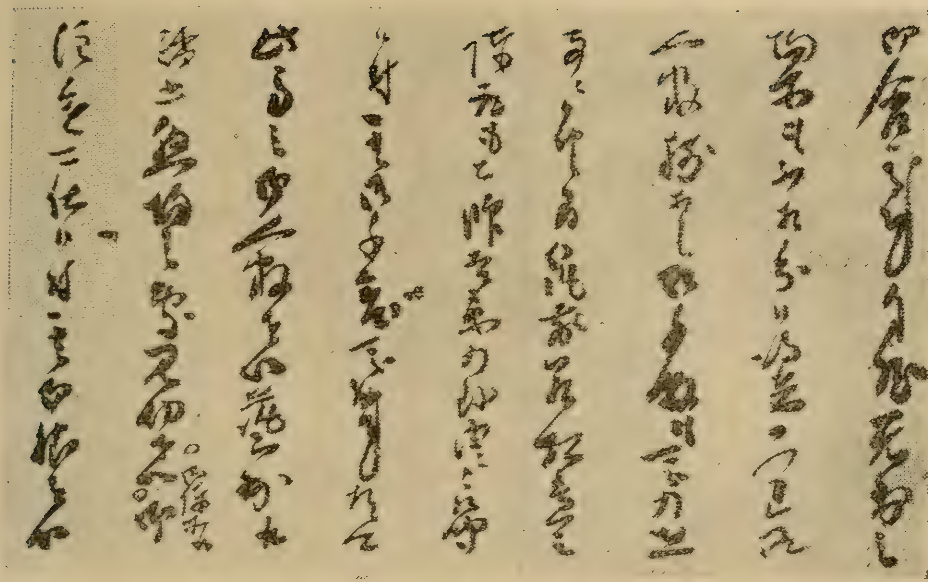
(2)　薩藩士，出征準備のため藝州へ出發す



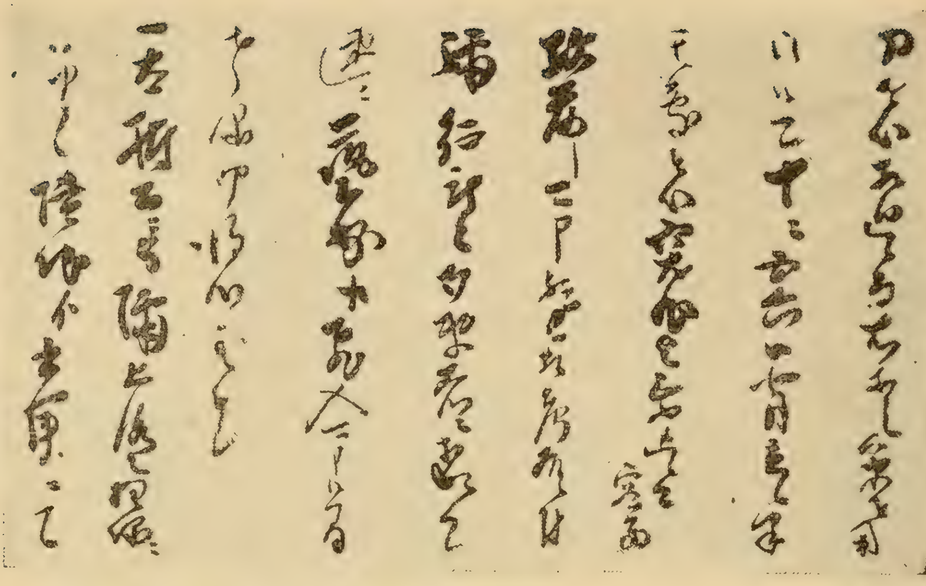
難澁の譯には候得共、懸口等の儀前以色々申立候ては、薩兵の臆を取る抔の說、直樣相起儀に御座候間、態ゝ難澁不㆓申立㆒候て罷在申候。若幕府より問掛候はゞ、(3)此方の人數を以て陸路より萩表の方道開いたし、御國兵乘上げ候樣可㆑致段申切含に罷在候間、左樣御含可㆑被㆑下候。自然着到の場所も不㆓相分㆒候得共、いづれ御人數揃へ等の御手數も可㆑被㆑爲㆑在事に御座候間、(4)筑前若松邊の陣取も、土

（3）京都に出て居る薩兵

（4）此邊は薩軍本隊の本國より陸路進發せしものゝ行動を指すそれと京都に於ける薩兵との連絡を顧慮して交渉せしなり

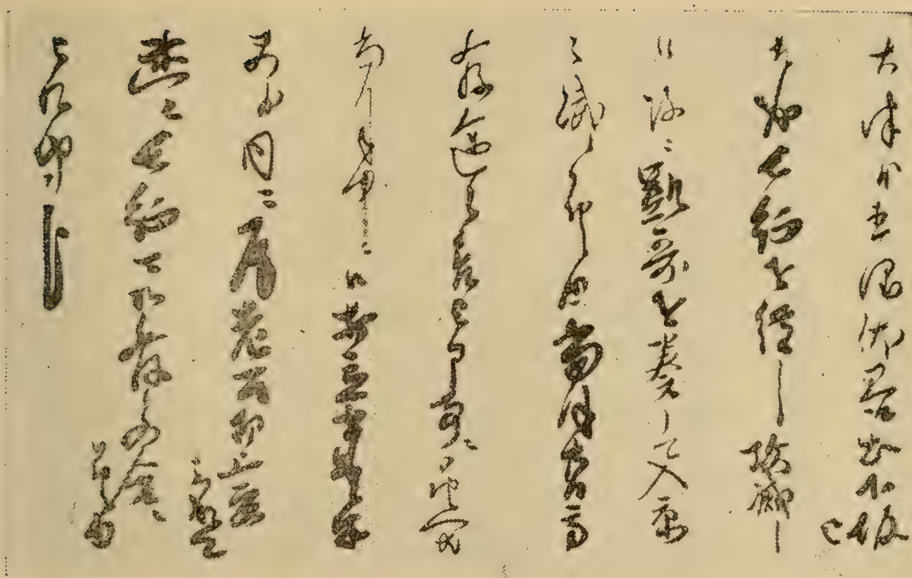


師吉兵衛爲ㇾ致由に被㆓相聞㆒候付、其御手筈可ㇾ被㆓成下㆒候。左候はゞ此方の御人數を以て藝州へ踏込、懸場の處見切を以御陣所へ御注進可ㇾ仕候付、其御賦(つもり)を以御都合可ㇾ被㆓成下㆒候。 右に付攻掛日限相分候はゞ、直樣私には藝え飛込、吉川、德山邊の處引離し候策を盡申度、內輪、余程混雜の樣子に御座候間、暴人の處置を長人に付けさせ候道も可ㇾ有㆓御座㆒かと相考居申候。 吉川又は末家等悉く死地に追



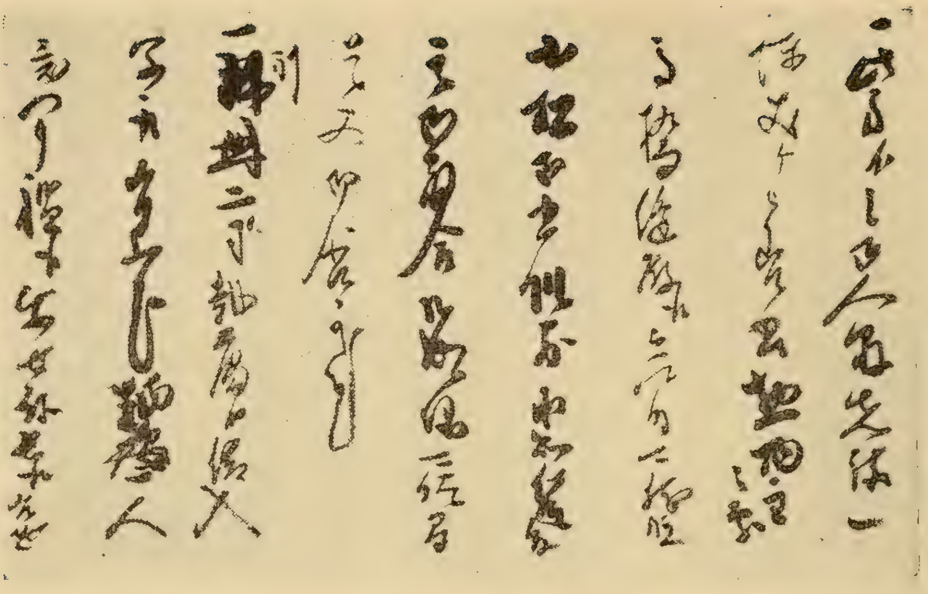
込候ては、打破るながらも大きに怪我いたす事に御座候間、兵力を以相迫候て、右等の策を用ひ候はゞ十に五六は背立候はん。其處を以テ突然と乗込候はゞ容易攻落し可ㇾ申かと相考居候付、彌征討の御決着に相成候はゞ速に藝州え飛入可ㇾ申候間、左樣御得心可ㇾ被ㇾ下候。

一太樹公にも彌上洛の模樣に御座候。陸地より出軍にて大津より直樣伏見え出、下坂と相成、長征を催し、攻

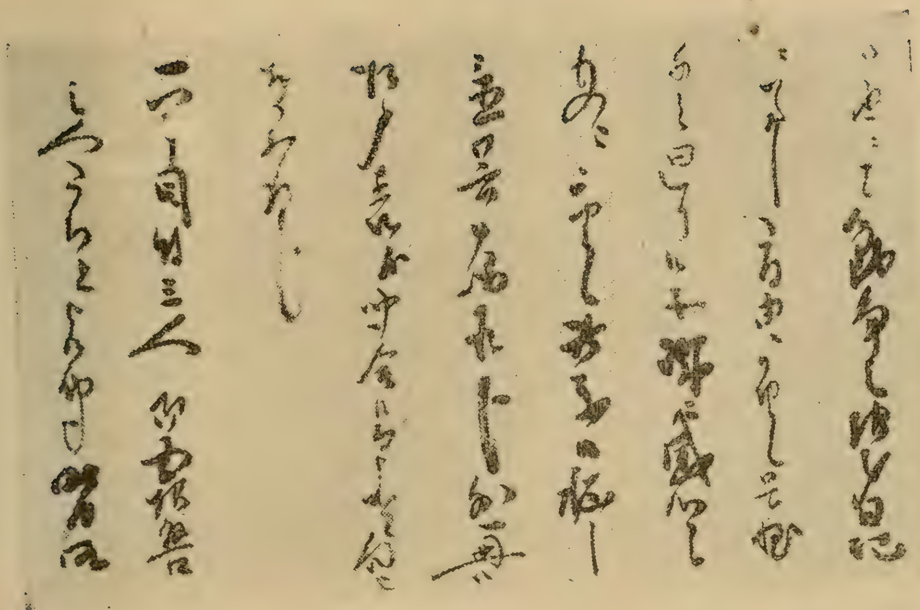


滅し候後に凱歌を奏して入京の賦(つもり)に御座候由、當月廿日方(がた)發途の筈こ申事に御座候へ共、當月中には打立出來候はん。 夫より内に、尾老公御上京相成候はゞ、速に長征可二相發一この含に御座候由被二相聞一申候。

一此方よりの御人數先詰一陣丈け被二差出一惣物主の處高橋縫殿へ被二仰付一可レ然段、小松御出帆前承知仕居候付其御都合相成候樣可レ仕候間、是又御含可レ被レ下候。



一別册二部越藩より借入、寫取差上
申候。越藩一人異軍艦え乘せ付長
え差遣候由にて、戰爭の次第日記に
いたしたる由に御座候。是程手の
廻り候處誠に感心のものに御座候。
此儀は秘し置呉候様承申候。外一
册は江戸表より聞合候て申遣候向
と相見得申候。
一軍目付三人、御國攻懸口の人達
と被㆓相聞㆒昨日御用談申來、御留守居
罷出候處、誠につまらぬもの共にて

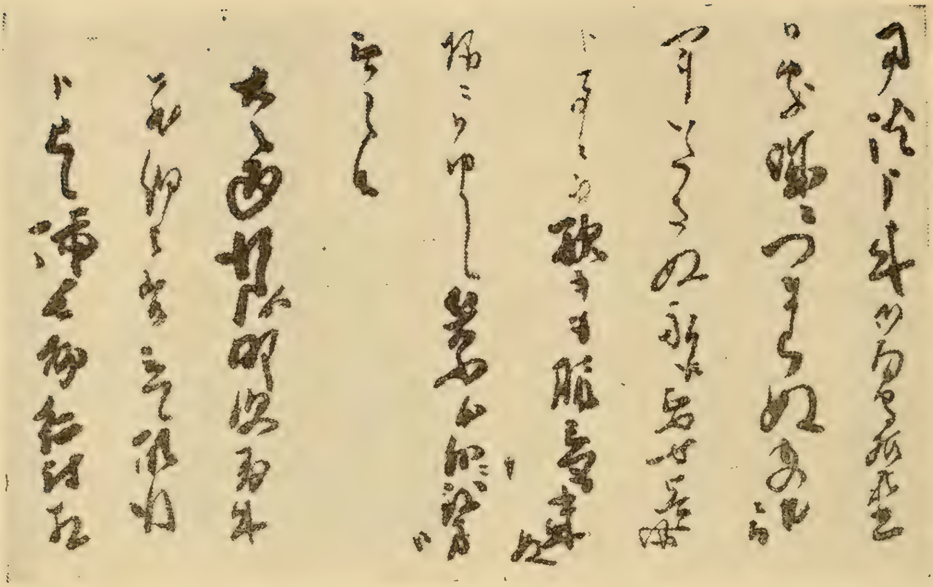


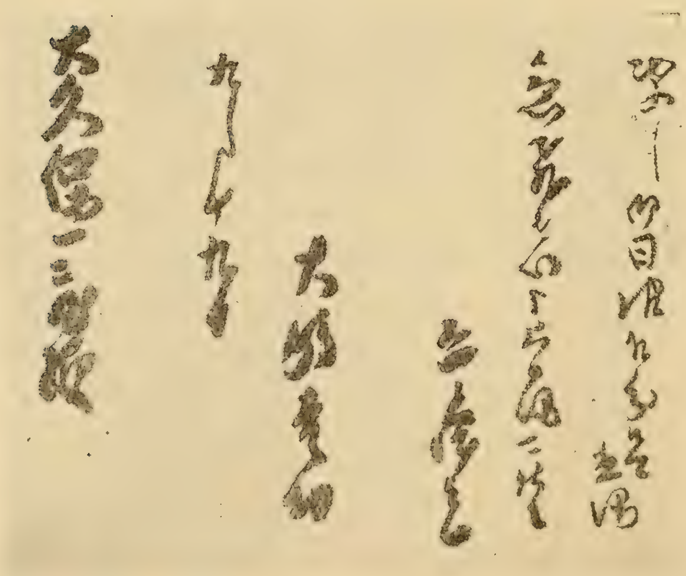
軍致さぬ船え乘せ吳候樣申事にて歎きも腹立も出來ぬ樣に御座候。笑ふより外に致方は無之候。

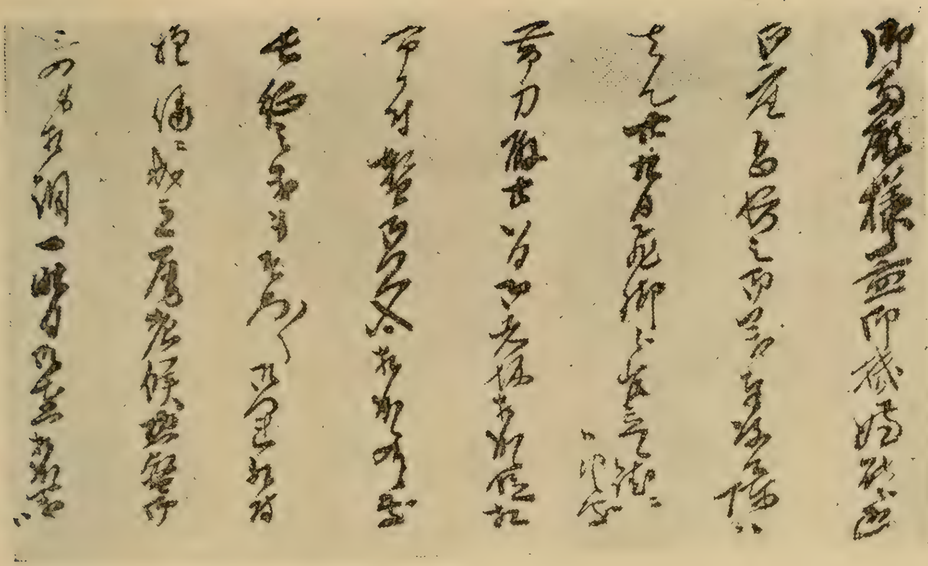
右の通江戸より町便到來、飛脚被差立候形行申上候。彌長州征討相決御日限相分候はゞ、直樣急飛を以申上候樣可仕候。恐々謹言

九月十九日　大島吉之助

大久保一藏樣



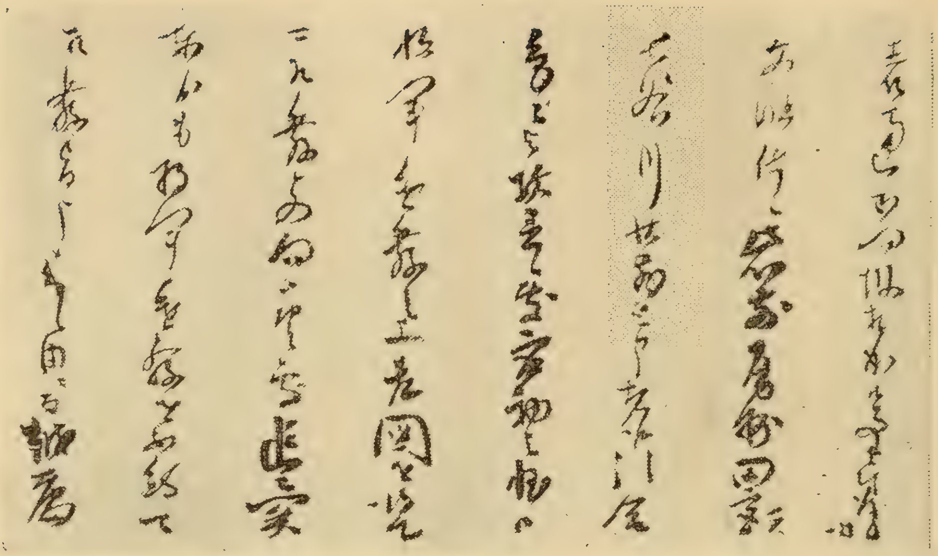




八八　大久保一藏への書

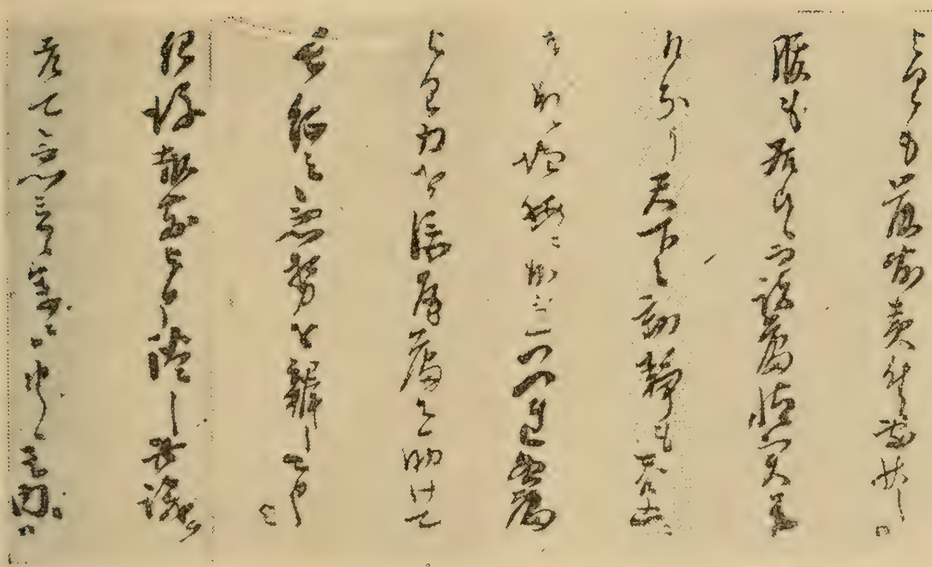
元治元年十月八日

御兩殿樣益御機嫌能被遊御座恐悅の御儀奉存候。陳者去る廿九日飛脚被差立候賦に御座候處、帶刀樣廿八日御著阪相成候段相分候付、暫く御見合相成居候處、長征の儀もそろそろ御運び相付模樣に成立、尾老侯總督御受も相調、一昨日御達相成候儀は、表通御問越相成候事と奉存候

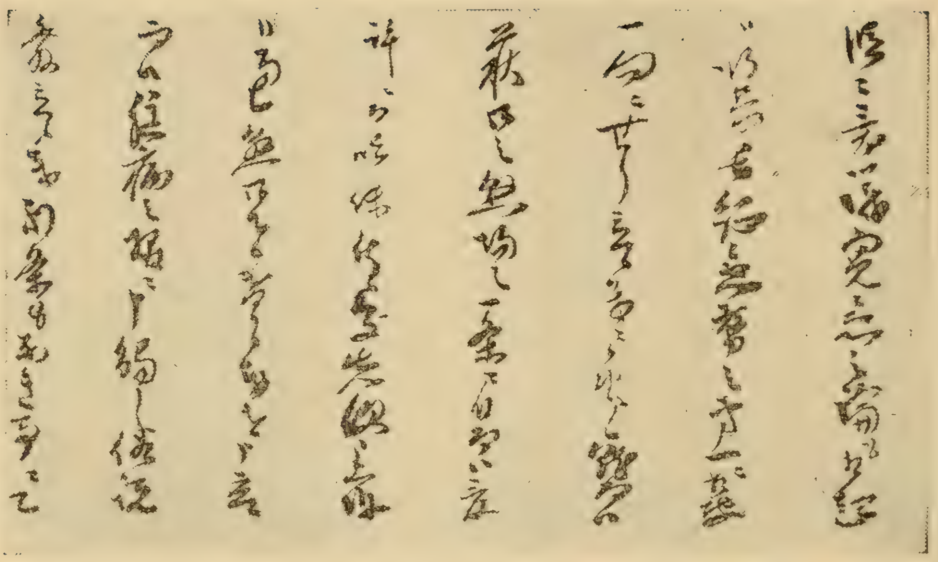


間文略仕候。　此以前尾州の田宮並(1)長谷川壯藏(2)と申者へ引合ひ、色々と攻立候處、最初の程は將軍進發の上差圖を得て可相發との向に御座候處、追々關東よりも將軍進發を不待、可相發旨申來候由にて、越藩よりも嚴敷責付候處、少しは腹も居ひ(3)候て、諸藩情實も相分り、天下の動靜も呑込み相成候鹽梅に成立、何れ各藩より力を添へ、尾藩を助けて長征の急務を辨じ可申と、肥後、越前と申談じ、

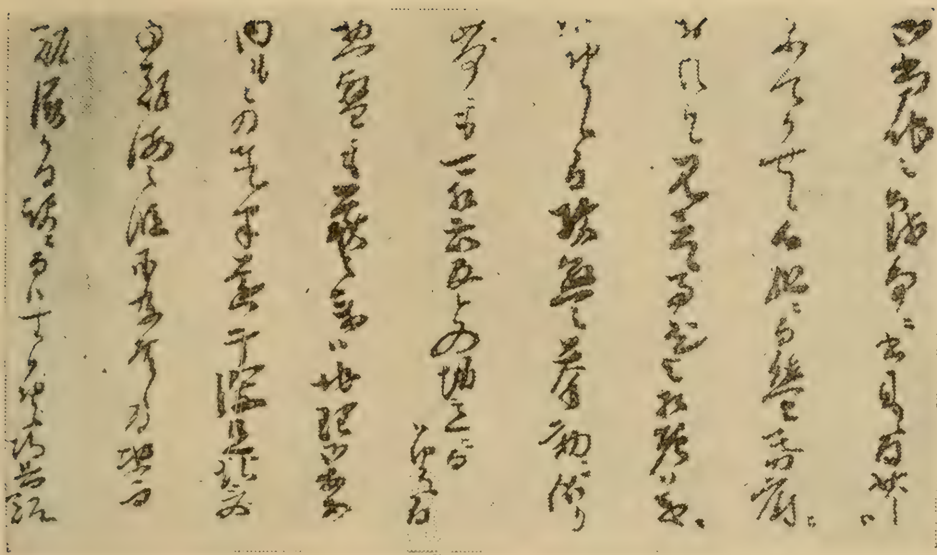
(1)　田宮如雲
(2　長谷川惣藏
(3　「居ひ」は「居り」の訛



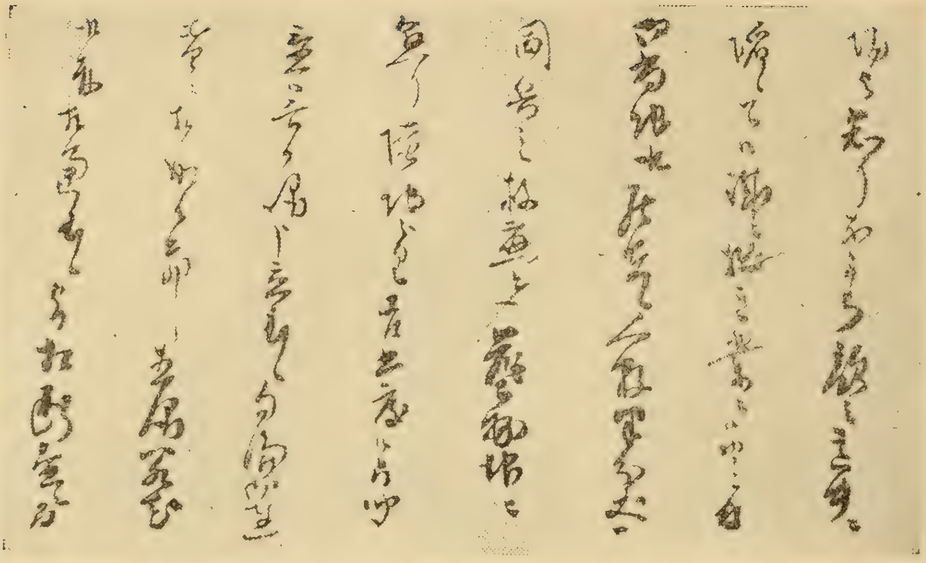
此儀を差て急立候儀に御座候。其内には段々異議寛急の論も相起候得共、長征急務の第一に相決し、一向にせり立候儀に御座候。就ては萩口の懸場の一條に付ては、爰許にて吟味仕候處、先便申上越候通り、掛口を替候儀を申立候ては臆病の樣に申觸し、俗說發り立候儀別條もなき事にて、御當地の戰爭に出來候間、少しはふでかせ候心組にて、態ゝ幕府におひて見立候事かゝ相考へ候儀



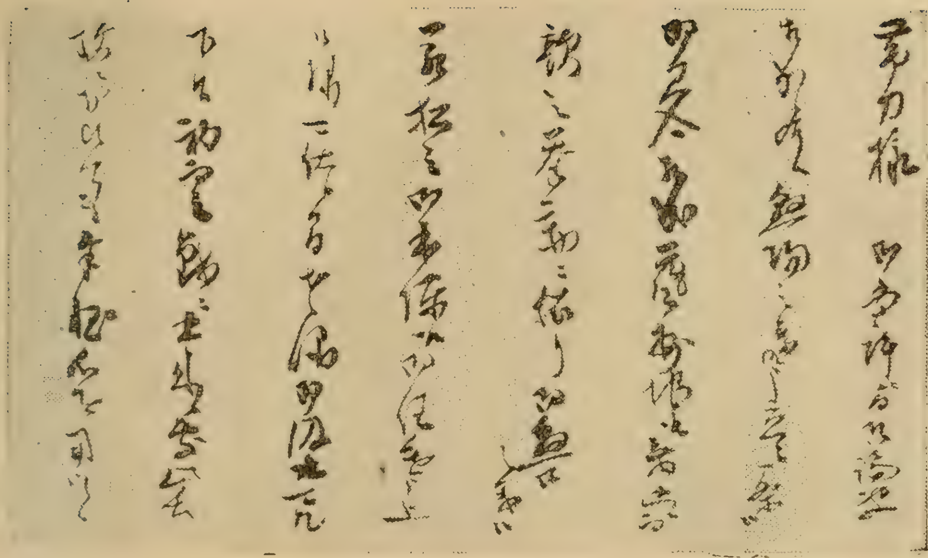
に御座候間、攻懸の擧動に依り、如何にも可相變との趣意にて御座候間、總督にも萩の儀は地理御案内も被爲在候はん、遠干潟、且北受難海の段承及候間、決して難澁がる譯にて無御座候得共、難場と知りながら敵の意中に陷り候ては、誠に拙き業に御座候付、御當地え罷在候人數、半分丈は國兵の救應として藝州地に懸り、陸地より差出度候間、聞置呉候樣申立置候。　勿論御達替に相成候節直



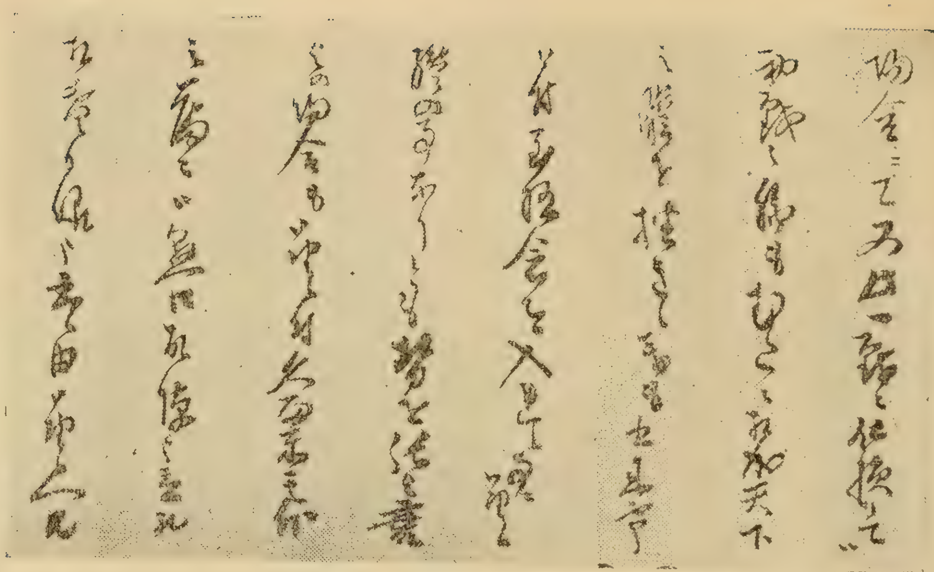
様閣老へも相通置候旨相斷置候間、帶刀様御國許にて御論決相成居候懸場の儀申立の一條は御見合相成、藝州地へ乘込候て、敵の擧動に依り、御懸口の儀は若松の御本陣へ御注進申上候様可㆑仕候間、左様御汲取可㆑被㆑下候。　初ての戰に出來候處、此長攻におひても餘程心を用ひ候場合にて、又此一戰に仕損じ候ては、初戰の勝もむだに相成り、天下の膽を挫き候儀も出來不㆑申候付、至極念を入



れ候事に御座候。纔の事なりとも勢を張ると衰との場合も御座候付久留米其外の藩々は懸口故障申立被二相替一候儀申出候由御座候へ共、此儀は勢にも相拘る譯に御座候間、御見合相成候方御宜かるべく奉レ存候。自然機に應じ懸口は不二相變一候ては濟(すむ)まじくとの總督の存慮と被二相窺一申候間、仕合の事に御座候。 大坂にての軍議不レ宜、人心にきざり付致候間、御當地にて決儀相成、大坂は一二



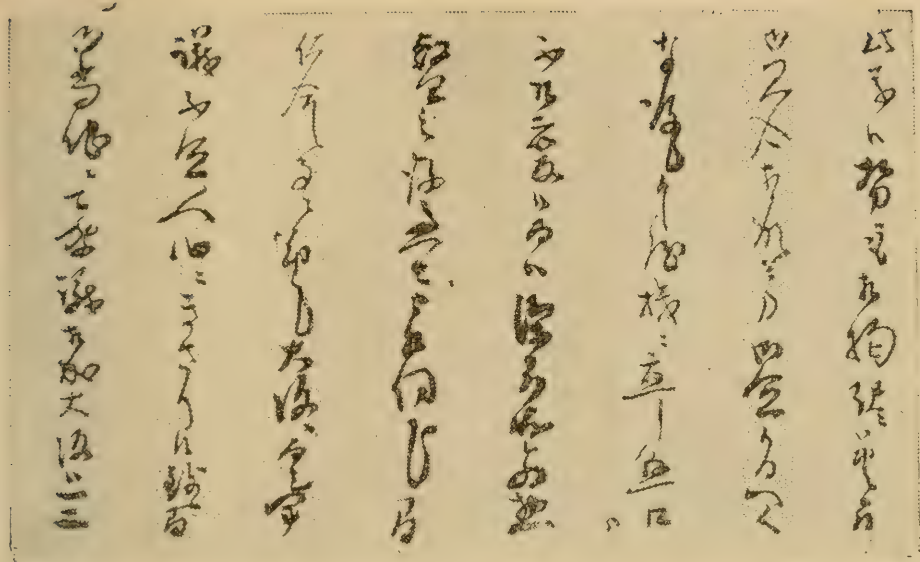
泊にて繰出候様、越藩より頻りに議論相立候間、定て是丈ケは其通り可㆓相成㆒と相考候處、大坂に於て軍議と御達相成申候。畢竟尾藩におひては幕府よりの責を塞ぎ候迄の趣意と相見得申候。乍㆑然、ケ程やり立候故、是非長征を不㆓仕掛㆒候ては、もふは不㆓相濟㆒勢に成立候間、少しは延も致せ、彌相調候儀は別條もなき事と奉㆑存候。　大坂にて懸口等の談判に相成候はゞ、萩と不㆑究、機變に依り攻掛



候樣申立べく候間、左樣御含可ㇾ被ㇾ下候○長州の動靜追々承候處、吉川[3]至極正論を立、一應は六ケ敷場合も御座候處、近來は一同吉川の論に歸し、官兵へ向ひ戰をなし候向にては無ㇾ之、國境迄改服にて出張致し、號泣哀訴可ㇾ致との存慮と相聞れ、殊に暴激の者は悉く幽閉申付候て、三人の家老は萩におひて牢込に相成、嚴重の番兵に相成候由、德山[4]にては色々不堅固の廉も爲ㇾ有ㇾ之由にて、右等の次

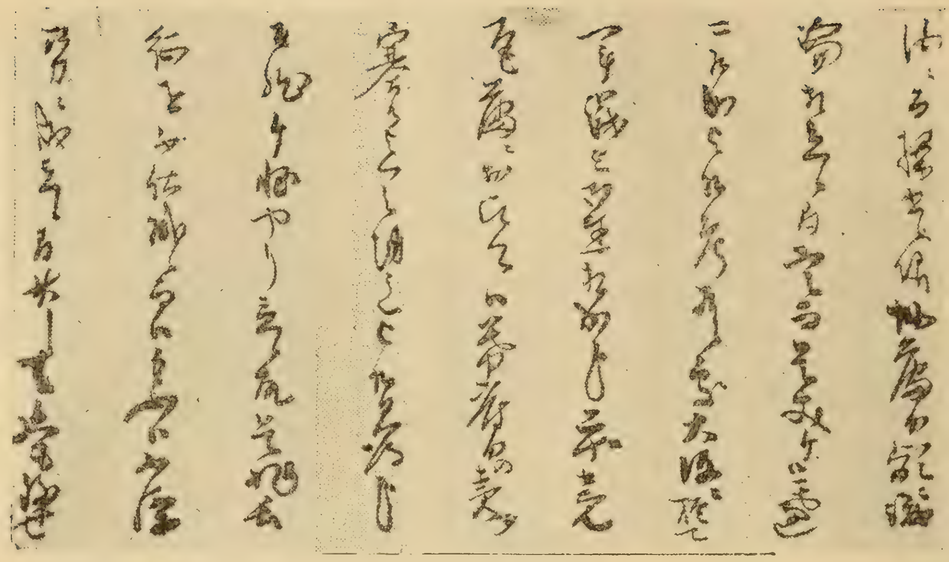
(3)　吉川監物（岩國藩主）

(4)　長藩の末家，德山の毛利家



（5）喜多岡勇平

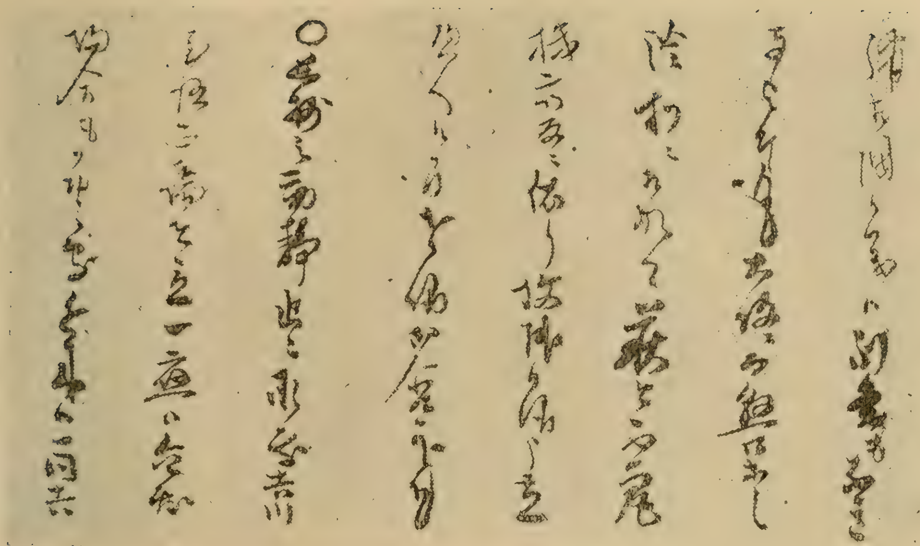
第と相成候付、墓々敷戰も有之間敷、乍然其邊の處は御處置振に依る譯と相考申候。若し何も御採用無之、如何に降を乞ひ候とも殺し盡すと申す譯に成立候ては、決して暗々と首を差出し申間敷、又、死兵と相成戰爭致し候て急に攻(せめ)禿(つぶし)は六ケ敷かるべくと相考申候て、先便にも申上越通、私には藝州え早く踏入、吉川邊の處を說き立候賦に申上置候處、筑前藩喜(二)多村某吉川へ面談致し候て上



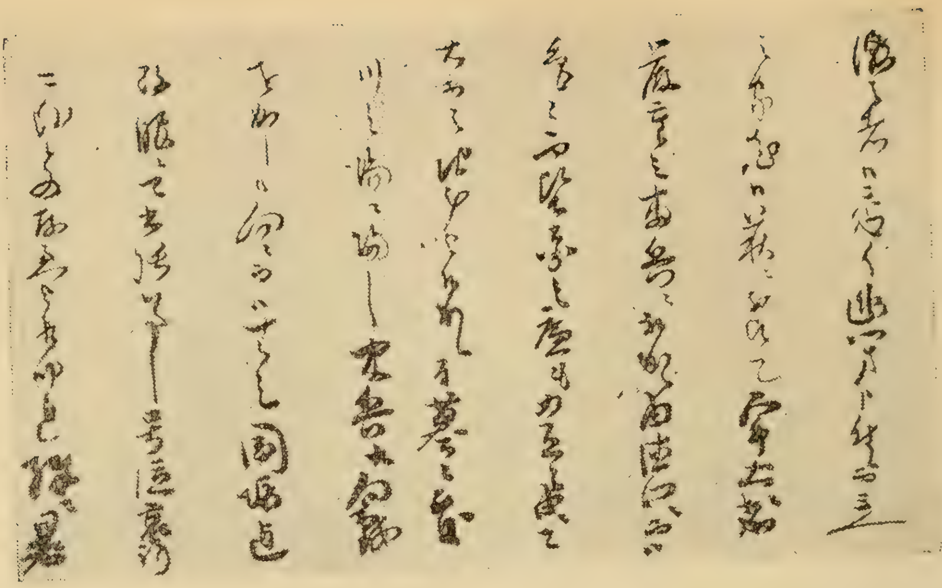
京仕、吉川情實具に申述、藤[6]井抔へ相談も有之候由にて高[7]崎兵部を右人へ差添差遣候はゞ、餘程可宜との譯承候付、早速望に任せ被差出候間、左樣御含可被下候。是非長人を以て長人を所置致候樣爲致度ものに御座候。いづれ成、兵を以て相迫り候處にて降を発すとも、征伐の御扱は不相立候ては不濟儀に御座候間、夫等の處にて纔五六萬石にて國替とは不相成候ては、國を消候迄にては

(6)　藤井良節（薩藩士にて筑前に亡命中）

(7)　高崎五六



往先へ御國の御煩ひも出來候はんかと被相考居申候。元就の功勞を思食有て、社稷は不相絶共、ひごイめには逢せず候ては相濟間敷、若、戰をいたし候はゞ、論は無之事に御座候。先度も申上越候通十人の禽のものは兼て禮を篤くいたし、御養ひ置被下候間、打入の日に至り、丁寧に申諭し放ちやる賦に相決置候付、是又左様に御含み被下宜敷御取成奉願候。恐惶謹言。

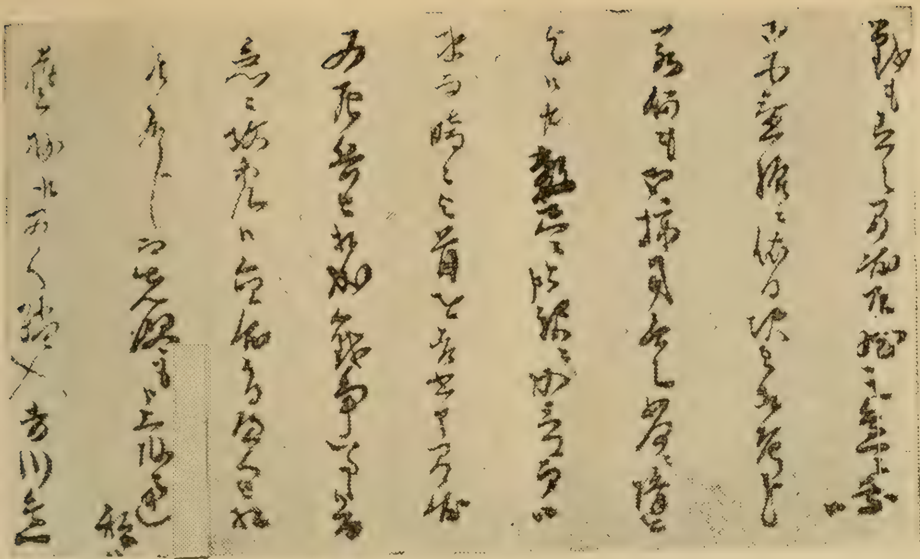


十月八日　西郷吉之助

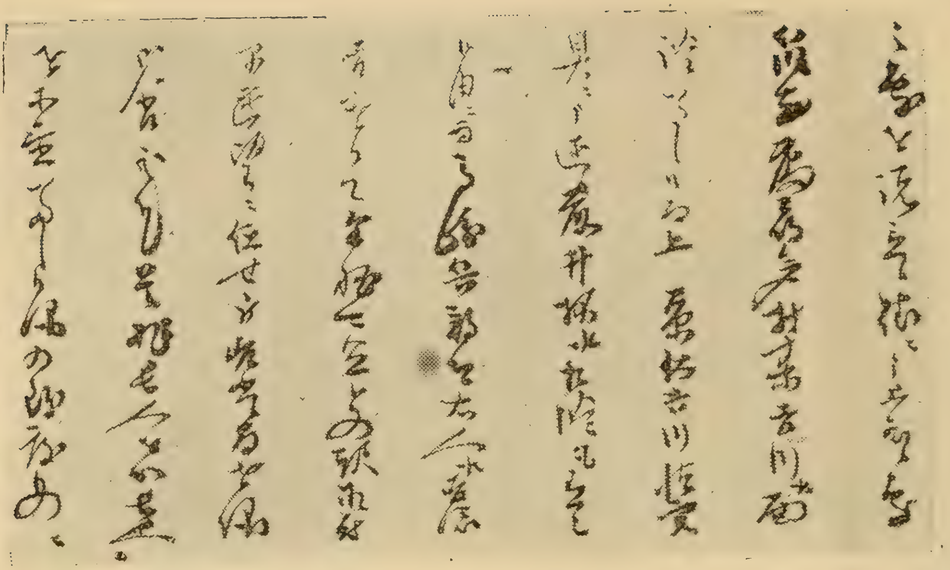
大久保一藏様

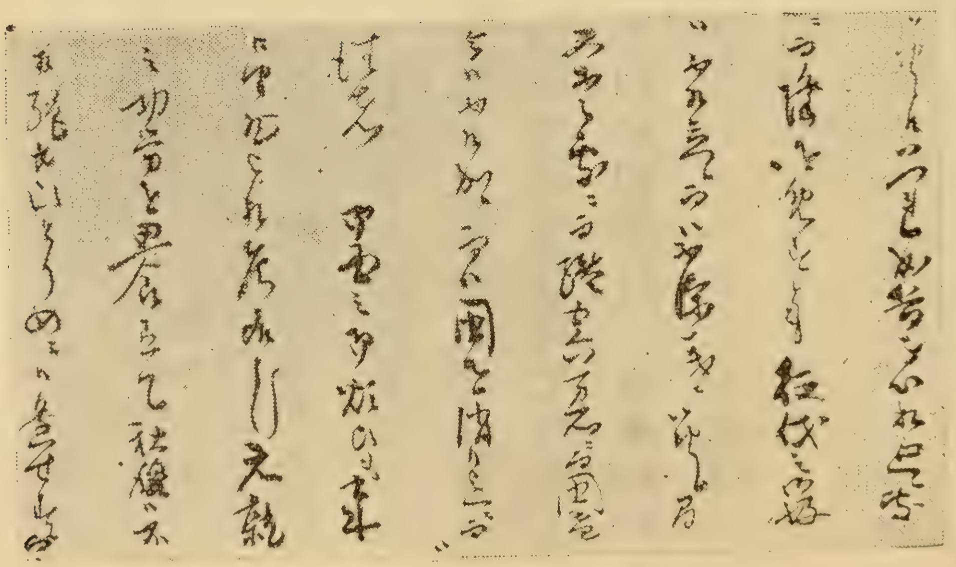
（大久保侯爵家所藏）

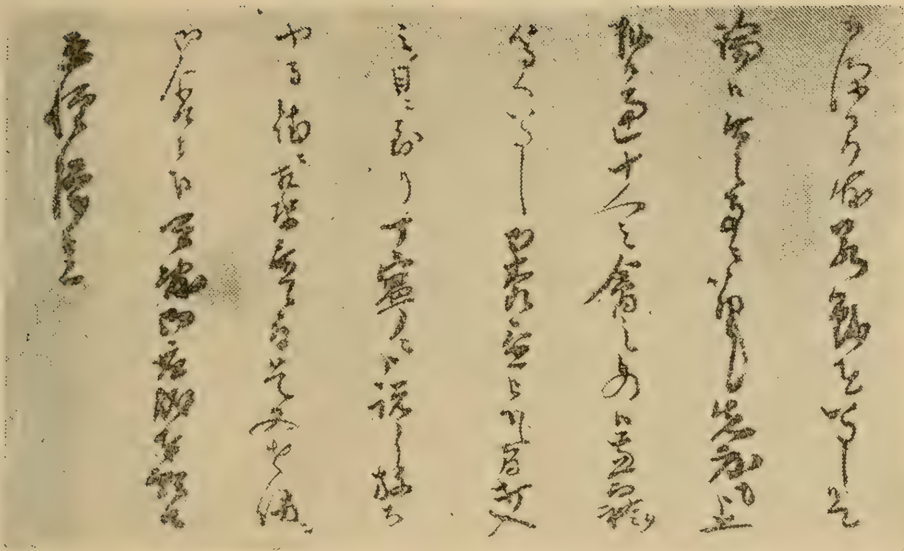
【解說】此書は長州征伐前の狀況を報じたもので、隆盛の雄略を窺ふべき節が少くない。總督御受につきては、薩、越等より頻に慫慂する所ありしを知るべく、次に薩藩の長州攻につき、幕府の命令は海路萩に向ふべしとの事なりしが、鹿兒島にては、右攻口變更の議あり、小松帶刀その議をもたらして上京せしに、京都薩邸に於ける隆盛等の意見は前にもありし如く、攻口に付彼是爭ふに於ては、臆病の誹謗を受くること必定なれば臨機應變の策もあるべしとてわざと默し居た。且つ



既に總督へ說きて、在京薩兵の半は藝州より陸地を進むやう其承諾を得たれば、攻口變更の議は見合せ機に應じて處するの途あらんと報じたのである。又、長征の動靜追々承り候處云々」の條は彼地の模樣を報じ、且つ隆盛の意見を加へて長人を絕望の地位に置き、所謂死兵となすことは不得策であると說いてゐる。次に福岡藩士喜多岡勇平の言に從ひ、高崎兵部(五六)を岩國に遣はしたこと、長州最後の處分に關する意見を具してある。末尾の「十餘人の擒のもの云々」は禁門事變の際に生擒せし長兵を指すのである。彼等を今日まで厚遇してあるから、長州打入の日に丁寧に說得して放還せしむべしといへるのである。」







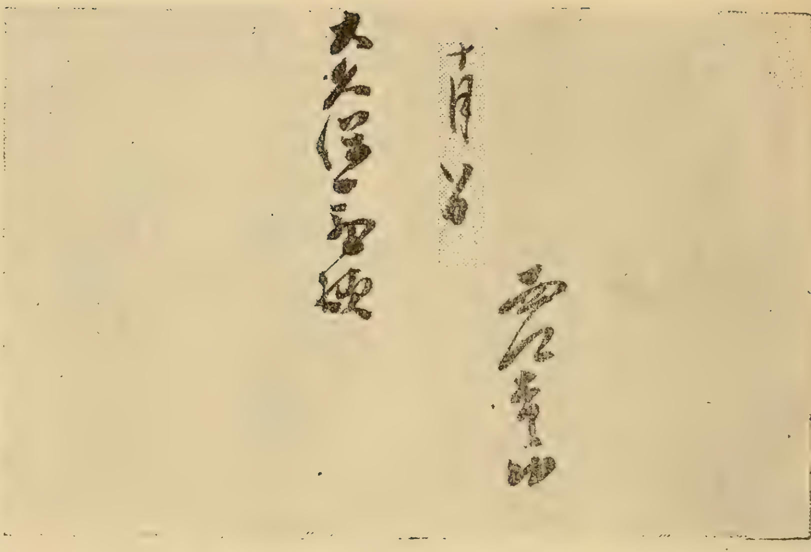
八九　大久保一藏への書

元治元年十月八日

水府の大混雜沙汰の限りに御座候。有志連も二つに相分れ、俗黨激黨と相唱候由、一方は奸黨にて幾度も合戰に及候由に御座候。然處宍戸(1)侯爲御目代水戸表へ被相越候得共、奸黨の者共城中へ不相入、是又合戰いたし、既に一城踏破勢に成立候處、(2)田

(1)　松平大炊頭賴德

(2)　田沼玄蕃頭意尊（幕府若年寄）



沼侯え加勢を乞、幕府の人數を繰込候付、無㆑據山野邊の一城に陣を取、宍戸侯は只安然として傍觀いたし被㆑居候由に御座候。水當侯は奸黨を御用ひ相成、幕府へ阿従いたし、此大破に及候事と被㆓相聞㆒申候。幕府においては此機會に乘じ、水戸を打て崩の策と相見得、兩虎相爭はせ候謀と相聞得申候。迚も水戸は今通にては倒れ候外無㆑之樣子に御座候。筑波の黨も別に相分れ候。天狗連が三派に分候向に御座候。然れ共奸黨よりは三黨共相

惡み候姿に相聞得申候。 實に歎敷次第に成立申候。
(3)異人え先月七日江戸において談判の趣意、去る廿四五日方、阿部閣老より
朝廷え被申立候由、右は長州にて
朝幕の命を蒙り、異船え砲發の次第にて決て暴發の譯に無之趣、異人へ申述、其段を強く押し張ひ候向にて、是非此度は攝海へ乘廻
帝王と條約を不成候ては人心の折合も不宜向に被相聞候間、左樣に可致、當時諸色高値の處を以て相考候處、鎖港の樣子と被相察候間、是非鎖の存慮に可有之候哉、得と承度との事に御座候由
然らば開港可致と速に返答も難致、又鎖港可致段

(3) 「成立申候」までは大久保侯爵家に，「異人え」以下は島津忠承公爵家に現存す

朝命を以被仰出候儀とも不被申、實に込入候次第に御座候段、被申上候處、

關白樣より御返詞の趣は大樹自ら鎖港の御受にも相成候譯柄に候得ば、只今開港可致との御伺も難出來次第に候得ば、 朝廷よりも御卽答相成事件にても無之、只御咄いたし候事哉と被仰候處、卒度御咄申上候譯に御座候段申上置夫形歸參仕候て、一橋へ相詫び、迚も 朝廷の御受不宜、十分の處難申上罷歸候付、幕府に於て都合能取計候樣にとの朝命相下り候處盡力致し吳れ候樣、阿閣より承候段、一橋より 朝廷へ又々申立候由に御座候處關白樣より御返詞の譯は何分にも重大の事件に候得ば、速に御返詞可被遊譯にも無之、いづれ長征を速に爲運、將軍上洛の上屹

度御達可レ有レ之、只今決して御達は無レ之段、押切りての御沙汰に御座候由、然處最早異人は談判の日より三十日の內、返答可レ致約定に御座候處、七月よりは期限も可二相過一候付、是非此度何とか被レ仰出度、又々相願候由、然共期限を定め候儀は朝廷よりの御達にても無レ之、幕府におひて勝手に取究め候事に候へば、其邊の處に御構被レ遊譯更ニ無レ之との事に御座候由。乍レ然餘程幕府も心配と相見え候付定めて攝海えは當年中には相廻り可レ申事と奉レ存候。乍レ然幕府に於ても吟味有レ之、攝海へ差廻朝廷より異人御處置被レ爲レ付（つけさせられ）候はゞ幕府は其節限りにて禿（くづれ）可レ申との評議も御座候て、大心配の筋と相見得申候。右阿閣より言上の事件は

內府公より承知仕候事に御座候。　○岩下佐次右衞門早打にて罷昇り申立候趣は、將軍上　洛の儀得と大久保[3]越中守と相談候處、只今にては閣老邊幕役の者可遮人も無之候得共、只因循にて急速不相運候付、閣老邊え相迫候樣可致と申居候由、就ては　天璋院樣より一口出候へば閣老邊にても遮る事も不出來何邊行れ候勢ひにて候間、此御方へ盡力可致との事に御座候處、　御國元え伺越候ては急速の間に逢兼候付、近衞樣へ申上ケ御內書御遣し相成候て備後樣よりも、御直書被進候はゞ、其御都合も可宜との存慮に御座候故、直樣內府公へ申上候處、御直書御渡相成、內府公より備後樣へも御達し相成候處を以、御書被進候筋に　內府公へも申上、其運不相成候ては

（3）大久保一翁

中將樣思召の處も如何と御案可被遊、御疑ひの廉も可有御座儀との譯にてかく迄は相盡し候付、左樣御汲取可被下候。右等可申上爲め飛脚差立候付、宜敷御取成可被下候。恐々謹言。

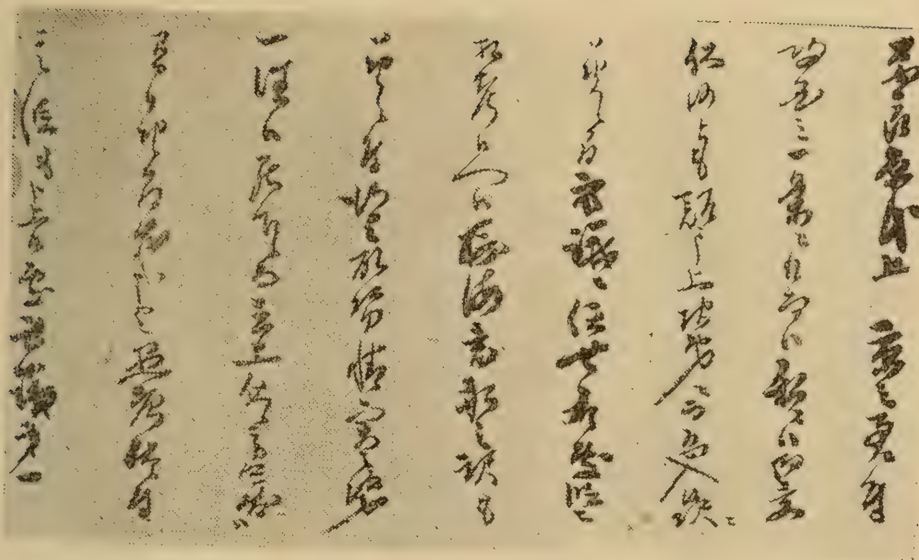
十月八日　大島吉之助

大久保一藏樣

（前半大久保侯爵家所藏
後半島津忠承公爵家所藏）

【解說】此書は前書と同日の日付であるが時間を異にし、特に飛脚を立てゝ別に差出したものではあるまいかとも思ふ。內容は（一）水戶に於ける黨爭の情報、（二）鎖港問題につき朝幕交涉の模樣、（三）將軍上洛につき薩藩の運動である。水戶黨爭の始末は他の書にゆづりて說明を省略する。開鎖一件、阿部閣老と關白との問答は本文に見えるが如くであるが、此時朝廷は、外夷一條は長州の處置を終るまでは御沙

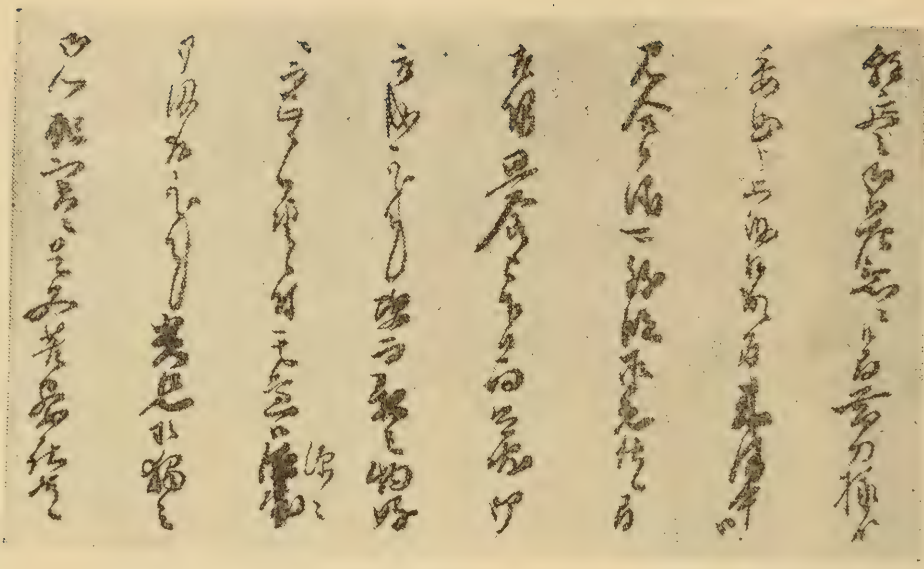
汰に及ばぬ、將軍の上洛は急ぐ樣にと閣老に傳へられたのであつた。書中「朝廷より異人御處置を付けさせられ候はゞ幕府は其節限り禿れ申すべしとの評議も云々」とあるは、實に幕府の急處である。隆盛等は常に此急處を突かんと試みた。將軍上洛速進の運動は、江戶藩邸に於て幕府の大久保越中守(一翁)と談合の結果、天璋院(前將軍御台所、島津家の出にて近衞公養女)より云はしむる方がよいといふことになりて、近衞家より天璋院へ手書を發することゝし、又大守名代として京都滯在中の島津珍彦よりも手紙を送つた。その顚末を報じて事後承諾を求めたのである。



九〇　同上別書

元治元年十月八日

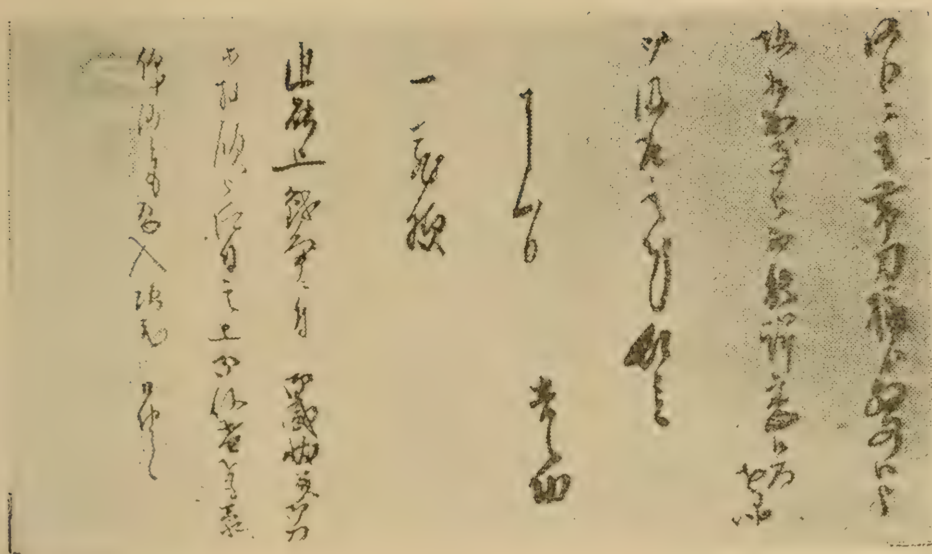
奈良原氏上京の事に付、歸國の一條
に付ては、私には御受仕儀、何とも難ニ
申上次第にて恐入候譯に御座候間
衆議に任せ居候處、段々相考候へば
攝海異船の譯も御座候付、得と形勢
情實の次第一往は罷下候て言上仕
候方宜敷は有ニ御座間敷哉と愚考仕
候付、其段も申上候處、此儀第一



朝廷の御危急に候間、帶刀樣より委曲申上越相成候間、來月中は見合候樣可致段承知仕候間、左樣思食被下候て宜敷御取成可被下候。決て私の物好にては無御座候付、其邊は深く御汲取可被下候。貴兄御獨の御心配實に是又苦察仕居候。何分にも帶刀樣より細事は申越相成事ゝ不能詳悉候間、左樣御汲取可被下候。　頓首

十月八日　　吉之助

一藏樣

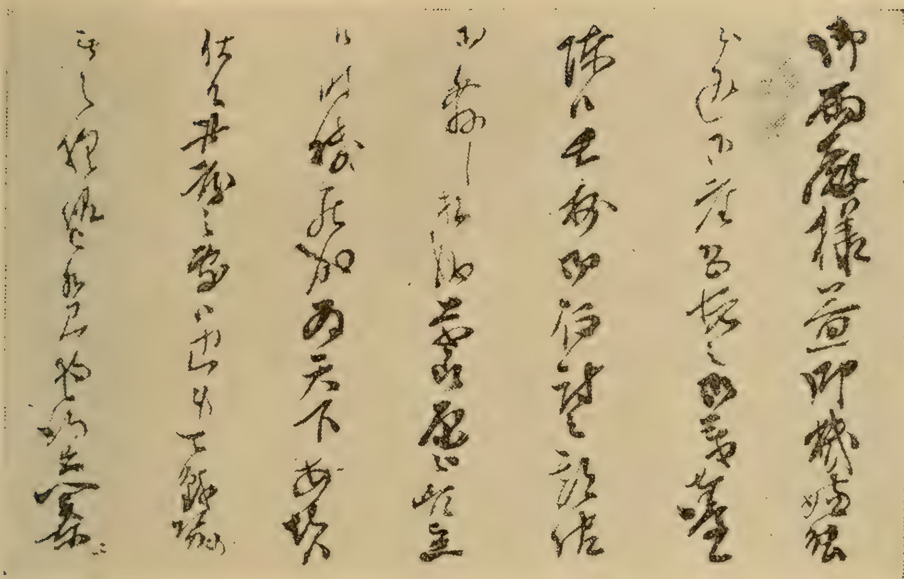


追啓上、戰爭に付、御感狀並御刀等拜領被仰付、其上御役替をも蒙仰何とも恐入次第に御座候。

（大久保侯爵家所藏）

【解說】是は前書と同封にて大久保へ送りし私信である。歸國の一條云〻は、奈良原幸五郎(繁)上京便にて藩廳より隆盛に歸國を促せしものなるべく、その回答である。その中に「攝海異船の譯」とあるは、勝安房に面談の折話柄となつた賢明の諸侯四五人連盟して幕府を離れ朝旨を奉じて、外人に接衝するとの事情を指すのである。なほ此件は次の十月十二日の書にも見えてゐる。

追啓は禁門戰爭につき、薩藩より隆盛に感狀並に刀を賞賜せられ、役位を側役にのぼせられしを謝したのである。右役替及び褒賞は十月二日を以て發せられたのであるが、其報の京都に達したのは七、八日頃であらうと思ふ。

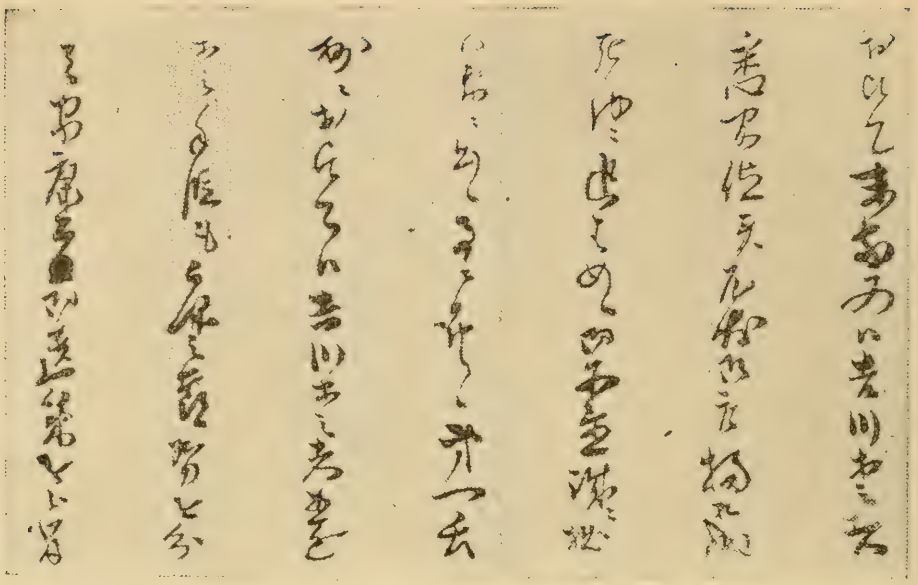


九一　大久保一藏への書

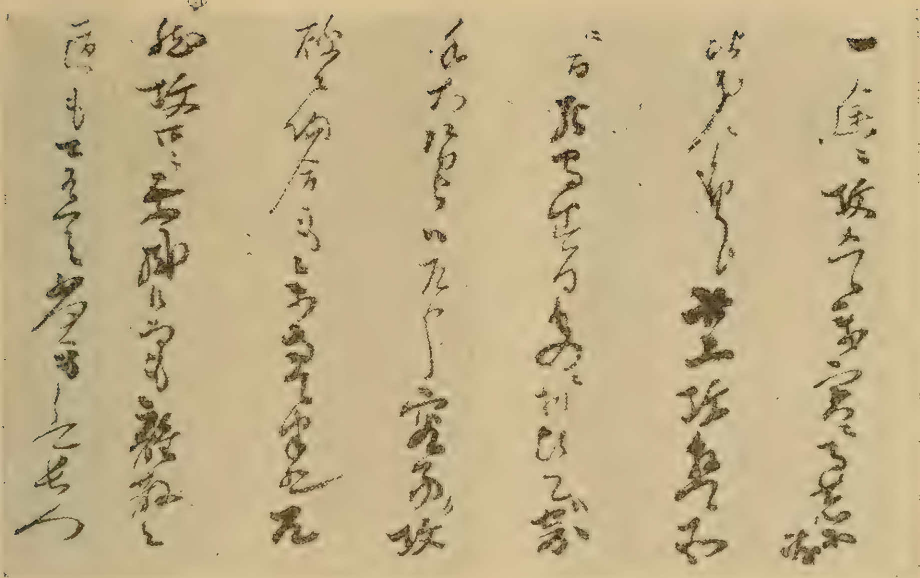
元治元年十月十二日

御兩殿樣益御機嫌能被ㇾ遊二御座一恐悅御儀奉ㇾ存候。陳者長州御征討の期限御發し相成、奈良原被二差立一候時機に罷成、爲二天下一安堵仕候。此度の處は迚も可ㇾ戰勢も無ㇾ之模樣に相見得候得共、關東におひて末家又は吉川(一)等の者、悉官位並屋敷御取揚相成死地に追はめ候御所置、誠に拙策に出候

(1) 岩國藩主吉川家をさす

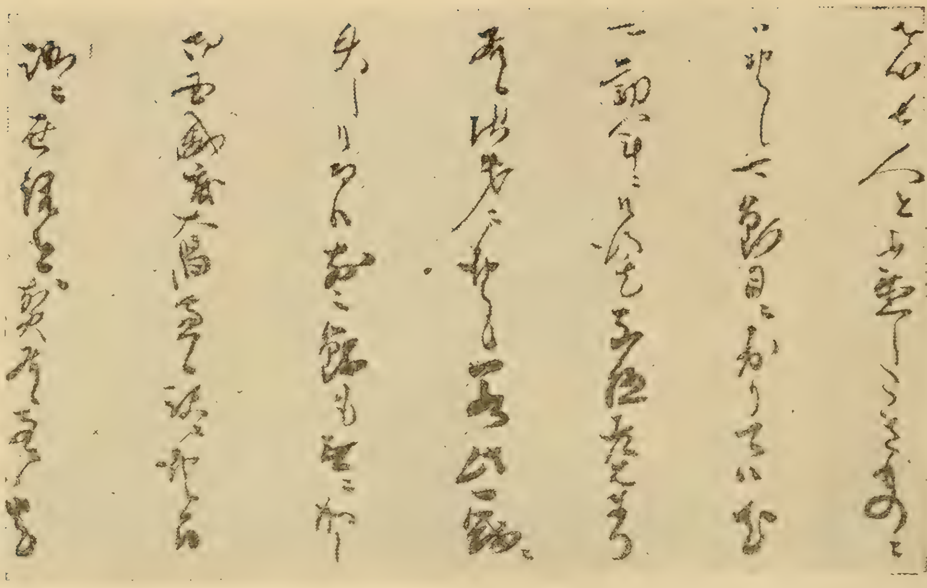


事に御座候。第一長州におひては吉川等の者直進等の手段もか様の節勢を分の家康公御遺策を被背一途に攻込候儀實に馬鹿等敷次第に御座候此上、攻懸候所にて死守するものにおひては、寄手大勢とは乍申、容易く攻破候場合にも參兼候はんか。乍然攻口に乘掛候ても離散の道も可有之、如何にもして長人を以長人を所置し度ものに御座候。可戰日に到りては、尤可勤軍に候得ば

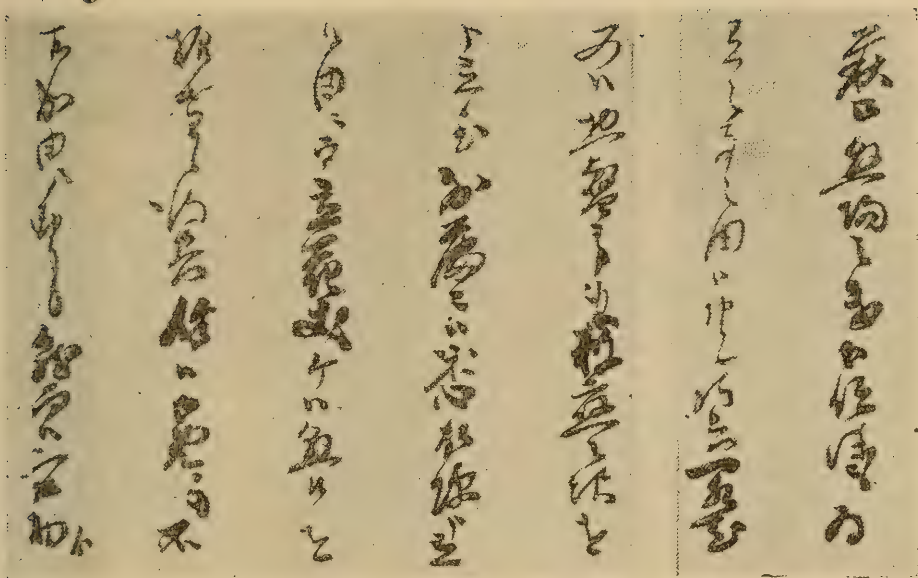


至極差はまり居候次第に御座候。若此一戰に失し候ては、前の戰も無に成し、御國威も奮兼候譯に御座候間、誠に世話(2)を煎居候事に御座候。萩口懸場(かかりば)の儀、御吟味も爲レ有(これあり)レ之(たる)事の由御座候得共、閣老又は總督方も救應の譯を申立置、外藩には悉く故障申立候由にて立花丈は懸口を振替候得共、餘は御免にも不二相成一由に御座候。 就ては最初より難澁を申立候はゞ何こか名を付、難説起立

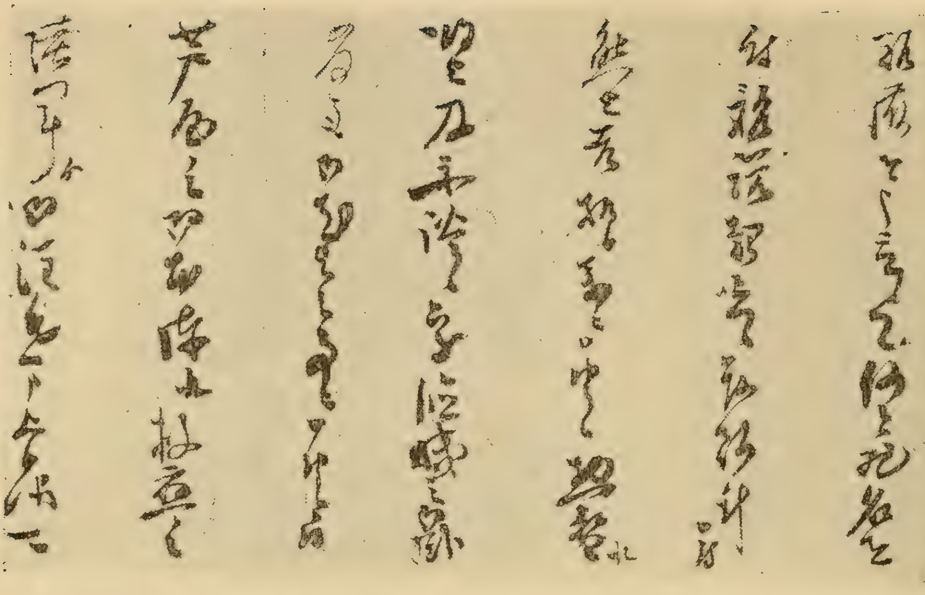
(2) 心配して居るといふ意味



候も難計候付、態と差控候儀に御座候。　總督え得と及示談候處、臨機の御掛如何にも御尤との事に御座候間、蘆屋の御本陣え救應の陸軍より御注進可申上候樣可仕候間、左樣御含可被下候。　越前副將の義は九州え御渡の筋に相成候由、尙更懸口等の談判も致安御座候はんか。　一二艘の蒸氣船を萩表の遠方え浮べ攻寄の勢を見せ掛、十餘里下の關方へ能き船付の場所も有之、全く海防の



備も無レ之由に御座候間、是より陸戦を掛て、萩え掛り候手段も可レ有二御座一とか奉レ存候。　いづれ成(なり)、敵の擧動に依り御策も無レ之候ては相濟間敷儀と相考居申候。細事、幸五郎より委敷可二申上一候間、文略仕候○私罷下候一條に付ては、段々御吟味も六ケ敷成立候向にて、最初より衆議に從ひ居候。　如何樣共進退可レ仕存慮に御座候處、此度の長州迄は被二差遣一夫より直に御國元の樣可二罷下一段承知仕候

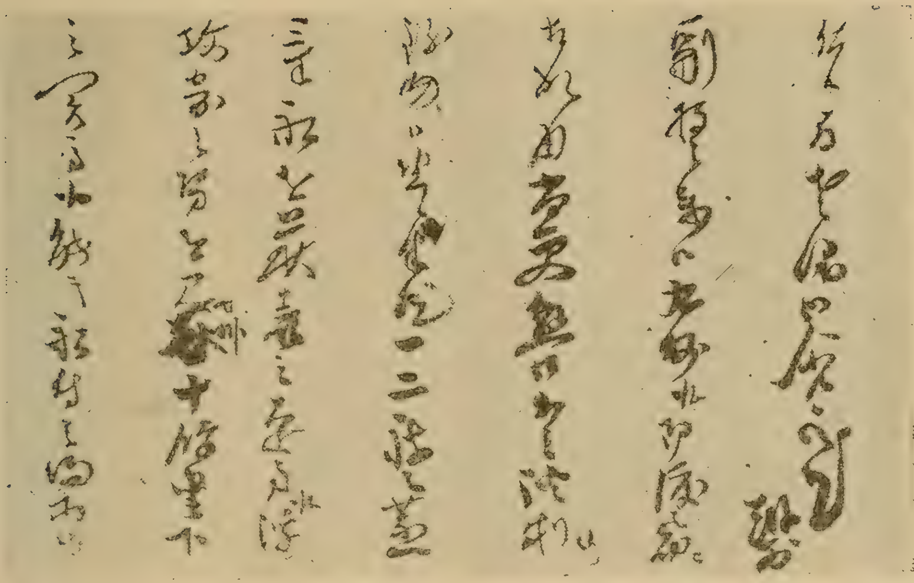


間、宜敷御取成奉レ願候。　去る十五日より總督下坂の段も御達相成候付、十四日より私には大坂の樣先立て罷下（まかりくだる）賦（つもり）に御座候付、何分長州の御所置長延候ては　御國費にも可二相係る一事に御座候間、ごふ成共早く落着相成候處願居候儀に御座候。　精々相働可レ申候間左樣御得心可レ被レ下候。

恐惶謹言。

十月十二日

西鄉吉之助

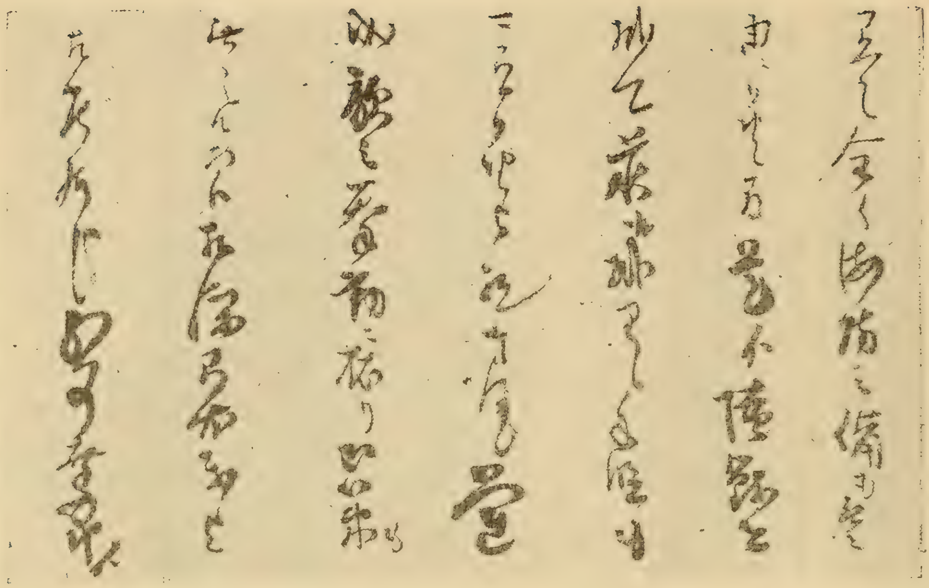


大久保一藏様

（大久保侯爵家所藏）

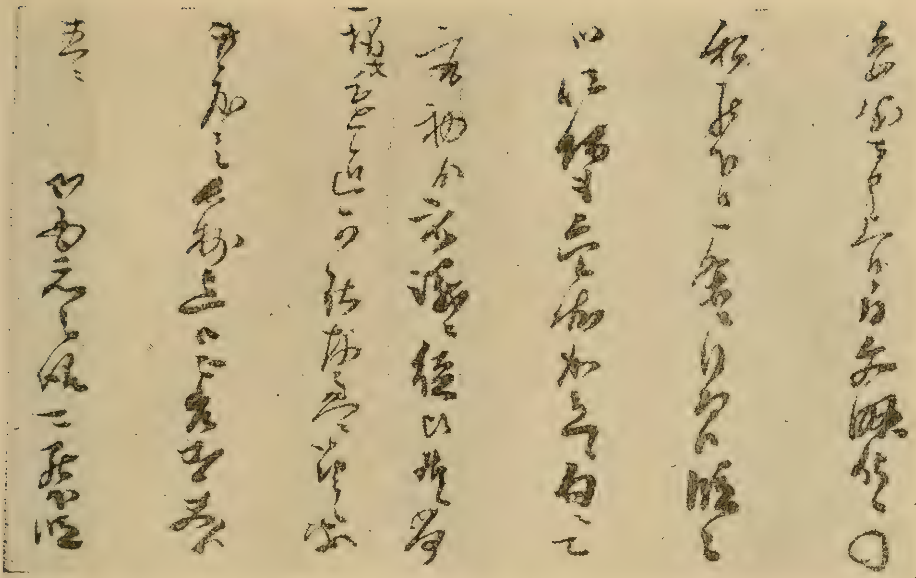
【解說】幕府が征長につき總督徳川慶勝の指揮を受くべく諸藩に達したのは十月九日であつた。同時に副總督松平茂昭は九州方面より向ふべき諸軍の指揮を爲すべく達せられ、十一月三日を以て征長諸軍出發の期と定められた。是に於て京都薩藩邸に於ては奈良原幸五郎(繁)を歸藩せしめ、諸種の打合せを爲さしめることになつた。此書は卽ち奈良原に託して鹿兒島に贈つたものである。

隆盛が吉川家及び長州の分家を宗家と分離せしむる策を有してゐたことは、前掲の書信に幾度も見えてゐる通である。然るに幕府は長州の末家又は吉



川等の官位並に屋敷まで取揚げて、宗家、末家、吉川までを死地において戰はうとしてゐる。隆盛は之を見て恰も下手な碁打の、まづい石を下すのを見てゐると同樣に齒がゆくて堪らなかつたと見えて「誠に拙策をやつたものである。一體、家康が吉川家を長州の末家とせずに、幕府直屬の諸侯同樣にしておいたのは、斯る場合に勢力を分つ趣意であつたのをそれをも察せず、一途に攻め込まうとするのは馬鹿らしい次第である。併し愈々開戰の場合になつても何とか離間の道もあらう。如何にもして長人をして長人を處置させたいものだ」といつてゐる。

「萩口懸場云々」これは前便にも度々いへることである。臨機應變にて攻口の變更は出來る。殊に越前侯副將として九州に渡らるゝことゝなつたから一層相談がしやすい。且、幕府の命令通に海面よ



り萩を攻むるやうに見せかけ、汽船を沖の方に浮べておいて、實は十餘里手前に上陸させる手段もあらうといつて軍略を示し、細事は奈良原から詳細に申上げやうといつてある。

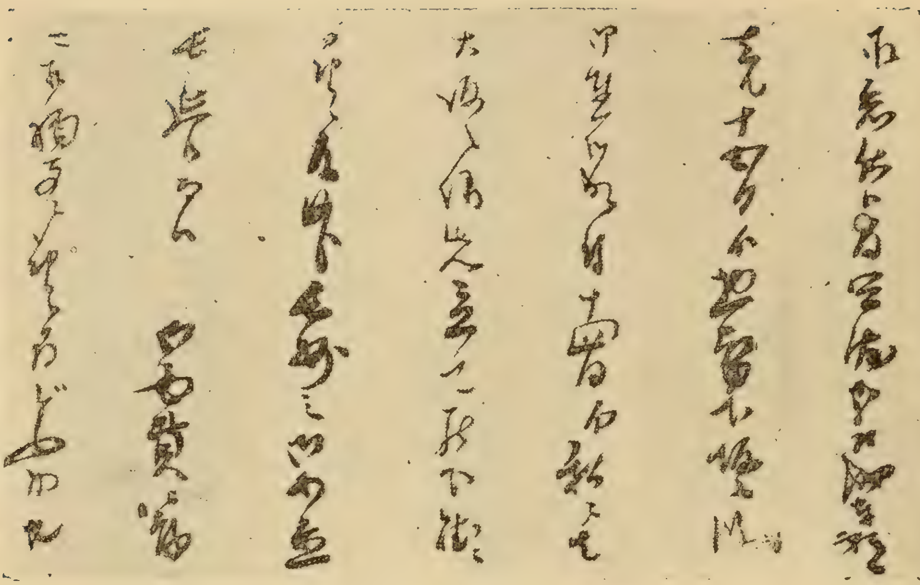
此手紙と行違に鹿兒島の大久保から西郷隆盛に贈つた書翰がある。參考のため次に揭ぐることにする。

補考

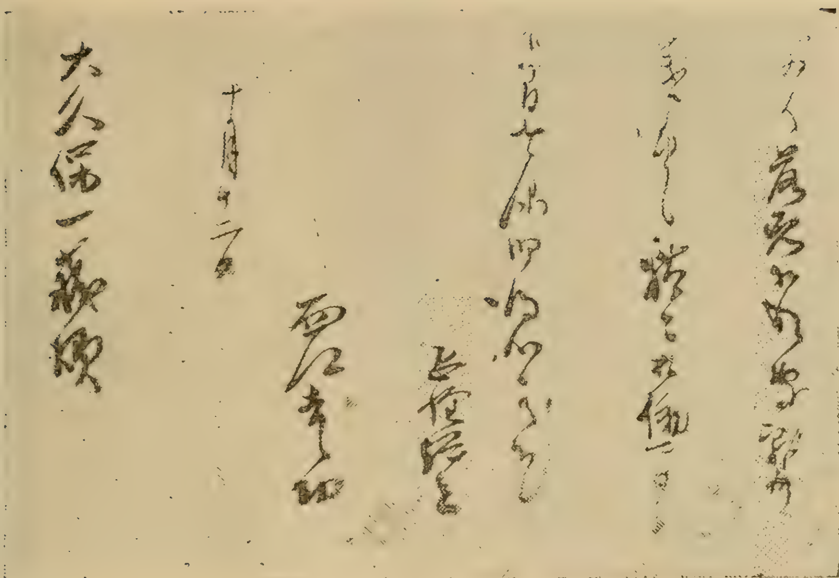
大久保一藏よりの書

元治元年十月六日

於御當地、御兩殿樣益御機嫌克被遊御座、恐悅御同慶奉存候、先月十六日、同十九日の御問合、去る二日相達拜見仕候。其元形勢無相變、阿部閣老隨分宜敷、越公御會議の處、御合論にて征長速に相



運候御模樣成立候段、無二此上一結構の御事に奉レ存候。尾公御出京、御内評通、押て御請の都合相成御進發相決、出軍の御注進有レ之候處、吳々奉レ待事に御座候就ては、其元人數を以、藝州陸路突入道開(みちびらき)いたし、係り場の見切を以、御國元御陣所の注進可レ被レ成の趣致承知候。攻口の儀に付ては、小松家御出立の節、御願立の趣も有レ之候付、猶其元形勢に依り、御吟味の上、御取計有レ之候はん。參集場所の儀は、最初筑前の方に御手相附候得共、先鋒の御達替、且御願立の趣に付、小倉の振替候方可レ然との御吟味にて、既に黑田嘉右衛門等、利地取究方として被二差出一置候付若出軍の日は、彼地え參集可レ致候付、左樣御含可レ被レ下候。自(おのづか)ら御日限相決候はゞ、彼是の儀委曲御含め、事情に達候者一人御差下可二相成一奉レ存候。無レ左候ては、懸ての事故、旁相違に及候はんと相考候。


十月十二日
大久保一蔵殿

一太夫も、疾に御上京相成候はんと奉㆑存候。就ては御見据を以、御國元急務と相成候付ては、大夫、貴兄等急速歸國相成候樣被㆓仰含㆒候付、委事御承知にて御吟味も有㆑之候筈、併、征長の儀彌相運候向に候はば、暫時御見合の處に決候かとも致㆓推察㆒候。懸ての事候得ば、情實相分兼候へ共、兎角、因循には流れ安き形勢、且、朝令夕變の有樣、遲寬の向に候はば、斷然御歸國相成候方可㆑然、若御兩人ながら、御歸國難㆑被㆑成形行（なりゆき）に候はば、御一人丈は、是非御所決有㆑之度御願申上候。結り大志を達するの根本に着眼不㆑致候ては、難㆓相濟㆒時節と奉㆑存候。

一安行丸、去る五日方出帆の賦に候得共、征長急速可㆓相運㆒の模樣、御申越相成候間、一應御差止相成候譯は、小蝶丸も損所有㆑之、長崎え被㆓差遣㆒、器械積の蒸氣船は取仕立方、急に運兼、未長崎より不㆓相廻㆒、

軍艦は、銅壺屡相損シ當分も修復中にて、名は軍艦にて、實は其能は無レ之候間、先被二留置一候方可レ然との事候得共、翔鳳丸も速に歸帆の賦に相達、安行丸着船無レ之共、出帆いたし候樣、小大夫へも御問合申上置候得ば、何分早日被二差廻一、未翔鳳丸滯船に候はば交代にて則歸帆いたし候樣との御趣意にて、俄に出帆被二仰付一候。模樣に依ては御一人は御乘船にて御下りの御都合可二相成一かと奉レ存候。

返す〱出軍の場に相成候得ば、翔鳳丸歸帆なくては相濟不レ申候付、安行丸達し次第、早々出帆いたし候樣無二御手抜一御取計可レ被下候。

一　一橋の處當方如何樣の向に御座候哉。矢張忌諱を憚り御關係無レ之、御見合の向に候哉。勝安房守え御面會の由、議論の趣實感服仕候。阿部閣老隨分宜敷候由、勝氏等同腹の方に候はゞ定て凡庸にては有レ之間敷、願はくは征長の處、是非相運候樣有レ之度、一日延候ば益味方の害のみ、尤も夷人も長く相待候譯も有レ之間敷遲延に及候得ば、攝港廻船も難レ圖事に御座候。

徳川氏の興亡實に此一擧に可ㇾ有ㇾ之候。

右今日、安行丸出帆、定式飛脚被二差立一候付、御問合の御答、旁大略申上越候。以上。

十月六日　　大久保一藏

大島吉之助殿

九二　征長總督府へ屆書の控

元治元年十月二十二日

上之關の儀諸藩攻口も無ㇾ之、諸方の通船第一の繫場御座候處、近來通船を塞、旅人の上陸を押へ臺場等相備、萩表より守衛の人數をも差出置たる由御座候得ば、德山邊より攻掛の諸軍煩ひにも可相成哉と奉ㇾ存候付、京都詰在の一手を以海路より上之關乘取暫陣を居へ、諸船の海路を開て馬關に相廻、國兵と合し其上萩口え乘込候手順に御座候間、此段形行申上置候。以上。

十月廿二日

大嶋吉之助

御名內

（島津忠承公爵家所藏）

【解說】是は薩藩攻口の事につき、前揭數度の書信に見えたことを實行したので、京都に在りし薩兵の一手を以て海路より上之關を攻擊し、之を占領して海路を開き、本國より馬關へ向ふ薩藩の本軍と合して萩にかゝる手順にいたすと、大阪に於て大島吉之助の名を以て屆出でたのである。隆盛は此月十五日京都より大阪に下り、此日は征長總督の軍議に列して居る。但、島津忠承公爵家所藏の本書は控書なるべく、又、隆盛の手筆でもない。

九三　島津主殿への書

元治元年十月二十三日

此節長州征伐に付、來月十八日攻入被ㇾ仰出候付ては、其內彼地擧動相究候上、何分御注進可ㇾ致候間、左樣御含置可ㇾ給、御軍役奉行へも御達置可ㇾ賜候。此段申上候。以上。

十月廿三日　　　西鄕吉之助

島津主殿殿

【解說】此書は大阪より發したので、長州攻擊の期日を薩軍の先鋒總督島津主殿(久濟)に報じたのである。「彼地擧動相究候上云々」は攻口變更の下心あり、後信を待たしめたのである。隆盛此月二日を以て薩藩の御側役に榮進した。隆盛は文久二年に姓を大島とかへたが、是に至りて西鄕に復姓した。

九四　小松帯刀への書

元治元年十月廿五日

尾藩若井鍬吉(1)演達の趣は申上置候處、晩前書狀到來いたし、御旅館へ罷出候樣老侯御逢に相成との事に御座候故、早速參樓仕候處、初に田宮如雲面會いたし候に付、得と事情申込候處、永井主水(2)正にも跡より參上いたし候樣子、暫談判も有之躰にて相扣居申候處、老侯御逢被申事に付罷出候處、御丁寧の御挨拶振にて打明て、存慮御承知被成度との事に御座候間、吉川邊内情の次第、委敷申說、其上御策略に付、敵方兩端に分、暴黨正黨と相成居候儀誠に天の賜と可申譯、譬、一致のものにもいたせ、策を廻し兩端に相成

（1）若井成章　（2）永井主水正尙志（幕臣）

候樣可ㇾ致こそ戰法に御座候處、兩立のものを一ッに死地に追はめ候儀、誠ニ無策のものと可ㇾ申、實に拙き次第に御座候。　左候て謝罪の筋を立歸順の者、悉く賊人といたし成し候儀、御征伐の本意とは相考不ㇾ申、歸順いたし候樣御扱被ㇾ成候こそ御征伐の本旨と奉ㇾ存候段、理を盡し申說候處、(3)成瀨隼人正も御前え被ㇾ召呼ㇾ候ての御質問に御座候。　且偏に御賴思食候間、一張盡力致吳候樣、分て御賴被ㇾ成との事に御座候。　右に付救應の人數、藝地へ暫足を止、其上機會に乘じ、岩國え乘込候見込の處、申置候處、老侯よりの御達に、諸藩悉攻口の難澁を申立、繰替の事計申立居候て、總督府は是に御困の樣子、戰略の事は先ッ次にいたし、攻口の事計に涉り居候向に御座候。　夫故只今攻口の儀御達相成候ては、諸藩の氣受に

(3) 成瀨正肥（犬山城主，尾藩附家老）

も相拘、一同動立事に御座候。　勿論御達なくて只勝手に岩國より人數を繰上候ては諸方も一同崩立、自分〳〵勝手に攻懸候ものに可二相成一候間、總督藝地え着相成候て、そこで俄に總督の見込にて、萩の攻口を繰替、岩國と達替相成候ては如何有レ之候哉との趣に御座候間、何ぞ差支の譯は無レ之、全躰救應隊の儀、藝地え踏入陸軍を押候賦にて藝州えは陣取もいたし置候間、是迄人數を繰込置候て、御下知に從ひて岩國え乘入候場に相心得可レ罷居と申置候處左樣なれば、此儀は至極秘し置候樣承り候付、委細承知仕候旨相答置申候。　然處老侯樣より御脇差拜領被二仰付一一向盡力いたし吳候樣との事に御座候。　尾州にても胸一抔と相成、諸藩の處攻口等難澁いたし、弱め計相見得候故、もふは薩州を取込不レ

申候ては尾の取れ候事には無レ之との見込に相成候はんかと被二相考居申候。夫故近來せび涯相成候處、尾州の會釋も格別相變依賴と計申居候位に御座候。右等の都合相成申候間、今日は早速藝州地え差向、出帆可レ仕候間、左樣思召可レ被レ下候。御當地よりの御人數は、矢張藝地え差向候樣候御下知被二成下一度奉レ願候。此旨荒々形行迄申上候。恐惶謹言。

十月廿五日

西郷吉之助

【解說】此書は大阪より在京の薩藩家老小松帶刀に、前夜征長總督德川慶勝の招に應じて其旅館に伺候し、尾州老臣列座の中に總督と會見したる顚末を報告したものである。此會見によりて、總督はいたく隆盛の識見謀略に服し、悉く其意見を容れて厚く征長の事を依賴し、第一次征長に於ける隆盛の位置を最も高からしむるに至つたのである。尤も隆

盛は是より先京都に於て、尾州藩士に會し大體その意見を通じてあつたやうである。隆盛の策は是迄屢々大久保へ報じたる如く、成る可く長人をして長人を處置せしめやうとし、現に敵に兩黨分立せるを利用せんとするのであつた。其會談の模樣は本文に明かである。さて又、薩藩攻口のことにつきて意見を開陳したるに、總督之を內諾し藝地出張の上、俄に變更することゝなつた。これも隆盛が豫定の軍略であつた。而して總督は脇差を隆盛に賜ひ、ひたすら盡力を賴むといはれたとある。蓋、隆盛得意の壇場である。「尾藩にても(中略)薩州を取込み申さず候ては尾の取れ候事には無レ之との見込に相成候はんかと相考られ申候云々」といつてゐるのは、尾州老侯が薩州の強を賴みとして格別の依賴をされたのであるといふのである。此書を讀んで行くと隆盛の謀略に、尾州の君臣が動かされた樣にも感ぜらるるが、隆盛は此一節に至りて、全く薩州の強を賴まるゝのであるといふことに云ひなしてある。なるほどそれもそうであらうが、隆盛が自らの手柄をほかして居る、細心の注意がこゝに加はつてゐるのではなからうか。「尾が取れぬ」とは薩摩の方言で「結末がつかぬ。」とか「成就せぬ。」とか譯すべきところである。而して「今日は早速藝之地へ差向出帆仕るべく」とある通り隆盛は此手紙を書いた二十五日に、吉井友實、税所篤等を伴ひ廣島に向つたのである。

九五　香川、山田への書

元治元年十一月八日

一筆致啓上候。　追日寒冷相募候處、御揃御安泰被成御座珍重御儀奉存候。　次に小生共にも一昨六日夜當所へ歸着仕候。　扨御地へ罷越候折は段々御丁寧被成下御手厚御取扱の程千萬難有奉存候。　然ば去る七月十九日弊藩手へ生捕相成候者共、此度召列當所へ罷越候。　就ては右者共口柄相調へ候處、元來卑賤陪從の輩にて、是非も不相分全無罪の者共に候間、是迄弊藩へ召置、御宗藩平定の上御引渡申上、銘々家族共へ御引渡の上苛酷の御所置不相成樣致度との存意に有之、未成否も不相決儀に候得共、當

所迄列越候處、生國も耳目に近き所に候へば、各歸心難留は通情の儀に付、遲速に不拘、此節宰領の者相付御引渡申候間、御請取可被下、左候て御取扱の被爲及時機候はゞ何卒弊藩の趣意御汲取被下、助命の處萬々御周旋の程呉々奉願候。　先は右爲可得御意如此御座候。　以上。

十一月八日　　西鄕吉之助

香川諒様

山田右門様

追て其御地新港にて御引渡可申候間於同所御受取相成候樣致度候。

【解說】此書は廣島より岩國の重臣香川諒、山田右門の兩人に贈りしものである。隆盛は十一月二日廣島に着し、直ちに岩國に到りて、吉川家を說き、六日廣島に歸つた。會（たまたま）京都に在つた薩藩兵は救應隊といふ名目で廣島に着し、禁門事變の際捕虜とした長州兵十人を同伴して來た。そこで隆盛は此書面を添へ、人をつけて岩國に送り屆け、長州にかへした。まことに情義のこもつた書面である。これは隆盛に深意のあつた事であらうが、捕虜にした當時から餘程親切な取扱をしておいたといふことで、勝安芳は、後日、此事を激賞して居る。之が爲に他日、長藩の感情を和らげた點も少くなかつたやうである。今、山田右門の之に答へた書を參考のため次に揭ぐる。

備考

山田右門よりの書翰

元治元年十一月十日

尊翰被㆓成下㆒拜見仕候。如㆓貴諭㆒追日寒冷相募候處、爾後益御機嫌能去る六日其御地御歸着被㆑成候旨珍重御儀奉㆑存候。過日弊境御越被㆑成候節は萬々不行屆失敬の儀のみ御座候處、厚御挨拶被㆓仰下㆒却て奉㆓恐入㆒候。就は去る七月十九日御尊藩の御生捕相成候者ど

も、此度被二召列一其御地え着相成候由、右の者共元來卑賤陪從の輩にて是非も不二相分一全く無罪の者にて是迄御尊邸に御養置被二成下一宗藩平定の上御引渡の上、苛酷の處置に不相成候樣被レ成度との御存意に被レ爲レ在、未成否も不二相決一儀に候へ共、其御地迄御列越被レ成候處、生國も耳目に近き所に相成候へば、歸心難レ留は通情の儀に付遲速に不レ拘、御宰領衆御付被二引渡一被レ下候付、請取可レ申、左候て取扱に及時機に候はば、御尊藩の御趣意汲取助命の處周旋可レ仕旨、御委細被二仰下一候趣承知仕、現人御請取申上候間、早速宗藩の方へ引渡可レ申候。何分彼是不二一通一御厄介之御儀に御座候處、厚被レ加二御慈憐一候段、別て難レ有何も尊諭の趣を以取扱候樣周旋可レ仕と奉レ存候。右御請爲レ可二申上一如レ此御座候。以上。

十一月十日　山田右門

大島吉之助樣

二白、新湊にて御請取可二申上一旨、御諭書の趣承知仕候。

九六 植田乙次郎への書

元治元年十一月十五日

今朝承知仕候吉川面會の儀、明朝國泰寺におひて、大[1]小監察成[2]瀬等出席可相成候間、尊藩へ御引合申上、都合向可取計との趣に御座候間、疾く御承知の筈とは奉存、御打合旁参上可仕筈御座候へ共色々御手數にも相掛、却て御面働筋可罷成との態と差扣、明朝國泰寺にて相話可仕候付、乍略義以寸楮奉得御意候間、宜敷御含置可被下候。頓首。

十一月十五日　　西郷吉之助

植田乙次郎様

(1) 永井尚志，戸川鉡三郎　(2) 成瀬正肥

【解說】十一月十六日に幕府の目付永井主人正、戸川鉡三郎、尾藩附家老成瀨正肥、薩藩士西鄕吉之助、藝藩士將曹等は吉川監物と會見することになつたので、前日隆盛は念の爲に此書を藝藩士植田乙次郎に贈つたのである。

九七　喜入攝津への書

元治元年十一月十五日

先度、吉井幸輔、奈良原幸五郎より當表の形行御聞取相成候はん爾後去る十一日長州家老草津驛迄御呼出にて、御討伐の義御達相成候處、昨十四日福原越後、國司信濃、益田右衛門介三人の首級差出、嚴科に取行候由にて、直樣御實驗の式も相濟候。　就ては恭順の道を以伏罪の筋相立、決て官軍へ不奉及向段申出、尚又吉川監物より歎願愁訴仕候に付、御軍門へ罷出候儀御免被下度、別紙の通願出、御免相成候。　右に付攻口期限被召延との事にて、尾州藩より兩人其元へ被差越候に付、蒸汽船より早目相達候處、取計

吳候樣、長谷川惣藏より承候に付、正治被差越候間、御聞取可給候。尤期日御延引の義は、御達不相成候へ共、右兩人より其元參集の諸藩へは御達可給候。何分吉川の盡力にて、今日迄の時機に相成申候。細事は正治より御聞取の上、御兩殿樣へ被申上候儀共可然樣御取計可給候。此段御掛合に及候。以上。

十一月十五日　西鄕吉之助

喜入攝津樣

【解說】此書は廣島より伊地知正治に託し、筑前芦屋(あしや)在陣の薩軍參謀家老喜入攝津(久高)に贈つたものである。長藩は三家老の首級を實檢に供し、參謀四人を刑して罪を謝した。そして、吉川監物より毛利侯父子軍門に來り降ること丈は御免下されたいと懇願し、之を

許された。總督よりは直に征討進軍猶豫の命を諸軍に達することになつた。之を九州諸軍に急報せんとして、總督よりの使者二人を薩藩の汽船に便乘させくれとの照會あり、隆盛之を諾し、軍役奉行伊地知正治を同行せしめ、伊地知に附して此書を贈つたのであつた。

九八　小松帯刀への書

元治元年十一月十九日

大野四郎助義被差遣候御趣意諸軍も實に難有候也。(1)　矢石を犯候義何共思はぬ氣相彌增爲皇國大慶の事に御座候。　此上御祈願被成下候御禮等、御差下に相成、一同難有がり候次第に御座候。士の身上難有ものとはケ樣の世態に因て始て思ひ當り候。（三字不明）と存申候。　就ては私共へも別段御送被下、御芳志の御厚き次第實に奉感佩深く御禮申上候。　坂元義は是迄の形勢爲可申上早速被差返御軍一同よりの御禮も可申上候間宜敷御汲取可被成下候。　扨(2)三家老首級實檢相備參謀の四人(3)（中村、宍戸、佐久間、竹内）嚴科

(1) 異本「候也」を「がり」に作る

(2) 益田右衛門，福原越後，國司信濃

(3) 中村九郎，宍戸左馬介，佐久間佐兵衛，竹内正兵衛

に行ひ候義も相濟、御詑の條理も相立候事共に御座候。就ては此末の御所置振苦心仕候義にて、總督府は乘て御存慮の通不斷の輩故、昨日も大小監察永井、戸川え後の利害得失詳に申述、數日兵を曝候ては天下の費弊は勿論、內輪の混雜も難計速に御決議相成候樣、御處置振の義も左の通り建議仕候て申述置候事に御座候間、左樣御含置可被下候。第一、正治の策に隨ひ申候。

一大膳父子落飾隱居、最初より末家の內にて暴擧に不組清末より家督の事。

一下の關邊拾萬石削り、暫時、豐前筑前邊え守衛被仰付候事。

一上之關大島は前二州え同斷。

一吉川此節兩國平定の功にて、御直勤被召出且本家心添被仰付

候事。

一官軍發向の印に、山口新城屋敷破却の事。

一宮市三田尻邊長府より國替被仰付か或公領に被召上候事。

右のヶ條を以テ總督府又は大小監察え委敷申含置候處、總督方にては防國を總て被召上候て、吉川、德山等は本の通り安堵、其上萩領丈けを一往吉川領にて被下置候はゞ人心安堵の道相付、可宜敷との義に御座候。　就ては右邊の御處置關東え伺の上、御返答を被相待候て、其上兵を解候樣の義に被成候ては、決て不相濟候に付、速に令を發せられ、其上承伏不仕候はゞ打破可申との義を激して論じ申候處、急速相運候向成立、大幸の事共に御座候。　夫と申は吉川え今日御達相成賦に御座候。　其趣は脫走の五卿を早

々被差出山口の居城を取こぼち候樣との二ヶ條に御座候。右を承伏仕候て、落着相成候へば總督は勿論、諸軍引拂ひ候賦と相成、至ての仕合に御座候。得と吉川邊え相談じ候處、隨分出來可申向にて御座候間、いづれ事成り可申と被存候に付、御安堵可被成候。色々の難儀實に困究仕候次第にて御苦察可被下候。畢竟難事に差掛候ては、要路の者、人事の限を盡し、其上にて名義條理相立候處にて、相戰候得ば遺憾も無之事にて、戰て死するも謀て斃るゝと同樣と相考、一向に盡力仕候義に御座候間、御安心可被成候。いづれ成大膳父子等の御扱は、總督より關東表え御伺相成、其上にて相運可申候に付、必苛酷の御所置不相成樣、此御方樣より被盡度、若、間違相成候ては一國の信義を失ひ可申事にて

大きに心配仕候事に御座候。　いづれ尾に相成候上は、右邊の所關東にて盡力の義御下知被成下候處可奉伺候へば御含置可被下候。　吉川においても天下の公論を以て御所置相成候上は、如何に激黨相起候ても、鎭靜は一手にて出來可申候得共、若過激の御扱に相成候ては其意は不相調段分て申事に御座候。

此旨是迄の形行御答申上候。　恐惶謹言。

十一月十九日　　西郷吉之助

帶刀様

【解說】此書は元治元年十一月十九日、廣島より在京の薩藩家老小松帶刀に贈りしものにて、小松より廣島在陣の薩藩將士に對し物を賜ひ勞を慰する所ありしを謝し、併せて長

州處分の終局に際し周旋盡力の次第を報じたものである。

隆盛の努力は一兵を損せず、長州自身をして三家老に自刄を命じ四謀臣を斬に處せしめ以て謝罪の意を表せしむるに至つた。是に於て隆盛はその處置振についても幕府の大小監察と熟論し、なほ六ケ條の處分原案を提出した。その縱横奔走の狀は此書によりて明かである。なほ書中「畢竟難事にさしかゝり候ては、要路の者、人事の限を盡し、其上にて名義條理相立候處にて、相たゝかひ候へば、遺憾もこれなき事にて、戰つて死するも謀て斃るゝと同樣と相考へ一向に盡力仕候」とあるは、隆盛自身の信念を吐露したもので至言といはねばならぬ。而して彼は又、大膳父子等の御扱は、必ず苛酷の御處置なき樣、島津家より盡力され度といひ、もはや此上は長州を窮迫することなく、寛仁を示して速に決着をつけけんと欲したのである。

九九　島津主殿、同求馬への書

元治元年十一月二十日

去十五日迄の形行は、伊地知正治より御聞届被レ下候はん。然處三條初五人の公卿方、去十五日暴激黨五六百人餘相率、長府の方へ動座有レ之候由相達、子細不二相分一候得共、定て同類を集、暴擧の企にて有レ之との事に候。就ては今日別紙(1)の通總督府より御達相成一先筑前より五卿方へ說得いたし其上承引(2)候得者、可レ救道も無レ之、左候はゞ臨機の所置不二相成一候ては、相濟間敷、右に付拙者には早く其許の樣致二渡海一筈候得共、伊地知正治にも未歸着無レ之爰許も差支候間、幸今日越藩某兩人飛船取仕立渡海の賦に付、形行荒

(1) 次の小松帶刀への書中の別紙に同じ

(2) 承引の下「無之」の二字脫か

増得御意候て、當所の人數も總て其元へ差渡、合力の賦候間、蒸汽船二艘早々御差廻可給候。　大坂より當所迄荷方船四艘にて乘船相濟候得共、當時の天氣柄難取究候間二艘丈御差越給候へば、都合三艘にて可也相濟可申、筑前へ者今日御達相成候間、暫者間も可有之候間、當所引拂可申、左候て蘆屋へ當所人數入込丈陣取御手當御取計可被給候。　飯料は當所より持越申候。　左樣御含可被給候。　此旨旁御掛引申進候。　以上。

十一月二十日夕　　西郷吉之助

廣島より

島津主殿

島津求馬殿

追て、前以飛脚差立是迄の事情も委細申進筈候得共、折節幸便

有レ之相託申候間、此仁より何も御聞取可レ被レ給候。當所よりの人數は上下千人位にて候。

【解說】本書は元治元年十一月二十日廣島より芦屋在陣の島津主殿、同求馬に宛てて發送したるもので、廣島在陣の薩兵上下約一千人を芦屋に移し、薩藩本營と合力せしめんとするにつき、宿陣の準備を依賴したのである。長州藩政府が總督の命を奉じ、三家老及び主謀者を斬りて恭順の意を表し、將に平和の局を結ばんとするに際し、長州勤王派の志士は、藩政府の態度を憤り十一月十五日奇兵隊以下の諸隊（全軍凡七百五十人）五卿を擁して山口を去り長府に赴き、此地に據りて政府に反抗せんとするの氣勢を示した。隆盛は自ら長府の地に入り五卿を說得せんと決心し、若し聽かずんば直ちに兵を進めて、長府の諸隊を擊破する考であつたが、筑前藩士喜多岡勇平が廣島に來て、五卿の說得は筑前藩に於て之に當りたいといふことで、その由を總督府へ申出で、委任のことになつたから、隆盛自ら敵地に踏入ることは一時見合せ、此間に、廣島在陣の救應隊を芦屋の本陣に合し、萬一の場合に長府進擊に便せんと謀つたのである。此件は、なほ次の小松帶刀への書に見えてゐる。

一〇〇　小松帶刀への書

元治元年十一月二十一日

〔一〕別紙の通相認、昨日坂元歸京の筋相決置候處、一昨日夕方岩國、香川諒參、三條初五人の公卿激黨六百人餘相具し、長府の方へ動座有之、萩より追々鎭靜の者も差出候得共、承引無之、子細不相分候得共、長府を語らひ萩の政府を動し、岩國を打滅との風說に候由、就ては此上は迚も吉川の手に及候儀に無之、詰り干戈を不動候ては不相濟時機に相及申候。　然る折柄筑前藩喜多岡勇平參合今一往公卿方へ說得の儀周旋仕度、表立筑侯へ被仰付候はゞ精々盡力可致見との事にて、人事の限は相盡、其上承引無之候得ば

(1)　前掲十九日付書翰

致方も無之義に付、總督へ細々申込候處、今日(2)別紙の通御達相運申候。五六百人の內浮浪は纔百五六十人內外、其外は總て長人にて、二男三男の輩、尤過半卑賤の者共の由に御座候。就ては爰元の人數も蘆屋と一手に相成、萬一事破候節は、彼方より攻懸の手筈にて、蒸氣船三艘差廻の儀も掛合いたし置候。伊(3)正治吉(4)井も未歸着不仕候付、歸次第下拙には蘆屋の樣渡海、彼是の都合共取計心組に御座候。昨日よりの形行右の通御座候間、書添奉申上候。恐惶謹言、

十一月廿一日　　西郷吉之助

帶刀樣

(2) 此の別紙は後に載せる幕達
(3) 伊地知正治の略
(4) 吉井友實

同上別紙（幕府より筑前藩への達書）

(1)松平美濃守

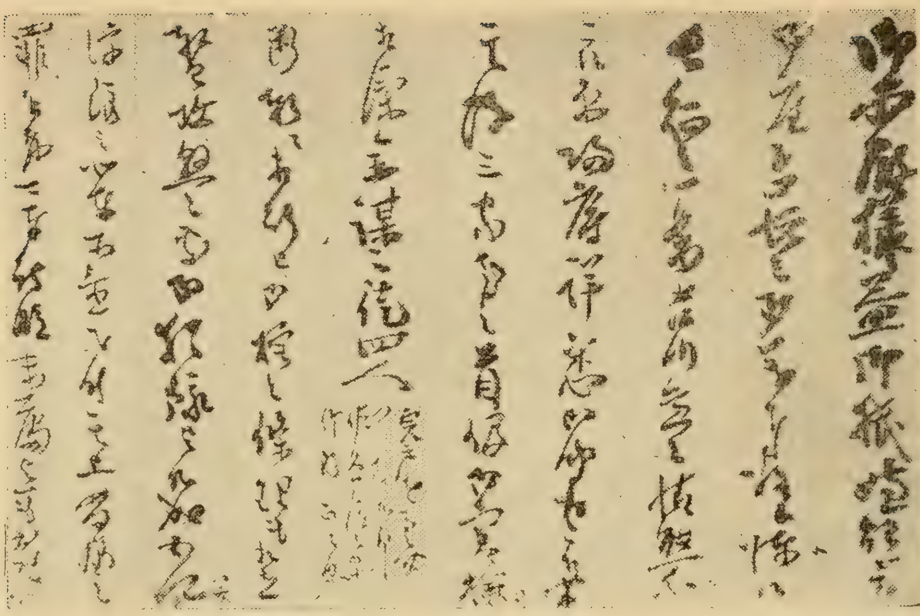
去年脫走致し是迄長州へ滯在の三條實美初五人の輩長州より受取り一人宛御自分並び(2)細川越中守(3)有馬中務大輔(4)松平修理太夫(5)松平肥前守へ預置筈に候間、夫々請取候上引渡方共專被レ取計一尤も請取方難二行屆一候節者越中守初申合、兵力を以速に臨機の所置可レ被レ有レ之候其段越中守初へも申渡置候事

(1) 筑前　(2) 肥後
(3) 久留米　(4) 薩摩
(5) 佐賀　以上各藩士

【解說】此書は元治元年十一月廿一日廣島より在京の小松帶刀へ贈りしものである。發端に別紙の通りとあるは、十九日附の書翰をさす。十九日附の書翰には同日までの經過を認めてあるから、本書は其後二日間の情狀である。此書によれば、長州諸隊が五卿を奉じて山口を去りて長府に據り、萩の政府に反抗せんとするに至りしことを十九日の夕、岩國藩士香川諒が來り告げしにより初めて知つたのである。

長州諸隊が山口を去つたのは、萩政府から討手を向けそうな樣子が見えたからである。

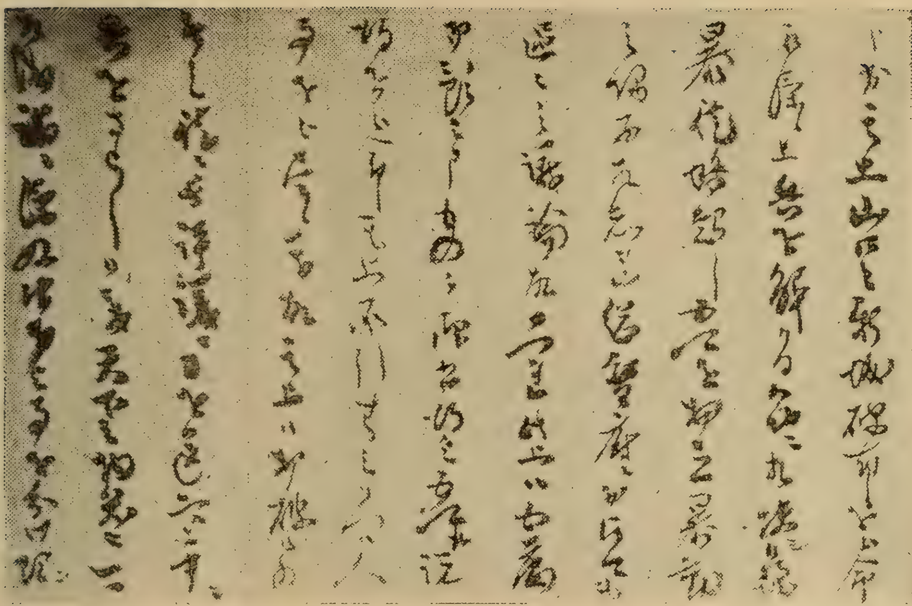
一たい、山口の地勢が僅かの兵を以て守るに不利なところであるから、辭柄を設けて長府に赴き、彼地に根據を据ゑ、俗論等即ち萩にある時の政府を打破るの策を講ぜんとしたのである。彼等は十五日山口を發し十七日長府に着したのであつた。



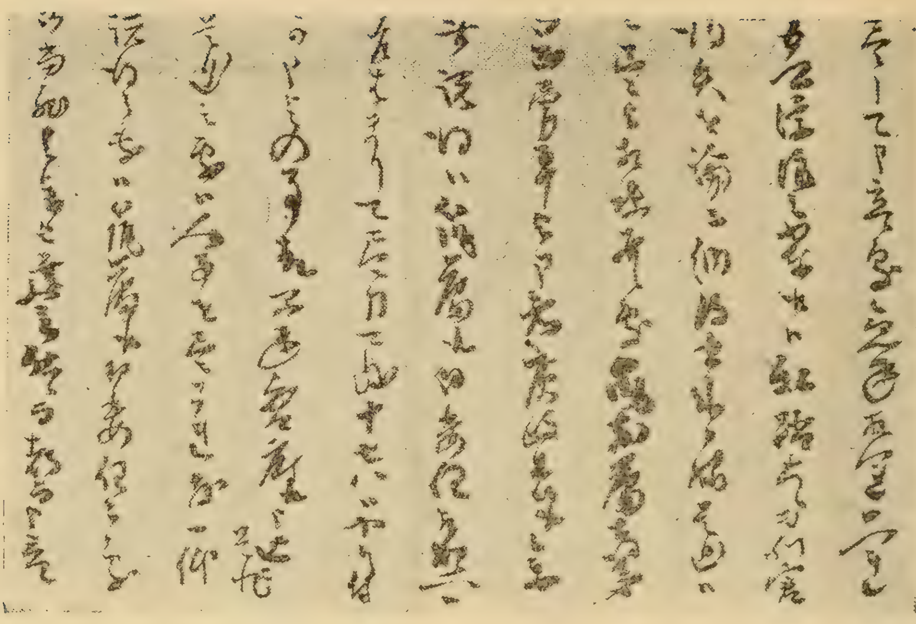
一〇一　大久保一藏への書

元治元年十一月二十五日

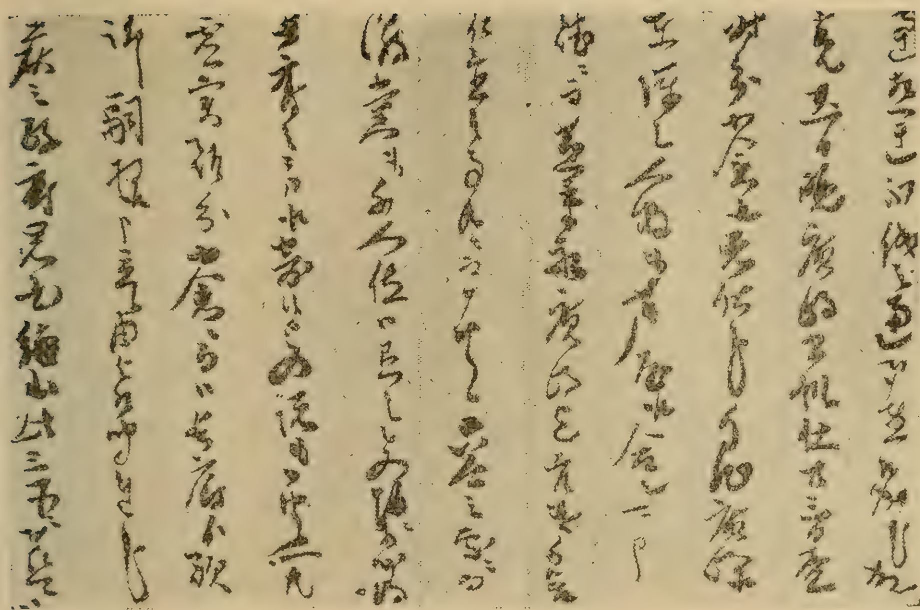
御兩殿樣益御機嫌能被レ遊ニ御座恐悅の御儀奉レ存候。陳ば長征の一條、吉川邊の情態、奈良原歸府詳悉御聞取被レ下候はん。其後三家老の首級御實見も相濟、參謀の徒四人（宍戶佐馬介、中村九郞、佐久間佐兵衞、竹內正兵衞）斷斬に相行ひ、御詫の條理も相立、暫攻懸の處御猶豫こ相成、五卿並浮浪の輩所置を付、其上如何樣



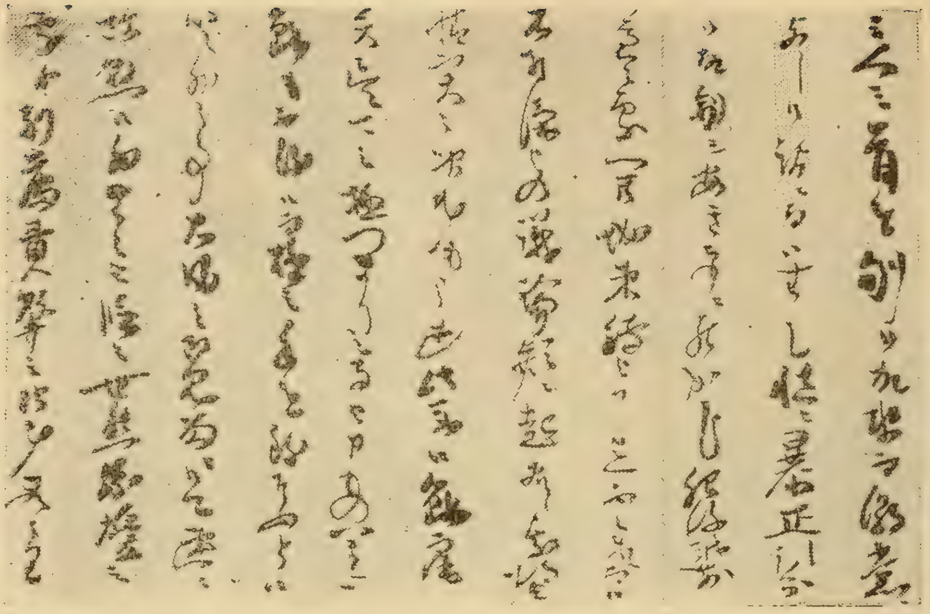
の罪をも可レ奉レ待段末藩迄も書付を以申出、其上山口の新城破却を被レ命、相済候上、兵を解かる筋に相決し候折柄、暴徒蜂起し、五卿を押立暴動の様子相知れ、總督府に於ても區々の議論故、いづれ此上は五藩へ御預こ申もの被二仰出一得こ五卿へ説得を被レ命、其上承引無レ之候へば、人事を被レ盡候儀故其上は打破候外無レ之、徒に長評議に日を送寒中に兵をさらし候儀天下の物笑こ可二相成一誠に濟ぬ次



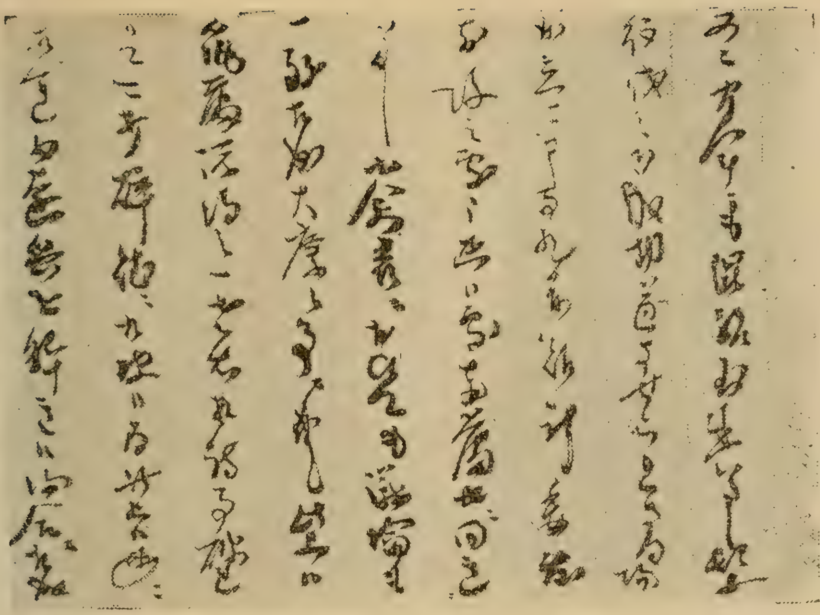
第こ事を分け、理を盡して申立候處、急速相運、いづれ五卿浮浪の輩えは私踏込候て利害得失を論じ、納得出來候樣、是迄は可ㇾ盡こ相決居候處、筑前藩喜多岡勇平こ申者、廣島表へ參、此說得は筑藩へ御委任相成候へば差はまりて盡力可ㇾ致十七八はやり付可ㇾ申この事故、早速督府え申込、是非是迄の處は入事を盡され度、一體說得の處は筑藩へ御委任の處御當然の儀こ建言仕候て、都て申立候通



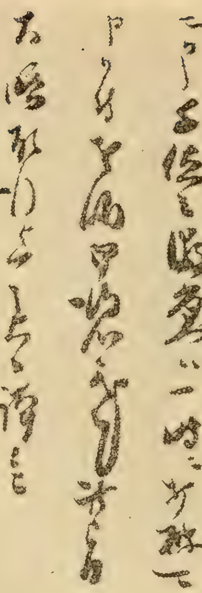
相運、別紙の通御達相成申候故、去る二十一日晩廣島出帆仕、二十三日晝時分小倉へ着仕申候。自然廣島ゑ在陣の人數も蘆屋ゑ合し可ㇾ申賦にて、蒸氣船廣島迄差遣手筈仕置の事共にて御座候。只今の處にては、激黨も千人位は有ㇾ之との趣に相聞得。長府の方ゑ寄候との說も御座候へ共、虛實難ㇾ分、小倉にては長府より歎訴副將ゑ申立候由と相聞れ申候。萩の政府、岩國德山、此三ヶ所におひて



は三人の首を刎候故、決して激黨に與し候譯にては無ㇾ之、慥に暴正引分候故、制し安き事に罷成申候。肥後、越前邊の處、開城束縛と申迄不ㇾ參候ては不ㇾ相濟との議論、頻に起居候處、得と情實の次第も申述、此儀は戰究矢盡ての極づまりの事と申もの、いまだ戰も不ㇾ致候て極の手を致そうとは以の外の事、右樣の御見留に候はゞ速に攻懸候外無ㇾ之と段々世態紛擾の處より、列藩費弊の次第、夫よ



り又々官軍にも混雜到來いたし、頓と統伐の御成功遂させられざる場に成立可レ申事かも難レ計、委敷前後の處申述候處、兩藩共に同意いたし、小倉表におひても議論も一致相成、大慶の事に御座候。筑藩說得の一左右相待事破れ候はゞ可レ打碎レ賦に相決候間、此上は速に相運、不レ遠兵を解き候場合に相成可レ申、千位の激黨は一時に打破可レ申候付、左樣御心得可レ被レ下候。 此旨大略形行迄申上候。謹言



十一月二十五日

西郷吉之助

大久保一藏様

（大久保侯爵家所藏）

【解說】此書は征長役中、小倉より在藩の大久保一藏に贈つたもので、十一月中旬より同二十五日迄に隆盛の處置した重要事項を報告したのである。即ち三家老首實檢後、五卿並に浪士の處置と山口城破却とを命じたこと、長州諸隊が五卿を奉じ長府に據りて萩政府に反抗の事、筑前藩より五卿說得に至りし經緯、隆盛廿一日夜廣島を發し二十二日小倉に着し、長州處分につき肥後、越前等强硬の議論ありしも隆盛之を說得したる事等を知らせたのである。

隆盛が小倉着後越前藩士に面會の模樣は、越前藩の小倉帶陣日記に見えてゐる。彼是相對照すると當時の事情が餘程明かになる。仍て參照のため左に之を抄出する。

備考

越前藩小倉滯陣日記

元治元年十一月廿三日の條

今日薩州家中西郷吉之助藝州廣島より到着、夕方御本陣へ罷越す。同藩吉井幸輔同道なり。本多修理、酒井與三左衛門、酒井十之丞應接、吉之助申聞候は、私儀去月二十三日大阪表にて尾老公より御呼出にて、今般長州御追討に付見込通如何候哉、御尋に付相答候は、今般の御處置は敵の勢を離間せしめ、長人をして長人を討たしめ候樣に致候こそ良策と奉レ存候趣、然る處御直命にて今度征長に付彼方より謝罪等の儀萬端周旋取扱候樣被二仰付一候。尾公は去る十六日廣島御着に相成、私儀は去る二日廣島へ着、直に防地へ入込、吉川監物に面會、今般朝幕の命を以、尾公を始諸侯の官軍諸道より押寄候付ては旣に天地に不レ容の朝敵、然るに官軍へ對し抵抗被レ致候哉と糺問候處、吉川家申候は必々左樣の儀は無レ之幾重にも御詫致候心得と申聞候に付、左候へば早急其御手段可レ然、併御詫に付ては其廉不二相立一候ては相叶申間敷、如斯々々被レ致候はば其筋も相立申べく申聞、廣島へ引取候由、三主謀の者指出御詫仕度旨を申立候故、吉之助も御請取被レ成候樣申上候處、尾州にては矢張首に致し指出可レ申旨御指圖に相成、竟に三臣の首を刎ね、實檢に具へ、參謀の者を

斬り、監物自ら罷出御詫致候樣相成候趣、然る處廣島にて大監察永井殿監物へ是非面縛開城に迄及ぶべくと被申渡候に付、監物は顏色青醒、はつと御請には相成候得共、引下り申出候は開城面縛の御嚴命に於ては、第一國中の士民共不落合の勢、監物切りには御請も難仕、此上は無據死守と申に相運可申哉の趣にて、其座は相濟候由、依て吉之助御總督幷監察へ罷出候處、其方には如何の見込に候哉、御尋に付吉之助相答候は「さればの事に御座候、元來面縛開城迄の御内意候はゞ、始より周旋も談判も無用の儀にて、兵力を以て爭ひ候より外無御座候。面縛開城と申は城中刀折れ矢盡き十死一生と申時の敵情にて、官軍封境に臨み候迚、一戰にも不及して其儀には至り申間敷、且又彼防長兩國死守仕る時は、兵力を以て爭ふとも恐くは一年や半年にては成功も難計、曠日彌久の内、討手の諸侯も疲弊に難堪、必ず異論紛起、終に爲すべからざる勢に相成、其節一々御糺問に相成候共奉命可仕藩も無之、幕府の御威光も相落、土崩瓦解に相成可申存候。御賢慮の趣如何拜承仕度」と申上候處、此方にても左樣に存候との事也。尙打解け可申出とも存候得共、席柄と云、言の圭角も出候事其方の手心を以て和氣を以、押合候樣にと永井殿被申付、依て又監物へ應接に相成、今度大膳父子末藩迄如何樣の罪科に被仰付候共御請可仕、自判の書付爲指出、新築の山口城破却、五卿預け同附屬の脫藩人の處置共三條の御請

に相成申候。扨、右三ヶ條御處置相濟候はゞ、大膳父子幷末藩迄の御處置長防御削り地等の公裁被仰付、速に兵甲を御解被成、近國に境上の御警衛被仰付候樣仕度段申上候事に御座候。　右兵甲御解の儀は御總督御全權を以御指圖に相成度、若哉幕府へ御伺に相成、往復の間、時日を送り候儀に候はゞ弊藩に於ては只今兵を解歸陣可仕と言を盡して申上候由、扨又長州御仕置の儀は大膳父子は落髮退隱、又末家淸末は素より激徒の謀議に與せざる由に付、此人を以毛利家社稷を續しめ、長府を宮市小郡へ移居せしめ、下之關、大島、上之關邊十萬石を召上られ、且又吉川監物儀は宗家の爲に盡力し、國難を救ひ候功を以大名に御取立相成候はば、伏罪の心底も相顯れ、幕府寬大の御刑典も相立、長防人民も鎭定し、天下人心を落合可申、此度の御處置是等の所を至當と存候趣申述候處、尾公初大小監察も何も御同意との事にて長防御仕置の儀は公邊へ御任せに相成、前三ヶ條吉川監物御請に相成候旬切りを以、五卿受取方も夫々相濟候はば、列藩の兵甲は御一己にて御取仕切御解可相成と御沙汰の由、右應接終て吉之助歸宿。

編者曰く右は隆盛の演舌を越前藩士の記述せしもので、隆盛の書翰と符合して而も一層明白である。越前藩士は隆盛歸宿の後、隆盛の見込は天下當今の勢を大觀しての事なれば、尤もなることながら、惣督の處置寬に失し、他日朝幕の異議にあはゞ、進退に窮することを無きを保せずとて、更に肥後藩士とも相談して、更に隆盛の意見をたゞしたるに、隆盛懇々論破して途に同意せしめたる事本文にある通である。

一〇二　喜入攝津への答書

元治元年十二月四日

先日御答の趣委曲承知仕候。　夜具等調方手當の儀に付策略を廻し候との御疑問も相見得申候得共、定て策略にては有御座間敷、月形(1)長州え參掛於黑崎手當申付候儀かと推察仕候。爰元にての議論も、手早く黑崎え五卿方を御廻し可申上との含をも申居候事に御座候得ば、決て右等の品用意仕置候儀と奉存候。　喜多岡とは全くの別手にて、示合て計り候儀に者無御座、勿論月形と勇平とは行違に相成候て面會も不致由に相聞得申候。　然處勇平には先日申上候通、說得も出來兼、もふは手切の向申居候得共

(1)　月形洗藏（筑前藩士）

昨日月形よりの一左右相分候處、餘程議論も能相立、五卿方は彌長防を御離れ相成候處丈は御斷決相成、激黨の折合も付けさせられ、動搖不レ致樣御扱ひ被二成置一度趣と相心得(2)、別紙(3)の通御書取迄も申下し候都合に相成候由、就ては是より月形激黨の者共え說得に打懸（うちかかる）賦（つもり）の處、一左右も遲引いたし候付、かく迄の形行可二申入一賦にて、筑藩早川養敬と申者を差返候間、右等の形勢荒增申上置候。　何れ惣體一決の上は、尙又一人相返し可二相通一との譯に相成候間、兩三日中に者何とか相分り可レ申、其上は早速可二申上一候間、左樣御含置被レ下度奉二合掌一候。　喜多岡の說とは大に模樣相變、事の成そふな向に被二相聞一申候。　此旨疎略の働に御座候得共、以二書面一如レ此御座候。　恐惶謹言。

(2)　見か　　(3)　後に揭ぐ

十二月四日

西鄕吉之助

攝津樣

【解說】此書は小倉より芦屋在陣の薩藩參謀家老喜入攝津の來書に答へ、且、五卿一件につき情報を通知せしものである。「夜具等調方手當云々」は喜入よりの來書を見ざれば判然せざるも、筑前藩士が五卿用として、夜具の注文を爲しおきたることにつき、何か疑問の廉ありて策略に非ざるかと隆盛に通じたるに、隆盛は策略にあらずとて、その事情を辯明したのである。

「月形より一左右」以下は月形洗藏、早川養敬等が十二月三日長府の功山寺に五卿を訪ふた、其節の狀況を通知したのである。書中「喜多岡の說とは大に模樣相變」とあるは十二月朔日、喜多岡勇平及び越智小平太、眞藤登等筑前の使者は五卿隨從の水野丹後、土方楠左衞門等に面談せしも、長州諸隊長等大に異論を唱へ、五卿を筑前に渡すことを拒んだのであつた。(此事を芦屋に報じた書ある筈なれど未だ發見せず) 然るに今回月形等は先づ五卿に逢つて、渡海を勸告せしに、その結果は先づ良好であつた。よつて取りあへず、早川

をして小倉へ報ぜしめたのである。月形、早川等へ三條公から渡された書取、即ち此書中に別紙とあるものは左の通である。

此方共身上の儀に付、美濃守殿口上の趣逐一承知候。不肖の身乍レ不レ及奉レ安二宸襟一度微志に有レ之候間、天下の御爲に付ては、いか樣共進退可レ致候。然處於二當藩一此際內輪紛亂の次第も有レ之、有志の者共殊の外動搖に付、鎭靜致候央此方共相去候はゞ、彌可レ及二沸騰一も難レ測皇國の御爲にも如何と心痛罷在候。且又大膳家來京師擧動の儀に付、既に三老臣初嚴刑奉レ謝候上は父子退隱等の儀に不レ及寬大の御處置に相成候はゞ人心感激、國情平穩に可レ致と被レ存候間右の事情御推察御周旋有レ之度候。宜相含盡力賴入候事。

十二月三日

一〇三　喜入攝津への書

元治元年十二月十四日

馬關へ罷渡月(1)形並長州激黨等談判の趣者、御聞屆被成下候はん昨日早(2)川罷越、別紙の書面持參仕候。　五卿の儀も最早長州の激黨とは斷然御立分れ相成居候得共、調和の御手數丈は御盡し不被成候ては、御信儀不相立との譯にて鎭靜の効驗相成次第とは難(3)出來候得共、成否に不拘、筑前え御移座と申儀は相決居候事に御座候間、細川藩長谷川仁右衞門申談、五卿御預の五藩より調和の道相盡候儀は御受合申上、早々御開相成候處、又々押返早川罷渡候付、今夕に者何とか相分申筈に御座候間左樣御得心可被(4)成

(1)　月形洗藏　　(2)　早川養敬（後の勇）

(3)　此あたり脫字或は誤字あらんか

(4)　成の下「下」の字脫か

候。此節は十に七八は相調可ㇾ申と相考居候次第に御座候。此一條相運候得者、跡の處至て致安可ㇾ有二御座一候付、直樣岩國え罷越、調和の道相盡候はゞ忽解立可ㇾ申、何分速に人數操揚候儀專要に御座候間、早々差急可ㇾ申賦（つもり）に御座候。勿論尾藩若井鍬吉にも昨日着にて承合候處、五卿一條相運候得者、山口城破却の爲見分大小監察被ㇾ參筋に相決居、直樣兵を被ㇾ解候處、御內決と被二相伺一申候間、旁大幸の事に御座候。先是迄の形行申上置候。恐惶謹言。

十二月十四日　西郷吉之助

攝津樣

別紙

西郷吉之助え極密談合の件々、委細聞届候。當藩内輪の紛亂鎭靜の効驗相立次第、筑藩に渡海の儀令ニ決定一候付、吉之助儀、早々出帆岩國え立寄、反正の說得相盡、藝州え罷越、此上精々周旋致吳候樣通達頼入候事。

十二月十二日

月形洗藏

早川養敬 え

【解說】此書も亦小倉より芦屋本營に向けて贈つたものである。冒頭の「馬關に罷渡云々」は隆盛が十二月十一日吉井友實、稅所篤を伴ひ馬關へ渡り、筑前の月形と共に長州諸隊長等と會見したことをいふのである。その會見によつて諸隊長も隆盛の意を了解し、五卿の移轉に反對せず、寧ろ五卿を薩、筑等に頼みて諸隊は專ら長州內部の改革に盡力せんと決したと傳へられてゐる。その事につき、十二日頃今一つ書入へ向けて書面を發したものと見える。それ故「談判の趣は御聞屆なし下され候はん」とあるのである。

此他は、すべて五卿遷座の件に關する經過を報告したのである。別紙は十二日、月形と早川とが五卿に謁した折に授けられた書である。

なほ此前後の事情次の小松への書に見えてゐる。

因に云、隆盛が馬關へ渡ることについては、隆盛の身上を氣遣つて反對するものが多かつた。(長州諸隊に於て薩人を惡むこと甚しく、馬關海峽は薩人のためには三途の川だ、などと放言してゐる位であつたから) 然るに隆盛は少しも意に介せず、若、彼等が自分を殺さば、あとの處置は却てつけ易くなるといつて、斷然往くことにした。そこで、吉井と稅所とが强ひて同行したのであつた。と傳へられて居る。隆盛は廣島に於て、三家老の首檢見がすんで總督より、五卿に轉座を命じた時から、自身防長に入りこんで處置する覺悟を抱いてゐたのであつた。自ら死地に入つても盡す丈のことは盡す。若、先方が亂暴したら先方自ら大なる損失を招くことになるといふ意見であつた。後、明治六年隆盛が自ら朝鮮使節たらんことを請うた時も、丁度此時と同樣な筆法であつたのである。

一〇四　小松帯刀への書

元治元年十二月二十三日

嚴寒の砌御座候得共、先以御機嫌能被遊御座恐悅の御儀奉存候。陳ば先度申上置候以後は、五卿の一條不相運色々筑藩よりも心配仕、月形洗藏と申者差はまり盡力仕候處、五卿も御開と申義も相決、諸隊の處半方は折合も付、纔に一二隊の處過激の論も有之候得共、餘程說付候向に成立、私にも一篇は下之關へ罷渡吳候樣月形より申遣候付、吉井、稅所兩士不聞入同道にて罷渡候處、諸浪の內四五輩も參、一夜議論も有之候。　諸(1)浪の隊は一同歸順の運にも成行、(2)隊長の者とは兩度も論判仕候處、合點も出來、一向五卿

(1)　忠勇隊と稱し諸藩脫藩の士にて五卿に從へるもの
(2)　長藩諸隊の隊長

の御開も相盡候次第にて、實に大幸の事に御座候。　大概激黨も降伏の勢成立相樂居、終ニ五卿も諸隊へ斷然御離れ切と相成、御書取を以十日の期限も相極候。　萩の政府と諸隊とは寇讐の如相成居候付、其邊調和の道相立候へば、一同解立譯に相成候付、早々岩國へ志し出帆仕候處、去二十日朝着いたし候て、吉川へ得と談合仕候處、能々汲受、此節自ら張出し、長府邊へ直樣踏込說得の含勿論萩府にての俗吏兩三人を退け、激黨より望を掛居候者兩三人も引上げ、調和の筋も相立賦に御座候處、二十一日朝萩表より使者岩國へ相達、變動の向相聞得候折柄、岩國より差出置候人々も罷歸、得と承合仕處、長谷川惣藏(3)萩へ參居、餘程せり立、打取の策を立候向、勿論戸川鉾三郎山口城破却巡見として參居、色々被責

(3) 尾州藩士，總督附

付候向ゝ相聞得、十八日晩七人の者を入牢申付、翌日は直樣斬罪に取行ひ候由、前田孫右衛門、楢崎彌八郎、山田又助、大和國之助、渡邊內藏太、松崎剛藏、毛利登人此七人にて御座候。　左候て末藩等へも人數差出候樣相達、千人位の勢萩表より押立候由、激黨の內には蒸氣船二艘を奪、撫育金ゝ申を掠取候由、何方へ乘廻候か、いまだ不相分、繫場より屆申出候迄に御座候。　頓ゝ調和の道も絕果、殘念の事に御座候。　右等の拙策用ひられ候ては實に込た事に御座候。　何分にも右樣破立候ては施すべき策も無之、勿論督府の見込不承候ては如何ともすべき樣無之候付、昨日廣島迄參着仕候。　岩國にて說得の道も相立候はゞ五卿受取の儀も相決候付、速に解兵の策を督府へ說込含にて御座候處、案外の次第に

成行申候。　岩國にて承候には京師にても水人入候との風説、粗承候間、速に馳登含にて小倉表へも書面岩國より差出、尤人數繰登の儀も荒々申遣置候て、廣島迄參候處、御手洗より伊地知正治書面相達居、頓と安心仕候。　兩三日も見合候はゞ長州の模樣可ニ相分一候付、時機次第には早々罷登候樣可レ仕候間、左樣思召可レ被レ下候。　何分爰許の處も不ニ見止一候ては、不ニ相濟一候付、暫時相扣居申候此旨大略形行迄申上候。　恐惶謹言。

十二月廿三日　西郷吉之助

帶刀樣

【解説】此書は廣島より在京の小松に贈り、隆盛が十二月十一日馬關へ渡り、諸浪士及諸

隊長と會見した事をはじめ、それより岩國へ行き、又廣島に來りし間の經過を報じたのである。萩政府と諸隊との調和につき盡力ありたき旨談判最中に、萩政府が尾張惣督の重臣長谷川や、幕府の目附戸川等から八ケましく言はれて前政府員前田孫右衛門等七人を斬りし報を得て、幕府側の處置を拙策なりとし失望寧ろ憤慨した樣子が見えてゐる。

一〇五　黑田嘉右衛門への書

慶應元年正月元日

今日長府より使者參候付、致₂出席₁呉候樣越藩より承候處、拙者には蘆屋の樣差越候付、御方御出席可₂給₁候。下宿大和屋と申所の由に候。此旨及₂問合₁候。以上。

正月元日　　西鄕吉之助

黑田嘉右衛門樣

【解說】征長總督が追討諸軍に解兵を命じたのは元治元年十二月廿七日であつた。隆盛は其翌二十八日廣島を發し、翌年正月元日小倉に着き、解兵の令を同地滯陣の副總督及び薩軍の先鋒隊に傳へ、卽日薩軍本營の陣地たる芦屋に赴くことゝなつた。發するに臨み、此書を黑田嘉右衛門（後の清綱）へ贈つたのである。

王政復古運動第一期

王政復古運動第一期

小引

三家老四謀臣の誅戮を以てせる長藩の謝罪と、敬親父子の屛居謹愼とは、征長の師を解かしむるに十分であつた。幕府の面目は立派に立つたのである。是に於て總督尾張老侯德川慶勝は慶應元年正月四日を以て廣島を發して軍を旋し、次で副總督越前侯松平茂昭以下諸軍各其陣地を撤した。隆盛の如きも正月四日小倉を發して歸藩の途に就き、征長のこと一先づ終を告げた姿であつた。此時に當り、若、幕府に人あらば、征長總督の處分を嘉みして其功を賞し、又副總督以下諸軍の勞を慰し、內には親藩諸侯の結合を固うし、外には長藩に恩威を示し、國家の爲に高遠の政策を樹てたであらうが、事此に出でず、剩へ長藩が速に伏罪したのは總督府の最高顧問たりし隆盛の奇策運籌その圖にあたつた爲であることを知らず、四境の兵威を恐れた結果であると速斷したために輕々しくも再征の議を唱へて將軍の進發を促し、賴みとすべき親藩尾、越の感情を害し、天下の同情を失ひ、自滅の途を急ぎしは幕府のために惜しむべきことと

であつた。

隆盛が長州の處分を急いだのは一日も早く雄藩の會合を謀り、天下の事を議し、外交の始末をつけやうといふ希望があつた爲である。尤も彼に一應は長藩の暴を懲らし、驕兒の頭を抑へておく必要があるといふ考のあつたことは、既記の書翰によつて看取せられるが、膺懲も既にこれで十分である、先づ征長は此位に片付けておいて、大政の復古を謀り、政令一途、内治外交の策を講ずるのが、國家の急務であると信じたからである。勿論彼は疾くに幕府を相手にしてゐなかつたが、さりとて無名の戰を仕向け、無謀の兵を加ふることは、彼の決して爲さゞる所であつた。然るに今や征長解兵後に於ける幕府の處置が愈出でて愈拙を極めたために、彼は藩論を一定して長州再征の幕命に抗し、幕府のために一兵を出さぬといふことにした。これは、やがて王政復古の運動に一歩を進めたものである。併し彼は未だ積極的の手段には出でなかつた。斯様にして幕府内部の混雜をじつと、ながめて、なほ乘ずべきの機會をうかがつてゐた。依つて編者は幕府の第一征長の終即ち慶應元年正月より同年十二月までの一ヶ年間を先づ王政復古運動の第一期とし、此間に於ける隆盛の文書十八篇と之に連關した他の文書若干を收錄することにした。時勢は次第に隆盛等の企圖に向つて有利に展開せんとしつゝあるが、時にまた消長あり、一喜一憂、史上の奇觀漸く佳境に入らんとするものがある。

一〇六　蓑田傳兵衛への書

慶應元年二月五日

兩士の書面、連中にて開封いたし候處、段々兩人にてきまりを付居候樣子に御座候間、仕合の事に御座候。乍然是非參掛候間、一往は是非不參候て不相濟儀と相考候付、吉井出立不致內、やり付候含に御座候。此旨一筆啓上いたし候。頓首。

二月五日　西鄕吉之助

蓑田傳兵衛殿

【解說】此時隆盛も蓑田も鹿兒島にゐた。隆盛は正月四日に小倉を發し、十五日鹿兒島

に歸着したのであつた。兩士とあるは大久保利通と吉井友實とである。兩士は正月下旬鹿兒島を發して上京し、その途中福岡にて五卿の待遇等のことにつき盡力した。その次第を在藩の隆盛及蓑田に報じた。隆盛先づ其書を開封し、之を蓑田に廻送し、吉井が筑前を去らざる前に、隆盛自らも彼地に赴きて、決着をつけんと欲する意を告げたのである。

一〇七 關山、三原への書

慶應元年二月廿三日

尙々集議所の儀は明朝も可ニ相定一候間、其段も爲ニ御心一得申上候。

只今筑紫衞等參着いたし候間、明日は會議爰許にて可ニ相決一候付、其段細川等え御掛合置可レ被レ下候。此旨早々奉レ得ニ御意一候。頓首。

二月廿三日　　西鄕吉之助

關山新兵衞樣
三原次郎左衞門樣

【解說】此書は太宰府にての書面である。宛名の關山、三原は五卿警衞の爲同府出張中

の薩藩士である。征長撤兵後江戸幕閣にては、毛利父子に江戸出府を命じ、五卿を江戸に護送せしめんとする議があつて、二月五日、命を總督德川慶勝に下した。隆盛は大久保、吉井の手紙や西田彌四郎の歸藩によりて、筑前藩の五卿に對する態度が冷酷であることを知り、筑前に出張したのであつたが、筑前藩の態度は既に改まつて五卿は太宰府に移られたところであつた。併し五卿の進止につき、五藩會議の必要を認め、先づ筑前藩へ照會したと見え福岡より筑紫衛等が大宰府へ來着した。そこで二十四日會議を開くことに決し、肥後藩其他の守衛頭役へ照會方を兩士に命じたのである。翌日の會議で五藩より代表者を上京せしめ、總督德川慶勝の指揮を受けんことを決議した。(此日黑田清綱大宰府に着し、守衛兵の差引となりなほ西郷に代りて久留米、福岡兩藩の間に遊說した)隆盛は、それから福岡に至り、同藩家老矢野梅庵や月形洗藏等に會つて、三條公の人物を推稱し、天下のために五卿の復職を謀りたいと提議したのであつた。

一〇八　幕命拒絕の薩藩上書控

慶應元年三月頃

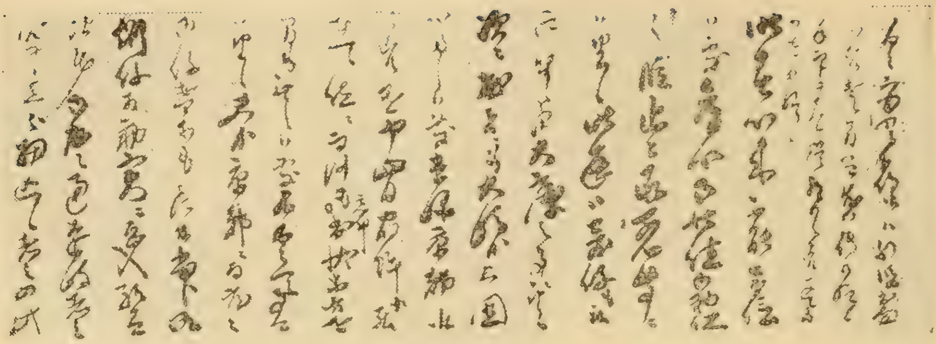
常野の浮浪輩越前國ニおひて降參仕候者共數百人斬罪に被ㇾ處、其餘輕卒三拾五人弊國え流罪被ㇾ行候間、同所敦賀湊え迎船差廻候樣被ニ仰渡ㇾ國元え及ニ懸合ㇾ置候處、古來より降人苛酷の御扱相成候義未ㇾ嘗テ不ㇾ聞處に御座候。然るに大法に安し死を甘して誅戮を受候ニ付ては、大ニ尋常(1)の振舞御取譯被ニ成下、於ニ輕輩は、御宥免の御沙汰被ㇾ爲ㇾ在度義と奉ㇾ存候。　是非共流罪不ㇾ被ニ仰付ㇾ候て不ㇾ被ㇾ爲ㇾ濟との御義に御座候はゞ、弊國にては降人嚴重の扱方於ニ道理ㇾ出來兼申候間、屹と御斷申上候樣分て申來候付、何卒御聞濟被ニ成下ㇾ度奉ㇾ

(1)　尋常は從順の意

願候。以上。

（島津忠承公爵家所藏）

【解說】常野を脫し來りし水戶藩士武田耕雲齋、田丸稻右衞門、藤田小四郞等八百餘人はその勢窮まりて、初め、加賀藩に降り、敦賀に幽せられ、後幕府の追討使田沼玄蕃頭に引渡されしに、田沼は二月四日より十六日に至りて三百五十餘人を斬り、其他を追放、流罪に處した。其流罪者三十五人を薩藩に渡さんとて、敦賀へ迎船を發して受取るやうにと、幕府より京都の薩邸に達せられしを、薩邸にては程經て此書を上り、彼等のために宥免を請ひ、若是非とも流罪に處せらるるならば、弊藩に於ては命を奉ずる能はずと斷はつたものである。今公爵家に藏する扣を見るに隆盛の筆蹟である。多分隆盛此文を草して幕府に呈出し、一方本藩へ報告したものが久光公の許に殘つたものであらう。



一〇九　藤長への書

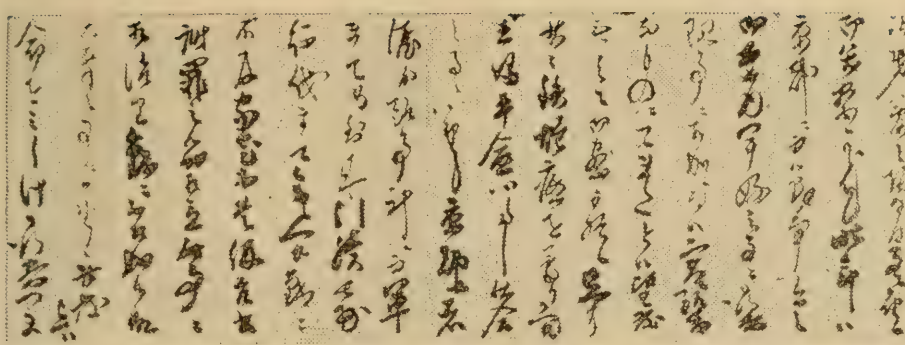
慶應元年三月二十一日

尙々宮(1)登喜え別段書面不差遣候間宜敷御傳可給候。手印まで提道具差送候間御遣可給候。

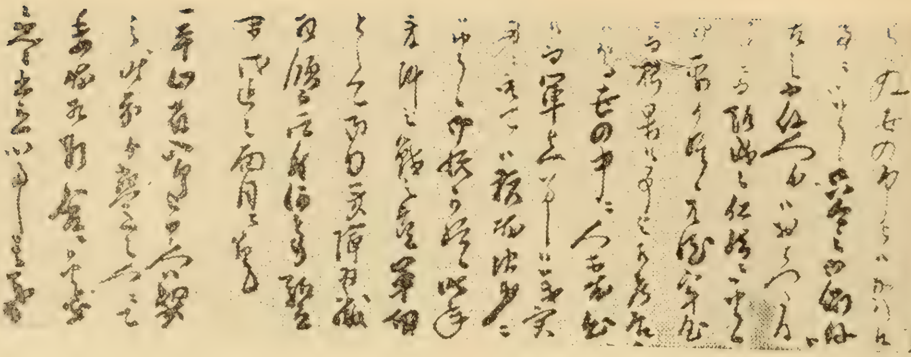
昨春以來不能音信候處、愈以御壯健御勤仕の段追々承ッ安心此事に御座候。昨年は寄(2)役も被仰付候由大慶の事に御座候。次に拙者にも大島より上國いたし候處直樣京都え被差遣、中四日宿許え罷在候位にて何も忘却、書狀等

(1) 文久二年隆盛に隨從して內地に渡つた人

(2) 島吏名稱



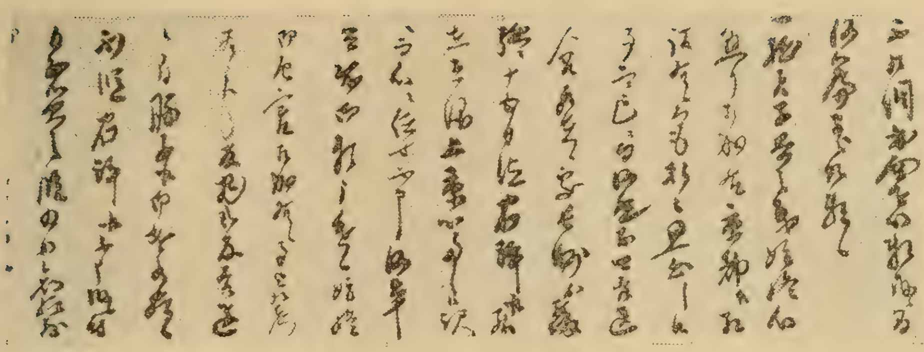
差遣間も無之候處不本意の事に御座候。　夫より京都にて度々御役替等も被仰付、當分御側役相勤、實に恐入難有次第、御存の通遠島者の牢迄被押込候者の如此次第夢の樣なる事に御座候。　御笑察可被下候。　昨年は京都にて戰爭有之、御案内軍好の事に候得共、現事に相成候ては實に難義なものにて、またこは望度無之候。　御察可給候。　足に少々鐵砲疵を蒙り候へ共、直樣平愈いたし、仕合の事に御座候。　京都え着涯より難事計にて軍までも到來引續長州征伐まで參候へ共、戰に不及、家老



等首級差出謝罪の筋相立、無事に相治り、戰に不相成候故大幸の事に御座候。此度迄は命(3)をみしけ候共、つまらぬ世の中とは成行候事に御座候。只今の御側役は古の小役人よりはおとつたる事にて難儀の仕(4)結に御座候。御察可給候。乍然牢屋にて朽果候事と相考居候處、世の中に人等敷出候て、軍迄いたし候義、實、身に取ては悦敷次第に御座候。御悦可給候。昨年爰許の戰の節軍功として御刀並陣羽織拜領被仰付、何とも難有末代迄の面目に御座候。

(3) 「命をみしけ」とは「命を拾ひ」といふこと．薩摩の方言なり（みしけは見付けの訛）

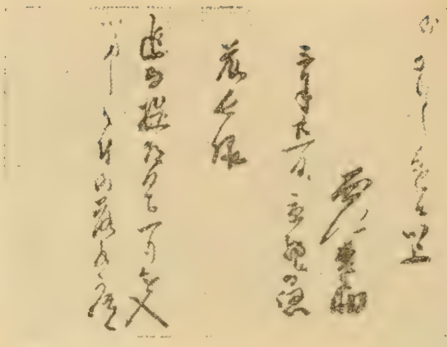
(4) 仕結は仕詰（しづめ）にて難儀のしつづけといふ意ならん



一〔5〕平山喜八郎と申人は、幼少の時分より懇意の人にて委敷相頼含に御座候處、急に出立いたし其義も不二相調一書面を以頼越候間、何篇可レ被二相頼一候。

一拙者子共の義、始終心懸相成居、京都え相詰居候ても、折々思出し候事のみにて、何がな可二差送一含罷在候處、長州より罷歸、纔十五日位宿許え罷在、直様上京いたし候譯にて、心に任せ不レ申、何卒宜敷御頼申進候。　始終御厄害相成居候事と相考居申候。　反物貳反差送候間、豚子え御遣可レ給候。　別段宿許え

(5) 大島在役として島へ下りし人



不申越候付、息災の段爲御知給度、御賴申進
候。以上。

西郷吉之助

三月廿一日　京都に相認

藤長様

追て提道具一ツ進入いたし候付、御落手可給候。

（西郷従徳侯爵家所蔵）

【解説】此書は京都から遥々南島は大島龍郷なる藤長へ宛て、發したのである。龍郷は隆盛第一次謫居の地で、なほ二人の子供の生長しつゝある地である。藤長は此地の寄役で村の名望家であつたらしい。

隆盛は元治元年二月末召還の命に接し、沖永良部島を出でゝ、歸途此地に立寄り、別れを

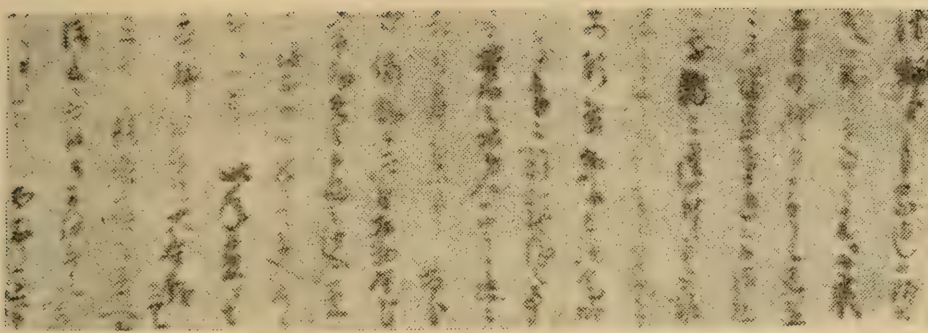
告げたのであつたが、それ以來國事多忙で書信の暇もなかつた。此度隆盛の最も骨折つた第一次の征長もすみ、やうやく此書信をものするに至つたのである。而して別後の狀況を島人に分り易いやうに認めてある。子供を思ふ情愛も深くあらはれてゐる。此書を受取つた折、藤長をはじめ所謂宿元一同、將又龍鄉村人の喜びも如何であつたらうかと思はるゝ程、人情味の深い手紙である。

二〇　土持政照への書

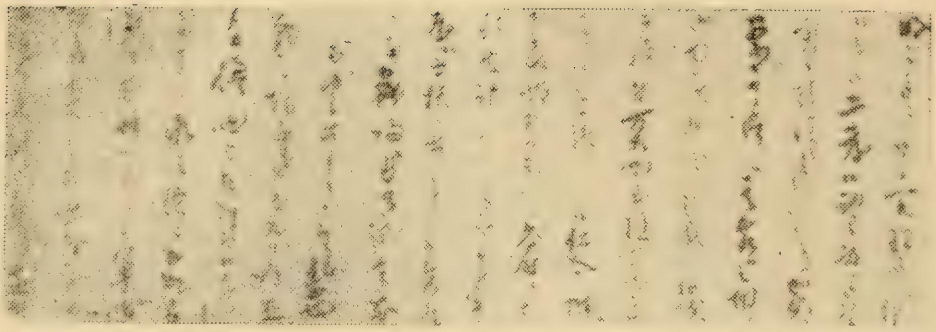
慶應元年三月二十一日

春暖相成候處、愈以御家内中樣御息災、尙御元氣御勤仕の段追々承申候。其上與人(1)御役に御昇進の段誠に結構の御仕合御悅申上候。次に拙者にも不二相變一罷在候間御懸念被レ下間敷候。然ればば其後書狀も不二相遣一甚以て不本意の次第にて、嘸御立腹の筈と相考候得共、麑着の處、中四日有レ之早々出立候位にて、何も取込候仕合、殊に足不二相立一津(2)畑より自宅迄不二歸付一駕籠にて歸候事共にて哀なる爲體にて御座候。着の翌々日福昌寺迄參詣仕候處、漸々這付候事にて、難澁の事にて御座候。御察可レ被レ下候。夫形京

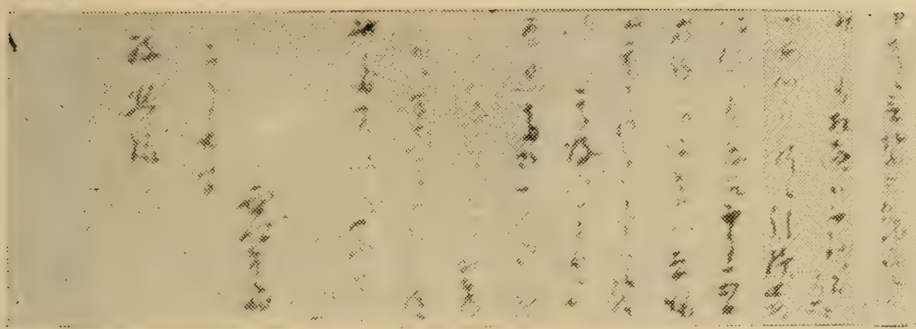
(1) 與人役のこと，前に說明あり
(2) 津端(つばた)の宛字，海岸のこと



都へ直樣登掛候處、色々難題勝の事にて苦心の次第に御座候。　追々私にも昇進いたし、當分御側役被二仰付一相勤居申候。　牢屋者のケ樣の仕合、夢の樣なる心持にて恐入居候計に御座候。　昨年夏には京都に於て大合戰有レ之、足に少々鐵砲瘡を蒙候得共、淺手にて何も子細は無レ之、大幸の事に御座候。　御存知の通、軍好の事に御座候得共、現事に望候ては二度は望度無二御座一候。　實に難義のものに御座候。　御笑察可レ被レ給候。　其節の功に御刀並御陣羽織迄拜領被二仰付一冥加至極、末代迄も面目を施し



候仕合、殊に御感狀頂戴仕候。當時には珍敷譯にて御悅可レ被レ下候。牢屋にて朽果候事と相考居候處、戰場迄も試み、生前の本望此事に御座候、委鋪戰の樣子も申遣度候得共、自慢咄と相成候ては、兼ての素志も水の泡と相成候間、態と省略いたし候。軍咄は御方へ早々相咄度直樣相考候ばかりに御座候。兼て申居候言葉と戰場の事と、少しも相違は不レ致候間、夫丈は御安心可レ被レ給候。引續き長州征伐に差越居、正月十五日宿許へ歸付候へ共、直樣上京仰付られ、當分相詰居申候。其後牢中よ



りの御厚恩、旁々御一禮不二申遣一實に薄情の者と御考被レ成候はん。眞平御免し可レ被レ給候。此旨乍二略儀一如レ斯御座候。以上。

三月二十一日　西郷吉之助

政照様

【解說】此書は隆盛の第二次謫居の地であつた沖永良部島和泊村の士持政照へ贈つたのである。政照のことは前にも見えてゐた通り、隆盛に心服し、英艦鹿兒島來襲の後、造船まで企て、隆盛と死生を誓つた程の人である。書中、鹿兒島着後海岸より自宅まで歩行出來ず、駕籠にて歸りし趣を記してある。久しく座牢に端座してゐたために、未だ足立たざりし樣が窺はれる。又、

「無て申居候言葉と戰場の事と少しも相違は致さずそれ丈は御安心給はるべく候」の一句隆盛幽居中の談話を想像せしめる。

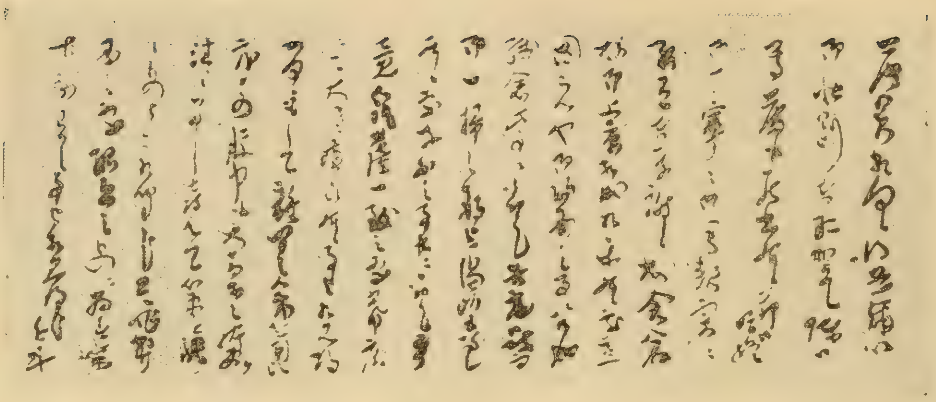
揭出の寫眞は、大島の土持氏から遙々寄贈されたものであるが、初めの方毀損せしため遺憾ながら、全部揭載することが出來なかつた。

二二　月形洗藏への書

慶應元年四月廿五日

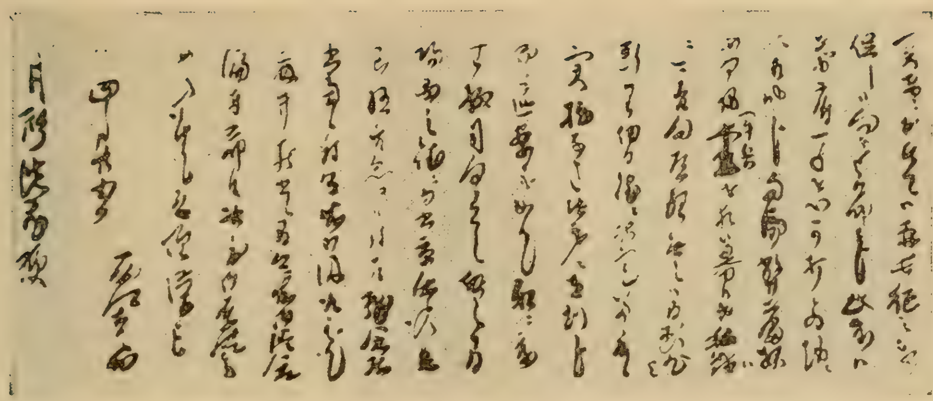
薄暑相向候得共、彌以御壯剛奉敬賀候。　陳ば尊藩へ罷出居候節は、始終御丁寧の御會釋、實に難有奉厚謝候。　扨倉(1)八君抔御上京相成相樂居候處、豈圖らんや御歸國の事に相成殘念此事に御座候。　此度は御一掃の期と渇望いたし居候處、存外の事どもに御座候。　畢竟筑薩一致の處、幕府にて大に嫌ひ居候事と相見へ、如何にもして離間の策を用ひ度との腹中より大(2)音等の奸吏を餌にいたし、喜んで策を施し候ものと被相聞申候。　是非弊國の處、孤立のものに爲すの策十分有之と相見得申候。　近來關東に於

(1) 倉八權九郎（福岡藩士）　(2) 大音兵部（福岡藩士）



ては、再長征の儀を促し候向も相聞申候。此度は幕府一手を以可レ打との趣に相聞申候。勿論弊藩抔は如何樣軍兵相募候共、私戰に可二差向一道理無レ之候間、斷然と斷り切る賦に決定いたし居候。實に拙なき次第に立到申候。御遙察可レ被レ成候。私にも無レ據用向有レ之、暫の間歸國の賦にて出(3)京仕候得共、至極差急ぎ候付、乍二殘念一罷出兼候付、宜御汲取可レ被レ下、藤井罷出候間宜敷御談合偏奉レ希候。此段御厚情御禮旁如レ此御座

(3)　此處は入京の反對で京を去る意味に用ひてある



候。恐惶謹言。

四月廿五日　西郷吉之助

月形洗藏様

（安川敬一郎氏所藏）

【解説】此書は隆盛京都より歸藩の途中、大坂にて、藤井良節の福岡へ歸るに託し月形洗藏に贈つたのである。隆盛の福岡を去つて上京したのは三月十五日であつた。京都について福岡藩士早川養敬等と五卿の復職を計畫してゐたところへ、矢張福岡の倉八權九郎が藩主の命を受けて上京し隆盛等と事を共にしてゐた。然るに倉八は間もなく藩に呼びかへされたのであつた。此間に幕吏の薩筑離間が行はれたのであると、隆盛はにらんでゐる。さて又此書によりて明にされることは、當時京都薩邸にゐた隆盛や大久保などが既に第二征長を長幕の私闘と見なし、斷然出兵を斷ることを決議してゐたことである。

一一二　黒田嘉右衞門への書

慶應元年五月二十六日

別紙筑前脫走人京師にをひて吉井方に差出候由、右脫走人は北小路を斬姦の賊に出掛候向と被相聞申候間、有志の者共に相違無之ものに御座候。　正黨兩立の形歎息の筋に相見得、歎ヶ敷次第に御座候。　正氣不突立候得ば、毎もかくの通の事に御座候へども、何分御含置被下候て御教解奉希候。　御進發の一條に付、筑も自然相迫勢ひに御座候間、此機會を以一致の道如何樣共相立事と奉存候間、宜敷御周旋奉願候。　筑(1)米の兩藩は力を盡し候得ば、其益必可有之事にて片腕には相成藩に御座候間、何卒御手を

(1) 筑前と久留米

付置可被下、此段御願申上候。以上。

五月二十六日　西鄕吉之助

黑田嘉右衛門様

別紙

筑前藩

黑田播磨　矢野相模　大音因幡

加藤司書

右家老

梶原喜太夫　河村五左衛門　齋藤五六郎

右大目附

衣斐茂記　熊澤三郎兵衛

右小姓頭
建部武彦
右用聞
岡部簇　梅澤幸一
右勘定奉行
縄正　小金丸兵次郎　喜多岡勇平
進藤登　中村到
右御用部屋
筑紫衛　月形洗藏　河合茂山
尾崎安之允　淺香一策　鷹取養巴
今中作兵衛　森金作　伊丹新一郎

安田喜八郎　早川　養敬　萬代安之允
森　安平　林　　盡　野村　助作
月形　修平
右無官の有志者
　久留米藩
幽囚　木村　三郎　池尻茂左衛門　早川與一郎
樋口伴四郎　山田彥三郎　青木　圭馬
大鳥居次郎　紫山　久平　佐田素一郎
山本　登　內藤　新吾　淺田節三郎
大鳥居菅吉　角　照三郎　樋口幸太郎
姉川　英藏　黑岩　種吉　前田　九市

西川湊　下川元三郎　新山舍人
宮崎槌太郎　官武助左衛門　木原貞助
園田三津次　樋口廉吉　古賀和吉
狩野左京進

奸物

不破左門　本庄仲太　久德與十郎
松崎誠藏　松村辰之丞　梯讓平

對州藩

奸黨

○○勝井八五郎　○立花郡兵衛　○○高田小十郎
○○三井田好右衛門　○大來營之助　小茂田貫助

小茂田徹助　○八坂順之助　梅野唯佐
高畠辰之助　○阿比留喜助

【解說】黑田嘉右衞門(淸綱)は其頃五卿守衞のために大宰府にゐて、筑前久留米の藩士に接近してゐた。黑田の鹿兒島に歸り再び大宰府へ赴かんとするに臨み、隆盛は京都に於て、吉井友實が筑前脫藩士より得た筑前、久留米、長州三藩の正邪人物表を黑田に送りて、筑前、久留米兩藩の正奸兩黨を一致せしめ、勤王に向はしむるやう周旋を依賴したのが卽ち此書翰である。

一二三 小松帶刀への答書

慶應元年閏五月五日

尊書難レ有拜見仕候。 如二尊諭一存外の洪水、弊屋都て浸（ひたり）、頓と難澁仕候次第に御座候。 右に付御丁寧の御紙面厚御禮申上候。 扨昨夕町便來着の由にて御紙面御廻被二成下一得と拜誦仕候處、彌發[1]足の樣子、自（みづから）禍を迎へ候と可レ申幕、威を張ごころの事にては有二御座一間敷、是より天下の動亂と罷成、德川氏の衰運此時と奉レ存候。 三年も浪花城に罷居とは何と申迂說にて御座候哉、一年も六ケ敷御座候はん。 何も扨置、此節進發爲二天下一雀踊此事と奉レ存候。 尚參上の上可レ奉二厚謝一候得共、其內不二取敢一以二書中一御禮答迄如レ此御座候

（1） 將軍の出發を指す

恐惶謹言。

又五月五日　西郷吉之助

帶刀様

御侍史

（荒井初太郎氏所藏）

【解說】本書は鹿兒島に於ける往復である。折柄大洪水あり、甲突川に近き隆盛の宅は、浸水せしと見え、初の一節はその見舞の禮である。「昨夕町便來着の由」以下は將軍愈江戶を發し、長州再征の途についたといふ來報を小松より通知ありしにつき、隆盛の批評なり、豫言なりである。隆盛は之を以て德川幕府の滅亡を早めるものとなし、天下の爲に雀躍すべしと、浸水家屋中に筆を執つて卽答したのである。

一二四　大久保、蓑田への書

慶應元年八月廿三日

御兩殿樣益御機嫌能被レ遊二御座一恐悅の御儀奉レ存候。陳ば大坂の形勢も運(はこび)行(ゆく)事には無レ之、專閣老會(1)一(2)の密議にて若年寄邊より下には全不レ有レ響との由にて、軍議の次第不二相分一候へ共、別紙小倉へ及二談判一候書面を以相考候處、此度の再征は全ク名もなきものと相成、條理を失候儀と進行、益先き暗き方に陷申候。いづれ理を失ひ候はゞ、勢を以押へ懸らず候ては致方無レ之候へ共、勢相挫け居候幕府一手を以テ戰は出來不レ申、諸藩の兵を募ると申ても名の立樣有レ之間敷、理勢共に失ひ候ては尾のされ(3)候處如何可二相成一哉。

(1) 會津侯松平容保　(2) 一橋慶喜公
(3) 尾のされるとは結末がつくといふこと

最初名義を正しく不致候て、胸算を以諸藩可應事ゝ輕卒に動立候故、行先拙策に陷候事にて、大坂中の人氣は彌增に惡敷、惡計被行、笑止千萬の事に御座候。　德山岩國の兩所も、何か故障付候ゝ相見へ、淸末にても長府にても、萩の家老にても不苦との令を替候。是以最初より大きに打開出し不申候ては不相成處、又外供は兵庫迄內供は西の宮迄にて、只兩人の供列にて大坂出懸候儀達替も有之、紛々の計にて實に阿放を極申候事に御座候。　蒸艦御迎船の儀待に待候處、今日迄も着不致、如何の事ゝ按煩候儀に御座候。　就ては守衞御引拂の御策も不被行事か、此機會を御見居無之候ては、御大策相立兼候はんかゝ、日々御左右相待居候事に御座候。　少々の御盡力にては迚も此形勢にては詮立候儀無覺

束事と奉レ存候。　諸鄕守衛人數の儀交代前差掛候處、此內より過分流行病にて人氣迄も挫居候次第にて、戻風(4)頻に吹立居候間、中途代りの處を以一隊も御差立相成候付、交代參候時宜に相立候て、是迄の通の振合を以、取計可レ申候付、大坂の船繰を以順々御差立相成候間、左樣御含可レ被レ下候。　右御引取に付ては邸中の議論も一致に無レ之候ては、跡以色々異議も難レ計、當分にては全く左樣の譯は無レ之候へ共、念を入衆評に出し候處、全く異論の譯は無レ之候間、爲二御心得一差上申候付、御覽可レ被レ下候。　いづれ共其元の御吟味は相決居候はんかと相考居申候。　小倉へ相渡居候幕大目附塚原但馬守、會藩諏訪常吉と申者、皆歸坂いたし居候由、畢竟長より談判六ヶ敷、夫が爲に罷歸候はんかと申說に御座候。　長より

(4)　戻風（もどりかぜ）は歸心の起るをいふ

の談判抔の儀、至極秘し居候由、藝藩抔にも岩國より使節參候一件悉く秘し居候筋と相見へ申候。　大坂にては來月廿七日限に長州より不罷出候はゞ人數御繰込相成候其心得罷在候儀、段々と幕役へ達に相成候趣、木場より申越候。　初の議論にさへ負を取候て戰は尙更出來申間敷、尤をかしな事に成行申候。　會の諏訪、海江田方へ參候て、初に再征と被仰出候儀誠に失策との咄いたし候由、夫は畢竟長より條理を以及談判候故、昨年の所置を出し候儀も不相調再征の儀言崩され、名なきに込て、尙更自分にこしらへて再征をいとひ候筋と相見得申候。　頓と策を失ひ候と見へて、薩州より周旋は有之間敷哉抔と吹聽いたす樣子と相聞れ申候。　尾州老侯を又引出すとの噂も有之候由、ごふも仕方可

無レ之、色々工面を替候事ヽ相見へ申候。佛人より申立候は、是迄の條約は本當の譯に無レ之候間、幸大樹公にも大坂滯在ヽ承候故攝海へ相廻一定の約書を得度候付、談判可レ致申立、幕役心配いたすヽの風說も有レ之候へ共、突留の說はいまだ得レ不レ申候。別冊中[5]路權右衛門より聞合申出候書面差上申候間、御覽可レ被レ下候。頓首。

八月廿三日　　西鄕吉之助

大久保一藏樣
蓑田傳兵衛樣

(5) 中路は春日潜庵の門人，元來の薩藩士にはあらざるも此頃薩藩の用をしてゐた

【解說】本書は京都より鹿兒島藩へ上國の形勢を報告したものである。隆盛は閏五月

廿三日京都に着し、大久保は其前に出京してゐたが、七月初旬に歸藩したのであつた。大久保、蓑田兩人宛の書は職掌上より藩侯並に久光公へ披露すべきものと見てよいのである。本書には將軍大阪にありて第二次征長を行はんとするも、理と勢と並び失ひ、進退に窮してゐる有様を細說してある。○「蒸艦御迎船云々」一時、守衞兵を京都より引拂ふことに決してゐたと見え、迎船來らざるを以て、大阪にて船都合をなし、次々に歸藩せしむべきことを報じたのである。

一二五　大久保、蓑田への書

慶應元年八月廿八日

御兩殿樣益御機嫌能被レ遊二御座一恐悅の御儀奉レ存候。次に御揃御壯健御勤務の筈珍重奉レ存候。陳者風說書並攻懸の書面、諸藩へ相廻候由、如何樣幕府にて內評共有レ之候ての事哉、方々へ流布いたし候向に被二相聞一申候。つまらぬ事は觸廻候得共、頓と評議の模樣相分不レ申由に御座候。當年中も大坂へ滯在相成候はゞ內變を醸し候はんか。膳[1]所の一擧にさへ幕人數多相加候趣と相見得候へば、內輪の混雜推て知られ候事に御座候。段々承候得ば、幕人諸浪士と結合候者過分の由、江戶城を二篇燒候も幕人內

（1）此年五月將軍進發の際、同藩勤王黨將軍の膳所城內宿泊を俟ち、竊に將軍の死を圖るといふ風說あり。膳所宿泊を止めらる。其折の事を指す

應の者より火を擧候說に御座候。幕中の有志は悉く被ㇾ退、其上浪士抔ㇳ內を謀候位の事に候得ば、自らたをれ候儀無ㇾ疑事に御座候。此度戰も不ㇾ出來、所置も不ㇾ立候て引拂相成候はゞ、迚も諸侯へ令する事も何も相叶申間敷、第一策を失ひ候儀は、外夷餘程幕政の邪なるを惡み、人心相離候向にて、益々勢を失ひ候ものㇳ被ㇾ相聞ㇾ申候。夫故異人へ機嫌取に兵庫開港を始め候かも不ㇾ被ㇾ計候。取々の風說故、突留たる說一向承得不ㇾ申候。此旨奉ㇾ得ㇾ御意ㇾ候。恐惶謹言。

八月廿八日　西鄕吉之助

大久保一藏樣

蓑田傳兵衛樣

一一六　同上別書

慶應元年八月二十八日

先日定式飛脚被差立候以後、大坂も些動立候形勢に御座候。　長州よりは再征被仰出候處え罷出候儀不相合昨年の御所置振に付ての儀に候はゞ是非罷出候て如何樣共御沙汰振可承事との趣、藝藩へ爲申入樣子に御座候得共、藝にて餘程秘事にいたし候向と被相伺申候。　是以幕府より沙汰いたし候事かと被相察申候。　先づ長州にては大坂まで不出掛向と相見得申候。　畢竟威し掛かは不知候得共、來月廿七日限不罷出候はゞ断然と御所置可相成との趣にて、大坂に於ひて諸藩へ相達し、口達を以て御國

元へも人數手當いたし置候樣、阿部公用人より相達候由に申來候に付、出勢の儀は國家の大事件に候得ば、可ㇾ討の罪を鳴し、屹と御書付を以て御達不二相成一候ては、御國元え懸合出來不ㇾ申候旨申取候樣申遣候處、書面えは書記がたく候段返答相成、再押掛候儀も出來不ㇾ申、夫形積込候位に御座候間、幕命を以相募候儀は、迚も出來申間敷、如何にもして朝命を申下し候手筋も難ㇾ計候得共、名に立候廉、益なき樣に罷成候故、期限を誤候事のみを申立候外は有ㇾ之間敷哉、第一、條理を失ひ候上勢ひ迄も失ひ候ては迚も戰は出來まじく哉と被二相察一候得共、斷然の所置を付ることの事に候得ば、無暗に戰を仕掛候かも不ㇾ被ㇾ計事に御座候。　戰を始候ても益々尾はされ申間敷事に御座

候。誠に下手な事には關東にては、長州家の墓を悉く癈(1)候由、大坂にて兵を屯し置、長州えは彌增藥を與候と申者、其上人情不レ可レ忍の墓癈(1)をいたし、始終下手が先廻に相成候次第、可レ笑事に御座候。右樣苛酷の手廻が先達候故筑前は崩立居候付、五卿邊え手を掛候策有レ之間敷ものとも不レ被レ思候に付、一隊か二隊かは警衛として御差出相成候ては宜敷は有二御座一間敷(2)若し哉欺謀を以捕取候ては

御國の信義に相拘事候間、不二容易一場合に御座候。譬右の策有レ之候共

御國元より御人數被二差出一候へば、決て手出し相成申間敷事と奉レ存候。筑前の情實奈良原幸五郎より得と承候處、中々六ケ敷勢

(1) 癈は發の誤記

(2) 「敷」の下「哉」脱か

ひにて候得ば、此機會を以俗論を挫候場も可有之事と奉存候付、得と御吟味の上、此圖を不拔の御計策奉願候。　いづれ此度の一擧にて、公卿方の儀如何樣とか捌可申候付、決て長い事には有御座間敷候。　御人數被差出義に御座候はゞ、隨成人不被差出候ては相濟申間敷儀と奉存候。

右の通大意申上候。　大坂にて公用人方より相達候書面等は御家老方より御遣し相成候付省略仕候。　以上、

八月廿八日　　西鄕吉之助

大久保一藏樣

蓑田傳兵衛樣

（大久保侯爵家所藏）

【解說】本書も前書と同じく京都より在藩の大久保、蓑田宛に贈つたのである。幕府の內情、混亂の模樣と長州再征の進行及び江戶に於ける幕府の愚策を報じ、又五卿警衞のため一二隊增援すべきを云うてゐる。

一一七　大久保一藏への書

慶應元年九月十七日

兩度の御問合の趣致承知候。愈昨日夷船來着、早く情實を得可申含にて百方手を盡候處、未だ細事相分り不申、今朝小蝶丸乘頭へ相達、異船へ爲乘込動靜爲相伺候樣相達候處、只今別紙の通申出候。來着の時分より坂本(1)並中路(2)兩人は兵庫へ相廻し置候得共、未一左右も無之、表通黑田彥左衛門探索方として兵庫へ御留守居方より差出候。吉井幸輔には越前邸へ參候得共委敷不相分木脇權兵衛は幕吏へ聞繕方爲致候處、今日天保山沖へ碇泊の船一艘有之候故、右船へ兩町奉行並御目附乘込候趣に候間、來着の

(1)　坂本龍馬

(2)　中路權左衛門

趣意相尋候處、日本語を以御方などへ難相咄頭役ならでは談判難出來、乍氣の毒さ挨拶致候故、閣老小笠原爲差越由候得共、未だ何事も相分不申、明朝に相越候由候得共、其趣未だ模樣相知不申、今通の向にては幕奸より相進めども不被窺候得共、油斷は不相成候。　夷船は都合九艘にて英船五艘佛船三艘蘭船一艘にて候。其內佛船一艘は天保山沖へ懸居候外、八艘は兵庫へ相廻居候。皆蒸氣船にて御座候由、只今迄の形勢相分候のみ申上候。　明日に相成候はゞ何分相分り可申、速に申上候樣可仕候。　今日參內の儀御延引に及候儀承及候、如何の譯にて相延候哉不審の事に御座候。　何れ幕手を相離れ、朝廷約定の御願申上候は、何れ各國の諸侯被召呼、天下の公論を以て至當の御處置不相成候ては不

相濟、只幕府より申出候計にて、兵庫開港勅許共相成候樣の事に陷り候ては、皇國の御辱此上も無之、事に寄り堂上方の例の恐怖心にて、義理も分別も有之間敷か、不堪歎息儀に御座候。此段早々形行迄申上候。以上。

九月十七日　　西郷吉之助

大久保一藏樣

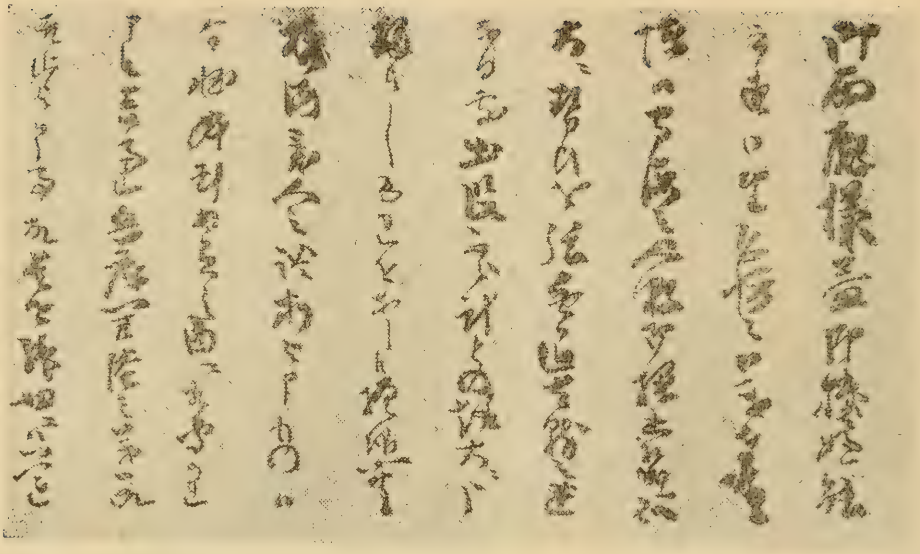
【解說】此書は大阪より在京の大久保に贈つたのである。大久保は、此頃復上京してゐた。隆盛は英、佛、米、蘭、四國軍艦の攝海に來らんとするの報を得て、吉井幸輔と共に大阪に下つて、外艦の動靜を探らんとしてゐたのである。此書前半はその探聞の報告である。「今日參內の儀御延引云々」は此日近衞公參內して外艦處置等につき献言ある筈になり居りしものなるべし。隆盛等は外國關係の重なる事件は有力なる諸侯の會合により

て決定したい、幕府の手を離れて朝廷よりの處置に出づる樣にしたいと云ふ希望を有してゐたので、其事、既出の書翰に見えてゐる。今、此機に乘じ右の希望を實行すべきなりとし、隆盛は大久保、吉井等と共に大活動を開始したのである。隆盛は殊更に此書面の末尾に此意見を書きあらはし、やゝもすれば幕威に恐れて軟論に傾かんとする堂上の腑甲斐なきを嘆息したのである。

一一八　蓑田傳兵衛への書

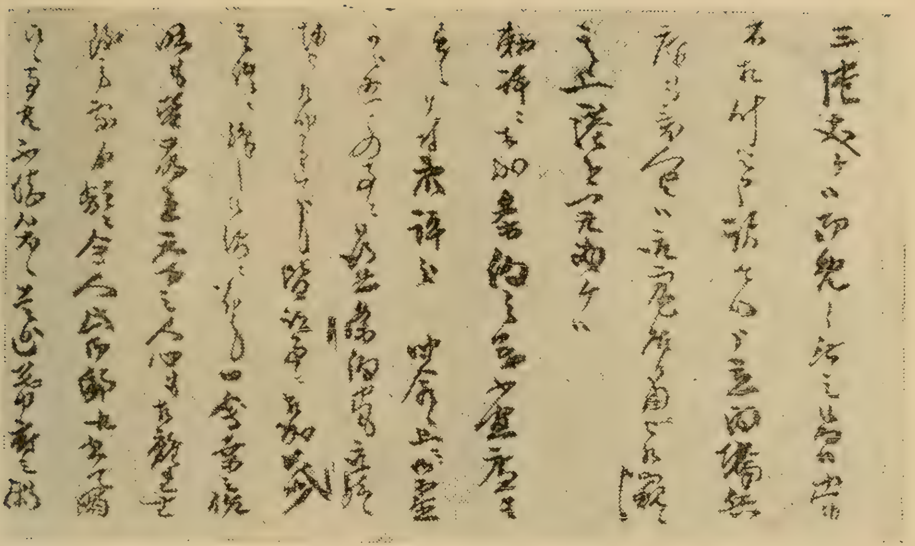
慶應元年十一月十一日

御兩殿樣益御機嫌能被㆑遊㆓御座㆒恐悅の御儀奉㆑存候。　陳ば守衛の人數御繰出相成候處、大に勢ひを張、進退去就の速なる處、出沒不㆑被㆑計との趣大に申觸らし、恐れをなし候模樣に御座候。　攝海異人の談判と申ものは、餘程奸計爲㆑有㆑之由に相聞られ申候。　表通、兵庫開港の儀は御差止と申事故、是を絶切にはいづれ三港丈けは御免し無㆑之候ては、迚も不㆓相叶㆒と申譯を以申立、內輪、兵庫も異人とは取究居候由に被㆓相窺㆒申候。　其上、港を開丈けは勅許に相成、條約の儀不㆑宜廉も有㆑之候付、衆評被㆓聞食㆒候上に御所

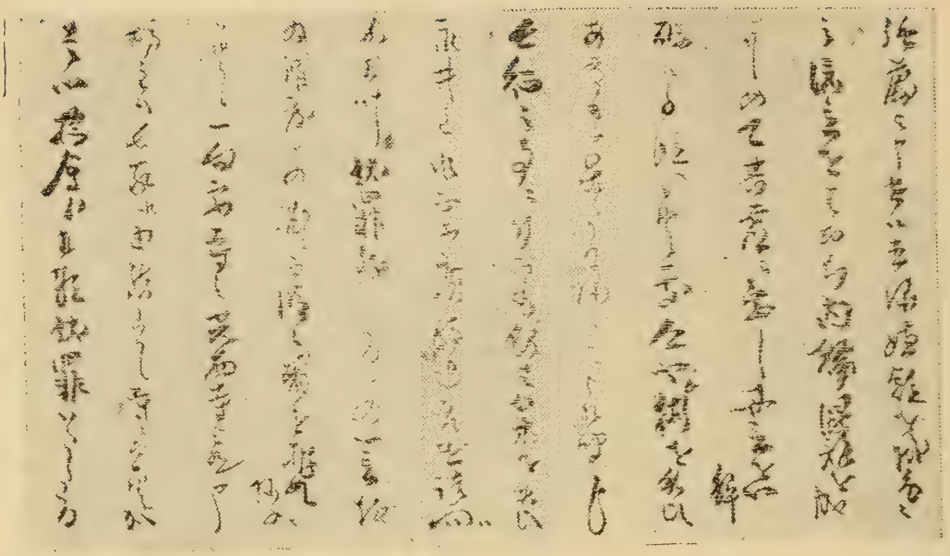


置可」被」遊との事に候得共、條約は迚も取結候趣と相聞れ申候。　皆跡事に相成次第、言語に絶し候譯に御座候。　一(1)會桑の作略も皆崩れ立、天下の人心も相離れ、無」致方」處より頻に會人此御邸へ出で媚び候事共不」堪」笑候。　是迄幕府の術、強藩と申せば直樣嫌疑を掛色々の流言をはなち、內輪混雜を成さしめて、其虛に乘じ言を以解破候手段に御座候處、今や手術を失ひ、あきれ果たる樣子と被」

(1)　一橋. 會津. 桑名



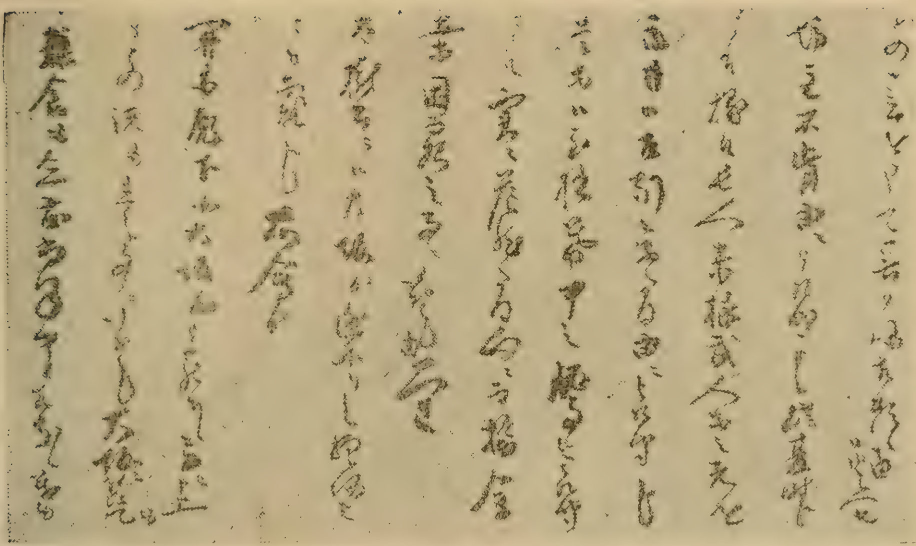
相聞申候。長征の事に付ても頓と策を失ひ、永井主水正等廣島迄差遣、詰問は不相叶伏罪致したるとの一言を爲謂度との賦にて段々媚を求め候様子に御座候。一向宗寺の光西寺とか申坊主は、長家へ由緒有之寺にて御座候處、是以橋、會、より相頼、伏罪いたしたるとの一言を申て呉候様相頼候由御座候得共、坊主不肯由に被相聞申候。此夏時分被召捕候長人赤根武人等の者を永井は召



列参たる由に被二相聞一申候。是等は至極幕中の秘事と被二相聞一申候。實に危然たる向にて、橋・會・桑、困窮の事に御座候由、いづれ

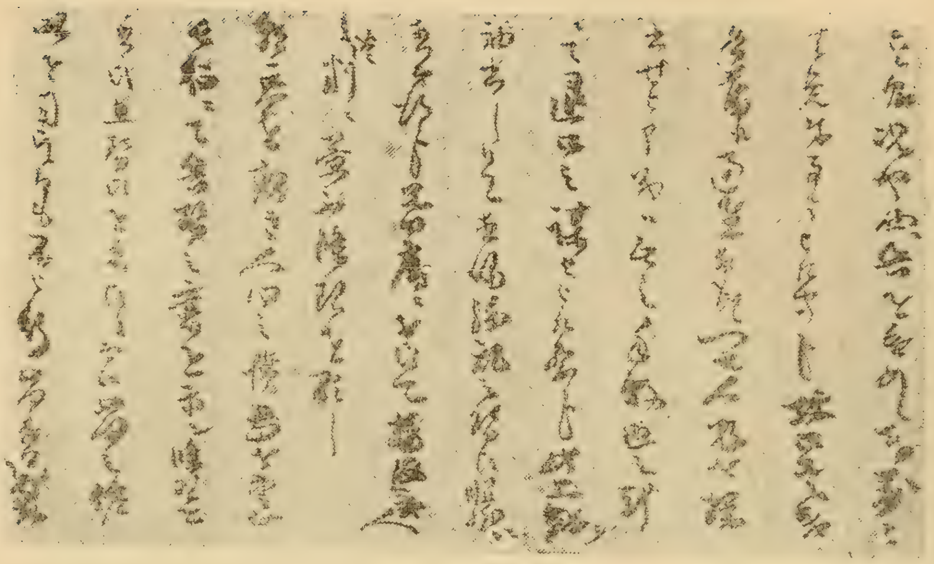
大樹公には大坂より迯下りの模樣と被二相窺一申候。橋・會より

關白殿下へ大坂より被二罷下一候方に申上候との説も有レ之事に御座候。大坂におひても糧食も乏敷、當年中相支候儀も六ケ敷、況や西に兵を進め候儀萬々無二覺束一事と被二相聞一申候。

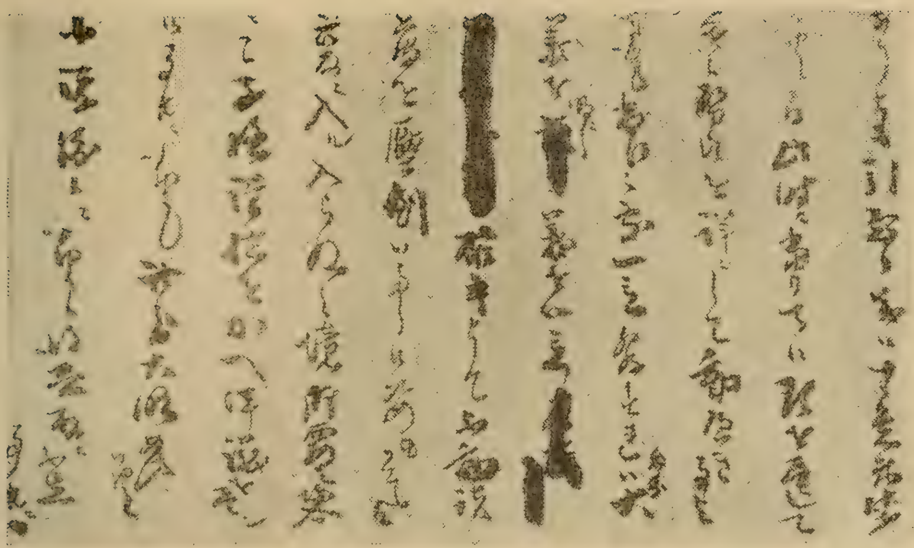


攻口等の儀各藩へ通達相成候得共人數を繰出せと申儀は無之、手數迄の計にて退口の謀と被相察申候。此上戰を初出し候はゞ直樣紛亂の勢ひ、眼前に相見得申候。　幕府においてひ攝海異人の談判に益不條理を顯し、

朝廷を欺き人心の憤怒を重ね、長征にて兵勢の衰を示し、條理を失ひ、且勢ひを失ひ候ては、如何の作略を用ひ候ても不被行、如何なる智者あり



ども引起候儀は無覺束次第に御座候間、此時に當りては理を盡して進み、勢ひを詳にして動べき事と奉レ存候。當分の處一言發すれば名分大義を明にし義を以立、確乎として不レ動、諸藩を壓倒いたし候姿も有レ之候付、變に入る入らぬの境肝要の場合にて、至極謹愼を加へ、評議を盡し候事共に御座候。此旨大略如レ此御座候。小說紛々に御座候得共、取に不レ足事共にて文略仕申候。頓首。



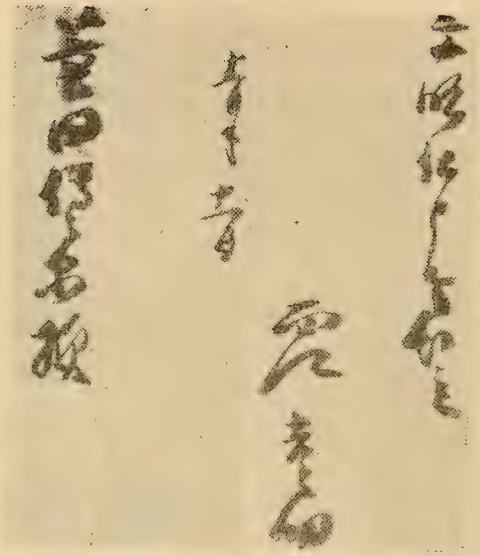
十一月十一日

西郷吉之助

蓑田傳兵衛殿

（島津忠承公爵家所藏）

【解說】此書は慶應元年十一月十一日京都より鹿兒島へ向け發送したものである。「守衛人數御繰出相成候處大に勢を張云々」は、是より先十月十四日薩藩は小松帶刀、西鄕隆盛をして急應隊といふ禁闕守衛の兵を率ゐて、上京せしめ、同月二十三日着京した。此守衛兵の入京により薩藩の勢が出て、幕府が恐れをなして居る模樣であるといふのである。「攝海異人の談判云々」は、九月より十月の初めに



かけて行はれた、英・佛・米蘭の四國軍艦と幕府との交渉顛末に就て、聞く所を報じたのである。「是迄幕府の術云々」以下、當時の幕情、特に長州再征につきて幕府困却の態を詳述し、「攝海異人の談判に絲不條理を顯し、朝廷を欺き云々」に至りて、幕府の維持最早困難なるべきを論結し、更に隆盛の此間に處する覺悟を告げたので、隆盛がいかに常に天下の形勢を詳にし、理を盡して、その趨く所を察し、名分大義を明にして其進止を決したかゞ窺はれる。

此處に一言つけ加へておきたいのは、四國軍艦が兵庫に入港以來此時に至るまでの隆盛の行動である。即ち前に載せてある九月十七日の手紙の末段に見える通り、隆盛等は有力な諸侯を京都に會して、對外問題を初め時事をきめるつもりであつた。そのために隆盛は九月二十六日、吉井幸輔と共に大阪發の汽船にて歸藩の途につき、十月四日鹿兒島に歸着し、大守忠義公及久光公に上京をすゝめた。同時に大久保利通は越前に赴いて春嶽公の上京を促し、春嶽公は一旦上京の途につかれたが京都の事情で途中から引かへさ

れた。且其内、條約が勅許になり、四國軍艦も退去し對外問題は一先づ解決といふことになつたので、忠義、久光兩公の上京も見合せとなり、前述の如く小松、西鄕が守衛兵を率ゐて上京したのであつた。

一一九 黑田嘉右衛門への書

慶應元年十一月十四日

田沼玄蕃頭蒸艦より攝海へ乘廻候由、事柄不相分候得共、兵庫開港の義欺謀を以異人と約條いたし候故、關東に於て大に物議沸騰の樣子に被相聞候付其等の事か、又は迎船共にては無之候哉何等の事か御探索被成下度奉合掌候。大樹公上洛とかの說は御當地にても流言いたし候得共、是は虛唱と被相察申候。此段奉得御意候。頓首。

十一月十四日

西鄉吉之助

黑田嘉右衛門樣

【解說】此書は田沼玄蕃頭が軍艦で攝海へやつて來たのは何の爲であるか探索するやうにと、京都より在阪の黑田嘉右衞門(淸綱)に依賴したのである。隆盛は九月二十六日大阪を發して歸藩し、十月四日鹿兒島に着し、同月十四日復上京の途につき二十五日着京したのであつた。

黑田が此書面に對してよこした返書がある。卽ち左の通りである。

備考

黑田淸綱よりの答書

御問合の趣拜承仕候。田沼玄蕃頭一昨日蒸艦より着坂相成候得共、事柄未だ全不二相分一追て探得次第可二申上一又大樹公上洛の儀於二爰許一も巷說喧敷相唱候得共、是以突留候正說者未だ承得不レ申候。征長人數者別紙の通追々出立、來月十日限藝州廿日市迄押掛る筈とか申し騷居申候處、永井主水正、戶川鉡三郞には、去る六日爰許出立にて明六日廣島着の賦、餘程遲寬の宿割と申事に候。藝州藩士も申居候。永井發足の砌赤根武人、淵上郁太郞、峰軍之介三人出牢させ藝州へ引越候由、左候て此節は諸伺と申談にては無レ之、折角丁寧說得の趣意相含差越候樣、永井へ密達有レ之候由、然時は內には無事寬典を好み候に

相違無レ之、右通人數繰出し騷敷く表向に見せ掛候は、例の婦女子を提す虛喝と相見得、却て笑を取候仕形に御座候。偖又筑前の形勢近來言語同斷、大音兵部益暴威を振ひ、櫛橋内膳とか申者を先達て差登せ、今度幽閉せしめ候者の所置を窺ひ、密に幕府の内命を得て黑田播摩、矢野相模兩人は永牢、加藤司書、吉田主馬、建部武彥、近藤登、中村到、月形洗藏以下六十餘人割腹斬首野村助作より承候。尤も右人々の母妻子までも遠流其他有志の輩は不レ殘候由、先日平戶藩士上坂掛け宰府へ立寄り聞取來候。彼藩態々の談に承得候誠に慨歎に不レ堪次第に御座候。別紙閣老より夷へ被ニ相渡一候書付既に御覽に相成たるかとも奉レ存候得共、手に入候儘寫取差上申候。尙此餘追々承得次第可ニ申上一候。以上。

丑十一月十五日

大阪より

黑田嘉右衛門

西郷吉之助殿

二三〇　境金一郎への答書

慶應元年十一月廿一日

芳翰辱拜誦仕候。　如貴諭寒威嚴敷御座候得共、彌以御壯剛の由珍重奉存候。　隨て小弟無異罷在申候間乍憚御放慮(1)被下候。　陳ば日々形勢も相變、頓と見留も付兼候世態と相成、幕威も相衰來候處、再討も譯の分らぬものと相成、苦切て有る樣子と相聞申候。就ては事情御隔絶にて潛行の趣被仰越委細承知仕候。　一大事の場合御苦心の程御察申居候事故、態々御計策を被廻御登被下候はゞ、詳に御談話も可仕候付、弊邸に於て何も差支無御座候付、其段は私より御返詞申上候樣、家老共よりも申付候儀に御座候

(1) 可の脫字か

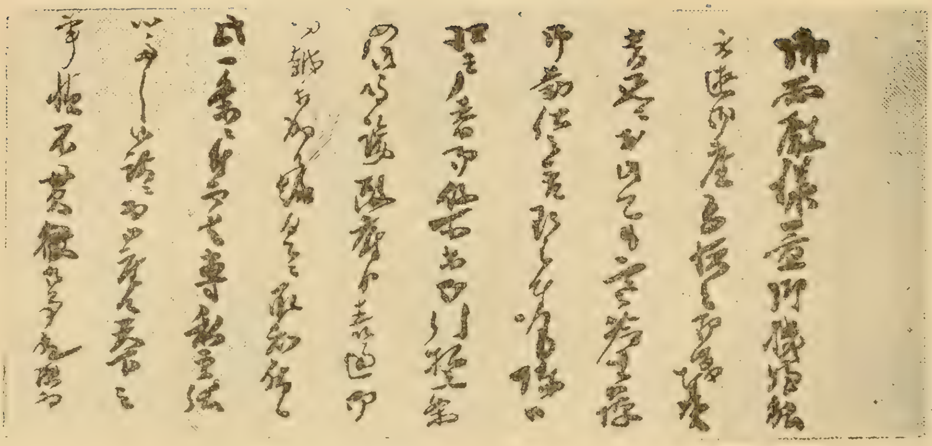
間、宜敷御汲取可被下候。態と御書面を以御尋被下、御念入たる次第、突然御來訪被下候て可宜義に御座候處、痛入仕合に御座候。乍然當分は大に天幕の嫌疑を蒙り居候間、其段は御含居可被下候。至今嫌疑を顧る時節にては無御座候付、少も不相搆罷在候間、御安堵可被下候。此旨御返詞迄如此御座候。恐惶謹言。

十一月二十一日　西郷吉之助

境金一郎様

追啓上、小松へも御紙面を以御懇切の御會釋被成下候由、別啓不仕候付、私より厚く御禮申上候様申聞候付、乍憚宜敷御汲取可被下候。

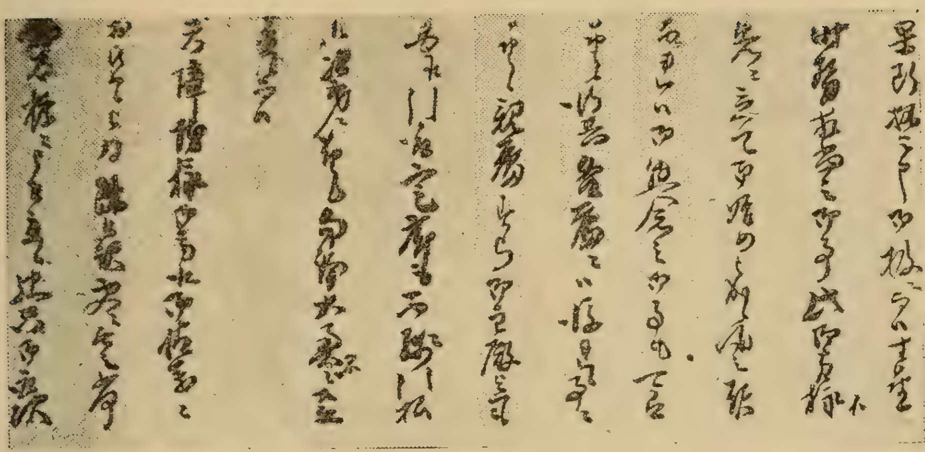
【解說】宛名の境金一郎は岩國藩主吉川監物の家臣である。同人より書翰を以て潜に上阪して薩邸の厄介になりたき旨を依賴して來たのに對し、京都から出した返書である。



一二一　蓑田傳兵衛への書

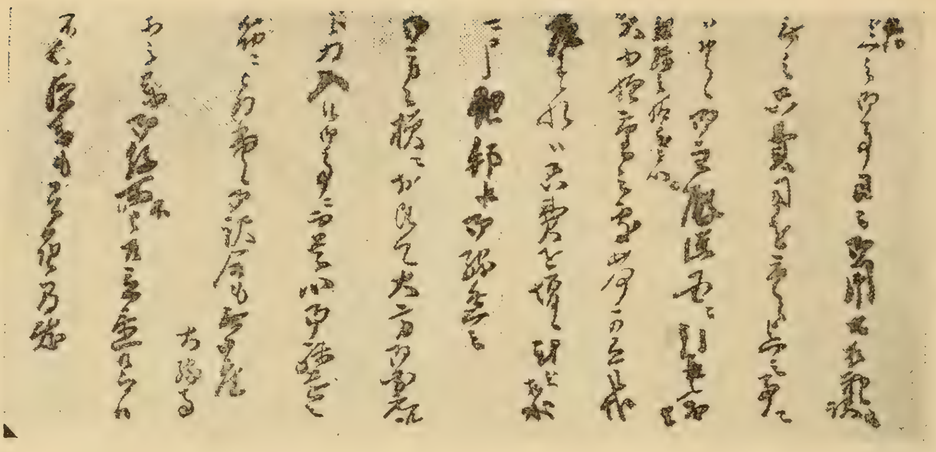
慶應元年十二月六日

御兩殿樣益御機嫌能被レ遊二御座一恐悅の御儀奉レ存候。　貴兄におひても寒冷無二御障一御勤仕の筈珍重奉レ存候。
陳者江戶表御役所等御引拂の一條如二御尊諭一政府より表通御問越相成候趣、疾くに承知仕候。　此一條に付ては專、私主張いたし候譯にて御座候。　天下の事情不貫徹の御事か、決



て果斷抔こ申御扱にては無二御座一時勢相當の御事、此御方樣より先に立て御始め被レ成候樣の譯なれば、御懸念の御事も可レ有二御座一候得共、各藩には後れ候事に御座候。　親藩すら御[1]主殿（しゆでん）迄も國へ引取、定[2]府も不レ殘引拂候次第に御座候。　勿論大奥不レ被二召立置一候ては、天璋院樣御方へ御情義におひて被レ爲レ疎候譯更に無レ之、如何程大粧に被二召立一候迚、只御取次迄の御事、日々御

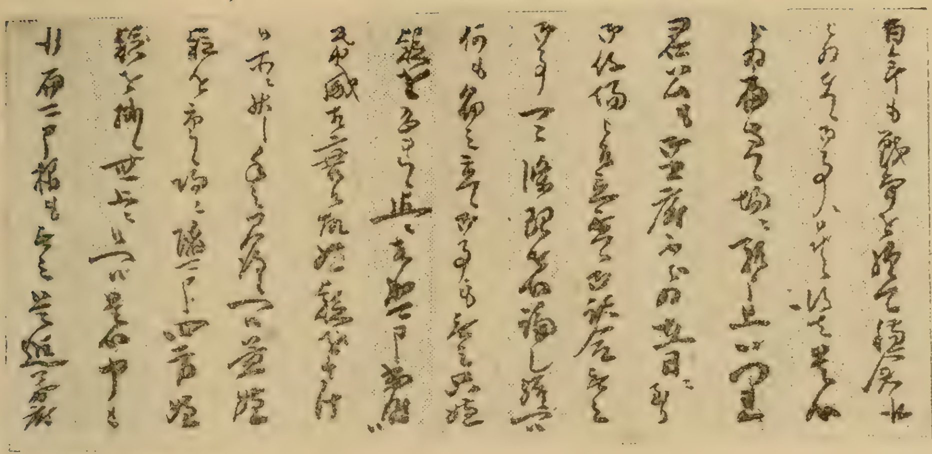
(1)　御主殿は幕府より諸侯へ降下された夫人をいふ
(2)　諸侯の家臣中江戸定住の者



用共相勤候譯も無レ之、只費用を重候迄の事に御座候。御主殿迄國に引取の義ゝ、親疎の情義を以大小輕重の處如何可レ有レ之哉。左すれば只費用を增候計ゝ相成可レ申、他邦へ御緣邊の

御方樣におひて、大方、御國元へ被レ爲入候御事にて、是以御疎遠の筋に被レ爲レ當候御譯合も無二御座一(2)大緣寺等の義、御役所不レ被二召立置一候ては不二相濟一儀も有二御座一間敷、

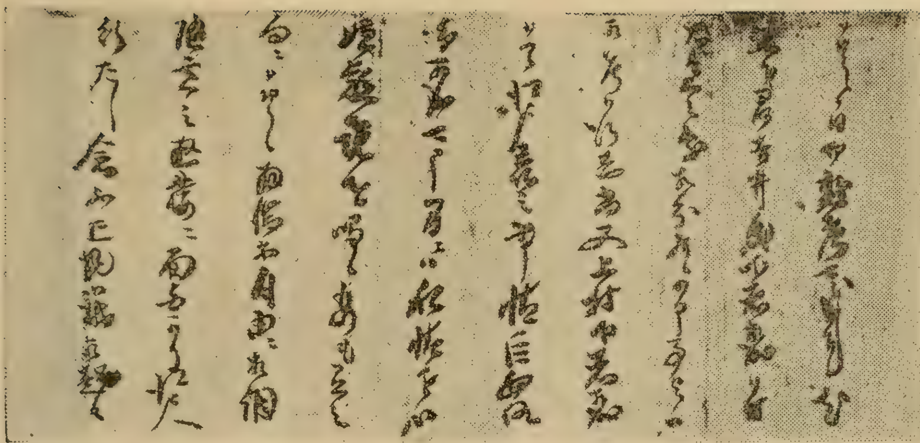
(2)　芝にあつた島津家の菩提寺



御元祖樣御靈屋と申は、何百年も戰爭を經て、鎌倉へ被レ爲レ在候御事に御座候得ば、是以被レ爲二屆兼一候場に難二申上一、いづれ君公も御出府不レ被レ爲レ在日に至り、御役場召立置候御譯合無レ之一々條理を以論じ詰候はゞ、何も筋の立候御事にも無レ之、只嫌疑を恐れ候迄に相成可レ申、當時は幕威相衰候故、嫌疑をさけ候所に少し手の見得候へば、益嫌疑を重候場に陷ッ可レ申、四方嫌疑を掛候以上に候得ば、是以中

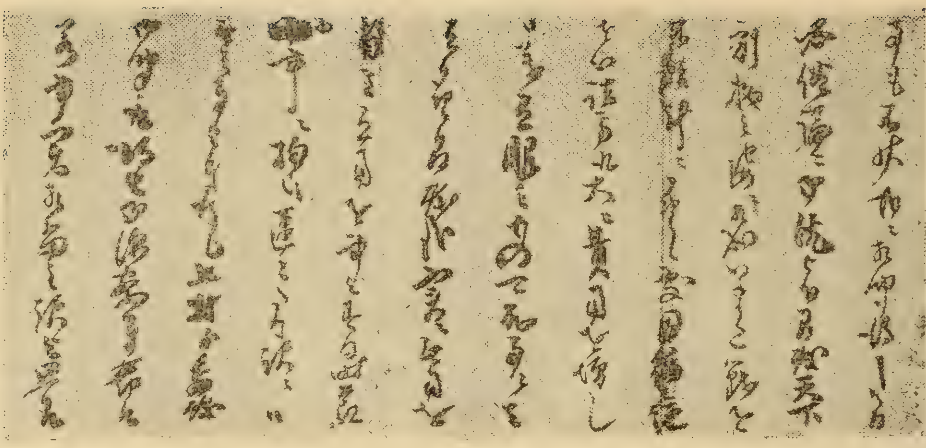


中行屆可申樣も無之、是迄幕府の仕掛と申者は色々流言を放て嫌疑を掛て、內の混雜を見て、俗論を助て立崩し候儀、妙手に御座候。　當時の處全く手を引て、名義を明にし條理を正し、樞要の場に建言相成候故、却て俗眼の嫌疑と見る處は、幕府の一策と相成、もふは自分の失躰を致不申候ては不相濟ものと相成、日々變革に心を向候趣に御座候。　右樣事情の不通より裏はらに相成もの御座

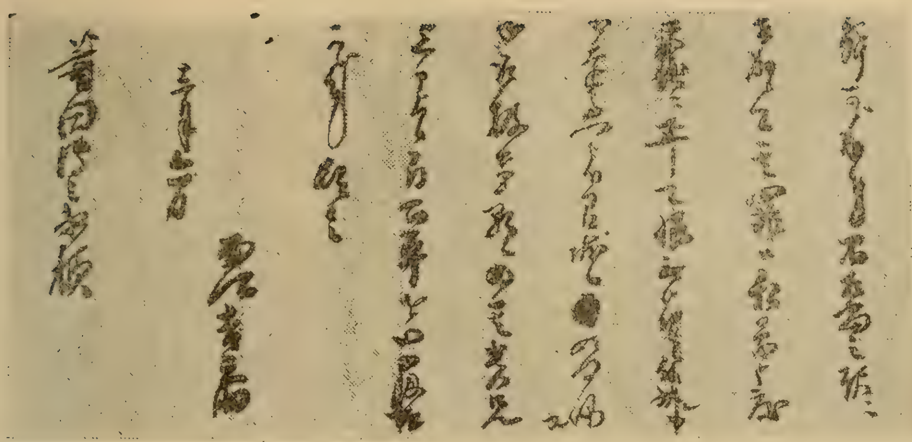


候間、御熟考可レ被ニ成下一候。　尤岩下君吉井氏下着相成候付、右邊の所相分居可レ申事とは相考候得共、尚又上村(3)下着相成候はゞ、江戸表の事情巨細御分相成可レ申候。　間には私情を以嫌疑説を唱候ものも有レ之向に御座候。拜借等自由に相調、随意の遊樓に面白がり江戸へ行たし念不レ已、物議相起候事も不レ少哉に相聞得申候間必俗論に御沈被レ下間敷、天下割據の姿に相成、いまだ戰を不レ始計に御座

(3)　御家老座書役



候處、因循の說を以て諸方へ大に費用を增し候義、有眼のもの可ㇾ耻事には有㆓御座㆒間敷哉、實に無用を省き有用を事とする時節、小事に拘ひ區々たる譯には無ㇾ之事と奉ㇾ存候。　上村より委敷御聞取、得と御深察奉ㇾ希候。若、事實相當の譯と思召御座候はゞ政府へも宜敷御辯解可ㇾ被㆓成下㆒候。不相當の譯に相成候はゞ其罪は私蒙申度、天地に正して恨無㆓御座㆒候付少しも御遠慮被ㇾ下間敷候。　如何樣



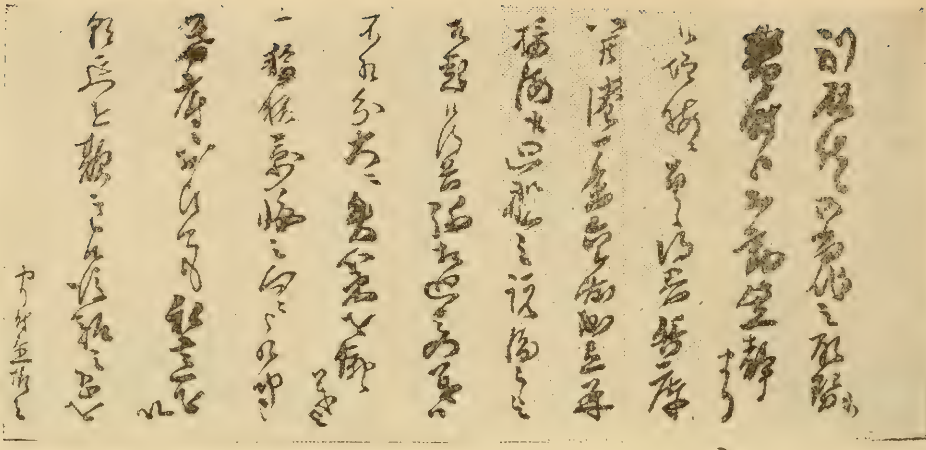
共御取扱奉レ願候。爲レ其貴兄迄申上候間、公平を以御汲取可レ被レ下候。頓首。

十二月六日　西郷吉之助

蓑田傳兵衛殿

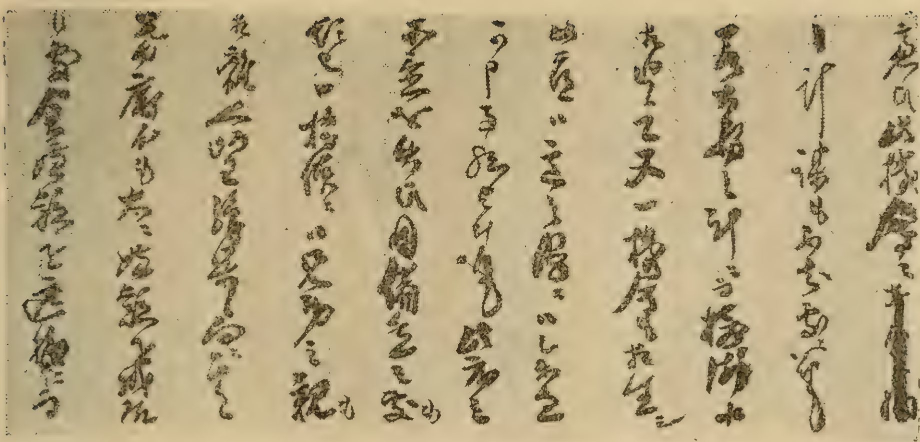
（大久保侯爵家所藏）

【解説】此書は京都より在藩の御側役蓑田傳兵衛へ贈り、江戸薩邸の人員を減じ、大多數の役人を歸國せしめんことを主張したものである。初め京都藩邸より此事を藩に申出でしに、蓑田より隆盛に書を贈り其件につき尋問の事ありしと見え、隆盛此書を



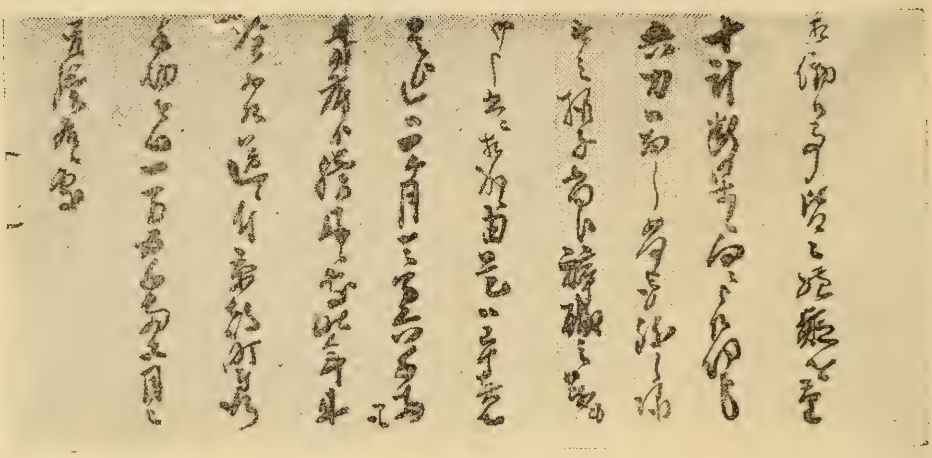
以て答へたのである。隆盛がそこで其事は自分で專ら主張したことであるといつて、堂々と條理を盡して論じ詰め、且此事が不相當といふことであつたら、其罪は私が蒙る、天地に正して恨はないとまでいつて居るところ、如何にも決然たる主張である。書中「天下割據の姿に相成、いまだ戰を始めざるばかりに御座候」とあるが如く、隆盛は既に幕府を眼中におかなかつたのみならず、幕府を眼中におかぬ態度を見せる方が賢明なやり方であると思つて居たやうである。事實上此時既に政治上の中心は京都に移つてゐた。薩の藩侯は鹿兒島にゐて江戸には參覲しないし、薩藩の使臣も京都に其主力を集注して江戸には第一流の人は行つてゐない。從つて江戸の薩邸は別段の用もなかつたのである。

右本文には江戸藩邸に關する事のみを認め、京都に



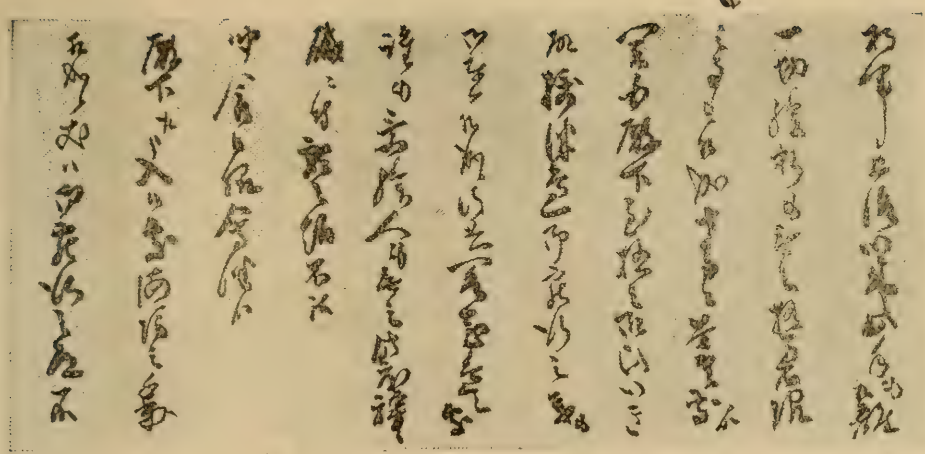
於ける時局問題は次の別啓中に一橋慶喜公の境遇を叙してある。慶喜と江戸幕府との間が、圓滿でなかつたことから殆ど孤立の狀であつた其事情を詳記してある。又、長州に對する幕府の處置振、板倉、小笠原二老中の行動等、幕府衰運の有樣を擧げて、會藩でも明賢諸侯の會合でなければ天下の治まりはつかぬと云ふ議論を立てゝゐるやうだと報じてゐる。

別啓仕候。御當地の形勢は暫時は
不動、些靜まり候鹽梅に御座候得共
兵庫開港一條六ケ敷成立、再攝海へ



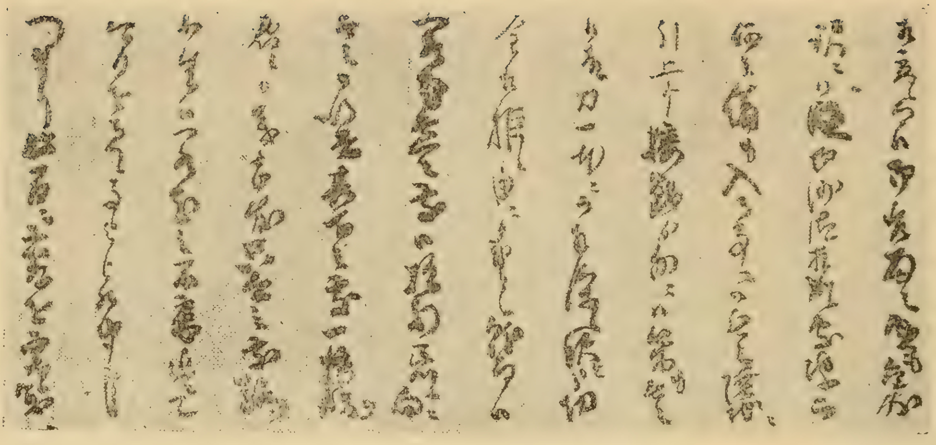
廻艦の説紛々と相起候得共、彌相廻との義は不二相分一大に失策を働候儀と、一橋抔萬悔の向に被二相聞一幕府においても私意を以朝廷を欺き候後難の恐を慮ひ、此機會にやり付置樣の計謀も不レ知處に御座候。若、右樣の計にて攝海へ相廻候はゞ又一機會も相生じ、此節は意の儘には參兼可レ申事かと奉レ存候。此度の所置を失ひ、因(1)備邊の處も、頓と一橋候には兄弟の親も相離、人望絕果候向に御

(1) 因州，備前兩藩主何れも水戸家よりの養子にて一橋慶喜公の弟にあたる

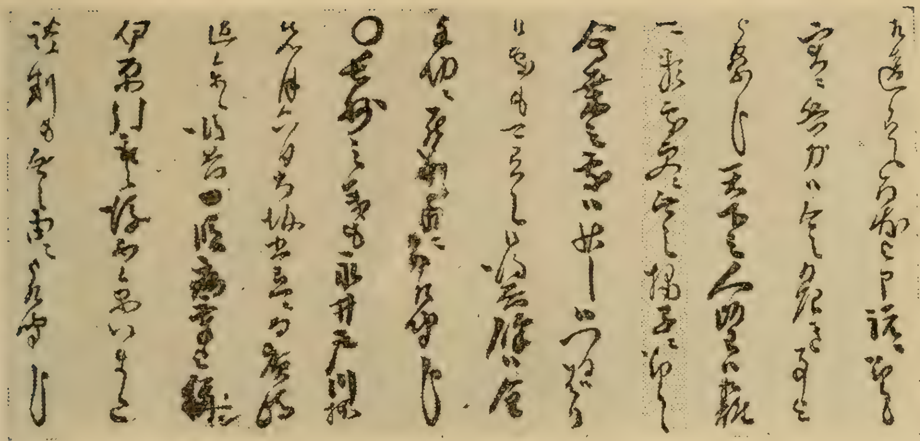


座候。　幕府よりも大に嫌疑を掛居候處、全〃嫌疑を遮る賦にて相働候事皆々嫌疑を重、十計斷果候向に被相伺申候。　兵力はなし、如何とも致し樣無之之樣子、當分辭職の儀も御申出に相成候由、是は畢竟是迄は一ヶ月壹萬六千兩づゝ幕府より續來(つゞききたり)候處昨年來全不相送候付、京都町奉行手切を以、壹萬五千兩づつ月々差續居候處、

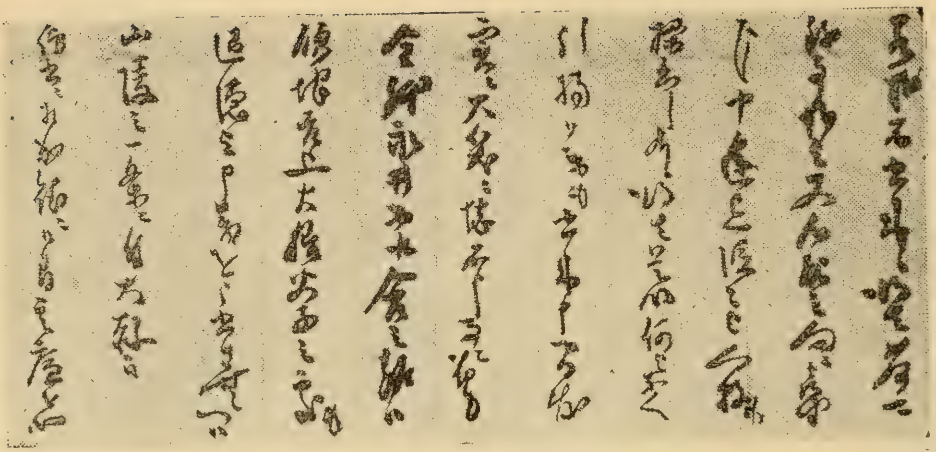
將軍上洛以來此手も相離、一切續料



も無之、十萬石限の事に相成、十方に暮候處より、關白殿下至極の御ひいき故、攝津邊御宛行の儀も御達相成候得共、閣老邊の處誰も受續人も無之、此度辭職に付願の趣不被聞食候樣、會津より
殿下へ申入候處、海防の手當相成候丈は御宛行の道不相立候ては、御差留の處も六ヶ敷譯に候段御沙汰相成候處、決て何の備も入る事には無之、陸地に引上げ接戰より外には策



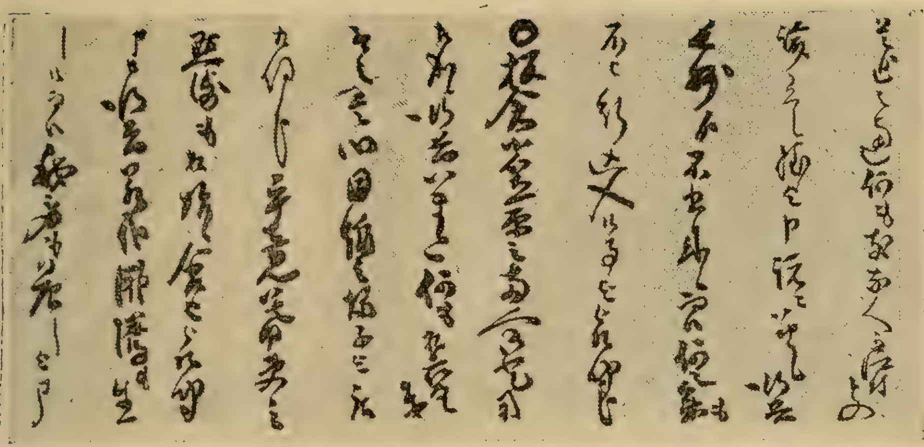
も無ㇾ之候故、刀一本にて相濟候譯と申切、全相拒候由に御座候。　就ては閣老邊の處は格別忌候向に無ㇾ之候得共、其下の處一橋侯を惡み候儀甚敷、只今の處、難を不ㇾ生は閣老の不ㇾ應迄にて、今日を過候事と被ㇾ相聞ㇾ申候。つまり此間に變を突候儀相違有ㇾ之間敷と申說に御座候。　實に兵力は無ㇾ之、危き事と被ㇾ察申候。　天下の人望は相離、可ㇾ賴處更に無ㇾ之樣子に御座候。　會、桑の處は、少しはつるばり



候處も可レ有レ之候得共、餘は全手切に罷成候由に被ニ相聞一申候。

○長州の義も永井[2]・戸川抔先月六日大坂出立廣島迄參候得共、一[3]段病氣と稱し、井原引取候後不レ參、いまだ談判も無レ之由に被ニ相聞一申候。　若哉不ニ出來一候得者如何可レ致事哉と又心配の向に被ニ相聞一申候。　中途迄段々と人數も操出し居候得ば、是以何となく引揚候儀も出來申間敷、實に大笑に堪レ不レ申事に御座候。　全躰永井等

(2)　永井主水正尚志，戸川半三郎　　(3)　一旦

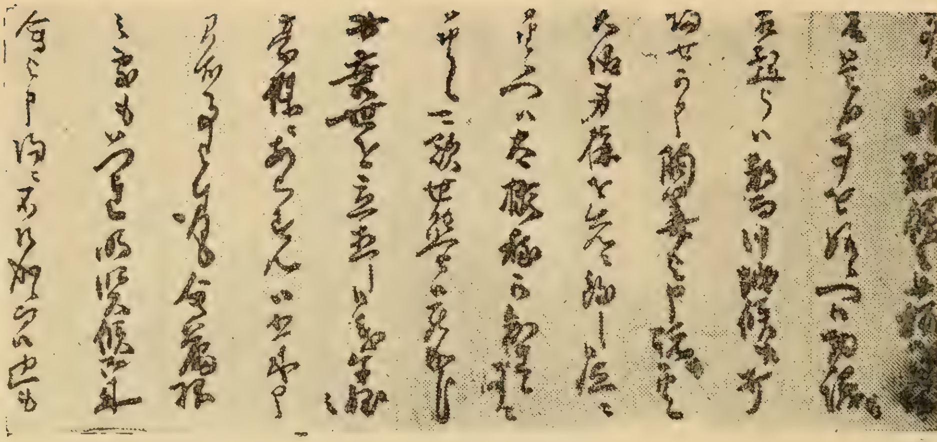


へ含の趣は、領地取上、大膳(4)父子の處も退隱と申義を申出させ候得ば、山陵の一條に付大赦被仰出に相成賦に候間、其廉を以是迄の通何も支なく被仰付との諭有之賦と申說に御座候得共、長州より不出來候ては何の策も不被行、込入候事と被相聞申候。

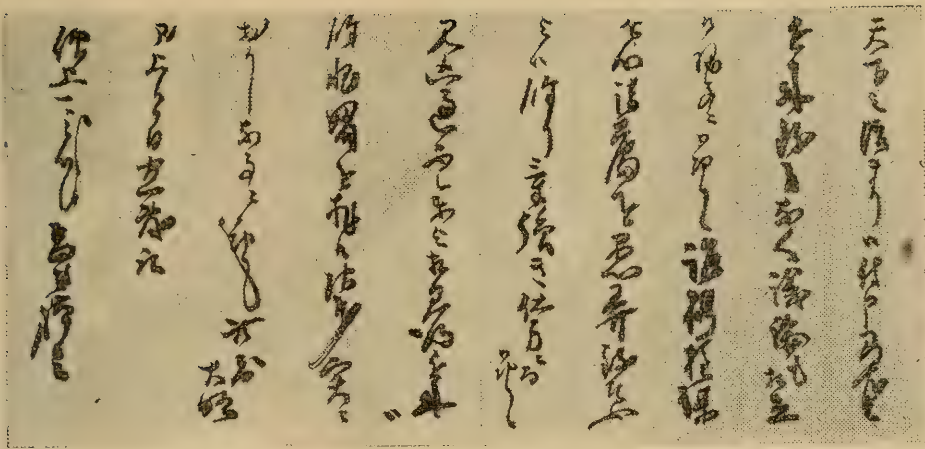
○板倉、小笠原(5)の兩人御登用相成候得共、いまだ何も相變候儀無之、是以因循の樣子と被相伺申候。畢竟幕

(4) 長州藩主毛利大膳父子

(5) 板倉伊賀守勝靜（十月二十二日老中となる）
小笠原壹岐守長行（十月九日老中となる）



吏の黜陟も相始候含ミ被相聞申候得共、若哉沸騰を生じ候ては、我身も危しミ申事にて、川越侯の上坂を相待居、是より事を始候得ば物議も相起らば、都て川越侯へ打歸せ可申胸算ミ申說も御座候。右樣身構を先に致し候位に御座候得ば、大概程が知れ候事に御座候。可歎世態ミ罷成申候。　此衰世を立直し候儀、餘程の豪傑にあらずんば出來申間敷事ミ奉存候。　會藩抔の處もいづれ明



賢侯御來會こ申場に不相成候ては迚も天下の治りは付申間敷こ、近來致方なく議論も相立候樣子に御座候。詐術權謀を以諸藩を愚弄致そふこは、餘り氣強き仕方にて御座候。見込通不參こ相見得、近來は餘程媚を求候次第、實にをかしな事に御座候。此旨大略申上候間、宜敷被仰上可被下候。恐々謹言。

（大久保侯爵家所藏）

二二　黑田嘉右衛門への書

慶應元年十二月十二日

兩度の御細輸忝拜誦仕候。　陳ば柴田(一)の説得も實に可レ笑次第に御座候。　何も一橋へ打著せ、私の怨を薩を以可レ報樣の仕掛、矢張奸謀相逃申間敷、可レ討の道相立候はゞ公然と義を唱へ可レ申譯に御座候處、薩の怒を起させ候術策も不レ被レ計事に御座候。　近々一橋は下坂の賦と被二相聞一申候得共、迚も幕兵を以テ討取樣の斷策は六ケ敷義と推察仕居申候。　長州にも一橋の策にて再討の義も相起たる抔と申込、是を以相逃候かも不レ知事に御座候。　長州も義を以立理を盡して進の勢は不二相見得一安全を計候事かと案外

(1) 柴田藤五郎（薩藩領分都之城出身の幕臣）か

の仕合に御座候。　異艦も再來不致由、頓と力を落し申候。方祭(2)も不得合事かと誠に慰(3)しき事に罷成申候〇昨(4)年戰爭の御功賞として五千兩家來中え被遣との趣、片腹痛譯に御座候。　餘り拙き策を用候ものと茫(5)切たる事に御座候。　是を甘じ候はゞ諸藩えは
君公の御賞賜は空敷ものと相成、臣子の分不相立殊に諸藩えは何も沙汰なしにて、今更に褒美を受候ては各藩の物笑と相成可申、小笠原・板倉兩侯の人物、程が知れ申候。　御斷の段は　通御留守え御達相成候付、何分御助言被成下候て拙策に陷らず、名義相貫候處御周旋可被成下候。　御留守居抔は金がほしくて阿放等敷と被申筈候得共、後年に到りて損得相分可申候付、能々御理解可被成下候。　此旨御禮答迄如此御座候。　頓首。

(2) 此一句は御馳走にも得逢ざる事かと誠に殘念次第だといふ意である
(3) 「悲」か「怨」かの誤寫か　(4) 禁門の變の戰功にとて幕府より五千兩薩藩家來中へ遣はさるゝ趣といふなり　(5) 茫然か

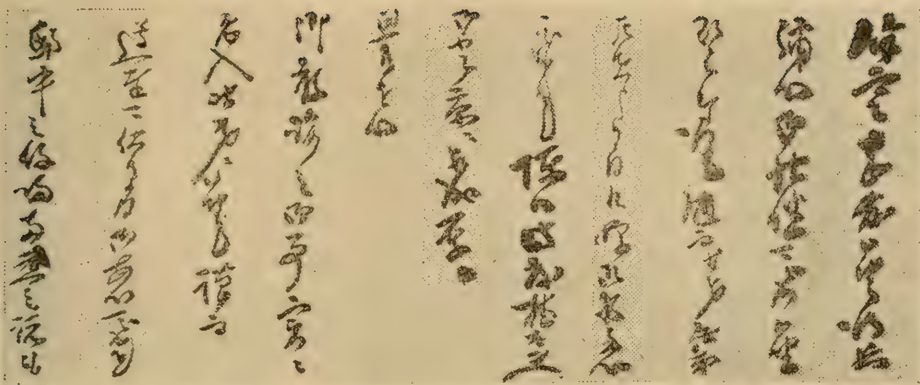
十二月十二日　西郷吉之助

黒田嘉右衛門様

【解説】本書は京都より在阪の黒田清綱に贈りし書翰か或は其草按かであらう。柴田の説得云々は如何なる事情であつたか未だ明かでない。柴田といふは多分旗本の士で、薩藩の用を頼まれてゐた柴田藤五郎の事であらう。藤五郎はもと薩藩領内日州都之城の町家の出身であつた關係上、薩藩のために働いてゐた。

「異艦も再來不レ致由云々」は其頃異艦が再び攝海へ來るといふ風說があつた。異艦再來せば、また策の施すべきものがあると、隆盛は心ひそかに喜んでゐたところ、再來せずと聞いて失望し方祭（薩摩語にて「ホゼ」といふ。ホゼは即ち方祭で村々又は部落（方限）毎の祭禮をいふ。その祭禮の日には他の部落の人に御馳走をする習慣がある。故に思ひかけぬ御馳走にあふ折など、能くホゼにあふやうであるといふ）にもえあはずに、怨めしい事だといふのである。〇「昨年戰爭の御功賞として云々」。これは小笠原・板倉兩閣老の計にて、薩藩家臣中へ昨年の戰爭の御賞賜にと云つて五千兩贈つてきた。のれは薩士

の歡を買ふ手段で、一種の買收策である。隆盛之を以て兩侯の人物も測り知るべし、拙策なりといつてゐる。薩藩としては斷然御斷になる筈で、公文で御留守居へ御達しになる筈である。留守居などは五千兩といふ大金を貰はぬは損である。阿呆らしいと云ふであらうが損得はあとで分る。斷然ことはるに付、御助言を願ふといふのである。

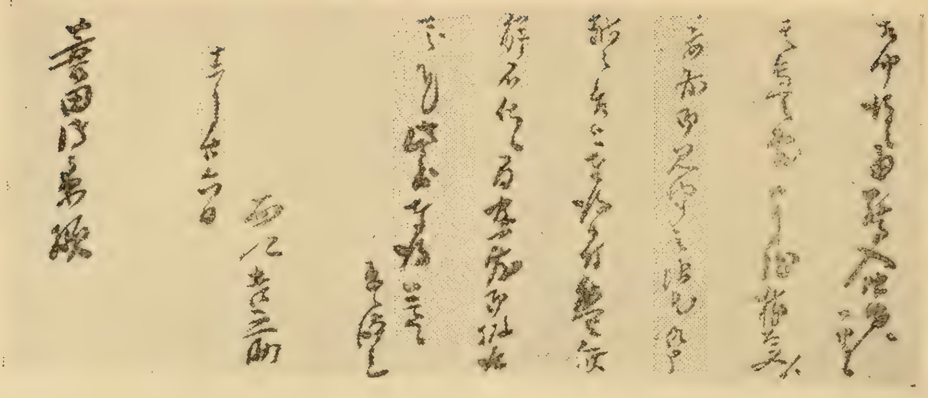


一二三　蓑田傳兵衛への書

慶應元年十二月二十六日

餘寒甚敷御座候得共、彌以御壯健可被成御座珍重奉存候。隨て小弟無異罷在申候間乍憚御放慮可被成下候。陳ば此度桂大夫(一)御登京に相成、厚思召を以、御教諭の御事、實に恐入次第に御座候。謹で遵奉可仕候間、御安心可被成下候。邸中の役場兩立の說も相聞得候由、驚入次第に御

(1)　家老桂久武



座候。其邊の處は自然桂大夫より委敷御見聞の次第、御申越の筈こ奉レ存候付、態こ辯解不レ仕候間、宜敷御汲取可レ被レ下候。此旨奉レ得二御意一候。恐々謹言。

十二月二十六日

西郷吉之助

蓑田傳兵衛樣

（大久保侯爵家所藏）

【解說】此書は京都より鹿兒島の御側役蓑田傳兵衛に贈つたのであるが、久光の聽に達するためのものであるから、久光への書とみても差支ないのである。蓑田への書多くは

此類である。

「御教諭の御事」これは久光より桂久武を以て、隆盛へ御內諭があつたのである。何事かは分らぬが、書中に京都薩邸でも兩派（西鄕派と何派かよく分らぬ）に分れて居るとの聞えもあるとの事、驚き入つた次第とある。隆盛を讒言したものがあつたらしい。（前にあつた江戶藩邸引拂などの說から起つたかも知れぬ）そこで隆盛は此書を以て、御教諭の趣謹んで遵奉すると御請したのである。桂久武は此月十八日に着京したのであるが、翌十九日の日記に「今晚西鄕吉之助見舞にてゆる〳〵相咄候。御國許の事情の外、御內諭の趣共、得と及二談合一候處能く合點被レ成候間、至て仕合に候。」と見えてゐる。

一二四　蓑田傳兵衞への別書

慶應元年十二月二十六日？

【解說】本書は別啓とありて、宛名も月日もないから、何時誰に差出したのか明かでないけれども、內容から推せば慶應元年十二月二十日以後のものであり、又、久光公の後である島津忠承公爵家に傳はつてゐる事や、報告の事柄から考察すれば、蓑田傳兵衞宛のものであることは、殆ど疑ふべからざるものである。多分前の十二月二十六日付蓑田宛の書と同封であつたのが、別々になつてゐるものではあるまいか。

「永井主水正等廣島表え出張いたし云々」永井等は十二月十六日廣島を發し、着阪の日は判然せぬが二十二日夕に入京して、二十五日に下坂して居る。永井等の廣島に於ける長人との應接內容は秘して外間に洩らさなかつたと見えて居る。又、肥後藩の態度の替つた事及び幕府の長州に對する風評を揭けてある。

別啓。長州談判として永井主水正等廣島表え出張いたし、近日

歸坂に相成候處、如何に應接に及候哉、至極秘事にいたし居候故頓と不相分、長州より書取を以申出候趣も有之由に被相聞候得共不相洩、段々承候へば永井等此度の談判は大に長人より愚弄せられ候世評に御座候。夫故秘密にいたす譯かとも申事に御座候。いづれ追々相分可申候間、後便より委敷可申上、俗説紛々御座候得共、慥成論も不承、又々永井等も廣島表え出張可致との趣に被相聞申候間、此度の談判は決て不相調儀は相違無之、此談判も又々長引候儀は無疑事に御座候。近來細川の議論も相變(1)上田休兵衛、(2)林新九郎の兩人は國元え被打下、(3)井口呈助と申者交代として被差出、此人は餘程着實の人にて御座候由、上田第一會津の手先にて御座候處、國元におひて議論相起、右の次第に及候

(1)(2)(3)　三人共肥後藩士

由御座候。細川正義に立替候はゞ、頓と賴(4)方無之ものと相成可申義に御座候。人數操出等の儀も細川は御斷相成候由、柳川も同斷の向に被相聞申候。右兩藩は當月十日限先手操出候儀は御達御座候由、細川さへ右次第の事候は、外藩は決て動き申間敷可討勢も無之、戰は出來不申事故、此度の再討と申は橋、會より主張いたし、此時機に及候次第長え說込、却て長を懷込候趣と被相聞申候。實に幕人恐しき術策、驚計に御座候。以上。

（島津忠承公爵家所藏）

(4) 頓と「幕府にては」といふ語を補つて見れば能くわかる

王政復古運動第二期

王政復古運動第二期

小引

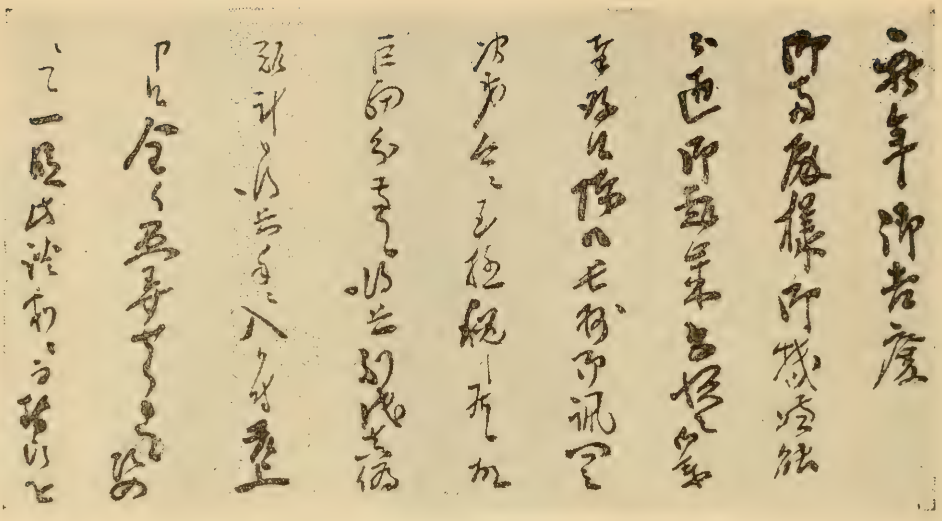
慶應二年正月二十日、王政復古を目的とする薩長の同盟が極めて秘密の裡に成立した。是に於て隆盛等の企劃は更に一歩をすゝめたのである。今、編者は慶應二年丙寅の歳を以て薩藩の王政復古運動の第二期とし、此間に於ける隆盛の遺文十八通を收錄する。因つて次に此間に於ける天下の形勢、就中、隆盛に關係ある重なる事項を揭げて讀者の參考に供しよう。さて此期間に於て薩藩の外部に對して行つた著しい事件が凡そ三つある。即ち第一が右に云へる薩長同盟の密約である。抑も薩長同盟はその端を慶元年春に發して居るが、今、また、土佐藩士で薩藩に最も深い關係を有してゐた坂本龍馬及び薩藩士黑田了助(淸隆)の斡旋で長州より木戶貫治(孝允)の出京となり、薩藩の小松、桂、西鄕、大久保等と會見し、最後に小松、西鄕、木戶、坂本の會合によつて決定したのであつた。

第二は長州再征に反對し、出兵の幕命を斷然拒絕した事である。これは前年來薩論で旣定の

事であつたが、四月在阪の閣老から薩藩大阪留守居に出兵を促すや、當時京都に居た大久保や岩下、それから大阪留守居の木場傳內等が其衝に當り、最も目ざましい働をした。第三は英國公使を鹿兒島に招待し、薩英の親交を謀つた事である。英國公使及び同國東洋艦隊の水師提督が薩藩の招きに應じ、軍艦三艘を率ゐて鹿兒島を訪問したのは七月の事であつた。此折は隆盛在藩中で其事を斡旋した。

此頃に於ける薩藩の中心勢力は既に隆盛と大久保利通とに歸してゐた。勿論大事件は藩論で決したのであるが、多くの場合、兩雄はその發案者であり、又實行者であつた。

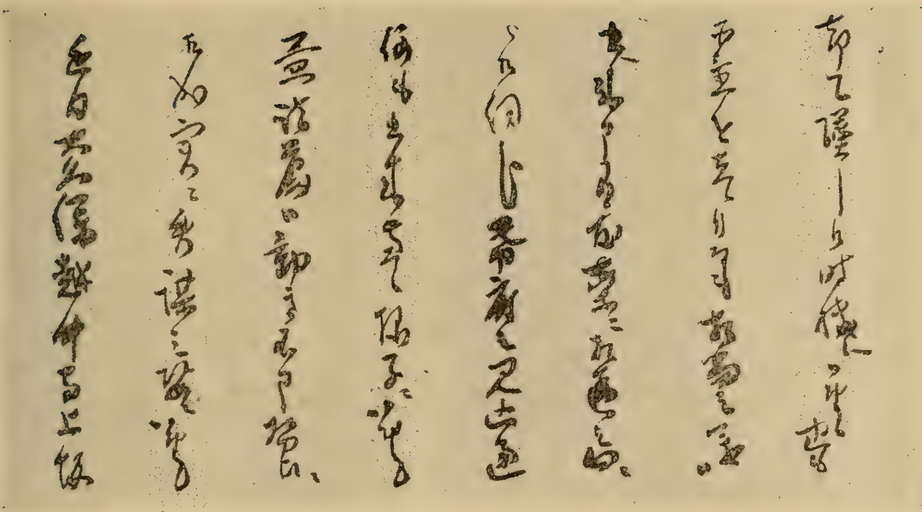
さて又、此期の後半に於て思ひがけなき二つの重大事件が突發した。その一は七月二十日に將軍家茂の大阪城で薨去になつたことである。それよりして一橋慶喜の宗家相續となり、後又慶喜へ將軍宣下があつて、中央の政局に一大變化を見るに至つた。慶喜の宗家相續の際、王政復古を斷行したらといふ議論が朝廷の內外に起つたが、隆盛は慶喜の將軍職を辭して居る間は、天下の同情を失はぬから、未だその機會にあらずといつて其說に從はなかつた。今一つは孝明天皇が十二月二十五日に崩御あそばしたことで、億兆哀悼、天下諒闇の中に此年も暮れはてたのであつた。



二二五　蓑田傳兵衛への書

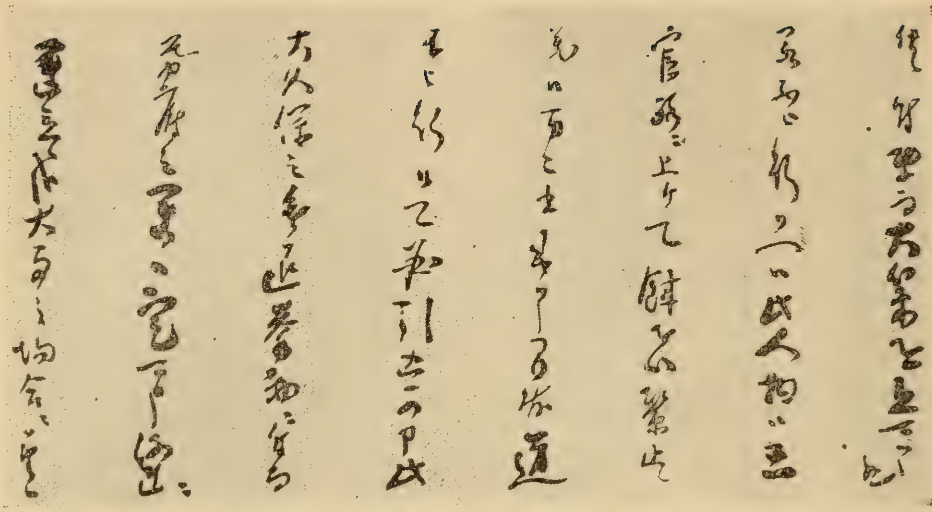
慶應二年正月五日

新年御吉慶、
御兩殿樣御機嫌能被レ遊御越歳恐悅の御儀奉レ存候。陳ば長州御訊問の次第今に至極秘し居候故、亘細分兼候得共別紙眞僞難レ計候得共、手に入候付差上申候。全く愚弄せられ候姿にて、一段此談判にて勢ひを却て墜し候時機に御座候。迚も所置を立候付ても相當



の儀は出來申間敷、案に相違の向に被㆓相伺㆒申候。幕府の見込通何も出來兼候樣子に御座候。益諸藩は動き不㆑申勢ひに相成、實に失望の姿に御座候。近日大久保(1)越中守上坂仕候付、決て大策を立可㆑申か、若不㆑被㆑行候得ば、此人物は只官路に上げて餌を以繫止候儀は萬々出來申間敷、道不㆑被㆑行候はゞ必引込可㆑申、此大久保(1)の進退擧動に付て、幕府の運は定可㆑申、何れに運立候哉、大事の場合に御座候。越前よりも中根雪

(1) 一翁（忠寛）



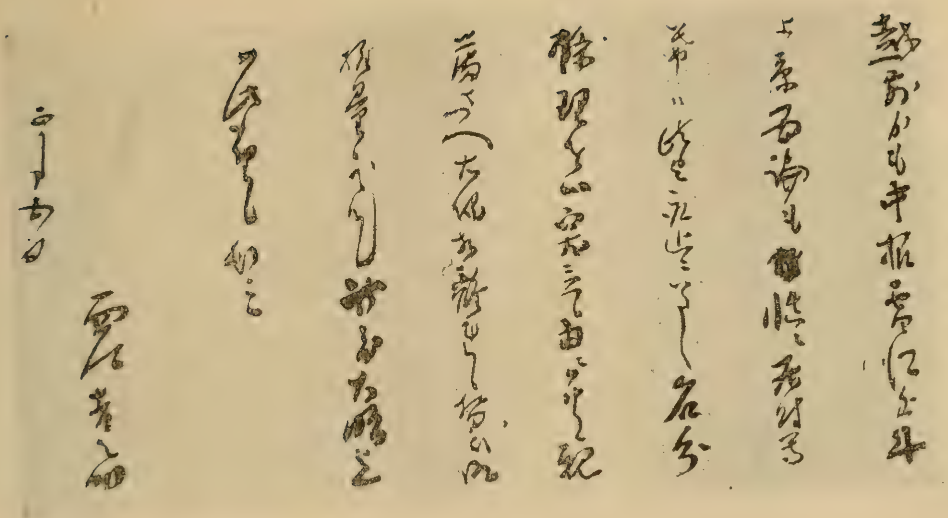
江近來上京、國論も慥に居付、尊幕は屹と取止にいたし、名分條理を以突立候由に御座候。親藩さへ右樣相離れ候勢ひ、御推量可」被」下候。此旨大略迄如」此御座候。頓首。

正月五日　西鄕吉之助

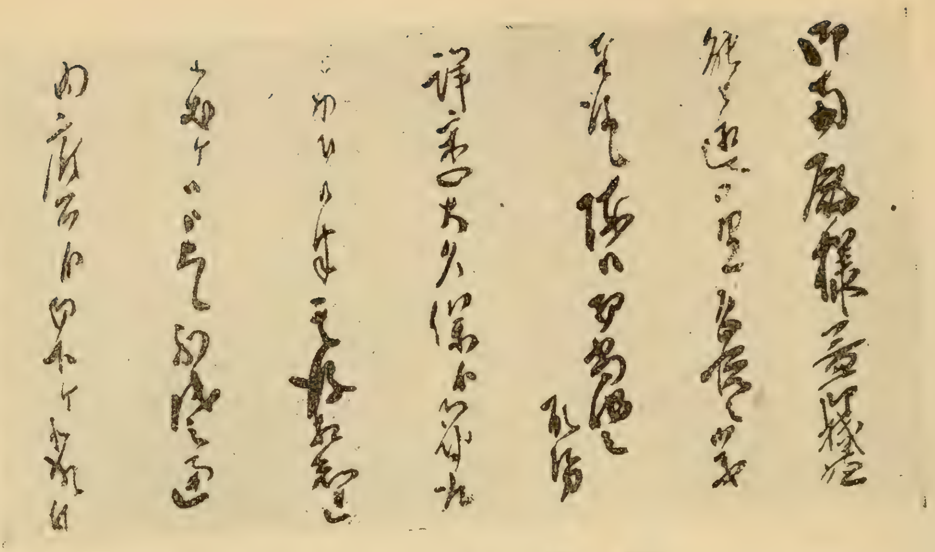
蓑田傳兵衞樣

（大久保侯爵家所藏）

【解說】此書は京都より鹿兒島へ時事を報告したのである。內容の大體を擧ぐれば、永井主水正等長州尋問の次第は、幕府に於て今に秘して居るから、眞相判明



せざるも、別紙の風說書、手に入りし故、眞僞は分らぬが送るとある。　大久保越中守(一翁)の上阪の事を報じ、此人は定て大策を立つるであらうと頗る期待の口吻が見える。(一翁は此時水野癡雲と共に江戸から大阪に態々召出されたのであつた)　又越前より中根雪江上京の事及び彼藩の國論決定し、愈名分條理を以て進む事となつたとある。



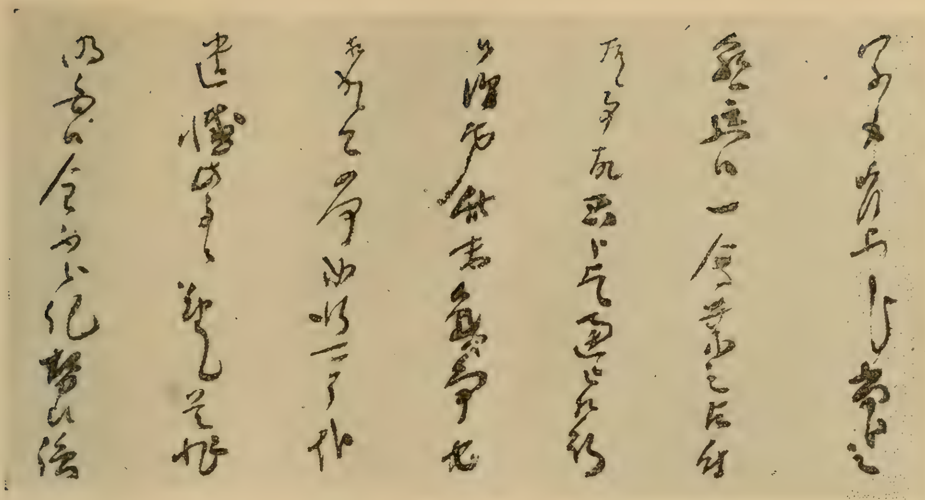
一二六　蓑田傳兵衛への書

慶應二年二月六日

御兩殿樣益御機嫌能被ㇾ遊二御座一恐悅の御儀奉ㇾ存候。陳者御當地の形勢詳悉大久保より御聞取被ㇾ成二下一候はん。其後相知れ候丈ケは申上候。別紙の通內府公(1)より御下ケ相成候付寫取差上申候。當分の
朝廷は一(2)會桑の占付居候事故、只申上候通被二相行一候次第、此末戰爭共相成候はゞ

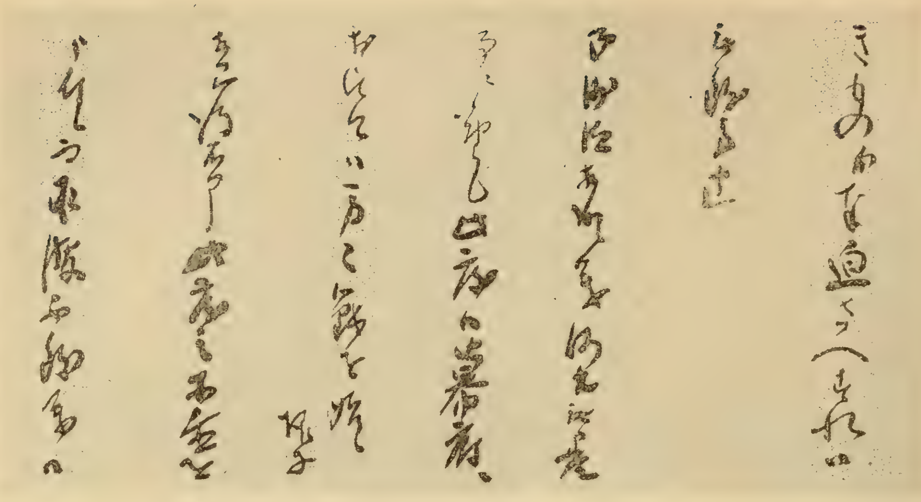
(1)　近衞忠房公

(2)　一橋慶喜，會津藩主京都守護職松平容保，桑名藩主所司代松平定敬



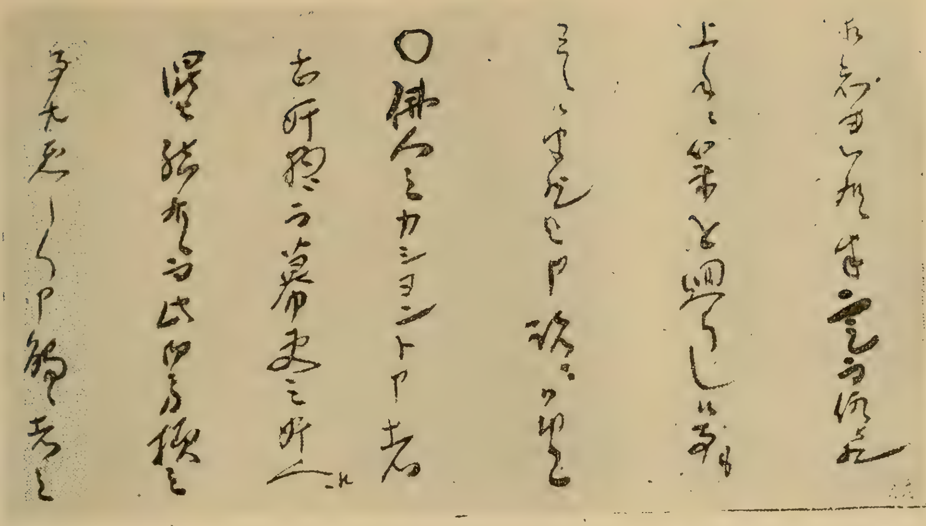
如何成行可ㇾ申哉、遺憾此事に御座候。是非明白は全不ㇾ被ㇾ糺、勢ひ強きものより奉ㇾ迫さへすれば無ㇾ致方ㇾ迚御沙汰相成候義何共無ㇾ申ㇾ道事に御座候。此度は幕府におひては萬々戰を始候樣子相見得不ㇾ申此度の所置を申付候て承服不ㇾ致義は相知れ居候はん。定て何とか上手に策を廻らし候事も有ㇾ之候はんかと申説に御座候。

○佛人のカシヨンと申者甚奸物にて、幕吏の奸人え混と結居候て、此御方樣の事



共惡しく申觸候者の由に御座候處、右の幕吏先月十八日に栗(3)本某外國奉行其外左の下役一同打込られ候由、是は畢竟小笠原を攻付候處より、右の次第に立到候はんかと被ㇾ察申候。　大(4)久保越州抔は頻に薩藩の嫌疑と申事は打破候樣子に御座候。　幕府も退て道を不ㇾ立候ては累卵の危に臨居候間段々人材を望候向に被二相聞一申候。　人物被ㇾ擧道相立候はゞ必嫌疑と申事は決て無ㇾ之譯に御座候。　當分は道を曲付樣といたし、骨を折候義にて

(3) 栗本瀬兵衛　(4) 大久保忠寛（一翁）



却て疑迷を生じ、夫より嫌疑と申事に相成申候。其處は得と御熟考可被下候。頓首。

二月六日　西郷吉之助

蓑田傳兵衛様

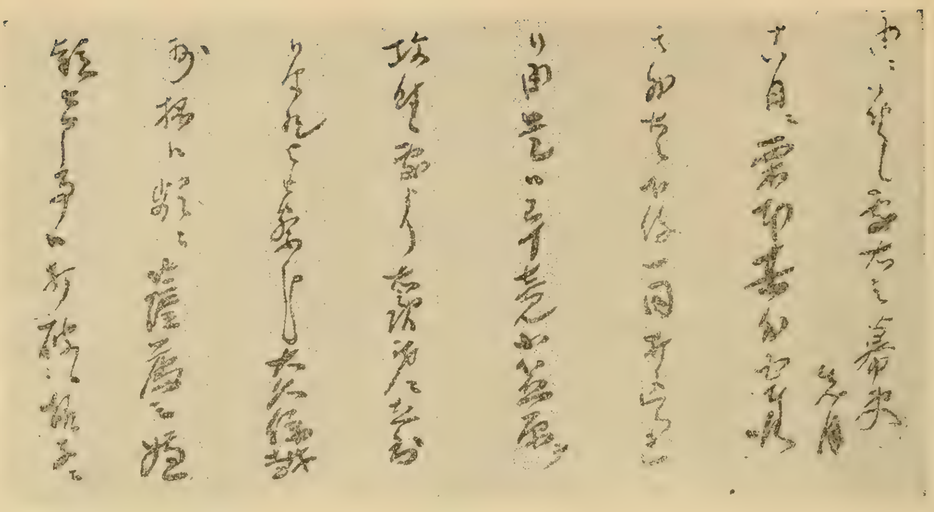
御老中

小笠原壹岐守

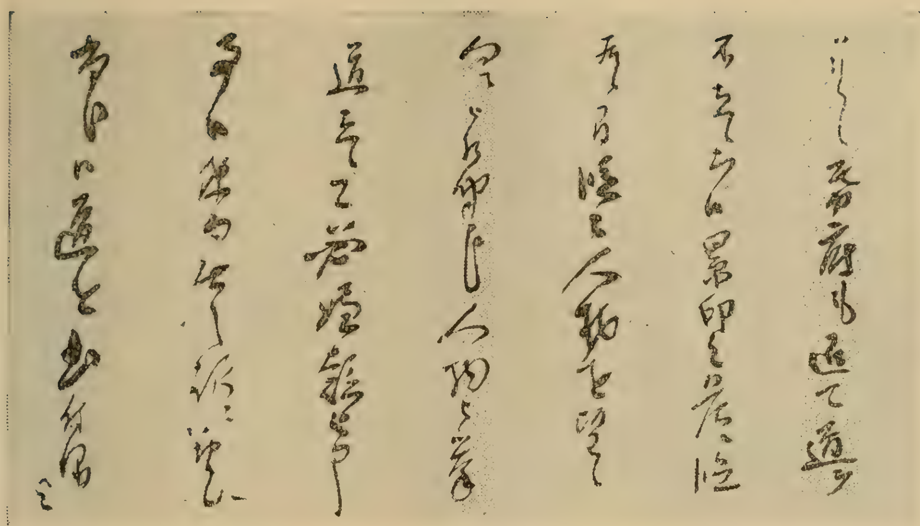
大御目附

永井主水正

室賀伊勢守、



井上備後守
木下大内記
御目附
牧野若狹守
小林甚六郎
御使番
酒井數馬
石川八十郎
曾我權右衛門
奧御右筆組頭
片山與八郎

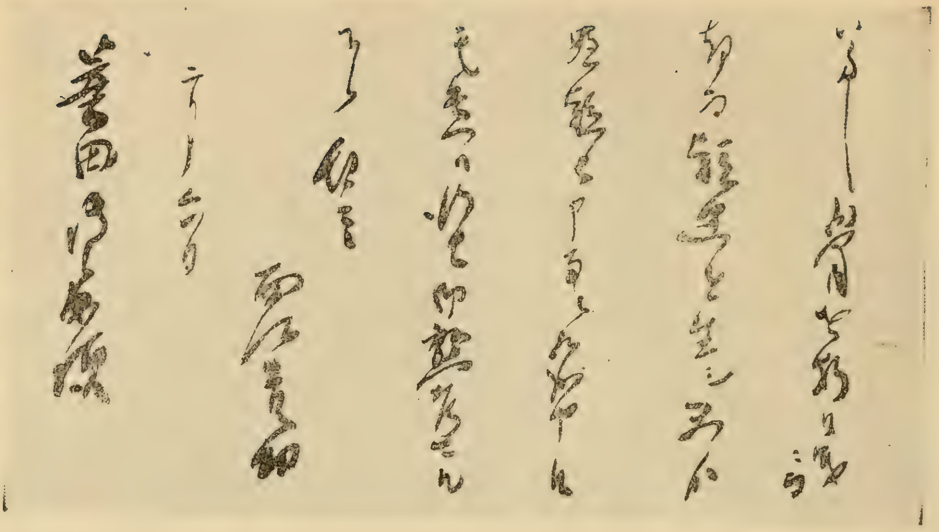


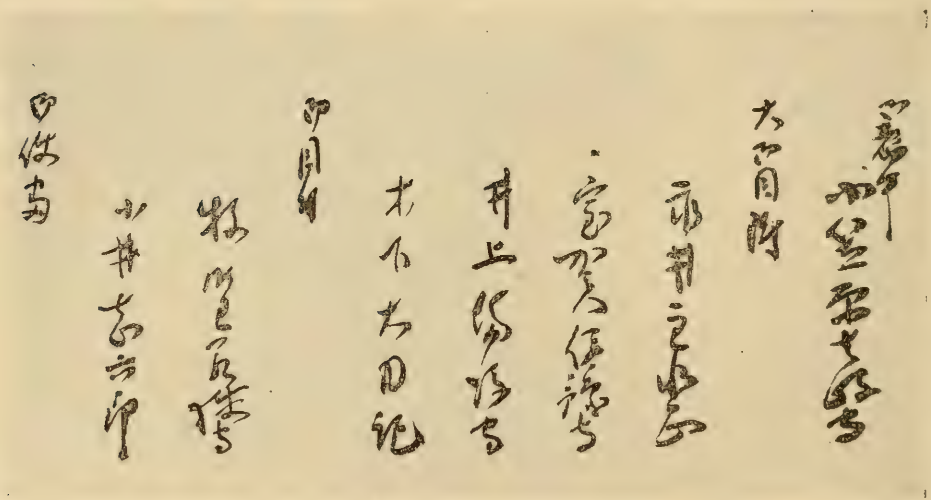
御右筆
湯淺貫一郎
佐久間三藏

右正月廿六日於大阪廣島え被差遣候旨、被仰付候由、發途の義は二月四日と申事にて候得共いまだ何共不申來候。

【解說】此書は慶應二年二月六日時局を薩藩へ報じたのである。

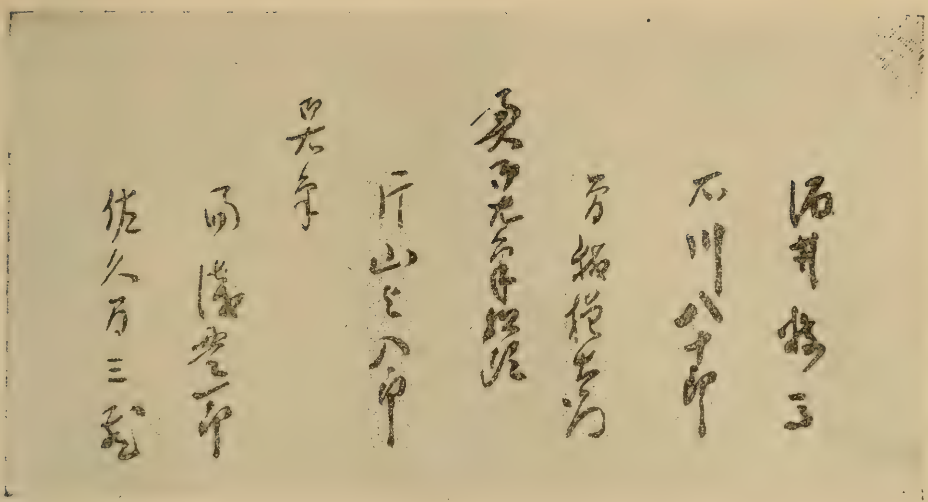
「御當地の形勢詳悉大久保より御聞取被下候はん」とあるは京都の形勢は大久保(利通)より詳しく御聞取下されたであらうといふのである。前月二十日、京都に於て

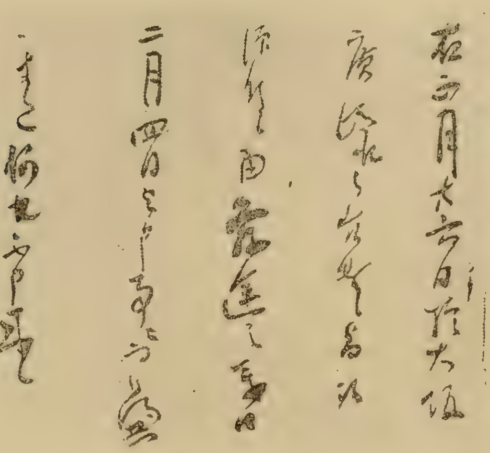




薩長連合の密約が成立するや、大久保は直ちに歸藩して、その顚末を久光、忠義の兩主に告げ、なほ今後の方針を議せんがために、二十二日京都を出發し、二十四日薩藩の汽船三邦丸にて大阪を發して歸藩の途につき、二月朔日鹿兒島に着し、此頃は鹿兒島にゐたのである。

「朝廷は一、會、桑の云々」當時京都に於ける幕府側即ち一橋、會津、桑名の





勢力が強く、朝廷は彼等の言ひなりになつてゐる。若、此後戰爭にでもなつた日には如何になることかと殘念に思つてゐるといふのである。

「佛人カション」は横濱にゐた佛國の宣教師である。

「御老中小笠原壹岐守以下廣島派遣の幕吏の氏名は本文に内府公より御下け相成と見えて居る別紙なるべし。

二七　蓑田傳兵衛への書

慶應二年二月十八日

御兩殿樣益御機嫌能被ㇾ遊二御座一恐悅の儀奉ㇾ存候。陳ば御當地の形勢も格別相變候儀無ㇾ之、藝州表の談判も未だ不二相分一、當月八日比着の賦にて御座候由、彌伺通の所置を以て參候得ば、決て承服不ㇾ仕事は、幕府におひても疾存知の譯と相考申候。乍ㇾ然戰を始候樣子更に無ㇾ之、就ては何ぞ細工をいたす賦かも不ㇾ知事に御座候。先此所置は表通の譯にて、大赦とか何とか申者を以て、至極寛大なる所置に出候も不ㇾ被ㇾ計事に御座候。何れ當月中には樣子相分儀に御座候間、相知次第直樣急飛を以申上候樣可ㇾ仕、天下の

形勢も此一擧に變替可レ致事と奉レ存候。諸藩の模樣も餘程相變、幕威の衰弱を眞に知、兼疑を被レ掛候ても思わ敷ないものと合點いたし候樣子に被二相伺一申候。大道を相建候所、いづれ心服可レ致世態とは相成、人心の場合是より外に無レ他次第に成行申、具眼の人は大に道を起し可レ申時と奉レ存候。若哉戰相始候はゞ諸方に蜂起可レ致、甲信二州の邊にも其萠相顯候由、一度動立候はゞ瓦解可レ致事と奉レ存候。大坂におひても(1)大久保越中守屢建言いたし候得共、頓と相行れ不レ申、病と稱し御暇願出候由、束歸の含と被二相聞一申候。(2)板倉侯は隨分御宜敷、(3)小笠原侯も今日の事におひては是と申御失策は無レ之候得共、何分御斷じ被レ成候處、兩侯共乏敷、込入ことの趣、越前中根雪江へ相咄候由御座候。其上板倉侯には腹心の

(1) 大久保一翁（忠寛）
(2) 閣老板倉勝靜
(3) 閣老小笠原長行

臣に奸智の者有レ之、此人專事を任じ居候由、是が第一の邪魔を致すと申居候由御座候。　勝安房守如き人物は只今天下におひて上等の人に可レ有レ之處、却て氣違の樣に幕人は申居候由、(1)大久保の建言も一向不レ通由に被二相聞一申候。　是位の急難に迫候ても人物を欲せざる事に御座候得ば、衰運極り候事に御座候。　御苦察可レ被レ下候。　江戶表におひて、(4)岩下君二度談判も有レ之候由、英人は餘程解け候由、佛人の處至極幕吏と結居候間、いまだ十分には參兼候はん。　乍レ然佛より大に依賴の向相見得居候間、必やり付可レ申との趣申來候。　何分近來幕吏大に橫濱夷館に立入候儀を相禁じ、御國人は尙更付添居候由にて、存分の咄合出來兼候向に御座候。　必ず御世話被レ遊譯は有二御座一間敷と相考申候。　此旨荒々奉レ

(4) 薩藩士岩下方平

得御意候。頓首。

二月十八日　　西鄕吉之助

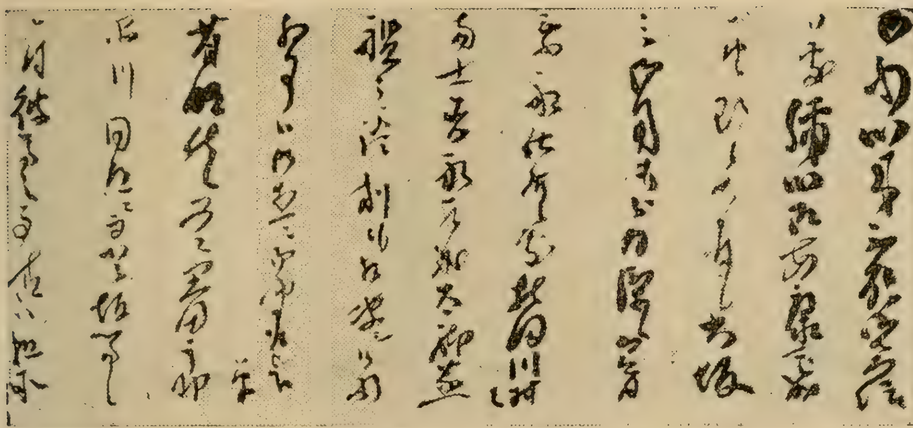
蓑田傳兵衞樣

【解說】此書は京都より鹿兒島へ贈つたので、先づ幕府對長州の模樣を報じてある。その內容を說明する前に一言注意しておきたいことは、大約一ヶ月前（正月二十日）に薩長同盟の密約が成立してゐたといふことである。その時長州から密かに木戶貫治（孝允）が上京して來たのであるから、長州の決心も能く分つてゐた。內々討幕の下相談もしてゐたのである。

「當月八日比着の賦」といふは、閣老小笠原壹岐守、大目付永井主水正等が長州處分の命を傳へんがために、二月四日大阪を發し廣島へ赴いた。それが八日に着くつもりの由といつたのである。（事實は七日についてゐる）「彌伺通處置云々」此年正月二十二日朝廷に於て、朝廷幕府の會議があり、幕府より上奏した長州處分案を決議して朝裁を受けた。

即ち「長藩祿高の內十萬石を召上げられ、大膳は蟄居隱居、長門は永蟄居仰付られ、家督は然る可き者を選びて申付くべく、右衞門介等の三家老の家名は永世斷絕たるべし」といふことであつた。右通の處置であつたから、長藩は決して承服せぬといふことは幕府で知つてゐる筈と考へるといふのである。

次に幕威衰弱の狀と幕府內部の人物評を揭げ、最後に江戶薩邸岩下佐次右衞門(方平)が英佛二公使と談判した趣及び幕吏が外人との接觸を禁じ、特に薩人には其取締が嚴であるとの事であると報じてゐる。

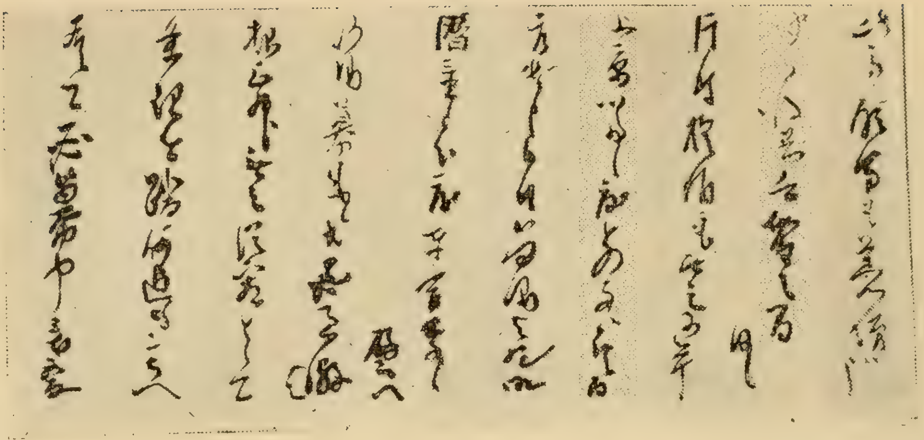


二八　大久保一藏への書

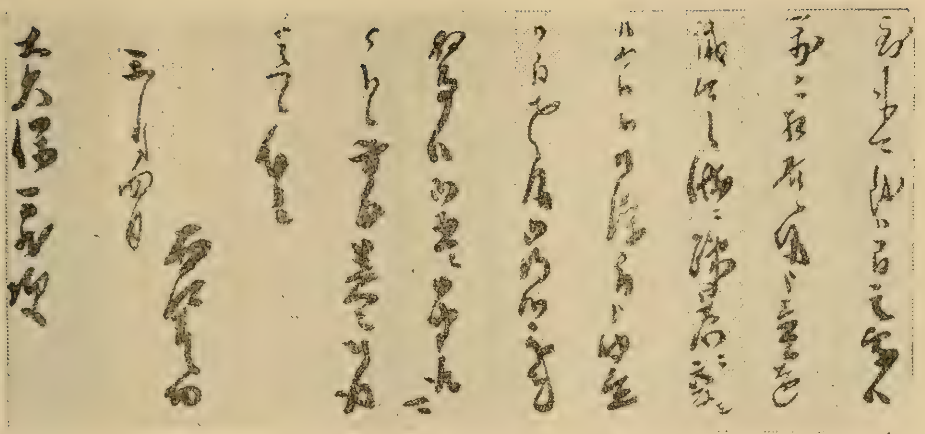
慶應二年三月四日

御別以來不ㇾ能二御音信一候處、彌以二御安康可ㇾ被ㇾ成二御座一珍重奉ㇾ存候。　大阪の御用も被ㇾ爲ㇾ濟(1)候て、今日乘船仕居候處、村田(2)川村(3)兩士着船罷成、大體蒸艦の談判も相決し候由、細事は御直に御聞取被ㇾ下候はん省略仕候。　又々黑田了助(4)品川(5)同道にて登坂いたし候付、彼方の事情は粗承、此方の形勢

(1)「濟ませられ」と敬語を用ひたのは國老小松等の行事を指したのである　(2) 村田新八　(3) 川村與十郎(純義)
(4) 黑田了助(淸隆)　(5) 品川彌二郎



も荒增は申聞ヶ候得共、今暫の間は何分片付模樣にも無之、何卒上京いたし度との事に御座候間差遣申候付、如何樣とか御潜置被下度奉合掌候。譬へ何樣募來候共、必過激の振舞無之、從容として條理を踏、何迄もこらへ居候はゞ、必、幕中に異變到來可致候間、其處は萬々相含候樣申置候。遠識無之俄に疎暴に變じ候ては不相濟旨申聞ヶ置候間、左樣御得心可被下候。細事は御直に御聞取可被下候。



此旨荒々奉得御意候。頓首。

三月四日　西郷吉之助

大久保一藏様

【解說】此書は、慶應二年三月四日、隆盛が小松帶刀、桂久武等と共に薩藩の汽船三邦丸にて歸藩せんとするに臨み、大阪より京都に在りし大久保利通に贈りし書翰にて、長藩の品川彌二郎を京都に潜居せしめんことを大久保に託したのである。

此年正月二十日に、長藩の木戸孝允が京都で薩藩の小松や隆盛等と會見して、薩長同盟の密約が出來

た。黒田清隆は最初から此事に關係し、坂本龍馬と共に長州に行つて木戸を同伴して上京したのであるが、木戸の歸藩を送つて長州に行き藩侯にも謁した。そして黒田の歸京する時、品川彌二郎が同行して來たのである。さて又大久保は右の同盟の顚末を報告するために、正月末歸藩して、二月二十一日に鹿兒島を發して上京し、此度、隆盛等と行き違ひに入京した。「村田、川村兩士着船罷成、大體蒸艦の談判も相決し云々」は、是より先、長州藩が汽船を買入れようしたが、幕府との交戰中で、公然長藩の名では買入も出來ず、航海も忘いから海援隊に依賴し、薩州の名義を藉りて購入し、船旗は薩藩の徽章を用ひ、長薩兩藩の用に供し、海援隊士を乘組ましめ、平時は內地の運輸貿易の事に從ひ、且つ諸方の事情を探知するといふ條件で、海援隊の上杉宗二郎へ、藩侯から直接の依賴もあつたので、上杉は薩藩の承諾を得て買入の手續をし、櫻島丸と命名して海援隊で操縱する事にした。然るに長州では乙丑丸と命名し、船長に藩士を任命して長州の專用にしようとした。そこで長州と海援隊との間に紛爭が起つて久しく解けなかつた。村田、川村の兩士は此問題解決のため、軍事視察をかね、長州に派遣され、今、歸阪したのである。

末段、隆盛の品川を誡むる語は親切の極みであるが、又、以て此頃に於ける隆盛の對幕方針を見るべきである。

一二九　桂右衛門への書

慶應二年三月廿九日

追日暑氣相催候得共、先以御健榮被ㇾ爲ㇾ成ㇾ御座ㇾ恐悅の御儀奉ㇾ存候。陳者委敷御咄申上置〻含ㇾ御座候處、卒度失念仕居候處、蒸氣船來る五日出帆の筈御座候段承候付考出候故、荒增以ㇾ書面ㇾ申上置候。扨、中川宮樣御附中村源吾儀は、　餘程御氣にも叶居候由にて、一昨年比は暴客より大にねらはれ候儀も有ㇾ之、如何樣武田(1)等の奸物と懇意の譯有ㇾ之、右樣の次第かと是迄は相考居候處、出立前石(2)川誠之助本州土相咄候は、八幡の何とか申僧に被ㇾ爲ㇾ託御祈願の御祈禱被ㇾ爲ㇾ命、其使者源吾相蒙、今にも每月御代參相勤居候儀は存

(1) 武田相模（中川家の家來であつたが逃亡した）

(2) 石川誠之助は中岡愼太郞の變名

居候次第に御座候處、本土州人、因州の人と兩人、兼て八幡の僧(3)へ不審の譯有之源吾家來と名乘り、右の僧へ面會いたし、段々密談仕掛候處、彌疑心無之者と汲受候姿故、恐多くも天位を被爲踏候。能々御祈禱御願被遊候旨申掛候處、兼て其儀は深く相心得明暮相祈居候段相答候付、右兩人は彌無相違、密命を蒙居候儀と相心得、是より大坂迄差越候付歸掛又々立寄可申と會釋いたし、大坂の用を仕舞、兩日過候て、右僧へ立寄候處、源吾殿へ書狀相認置候付相屆吳候樣にと一封差出候故、相受取、其場引取候て、右の書面開封いたし候處、彌不審の趣も相見得候付、此儘差置候ては大害到來可致とて、右兩人中途より立戻、右の奸僧を誅戮いたし候由に御座候。　石川抔は右の書面は爲見由に御座候へ共、全く是と差

(3) 如雲

て書認候儀は不相見得乍併何か不審の譯とは相見得居申候。
右兩人の内、土州人は京師の戰に死候得共、因州の者は今にも存生の由慥に相咄候儀に御座候。
宮樣の思召には、何ぞ御祈禱の筋被爲在、右僧へ被命候事を、右兩人源吾家來と唱へ段々申掛候故、其邊の御祈禱かと右の僧輕々敷受取、返答爲致かも不被計候得共、夫にも致せ、誠に奇怪千萬の次第に御座候。　何分當時宮樣の惡評散々の事に御座候間、大久保へ談し置、中村も左内(4)も兩人共御國元へ引留置可申候間、宮樣の御方は宜敷申取置候樣談し置候間、此度蒸氣船よりは又々登京の含かも不相知候付、何とか御工夫被成下御差登無之方御宜敷は有之間敷哉、全體左京は不相拘候へ共、第一の御歸依にて御

(4) 左京（高崎正風）の誤寫か

座候故、若哉右等の者が失謀の事共御座候ては、直樣御國の者こ相成、其人限にて不相濟事候間、御勘考被成下度、此等の儀は書面にては能く通じ兼、御疑惑被為在候事も可有御座こ奉存候へ共、一先申上候處、宜敷御勘考可被成候。　いづれ御直に細事は可申上候。　頓首。

三月二十九日　　　　西鄕吉之助

右衛門樣

御待史

【解說】此書は鹿兒島にての書翰である。　隆盛は小松、桂兩大夫及吉井幸輔、坂本龍馬等と二月廿九日京都を發して歸藩し、此時なほ鹿兒島にゐたのである。　中川宮（朝彥親王）御附中村源吾は二月二十八日までは桂を案內して宮へ參殿してゐるから、右隆盛等と同

船にて歸藩してゐたものらしい。隆盛は中村が四月五日鹿兒島發の汽船より上京の含なるよしを聞き込み、その上京を引止め置く方可ならんとて、本書を桂久武に贈つたのである。此書によれば、隆盛は、中川宮―中村源吾―伏見の僧如雲に關する石川の談話を信ぜざるが如く、信ずるが如く、やや曖昧なれども「宮樣の思召には何ぞ御祈禱の筋あらせられ、右僧へ命ぜられ候事を云々」とあるが眞相であらう。併、何にしても、中川宮を中傷する者多きを以て、西鄉、大久保は京都滯在中に、寧ろ當分此宮樣に薩藩士を附けておかぬ方が得策なりと談合してあつたので、歸藩中の隆盛より此書を以て、其趣を家老の桂へ申込んだのである。

一三〇　大久保一藏への答書

慶應二年五月十日

御細翰忝拜誦仕候。彌以御安康御勤務の由珍重奉存候。陳者大坂御下にて細事御聞糺御申越相成候處湯治中にて旅先え相達、早々相(1)廻ッ奉達候御聽候處、餘程御安慮被遊候次第にて御座候。左樣思召可被下候。藝地破れとやら叡山登の阿放事、餘多の出役迚も皆貴兄方御揃の事故ちつとも不動安心いたし居申候。若哉相變候儀も御座候はゞ蒸艦貳艘も參居候付、直樣御飛せの筈と呑込居申候。いづれ人數丈ヶは先御見合相成候はんと御察申上居候。蒸艦出帆の節は湯治中にて御返事も不仕、甚不埒の

（1）鹿兒島へ廻送したとの事

仕合に御座候。此度の交代人數には決て驚出し候はん。十分、勢は張れ候事と奉存候。其許よりの飛脚御見合相成居候處、いまだ着不致、爰許も夫故延引いたし申候。先月廿一日限の期限を以御呼出との趣、小笠原侯決戰の含と申事相聞得候得共、何分軍の出來候丈けに無之又寛々打替候はんかと被相察申候。近來何方よりも便無之、事情不相知候へ共、破立候はゞ自然相知れ候筈御座候へ共、爲何樣子も不相聞候付ては、決策は相違いたし候はんかと被相考申候。如何の形勢相成候はんかと、日々御待申上居候事に御座候。嘸御配慮の筈と奉存候○近衛(2)御父子樣より(3)御兩殿樣へ御狀參り(4)梅芳院儀京都え被止(5)郁君樣御靈前御祭らせ被爲成度、左樣無之候ては

(2) 忠凞公. 忠房公　(3) 忠義公. 久光公
(4) 近衛家の老女
(5) 忠凞公夫人（島津家の出）

(6)内府様御孝道も不被爲立との趣御願申來候へ共、全躰わるものゝ儀に候へば、如何にも被殘置候處不宜事故、御返書の儀は御一通にて委細貴兄より御聞取被下候樣申參筈御治定相成候付、貴兄えは私より委細申上越候て、程能御斷被申上御暇相成候樣、御働被下度御賴申上候。 (7)貞君樣も被爲入、其上梅芳院を以御祭不被成候ては御孝道不被爲立との趣、却て御不孝道の譯、御母君樣を餘人を以御祭らせ被遊候趣、御孝道に迦候御事と奉存候。 中將樣にも、思召には相逆候譯に候得共、婦人の奸は一番恐しきもの候間、御暇相成候方、却て御爲にも可宜、委敷貴兄え申遣候樣御沙汰被爲在候間、宜敷御計可被下候。 御當地も御變革御手初も有之、御家老方夫々御受持相立、是迄の御月番廻は相變じ、譬御

(6 忠房公

(7) 忠房公夫人（此方も島津家の出）

出勤無之共、宅におひて御用御聞かせられ、至極の御振はまりにて初り掛候付、追々道も開立候はん。　相樂居申候。　仰出等の寫は長藏より差上候由承候付、相省き申候。　いづれ俗論も可ニ相起一候得共、當日迄は何も不ニ申觸一趣と相聞かれ申候。　何とも云わぬ様にとは決て不ニ出來一ものに御座候間、目當を定め、是非仕遂まで
は不レ動譯に御座候。　いまだ申上程の愉快は無レ之、近々御聞に入れ候程の事も有れかしと祈入申候。　其御許の儀はどふでも動きの付候はゞ早々御申遣可レ被レ下候。　此旨荒々御報迄如レ斯御座候。　恐惶謹言。

五月十日　　西郷吉之助

大久保一藏様

追啓上煙草一包差上申候間内田氏ヘ御配分可被成下候。

（大久保侯爵家所藏）

【解說】此書は鹿兒島より在京の大久保に答へ、且藩の事情を報じたのである。

「藝地破れとやら叡山登の阿呆事、餘多の出役云々」は何れも大久保の來信によつて應酬したのであるが、「藝地破れ」といふのは、幕府の廣島に於ける長州處分一件に關することか、或は長人が藝州と程遠からぬ備中倉敷を襲ひて代官所を燒いたことか、いづれかを指すのであらう。「叡山登の阿呆事」といふのは次の樣な事實がある。元治元年隆盛上京後は薩藩の會津に對する方針一變し、前に會藩との連合を謀つた兩高崎は國許にかへされ、此頃では會藩とは互に反目してゐた。かゝる折しも、慶應二年四月十二日京都御所の附近に出火があつて、爆竹の音が砲聲のやうに聞えたので人心恟々として騷いだ。會藩はきつと薩藩の陰謀であらうと疑つて兵を各所に配つて警戒した。そうすると薩藩でも、戰鬪準備を整へて會津に備へた。すると會藩から薩藩へ出動の理由を詰問する。薩藩は之に答へて、貴藩は失火に乘じて鳳輦を他所に遷し奉らんとするといふ風說があ

り、既に貴藩主や、一橋公がその行幸の路筋の下檢分をされたといふではないかといつた。會藩はそんな事は斷じて無いと辨解したが、薩藩士は叡山、坂本、大津等に出かけて見張をした。それには土州人も加つてゐた。恐く其一件であらう。次に「餘多の出役云々」出役は各藩からの當時京都へ探索方として出役してゐるものを云ふ。多數の出役中には段々策士もあり、種々の會合を催したり、流言を放つたりしてゐた。「貴兄方御揃の事故云々」とあるのは、斯樣に色々な事があつても貴兄方が御揃で其地に滯在のこと故、京地のことについては全く安心してゐる。若し變が起つたら直ぐ知らせてくれる事と思つてゐるといふのである。「此度の交代人數云々」此頃思ひ切つて多數の守衛兵を上京させたのである。それ故定めて幕府側も驚いただらうといふのである。「先月廿一日迄の期限云々」は、小笠原壹岐守から長藩主毛利敬親父子に四月二十一日迄に出藝の命を傳へたといふ事、小笠原侯は決戰の覺悟と見ゆるが、中々戰爭は出來さうにもない。又何とか風向きが變りはすまいかといふのである。

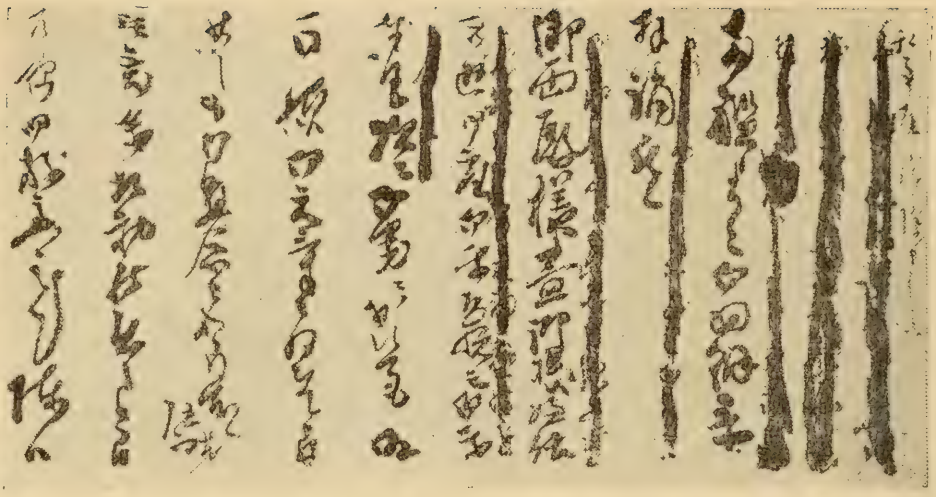
「近衞御父子云々」近衞忠熈公の夫人は郁子といひ島津家の出であつたが、疾くに故人となつて居られる。その郁子に附いて薩摩より上つた老女梅芳院といふがあり、よからぬ女なりし故、之れに歸國を命じようとしてゐる。その關係の事柄である。なほ「御當

地も御變革云々」これは小松、西郷等歸藩後時勢の變遷を見越し、卽ち近く討幕の擧に出づべき下心を以て薩藩々政の改革と、海陸軍の擴張とを進言し、今や、その改革に着手して居るので、其結果の一端を通知したのである。隆盛等は此時旣に討幕の準備に打ちかゝつてゐたのである。

一三一　大久保一藏への答書

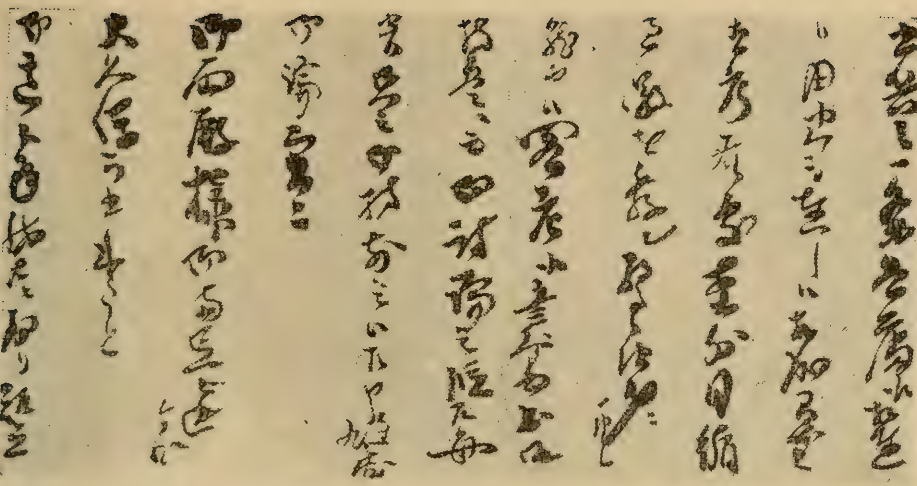
慶應二年五月二十九日

兩艦よりの御細翰忝拜誦仕候。御兩殿樣益御機嫌能可被遊御座御互恐悅の御儀奉存候。次に御宅に於ひても、御一同樣御元氣被爲在候間、少しも御懸念被成間敷候。隨て小弟無異儀相勤罷在申候間、乍憚御放慮可被下候。陳者出兵の一條、各藩へ相達候由、迚も達は相成間敷と相考居候處、案外、因循過激を發し、驚候次第に御座候。就ては閣老え建白書御持參にて、御討論の段、乍每貴兄の御持前とは乍申雄々敷御論、實に御兩殿樣御滿足被遊、余程大久保が出來たと

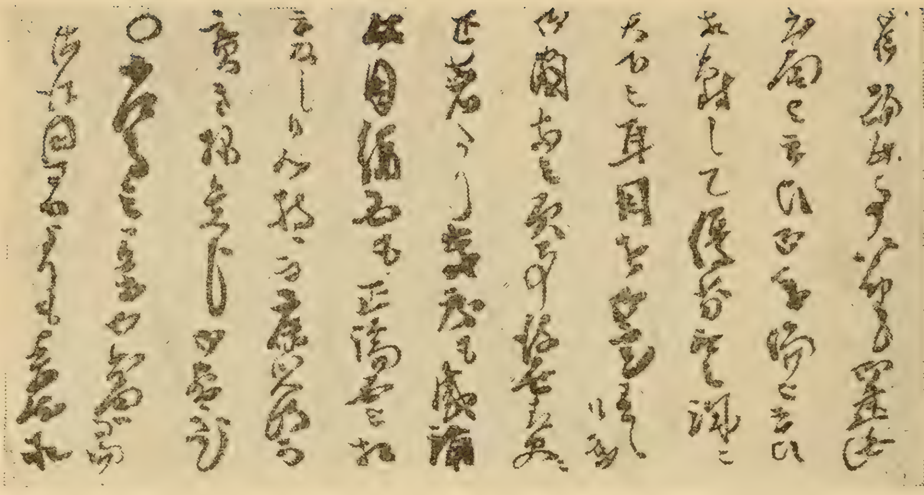


御意被遊我共に到り難有雀躍此事に御座候。　御建白の書面と云ひ、御議論と云ひ、相對して優劣無之、誠に天下の耳目を御定有之候儀、御國家の美事、後世青史に正著たり。　幾度も感誦、此因循國も正論國と相變じ候心持にて、鹿兒島が廣き樣覺申候。　御察可被下候。

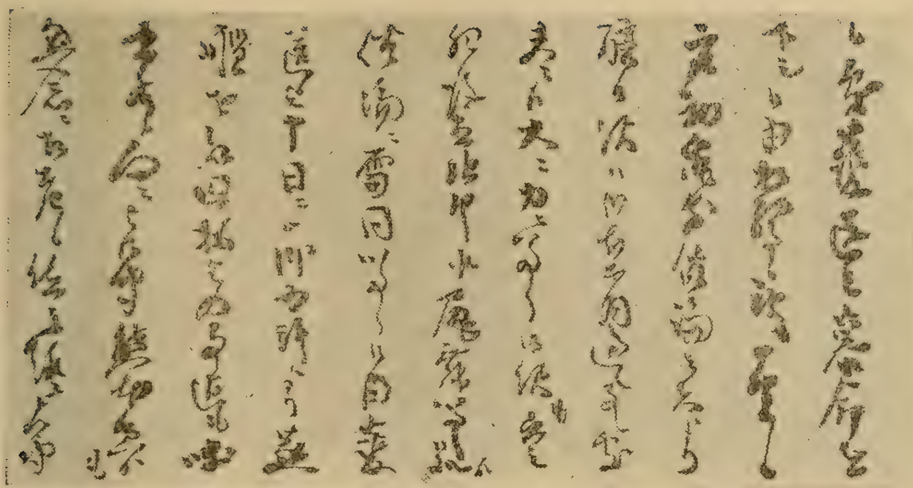
○五卿方の一條、御書面は勿論、海江田君よりも委敷承候處、護送の幕命を下し候由、相驚候譯に御座候。　最初筑前俗論の者より釀候譯は、御案内通の事



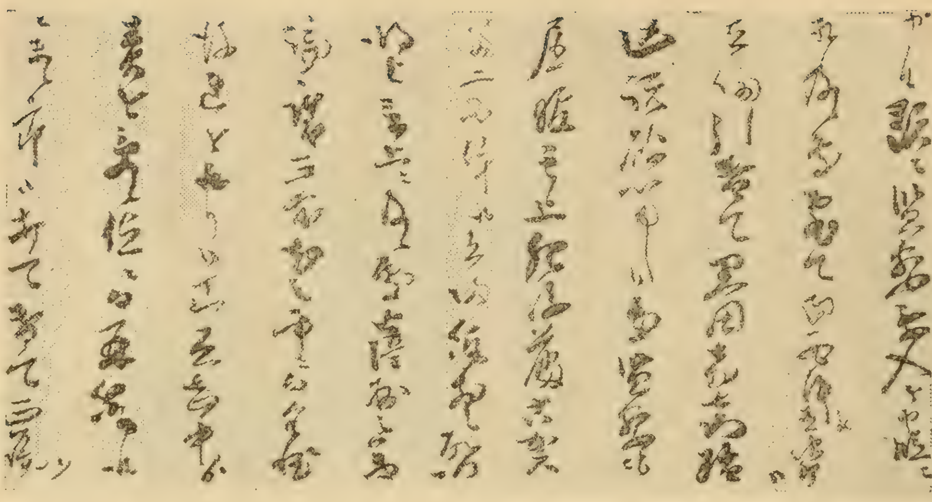
候處、夫には大に力にいたし候譯も有」之、肥後直次郎へ尻舞いたし候處より、俗論に雷同いたし候由、護送と申日には、御國許より蒸艦を相廻抔との事迄も咄出居候向に被相聞熊本邊よりも懸念に相考候位の趣に被相聞申候。既に監察乘入と申段に相及候處、飛で御國許え直次郎は立歸引替て黒田嘉右衛門踏込、説破いたし候處、監察も屈服、其上肥後藩古賀富二國許へ立歸筑前の形行得と言上に及候處、薩州の議



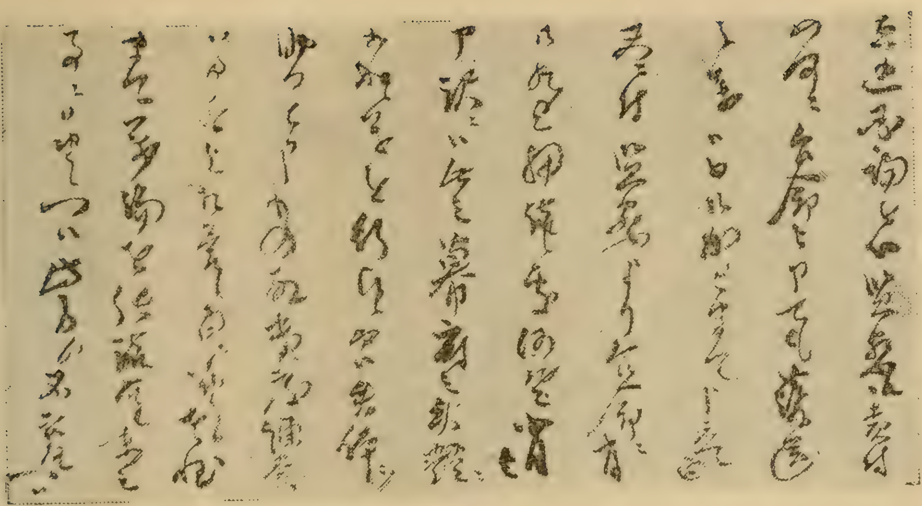
論誡ニ正敷、尤の事にて余程後れを取り候迚、有志中より責を受候位にて、再筑え参候節は打て替て正論を立込、國論を以監察え責付、如何に台命と申ても護送の儀は不ニ相成一とまで申立候由、夫に付監察より台命に背候かと押詰候處、何ぞ背と申譯には無レ之、幕府の失體に相成候儀を行ひ候ては、失體を助ると申もの故、幾度も諫奏いたすと相答候由に御座候。　左程まで議論を張詰居候末の事に御座候へば、此方より不レ



變候へば、賴ぬ肥國とは申ものゝよもや變じはなるまイと被二相察一申候。　夫位、肥、薩の論一致いたし候處、肥前も初は兩端を持し罷在候得共、皆同躰に歸し、久留米は初より護送の儀君命と持出候故、今更持直し可二出來兼一はじまらぬ景氣に御座候由、就ては監察もあぐみ果、再達しもならぬ模樣と被二相聞一申候。　此幕監より押へ候より九州一躰可レ致糸口と相成、筑前の俗物を打破候へば、必一致に趣候向と見込、黑田罷歸



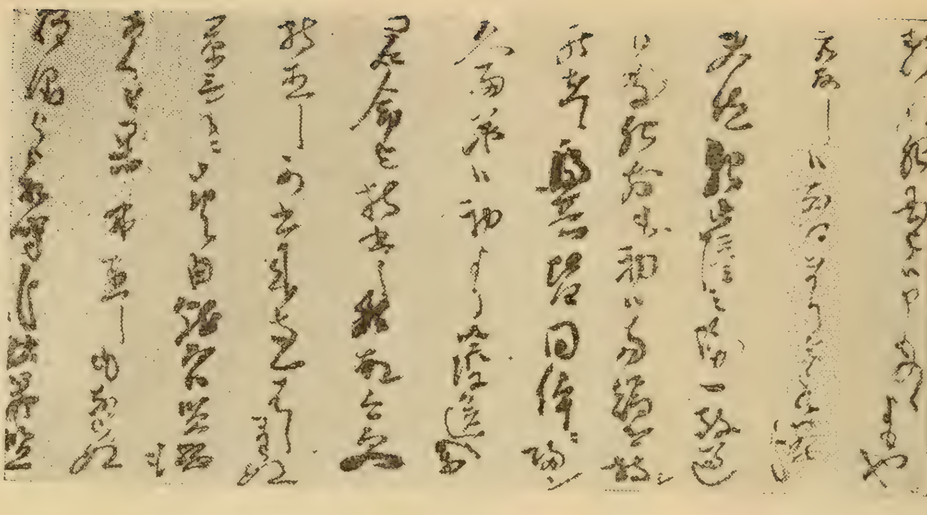
候儀に御座候故、折角其評議中に海江田立歸、其御許えは詳に事情も不二相通一事故、少しは趣も相變候へ共御兩殿様達二御聽一其上海江田は中將様え拜謁言上相成、委細御聞取相成候上、先ヅ筑前にて今形(いまなり)じつゝ踏占居候て、尾藩え最初よりの扱も有レ之事故、得と情實申入、周旋爲レ致候はゞ可レ宜との御沙汰に相成、筑前えは吉井幸輔御遣に相成候儀に御座候。 只今筑前



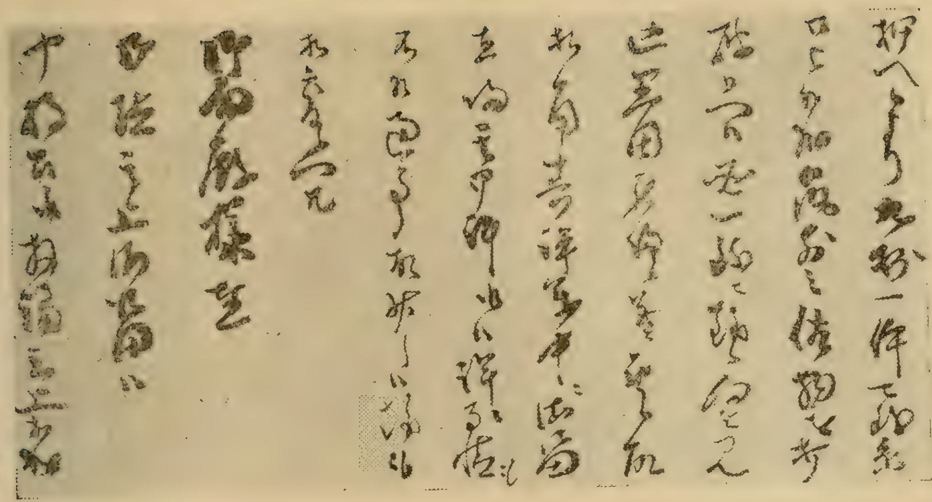
の處は、纔監察の一人、筑の俗物も早(1)櫛橋抔の類は悔悟いたし、(2)山城の黨は大に五卿方へ通じ、少し有志のものは內にて起り、纔に道に立候はゞ一變可ㇾ致勢ひも相見得居候由に御座候。 夫に付ては、監察え此筑前におひて五卿邊の處又は各藩の見込等御熟覽被ㇾ成候故、一先づ大坂に御歸の上、今一議論被ㇾ成、是非各藩見込候處、御周旋被ㇾ成度こ追掛候處、余程恐怖いたし、是非引取度情こ相見得候へ共、何分夫形(それなり)被ㇾ立退ㇾ候

(1) 早櫛橋は早川こ櫛橋か

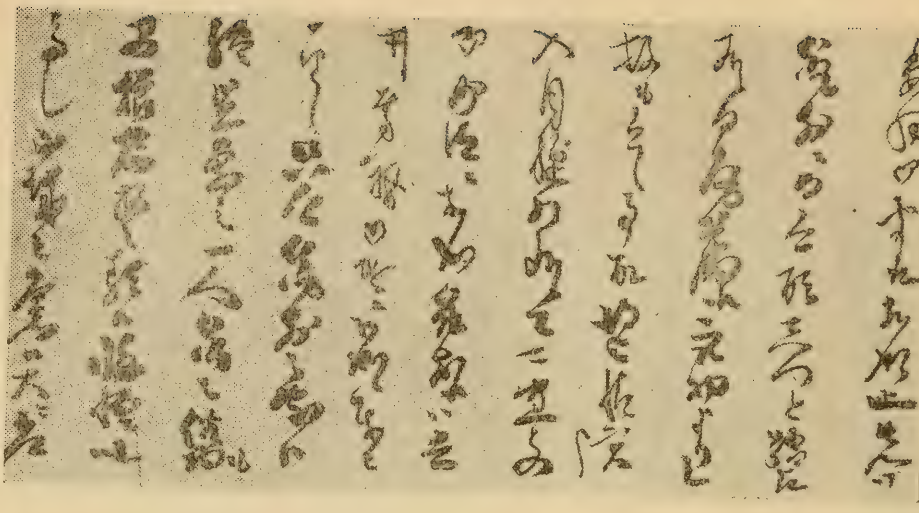
(2) 黑田山城



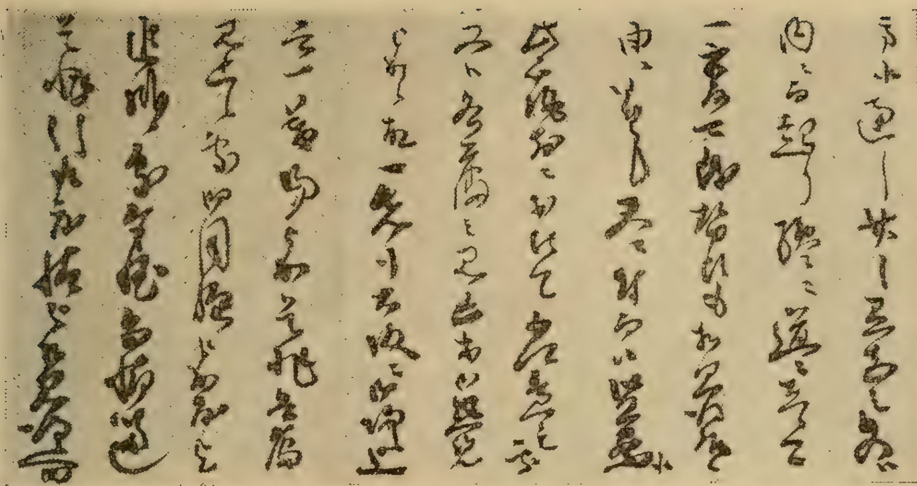
ては、全筑前より被レ欺候場に相當り、且幕府の機嫌を損じ候と筑前の俗物見込む處も有レ之、無理に引留居候樣子に御座候由、只此監察一往歸坂いたし候と、夫計でも筑の一變は機相見得候由に御座候。　夫に付得と相考候處、大坂において貴兄の大正論に疵を付候ては不二相濟一此五卿方の處も小事とは申ものゝ王室を起すの一端にて、勤王家の欣慕する御方々に候へば、大に人心に關係する譯にて、纔の事より大正論



の疵と相成候ては不㆓相濟㆒と苦慮此事に御座候處、今通にては筑にては變ヲ引出す樣の事には到り申間敷、若、尾張よりの周旋は出來不㆑申との事候はゞ、幕府の方へは默して被㆑下候ても宜敷は有㆓御座㆒間敷哉、幕府より命を下し候ても不㆑奉と責候はゞ、國元へは直樣申遣置候處、爲㆑何越も其御方へは不㆓申越㆒候付、國元の見込一向不㆓相分㆒と御すれ居被㆑下候へば、宰府の處は隨分此方にて可㆓相働㆒と吟味仕、動かしは爲㆑致間敷候



付、左様御含居可ㇾ被ㇾ下候。 今の處で大坂え出掛候へば動出すは早かろふこ相考居申候。 木戸より品川えの書面中に、妄擧妄動は彼の欲する處こ相見得候。 幕の勢、衰弱を以欲する譯更に不二相辨一いづれ名こするものを失ひ候故、今一ツ曲を與へ、是を以、外國の應援を頼むならんこ推察仕候。 於二外國一戰を起には、余程條理を立候付、是位の償金を與へ候故、應援を頼む抔こは云れもせず、受も致さん故、窮策より出候は

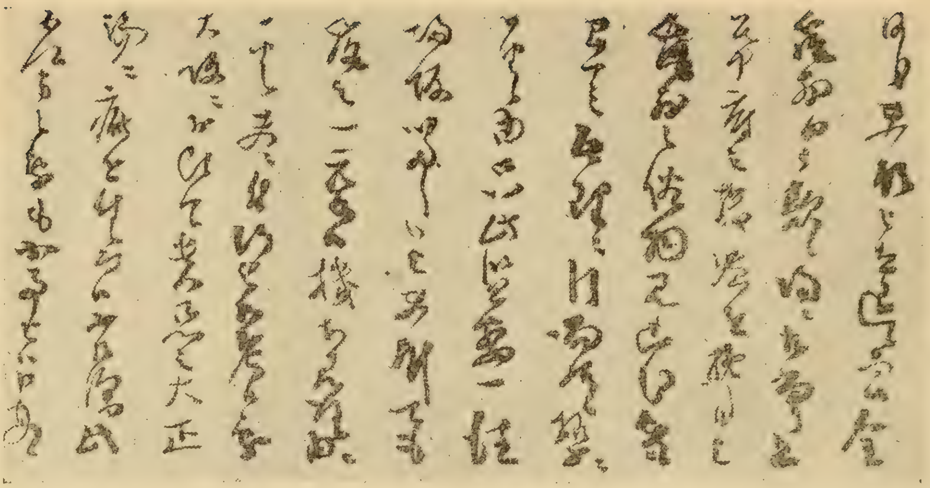


んかと相考申候。如何。〇五卿方、大坂におひて動き立危き段に相成候へば長州も情義におひて安閑といたし居不レ申、いづれ打破れ可レ申候付、妄動を欲するの策に陥候ては不二相濟一事と相考候付、存分見込の處申上候間、宜敷御勘考可レ被二成下一候。何分海江田君より御聞取可レ被レ下候。恐々謹言。

五月二十九日　西郷吉之助

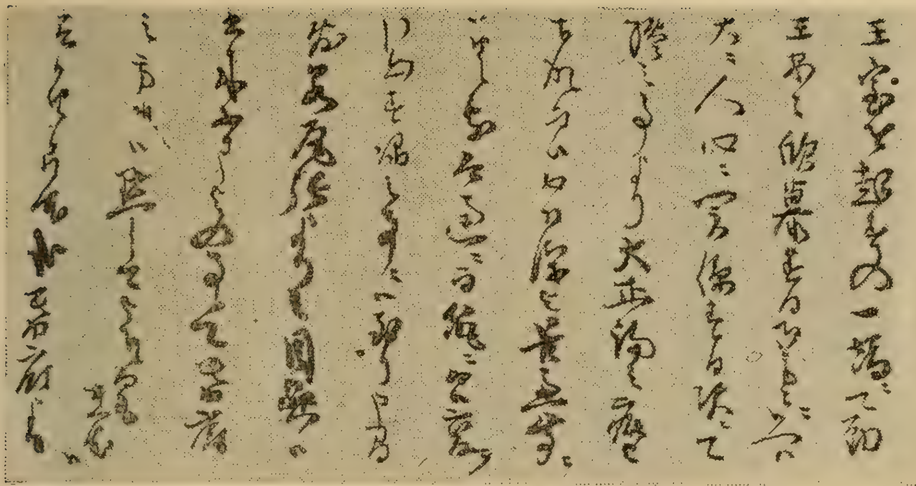
大久保一藏様

追啓上、英國志と申書物御探被レ下貳

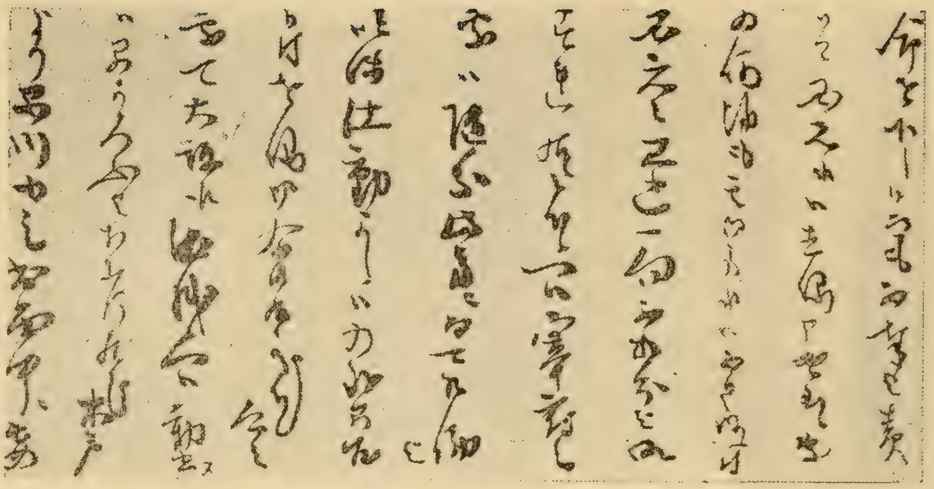


部計早便御下可レ被レ下候。いまだ
君公えは御覽不レ被レ遊由御座候間、御
賴申上候。

【解說】　此書も亦鹿兒島より在京の大久保への答書である。「兩艦云々」　兩汽船（三邦丸と胡蝶丸ならんか）　便よりの各御細翰といふ意。「閣老へ建白書持參云々」　長州再征につきては薩藩は初よりその不可を唱へて出兵を謝絶してゐたが、此度幕府は更に大阪留守居木場傳内に內命を下し出兵を促した。そこで在京の大久保利通は大阪に下り、自ら出兵拒絶の建言書を作り、木場傳内の名を以て大阪在營の幕閣に提出せしめた。板倉閣老は更に大久保

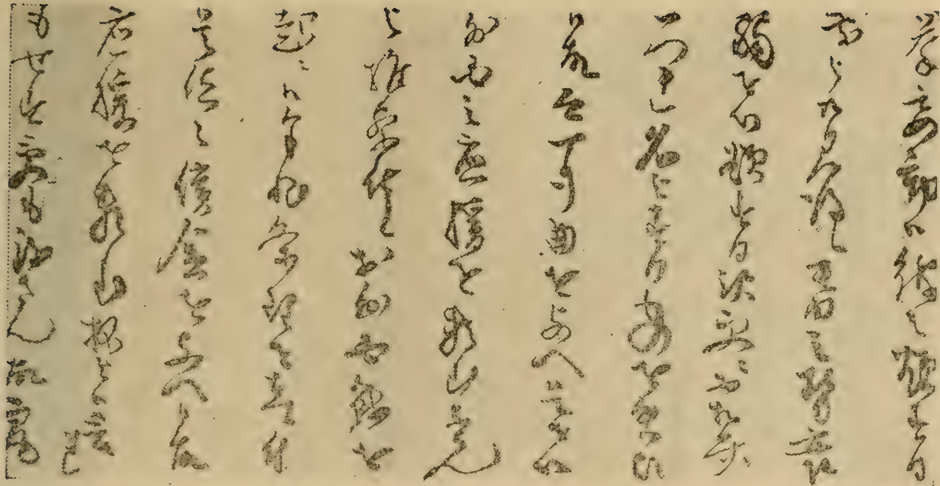


を召して出兵のことにつき懇談した。そこで大久保は毅然として幕命を拒絶し、その次第を隆盛へ報じた。隆盛一讀三嘆、一通の喜びではなかつた。此書中に「兩君主にも大久保が出かしたと御意遊ばされた」といひ、「文章議論双絶、天下の耳目を定め後世青史に正著たり」といひ、「此因循國が正論國に變じて鹿兒島が廣い心地す」といへるなど、あの大きな隆盛が滿面會心の笑を洩らした樣子、見るが如くである。○「五卿方の一條云々」幕府は五卿を大阪に護送せしむるつもりで、目付小林甚太郎を大宰府につかはした。最初筑前、久留米兩藩の如きは一も二もなく幕府の命を奉じそうであつた。薩藩から五卿の守衛に出してあつた肥後直次郎も初は筑前説に附和してゐたが、愈小林が見えると報告のため飛んで歸藩した。そこで、黑田嘉右衛門(清綱)



が大宰府に急行し、小林を制して遂に手を下すことが出來ぬやうにした。その折に於ける各藩の態度は本書に詳かである。

末段「今日の處で大坂へ出掛候へば」といふ一節の意味は、今にして五卿大阪へ移られたら變動は早いと思ふがこれは考へものである。木戸から品川への書面に、長州側で妄擧妄動するのは、幕府の欲する所と見えてゐる。畢竟幕府は再征の名目がないから、何か一つ征討の種になるやうな曲事を見出して、それを理由として外國に應援を賴む心算であらう。若、五卿が大阪に出られたとして、幕府が五卿を獄に投ずるとか、極刑に處するとかの事になつたら、長州は情義上默止しがたく、たまりかねて出兵でもり、宜であらう。かくては幕府の策に陷ることになするしくないと思ふといふのである。



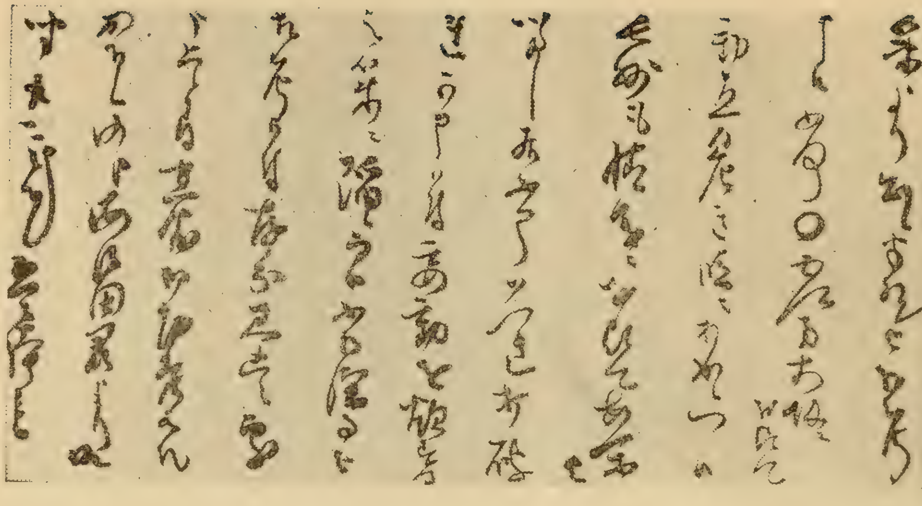
追啓中に「英國志」を君公の御覽に入れるから送るやうにとある。これは近々英國公使を鹿兒島に招待するので、その必要を感じたのであらうが、之を以て隆盛等が外國の事情研究を忽せにせず、又、君侯の外人延見について、萬事落度のないやうに細心の注意を拂つてゐたといふことが窺はれる。

備考

薩藩出兵拒絕の建言書

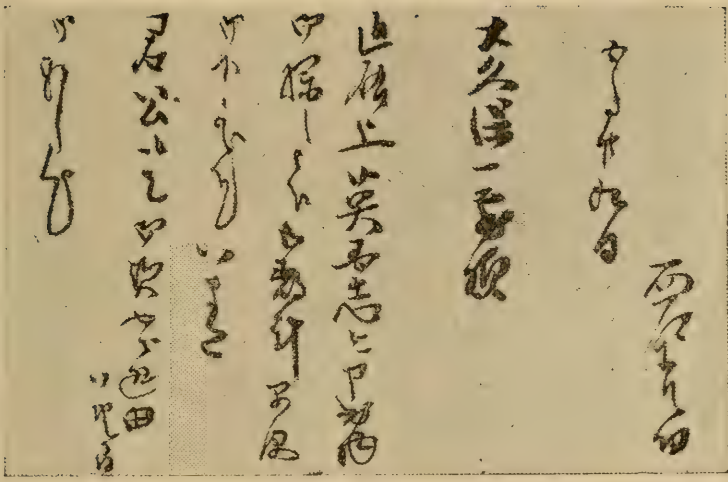
慶應二年四月

【按】此の建言書は前書に見えた隆盛の嘆稱措かなかつたもので、大久保利通の筆に成り、初め大阪留守居木場傳内の名で出したところが、幕府之を却下したから、今度は家老岩下方平の名で出した。幕府は重役名義では受理されぬと、復却下したので、岩下



は大久保と謀り、直に藩主の添書を加へ提出したところが、板倉閣老は之を見て薩摩は遠方であるから、かく迅速に往復の出來る譯がないといつて、岩下を責めた。 すると岩下は京都在留の重役は藩主の名代として全權を任せられて居るから、重役の意見は即ち主人の意見であると頑張り通したといふ建言書である。

即今內外危急の時節、防長御處置の儀其當否に因り、皇國の御興廢にも相拘り候重事にて、實以不㆓容易㆒御儀に候處、追々御達の趣も被㆑爲㆑在、猶又來る廿一日迄に、大膳父子等被㆓召呼㆒若、此度御受不㆑仕候得ば、御討入に相成候に付、相心得御差圖奉㆑待候樣、被㆓仰渡㆒の趣承知仕候。 一昨年尾張前大納言樣總督として被㆓差向㆒伏罪の筋相立、解兵迄相成候處、却て



御譴責同様の御都合にて、就中、神速御上洛の朝命御請無レ之のみならず、却て不二容易一企有レ之由を以て御再討被二仰出一御進發相成、終に今日に立至候。御討入の時宜に相成候へば、天下の亂階被レ爲レ開候事實明白なる事に御座候。從二朝廷一時勢相應の御處置を以て、寛典に被レ處候御達の御趣意も被レ爲レ在候處、御奉戴無レ之由傳聞仕、天下衆人物議喧々、不レ堪レ聞次第に御座候。征伐は天下の重典、國家の大事、後世青史に不レ耻（はぢざる）名分大義、判然相立、其罪を鳴らし、令を不レ聞して四方響應致候様無レ之候ては、至當と難レ申、尤も凶器妄に不レ可レ動の大戒も有レ之、當節天下の耳目相開候得ば、無名を以て兵器不レ可レ振は顯然明著なる譯に御座候。況て國人不レ可レ討と謂ふに於て、却て撥亂濟世の御職掌にて、動搖を被二釀出一候場合に相至候。前條天理に相戻候戰鬪、於二大義一御請

難レ仕、仮令出張の命令承知仕候共、不レ得レ止御斷申上候間、虚心を以て御聞届被レ下候樣奉レ願候。京都詰重役共より申上候樣申越候に付、此段申上候。以上。

松平修理大夫家來

寅四月　木場傳內

（薩藩主署名の添書）

別紙家來共より言上の趣兼て申聞置候趣意に御座候處、既に長州の儀御請書不ニ差出一候節は、一同討入候樣被ニ仰渡一候趣承知仕候。御決定の上不ニ容易一御儀と恐入候得共、皇國の御大事に相拘、且名分條理不ニ相立一候ては、御請難レ仕儀兼て確定の旨趣有レ之、別紙にも申上候通、於ニ大義一難ニ相濟一不レ得レ止御斷申上候間、宜敷御聞届被レ下候樣相願候。以上。

四月　松平修理大夫

一三二　蓑田傳兵衛への書

慶應二年六月十三日

此度英人御饗應向に付、夷人こ慢り、配膳向輕蔑の振舞共若哉有之候ては不相濟、譯に御座候間、其邊の處、我々共より書付を達置呉候樣、木藤角太夫より承候付、草稿相認御相談申上候付、可宜こ被思食候はゞ、今日磯におひて右の趣御達置被下候ては何樣可有御座哉。　此旨早々申上候。　以上。

六月十三日

西郷吉之助

蓑田傳兵衛樣

(達書草案)

此節遠客御招請に付ては、皇國の爲、深思召の譯被爲在、萬國普通の禮節を以御會釋被遊候付ては、配膳向至極念を入、決て輕蔑の振舞無之、御高儀奉感服候樣肝要に可被相心掛候。此旨分て相達置候。

【解說】英國公使パークス及び英國東洋水師提督キューパー等は、薩摩の招待により、慶應二年六月十七日(西曆一千八百六十七年七月廿七日) 軍艦三艘を率ゐて鹿兒島に到着し數日滯在、非常な歡待を受けて、薩英の親交を結んだ。此書は彼等の到着前六月十三日、隆盛より側役の蓑田傳兵衞に與へたもので、外人歡待の宴席に於て配膳等に粗漏なきやう特に掛員に達しおかんと案文をそへ協議したのである。

一三三　帖佐彦七への書

慶應二年六月十八日

今日も御出勤珍重奉ㇾ存候。　陳者英人と談判の儀に付、書付書調方御願申上度御座候付、何卒御暇被ㇾ成ㇾ下候て九ツ時過(1)より下(2)會所え相集、其上英艦え差越賦に御座候。　就ては松木安右衞門え引合不ㇾ致候て不ㇾ叶義有ㇾ之四ツ(3)後参り呉候様相達置候付、私認方迚も相調間敷と相考候付乍ㇾ御苦勞ㇾ御來訪の處奉ㇾ希候。　以上。

六月十八日

西郷吉之助

帖佐彦七様

(1) 正午過

(2) 下會所とは鹿兒島下町にあつた會所．よく他藩よりの使者などの宿所に充てた　(3) 午前十時過

【解說】本書は前書に說明した英國公使等鹿兒島來着の翌日、談判に關する準備書類の清書を帖佐に託せんがための依賴狀である。

松木安右衛門といふは、後、外務大臣となつた故伯爵寺島宗則のことである。彼は恰もよし、此頃英國から歸朝したばかりのところで、此時の談判について非常に都合がよかつた。なほ談判の事については次の書翰の解說にて說明する。

一三四　岩下佐次右衛門への書

慶應二年七月上旬か

一兵庫開港の儀は、上
天子より下萬民を欺て外國と約定相結候儀、萬國普通の條約と難レ申候付、右の譯を以テ幕府を相責候樣、細々及二談判一候處、政府と約定いたし候譯に候得ば、內輪の混雜は、決て外國人の差構(さしかまふ)事にも無レ之、勿論勅許と申ス儀も相望候事に無レ之と申募り、餘程幕臭有レ之、破談の勢に成立候處、得と日本の情實を申解き、其上利害得失委敷申聞ケ候處、初て會得いたし、夫より彼の底意不レ殘打明候向にて、大に幕府の失體を申出候場に立到候て、全ク熟話

の都合に成行候事に御座候。左候て彼等申聞ヶ候には、いづれ右の事件外國人可レ存いはれ無レ之候付、何方より承候こ不レ申候ては相濟申間敷、其節薩摩の名目を出し候ては、決て不都合の儀も有レ之候はん。彼等も出したくは無レ之こ申事故、其邊は少しも差障無レ之、薩摩にて承候旨を以テ幕府え相迫候樣申聞ヶ候處、夫こそ本道の議論こ申ものよこ大に悅び候事に御座候。然共直樣突掛候向こは不二相見得一候へども、幕府の不條理なる次第にはあぐみ果候樣子に御座候。時機に依ては申立候も不レ被レ計候得共、極て申立こは不二申聞一事に御座候。

一兵庫港え異船渡來の節、勅使を被二差向一候樣子、如何の見込を以相盡候哉こ承候付、其節は薩摩の人數

勅使の御供にて異船え乘込、期日を引延し、是非諸侯を京師え集會し、全ク幕府の手を相離し、

朝廷よりの御所置に振替候含にて罷居たる由申聞ヶ候處、如何の譯にて其策崩候哉と申事故、其節幕府より頻に相迫、

朝廷よりの御所置に相成候ては、辭職仕候外無之段申募、終に

勅使を繰止候付、皆策致相違建白の書面と相離候故、如此疑迷の譯に立到、殘念の旨申聞候處、實に悅び候て、彼等も大に殘念がり候事に御座候、

一朝廷の御所置と相成候はゞ公卿衆の御談判と相成可申哉、是迄政府閣老邊え引合の場如何可致賦かと承候付、其節は

朝廷より五六藩の諸侯に被命、專引受、兵庫港の運上は朝廷に

相納め、萬國普通の條約を以相結、信義の交其時こそ可ニ相調只今の如き幕吏の賄賂を貪（むさぼる）不廉の次第とは大に違ひ、外國に於ひても都合可レ宜、勿論日本に於ひては是より相開ケ本道の事に成行可レ申と決定いたし居候旨申聞候處、至極尤の議論と申事に御座候。

一右通の次第外國より開立候ては大ひに不都合到來いたし、日本の人も不服の譯も出來候はん。いづれ其邊の處は、急速取掛候ては宜間敷（よろしかるまじく）候ニ付、能々機會を見合、是非相盡シ呉レ候樣、申事に御座候。

一三港の税、三分一丈けは、是非

天子に相納候樣、度々英國より幕府え申立候趣申聞ケ候。左樣

無レ之候ては
大君と相唱候儀不ニ相叶一日本に於ひては兩君有レ之姿にて、外國には決て無レ之事に候。いづれ國王唯一の體は不ニ相居一候ては、相濟間敷と申事故、頓と日本人外國の人に對して無ニ面目一事と申置候。

一日本條約の五ケ國は、諸藩に勝手に相交候樣觸達相成候樣、政府に可ニ申立一、左候へば大に難澁可レ致事に御座候。勿論政府の欺謀は不レ被レ行樣成立、自然政府の不條理なる儀も、外國の人可ニ相分一申聞候處、大に悅び候事に御座候。

一江戶え相詰候人に何篇打明相談可レ致人物は不ニ罷居一候かと相尋候付、決て無レ之段申聞ケ候處、何卒慥成人物差出吳候儀は相調

間敷哉と申事故、隨分差出可相成と返答いたし候處、合符を渡し、是を持參の人なれば不疑と申置候事。

（川上直之助氏所藏）

【解說】此書は隆盛が鹿兒島に於て英國公使パークスと談判の模樣を京都在勤中の家老岩下佐次右衞門（方平）に別紙を以て報告したもののやうである。此折岩下に贈つた本書がなくてはならぬのであるが、遺憾ながら未だ見當らぬ。後の七月十日付大久保への書中に「英人來着、段々談判の始末は岩大夫（家老の岩下）に申上越候に付文略仕候云々」とあるから、此書も矢張七月十日發のものか？と思はれる。

さて薩藩は何故に英國公使を態々遠方まで招待したか。此書面の趣では外交條約等の事は、將來眞の日本の主權者たる朝廷に於て取扱ふやうにしたい。幕府の手から外交關係を打放してやりたいといふことを主要なる話題として、英國公使の了解を得るやうに努めたやうである。尤も此頃佛國公使がやゝもすれば幕府を助けて强藩を制御させようとしてゐるのをみて、隆盛等は英國と親交を謀り、英を以て佛を制せしめんとする所

謂夷を以て夷を制せしむるといふ筆法に出でたものであることは推測に難くない。鹿兒島の士風や、兵器彈藥等の製造及び硝子製造等稍大仕掛な機械工業の施設等をも見せ、薩藩の實力を示すのも、その目的の一つであつたらうと思ふ。果してその効果はあらはれて、彼等は薩藩が日本に於て最も進歩した、最も有望な强藩であるといふことを認めた。これは明かに彼等の記述に殘つてゐる。又、此秋、英國公使は横濱に於て、幕府は日本の眞の政府でないから、直接皇帝に謁して條約を結ばんがために大、阪に行かうと揚言してゐる。併し英國公使が薩藩の招待に應じたのは、單に薩藩の希望に應じ受動的に訪問したのではなく、彼自らも進んで薩藩の實情を視察したかつたのである。なほ彼は英本國の外務大臣から、薩藩を援くるやうに訓令を受けてゐたらしい。彼の慧眼には幕府の力が最早强藩を制する力のないことが映じてゐたのである。彼等は幕府に代つて覇を稱ふるものは薩か、長か、將た何處であるかと興味をもつてながめてゐたのであらう。英國の外務大臣から訓令のあつたことは寺島宗則の自記に見えてゐる。それに據ると、寺島は

英國出發前、英國下院議員オリハント（此の人は初めて日本の公使になつたアールコツクと共に暫く江戸に居たことがあり、日本の事情には可なりよく通じてゐたらしい）に、日本の國體、國情、勤王諸藩の運動等を詳しく說明し、幕府の威令は既に行はれず、早晩政權は朝廷に歸すべく、條約批准の權も皇室に存することを十分に了解せしめ、オリハントから、この事情を外務大臣カラレントンに告げ、カラレントンからパークスに勤王雄藩（帝權確立を擁護する有力なる諸藩）を援助するやうに訓令を發せしめた。その訓令はパークスの鹿兒島來訪前に到着してゐたのであるが、パークスは鹿兒島ではその事を色にもみせなかつた。維新後程經て當時の實際をパークスから聞いたとある。

「兵庫開港の儀は云々」兵庫開港の件は初め安政五年、幕府が米國使節ペルリと締結した條約には、兵庫は、江戸、大阪の兩港と共に文久二年十一月（千八百六十三年一月）より開港すべき約束になつてゐる。此條約は勅許を得ず幕府が勝手に調印したのであると、當時の志士が攻擊したものであつた。その後文久二年一月に幕府は外國の同意を得て向後五ヶ年卽ち慶應三年十一月まで其開港を延期したのである。然るに慶應元年九月英・佛・米・蘭四國の公使は、軍艦九艘を率ゐて攝海に來り、兵庫の先期開港と、通商條約の勅許とを迫つた。その結果先期開港は勅許にならなかつたが、條約は勅許になつた。今日

の言葉で云へば主權者の批准を得たのである。

「兵庫港へ異船渡來の節、勅使を差向けられし樣子云々」これはパークスから、あの際勅使を發せらるるつもりであつたといふことであるが、如何にする見込であつたかと質問したのである。其折即ち前節にある四國軍船攝海渡來の節には、薩藩の建議により大原重德を勅使とし、薩藩より岩下、大久保等之に隨從して行つて、外交談判を幕府の手より直に朝廷の手に移し、朝廷の主權を內外に示す策であつたのであるが、一橋慶喜公の强硬なる主張により遂にその事は行はれずはず、通商條約は許す、兵庫の先期開港は許さぬといふ勅裁を幕府へ與へられたのである。隆盛はありのまゝに右等の事實を以て答へ、なほ本文に見えるやうな問答をなし、和氣洋々たる中に談判を終へたのである。右の談判は前書にもある通り、十八日パークスの乘艦で行はれ、隆盛は寺島を同伴した。寺島は英國より歸朝早々で隆盛等は彼によりて外交上の新知識を得たらうし、パークス等は彼によりて故國の近狀をも聞いたらうし、相互の通譯も自由に出來て、彼是非常に便宜を得たことゝ思はれる。

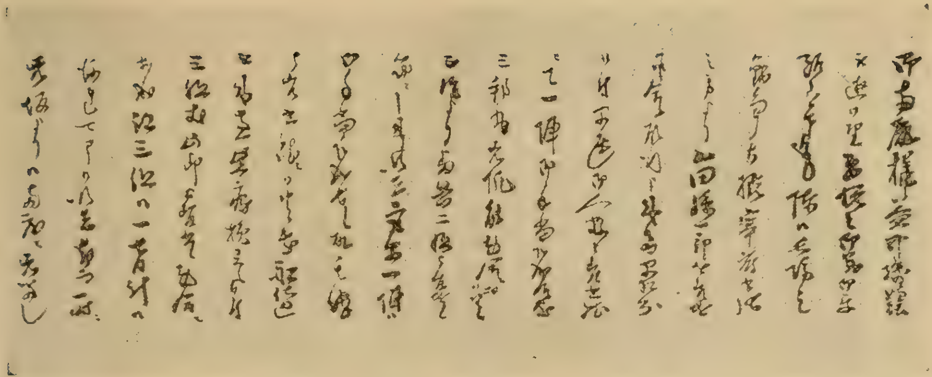
〔本文の原書は、口繪として卷頭に揭げてある。參照のこと。〕

一三五　大久保一藏への書

慶應二年七月十日

御兩殿樣益御機嫌能被レ遊二御座一恐悅の御儀、御互難レ有奉レ存候。陳ば長防の戰爭、大概、宰府出張の方より山田孫一郎を被二差遣一承合候形行申來候て、早相分候に付、早速御人數被二差出一候賦にて、一陣御手當相成候處、三邦丸着帆、能都合にて御座候。(1)正治より番兵二組被二差遣一候筋に申來候得共、最早一陣は御手當相成居候故、其儀も被二差出一賦に御座候處、船仕廻出來兼、些痛損有レ之付、三組丈此節被二差出一都合に相成、跡二組は一七日計は後れ可レ申候得共、却て一時に着坂よりは、兩度に着坂いたし候方、勢を張候はんかと奉レ

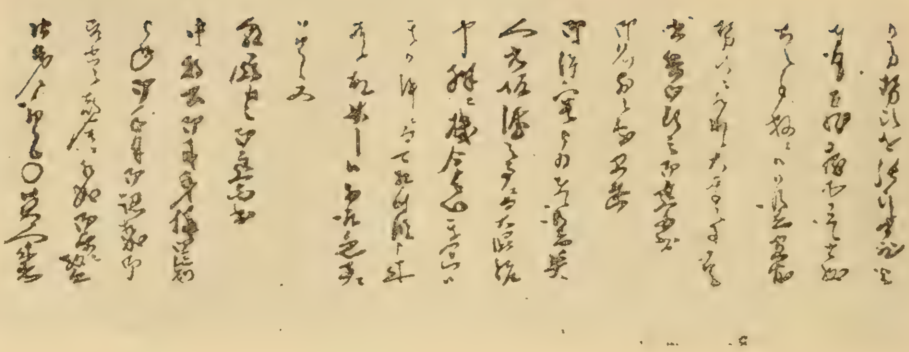
(1) 伊地知正治



存候。乍レ然痛處有レ之無レ據ちと手數には候得共、宜敷勢に相成候、大幸の事に御座候。出兵御斷の御建白書、御名前の處、早速御許容被レ爲レ在候得共、英人着府涯の事にて大混雜中、殊に機會を以テ其運は御許にて可二相付一段申來居候故、少しも不二取急一事に御座候。又

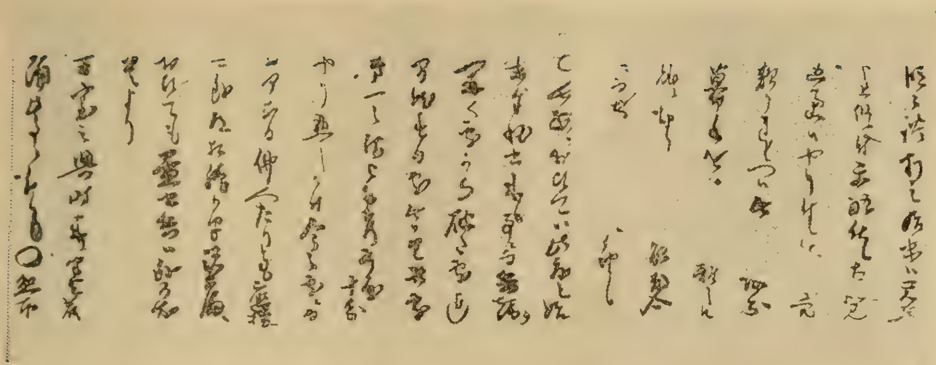
朝廷えの御建白書

中將公御自身樣御添削被レ遊、御手自御認相成、御差出の都合に相成、御互

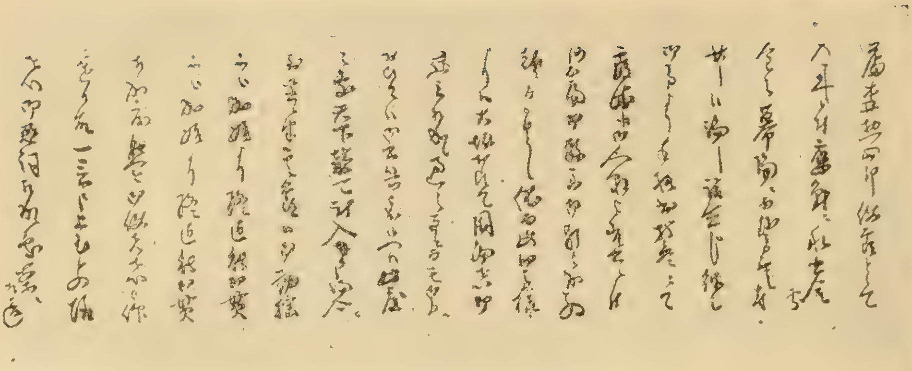


に難有次第に御座候○英人來着、段々談判の始末は岩(2)大夫え申上越候付文略仕候。大概見込通はやり付候賦に御座候へ共、欺かれ候へば無致方、隨分幕手を英は打離候賦に御座候。何分にも能都合にて大幸此事に御座候○長州においては、此度の始末餘程出來候事にて、兵端を開く處から破た處迄、間然する處無御座、此處第一の譯と相考居候處、十分やり應じ候付、今の處にて如何なる

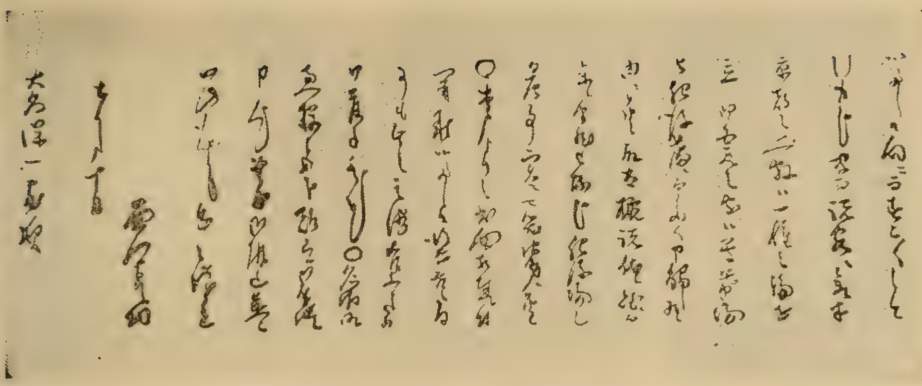
(2) 岩は岩下の略．大夫は家老の事



佛人たりとも、應援可致道相絶候はん。　諸藩におひても、益出兵は致間敷、是より
王室の興時來候はんと雀躍此事に御座候。　○熊本藩森惣四郎、使節として入來候付、應對に私出合候處、全くの幕論にて致方無之候付、少しは論じ詰置申候。　彼の御方より手扣書持參にて、鶴崎へ御人數被差出候付、何篇御教示御賴被成との趣にて御座候。　依て此御方樣よりは、大坂に



おひて國論を以御建言相成候通の事にて、其御方に於ては御出兵被レ成候へば、此度の處天下競て討入ミ申場合に到兼候はん、其節は御動搖不レ被レ成、始より終迄能御貫相成度、態ミ御使者を以被二仰進一候故一言申上置ミの趣を以テ御返詞相成候處、案に相違致候向にて、すご〻〻して引取申候。決して説客に參候はん。京都の人數は一種の論を立、御國元の處は尊幕の論ミ、肥後藩にて多く申



觸居候由に御座候故、大概說伏候賦にて參候はんかと存申候。　肥後論の危事、實に可笑次第に御座候○木戸よりの書面相達候付開封候得共差したる事も無之、其儘差上申候間御落手可被下候○名作御惠投被成下難有御厚禮申上候。　此旨御報迄荒々如此御座候。　恐々謹言。

七月十日　　西郷吉之助

大久保一藏樣

（大久保公爵家所藏）

【解說】 此書は鹿兒島より在京の大久保に贈つたのである。「長防の戰爭云々」此一節の意味は長防戰爭の事、大宰府の方から知らせて來たので、早速、衛兵を京都に差出すことに手當をしたゐたところに三邦丸が歸港してよい都合であつた。 正治から番兵を二組(陣か)つかはすやうに云つて來たが、最早一陣は手當になつてゐたこと故、あとも差出すつもりなりしも、船の都合が惡くて今度は二組差出す、跡三組は一週間ばかり後れる。 二度に着いた方が却て勢を張られるかと思ふ云々といふのである。 薩藩は征長の出兵を斷つて幕命に反抗してゐるわけであるから、自家の勢威を張るために、京都に相當多數の兵を出しておく必要があつたのである。「出兵御斷の建白書云々」 此一節の意味は、出兵拒絕の建白書に藩主の名をいだす件は早速御許容になつたのであつたが、其際英人着涯の事でもあつたし、なほ又大阪より其運びは、どうにか、つけておくと申して來てゐたために少しも急がなかつたわけである。 朝廷への建白書は久光公自身に添削し、自らお認めになつた、難ゝ有次第であるといふのである。

「英人來着談判の始末云々」これは英人と談判の始末は岩下大夫へ申遣はすから略する。(本卷一三四の書翰が卽ちそれであらう)彼が欺いたのなら致方がないが、さもなくば大抵豫期通にやつたつもりで大幸であるといふのである。

「長州に於ては云々」長州の此度の始末は上出來である。兵端を開くところから打破つたところまで間然する所はない。佛人でも最早應援はすまい。諸藩でも出兵は致すまい。王室興隆の時來れり、勇躍に堪へぬといふのである。熊本藩使節云々」これは熊本藩よりの使節に隆盛應接の次第を報じたのである。〇なほ本書　云へる藩侯よりの出兵御斷の建白書と、朝廷への建白書とを備考として次に揭載する。

備考

島津茂久、同久光より朝廷への建白書

慶應二年七月九日

【解說】此建白書は前揭七月十日附大久保一藏への書中に見えてゐる「中將公御自身樣御添削遊ばされ、御手づから御認相成」といへるもの即ち是である。建白の要旨は再征の條理に叶はざるを論じ、更に寬大の詔を下させられて、長藩を許し天下の公議正評を盡して、政體を變革し、武備を興張し、國威を宇內に輝かし、中興の功業を遂ぐるに至らんことを請へるのである。此書の京都に達し、朝廷に上つたのは七月二十日であつたが、朝議は萬機幕府に委任してあるから、かゝる建白は採用されぬと云ふことであつたが、正親町

三條卿は此建白を用ひて、解兵の勅語を下し、國家の大事につきては諸藩の衆議によりて決すべきことを唱へた。然れども慶喜自ら長防を征するといふ議が成立するに及び遂に採用されなかつた。

方今内外の憂患四方百出仕、實に皇國危急存亡此時に可レ有二御座一抑、今日の形勢に推遷候儀、一朝一夕の根由に無二御座一於二幕府一冠履倒置の儀不レ少、就中十年來外夷御處置振より以往、天下人心痛怨離叛の姿に相成、憂國の士是が爲に非命に斃れ候者數を不レ知、輔國の諸藩國力を不レ顧、東西に奔走仕候次第、偏に皇運挽回の至誠を以て聖朝を補弼し、幕府を扶助し、藩屏の任を竭し度との赤心に候處、幕府駕御の術を失ひ、憎怨私親、採擇に不レ適候故國是一定、衆議合論の場に至り兼、悉く水泡畫餅と成行候儀、千載の遺憾に御座候。既ニ一昨年來大亂の機相顯、干戈を動し、幾多の蒼生を殺し候上、眼前、若州信州邊の天災及び丹波大和の一揆、兵庫、大坂、江戸の騷動傳承仕候。即今、兵庫、大坂の儀將軍御在陣中、號例整肅、軍威四方に可レ輝の處、却て足本の卑商賤民の如き、嚴威を不レ憚、大法を犯し候儀、所謂民不レ堪レ命(めいにたえざる)の苦情に出候事にて、不レ可レ忍次第に御座候。最早鎭定の形にて候へ共、米價は勿論、諸色(しよしき)未曾有の騰貴にて、既に當年災旱水溢の憂も不レ被レ圖、此上兵端を開候ては爭論日

に長し、率土分崩不レ可レ救の勢に及ビ候は案中にて、其時に當り、外患を受候節は何を以て防禦可レ仕哉。是卑臣年來痛心慨歎する所に御座候。然る處内政を變革し、皇國を起すの大策、一日も不レ可レ捨の急務にて可レ有二御座一候へば、長防御征伐の儀には候へ共願クば既に一昨年悔悟謝罪の道相立、尾張前大納言殿、解兵の上被レ遂二奏聞一候段にて其節引續御所置振被二仰渡一候へば奉二謹承一候儀案中に御座候處、時機を失ひ、朝廷寛大の御趣意に反し、御再討御進發と稱し、更に御出軍御不審筋御糺明の處、御了解被レ爲レ在候由にて、忽ち本に復し、其裁許の名目を以て、當大兵を國堺に臨ませ、御處置振被二仰渡一度候儀、解兵後の御不審御晴レ相成候ても、御再討の儀は御解き不二相成一候ては本に復し候儀、實に不二相顯一且不レ得レ止兵を用られ候御譯にも不レ奉レ伺候へば、假令奏聞の上とは乍レ申、條理不二相叶一候故、乍レ恐其筋に承伏仕間敷、前文兵庫、大坂の商民さへ、其令を不レ恐程の事に候へば、數百年來譜代恩顧の長防士民の情は、無二餘儀一被レ察候處、歎願の筋をも御採用不レ被レ爲レ在、御裁許の御沙汰相拒み候とて、則問罪の師被二差向一候は、相當の御處置共難二申上一且又名代として出藝致候宍戸備後介等御不審被レ爲レ在候筋を以テ幽閉被二仰渡一候儀、問罪の師の擧動に無レ之候。道理を以テ御詰問の上、閉口して退去致候は、必ず國民も皆有レ罪事を可レ存譯に御座候。却て口を開かざる樣に仕向られ候は唯憤怨を起させし計の拙策に陷るのみならず、是非曲

直は不二相立一ものと天下に布告致候譯に相當り、殊更防州大島郡への暴發は海賊の所業に類し候儀、實以歎息の至に御座候。今般の始末防長の士民憤怒を懷く計に無レ之、大に天下の人心に關係可レ致譯にて、如何なる大乱に可二立至一哉不レ被レ計事に御座候。假令可レ討の理有レ之候共、皇國の興亡に相關り候大難の時に臨み、可レ起の急務を置き、却て亡に陷るの道に被レ爲レ就候儀、實以テ絕二言語一奉二恐入一候儀に御座候間、前後緩急大小の辨、治乱興亡の機朝議を以テ寬大の詔を被レ爲レ下、沛然の恩を被レ爲レ施、持危扶顚の聖斷被レ爲レ在、視聽を四方に開き給ひ、天下の公議正評を盡し、政體變革、武備興張、遠戎賓服、中興の功業を遂させられ、上御祖神の恩に報ひ、下蒼生塗炭の苦を被レ爲レ救度御儀と奉レ存候。誠ニ以テ重大の事件卑賤愚智の小臣、輕卒奉二申上一候儀、不當の重罪に候へ共、乍レ恐朝廷寬大の御趣意、兼て奉レ伺候趣も有レ之、且小臣等拔群の聖恩を奉レ荷候へば、皇國御浮沈にも相懸り、切迫の機に當り、默止罷在候に不レ忍、冒二萬死一血淚涕泣言上仕候。誠惶謹言。

慶應二年七月九日　久光

茂久

一三六　長州再征に付出兵を斷る文案

慶應二年七月

【解說】此書の原本は隆盛の自筆で、西鄕家の襖の下張にしてあつたのを近年見出したのであると聞いてゐる。多分前揭大久保への書中に見えてゐる藩侯より幕府へ差出した出兵御斷の建白書の草稿で、其本文は前の朝廷への建白書と同時に發送し、大阪の幕營に提出したものであらう。在來の幕末維新史には未だ此書を載せてゐないやうであるけれども、七月二十七日附で、大阪留守居木場傳內から「長防御征伐に付出兵御斷の書面主人より差出置候處（中略）早々出兵朝幕の御趣意相貫き候樣御附札を以て被仰渡候趣承知仕候」とて更に出兵を斷る旨を建白したものがある。多分此書を二十日頃に差出して、それに符箋してかへされた爲、再抗命の建白をしたのであると思ふ。さきに四月に差出した上書の符箋としては餘りに時日が經過してゐるから。

此節長州御處置の次第御達相成候處、承服不仕候付、其罪を被爲

伐候間、早々人數操出候樣被仰渡趣承知仕候。　一昨年尾張大納言樣惣督として被差向、伏罪の筋相立、解兵迄相成候處、却て御譴責同樣の譯、其他御出張の御役々方は罪を被爲蒙、其上改て不容易企有之、御再討被仰出、御進發相成候て、只々天下の動亂を被引起候譯事實明白なる儀に御座候處、其邊は全御取削に相成、鬪爭の術絕果候處より、以前の事故に立戻候へば其罪を天下に不被謝候ては、名分條理相立不申、勿論征伐は天下の大典、後世正史に載せ、毫も遺憾無之ものならでは、戰士、死に安するの期無覺束、且凶器妄に不可動の大戒、最早人の耳目開候世態、兵機も不相振儀當然の事に御座候。　況乎世人擧て可討と謂ざるにおひては、天下の人心を治るの權道、却て混亂を釀出候場に成行可申は眼前

の事ニ御座候付、天理に相戻候合戦は、萬々相叶不レ申候付、無レ據御斷申上候間、虚心を以御聞分被ニ成下一度此段申上候。　以上。

（西郷菊次郎氏所藏）

一三七　大久保一藏への書

慶應二年七月二十八日

御兩殿樣益御機嫌能被ㇾ遊㆓御座㆒御互恐悅の御儀奉ㇾ存候。陳ば小倉邊の事情等は川村(1)より細事御聞取可ㇾ被ㇾ下候。稅所(2)にも上坂いたし候付、何も文略仕候。其御地の形勢日々思ひ出し居申候。今當分にては迚も罷登程合も不㆓相分㆒貴兄には餘り强欲ヽ奉ㇾ存候。稀には交代も仕度、御相談申上候。藝國の御使者參り候得共、皆因循先生方にて是迄藝國にての盡力の次第を爲㆓御知㆒に相成ヽの譯にて、格別譯も無ㇾ之候。其御地の詰合の者は、矢張幕論ヽ被㆓相聞㆒嫌疑說を申送候由にて、夫故動搖いたす譯も有ㇾ之由に

(1) 川村純義か

(2) 稅所篤

被二相聞一申候。叱も不二相成一位にて、尋も不レ致、論は猶以の事に御座候。只咄さへ恐ろしがり候て、双方不二差障一やうに相咄居候先生方なれ共、小笠原閣老には少し角を立て被二相咄一申候。(3)伯州が和議を(4)宍戸抔へ相謀候説頻に相唱候由、夫を名といたし、(5)紀州抔は引掛候様子に御座候。小倉邊も同様の譯にて、大物議相起候由、可笑な事に成行、大慶の事に御座候。勝先生上坂にては、少し可レ見所も出來候はんかと相考、一左右御待申上居候事に御座候。此旨荒々奉レ得二御意一候。恐惶謹言。

七月廿八日　　西郷吉之助

大久保一藏様

（大久保侯爵家所藏）

(3) 老中松平伯耆守宗秀（宮津藩主）　(4) 宍戸備後介（長藩使節）

(5) 征長總督徳川茂承（紀州藩主）

【解說】此書ゟ鹿兒島より在京の大久保に贈つたものである。「貴兄には餘り强欲と奉レ存候。稀には交代も仕度云々」は、半ばからかつたのであらうが、田舍でじみな內治の事に當るより國事多難の折柄中央の政界に活躍せんことを希望してゐる樣子もが見える。「藝國の御使者」以下藝州の使者の樣子を報じて、「叱も相成らざる位にて尋もいたさず、論は猶以てのことに候。只咄さへ恐ろしがり候て云々」殆ど相手にしてゐないが、たゞいかに慇懃に力强く、言少なき應接であつたかと思はしめる。「夫を名とし紀州抔は云々」此一節は征長總督の紀州侯が、閣老松平伯耆守の專斷にて宍戸等を放還せしこと等を怒り、征長總督の辭表を差出したことを指したのである。「勝先生上坂にて少し可レ見所も出來候はん」は隆盛が如何に勝の人物に推服してゐたかゞ窺はれる。

一三八　黒田嘉右衛門への書

慶應二年九月廿五日

御安康奉賀候。　陳ば小弟不快有之、暫は平癒の體に無御座候間被相下置候陸軍方の諸書付類、貴兄へ御願申上候付、伊勢様へ差上被下度奉合掌候。　此旨乍略儀以書中御願申上候。　頓首。

九月廿五日

西郷吉之助

黒田嘉右衛門様

要詞

【解說】黑田嘉右衞門は後の清綱子、當時薩藩の軍賦役頭取であつて、陸軍職をかねてゐた。伊勢樣とあるは家老島津伊勢（後に諏訪甚六といつた）の事である。事實病氣であつたかよく分らぬが、隆盛は此頃前に大目附にされたのを辭してゐる。

一三九　大久保一藏への書

慶應二年十一月十一日

今日嵯峨行こしまり候由にて、吉井方より申來候間、早々御出懸け被ㇾ下度奉ㇾ合掌候。頓首。

十一月十一日　吉之助

一藏様

（大久保侯爵家所藏）

【解說】これは京都にての手紙。「としまる」は薩摩の方言。「企てられる」といふ語に近い。思ひながら一向、行かれないでゐたのに、行くことになつたといふやうな場合に用ひられる。

隆盛は此年十一月十五日小松帯刀と共に、汽船三邦丸にて鹿兒島を發して上京し、同二十六日に着京し、小松、大久保等と共に京都に居たのである。

一四〇　小松帯刀への書

慶應二年十二月九日

其後は御動靜不ㇾ奉ㇾ伺候處、先以御安泰可ㇾ被ㇾ成二御座一恐悦の御儀奉ㇾ存候。陳ば大坂表砂糖私方(1)へ御振向相成候樣(2)御差分の一條、殊の外六ケ敷、何分急速運兼候得共、次第々々に議論も相縮候向にて、至て大慶奉存候。いづれ一同不安心の處にては、又々煩も相生候譯に御座候得ば、最早御手を被ㇾ下候節、細々吟味を盡し、安心の所先ッ決議相成候處と奉ㇾ存候付、御渡相成候御書付も、いまだ相下げ不ㇾ申、議論中に御座候。乍ㇾ然最早央に至掛候へ共、全ク議論相定候處に至兼候付、得と吟味を盡し、其上御發相成候樣取計可ㇾ申

(1)　私方(拂方)の誤寫なるべし　(2)　儀の誤寫か

候付、兩三日は相滯可ㇾ申儀と奉ㇾ存候。　扨一昨朝(3)五代才助より承候へば、英艦兵庫碇泊相成、通辯官薩道(サトー)と申者より小松大夫並私滯京の趣承候付、是非面會いたし度、且御國許へ差越、横濱へ歸掛にて「ミニストル」より被ㇾ託候趣も有ㇾ之候に付、大坂御屋敷迄罷出京師より御下坂迄相待候て、誰ぞ御兩人の間一人へ面談いたし度趣、開聞丸乘頭井上新左衛門へ相付申達候由、全體右の軍艦へ御國元開成所へ罷出居候本(もと)藝藩人林謙三と申者、航海修行にて乘組居候て、旁周旋いたし候趣に御座候。　就ては、幸、私下坂いたし居候故、早々(4)兵港の樣可ㇾ參候付、其港へ相待呉候樣申遣、朝五ツ時分より打立、船にて參候處、早五代よりの返書相達、薩道には陸地に相待居候處故、早速小豆屋へ呼入、談判に及候處、第一の趣意

(3) 薩藩士五代友厚
(4) 兵港は兵庫港

は英國にをひても幕府は日本國中の政權を握候處と相心得、條約を結候次第に御座候處、近來幕府熱考仕候へば、御國の英國との戰爭、並に長國との取合等、皆幕府より所置いたし可ㇾ申の處、却て外國と互の爭と相成、夫のみならず長國の再討より開兵の始末前後、いづれも譯の分らぬ事、畢竟長州より京師にての暴發の節は、不敬の譯故、薩州も幕と倶に相戰、暴動を挫候事に有ㇾ之、伏罪の道相立候處、譯もなく戰を初、諸藩も不ㇾ應時機に相成候處、討破の力無ㇾ之に依りては、又々譯も立ぬ止戰をなし候次第、委敷相考候へば、定て攻亡（せめほろぼす）の力無ㇾ之、止戰と相成候ものと相見得申候。　ケ様に譯の立ぬ戰をいたすなれば、皆諸侯を討ずしては相成ぬものに可ㇾ相成道理、又長州一國を攻亡す力なきものが、如何しても

政事を旋し可ㇾ申哉。是にて顯然と相分り候儀に御座候へば、如ㇾ此空權の者と條約を結居候ても、實に無益の譯に有ㇾ之、英國においては何ぞ(5)政府と計ひ、條約は取結譯には無ㇾ之、日本權握の方、何方なり共可ㇾ結儀に御座候得共、さらばと申て權握の人も無ㇾ之、如何いたして宜敷ものやら、歸する處を不ㇾ知、乍ㇾ然外國人より權の立樣に諸侯に力を添候儀は、決して可ㇾ有道理に無ㇾ之と獨歎息の意を以(6)我國を振起せんと、くれぐれ誘いたし候事故、幸「ミニストル」よりの口氣も有ㇾ之候付、薩道の意底を探らんが爲、少し猶豫の色を顯し、段々皇國の爲に可ㇾ盡ㇾ力賦にて是迄相働候得共、頓と寸功無ㇾ之のみならず、却て政府の威權を挫くとのみ汲受、善言却て惡言と相成候次第、只今にては(7)朝を我ものにいたし成し候故、手

(5)「政府と計ひ」は「政府とばかり」の訛、政府と幕府を指す

(6) 薩藩　(7) 朝は朝廷

の出し樣も無之場合に立到候故、兵庫の開港に付てももくろみも有之候得共、いたし方無之に付、兩三年も傍觀して居可申賦に御座候と返言に及候處、大に驚き、三年とは何事と、餘り氣長事には無之哉、來年は攝海も開港の期限に相成、長州の儀も今通にては相濟申間敷、何とかきまりを付可申候付、此兩條の處を以て何とか働樣も有之そうに被思候と申す事に御座候。　右の次第を以能々相考申候處、佛人幕府へ計を相結び、私を營み、夫より不平を生じ候儀には相違有御座間敷と愚考仕居候。　何分面白口氣に御座候間、佛人は追付隔絶の色を顯し可申と奉存候付、此機を見て何とか策も有之事の樣に被思申候。　是で英人の好處に計心を向候て働立候へば、必ず佛へは怨を含候事に至可申、此隔絶

の場合に「ミニストル」交代共相成候て、先達より御咄の人共參候へば、我國の力を得候譯にて、矛盾のものと不相成、兩國の力を得候好機會も出來候はんかと相考候事に御座候。　其外小事の儀共、段々相咄候得共、兩三日中、御直話可仕、此一條決て御悅被下儀と奉存候付、荒增申上候。　小松大夫へ「ミニストル」より宜敷御禮申上吳候樣との趣、再三申聞候間、左樣御含置れ可被下候。　此旨一左右迄奉得尊意候。　恐惶謹言。

十二月九日　　西鄉吉之助

帶刀樣

御侍史

【解説】此書は慶應二年十二月九日、大阪から在京の薩藩家老小松帶刀に贈つたのである。隆盛下阪の用向は初め藩の財政上に關することであつたと見える。即ち薩藩の藩債の償還か何か支拂ふべき金があつたのを、砂糖で代償したいといふ談判を行つたものらしい。多分支拂先が幾人もあつてその差分け方に付議論が六ケしかつたのであらう。最初の一節は事件を斯樣に假定して讀めば難なく了解せられる。とにかく大阪留守居だけで解決がつかず、京都より隆盛が出かけて行つたのを見ると可なり六ケしい問題であつたらしい。

「扨一昨朝五代才助より承候へば」以下は英國公使館通辯官サトーと兵庫小豆屋に於て對談するに至るまでの顛末及び對談の模樣を報じたのである。此對談の模樣は輕々に看過すべからざるものである。先づサトーの談話は頻りに長州征伐に於て暴露した幕府の無力をそしり、かゝる實權のなき政府と條約するのは無益であるが、さりとて實權は何處にあるかと、嘆息の表情にて隆盛の意中を探らんとしてゐる。恐く、彼は、隆盛が幕府に代つて天下の實權を握るものは我藩であるといふであらう。そうしたら、それより歩を進めて英國に援助を頼むと云はせる樣に話しかけようと待ち設けてゐたであらう。然るに隆盛は却つてサトーの心底を看破しやうと思つて、如何にもすまぬ樣子で是迄種々

手を盡してみたが、却つて政府から惡く思はれる丈のことで思ふ通りに行かず、今日では手の出し樣もないから、兩三年は傍觀するつもりである。と切り出した所、サトー先生大に驚いたとある。此書にそれから後の談話を省略してあるのは惜しいが致方もない。隆盛は次に英人が何故に會見を求めたかといふことについて、隆盛の推測を述べて結局幕佛の關係が濃厚になつて不平に堪へない所からであると云つてゐる。隆盛は更に次の樣に云つてゐる。「それ故今後、我等は英人の好む方にばかり心を向けて行動しよう。然る時は佛國とは愈隔絶することになる。その場合に此前から噂のある佛人が今の佛國公使と交代して來るやうにでもなつたら、我薩藩は英佛兩國から好意を持たれるやうな好機會が到來するかと考へる」と。それから、なほ小事は段々話があつたが、それは兩三日中歸京の上申上ぐると結んでゐる。此書の大體の筋は右の通であるが、なほ少しく註しておきたいことは、當時の幕府の有樣と、幕佛の關係である。

此時は既に慶喜公が德川家を繼いで居られた。將軍宣下の式も數日前(十二月五日)に行はれた。慶喜公は長い間京都に居て中央の事情に通じ、政治上の修練も積んでゐる。それに今迄のやうに幕閣の制肘を受くるやうなことはない。旗下の將士を自由に動かされると云ふ地位におかれたのである。初政の宣言も立派であつた。朝廷の御受も宜し

く、幕府の威勢が立直るかと見るものもあつた位であつた。而して其背後にあつて其政策を援けたものは佛國公使レオン・ロッシュであつた。彼は以前から幕府に好意を表し强藩を削小して幕府の基礎を固くするやうに勸めてゐた。此年六月長州征伐中に英國公使パークスが横濱を去つたので、彼は軍艦を以てパークスの後をつけ、長崎に行つて、パークスが薩摩に行つたことを確めて引返し、兵庫港で板倉閣老と會見して、一日も早く征長の局を片付けないと、外よりは英國の煽動があり、内には薩藩の異圖があり、如何なる大事を起さぬとも限らない、大砲軍艦は望のまゝに供給せんといひ出した。彼は又、かつて熱海に外國奉行平山圖書頭、川勝近江守を招いで、幕政について、傾聽すべき忠言を與へ、内閣組織の變更、海陸軍の振興、新税の賦課等に至るまで具さに其方法を示した。今や新將軍慶喜公の政策上には明かにその意見があらはれて來た。此度サトーが兵庫に寄港して小松、西郷兩人の中に會はんと云つて來たのはかゝる際であつたのである。此後とても佛國公使は非常に幕府のために盡した。幕吏の中には佛國の援助を得て薩長を討たうと希望したものが少くなかつたが、それには慶喜公が同意されなかつた。又一方薩藩に於ても隆盛等は英國人に款を通じながら、内政干渉の口實を與へないやうに細心注意した。これは我國の仕合であつた。

一四一　大久保一藏への書

慶應二年十二月十一日

明朝六ツ前時分より小室山狩に小松大夫御登の筈にて、貴兄御同伴の思召にて御座候間、決て爲御知參候事と相考候得共、爲念申上候付、必御氣張被成間敷哉。　出立掛御誘引に上り可申候。

以上。

十二月十一日　　　　吉之助

一藏様

上置

（大久保侯爵家所藏）

【解說】これは京都にて小室山登の誘引狀である。

一四二　大久保一藏への書

慶應二年十二月三十日

御不快の由折角御加養奉ㇾ祈候。　扨別紙の趣近衞樣御方より申來候由、如何返答可ㇾ致哉承候付、いづれ貴兄へ御談合可二申上一旨申置候付、御平快の上、何卒御參　殿被二成下一候て、得と御申解不ㇾ被ㇾ下候ては、難二相濟一御座候間、御序を以テ(1)御氣張被ㇾ下度奉ㇾ願候。　此旨幸度奉ㇾ得二御意一置候。　頓首。

十二月三十日

西郷吉之助

大久保一藏樣

（大久保公爵家所藏）

(1) 御奮發に同じ

【解說】孝明天皇大故、此月二十五日終に崩御ましまして、二十九日大喪を發し給ひ、上下悲嘆に沈んだ。此書實に大喪御發表の翌日に成る。近衞家より京都薩邸への問合せは何事であつたか分らぬが、隆盛は此書を大久保へ送り、病氣快復次第近衞家に伺候、とくと辯解するやうにと申遣はしたのである。

王政復古運動第三期

王政復古運動第三期

小引

乾坤一轉、慶應三年丁卯の春となつた。世運時と共に政界の巨星俄に動き初めた。隆盛は正月二十二日京都を發して鹿兒島に歸り、次で薩藩の使節として、土佐・宇和島の二藩に赴き、再び鹿兒島に歸り、三月二十五日には島津大隅守久光に扈從して海路京攝に向ひ、四月二日大阪に着き、十二日入京した。次で十五日には宇和島藩主伊達伊豫守宗城、十六日には越前老侯松平大藏大輔春嶽の入京となり、少しく後れて五月朔日には土佐老侯山内容堂の入京となり、此に隆盛等の久しく希望してゐた雄藩會議が成立したのである。隆盛が正月以來の奔走はこれがためであつた。これより薩・越・土・宇の四藩連合の力によりて、幕府に拮抗し、猛烈な政治運動が暫く京都に行はれた。併し四藩の連合は、さほど鞏固なものでは無かつた。容堂の如きは漸く一月足らずの滯京で、五月二十七日に退京し、連合の一角先づ崩れた。あとの三侯は八月初旬までは共に京都に踏み止まつて共同の策戰に出でたが、春嶽は八月の六日に京都を去り久光は同十二日に京を辭して大阪に下り、宗城は同十八日に歸藩の途につき、四藩會議は豫期

ほどの結果を得ずして、全く瓦解し、幕府側の勝利に歸したやうであつたが、併し幕府も新將軍施設の出鼻をしたゝかに挫かれて、少からぬ痛手を負つた。そればかりではなく、討幕の氣運は全く此間に釀成され、四侯中最も佐幕的傾向を帶びて居た容堂の家臣にすら、隆盛等の討幕論に共鳴するものがあつて、薩土二藩の士臣間には早くも討幕の誓約が成立し、乾退助(後の板垣退助)がその一派の中軸となり、故國の同志を糾合する決心で、反對意見を有して居る主人容堂に扈從して歸藩した位である。又當時、なほ岩倉村に幽居中であつた岩倉具視は絶代の智謀を以て密かに薩藩士大久保一藏(利通)等と王政復古を計劃して居る。薩藩が愈討幕の決心をかため、久光の口から親しくその決心を長州藩士に傳へたのは六月中旬であつた。すぐ、その後で、長崎から上京して來た土佐の後藤象二郎と坂本龍馬とが、新に議院制度の創設を提唱して薩・土兩藩の間に王政復古の盟約が結ばれた。後、土佐の兵力不要論が顯著となるに及び、薩藩は土藩の選んだ將軍の大政奉還運動に頓着せず、斷乎として討幕の計を進め、八月十二日久光の退京下阪の頃には、もはや風雲頗る急にして隆盛の王政復古運動は將に十段目の砲火を見んとしてゐたのである。よつて編者は、慶應三年正月より四藩會議の瓦解した八月上旬を以て王政復古運動の第三期とし、此期間に於ける隆盛の遺文十七篇を左に收錄することにした。中には上述の諸問題の外に、隆盛の外交的手腕と識見とを見るべきものをも含んでゐる。

一四三　大久保一藏への書

慶應三年二月晦日

御分袖以來不レ能二御音信一候處、彌以御安康奉レ賀候。　陳者當月朔日安着いたし候處、三四日は病氣にて引入居、御上京の說は直樣言上不レ仕、一同の評議に掛一決の處を以テ言上の含にて御座候故、形勢見合居候處、不レ罷二歸一內に、御大故(1)の時を以テ御上京可レ被レ爲レ在事と、段々建白の向も有レ之候由にて、執政方も難澁被レ致候趣に御座候。三五日も相過候付、一同御會議相窺候處、備(2)後殿初メ執政中御側役中都て出席相成、山(3)內イチ(4)ヽは湯治にて御座候故罷歸候樣申參、相揃にて議論持出候處、案外老先生方の御議論盛なる事にて、速

(1)　大喪をさす。孝明天皇慶應二年十二月二十五日崩御。三年正月二十七日御大葬　(2)　島津珍彦　(3)　山之內作次郎
(4)　伊地知貞馨

に御上京の儀相決シ大慶の事に御座候。　此度の衆議不ニ相決一候か、又は御決定不レ被レ爲レ在候得ば、退身の含御座候故、強く申建も不レ致候得共、案外の事にて、我輩は飛揚此事に御座候。　御遙察可レ被レ成下候。　夫故翌日は桂家諏訪家御兩人と、私も御前え罷出、具に言上仕候處、直樣御承諾被レ遊候付、十三日夜半より出帆いたし、容堂侯へ御使者相勤候て罷越、巨細申上候處、氣味能御返答にて、生再不ニ罷歸一と迄被レ仰候由、至極の御決心出來被レ爲、難レ有次第にて御座候。　三月中を限と御定相成、私の滯在中に御上京の御廣め相成、餘程御はまり出來候段、福岡抔咄有レ之候。　夫故昨日御發し、別紙の通被ニ仰出一候間、いづれ三月廿日比に御發途の御賦に御座候間、其御許の御手當等は宜敷御願申上候。　宇和島は餘程因循の御

説にて、上京被成とは御返答被為在候得共、無覺束被思申候。嘸御待長御座候はんと案勞仕居候得共、無致方延引罷成申候。小松大夫えは別段不申上候付、宜敷御執達奉願候。頓首。

二月晦日

西郷吉之助

大久保一藏樣

【解說】此書は慶應三年二月晦日隆盛鹿兒島より在京の大久保に送りしものである。隆盛は正月二十二日に京都を發して歸藩の途に就き、二月朔日鹿兒島に着し、時局の重大問題を藩論に問ひ、その決定を見、更に又土佐及び宇和島への使節を命ぜられ、十三日鹿兒島を發して十五日高知に至り、歸途宇和島に寄港して、二十七日鹿兒島に歸着した。其經過を報じたのが此書である。

按ずるに昨秋一橋慶喜の入つて德川家を繼ぎしより、その施設漸く見るべきもの多く、

朝廷では關白をはじめ要路の公卿、悉く慶喜に同情をもつて公武の間は圓滿であつた。たまたま幕府に反抗の色をあらはした宮公卿三十三人があつたが、直ちに斷乎たる處置をとつて朝命を以て嚴譴を加へた。そのため滿朝屛息し、王政復古の意見を取り上げてくれる人もないといふ有樣で、幕府の衰勢も挽回されそうな勢になり、十二月五日にはその將軍宣下を見るに至つた。此頃京都の薩邸には、小松、西鄕、大久保等薩藩の中心人物が出揃つてゐたが、彼等は暫く幕府のなすところを凝視してゐる。幕府の方でも彼等の行動を警戒しつゝ程よくあしらつてゐる。既にして孝明天皇の大故にあひ、慶應三年正月九日明治天皇の踐祚し給ふや、二條關白攝政となつて、公武合體は益鞏固となつたのみならず、幕府の背後には佛國公使が有力なる助言をして、王政復古黨に取つて益不利な形勢となつた。然るに先帝の崩御につき大赦を行はるゝに及び、從來國事のために朝譴を受けてゐた多數の宮公卿等を宥免せられることになつた。その多くは王政復古黨の有力な人々であつた。彼の太宰府の三條實美以下五卿も歸京の手續をするやうに警衞の五藩に達せられた。同時に朝廷から長州の解兵を命ぜらるゝに至つた。隆盛等は彼我の形勢を察し、今や一太刀打込むべきところと看取したのである。そこで彼等は薩、越、土、宇、四藩の連合を以て新將軍慶喜に當り、岩倉、三條等有爲の公卿と策應して、王政復古の氣運

をすゝめやうと決議し、隆盛は四藩連合、國是決定の大策を諸藩に問ひ、久光、忠義兩主の同意を得んが爲に吉井を伴ひて歸藩したのであつた。隆盛の此時の決心は本文にある通り、此度の衆議相決せざるか、又衆議は決しても久光、忠義兩主の許がなかつた場合には退身の覺悟であつた。話が少し横道にそれるが、茲に隆盛の性行を窺ふべき一句が見えてゐる。といふのは「退身の含に御座候故強く申立もいたさず云々」とあることである、常人であつたら強く主張しそうなところを却つて默する。これも亦隆盛の所謂世俗相反するところ、英雄却つて好親するの類か。

さて容堂、宗城の兩侯に謁したことは本文の通であるが、土佐の中岡愼太郎の日記には其折の事がやゝ詳細に見えてゐる。中岡は當時鹿兒島に於て、西郷や吉井にあつて直接聽取つたのである。

備考

中岡愼太郎日記拔萃

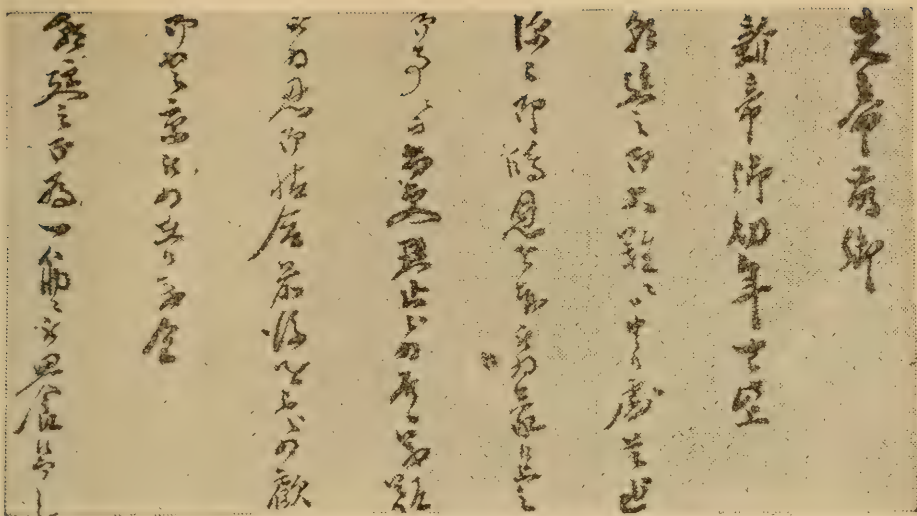
慶應三年三月三日の條

西郷土州に到り、福岡藤次と同く容堂公に謁したり。西郷儀此度薩侯の命を受參り候

事にて、大隅守樣より被二仰含一たる次第も有レ之、大に心配して參りたるが、上國の勢、具に言上したれば、公、御即答に、薩侯の御主意御尤の事に付、拙者抔、侯の御相手には相成間敷候得共、早速上京可レ致、尙又此方は貴方とは違ひ德川家の恩義も有ることなれど、皇國の爲め公論を以盡力する事なれば、地球上より見たる時は矢張公論なり。然れば親藩と雖も今日に至ては可レ盡事也。況んや外藩の列に在るをや。云々、被レ仰候由。西鄕曰く此度は事不レ被レ行と云て御引取に相成位の事にては不二相成一と申上る。公素より覺悟也と被レ仰候由。後藤二一（福岡孝悌）に被レ仰しは、此度は死を目的とすべしと也。公又西鄕に被レ仰しは藤次なども實の尊幕論でありしが、此度上京して諸有志に交りしに由て大に議論が能く成りたること、吾も嬉しき事と被レ仰、其れにて西鄕始めて胸がぐつと下りたる由〇西鄕滯留中、容堂公上京の儀國中ゑ被二仰出一候由也。

西鄕土州より歸途宇和島に到、老公に謁し、御上京の論に及ぶ。侯曰、凡事目的立ざれば行ひ難し、目的は如何と被レ仰候に付、西鄕默して退かんとす。松根圖書西鄕に向て、容堂公上京の目的と云は如何に候哉といふに、西鄕答に先づ能く御考被レ成よ。是程正しき目的と云は無き事にて、容堂公は今日天朝の御危難、臣子の不レ得レ止處が目的にて御上京に御決しの事に候。凡、天下の事平常の事は手づるを付けて成すことなれども、斯る御

大事に當り、大義明分を以て盡す日に當り、利害得失を論ずるは如何にも合點不ㇾ仕と云し處、松根御尤と答ふ。松根又國疲弊の事を云ふ。西鄕其れは御執政の御言葉とも聞えず、大義に臨み論ずべき事に非ず、中々左樣のことにては、足下の力にて國を富ます事とは思ひもよらぬ事也と云ふ。夫より酒宴となり女を出し酌を爲す。老公曰吉之助京都に愛女が有るかと、西鄕曰御座候。公曰名は何と云や。西鄕曰此れは申上ましたとて何にも不㆓相成㆒事故、今少し何か御爲に相成る事を御尋ね成ㇾ下度と云。公曰其方が左樣の言を云ふ奴つ故、仕方のなき男だと雜言す、云々。然るに、先、國の疲弊を推して勉强して上京と答に成りし由、頗る曖昧なりし由。

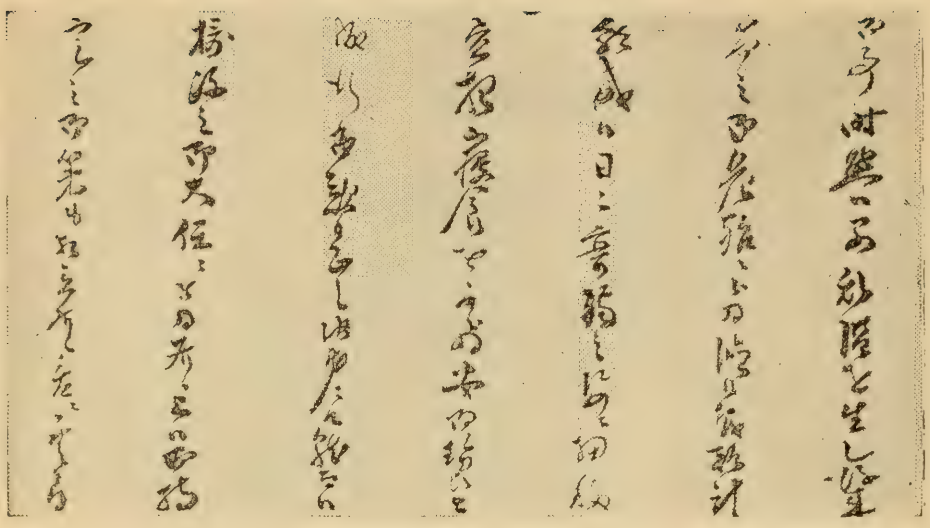


一四四　島津久光公への建言書

慶應三年五月初旬

【解說】久光は前書に見えた藩論を容れて、三月二十五日鹿兒島を發し、三邦丸で東上の途に就き、四月二日大阪に着いた。此行、特に陸海軍の兵士七百餘人を引卒した。勿論隆盛も扈從したのである。久光大阪に滯在すること十一日、四月十二日入京した。

此書は島津久光の二條攝政に會見前、その謀臣たる西郷、大久保が相議して作成したものらしく、會見の節、談判の要旨斯樣々々にありたしと建言したのである。年月はないが、久光公の越前（春嶽）土佐（容堂）宇和島（宗城）三侯と共に二條攝政邸に推參し、此書中に見えたる事柄を以て詰問に及びしは慶應三年五月



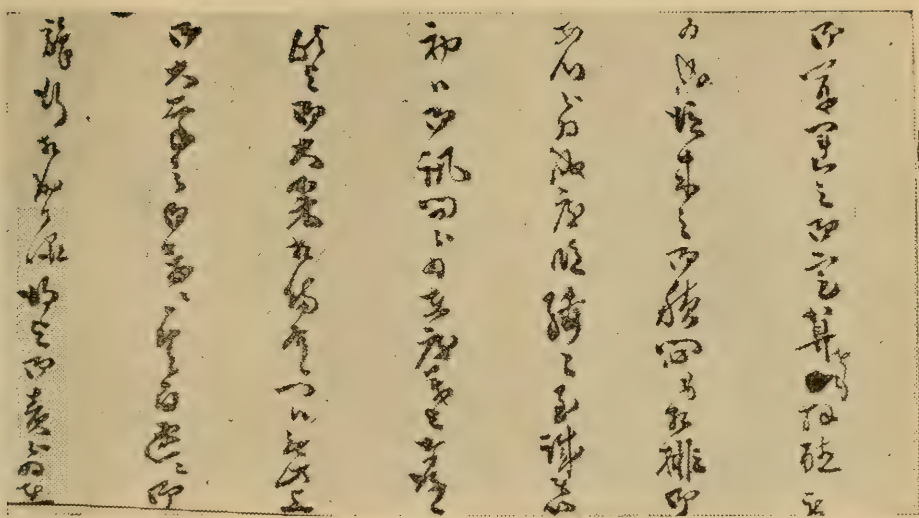
六日であるから、その一兩日前のものであらう。

二條攝政へ要求の箇條は議奏、傳奏の人選と明治天皇補佐として大宰府謫居中の三條實美を推薦したこととの二ヶ條である。

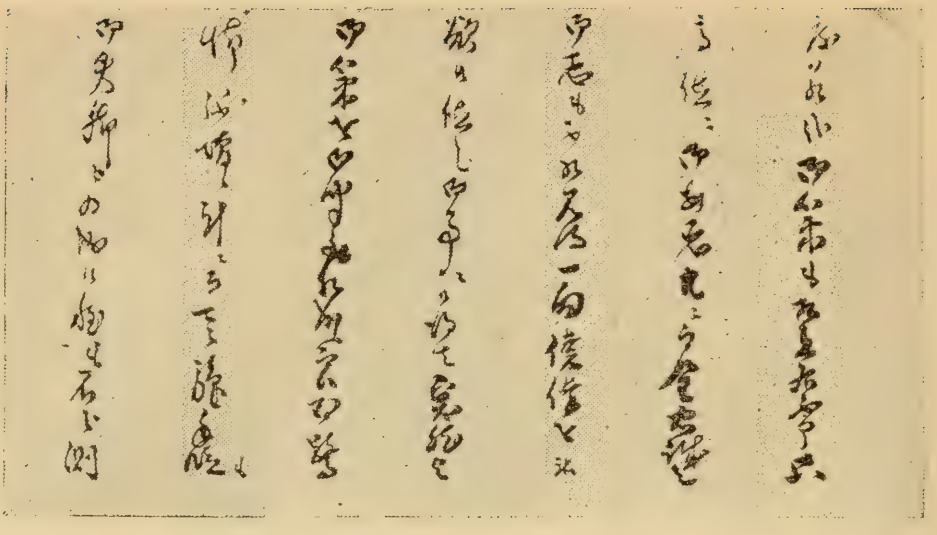
朝幕の現狀を打破して王政復古を決行するにつきて、要職に然るべき人物を据ゑんとしたのである。然るに幕府に於ても、議傳兩奏の人選は大に自家勢力の消長に關係あることであるから、公武合體派の公卿で、近頃まで議奏であつた、廣橋大納言、六條中納言、久世前宰相、野宮中納言四卿の復職を攝政に迫り、双方より必死の運動をしたのであつた。これは後の事であるが、其結果は双方共に十分の功を奏せず、薩藩で推薦した中で正親町三條（實愛）と他に長谷三位（信篤）の議奏補任を見るに至つた。

此書の本文は隆盛の筆蹟であるが、議奏、傳奏の人選

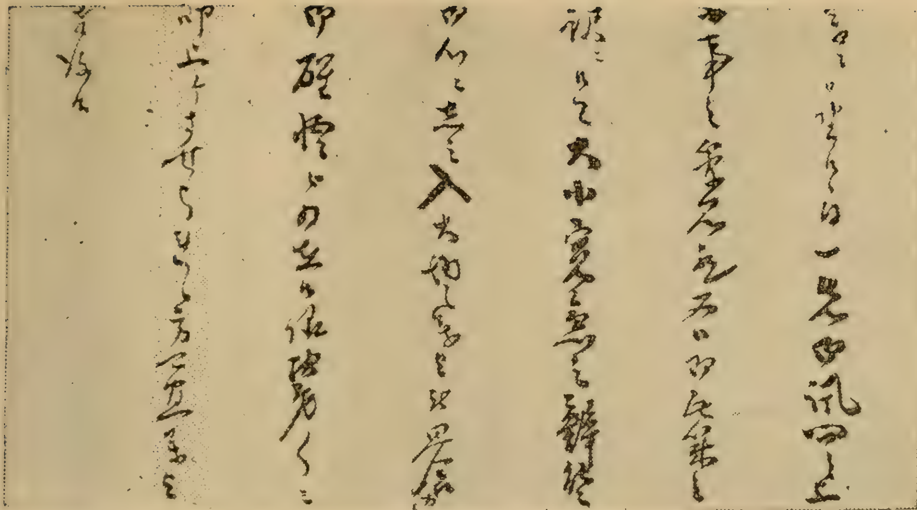
の姓名は大久保の筆で、符箋になつてゐる。」



先帝崩御、
新帝御幼年、無此上
朝廷の御大難に御座候處、是迄深く御
鴻恩をも被爲蒙候上の御事にて、尙更
默止被爲居候儀、難被爲忍御情合、前後
を不被爲顧御登京被爲在候儀、全
朝廷の御爲一筋に被思食候ての御事、
時態は早亂階を生し、後來如何の御危
殆に被爲臨候も難計

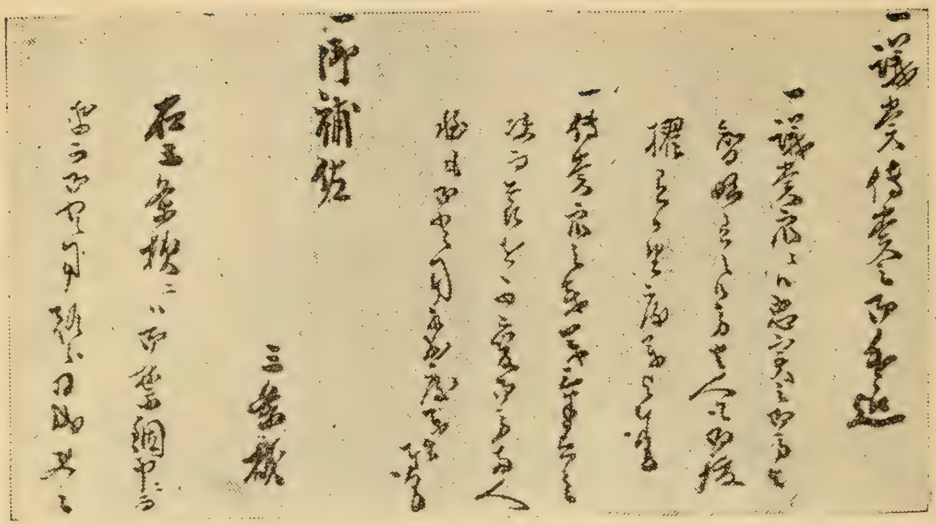


朝威は日々衰弱の姿に押移、晝夜寢食を不レ被レ爲レ安御勢ひと成行、御歎息の次第に候。就ては攝政の御大任に被レ爲レ居候上は御持定の御策も相立居候筈に御座候間、御開運の御定算をも拜聽被レ爲レ成、從來の御積悶も相排（ひらき）、御安心被レ爲レ成度段、縷々至誠を以テ初は御訊問被レ成レ在度儀と奉レ存候。屹度御大策相備居候へば、無ニ此上一御大幸の御儀に御座候間、速に御施行相成候樣、得と御責被レ爲レ在度、若哉御策も相立居不レ申、只高位

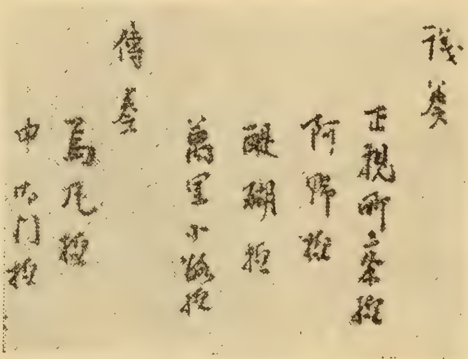


に御安着共にて、全忠誠の御志も不二相見得一、一向僥倖を被レ欲候位の御事に候得ば、突然と御策を御聞取相成候ては御驚怖彌增候計にて、可レ被レ施手段も御失脚被レ爲レ成候程も不レ被レ測儀に御座候間、一先御訊問の上、小事の管見か又は御無策の譯に候はゞ大小寛急の辨能々御心にしみ入、大切の儀と被二思食込一御醒悟被レ爲レ在候樣、次第〳〵に叩上げさせられ候方可レ宜儀と奉レ存候。

一議奏傳奏の御進退



一議奏衆には忠實の御方ゝ、知略有」之候方壹人づゝ御拔擢有」御座度儀

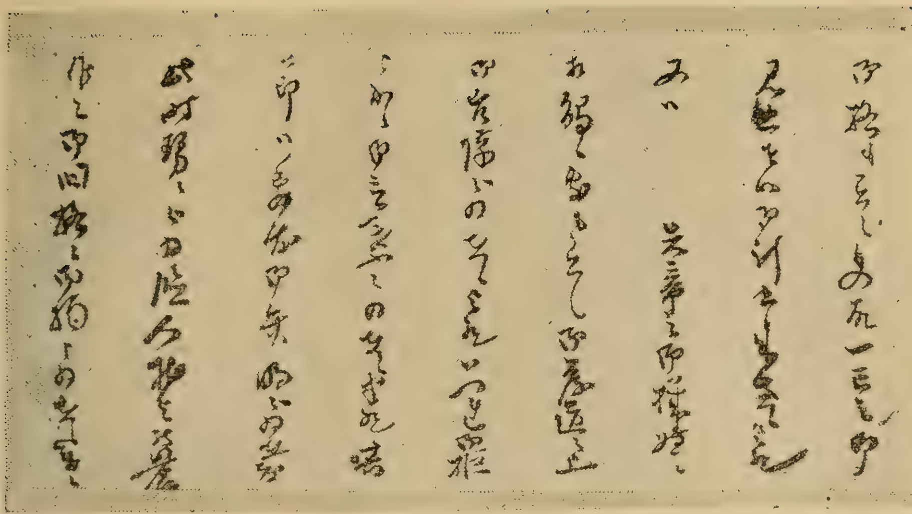


議奏	正親町三條樣
	阿部樣
	醍醐樣
	萬里小路樣
傳奏	烏丸樣
	中御門樣

符箋は大久保利通筆蹟

ゝ奉」存候。

一傳奏衆の儀義氣有」之決て節を不」



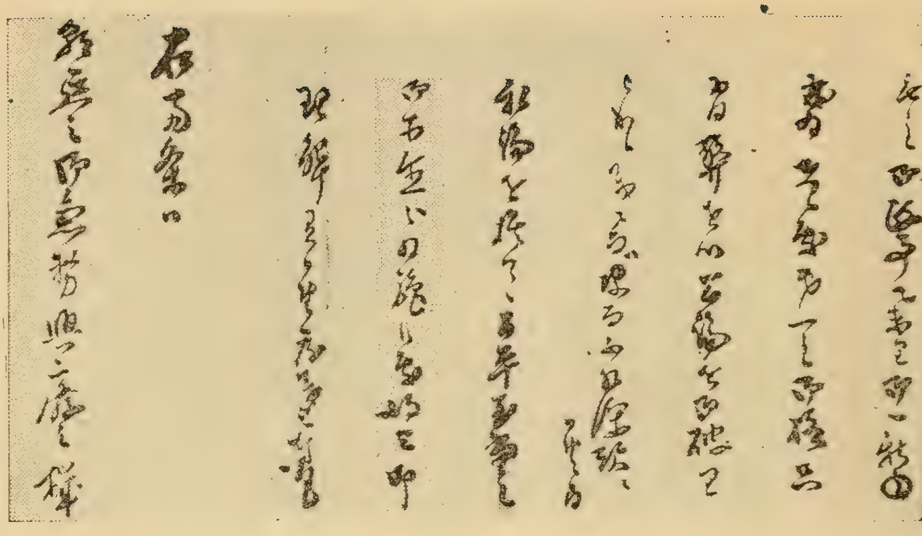
變御方兩人程も御登用相成度儀こ奉レ存候。

一御補佐

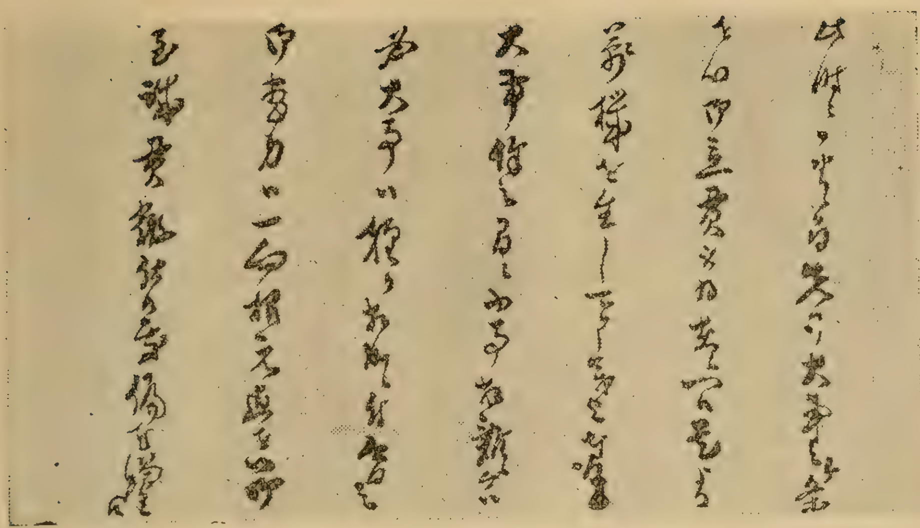
三　條　樣

右三條樣には御禁錮中にて、御登用難レ被レ爲レ成、夫々御格も有レ之もの故、一已の御見込を以御計出來兼候こか、又は

先帝の御機嫌に相觸候處も有レ之御孝道の上御差障被レ爲レ在候こかいづれ御拒被レ成候御言葉被レ爲レ在



候はんか、其節は委敷御辯明被レ爲
在度、此時勢に被レ爲レ臨、人材と被二思
食一候はゞ御舊格に御拘被レ爲レ在候
儀に無レ之、御政事擧り御一新被レ爲
在候處、第一の御格、只習弊を以公
論を御破り被レ成候儀にては、決て
不二相濟一譯に御座候間、私論を捨て
ゝ公平至當の御所置被レ爲レ施候處
得と御理解有二御座一度儀と奉レ存候。
右兩條は
朝廷の御急務、興廢の機此時に御座候



間、先づ大事のヶ條を以テ御立貫被レ爲レ在候へば、是より萬機を生じ可レ申儀と奉レ存候。 大事件の間に小事相雜候ては、必大事は輕く相成候付、今日の御盡力は一向根元迄を以テ至誠貫徹仕候處、偏奉二渇望一候。

一四五　島津久光公への建言書

慶應三年五月初旬

【解說】此書も亦隆盛より久光へ建言したものである。原書の一端に久光の筆蹟にて「丁卯夏西鄕」と書入れてある。月日はよく分らぬが、內容より推せば慶應三年五月六日久光が・越・土・宇三侯と共に二條攝政に謁し、議奏、傳奏の兩役補任を迫り、その推薦をした直後のものと思はれる。

書中の趣旨は四藩會議の朝幕に對して取るべき方針に付、隆盛の所見を久光へ提議したもので、第一には此度御建言になつた公卿方が兩役に御補任になつたら、眞に朝廷の危機即ち幕府の中興となるか、王政復古になるかの分け目なることを十分了解されて盡瘁されるであらうといひ、次に當時の三難題即ち長州處分問題、五卿の歸京問題、兵庫開港問題に付、それ〳〵意見を述べてゐる。之を要するに慶喜の新將軍として幕政を刷新し、兵制を改め、威權を朝廷に振ひ、德川家の衰頽を旣倒に挽回せんとする勢で、王政復古の運動も、

惡くすると挫かれはしないかといふ恐れもあつたので、隆盛等は之に對抗すべく一大奮鬪をやつてゐるのである。而して隆盛の執つた方針は此前後四通の久光への上書で看取される。

此度御建言相成候堂上方御人物兩(1)御役え御備相成候得ば、當時朝廷の御危篤、眞實御合點相成、十分御はまり相付候處御見留被ㇾ爲ㇾ在候上は、(2)三ヶ條の御難題こ申御所置に付ては、いづれ理こ勢ひを明に被ㇾ察、順序不ㇾ相立ㇾ候ては悉瓦解可ㇾ仕儀こ奉ㇾ存候付、第一長州の御所置は、朝廷より幕府え一先御尋被ㇾ爲ㇾ在度儀に御座候。諸侯の儀も追々上京可ㇾ致候得共、其內幕府の見込被ㇾ聞食ㇾ猶、得こ諸侯の儀も被ㇾ聞食ㇾ天下の公論を以　御沙汰可ㇾ被ㇾ爲ㇾ在候間、早速建言仕候

(1) 議奏，傳奏の兩役（前書參照）
(2) 長州處分問題，五卿一條，兵庫開港の三難題

樣御達相成度儀に御座候。　其節は三伐[3]を申立候か、寛典を以言上に及候か、兩條の儀に御座候間、委曲御質問被レ爲レ在、公平至當に出候はゞ大幸の儀に御座候付、速に御施行相成、長州侯も御禮參內の運に相成度、若、猛に出候はば可レ戰の條理御糺問に相成度、可レ戰の筋有レ之候はゞ勝利なしとて可レ及二休戰一譯更に無レ之候間、如何共戰の本志可二相立一含の處只今の姿にては休戰の名を借ッ悔悟の語を吐き全不條理の戰に陷候譯に候得ば、三伐ニ付ては今一層の罪を增シ全〃の私鬪に立至り候故、長州におひても、闕下に哀訴と申ものにて軍勢を押出し、謹て歎願書を朝廷に奉レ捧、御沙汰相待候はゞ必幕府遮り候はん。　其時こそ力を合內外より一時に責打候て相挫候より外無二他策一事と奉レ存候。

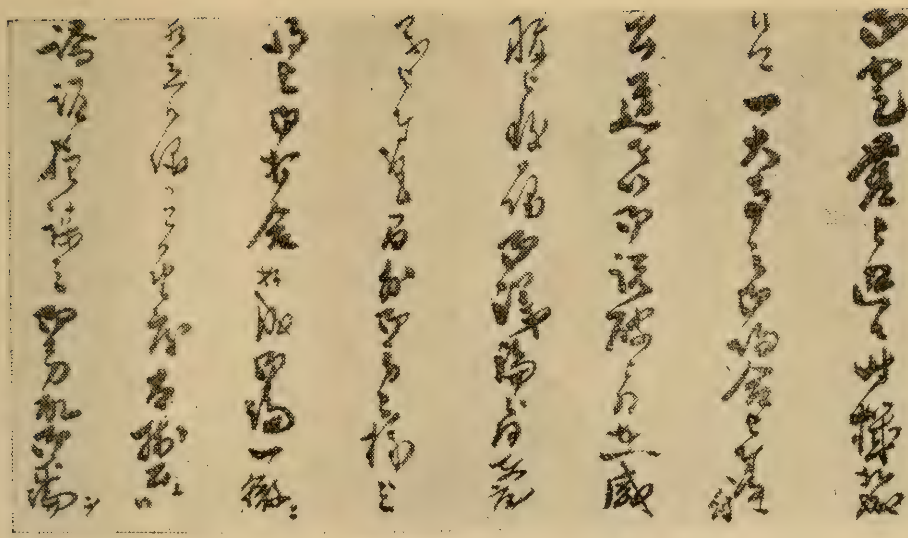
(3)　第三回の長州征伐

一五卿方の儀は、長州寛典の御所置相成候て、御禮參內と申ス場合ニ相成候へば、其時御歸洛相成候て可レ宜儀と奉レ存候。若、猛を以テ長州え接シ候賦に候へば、必五卿は擒と被ニ相成一候儀は案中の儀と奉レ存候付、御歸路被ニ差急一候ては宜間敷五卿の進退は長州の所置に依て御決相成可レ然事と奉レ存候。

一兵庫開港の儀はいまだ期限も不ニ差迫一既に幕府においては約定いたし居候末の事候へば、いづれなり、朝廷の御根軸相立チ朝威輝き、幕府も道を相立候樣成行不レ申候ては、本道の儀出來兼候付、御急務中結尾の御所置と奉レ存候。　若哉幕府において無道の振舞に立至候共、朝廷の御居相付候上は、

賢侯方合從の御勢力相備候へば、理を盡して御進相成候て、事行れ可ㇾ申、其節は幕府は御離相成候て、
朝廷の開港條約に御振替可ㇾ被ㇾ爲ㇾ成と奉ㇾ存候。　自然、長州も一體に相成、御策を助可ㇾ申候得ば、御勢は彌增、十分の御策相行れ、萬國普通の公法を以外國人え被ㇾ接候はゞ、決て天下に異論有㆓御座㆒間敷、いづれとも天下挽回の御時節に候へば、朝威振起候處肝要の儀に御座候。　尤長州の御所置次第、兵庫の御策も相變ル譯に御座候間、只今御申建相成候共、御明策却て無益に屬可ㇾ申候付、先御見合相成候方、可ㇾ宜儀と奉ㇾ存候。

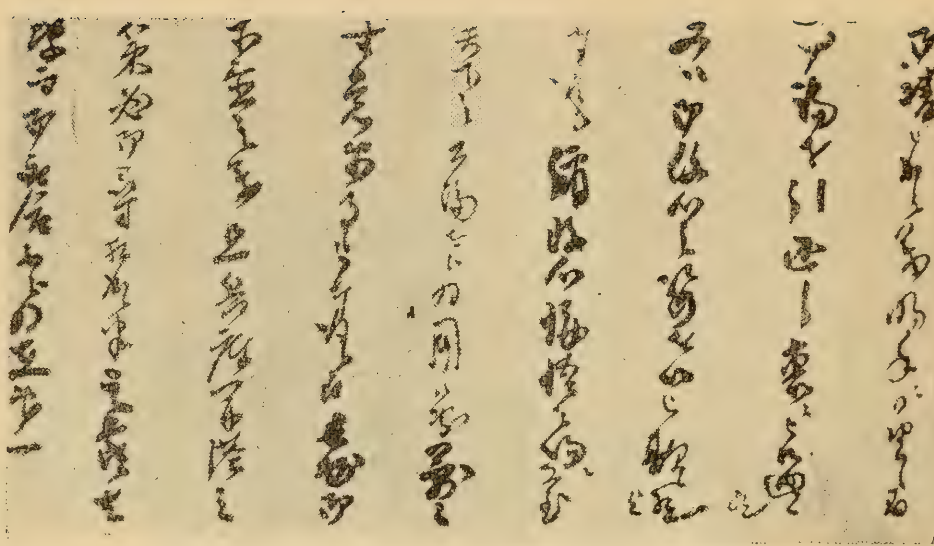
右暴虎氷河の論に涉候得共、挽回の節更に相立不ㇾ申、愚考の儘相認候付、得と御熟評奉ㇾ仰候。　頓首。



一四六　島津久光公への建言書

慶應三年五月十二日前後

【解説】此書は慶應三年五月久光の將軍慶喜へ謁見前に、隆盛が大久保と共に久光へ上書し、將軍に進言すべき趣旨方法を述べたるものである。原本は隆盛の筆蹟であるが、卷き表に久光の自筆もて「丁卯五月西鄕大久保の大趣意書」と記入されてある。本書提出の月日は未だ詳かならざるも、五月十日四侯會議を薩邸に開いた折に、登營問題が起り、十二日土藩邸の會議で、十四日二條城登營の事に決したのであるから、その前後のものに違ひない。內容は別に說明を加へる程の必要もあるまい。流石は兩雄の立論で正々堂々たるものがある。決して小策を弄してゐない。中にも最

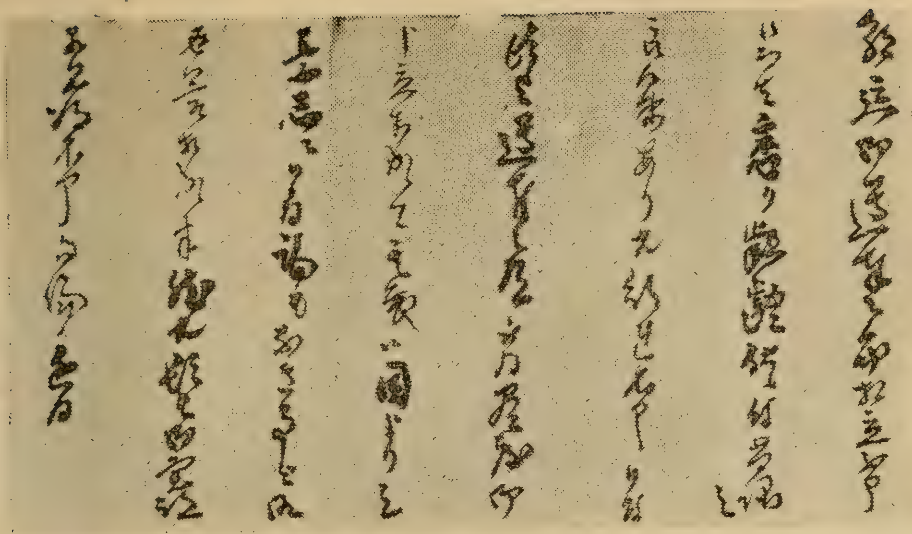


後の一節に於ていづれ政柄は天朝へ歸し奉り、諸侯と共に朝廷を補佐し、天下の公議を以て所置を立て、外國の條約も、朝廷よりの御所置になり、萬國普通の條約を以て御扱ひあらば忽ち實行擧り、萬民初めて愁眉を開き云々と彼等の主張をそのまゝに、將軍に向つて献言せんことを望みたるは眞に堂々たる言論で正面から押しつけて居る。大政治家のやり口である。

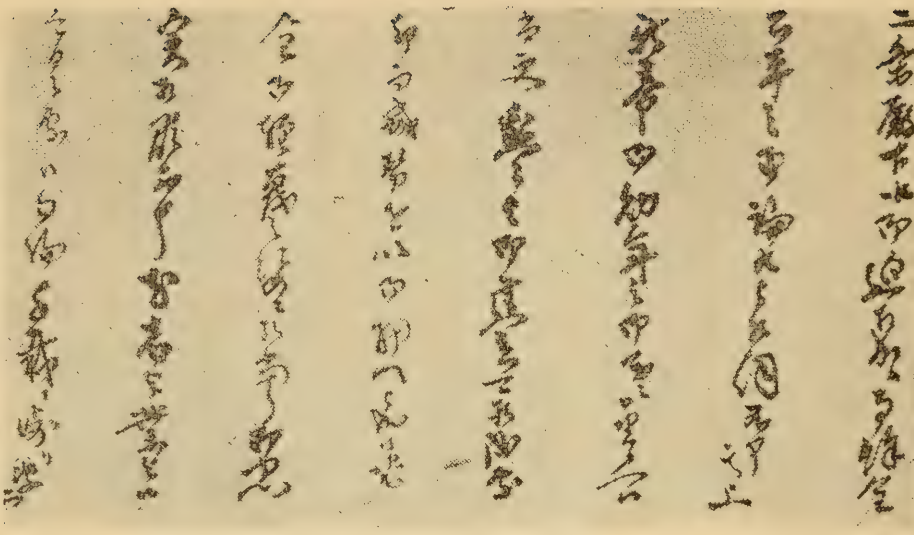
御登營(1)被遊候時機相成候はゞ、一大事の場合と奉存候付、公道を以御説破被爲在、感服被致候樣御議論被爲在度儀と奉存候間、外御方々樣と得と御打合相成、御論一徹に相立候樣有御座度大(2)

(1) 二條城へ登營し將軍慶喜に謁する時機にならばといふ意

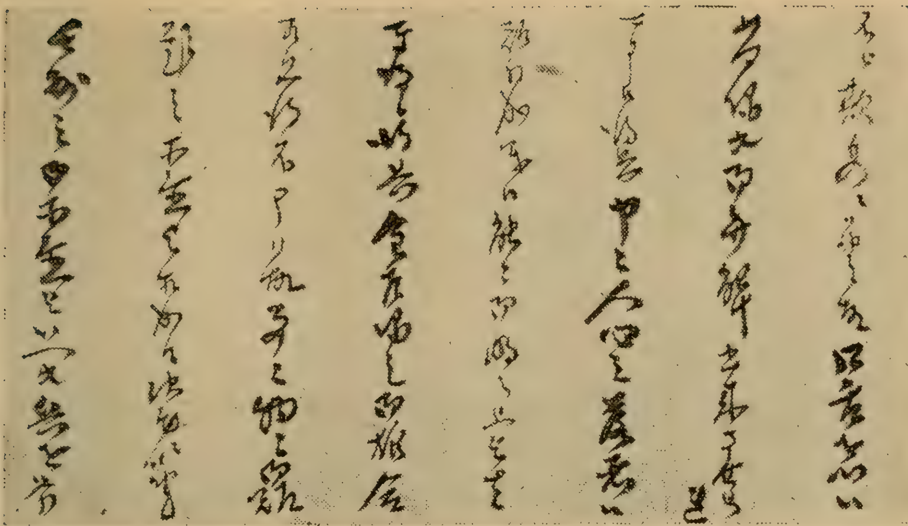
(2) 將軍慶喜を指す



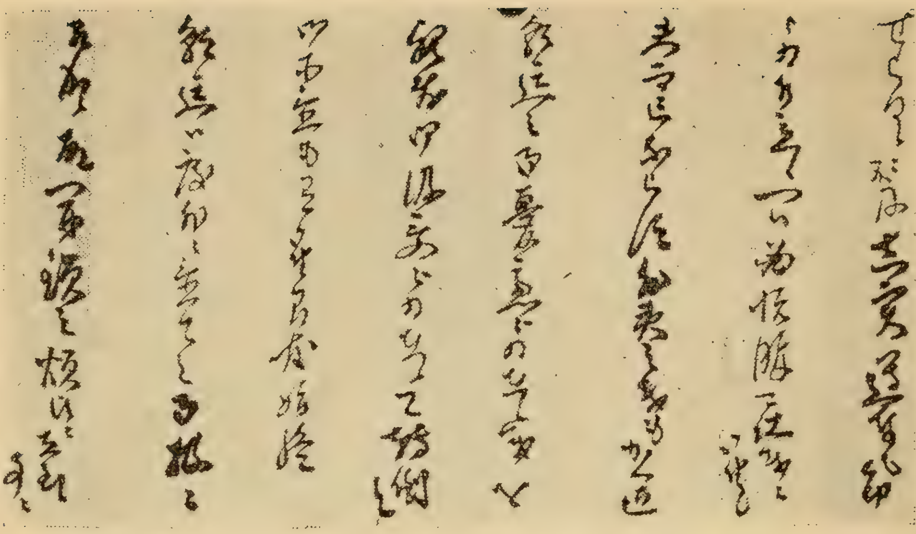
樹公には譎詐權謀の御方故、御正論を御凌被成候儀明手に御座候間、御論を引迯し、裏に被相廻候か、又は御改心の姿を以被欺候かと奉存候。　彌改心悔悟の場に立至天下の公論を被爲　候處、萬々無覺束事と奉存候間、長州御所置の儀且兵庫開港の策、必御尋相成候はん、其節は決て御取合不被爲在、第一朝廷御遵奉の筋相立不申候ては、悉く齟齬仕候付、如何樣の良策あり共行れ不申候付、屹と遵奉の道被爲盡度御申



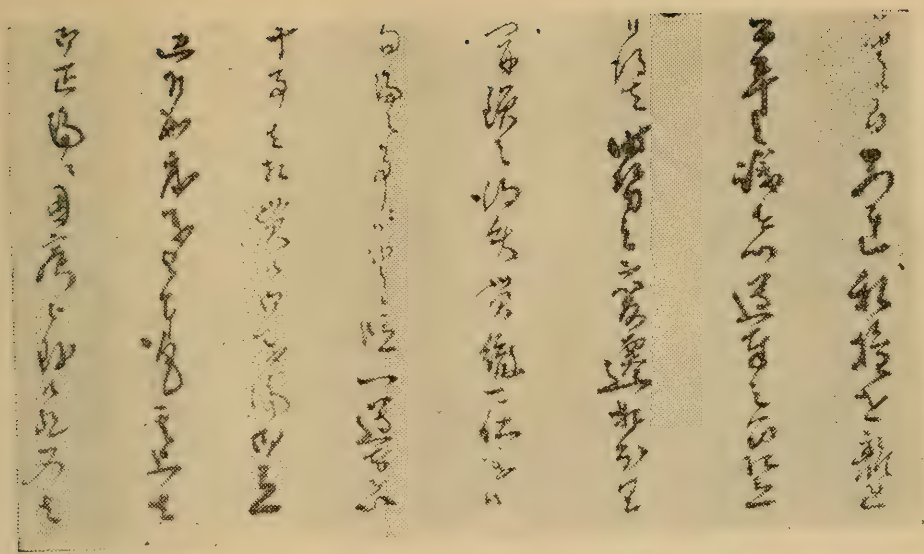
立相成候はゞ、其儀は固よりの素志に候間、論もなき事と御返答相成候はん、然共頓と御實跡相見得不ㇾ申て論近日二條殿下え御迫相成候事件全ク公平の御論共被ㇾ相伺不ㇾ申、其上新帝御幼年の御儀に御座候へば、尚更懇々と御建言可ㇾ相成處、却て威勢を以御押へ被ㇾ成候次第、全御輕蔑の姿に相當り、御忠實相顯ㇾ不ㇾ申、尤志と業とは今日の處は勿論千載に渉り決て不ㇾ被ㇾ欺ものに御座候故、口舌を以は如何樣共御辯解出來さ



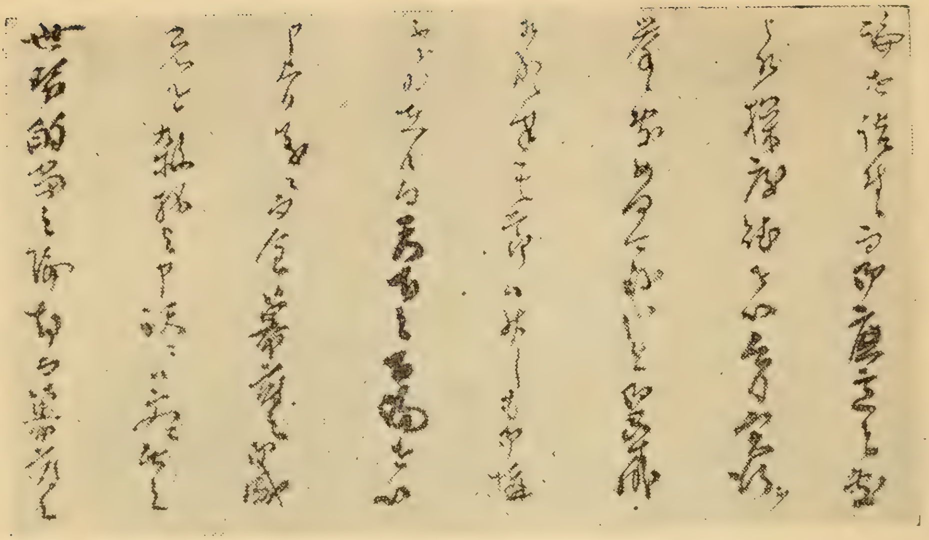
せられ可申候得共、中に人心の落着は難相成儀は、能々御明の上とは奉存候得共、全左樣の御振合相見得不申候故、事々物々御難題の所置と相成候次第に御座候。 長州の御所置といへ共、兵を勞せらるゝに不及、眞實遵奉の筋被爲相立候へば必悅服可仕儀に御座候。夫のみならば、外夷の儀もかく迄朝廷の御憂慮被爲在候儀を親敷御汲受被爲在候はゞ、轉倒の御所置も有御座間敷、始終

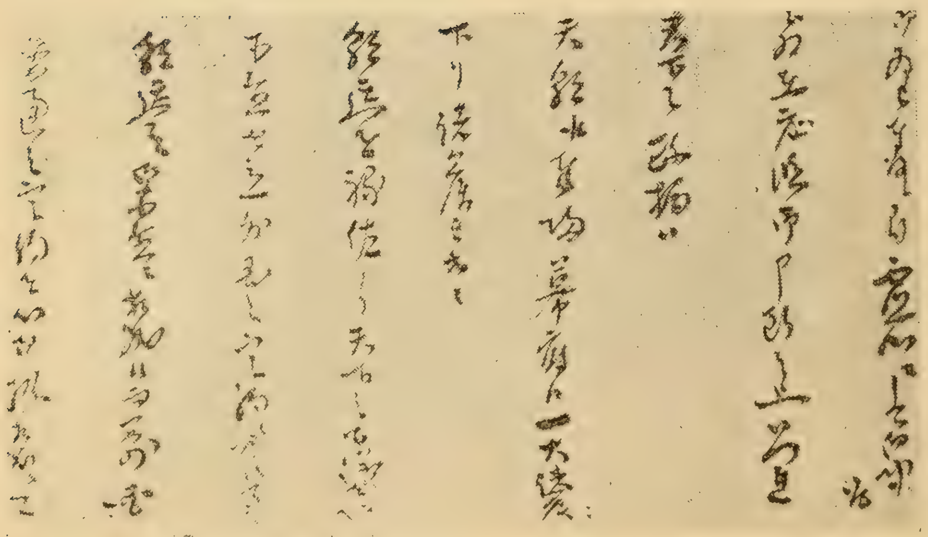


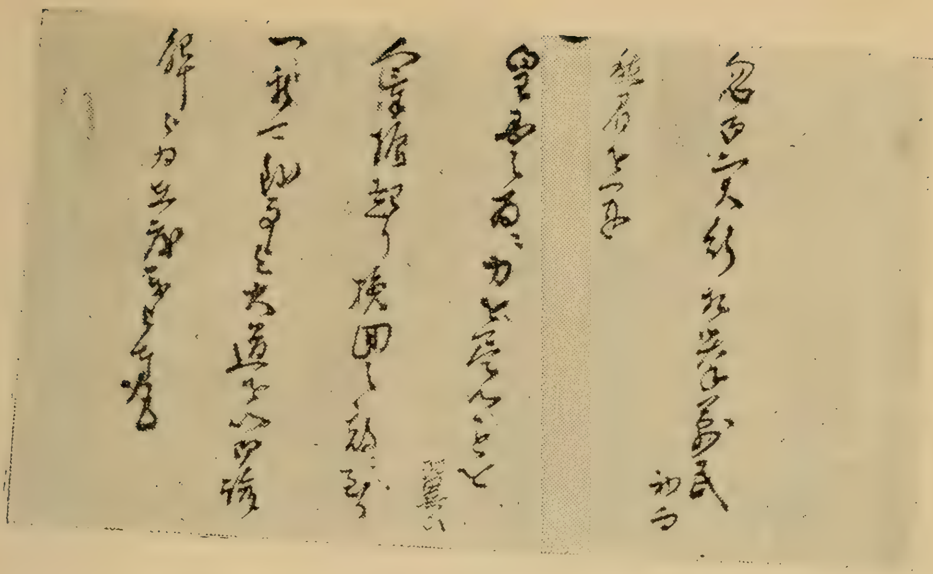
朝廷は度外に置ての御扱に相成候故開鎖の煩ひに立至候事に御座候間、いづれ私權を離れ、公平の議を以テ遵奉の筋相立候得ば、時勢の變遷相分り、開鎖の得失貫徹可仕儀は勿論の事に御座候段、一遵奉を以テ申事は相貫候御議論御立込相成儀と奉存候。　其上は御正論に困窮被致候か、又た論を詰付て御底意の處被相探度賦(つもり)を以テ今日實行を擧候處如何可致哉と御尋掛相成候はん、其節は少しも御構不被爲在候て、天



下の公論を以申上候儀ニて全幕府の御威光を殺抔こ申譯には更に無レ之、世勢的當の論却て幕府の御爲こ奉レ存候間虛心にして御聞取被レ爲レ在度段御申斷の上、いづれ天下の政柄は、天朝え奉レ歸、幕府は一大諸侯に下り、諸侯こ共に朝廷を補佐し、天下の公議を以テ所置を立テ外國の定約においても、朝廷の御所置に相成候て萬國普通の定約を以テ御扱相成候はゞ、忽御實行相擧萬民初て愁眉を開キ

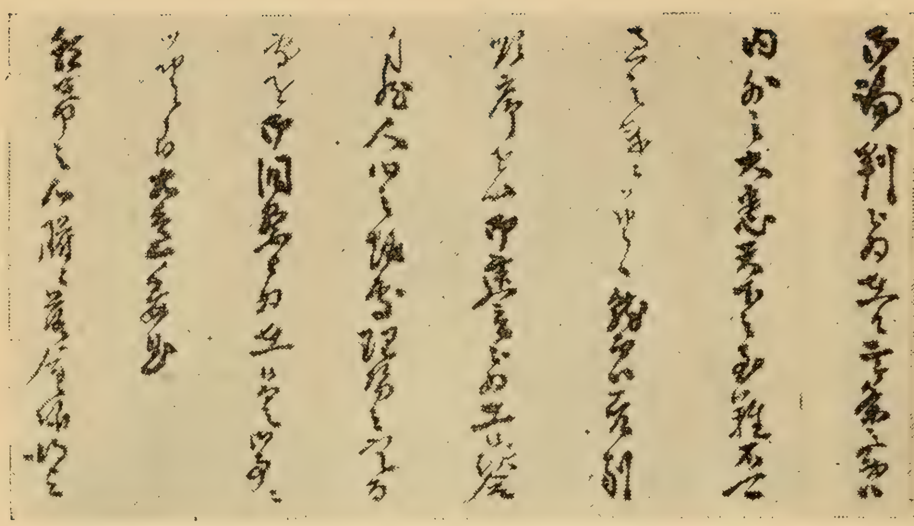






皇國の爲に力を盡んことを冀ひ、人氣
振起り、挽回の期に至り一新可ㇾ致事と、
大道を以御諭解被ㇾ爲ㇾ在度儀と奉ㇾ存候。

（島津忠承公爵家所藏）

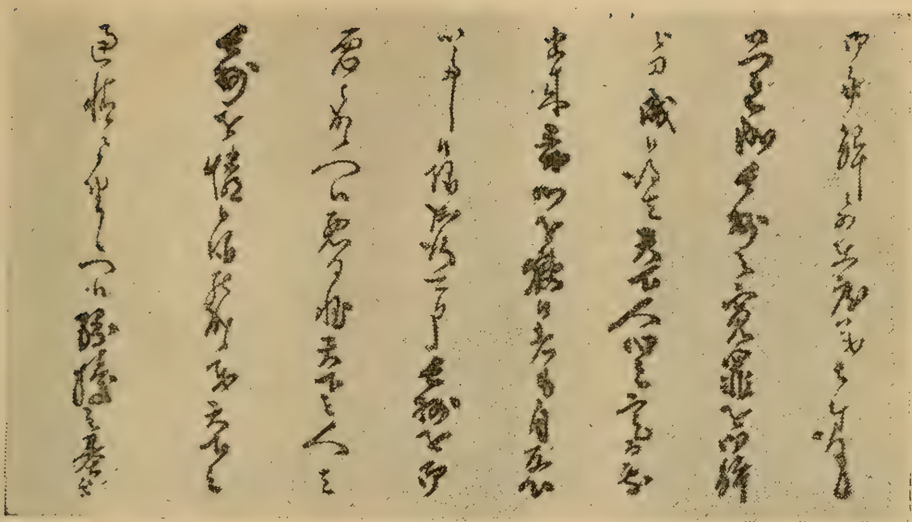


一四七　島津久光公への建言書

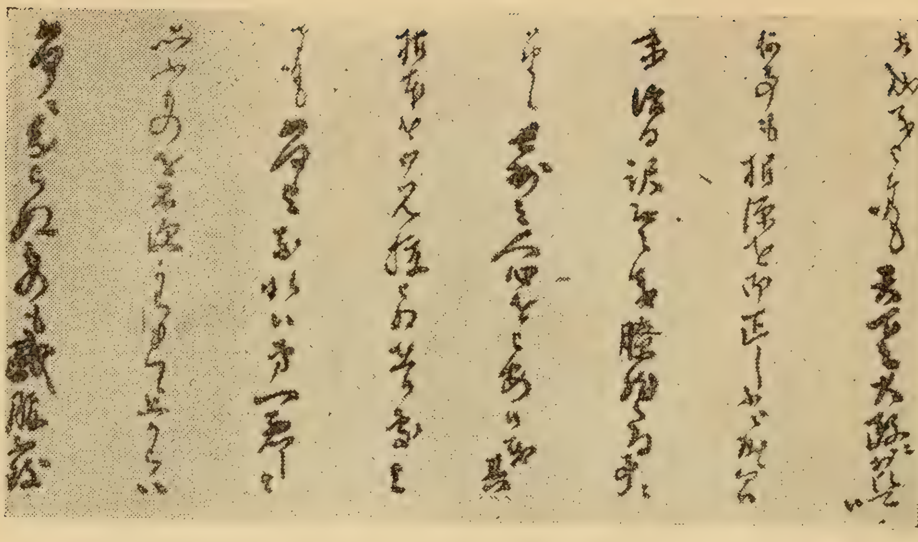
慶應三年五月中旬

【解說】此書も亦宛名も月日も署名もないが、筆蹟、文章、內容から推して前三書と同じく、矢張隆盛が京都に於て久光公へ建言したものであることは疑ふべからざるものである。而して本書の內容は長州處分問題と兵庫開港勅許問題との差別順序について、長州處分を先にすべきことを懇々と論じたものである。將軍の意見は初め兵庫開港を先にかたづけようとする意見であつた。隆盛等はどうしても長州を先づ許して後、兵庫開港を勅許せらるゝやうにしたいといふ希望で、非常に奔走をした。十七日土州邸の四侯會議で更に此順序問題が議題となつ

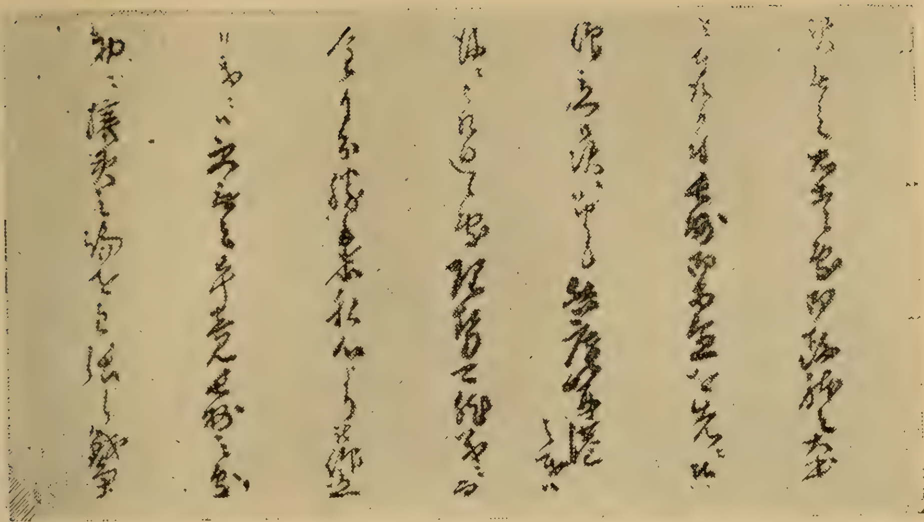
て、長州處分先決といふ事になり、十九日薩・越・宇三侯は登營して將軍に談判したが、將軍は同時に奏上して叡斷を仰ぐと答へた。二十一日三侯は更に閣老に談判して、やゝ其主張に同意せしめたのであるから、此書の提出されたのは、五月十五六日以後十九日以前のものであらう。



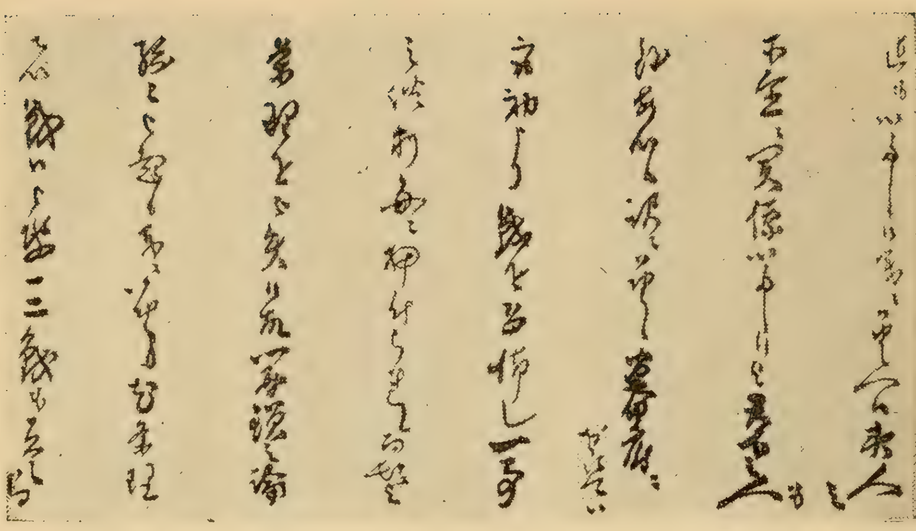
御論判被レ爲レ在候二ケ條の儀は、內外の大患、天下の至難不レ過レ之儀に御座候。就ては差別順序を以御建言被レ爲レ在候譯合、自然人心の趣處(おもむくところ)、理勢の定る處を御洞察被レ爲レ在候ての御事



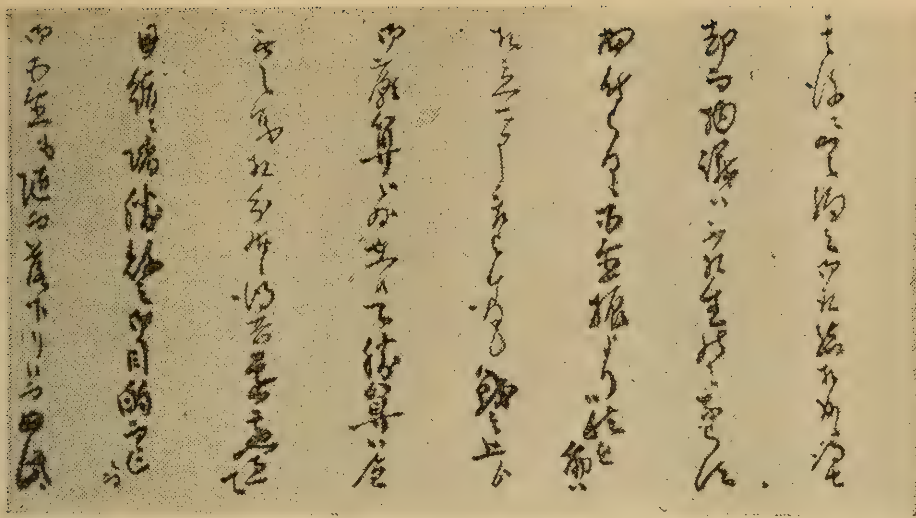
に御座候間、右邊委曲朝幕の心腑に落合候樣、得と御辯解被爲在度儀と奉存候。　いづれ成、長州の寃罪を御解被爲成候得ば、天下人心の定る處出來、異心を挾候者も自反心いたし候樣成行可申、長州を御惡被成候へば惡る程天下の人は長州を憐候樣罷成候儀、天下の通情に御座候へば、紛擾の基と相成儀と奉存候。　天下の大政におひては、何事も根源を御正し不被成候ては、末



治る譯無レ之儀瞭然たる事に御座候。長州の人心を被レ安候儀其根本を御見拔被レ爲レ在候處と奉レ存候。如何となれば第一悪しと思ふものを不便がられ候上からは、如何に分らぬものも感服不レ致譯無レ之、右等の處御政體の大本と奉レ存候付、長州御所置を先に被二仰立一候譯に御座候。兵庫開港の儀は後に被二相廻一候處、理勢可レ然儀にて全ク自分勝手を以て私心より被二仰立一候儀には更ニ無レ之、畢竟長州の

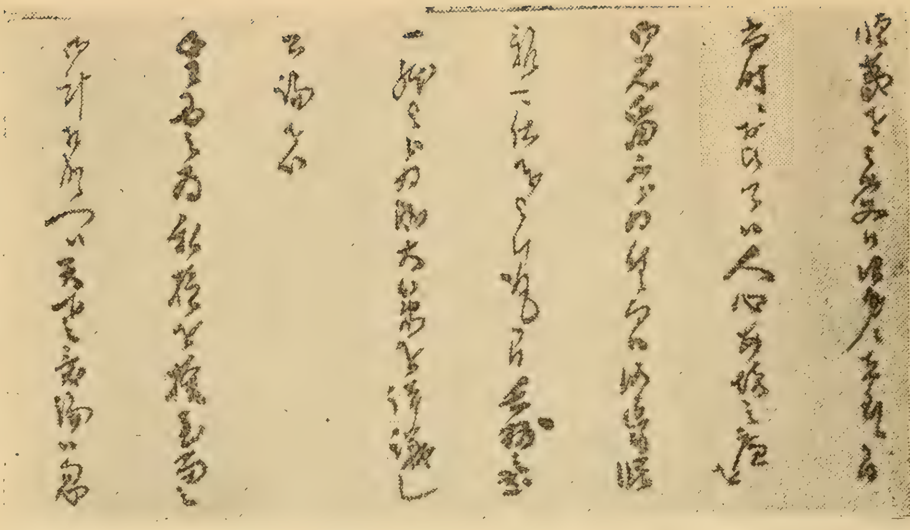


處、初に攘夷の論を主張し、戰爭迄もいたし候儀に御座候へば、夷人の所置に關係いたし候と、天下の人も致安心候譯に御座候。　幕府においひては最初より戰を恐怖し、一事の談判毎に押付られ候て、頓と條理を被失候故、開鎖の論紛々と起候儀に御座候。　尤條理を以て戰は被決、一二戰も有之候て、其後に定約の御取結相成候得ば、却て物議は不相生のみならず、押付らるゝ所置振よりは、屹度

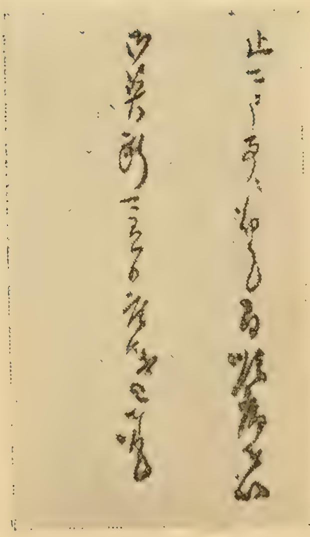


筋は相立可ㇾ申筈ニ奉ㇾ存候。　戰の上より御廟算被ㇾ爲ㇾ在候はば勝算は全ク無ㇾ之義相分居候得共、遠慮過て因循に陷ッ勝敗の御目的のみにて、御所置も隨て落下り候て、如ㇾ此輕蔑を被ㇾ受候次第に立至候間、當時におひては人心安堵の廉を御見留不ㇾ被ㇾ爲ㇾ付候ては何迄も混雜可ㇾ仕儀ニ奉ㇾ存候間、長州の處一躰ニ被ㇾ爲ㇾ成、大策を評議し、公論を以テ

皇國の爲、私權を捨テ至當の御計相成



候へば、天下の異論は忽止、可ㇾ申事に御座候間、順序を以テ御英斷可ㇾ有ニ御座一儀と奉ㇾ存候。



一四八　大久保一藏への答書

慶應三年五月廿三日

御懇書難有拜見仕候。　陳者大中二卿へ順序區別の次第は、委曲申立に相成候方可宜、乍然兩卿の參內は三藩の御不參にて六ケ敷、又御進め申上候儀は出來不申譯に御座候得共、兩卿の御決心にて御參內被爲在度思食にて(1)御止め可申上譯に無之事に御座候間、其邊は兩卿の御趣意に打任置候て宜敷は有御座間敷哉。何卒貴兄御氣張被下度奉合掌候。　頓首。

五月二十三日　　吉之助

一藏様

(1)「にて」とあるは「に候はゞ」の誤寫か

【解說】これは京都にての往復である。「大中二卿」とあるは大原重徳と中御門經之とを指す。「順序區別の次第」とは當時の二大問題であつた長州處分と兵庫開港問題との順序である。隆盛等は長州處分を先にして兵庫開港を後にすると主張し、將軍慶喜は初めは兵庫開港を先に長州處分を後にといひ、後に二事を同時に行はう、前後區別の要はないといつてゐたのであるから、其事について理由を詳しく兩卿に申立てゝおいた方がよろしからうといふのである。「兩卿の參内は三藩の不參にて云々」此日即ち二十三日には、右二大問題で宮中で評議がある筈であつたが、薩、越、土三藩は長州處分の決せられぬ間は參内の要なしとわざと不參の事に決し、四侯連署の建言書を提出したのである。隆盛は三藩不參にては、たとへ兩卿參内ありても其獻言は六ヶしいから、參内を御すゝめも出來ないが、さりとて自ら參内の御決心なら止める譯にもゆかぬ。いづれ貴兄(大久保)兩卿を訪問して直接御話してもらひたいといつたのである。因にいふ、此日の會議は夜を徹して屢々會合し翌日又廷臣を招集して大評議となつた。四藩の說に同意する方と將軍の側と双方非常な激論で攝政は其取捨に苦しみ、或は四藩の主張に傾き、或は慶喜の言に聽き、屢々雲行がかはつたが、慶喜はあくまで自說を主張し、勅許を得ずんば何日にても退出せぬといひ張り、遂に二日一夜宮中に居つゞけて、長州の處分を寬大にし、兵庫を開くよ

いふ勅許を得るに至つたのである。

備　考

四藩連署の建言書

慶應三年五月二十三日

天下の大政は、公明正大の至理を盡し、時世的當、內外寬急の辨を明に御施行無ㇾ之候ては難ニ相叶一儀、勿論に御座候。全體不ㇾ可ㇾ救の今日に到る根由を推究仕候得ば、乍ㇾ憚幕府年來の御失體より醸出候內、殊に防長再討の御一擧より物議沸騰、天下離叛の次第に相及候次第に御座候。仍ㇾ之ニ明白至當の筋を以テ防長御所置可ㇾ爲ニ急務一の段談合の上、屢建言仕候儀にて、篤と熟考仕候處、自ら兵庫開港、防長事件は、大に寬急先後の順序有ㇾ之、右區別を以て曲直當否の分被ㇾ爲ㇾ立、御反正の御實跡、顯と不ㇾ顯とに相拘候事に付、虛心を以て御反察被ㇾ爲ㇾ在候樣奉ㇾ願候。二件朝廷え可ㇾ被ㇾ令ㇾ奏旨拜承仕候得共、皇國御安危にも關係仕候に付、是非至公至大の道を以テ私權被ㇾ爲ㇾ拔、治久の大策被ㇾ爲ㇾ立候樣有ニ御座一度、重大の事柄難ニ默止一猶、再考の趣言上仕候。恐惶敬白。

慶應三年五月二十三日

松平大藏大輔
島津大隅守
伊達伊豫守
山内容堂

一四九　大久保一藏への書

慶應三年五月廿八日

今夕より柴山同行にて小松大夫の所へ参り、横濱英人へ申含方の儀打合申度御座候間、貴兄も何卒御出懸被下度奉合掌候。頓首。

五月二十八日　　西郷吉之助

大久保一藏様

要詞

【解說】これも京都にての書面である。用件は本文の通の事、柴山は薩藩士で此頃主として外國關係の事務を擔當してゐた。

一五〇 後藤象二郎への書

慶應三年七月二日

昨日は遠方迄御來訪被成下奉深謝候。 明日御發足の段、小松え申聞候處、差掛御煩敷事と奉存候得共、今日四時頃より木屋町柏亭におひて離杯献し度御座候付、先日御出會被下候御人數は勿論、此度御上京相成候御兩人樣にも、何卒御誘引被成下度、寛々御面會いたし置度含に御座候故、御同伴被成下候處、偏奉希上候。いづれ以参右旁可申上筈御座候得共、乍自由の働書面以奉得御意候。 頓首。

七月二日

西郷吉之助

後藤象二郎樣

要詞

【解說】此書は海南の怪傑後藤象二郎が、土佐老侯容堂をして幕府へ政權奉還の建白を爲さしめんとて歸藩の途に就かんとする前日、薩藩の小松、西鄕、大久保等が後藤の送別旁々薩土兩藩士の懇親をはからんとて、後藤をはじめ前に薩土兩藩の會合に列席せし土佐藩士等に來會を求めた招待狀である。

後藤の政權奉還論はその根源を坂本龍馬に發してゐる。彼は長崎に於ける土佐藩の貿易事務に付、藩命を以て長崎に赴き、彼地で坂本に會し、大にその說を喜び、二人相携へて上京し、六月十三日に着京し、容堂を說くつもりであつたが容堂は最早歸國してゐない。そこで先づ薩藩士を說いて遂に六月二十二日薩土兩藩の盟約を結び、後藤は一旦歸國して藩論を決して再び上京するといふことになり、七月三日を以て出發せんとしてゐたのである。薩土盟約の事は後に揭ぐる七月七日付山縣、品川兩人への書に詳かであるから此には說明を省略する。

書中「先日御出會被﹅下候御人數」とあるのは、二十二日の薩土盟約の出來た席に連つた土州人をいふので、その人々は後藤をはじめ、寺村左膳、福岡藤次、眞邊榮三郎、それから坂本龍馬、中岡愼太郎といふ顏ぶれであつた。又「此度御上京相成候兩人」とあるは、山比猪內と佐々木高行とであらう。

一五一　大久保一藏への書

慶應三年七月二日

今日の離別會にて、是非可レ參含に御座候處、腹痛不二相止一難儀いたし候付、何卒御助合被レ下度奉二合掌一候。　將又昨日後藤より承候趣も有レ之參上委曲可二申上一相考居候處、其儀も不二相調一不本懷の仕合に御座候。　今朝(1)大夫へ詳悉申上置候付、ごうぞ御聞取被レ下度、是又乍二自由一以二書中一奉レ得二御意一候。　頓首。

七月二日　　西郷吉之助

大久保一藏様

(1)　小松帯刀（薩藩家老）

【解說】本書は前書にある後藤の送別會に、隆盛が自ら主人役でありながら、腹痛の爲出席が出來ず、大久保へ萬事の斡旋を依頼したのである。

一五二　山縣、品川への書

慶應三年七月七日

【解說】品川は昨年來京都薩邸に潛伏してゐた。山縣は此年五月十日薩藩士と共に京に入り、これも薩邸に潛伏して口々薩藩の名士と時事を談論してゐたが、六月十六日、島津久光は兩人を召して天下の形勢を說き、斷然、薩長の兵力をもつて王政復古を計るべき決心を告げ、なほ此事について近々西鄉を山口に差遣はして協議をさせたいと思ふから、兩人はすぐ歸國して此旨を藩侯父子に傳へてもらひたい、といふことであつた。なほ、兩人は小松、西鄉、大久保、伊地知正治等と膝を交へて意見を交換し、翌日直ちに歸國の途に就き、二十一日薩の汽船豊瑞丸に便乘して二十二日三田尻に着き、勇躍して山口に入つたのであつた。然るに六月十三日入京した土佐の後藤象二郎と坂本龍馬とが、王政復古と公議政體創設說とを提げて薩藩に同意を求め、薩土盟約書を交換するに至つた。そこで、隆盛等は後藤歸藩後の土佐藩の模樣をも見ることゝし、長州行は見合せ、村田新八を遣はして事情を詳しく說明させ、なほ薩土盟約書について、長州の意見を求めしむることにした。

此書はその時、村田に持たせてやつたのである。その事情は本文に見えてゐる通の事である。

薩土兩藩盟約書は次に見えてゐる通りの大綱と約定書と二樣になつてゐるが、要するに國體を正し、王政を古に復し、幕府を廢し、德川家は列侯に下すことにしよう、諸般の制度は世界各國のものを見て、參酌することにしよう、王政復古の上は、上下兩院を立てゝ制度法律の一切の政務を討議する樣にしよう、外交は改めて朝廷の手によつて新條約を定めよう、皇國興復の議事に關係する士大夫は私事を去り、最も公平にして術策を弄せぬことにしよう。以上の目的を達するには成敗利鈍を顧みず斃れて後已の決心でやらうといふことであつた。而して此盟約書には、此目的を達する手段、即ち兵力に訴へて之を決行するか、平和の中に幕府をして政權奉還をせしむるか、といふ問題については一語も言及してゐないが、後藤出立前、今度上京の際には二大隊の兵を率ゐて來ると約束した事や、此約定書中に「心力を協一にして斃れて後已まむ。何ぞ成敗利鈍を顧るに暇あらんや。」とあるに徵しても、兩藩會合の席上では討幕說が濃厚であつたのではないかと思はれる。併し、土州側では王政復古は論なし、議院制度創設といふ新旗幟で進まう、成るべく平和の裡に解決したい、止むを得ずば兵力に訴へてもといふ腹であり、薩藩側では王政復古が主

限、王政復古の上、議院制度を立つるのは賛成する、それを達せんとするには兵力でなければ、到底いかぬといふ意見であつたやうである。

そこで双方共に先方の腹は見拔いてゐるが、互に其主張を相容れて此盟約書を議定した。編者の考では、結局、此盟約書は、坂本龍馬が長崎で立てた八策を土臺にして原案が出來、それに薩藩側の意見が加はつて合議の結果作成されたものと思ふ。

御一別以來不能御音信候處、強暑の砌無御障可被成御座珍重奉存候。陳者御堅約申上候後、土州後藤象二郎長崎表より參來、容堂侯御歸國甚殘念がり、大に憤發致し、大論を立、茲元御合手は雅俗共に同論に歸してしまひ、其上死を以て可盡と盟を立候て、弊邸へも談判有之候儀にて、實に渡りに船を得候心地致し、直樣同意致候事に御座候。夫故色々日間取に相成、遲引に及び候儀甚以不相濟嘸御案勞の筈と、是のみ苦心仕候事に御座候。延引の

次第、何卒御海恕可レ被二成下一候。　右に付ては後藤より盟約書相認、是を以て議論一決致候手段に御座候故、右の書面差上候に付、得と御覽可レ被レ下候。　後藤にも當月三日出足歸國致し候に付、國論決着の成行は一左右有レ之賦に御座候間、相分次第又々可二申上一候得共、御出立後、相變候手續の次第申上度に付、右樣御含可レ被レ下候。別紙後藤よりの書面、御異論の處も被レ爲レ在候はゞ、何卒村田へ被二仰聞一可レ被レ下候。　尙御國論の處も不レ苦分は、御洩被レ下度奉レ希候。餘は細大村田より御聞取被レ下度文略仕候。　是非小生可二罷出一筈の處、雜事紛々難二相逃一不レ得レ止次第に御座候間、宜敷御汲取可レ被レ下候。　此儀荒々奉レ得二貴意一候。　恐惶謹言。

七月七日

西郷吉之助

山縣狂介様
品川彌二郎様

○

薩土兩藩盟約書

約定の大綱

一國體を協正し、萬世萬國に亘りて不耻、是第一義。

一王政復古は論なし。宜しく宇內の形勢を察し、參酌協正すべし。

一國に二帝なし、家に二主なし、政刑唯一君に歸すべし。

一將軍職に居て政柄を執る。是天地間あるべからざるの理な

り。宜しく侯列に歸し、璽戴を主とすべし。

右方今の急務にして、天地間常有の大條理なり。心力を協一にして、斃て後已ん。何ぞ成敗利鈍を顧るに暇あらんや。

皇慶應丁卯六月

約定書

一方今皇國の務、國體制度を糺正し、萬國に臨て不[レ]耻、是第一義とす。其要、王政復古、宇内の形勢を參酌して、下後世に至て猶其遺憾なきの大條理を以て處せむ。國に二王なし、家に二主なし、政刑一君に歸す。是れ其大條理。我皇家綿々一系、萬古不易、然るに、古、郡縣の政變じて、今、封建の體と成り、大政遂に幕府に歸す。上、皇帝在を知らず、是を地球上に考るに、其國體制度

如レ茲者あらんや。然則制度一新、政權朝に歸し、諸侯會議、人民共和、然後庶幾は以て萬國に臨で不レ耻。是ヲ以テ初て我皇國の國體特立する者と云ふべし。若、二三の事件を執り、喋々曲直を抗論し、朝幕諸侯倶に相辯難、枝葉に馳せ小條理に止り、却て皇國の大基本を失す、豈に本志ならんや。爾後熱心公平、所見萬國に存す。此大條理を以て此大基本を立つ、今日堂々諸侯の責のみ。成否顧る所にあらず、斃て後已ん。今般更始一新、皇國の興復を謀り、奸邪を除き、明良を擧げ、治平を求、天下萬民の爲に寛仁明恕の政を爲んとて、此法則を定る事左の如し。

一天下の大政を議定する全權は朝廷にあり。我皇國の制度法則、一切の萬機京師の議事堂より出を要す。

一議事院を建立するは、宜しく諸藩より其入費を貢献すべし。

一議事院上下を分ち、議事官は、上公卿より下、陪臣庶民に至るまで、正義純粋の者を選擧し、尚且諸侯も自ら其職掌に因て、上院の任に充つ。

一將軍職を以て、天下の萬機を掌握するの理なし、自今宜しく其職を辭して、諸侯の列に歸順し、政權を朝廷へ歸すべきは勿論なり。

一各港外國の條約、兵庫港に於て新に朝廷の大臣諸大夫と衆合し、道理明白に新約定を立て誠實に商法を行ふべし。

一朝廷の制度法則は往昔より律例ありといへども、當今の時勢に參し、或は當らざる者あり。宜しく弊風を一新改革して地

球上に愧ざるの國本を建てむ。

一此皇國興復の議事に關係する士大夫は、私意を去り、公平に基き、術策を設けず、正實を貴び、既往の是非曲直を不問、人心一和を主として此議論を定むべし。

右約定せる盟約は、方今の急務、天下の大事之に如く者なし。故に一旦明約決議の上は、何ぞ其事の成敗利鈍を顧んや。唯一心協力、永く貫徹せん事を要す。

六月

備考

山縣・品川兩士の覺書

【按】次の覺書は山縣狂介（有朋）品川彌二郎兩士が慶應三年六月十六日、京都に於て島津久光に謁して、親しく討幕の大決心を聞き、なほ退いて、小松帶刀、西郷隆盛、大久保利通、伊地知正治と小松邸に會し、その計畫の大趣旨を聽取せし次第を即日記述し、山口へ馳せ歸つて、之をその君侯父子並に藩の要路に示し、以て久光の命を傳へたものである。よつて、此處に掲出して前書解説の不備を補ふこととした。

防長御處置併ニ兵庫開港一件、順序相立て、御置有レ之度四藩より建言の次第も有レ之候處、五月二十四日に、至り、遂に一橋が暴斷を以て兩條ともに勅許相成候に付ては、天下の形勢も豫め相分り候に付、一先ッ歸國し、事情篤と報知仕度候間、萬事尊藩御見込の處無ニ腹臟一拜承仕度段述候處、御相談致度義も有レ之との事にて、隅州侯へ拜謁の旨申來候。此段強て相斷り候處、西郷吉之助を以テ是非とも相對の儀申述候に付、不レ得レ拜謁仕候處、隅州侯より今般土、越、宇申談一同上京、皇國の御爲微力を盡し候得共、建言の旨趣、御採用も無レ之幕府反正の目途とても無レ之事に付、今一際盡力の覺悟罷在候。右に付近日吉之助へ申含め、御地差越候間、其の節は何も御指揮且御許容被ニ成下一候樣申上呉候樣との事にて退出す。其後西郷同伴にて小松帶刀の僑居へ集會し、西郷、大久保、伊地知列座にて小松曰

く、今日主人よりも御話仕候通、幕府の譎詐奸謀尋常の盡力にては迚も挽回の期有レ之間敷、就ては長薩連合同心戮力致し、大義を天下に鳴し度、弊藩一定の見込御熟談可レ仕候間無二腹臓一御氣付の事件、御指揮被二成下一度、就ては不日吉之助差出し、御國一定不抜の御廟議も相窺ひ度段申事に付、歸國の上巨細陳述可レ仕候。　去ながら戰略謀計等は豫め不レ期候得共、一定御見込の御廟算は如何相立居候哉と尋問候處、先、朝廷御守衞を專一に致し、天勅を奏請し、幕府年來の罪逆を正し、孰れ朝廷の御基本相立度、就ては御廟議御決の上、西鄕氏御來國の節は、重役共よりも御來談可二申上一とて、孰れも退散す。

六月十六日

山縣狂介

品川彌次郎

一五三　大久保一藏への書

慶應三年七月廿四日

只今別紙の通相廻來申候。好機會の事に御座候。速に上坂可レ有レ之儀と奉レ存候。如何。

一先刻毛利恭助(1)參、兵(2)之助公子御病氣に付、歸國御暇御願出被レ成度、御存寄は有レ之間敷哉、尤宇和島へ御相談申上候處、君公へ被レ仰談可レ被レ成候間、此方へも申談置候樣との趣承候付、後藤氏よりも只今御在京の人數は、御引取候儀御引替被レ成との趣も承り、右の御手數に相運申候へば、却て可レ宜と申置候。勿論、宇和島より何とか御申入被レ成候はんと相考候付、早速御前へは右の

(1) 土佐藩士　(2) 山內兵之助

趣申上置候。委細は明朝御直話に仕候。頓首。

七月二十四日　西郷吉之助

大久保一藏様

【解說】此書は京都にての手紙である。「只今別紙の通云々」これは別紙不明につき此一節の意味明かならず。「先刻毛利恭助參云々」は土佐藩、兵之助公子の病氣歸國願の同意を求めたるに對して同意いたす趣を報じたのである。兵之助公子容堂歸國の際、相當の代理を京都に留め置くべしとの事、此時まで在京して居たのであつた。その中に「後藤よりも只今在京の人數(土佐藩)は御引取候儀御引替被ㇾ成との趣も承」とあるを以て見れば、後藤(象二郎)歸藩前深く西郷と語らひ居りしことが窺はれる。

一五四 大久保一藏への書

慶應三年七月廿五日

御建白書等のもの見合相成分は、柴山(1)え讓置候に付、定て持參いたし居候事と相考申遣候處、荷物え入付置候處、長崎より御國元え差廻爰許えは不ㇾ參由承候付、何卒心得に相成候樣のものは思食を以テ爲二書寫一御遣被ㇾ下處伏て奉ㇾ願候。 今七ツ時分より差出候賦に御座候間、其內何卒奉ㇾ願候。 間に不ㇾ逢候はゞ跡より兩三日中に御遣し被ㇾ下候ても宜敷御座候。 將又神戸におひて大極丸水主、人殺の一條、今朝石川(2)方より返事參、望月(3)清平。毛利(4)恭助の兩人今曉より下坂いたし候由にて、大坂にて引合可ㇾ有ㇾ之と

(1) 薩藩士柴山良助　(2) 土佐藩士石川清之助か
(3)(4) 何れも土佐藩士

の趣申越候間、いづれ大坂にて談合いたし宜敷取計可ㇾ申候付、大夫えも其段申上置可ㇾ被ㇾ下候。此旨乍二略儀一以二書中一奉ㇾ得二御意一候。頓首。

七月二十五日　西郷吉之助

大久保一藏様

（大久保公爵家所藏）

【解說】此書は京都にて大久保へ贈つたのである。隆盛は此日の夕方から大阪へ下ることになつてゐた。其用向は佛國公使及び英國公使が神戸に來り、大阪で將軍に謁見するといふことであつたから、其樣子を察し、且つ英國公使に會見したいといふためであつた。「建白書等のもの見合せに相成る分は云々」これは此度の大阪行に參考になりさうな建白書其他の書類を嘗て柴山へ讓りおきし故、定めて持參したであらうと思ひ居りし

に、其書類を入れておいた柴山の荷物が長崎彼地より鹿兒島の方へ廻送されたそうだから、參考になりさうな書類を書き寫させて送つてくれといふのである。（柴山良助は當時外國人との交渉に當つてゐたやうである。

「大極丸水主、人殺の一條云々」大極丸は海援隊の所屬であつた。海援隊は主として薩藩の援助で數艘の船（帆船及汽船）を有して、薩藩の旗章をたてゝ內國各地に航海して運送貿易の業に從事してゐた。其首領は坂本龍馬、團員は薩藩の脫藩士で土佐人が最も多かつた。その水夫が神戶で殺人をしたのである。

一五五　大久保一藏への書

慶應三年七月二十五日

只今坂元龍馬參り候。神戸え相繫居候[1]大極丸は今曉下坂いたし候。毛利[2]等え相談いたし、土佐の旗章を建替候處に決着いたし、薩州より買取候得共いまだ旗章の建替に不ㇾ到候間、土州え引合いたし候樣返答いたし可ㇾ吳候段承候付、右の都合に可ㇾ取計候間、其段大夫え御申出置被ㇾ下度奉ㇾ合掌ㇾ候。此旨乍ㇾ略義ㇾ以ㇾ書中ㇾ奉ㇾ得ㇾ御意ㇾ候。頓首。

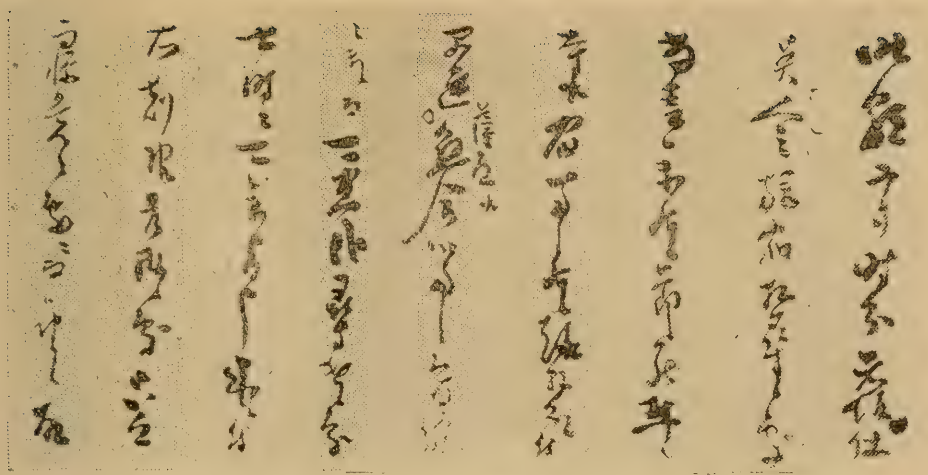
七月二十五日

西郷吉之助

大久保一藏樣

(1) 海援隊の操縦してゐた船　(2) 土佐藩士毛利恭助

【解說】 大極丸水夫の殺人の事と、海援隊の事は前書の本文及解說にある通である。 大極丸が薩藩の旗章を立てゝ居るため、累を薩藩へ及ぼさんことを恐れた爲であらう。 坂本龍馬が馳せ來つて、大極丸は今曉大阪へ廻港した。 土佐の旗章を立て換へるやうに毛利等に相談してその通決着したから、若其筋よりお尋ねがあつたら、あの船は土藩で薩州から買取つたものであるが、未だ旗の取換をしてゐないのであるから、土州藩へかけあつてくれと返事をして貰ひたいとの事である。 因つてそのところで取計ふから、左樣小松大夫へ申出でゝおいてもらひたいといふのである。

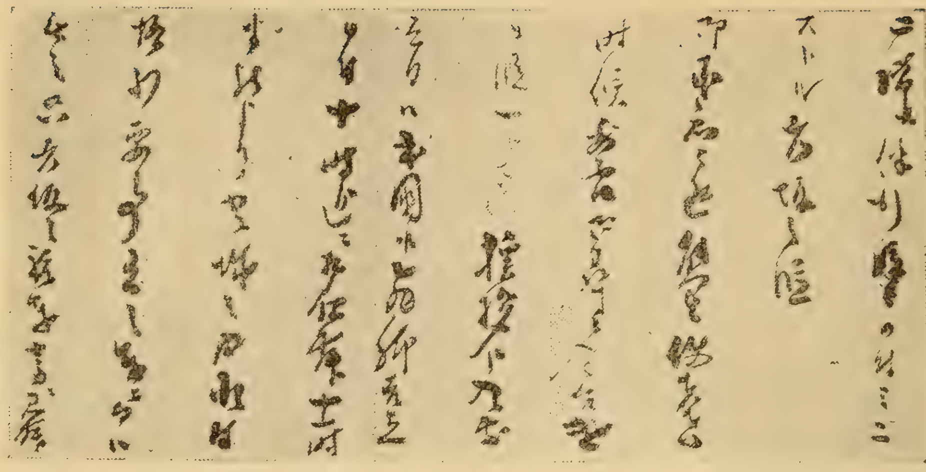


一五六 大久保一藏への書

慶應三年七月廿七日

【解說】此書は大阪より在京の大久保へ贈つたのである。主たる用向は英國公使館通譯官サトーを訪問した結果を通知したので、隆盛の外交ぶりが見えて頗る興味のある手紙である。中にもサトーより若、薩より英國へ應援を依賴せば引受けるといふ口氣であつたのを、日本政體變革のことは、いづれ我々國民の爲すべきことで、外人に依賴すべきにあらずと斷はつたことである。此事は後に揭ぐる八月四日付桂右衛門(久武)への書に一層明らかに見えてゐる。

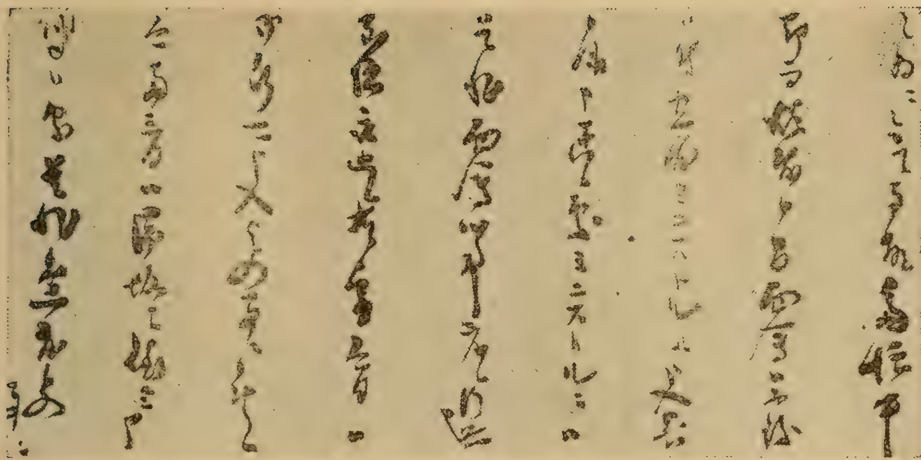
書中「柴山の疑惑とは大に違ひ申候」とあるは、柴



山が英國公使の行動に疑を挾んでゐたが、決して疑ふべきところはない、依然舊の如しだといふのである。

「長崎におひて英人船頭を兩人殺し候もの云々」これは長崎に於ける英國水夫を殺したのは、土佐人であると幕府より言ひふらし、なほ散々土佐の事を惡く英人へ言ひ込んだ樣子に聞かれる。萬一右英人殺しが土佐人であつたら困つたものであるといふのである。

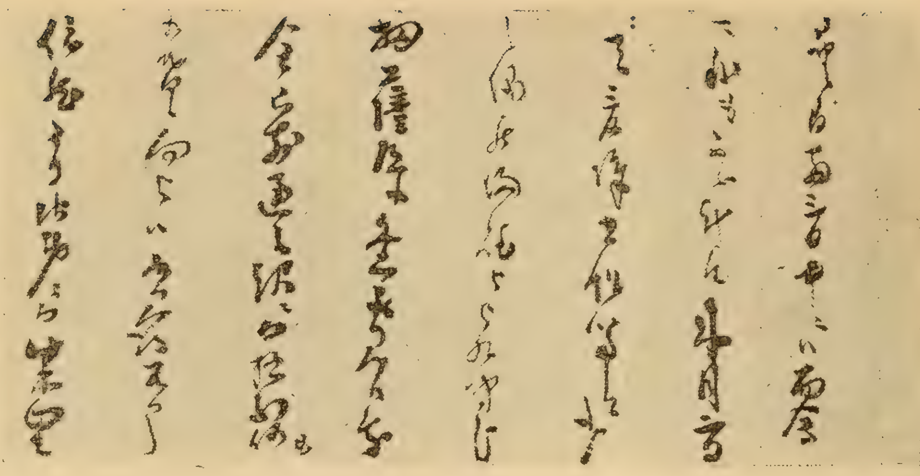
「越前に參候節云々」これは此年四月英國公使一行七人が越前敦賀へ行つた折、田舍では郡奉行なども出たが、城下では藩廳から誰も見えずに御馳走丈は十分にしたといつて、サトーは不審に思つてゐたといふのである。(是は幕府の嫌疑を恐れたためであつたらしいが、英人はそこまでは察しなかつたで



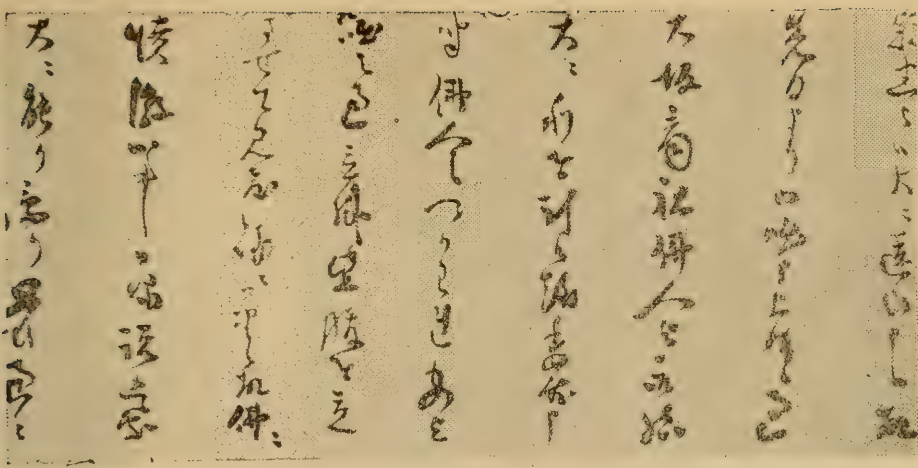
あらう。

昨朝二ツ時分着坂仕、英人の旅宿相尋候處、當春參居候節罷在候寺え宿いたし居候趣相分候付、早速薩道(1)(サトー)え懸合いたし、今日何時に參候て可㆑宜哉、尋遣候處、七時に可㆑參旨申來候付右刻限差越候處、只今寢覺候處にて御座候故、二階え伴行候付、ミニストル着坂の段御承知被㆑遊態〻使者を以て時候安

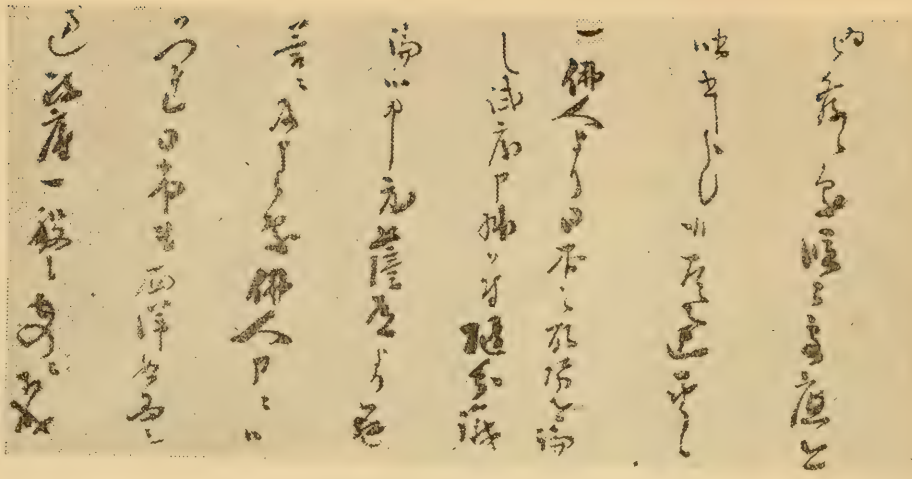
(1) 時英國公使館附通譯官英國人サトー



否御尋として被差遣候段、一と通挨拶申入候處、今日は本國え飛脚差立候付、十時迄に相仕舞、十一時半頃より登城の由承候付、格別要事有之儀にては無之、只着坂の祝儀旁見舞の爲に參候事故、多忙中却て煩敷候間面會は不致候付、宜敷ミニストルえ申入呉候樣申述候處、ミニストルには是非面會いたし度候得共、至極取込居候間、今日は御斷可申入との事に御座候。　今兩三日は滯坂の賦（つもり）と

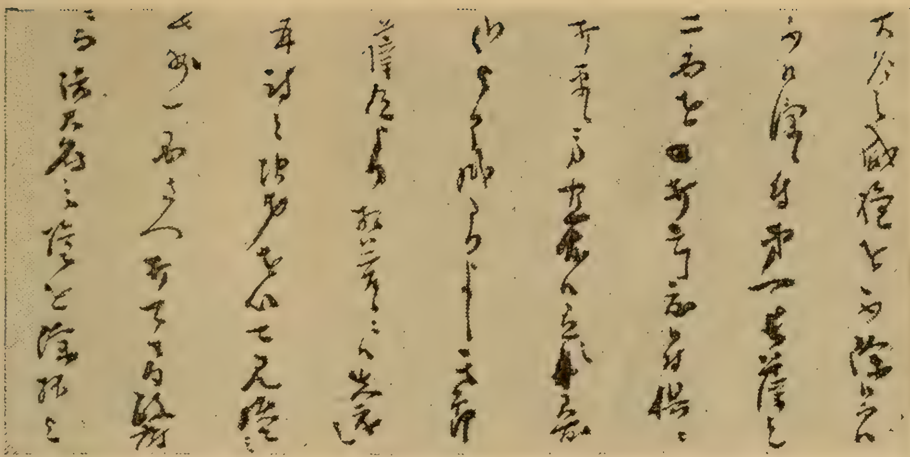


申聞候處、是非逢度との事に御座候間、兩三日中には面會可レ致も不レ被レ計候。來月二日には爰許出帆いたし江戶の樣罷歸賦と被二相聞一申候。扨、薩道え逢取見候處、全已前通の譯にて、格別何も相替候向とは相見得不レ申、依然たる次第にて、柴山の疑惑とは大に違ひ申候故、先日より御話申上居候通、大坂商社佛人と取結、大に利を計候趣委敷申聞、佛人のつかわれものと御話の通急掛、些、腹を立さ

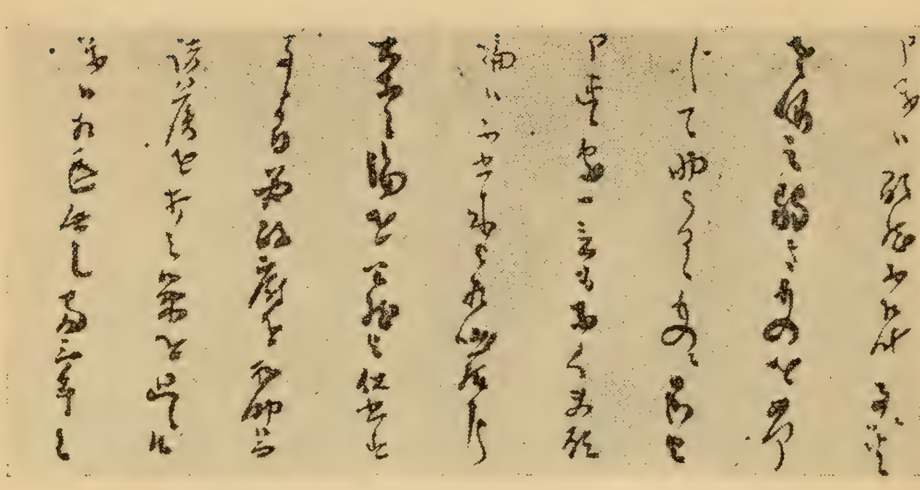


せて見度賦に御座候故、佛に憤激いたし候樣說込候處、大に能く參り、思ひ通に爲レ被レ發（おこらせ）候處、段々意底を咄出し申候間、左の通御座候。

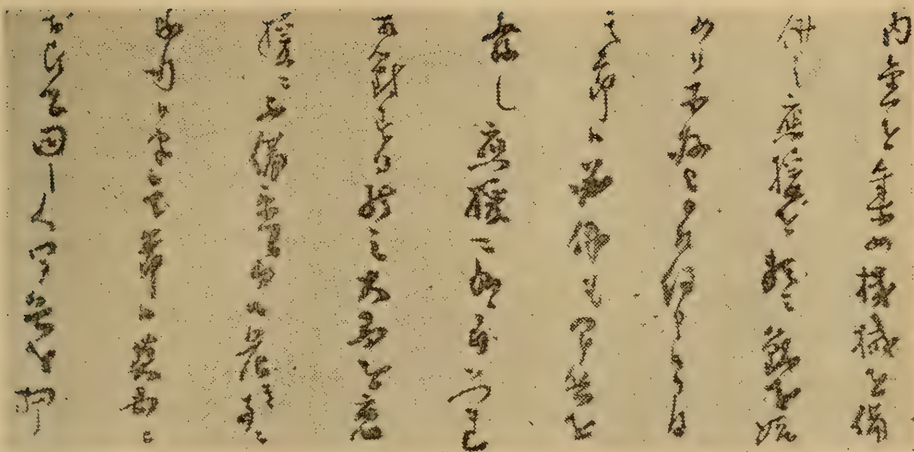
一佛人より日本の形勢を論じ試度申掛候付、隨分議論いたし度、薩道より返答に及申候處、佛人中にはいづれ日本も西洋各國の通政府一般のものに相成、大名の威權を不レ除候ては不二相濟一候付、第一長薩の二國を打亡し度候付、俱に打平候方宜敷は有レ



之間敷哉と申掛たるよし、其節薩道より相答候には先度の再討の次第を以可見、纔の長州一國さへ打てざる政府にて諸大名の權を除抔と申儀は、顯然不相叶事に御座候。左樣の弱きものを如何して助らるゝものに候哉と申述候處一言もなく、夫形論は不出來と相咄居申候。右等の論を公然と仕出す事候間、必政府を相助候て諸侯を打の策を廻し候儀は相違無之、兩三年の內、金を集め



機械を備、佛の應援を賴み戰を始め候所存と被相伺申候間、其節は必、佛も軍兵を發し、應援可致候間、いづれ相對する所の大國を應援に不備置候ては危き事に成行候はん。　其節は英國におひて同しく軍兵を押出し、守護可致と申觸れ候へば、佛の援兵は決て動かし候儀は不相叶候間前以能々相結候處肝要と相咄事に御座候。　第一英國の所存は、日本國王、政柄を握らせられ、其下に諸侯を



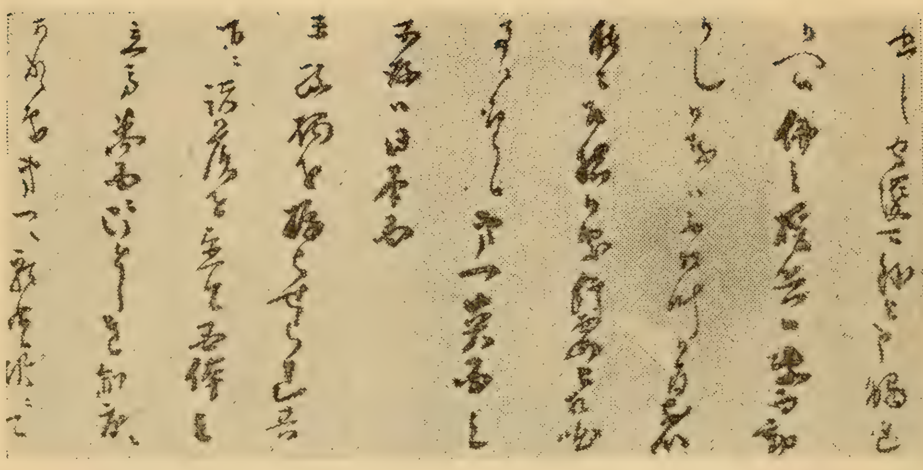
置て、國體の立方、英國にひとしき制度に相成候儀專一に願居候譯にて、

此度も英國王より

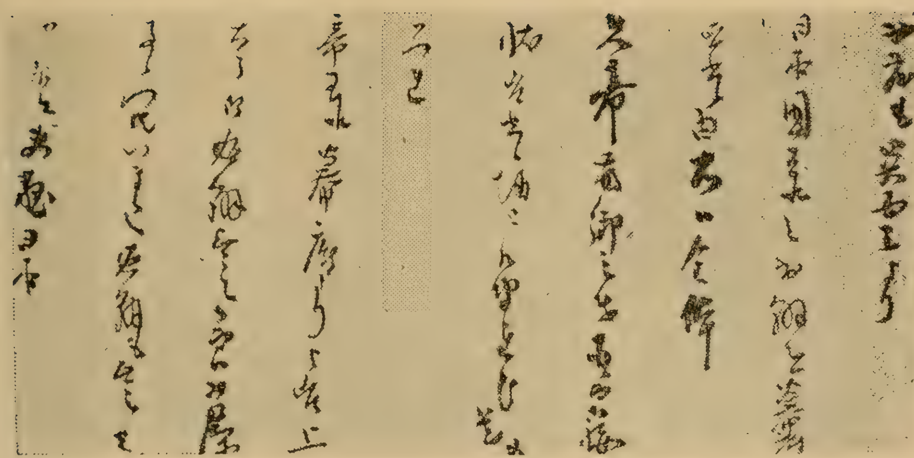
日本國王えの書翰を幕府え差出候由、右は全體

先帝崩御の儀承候て御悔狀差出候趣と相聞れ申候。是もいづれ帝王え幕府より被差上、右の御返翰無之候ては不相濟事候へ共、いまだ返翰も無之と申居候。夫程日本

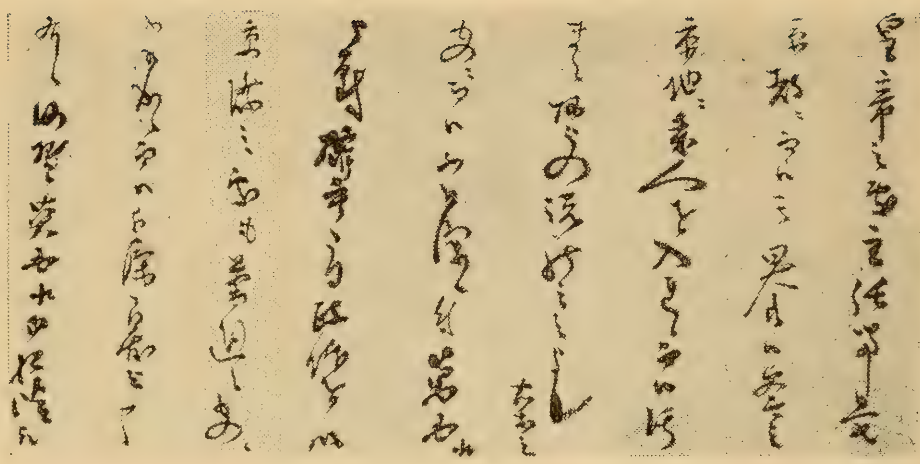
皇帝の處主張いたし候得共、京都に

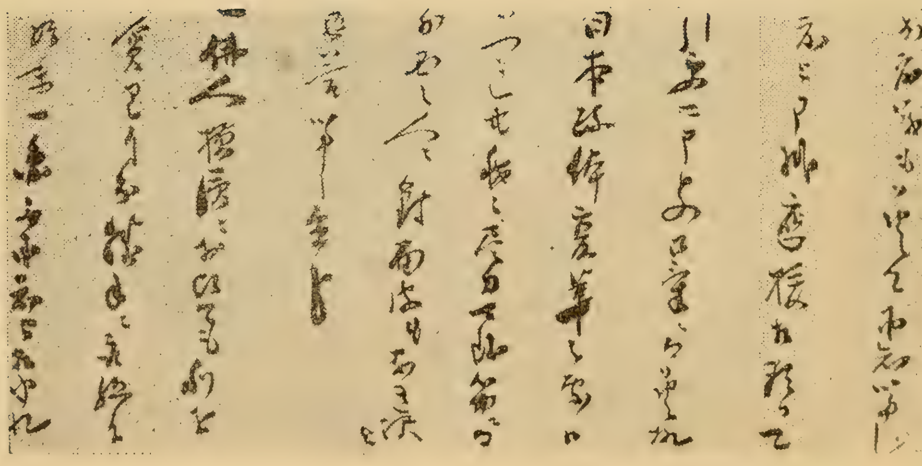


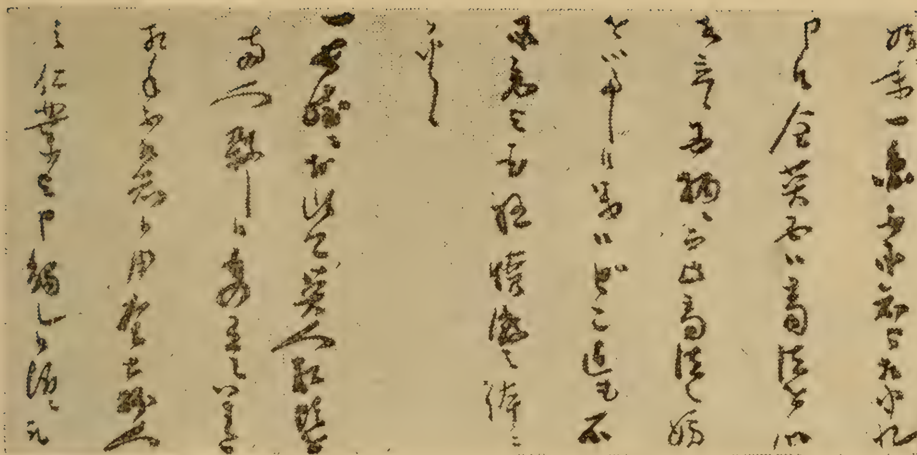
ては其思召は更に無レ之、京地に異人を入れ候ては汚れ候抔との說のみのよし、右等のものにては不二相濟一候付萬國え被レ對、確乎たる政體を以交際の處も普通のものに不二相成一候ては相濟間敷と申居候。 何ぞ英國え御相談被レ成度儀も御座候はゞ承知いたし度と申掛、應援相賴候はゞ引受可レ申との口氣にて御座候故、日本政體變革の處は、いづれ共、我々盡力可レ致筋にて外國の人に對し面皮も



なき譯ゝ返答いたし置申候。
一佛人横濱におひても利を貪り、自分勝手に取組候始末、一圓不承知ゝ相聞れ申候。全英國は商法を以相立候國柄にて、此商法の妨をいたし候儀は、ごこ迄も不承知ゝ至極憤激の體に御座候。
一長崎におひて英人船頭を兩人殺し候もの有之、いまだ相手不相知候由、全土州人の仕業ゝ申觸し候趣に被相聞申候。餘程土州を惡しく申

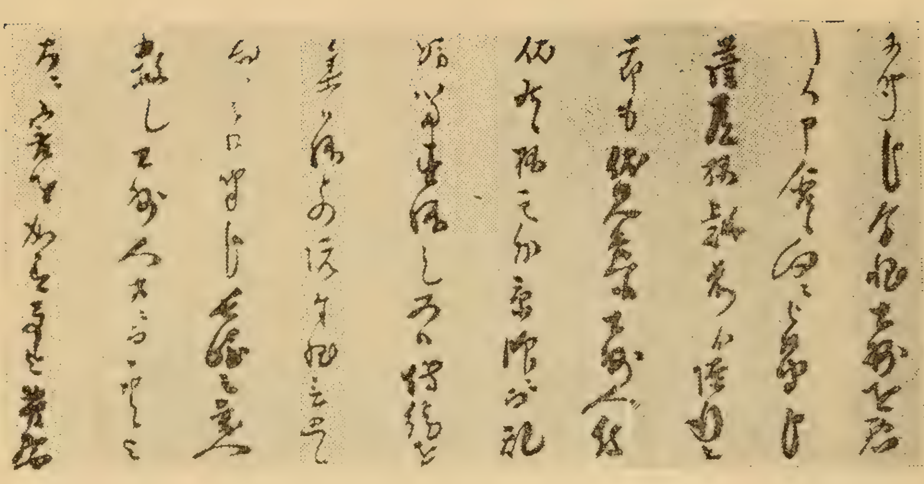


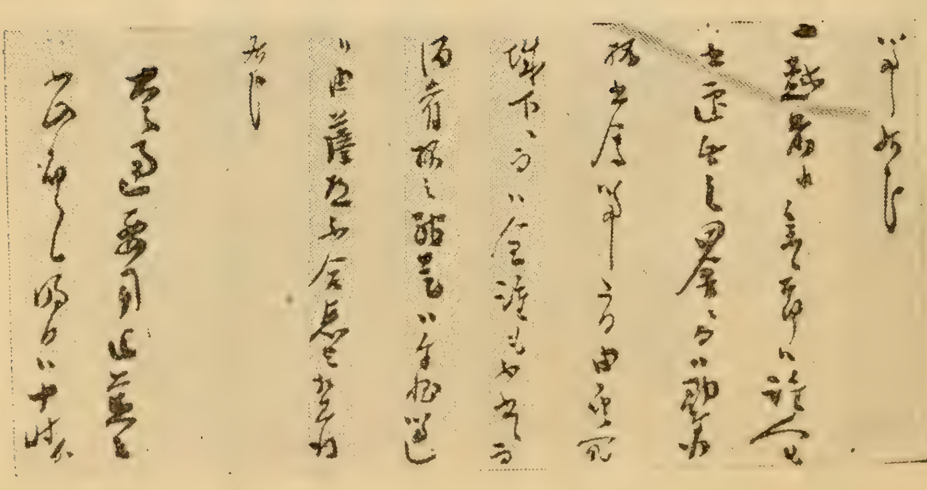


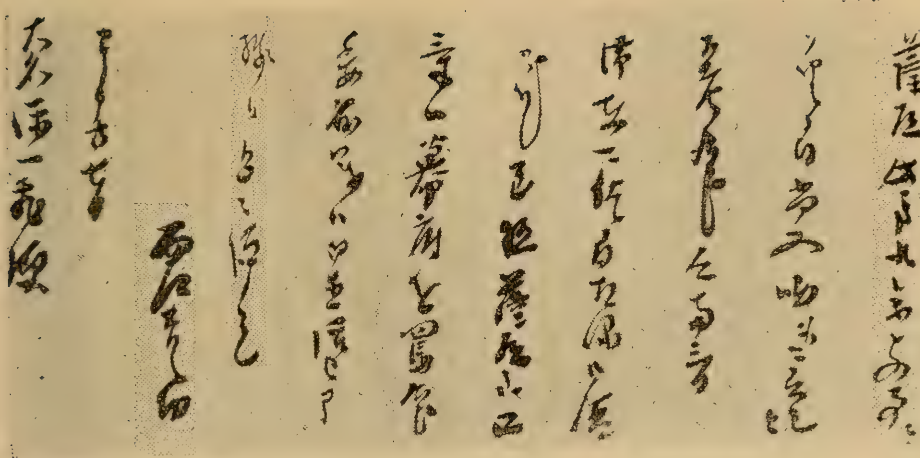


舍候向に被二相聞一申候。　薩道抔越前より陸行の節も、伏見邊え土州人待伏居候抔、其外京師にて亂妨いたす抔し、又は博徒を集候抔との說、餘程言込候向に被二相聞一申候。　長崎の異人殺し、土州人共にて御座候との大に害を成す事と苦察いたし居申候。

一越前え參候節は誰人も出迎無レ之田舍にては郡奉行抔出會いたしたる由御座候へ共、城下にては全誰も不レ出候て、酒肴抔の馳走は餘程いた







し候由、薩道不合點ニ相見得居申候。
右の通要用迄荒々如ㇾ此御座候。
明日は十時より薩道此方え參ニ
の事に御座候間、尙又咄も可ㇾ有ㇾ之
ニ相考居申候。今兩三日は滯在
可ㇾ仕候間、佐樣御含可ㇾ被ㇾ下候。至
極薩道の口氣は幕府を罵居申候
委敷義は御直話ニ申殘候。恐々
謹言。

七月二十七日　西鄕吉之助

大久保一藏樣

一五七　由比、佐々木への書

慶應三年七月廿九日

唯今承知仕候蒸氣船の儀乘頭(1)召呼取締(2)候處、バッテーラの儀は、間違にて、爰許へは相廻居不レ申趣に御座候間、早速兵庫本船へ乘頭は參候樣相達候に付、明朝は別段迎船を不レ差上レ候間、何卒兵庫迄は其御許より御乘廻被レ下度、彼方にて御待申上居候て、本船御乘込相成候はゞ直樣出帆の都合に決し申候に付、左樣御含被レ下度、御約定の趣と少し相違致候に付、此旨早々奉レ得二御意一候。頓首。

卯七月二十九日

西郷吉之助

(1) 船長の事

(2) 取締は誤寫ならん

由比猪内様(3)
佐々木三四郎(4)様

要詞

【解說】此書は隆盛が大阪に於て、土州藩士由比猪内と佐々木三四郎とに連名にて與へたのである。此頃、英國公使パークスは長崎に於ける英人水夫殺を土州人の所業と思ひ込んで、大阪で嚴しく板倉閣老に談判したが、閣老も證據もない事であるから如何とも仕様がない、パークスは幕府が强藩を恐れて土州へ手を下し得ないのだらうから、自分が行つて談判するといつてきかぬ。由井、佐々木兩人は藩命で板倉閣老にあつて、兩人が直接パークスにあつて話をつけようと云つたが、閣老は、それを許さず、それよりもすぐに歸つて英人と談判の準備をするがよいといつた。

パークスは兩人が歸國するといふことをきいて、英國軍艦に乘つて一緒に行くやうに兩人へ言うてきた。けれども兩人は、夷人の軍艦で歸國しては土州人が八ヶましく言ふ

(3) 土佐藩參政
(4) 土佐藩大監察（後の侯爵高行）

に違ひない。且つ土州へ文句を言ひに行く者と一緒に行くのは可笑なものであると思つて、折柄、大阪に來てゐた隆盛に事情を話して、薩藩の汽船三邦丸で兩人を土州へ送つてくれぬかといふ相談をした。隆盛は早速承知してバツテーラ（短艇）で明朝兩人を迎にやらせるといふ約束をしたと見える。その後、船長を呼んできいてみると短艇は大阪に來てゐないといふことが分り此書を送つたのである。

一五八　大久保一藏への答書

慶應三年八月朔日

芳翰忝拜誦仕候。陳ばミニヘル銃かれ結(1)等の儀早々御遣被下、慥に御受取申上候。將又柴山(2)東下の義何樣の御用かは不相分候得共、ブロイセンミニストル(3)には近日著坂の模樣申來候。先月廿九日橫濱出帆との噂に御座候。當地にては早宿等の手當には相成居候由御座候。高輪借地の儀は右樣の振合御座候はゞ江戶にては相調申間敷か。いづれ當地にて御談判被成度事と相考居申候。此段は爲御心得申上置候。頓首。

八月朔日

西鄕吉之助

(1) かれ結は未詳

(2) 薩藩士柴山良助

(3) プロシヤの公使といふこと

大久保一藏樣

【解說】これは大阪より在京の大久保への返書である。來書に如何なることがあつたか能く分らぬから、此書の意味も分りかねるが、普魯西公使への用向で、柴山良助に江戸行を命ぜらるゝ趣を云つて來たと見えて、此書を以て普魯西公使は近々來阪する旨を報じたのである。

一五九　桂右衛門への書

慶應三年八月四日

〔1〕太守様益御機嫌能被レ遊二御座一恐悦の御儀奉レ存候。〔2〕中將様御儀漸々御快方被レ爲レ在、昨日は〔3〕陣幕等の角力も御覽被レ遊候位の御事にて、誠に難レ有儀御座候。御同慶可レ被二成下一候。陳は土州の憤發近來國論も相定、後藤象二郎大議論も容堂侯御許容相成候段は一左右有レ之、一同決着相成候て、又々不意に容堂侯御登京の御賦に容堂侯御登京の御賦に御座候。最初の處實は御着眼不二相立一御猶豫の念相起候事と相見得申候。天地間大條理を以制度に懸け大論相發候事に御座候へば、一度此論を聞て不同意は不レ被レ申

(1) 島津忠義公　(2) 島津久光公
(3) 陣幕（ぢんまく）は當時の大關

譯、幕府においても凌は出來不申儀に御座候。　先月中には是非後藤抔登京の筋申來居候へ共、いまだ着不仕、決て議論相變候譯にては有御座間敷、長崎において英國人殺害に逢ひ、土州人え御不審有之由にて、段々六ケ敷由に被相聞申候。　就ては先月廿一日方より追々の着坂にて、英國人並佛蘭西人ミニストル參候付廿五日夜より川下いたし、私被差下候付、廿七日英人旅館え參り談判仕候次第、帶刀殿より申上越候樣承知仕候間、大略申上候付宜敷御含可被成下候。　扨其日はミニストルには多忙中にて面會不相調、薩道え逢取候付、得と談判仕候次第、左條の通に御座候。

一最初よりミニストルを立腹爲致度賦にて御座候故、十分喧嘩いたす含に御座候處得逢取不申候付無致方薩道え喧嘩しかけ

申候儀に御座候。畢竟、英人も幕吏より說付られ候新聞も有之又柴山良助近來江戸表え面會仕候處、已前相替候說も御座候付、此度至極叩込賦に決着仕居候處、十分叩上げ候賦に御座候。最初立腹爲致候廉は、兵庫開港に付ては英人至極骨を折、開港の上佛人利を得候手段を以見候へば、全英人は佛人のつかわれと見受候旨申聞候處、大に起り、決て佛の下に屈し候英國にては更に無之、何樣の譯を以かく卑下して申聞候哉と憤激して懸候付、先づ得と聞候へ、開港の道開をいたし候英國にして、商賣の利得を占候は佛國にて御座候。　其譯は大坂の豪商を談らひ、身分を上げ扶持を出し、兵庫交易方の掛を命じ、大に商社を取組、全大坂の金を圓め、諸侯の手を縮、利を幕府え占付候手

段いたし候。是は全佛國と相談いたし、幕府の奸策を施し候事にて、兵庫の交易は佛と幕府とにて商權を掠候ものに相成候付、英國はにがきを喰、佛國は甘を喰ひ候譯に可見候へば、全佛のつかわれにては無之哉と論じ懸申候處、大に佛に憤を發し、其意底を吐出候事に成行申候て、却て我の大幸に相成申候。譯は横濱におひても兼々佛は獨、利を貪り英は憤居候折柄、大坂商社の手段專英を疎じ候始末にて可憤條件に御座候。夫に付薩道より申述候には、此度横濱にて佛人より日本と形勢を論試度との事故、承候處、只今の姿にて幕府は日々衰行諸侯の勢ひは益强相成候付、英佛抔の樣幕府計に相成、諸侯は無きものに制度を不相替候ては、迚も治りは相付申間敷、第一諸侯の

内にても長、薩の二國は强大の故、早く不打亡候ては不相濟候付、英佛合して打破度との相談有之候付、薩道より申答候には、此度長州征討の樣誠に柔弱の次第にて、彼の一國さへ不破得幕府、迚も日本を制御可致道理も無之、ケ程弱ひものを援らるゝものにては無之と返答いたし候處、佛人一言の答も出來不申と相咄居申候。「右等の論判を仕懸候次第にて、幕府より能々佛國え結込、佛の應援を以テ諸侯を打挫の策、萬々無相違只今金を幕府え占付、諸侯の手の延ぬ樣にいたし、機械其外の要器は幕府一手に占上げ、諸侯の窮する處を見て可打挫との策に有之候故、拾年を不出して諸侯の災害は差見得候付、只今より其策略を不用候ては、實に危次第に成行候はんか。　いづれ右の

奸策を挫候には佛と可二相抗一强國と親を結不レ置候ては、相濟間敷左候へば、譬へ佛の援兵を相發候時は、英國より押付候儀は相調可レ申、其節は英國におひても戰爭の爲警護出兵いたすと申觸し、同數軍兵を差出候へば、必、佛國の援兵は差出候儀は相叶不レ申候付、右の御相談も候はば可レ承と、却て彼方より申出し候付「是は大幸の譯至二其時機一ては御相談可レ申」と相答候ては、又英國に使役せらるゝ譯に相成候のみならず、全ッ受太刀に落來ッ議論も鈍(にぶり)、此末の處下鳥に相成候儀、自然の勢ひに御座候故、うんと返答いたし置處と相考申候付、「日本の國體を立貫て參(まゐる)上(うへ)に、外國の人に相談いたし候面皮(つらのかは)は無レ之、こゝの處は十分相盡す賦に候間宜敷汲取吳候樣」相答置申候。　最初より英人に腹

を立させ憤激させ候趣向は他事にては無之、偏に佛と引離し、却て佛の應援を押(おさへ)させ候策に御座候へ共、右樣彼より應援の相談承度と申處え乘込候ては不相濟一大事の處故、道を以辭し候處、彼等には尙可愛等敷(かあいらしく)相成候模樣に相見得申候。　第一此儀は安心の事に御座候。

一　先月廿四日將軍下坂と申事にて御座候へ共、實は廿三日夜下坂いたし候由、此度全く佛人えミの專用の譯にて御座候由、薩道より申事に御座候。　英のミニストルも面會には相成候へ共、格別の談は無之相濟候由、其節閑叟(4)侯御歸國掛下坂中にて、城中におひて一緒に面會相成候由に御座候。　此人も大に英人は疑ひ居申候。　將軍は佛の軍艦えも乘組に相成申候。　餘程

(4)　鍋島閑叟公

親む模樣に御座候。

一 土州の處近來國論皆正義に歸し候付、餘程幕府より嫌疑を掛俗論に打歸度賦と相見得、色々離間策を廻し候樣子に御座候處、長崎の英人殺害に付、ミニストルよりは幕吏に兼て憤居候故、一向相責候處を以、是を幸といたし、英人を以土州を打挫の策と相見得、此度ミニストル歸帆掛土州え相廻候手段に相成、殘念の仕合に御座候。乍ㇾ然土州におひては却て結を付候策に御座候由、如何あらんかと大に懸念いたし居申候。彼大策も是が爲に崩候樣相成候ては不ㇾ相ㇾ濟事と苦思仕居申候。右に付私下坂中の事故、色々相談も承候付、先づ幕吏は置て、異人に直に應接可ㇾ被ㇾ成、其上六ケ敷成立候はゞ私も同伴可ㇾ致候付、

是非直談の處に相成候樣申置候處、板倉閣老ご談判のみ晝時分(5)夜八つ過迄議論いたし、前を慮り後を顧、毎の御役人論故、大坂にて喰留候手段不二相調一ごふ々々本國迄參候場合に、相成、殘多キ次第に御座候。　幕吏も外國奉行一人、御目付兩人差越申候。右等の事發り候處、餘程世話(6)に相成候向にて、ミニストルより申遣候は、此度の樣の事到來いたし候ては、かく迄親睦いたし居候兩國の間も、忽瓦解可レ致事候間、能々其處汲受呉候て、壯士輩えも手堅申諭、至極相屆候樣可レ致呉旨申遣候事に御座候。譬へ一書生の業にもせよ、必國君の罪に歸し候事故、其處委敷可二諭呉一段承候付、右の次第は御賢慮を以人々相心得候樣、御諭被レ下度奉二合掌一候。　若哉御國共に右樣の事有レ之候へば、私は御相

(5) ゟ（より）の誤か
(6) 心配になるといふ意

件に割腹いたし、不相謝候ては是迄の親睦は水に相成候事と決着仕居申候。　此度の土州の談判に相加りて、私の首の質物を差出置舍に相決居候處、是以相違いたし申候。　只異人を壓倒すべき事は只一つ可有之と兼て存居申候。　異人は自及いたし候儀は出來不申由御座候間、目前にて見事に割腹いたし候得ば、少しは膽を寒し可申かと相考申候。

一越前國を此節英人通行いたし候節は、宿屋抔の馳走は餘程念を入候て、誰も應對の人は不出合候由、誠におかしな仕業と異人笑合申候。　全幕府の嫌疑を遮、且異人の機嫌取はいたしたるものと相見得、實に姑息の計に御座候。

一フロイスと佛國の戰爭も如何成行可申哉。　ごふか近來は相

止候樣子に承候と申掛候處、薩道相答候には、先比の便には相治候趣申來候得共、近日の便に又々戰爭に相向候趣申來候。此度はいづれ戰に可相成との説に御座候。(7)此兩國に戰を發し候へば、大に日本の爲には大幸と、天心を以は甚以罪ある譯ながら、只我國の難儀の餘りには、却て彼等の戰爭を欲し候淺間敷心に御座候。　若、戰に相成候へば佛えは幕府よりは是迄一向應援の兵を相賴居候處に御座候へば、只、聞捨には相成間敷、其節に臨み援兵を不差出候へば、必、佛人にも見限られ候はんと相考居申候。

右の通形行大略申上候間、宜敷御含可被成下候。　恐惶謹言。

八月四日　　西郷吉之助

(7) 此一節の意味は、斯樣なことを申しては天意を以てすれば甚だ罪な譯であるけれども我國の困難の餘りに、普佛の戰爭が日本の爲に大幸であるといふ淺ましい料簡が起るといふのである。

右衛門様

御侍史

追啓上三邦丸土州のもの兩人、急速の歸國に付、拜借相願、當月朔日夜出帆仕、土州迄被差遣候。相屆候へば直樣歸坂の賦に御座候。

【解說】此書は慶應三年八月四日、京都より鹿兒島へ向けて發送したもので、土佐藩との關係並に英國公使館通譯官サトーに面談の模樣を報じたものである。サトーに對談の事は既出七月二十七日付大久保への書に見えてゐるが、此は遠隔の地に大事件を知らせるものだけに、彼よりも一層精細である。文辭又暢達、蓋、卷中有數の文字である。なほ、隆盛が斯る外交上の掛引を赤裸々に報告したる相手桂右衛門(久武)の何人であつたかは讀者の知らんと欲する所であらう。桂は薩摩の名門で、其名は既に度々本書にあらはれた。彼は隆盛の先代から眷顧をうけた薩藩の名族日置家(島津氏)の出で、夙くより

篤く隆盛を信じ、隆盛の謫居中にも特別の保護を加へた人、此頃は藩政の要路に立つてゐたのである。後丁丑の事あるに及び、彼は隆盛と其死を共にした。

さて、後藤象二郎の提唱した王政復古、議院制度創設の意見に薩藩が賛意を表し、薩土同盟をしたことについては、從來、史家の間に、色々議論のあることで、小松は別とし、西郷、大久保は心からの賛成でなかつたやうにいふものが多い様であるが、此の手紙に、「天地間の大條理を以て、制度に懸け、大論相發候事に御座候て、一度此論を聞て不同意は申されざる譯、幕府においても凌は出來申さゞる儀に御座候云々」とあるを見れば、隆盛が所謂天地間の大條理に向つて、たしかに叩頭したことが分かる。且つ前に記した、山縣、品川への書面で見ても、初め、隆盛等は薩土盟約に深く望をかけて居たことが窺はれる。然るに、その協調がうまく行かなかつたのは、容堂侯の兵力不要論が明かになつて、意見の間隔が著しくなつたからであらうと思ふ。

次節、サトーとの面談の一條は、隆盛が地下で、そんなことは世間に公表するつもりでは無かつたと哄笑するかも知れぬが、とにかく隆盛は看板だけではない、德に於て秀でて居る計でなく、智も略も十二分に備へて居た人であつた。眞實、德の人であつたと同時にまた力の人でもあつたことが十分に此書で分かる。而かもその末段に、「是は大幸の譯、其

時機に至りては御相談申すべしと相答へ候ては、又、英國に使役せらるゝ譯に相成候のみならず、全く受け太刀に落ち來り、議論も鈍り、此末のところ下島に相成候儀、自然の勢に御座候故、ウンと返答いたし置く所と相考へ候に付、日本の國體を立て貫きて參る上に外國の人に相談いたし候ふ面の皮はこれなく、此處のところは十分相盡すつもりに候間宜しく汲取候樣相答へ置き申候」とあるは隆盛の大識見をあらはして居る。まことに危機一髮の際、かゝる大外交家を有して居たのは、我が日本をして今日あらしめた所以であり、未來永刧、我が日本民族のほこりであると言はなくてはならぬ。

大西鄉全集刊行趣旨

天を敬ひ人を愛し、貫くに純情を以てす、これ我が大西鄉先生の生涯ではなかつたか、至誠一貫、その功業の博大なる、志操高邁、その德風の普ねき、蓋し先生の右に出づるものはあるまい。

明治維新の大業、一として先生の籌策に俟たざるなく、而も自ら謙つて功を他に推し、舊勢力を打破しつゝも來らんとする新勢力の固化を警め、自ら奉ずるところ薄うして常に隣人のために盡し、艱難に居て天を恨みず、不遇に處して人を咎めず、人倫の常を踏んで嚴に禮節の正を守つて恪、而も情義の厚く麗はしき、西南の大役、八千の子弟を戰場の露と化して、鄉黨の間なほ些の怨嗟を聞かず、却つて神の如く敬慕せらるゝ所以、神か聖か、崇高博大なる超人的力がそこに存してゐなくてはならぬ。

近者、諸々の社會事象を見る、近代歐洲の物質文明漸浸に伴ひ、心を物に從せしめ、德を利に屬せしめて、日本人日本を知らず、毒素蔓延、社稷將に危からんとするものがある、而もその禍根、一として己を先にし、公を後にせんとする物質主義的功利主義の現はれならぬはない。功利主義必ずしも惡むべきではなく、物質文明必ずしも貶すべきではない、たゞその本末體用を轉倒せんとする風あるを恐れる。功利を道德に從せしめ、物質を精神に屬せしめんがためには、正を踏んで恐れず、義を見て難に赴かんとする日本精神の復活普及徹底を計るの他はない。

茲年、南洲先生の五十年祭に當り、先生の光輝ある大人格を永遠に記念すべく『大西郷全集』の刊行を企てたる所以、また實に大先生の遺德を追慕し、その高風を天下に闡明し、殉正奉公の大精神を永遠に發揚せんとする微衷に他ならぬ。願くは大方の賛襄を祈る。

大西郷全集刊行會

會長　頭山滿

副會長　床次竹二郎

顧問　伯爵　東郷平八郎　伯爵　牧野伸顯
子爵　齋藤實　子爵　大迫尚敏
男爵　島津長丸

監修　文學博士　三宅雄二郎

編輯顧問　勝田孫彌　川崎三郎

編輯委員　渡邊盛衛　滿川龜太郎　下中彌三郎
藤井甚太郎　中野正剛　法學博士　大川周明
沼波武夫　安岡正篤　寒川陽光
大川信義　有馬純彥

幹事　原口統太郎　吉國半五　清藤幸七郎

大正十五年十二月十日印刷
大正十五年十二月廿五日發行

大西鄉全集第一卷
定價 金八圓

不許複製

大西鄉全集刊行會編輯委員
編輯人 大川信義
東京市神田區淡路町二ノ三
發行人 下中彌三郎
東京市外池袋本村一九五
製版人 田中作一
東京市神田區三崎町三ノ六五
印刷人 西村由太郎
東京市牛込區山吹町二ノ五〇
製本人 手塚登

發行所
東京市神田區淡路町二ノ三
大西鄉全集刊行會
振替東京三四六九番

發賣所
東京市神田區淡路町二ノ三
株式會社 平凡社
振替東京二九六三九番

